

# 百舌鳥・古市古墳群：

—古代日本の墳墓群—



2018

日 本









# 百舌鳥・古市古墳群

—古代日本の墳墓群—

要約



# 要約

## 1. 締約国

日本国

## 2. 地方

大阪府

## 3. 資産の名称

百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群—

## 4. 所在位置

表 e-1 構成資産及びその所在地

| 資産<br>No. | 構成資産の名称              | 所在地   | 中央座標          |                |
|-----------|----------------------|-------|---------------|----------------|
|           |                      |       | 緯度            | 経度             |
| 1         | 反正天皇陵古墳              | 大阪府堺市 | N 34° 34' 34" | E 135° 29' 18" |
| 2         | 仁徳天皇陵古墳、茶山古墳及び大安寺山古墳 | 大阪府堺市 | N 34° 33' 53" | E 135° 29' 16" |
|           | 2-1 仁徳天皇陵古墳          |       |               |                |
|           | 2-2 茶山古墳             |       |               |                |
|           | 2-3 大安寺山古墳           |       |               |                |
| 3         | 永山古墳                 | 大阪府堺市 | N 34° 34' 05" | E 135° 29' 12" |
| 4         | 源右衛門山古墳              | 大阪府堺市 | N 34° 33' 54" | E 135° 29' 28" |
| 5         | 塚廻古墳                 | 大阪府堺市 | N 34° 33' 46" | E 135° 29' 26" |
| 6         | 収塚古墳                 | 大阪府堺市 | N 34° 33' 31" | E 135° 29' 16" |
| 7         | 孫太夫山古墳               | 大阪府堺市 | N 34° 33' 36" | E 135° 29' 06" |
| 8         | 竜佐山古墳                | 大阪府堺市 | N 34° 33' 40" | E 135° 29' 00" |
| 9         | 銅亀山古墳                | 大阪府堺市 | N 34° 33' 46" | E 135° 28' 56" |
| 10        | 菰山塚古墳                | 大阪府堺市 | N 34° 34' 01" | E 135° 29' 03" |
| 11        | 丸保山古墳                | 大阪府堺市 | N 34° 34' 01" | E 135° 29' 07" |
| 12        | 長塚古墳                 | 大阪府堺市 | N 34° 33' 29" | E 135° 29' 16" |
| 13        | 旗塚古墳                 | 大阪府堺市 | N 34° 33' 24" | E 135° 28' 58" |

| 資産<br>No. | 構成資産の名称                   | 所在地              | 中央座標          |                |
|-----------|---------------------------|------------------|---------------|----------------|
|           |                           |                  | 緯 度           | 経 度            |
| 14        | 銭塚古墳                      | 大阪府堺市            | N 34° 33' 18" | E 135° 29' 03" |
| 15        | 履中天皇陵古墳                   | 大阪府堺市            | N 34° 33' 14" | E 135° 28' 39" |
| 16        | 寺山南山古墳                    | 大阪府堺市            | N 34° 33' 22" | E 135° 28' 48" |
| 17        | 七観音古墳                     | 大阪府堺市            | N 34° 33' 24" | E 135° 28' 46" |
| 18        | いたすけ古墳                    | 大阪府堺市            | N 34° 33' 11" | E 135° 29' 09" |
| 19        | 善右エ門山古墳                   | 大阪府堺市            | N 34° 33' 09" | E 135° 29' 11" |
| 20        | 御廟山古墳                     | 大阪府堺市            | N 34° 33' 17" | E 135° 29' 27" |
| 21        | ニサンザイ古墳                   | 大阪府堺市            | N 34° 32' 48" | E 135° 29' 58" |
| 22        | 津堂城山古墳                    | 大阪府藤井寺市          | N 34° 34' 55" | E 135° 35' 37" |
| 23        | 仲哀天皇陵古墳                   | 大阪府藤井寺市          | N 34° 33' 57" | E 135° 35' 39" |
| 24        | 鉢塚古墳                      | 大阪府藤井寺市          | N 34° 34' 04" | E 135° 35' 45" |
| 25        | 允恭天皇陵古墳                   | 大阪府藤井寺市          | N 34° 34' 23" | E 135° 37' 00" |
| 26        | 仲姫命陵古墳                    | 大阪府藤井寺市          | N 34° 34' 55" | E 135° 35' 37" |
| 27        | 鍋塚古墳                      | 大阪府藤井寺市          | N 34° 34' 17" | E 135° 34' 53" |
| 28        | 助太山古墳                     | 大阪府藤井寺市          | N 34° 34' 05" | E 135° 36' 47" |
| 29        | 中山塚古墳                     | 大阪府藤井寺市          | N 34° 34' 05" | E 135° 36' 49" |
| 30        | 八島塚古墳                     | 大阪府藤井寺市          | N 34° 34' 05" | E 135° 36' 52" |
| 31        | 古室山古墳                     | 大阪府藤井寺市          | N 34° 34' 05" | E 135° 36' 34" |
| 32        | 大鳥塚古墳                     | 大阪府藤井寺市          | N 34° 34' 01" | E 135° 36' 32" |
| 33        | 応神天皇陵古墳、誉田丸山古墳及び<br>二ツ塚古墳 | 大阪府羽曳野市          | N 34° 33' 44" | E 135° 36' 34" |
|           | 33-1 応神天皇陵古墳              |                  |               |                |
|           | 33-2 誉田丸山古墳               |                  |               |                |
|           | 33-3 二ツ塚古墳                |                  |               |                |
| 34        | 東馬塚古墳                     | 大阪府羽曳野市          | N 34° 33' 50" | E 135° 36' 44" |
| 35        | 栗塚古墳                      | 大阪府羽曳野市          | N 34° 33' 46" | E 135° 36' 45" |
| 36        | 東山古墳                      | 大阪府藤井寺市          | N 34° 33' 42" | E 135° 36' 19" |
| 37        | はざみ山古墳                    | 大阪府藤井寺市          | N 34° 33' 42" | E 135° 36' 08" |
| 38        | 墓山古墳                      | 大阪府羽曳野市<br>・藤井寺市 | N 34° 33' 28" | E 135° 36' 16" |
| 39        | 野中古墳                      | 大阪府藤井寺市          | N 34° 33' 32" | E 135° 36' 16" |
| 40        | 向墓山古墳                     | 大阪府羽曳野市          | N 34° 33' 26" | E 135° 36' 22" |
| 41        | 西馬塚古墳                     | 大阪府羽曳野市          | N 34° 33' 22" | E 135° 36' 24" |
| 42        | 浄元寺山古墳                    | 大阪府藤井寺市          | N 34° 33' 25" | E 135° 36' 07" |
| 43        | 青山古墳                      | 大阪府藤井寺市          | N 34° 33' 21" | E 135° 36' 02" |
| 44        | 峯ヶ塚古墳                     | 大阪府羽曳野市          | N 34° 33' 09" | E 135° 35' 51" |
| 45        | 白鳥陵古墳                     | 大阪府羽曳野市          | N 34° 33' 04" | E 135° 36' 16" |

## 5. 資産の境界に関する記述

構成資産である 49 基 45 件の古墳の資産範囲は、基本的に、個々の古墳が国有財産法に基づき陵墓として管理されている範囲、及び文化財保護法に基づき史跡として指定されている範囲に従って決定されている。

緩衝地帯は、資産分布の前提となったと考えられている、丘陵や台地等の地形に即しつつ、土地利用形態及び各種関係法令による取り扱いの境界並びに道路・線路等の地形・地物にも配慮し、設定されている。

## 6. 資産及び緩衝地帯の地図

「要約」の末尾に添付

## 7. 評価基準への適合

(iii) (iv)

## 8. 顕著な普遍的価値の言明

a) 総合的所見

百舌鳥・古市古墳群は、古代日本列島を支配し、東アジア諸勢力との外交にあたった王一族やそれに次ぐ有力者たちの墓群である。この墓群は、古墳と呼ばれる顕著な墳墓の築造を特色とする古墳時代の最盛期であった 4 世紀後半から 5 世紀後半にかけて築造された。49 基 45 件の一連の古墳は、重要な政治文化の中心地のひとつであった大阪平野の、大陸に向かう航路が発発する海を望

む台地上に位置している。本資産は、世界でも独特な鍵穴型をもつ墓、最大のもは長さおよそ 500 メートルにも及ぶ巨大古墳を多数含み、これらに様々な大きさや形状で差異化された中小墳墓を伴って群を形成している。世界各地の多くの墳墓の墳丘が棺や室に盛土・積石しただけのものであるのに対して、古墳の墳丘は葬送儀礼の舞台として幾何学的に精緻なデザインを施し、埴輪などの土製品で飾り立てた建築的な傑作であった。

この時代、中国の政治的混乱に起因する周辺地域の国際秩序の変化が、東アジア各地において王権の形成を促した。各地の王権により営まれた墓の中でも、日本列島の墳墓は地上にそびえるモニュメントとして墳丘の外観をとりわけ顕著に発達させたものである。本資産の古墳に見られる圧倒的な規模の格差や型式の多様性、大小の古墳が密集した配置は、この時代の王権の階層化された権力構造を視覚的に示している。列島各地に多数造営された古墳における葬送儀礼は、権力の継承及び中央と地方の勢力の結びつきを確認・強化するものであった。こうした高い社会的意義を背景として、墳丘の大きさと美しさが追求された古墳は、土製建造物のたぐいまれな技術的到達点を示すものとなった。築造後約 1600 年を経てもなお並外れた形態をとどめていることは、その技術水準の高さを物語っている。

本古墳群は、大陸の法体系の影響を受けて、古代中央集権体制を確立した新たな歴史段階を迎える直前にあって、激動する東アジア情勢への対応として展開した、墳墓によって権力を象徴した日本列島の人々の歴史を物語る顕著な証左である。

#### b) 評価基準適合性の証明

##### 評価基準 (iii)

百舌鳥・古市古墳群は、群として築造された墳墓の規模と形によって当時の政治・社会の構造を表現した、古墳時代の文化を物語る傑出した証拠である。

本資産は、古墳時代において、社会階層の違いを示唆する高度に体系だった

葬送文化が存在し、古墳築造が社会の秩序を表現していたことを物語っている。また本資産は、各地の古墳群が形づくる階層構造の頂点に位置し、かつ最も充実した典型的な階層構造は列島一円の古墳群の群構成の規範となった。古墳とそこでの儀礼を通じた社会統治のあり方は列島の広い範囲に及ぶこととなり、その総数は16万基以上を数えるに至った。

#### 評価基準 (iv)

百舌鳥・古市古墳群は、日本列島独自の墳墓形式、すなわち古墳の顕著な事例である。それは、集団や社会の力を最も明瞭に誇示するモニュメントとして祖先の墓を築造した、この列島独特の歴史段階—すなわち東アジアの政治情勢を反映した古代王権の形成・発展過程—を物語るものである。

百舌鳥・古市エリアに密集して築造された古墳は、同時代に営まれたものでありながら、前方後円墳、帆立貝形古墳、円墳、方墳という4つの標準化された形、および20 mから500 m近くという著しく多様な規模差を含む。古墳は、世界各地の墳墓にしばしば見られるような棺・室に盛土・積石しただけの単純な墳墓ではない。それは、葬送儀礼の舞台としてデザインされ、葺石と埴輪で装飾され、幾何学を伴う高度な建築計画と技術をもって築造された、ユニークな建築的到達点である。

#### c) 完全性の言明

本資産は、古墳時代の文化を特徴づける日本列島固有の墳墓型式である古墳により、古代王権を視覚的に表現した物証として、完全性を十分に有している。本資産を構成する49基45件の古墳は、王権の統治のあり方を最も顕著に示す古墳時代中期に属する王権の古墳を選択し、保存状態が良好なものを網羅したグループである。

本資産は、歴史的、にまとまった最高の事例を取り上げたその群としての総体において、古墳群の顕著な普遍的価値を伝える三つの属性、つまり密集した多様な古墳、4つの標準化された型式、入念で独特な葬送儀礼、を表している。

各構成資産は、顕著な普遍的価値の証左となる墳丘等の遺構を含む範囲を確

保している。構成資産の保存状況は全体として良好であり、所有者あるいは管理者により適切に管理がなされている。資産周辺は、長い歴史の中で市街化が進んでいるが、十分な範囲の緩衝地帯を設定し、包括的保存管理計画に基づいて保全のための対策を実施することにより、資産の適切な保護を実施する。

d) 真実性の言明

本資産の真実性は、顕著な普遍的価値に貢献する各構成資産の諸属性に関する十分な学術的・考古学的調査研究により裏付けられている。資産の真実性は、形態・意匠・材料・材質・用途・機能、において維持されている。

資産である 49 基 45 件の古墳は、古墳時代中期に築造された考古学的遺跡として、ほぼ完全な状態で現代まで伝えられたものである。長い歴史の中で、一部の墳丘や濠については、山城（砦）やため池といった、本来の目的以外に使用されたものもあるが、古墳のデザイン・材質・内部施設等は、ほぼ原形のまま保たれている。また、近代以降、部分的に修繕が行われた古墳もあるが、本来の姿に十分な配慮がなされている。

e) 保護と管理に必要な措置

資産の全範囲は、国と地域の行政が、民間所有者と連携して法に基づき適切に管理している。構成資産の保護の制度は二つあり、陵墓に指定されている国有財産と、文化財保護法に基づく史跡に指定されている財産のいずれかまたは双方に指定されている。

緩衝地帯は、古墳の眺望景観を阻害する開発や資産の価値へ負の影響を与えるその他の行為が生じないよう管理することを主眼に全ての構成資産を包含する十分な範囲を設定し、都市計画法・景観法・屋外広告物法に基づき、建築物の高さと形態意匠、屋外広告物の設置等に適切な制限を設けている。さらに、資産がもつ顕著な普遍的価値を保存継承していくために、包括的保存管理計画

を策定した。これに基づき、保存管理及びその周辺環境の保全にかかる事項について関係機関が定期的かつ必要に応じて協議を行う体制をすでに整えている。

長期的な取り組みとして、資産がもつ顕著な普遍的価値を資産全体として、人々にわかりやすく伝えるため、個々の構成資産の性格をふまえ、地域住民の理解と協力を促しつつ、年次計画に沿って整備や来訪者受入れのための施策を着実に進めていく。

## 9. 連絡先

組 織：文化庁文化財部記念物課

住 所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

T E L：03-5253-4111

F A X：03-6734-3822

E-mail：w-isan@mext.go.jp

U R L：http://www.bunka.go.jp/



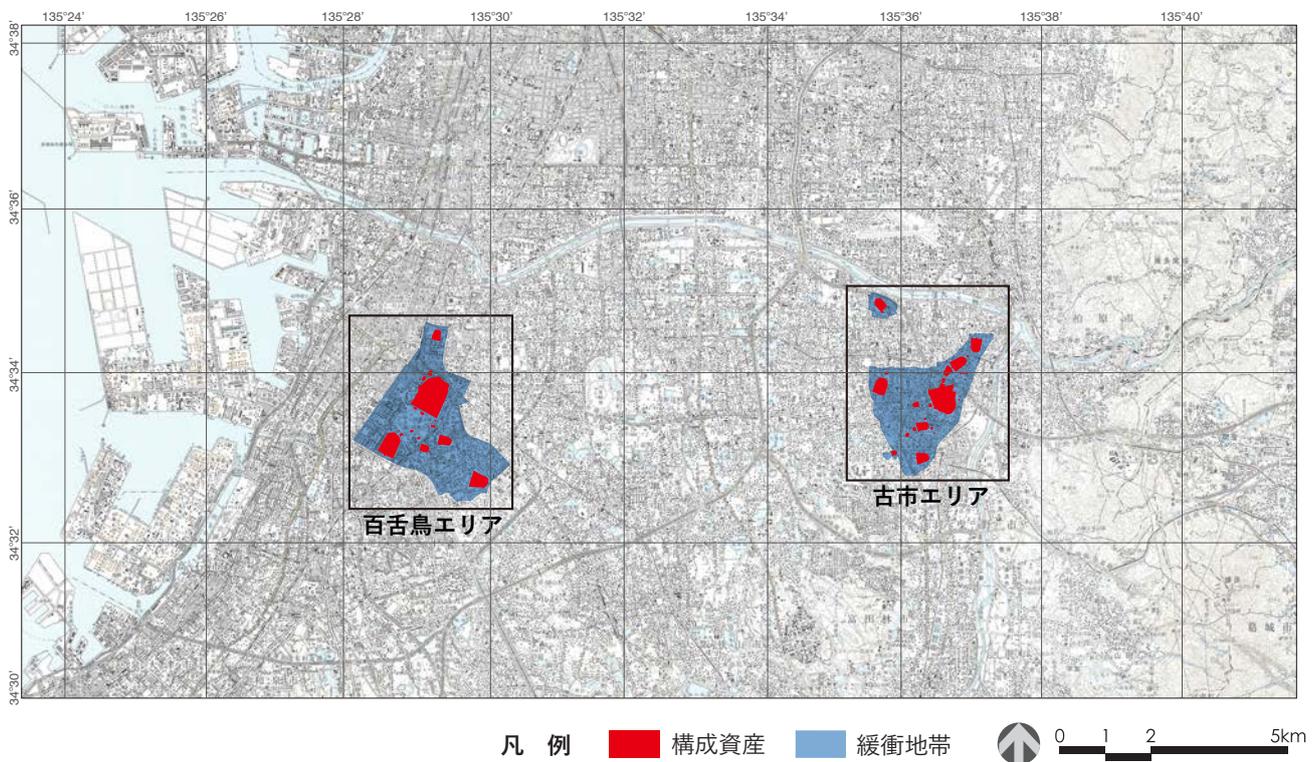
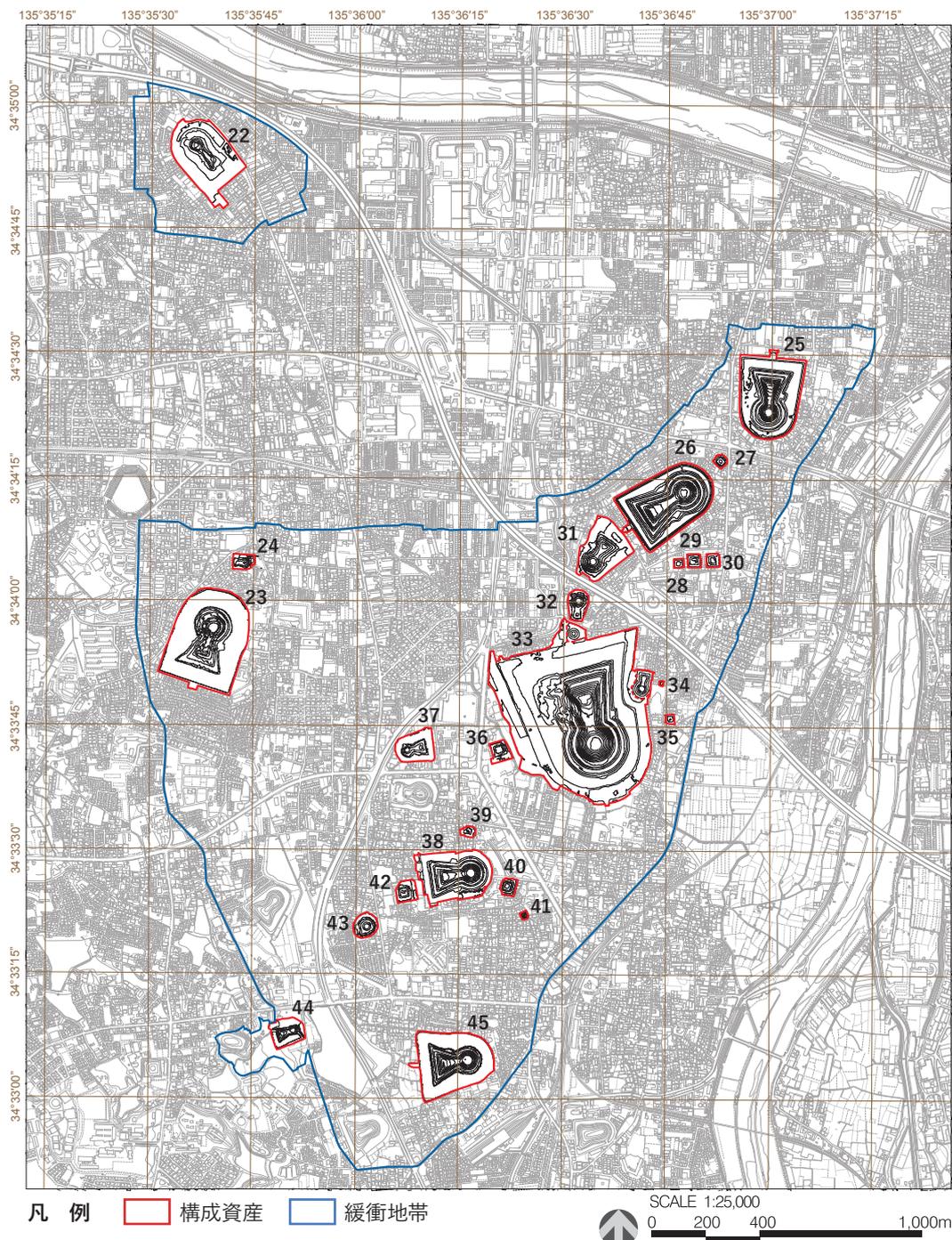


図 e-1 資産の位置および百舌鳥エリアと古市エリアの位置関係



| ID No. | 構成資産名         | ID No. | 構成資産名  | ID No. | 構成資産名   |
|--------|---------------|--------|--------|--------|---------|
| 1      | 反天天皇陵古墳       | 7      | 孫太夫山古墳 | 15     | 履中天皇陵古墳 |
| 2      | 仁徳天皇陵古墳 (2-1) | 8      | 竜佐山古墳  | 16     | 寺山南山古墳  |
|        | 茶山古墳 (2-2)    | 9      | 銅亀山古墳  | 17     | 七観音古墳   |
|        | 大安寺山古墳 (2-3)  | 10     | 菰山塚古墳  | 18     | いたすけ古墳  |
| 3      | 永山古墳          | 11     | 丸保山古墳  | 19     | 善右エ門山古墳 |
| 4      | 源右衛門山古墳       | 12     | 長塚古墳   | 20     | 御廟山古墳   |
| 5      | 塚廻古墳          | 13     | 旗塚古墳   | 21     | ニサンザイ古墳 |
| 6      | 収塚古墳          | 14     | 銭塚古墳   |        |         |

図 e-2 構成資産および緩衝地帯を示す図 (百舌鳥エリア)



| ID No. | 構成資産名   | ID No. | 構成資産名          | ID No. | 構成資産名  |
|--------|---------|--------|----------------|--------|--------|
| 22     | 津堂城山古墳  | 30     | 八島塚古墳          | 37     | はざみ山古墳 |
| 23     | 仲哀天皇陵古墳 | 31     | 古室山古墳          | 38     | 墓山古墳   |
| 24     | 鉢塚古墳    | 32     | 大鳥塚古墳          | 39     | 野中古墳   |
| 25     | 允恭天皇陵古墳 | 33     | 応神天皇陵古墳 (33-1) | 40     | 向墓山古墳  |
| 26     | 仲姫命陵古墳  |        | 誉田丸山古墳 (33-2)  | 41     | 西馬塚古墳  |
|        |         |        | 二ツ塚古墳 (33-3)   | 42     | 浄元寺山古墳 |
| 27     | 鍋塚古墳    | 34     | 東馬塚古墳          | 43     | 青山古墳   |
| 28     | 助太山古墳   | 35     | 栗塚古墳           | 44     | 峯ヶ塚古墳  |
| 29     | 中山塚古墳   | 36     | 東山古墳           | 45     | 白鳥陵古墳  |

図 e-3 構成資産および緩衝地帯を示す図 (古市エリア)

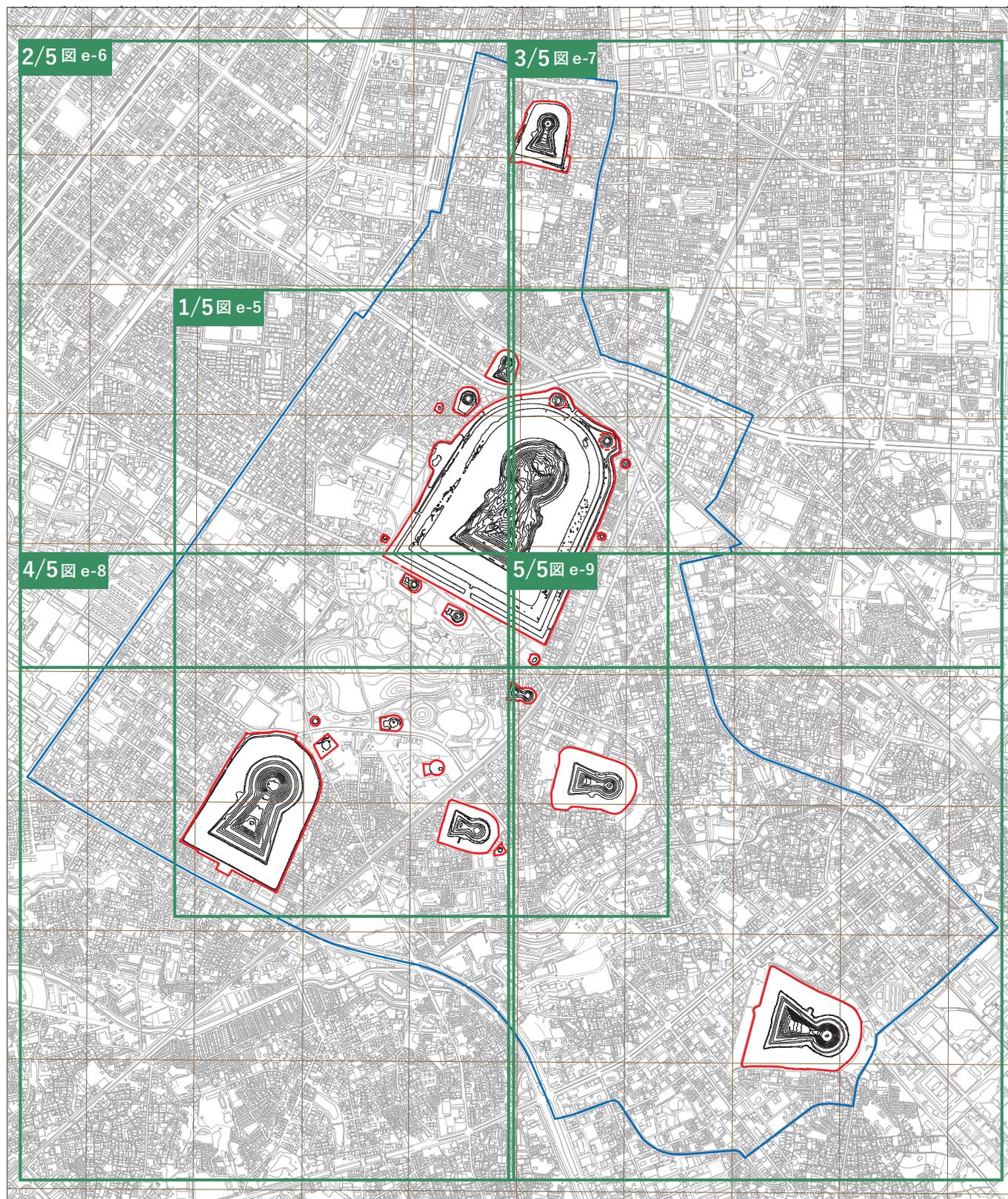


図 e-4 百舌鳥エリア図郭割図 (図 e-5 ~ 図 e-9)

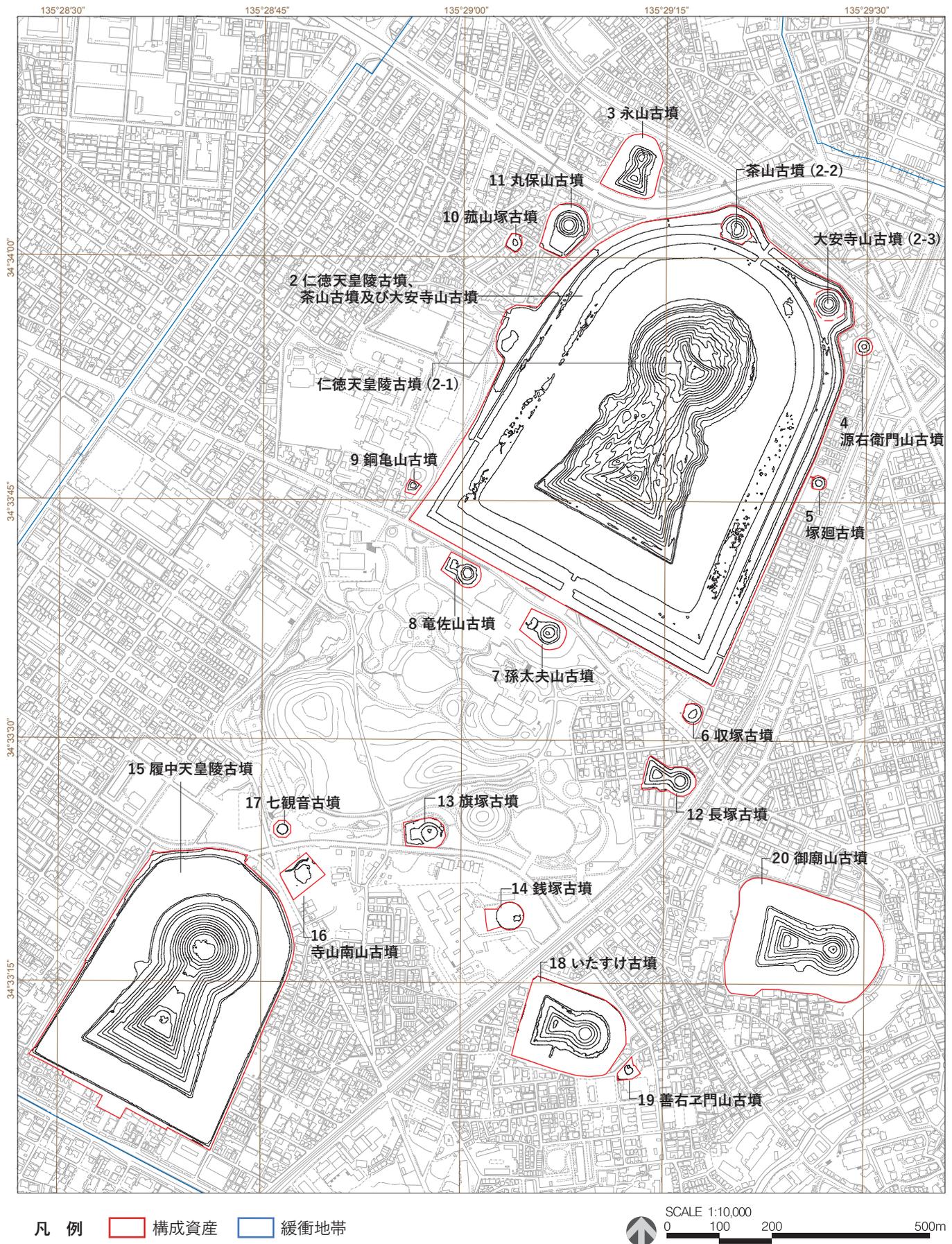
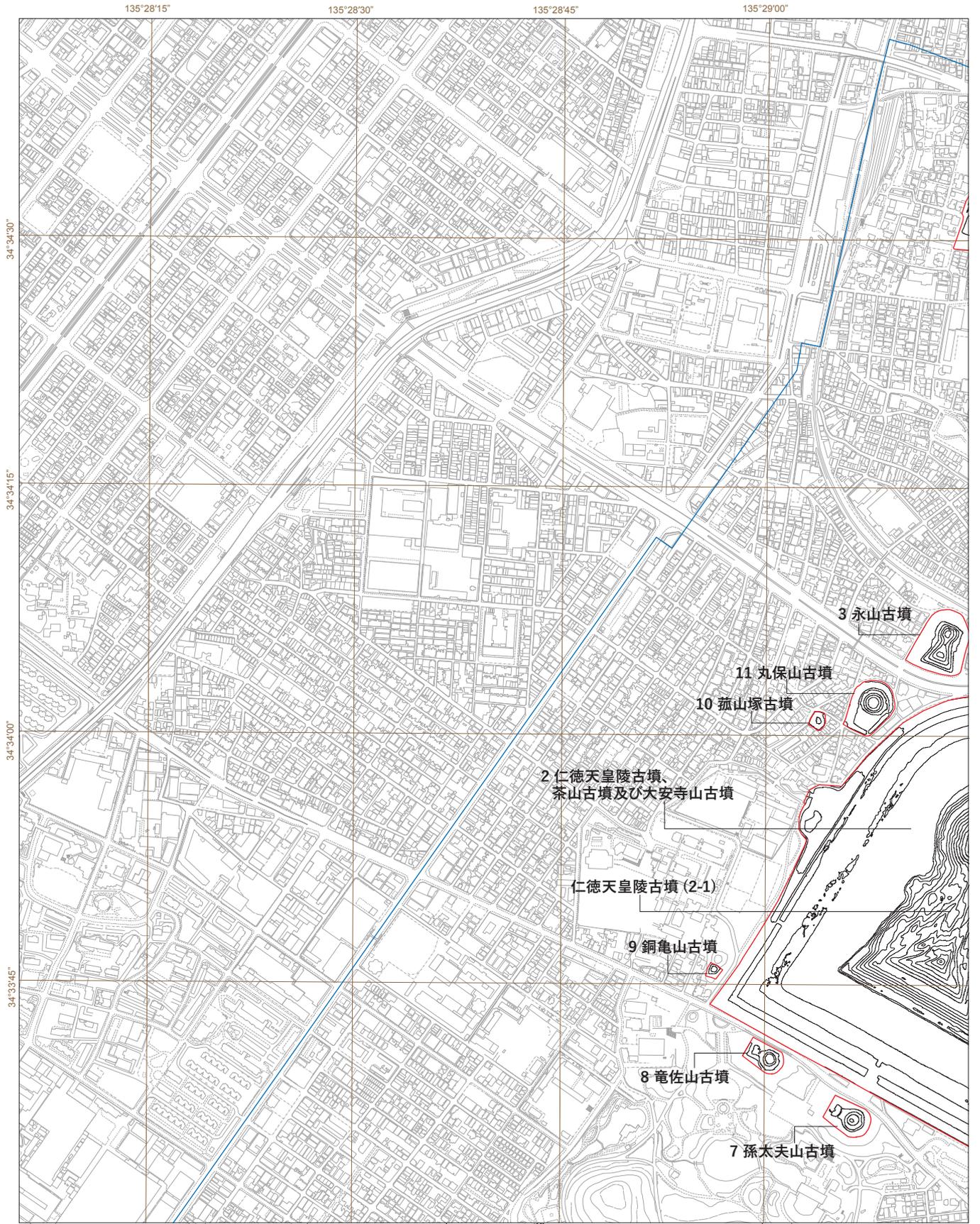


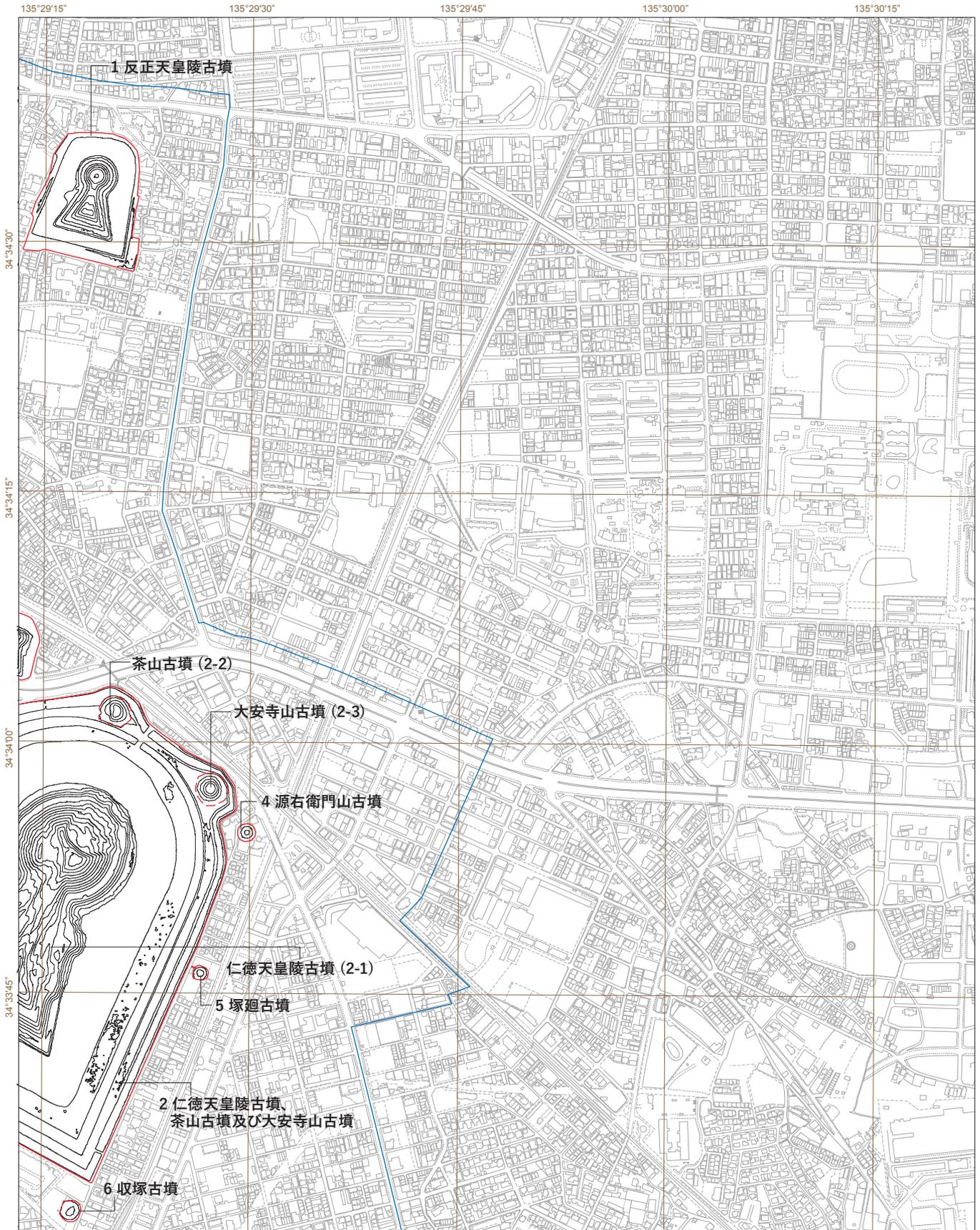
図 e-5 百舌鳥エリア詳細図 (1/5)



凡例  構成資産  緩衝地帯



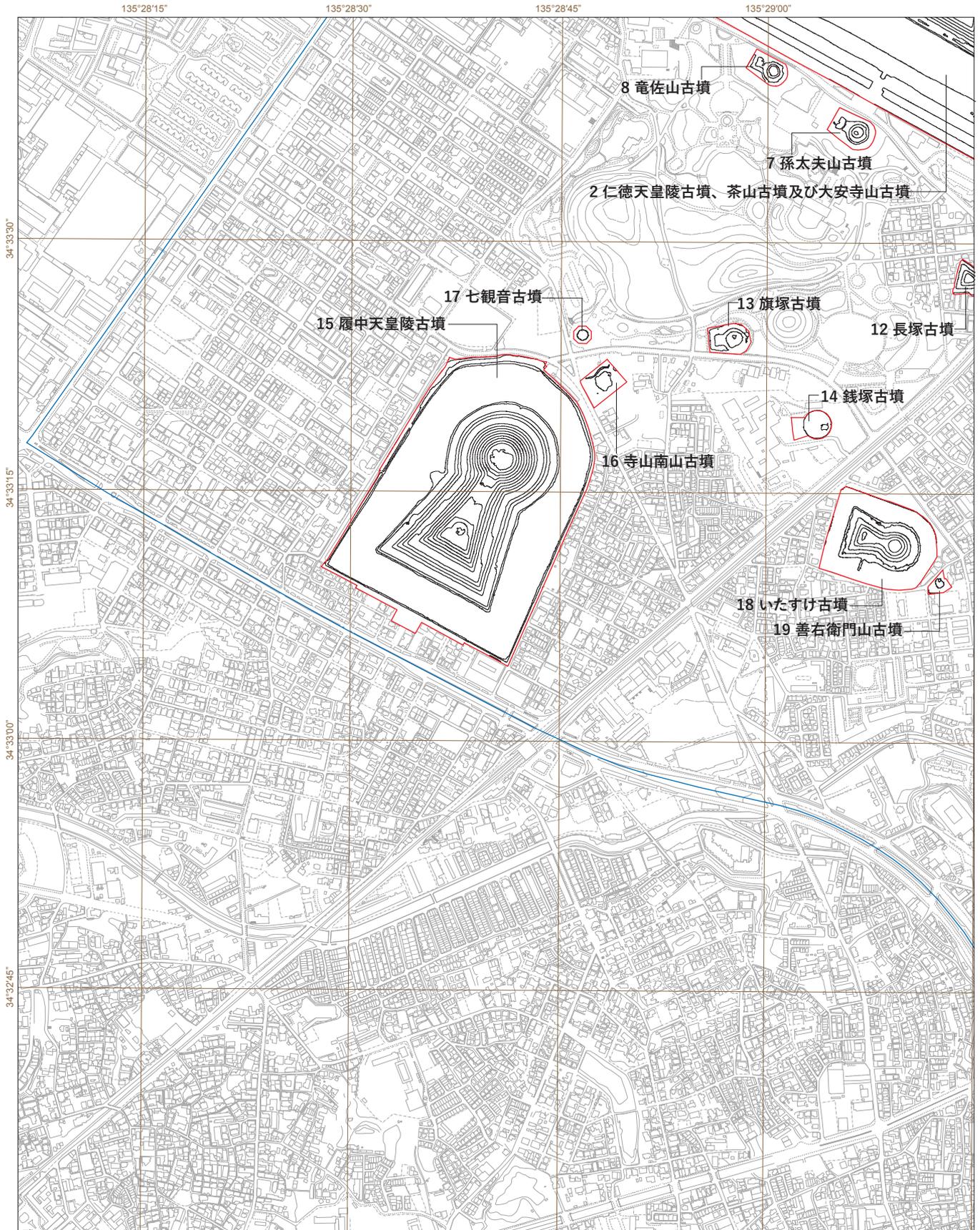
図 e-6 百舌鳥エリア詳細図 (2/5)



凡例  構成資産  緩衝地帯



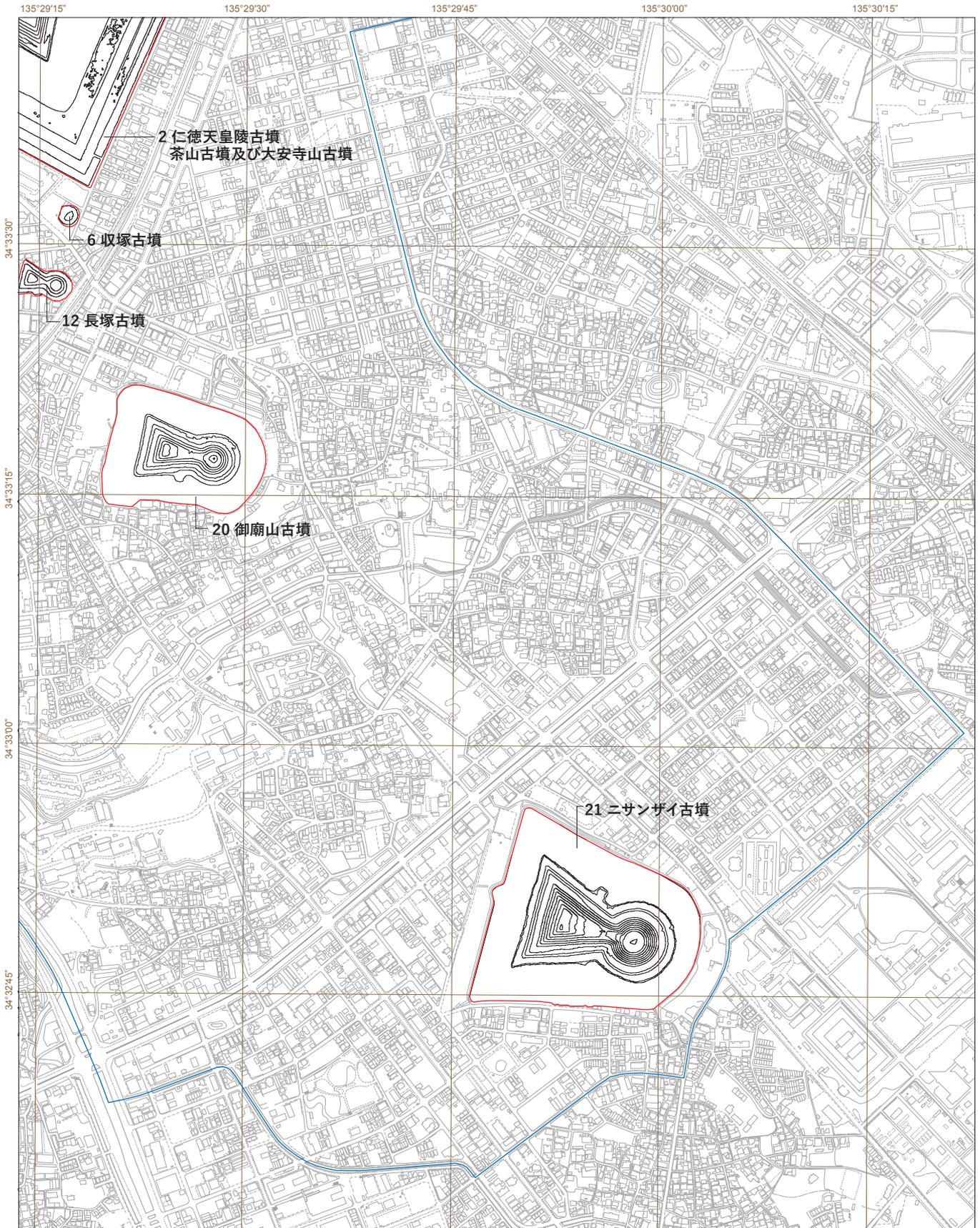
図 e-7 百舌鳥エリア詳細図 (3/5)



凡例  構成資産  緩衝地帯



図 e-8 百舌鳥エリア詳細図 (4/5)



凡例  構成資産  緩衝地帯



図 e-9 百舌鳥エリア詳細図 (5/5)

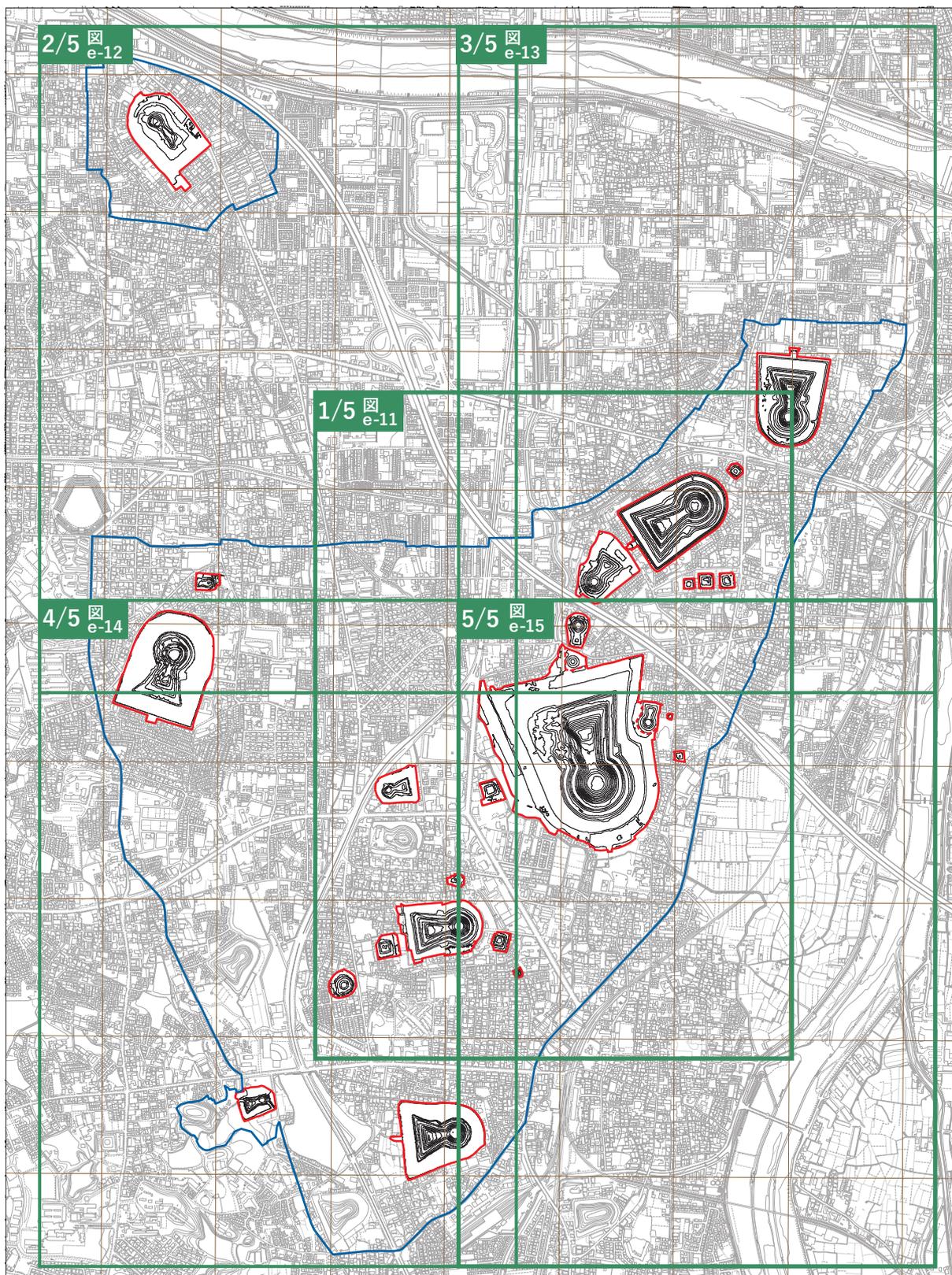


図 e-10 古市エリア図郭割図(図 e-11 ~ 図 e-15)

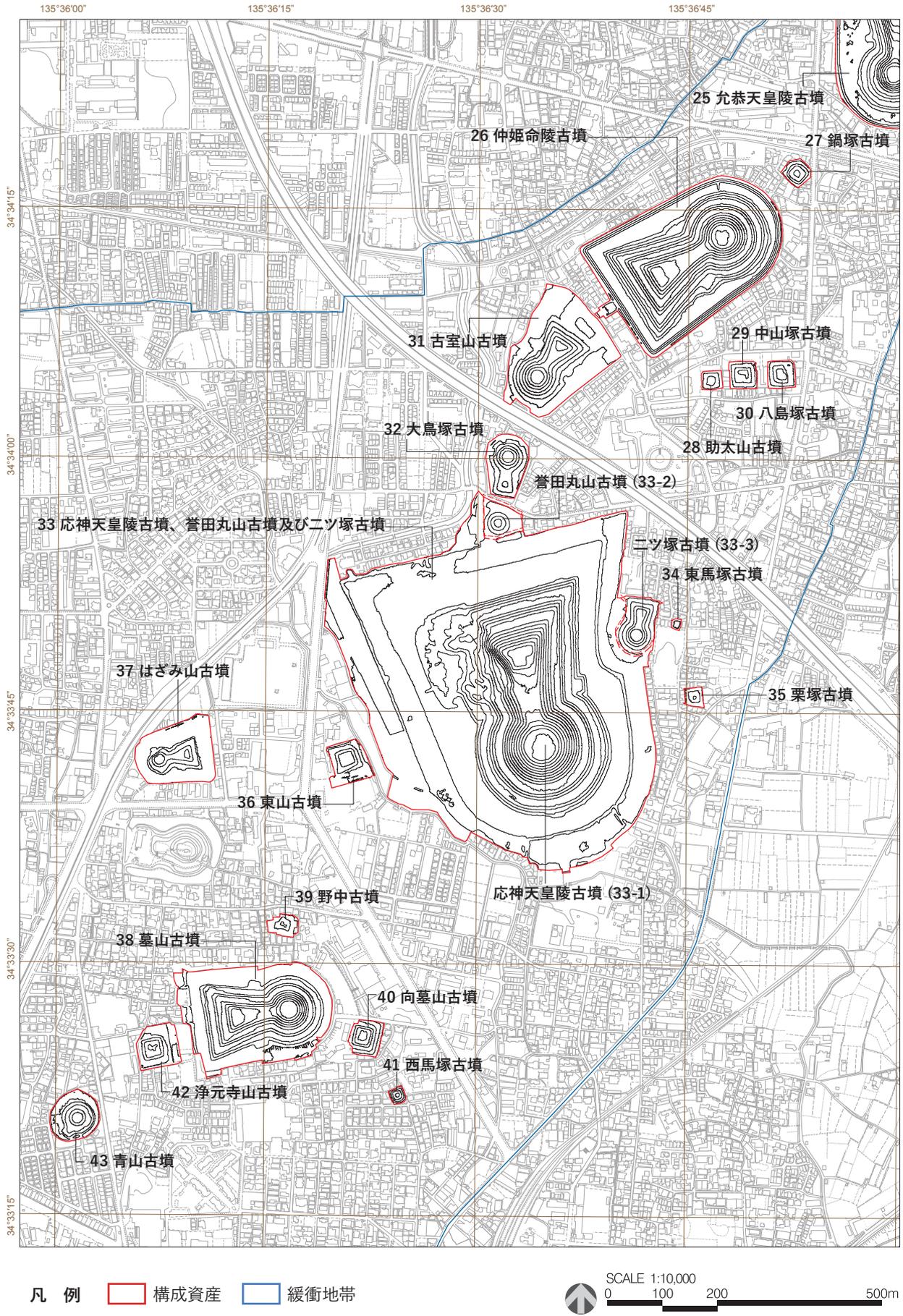
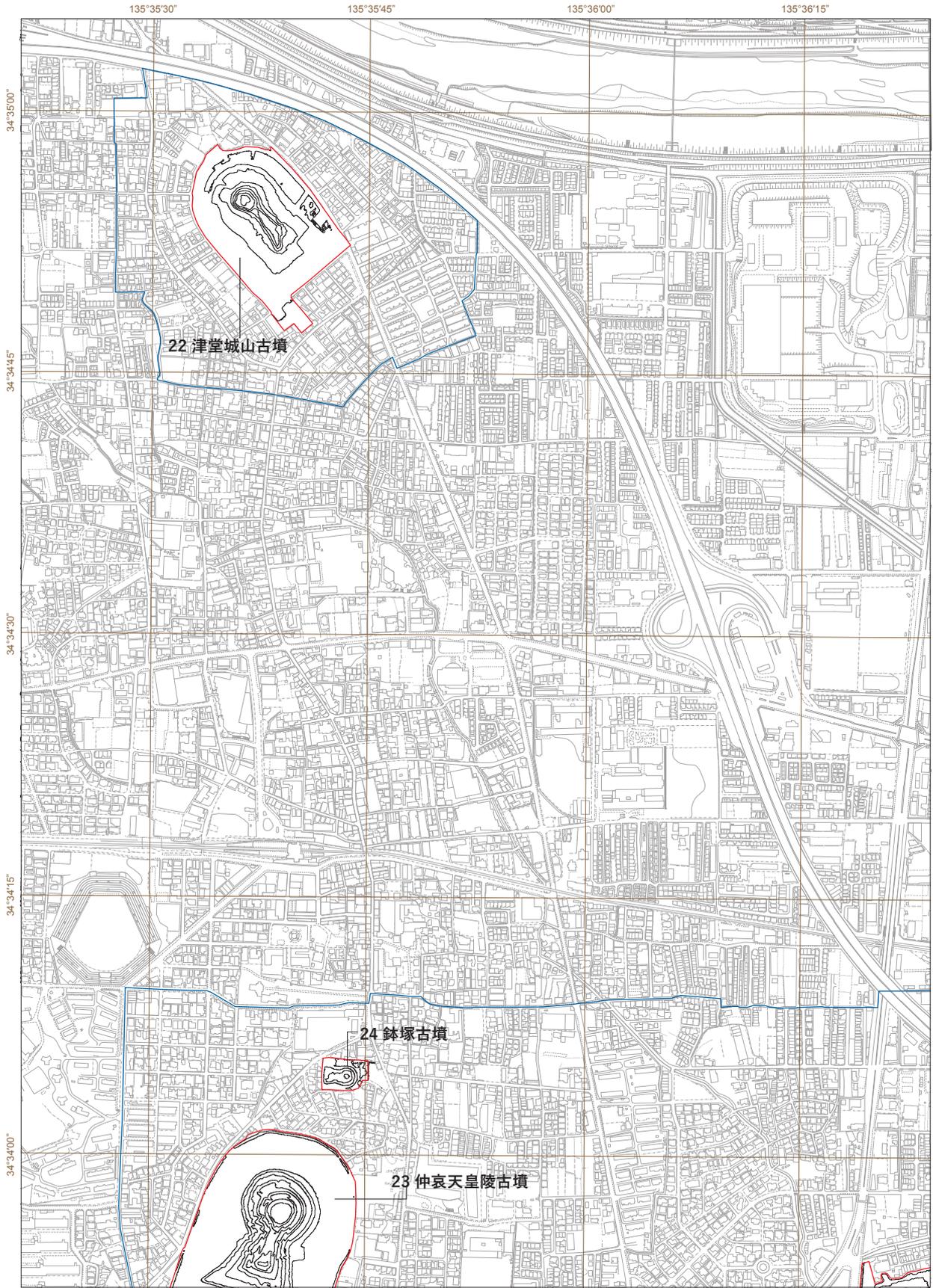


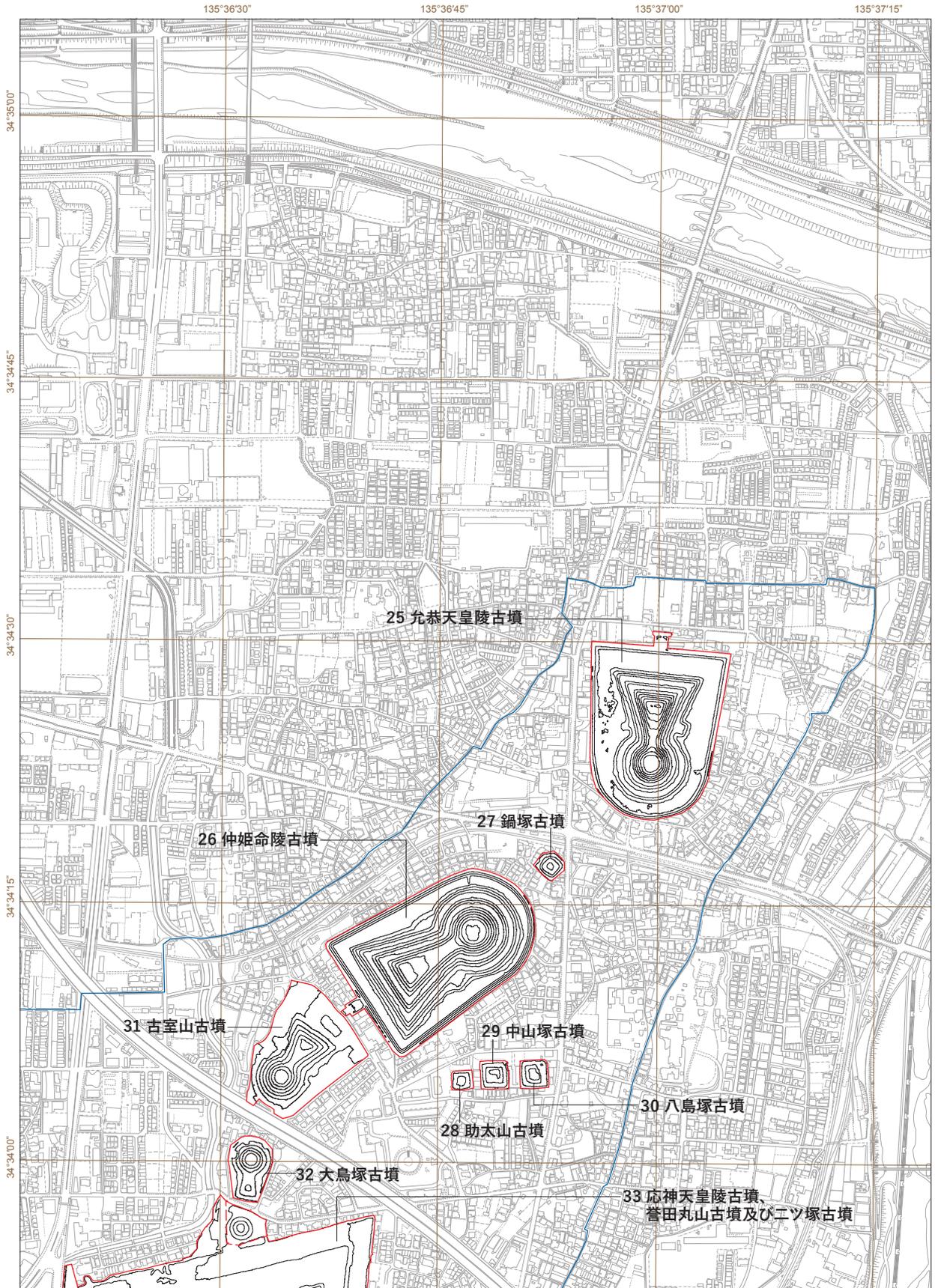
図 e-11 古市エリア詳細図 (1/5)



凡例  構成資産  緩衝地帯

SCALE 1:10,000  
0 100 200 500m

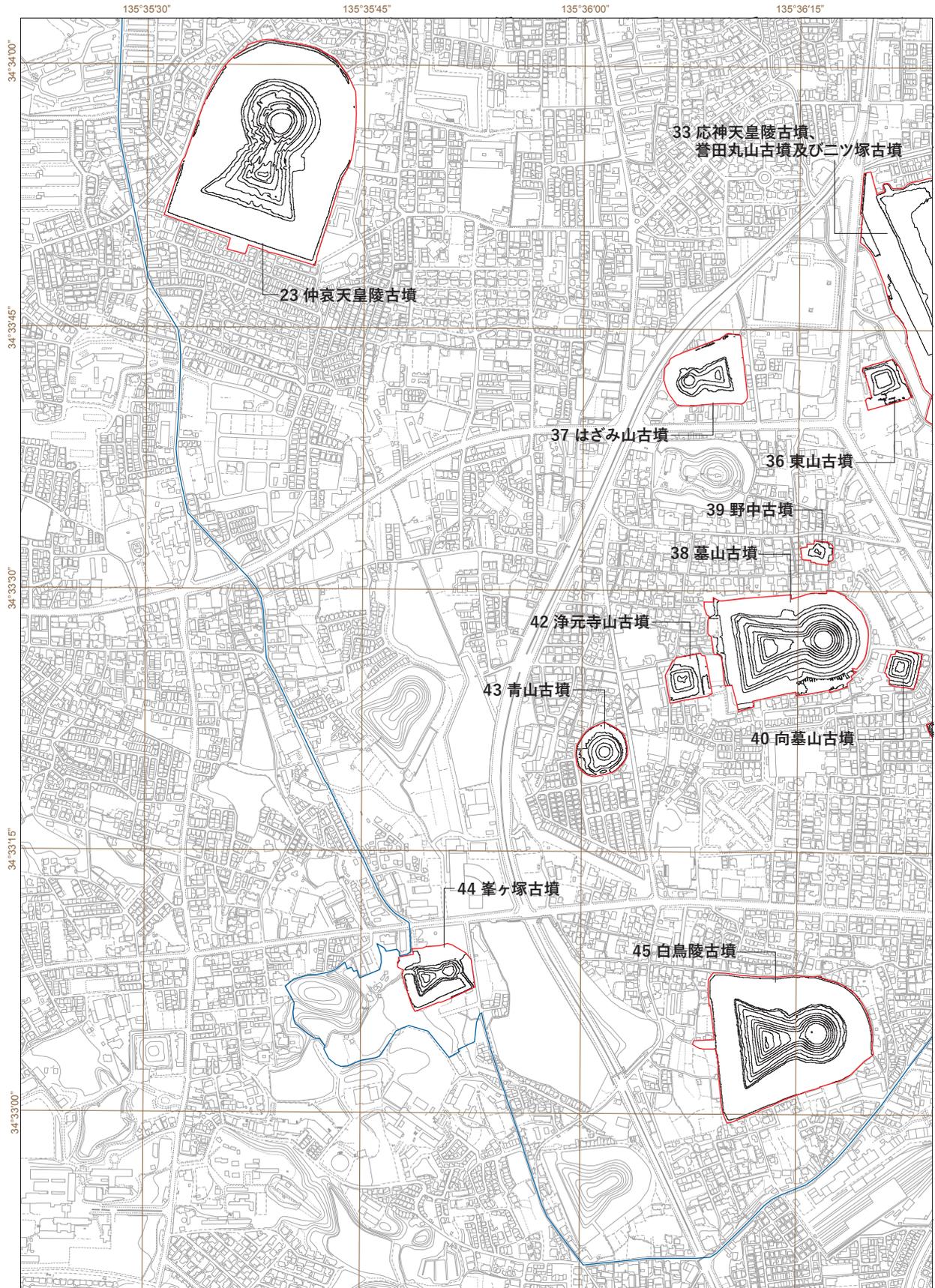
図 e-12 古市エリア詳細図 (2/5)



凡例  構成資産  緩衝地帯



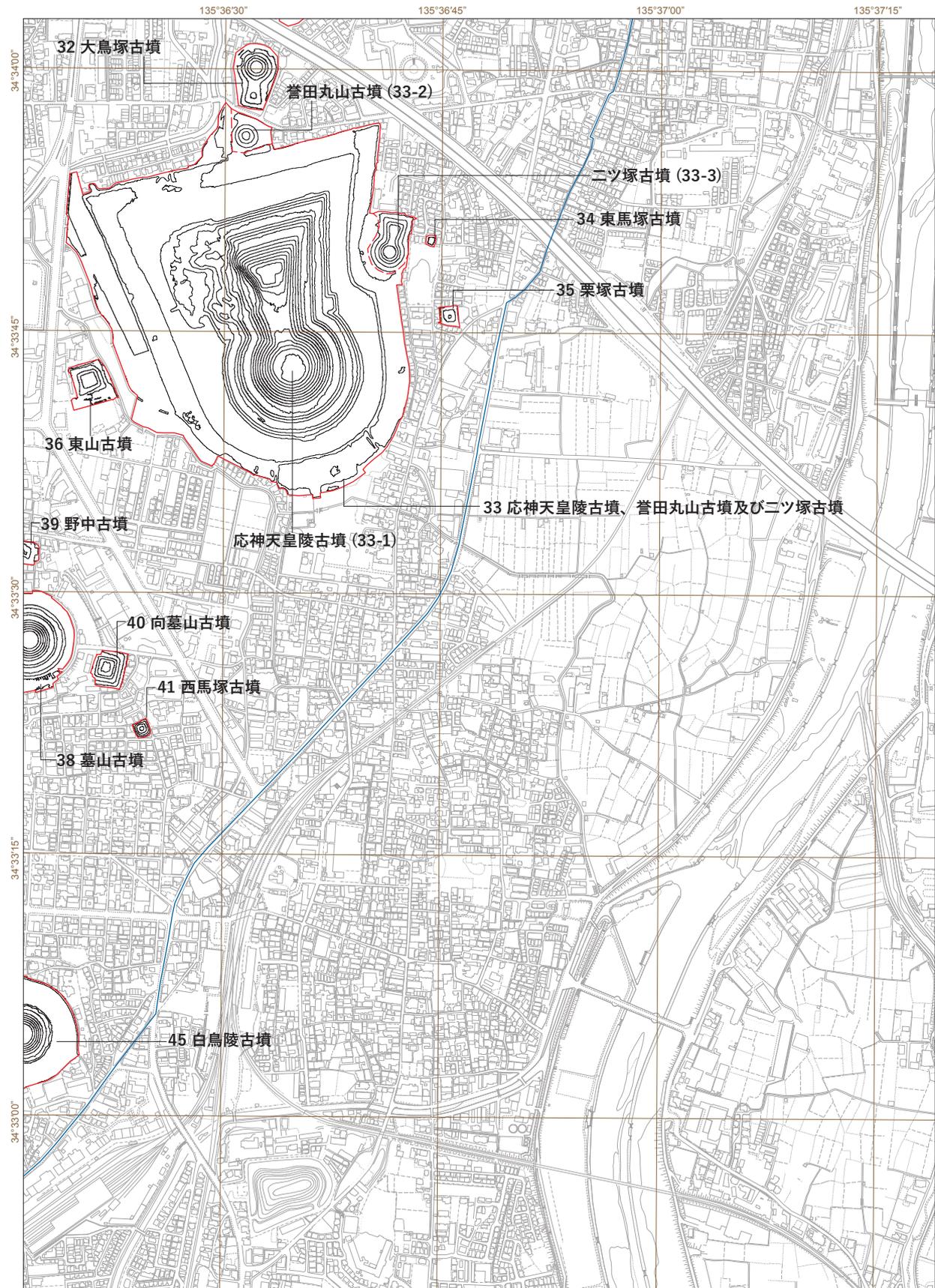
図 e-13 古市エリア詳細図 (3/5)



凡例  構成資産  緩衝地帯



図 e-14 古市エリア詳細図 (4/5)



凡例  構成資産  緩衝地帯

SCALE 1:10,000  
0 100 200 500m

図 e-15 古市エリア詳細図 (5/5)



百舌鳥・古市古墳群

— 古代日本の墳墓群 —

[ 本文 ]

2018

日 本



# 目次

|                            |           |
|----------------------------|-----------|
| <b>1. 資産の特質</b>            | <b>1</b>  |
| 1.a 締約国                    | 1         |
| 1.b 地方                     | 1         |
| 1.c 資産の名称                  | 1         |
| 1.d 所在位置                   | 1         |
| 1.e 資産範囲及び緩衝地帯の範囲図         | 1         |
| 1.f 資産及び緩衝地帯の面積            | 2         |
| <br>                       |           |
| <b>2. 説明</b>               | <b>21</b> |
| 2.a 資産の内容                  | 21        |
| (i) 資産全体の説明                | 21        |
| (i) -1 概要                  | 21        |
| (i) -1-a 資産の分布             | 23        |
| (i) -1-b 築造された時代           | 25        |
| (i) -1-c 構成資産の選択           | 26        |
| (i) -2 本資産が示す顕著な特質         | 27        |
| (i) -2-a 密集した多様な古墳         | 27        |
| (i) -2-b 4つの標準化された型式       | 32        |
| (i) -2-c 入念で独特な葬送儀礼の証左     | 38        |
| (ii) 個別構成資産の説明             | 48        |
| (ii) -1 百舌鳥エリア             | 49        |
| (ii) -2 古市エリア              | 87        |
| 2.b 歴史と発展                  | 131       |
| (i) 古墳時代の歴史                | 131       |
| (i) -1 概観                  | 131       |
| (i) -2 古墳時代前期(3世紀中頃～4世紀前半) | 137       |
| (i) -3 古墳時代中期(4世紀後半～5世紀後半) | 138       |
| (i) -4 古墳時代後期(6世紀)         | 150       |
| (ii) 古墳築造以降の歴史             | 153       |
| (ii) -1 8世紀(飛鳥・奈良時代)       | 154       |
| (ii) -2 9世紀～12世紀(平安時代)     | 155       |
| (ii) -3 13世紀～16世紀中葉(中世)    | 155       |
| (ii) -4 16世紀後葉～19世紀中葉(近世)  | 156       |
| (ii) -5 19世紀後葉～20世紀前半(近代)  | 158       |
| (ii) -6 現代                 | 160       |

|                              |            |
|------------------------------|------------|
| <b>3. 記載のための価値照明</b>         | <b>165</b> |
| 3.1.a 総合的所見                  | 165        |
| 3.1.b 評価基準への適合性の証明           | 170        |
| (i) 条約上の遺産種別                 | 170        |
| (ii) 評価基準への適合性の証明            | 170        |
| 3.1.c 完全性の言明                 | 177        |
| 3.1.e 保護と管理に必要な措置            | 181        |
| (i) 資産の保護                    | 182        |
| (ii) 緩衝地帯における保全              | 182        |
| (iii) 長期的課題に対する戦略            | 183        |
| 3.2 比較分析                     | 184        |
| (i) 比較分析の方針                  | 184        |
| (ii) 世界の類似資産の概観              | 184        |
| (ii)-1 地域・時代別にみた世界の類似資産      | 184        |
| (ii)-2 世界の類似資産と百舌鳥・古市古墳群     | 192        |
| (ii)-3 世界の類似資産との比較のまとめ       | 193        |
| (iii) 東アジア類似資産との比較           | 194        |
| (iii)-1 東アジアにおける類似資産の概観      | 194        |
| (iii)-2 朝鮮半島三国時代の資産との比較      | 198        |
| (iii)-3 東アジアの類似資産との比較のまとめ    | 201        |
| (iv) 古墳文化圏の類似資産との比較          | 205        |
| (iv)-1 比較の方針                 | 205        |
| (iv)-2 古墳文化の類似資産との比較1：地域別概観  | 206        |
| (iv)-3 古墳文化の類似資産との比較2：群構成の比較 | 210        |
| (iv)-4 国内同類資産との比較の結論         | 218        |
| (v) 構成資産選択の合理性               | 219        |
| 3.3 顕著な普遍的価値の言明案             | 223        |
| a) 概要                        | 223        |
| b) 評価基準の適用                   | 224        |
| c) 完全性の言明                    | 222        |
| d) 真実性の言明                    | 225        |
| e) 管理と保護                     | 226        |

|                           |            |
|---------------------------|------------|
| <b>4. 保全状況と資産に与える影響</b>   | <b>227</b> |
| 4.a 現在の保存状況               | 227        |
| (i) 資産の保存状況               | 227        |
| (ii) 構成資産の日常的管理手法         | 228        |
| (iii) 構成資産の保存状況           | 229        |
| 4.b 資産に与える影響の要因           | 249        |
| (i) 開発の圧力                 | 249        |
| (ii) 環境の圧力                | 249        |
| (iii) 自然災害と危機管理           | 250        |
| (iv) 世界遺産地域への責任ある来訪       | 251        |
| (v) 資産と緩衝地帯の居住者人口         | 252        |
| <br>                      |            |
| <b>5. 資産の保護と保存管理</b>      | <b>253</b> |
| 5.a 所有関係                  | 253        |
| 5.b 保護措置                  | 255        |
| (i) 法に基づく資産の保護状況          | 255        |
| (ii) 緩衝地帯の設定と保全の方針        | 262        |
| 5.c 保護の実施手段               | 263        |
| (i) 資産保護の実施手段             | 263        |
| (ii) 緩衝地帯保全の実施手段          | 265        |
| 5.d 推薦資産が所在する市町村・県に関する諸計画 | 277        |
| (i) 総合計画                  | 277        |
| (ii) 資産の保全                | 278        |
| (iii) 都市計画                | 279        |
| (iv) 景観                   | 280        |
| (v) 環境                    | 282        |
| (vi) 防災                   | 283        |
| 5.e 資産の保存管理計画又はその他の保存管理体制 | 284        |
| (i) 包括的保存管理計画             | 284        |
| (ii) 包括的保存管理体制            | 285        |
| (a) 宮内庁                   | 286        |
| (b) 大阪府                   | 286        |
| (c) 関係市(堺市・羽曳野市・藤井寺市)     | 287        |
| (d) 文化庁                   | 287        |
| (e) 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産学術委員会  | 287        |

|   |            |
|---|------------|
| 5.f 財源及び財政的水準   | 288        |
| 5.g 保全及び保存管理の技術における専門的知識及び研修                          | 289        |
| 5.h 来訪者の施設と基盤施設                                       | 290        |
| (i) 情報伝達及び活用のための施設の整備                                 | 290        |
| (ii) 便益施設の設置と周知                                       | 292        |
| 5.i 資産の整備・活用に関する方針・計画                                 | 296        |
| 5.j 人的措置と専門性  | 300        |
| <b>6. モニタリング</b>                                      | <b>301</b> |
| 6.a 保全状況を計測するための主たる指標                                 | 301        |
| 6.b 資産の経過観察のための行政上の体制                                 | 304        |
| 6.c 以前の保全状況報告の成果                                      | 305        |
| <b>7. 資料</b>  | <b>307</b> |
| 7.a 写真・スライド・画像一覧                                      | 307        |
| 7.b 保護のための指定に関する文書、管理計画の写し又は管理体制の解説及び<br>関連諸計画(抜粋) 写し | 322        |
| 7.c 資産関連資料  | 322        |
| 7.d 資料の管理機関とその所在地                                     | 325        |
| 7.e 参考文献一覧  | 326        |
| (i) 資産全体に関する自治体史                                      | 326        |
| (ii) 各構成資産に関する報告書等(発掘調査等)                             | 326        |
| (iii) 保存管理計画書   | 340        |
| (iv) 百舌鳥・古市古墳群に関する図録・写真集                              | 340        |
| (v) 国内における百舌鳥・古市古墳群に関する研究書                            | 341        |
| (vi) 歴史資料   | 343        |
| <b>8. 連絡先</b>   | <b>345</b> |
| 8.a 推薦書作成者連絡先   | 345        |
| 8.b 地方行政組織  | 345        |
| 8.c その他の地方機関  | 345        |
| 8.d 公式のウェブ・アドレス                                       | 347        |
| <b>9. 締約国代表者氏名</b>                                    |            |

## 付属資料 1

### 包括的保存管理計画と関連資料

- a. 包括的保存管理計画 (独立ページ番号) A1-1
- b. 各構成資産に適用される資産管理方針 A1-17
- c. 景観シミュレーション資料

## 付属資料 2

### 補足図面、地図

- a. 構成資産・緩衝地帯の範囲図 A2-1
- b. 緩衝地帯設定の根拠を示す地図 A2-5

## 付属資料 3

### 推薦資産に関する補足情報

- a. 古墳に関する補足論考 A3-1
- b. 構成資産の断面図 A3-53
- c. 構成資産の赤色立体図 A3-64
- d. 調査履歴一覧 A3-66
- e. 発掘調査範囲図 A3-132

## 付属資料 4

### 「歴史と発展」に関する補足情報

- a. 保存に関する年表 A4-1
- b. 修理・整備履歴一覧 A4-5

## 付属資料 5

### 「比較分析」に関する補足情報

- a. 海外類似資産一覧 A5-1

## 付属資料 6

### 構成資産に関する法令・基準

- a. 構成資産に関連する法令・基準の概要 A6-1
- b. 緩衝地帯規制図 A6-76
- c. 緩衝地帯の規制のための法的根拠とその条項 A6-84



大陸との交易路の終着地であった百舌鳥・古市古墳群  
大阪湾からのぞむ復元イメージ

# 第1章

## 資産の特質

- 1.a 締約国
- 1.b 地方
- 1.c 資産の名称
- 1.d 所在位置
- 1.e 資産範囲及び緩衝地帯の範囲図
- 1.f 資産及び緩衝地帯の面積





# 1. 資産の特質

## 1.a 締約国

日本国

## 1.b 地方

大阪府

## 1.c 資産の名称

百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群—

## 1.d 所在位置

日本政府が世界遺産一覧表への記載を推薦する「百舌鳥・古市古墳群」は、東アジアの東端にあたる日本列島の本州のほぼ中央部、近畿地方に位置する。

推薦資産（以下、「資産」という。）は49基の古墳からなる45件の構成資産によって構成される。それらの所在地については表1-1に記すとおりである。

## 1.e 資産範囲及び緩衝地帯の範囲図

資産と緩衝地帯の位置及び範囲を示す図面については、本章の末尾に示す。

1.f 資産及び緩衝地帯の面積

資産総面積 : 166.66ha  
 緩衝地帯総面積 : 890ha  
 合計 : 1,057.09ha

各構成資産の面積及びその緩衝地帯の面積、資産の総面積及びその緩衝地帯の総面積については、表 1-1 に記すとおりである。

表 1-1 構成資産及びその所在地・面積・緩衝地帯の面積

| 資産 No. | 構成資産の名称*                    | 所在地 | 中央座標          |                | 構成資産面積 (ha) | 緩衝地帯面積 (ha) | 地図 No. |
|--------|-----------------------------|-----|---------------|----------------|-------------|-------------|--------|
|        |                             |     | 経度            | 緯度             |             |             |        |
| 1      | 反正天皇陵古墳                     | 堺市  | N 34° 34' 34" | E 135° 29' 18" | 4.06        | 517         | 図 1-9  |
| 2      | 仁徳天皇陵古墳、<br>茶山古墳、<br>大安寺山古墳 | 堺市  | N 34° 33' 53" | E 135° 29' 16" | 46.40       |             | 図 1-7  |
|        | 2-1 仁徳天皇陵古墳                 |     |               |                |             |             |        |
|        | 2-2 茶山古墳                    |     |               |                |             |             |        |
|        | 2-3 大安寺山古墳                  |     |               |                |             |             |        |
| 3      | 永山古墳                        | 堺市  | N 34° 34' 05" | E 135° 29' 12" | 0.97        |             | 図 1-7  |
| 4      | 源右衛門山古墳                     | 堺市  | N 34° 33' 54" | E 135° 29' 28" | 0.09        |             | 図 1-7  |
| 5      | 塚廻古墳                        | 堺市  | N 34° 33' 46" | E 135° 29' 26" | 0.07        |             | 図 1-7  |
| 6      | 収塚古墳                        | 堺市  | N 34° 33' 31" | E 135° 29' 16" | 0.07        |             | 図 1-7  |
| 7      | 孫太夫山古墳                      | 堺市  | N 34° 33' 36" | E 135° 29' 06" | 0.45        |             | 図 1-7  |
| 8      | 竜佐山古墳                       | 堺市  | N 34° 33' 40" | E 135° 29' 00" | 0.34        |             | 図 1-7  |
| 9      | 銅亀山古墳                       | 堺市  | N 34° 33' 46" | E 135° 28' 56" | 0.06        |             | 図 1-7  |
| 10     | 菰山塚古墳                       | 堺市  | N 34° 34' 01" | E 135° 29' 03" | 0.08        |             | 図 1-7  |
| 11     | 丸保山古墳                       | 堺市  | N 34° 34' 01" | E 135° 29' 07" | 0.69        |             | 図 1-7  |
| 12     | 長塚古墳                        | 堺市  | N 34° 33' 29" | E 135° 29' 16" | 0.51        |             | 図 1-7  |
| 13     | 旗塚古墳                        | 堺市  | N 34° 33' 24" | E 135° 28' 58" | 0.38        |             | 図 1-7  |
| 14     | 銭塚古墳                        | 堺市  | N 34° 33' 18" | E 135° 29' 03" | 0.30        |             | 図 1-7  |
| 15     | 履中天皇陵古墳                     | 堺市  | N 34° 33' 14" | E 135° 28' 39" | 17.30       |             | 図 1-7  |
| 16     | 寺山南山古墳                      | 堺市  | N 34° 33' 22" | E 135° 28' 48" | 0.42        |             | 図 1-7  |
| 17     | 七観音古墳                       | 堺市  | N 34° 33' 24" | E 135° 28' 46" | 0.09        |             | 図 1-7  |
| 18     | いたすけ古墳                      | 堺市  | N 34° 33' 11" | E 135° 29' 09" | 2.42        |             | 図 1-7  |
| 19     | 善右エ門山古墳                     | 堺市  | N 34° 33' 09" | E 135° 29' 11" | 0.10        | 図 1-7       |        |
| 20     | 御廟山古墳                       | 堺市  | N 34° 33' 17" | E 135° 29' 27" | 5.40        | 図 1-7       |        |
| 21     | ニサンザイ古墳                     | 堺市  | N 34° 32' 48" | E 135° 29' 58" | 10.53       | 図 1-11      |        |

| 資産<br>No. | 構成資産の名称*                 | 所在地          | 中央座標          |                | 構成資産<br>面積<br>(ha) | 緩衝地帯<br>面積<br>(ha) | 地図<br>No. |        |
|-----------|--------------------------|--------------|---------------|----------------|--------------------|--------------------|-----------|--------|
|           |                          |              | 経度            | 緯度             |                    |                    |           |        |
| 22        | 津堂城山古墳                   | 藤井寺市         | N 34° 34' 55" | E 135° 35' 37" | 4.74               | 23                 |           | 図 1-14 |
| 23        | 仲哀天皇陵古墳                  | 藤井寺市         | N 34° 33' 57" | E 135° 35' 39" | 9.34               |                    |           | 図 1-16 |
| 24        | 鉢塚古墳                     | 藤井寺市         | N 34° 34' 04" | E 135° 35' 45" | 0.31               |                    |           | 図 1-14 |
| 25        | 允恭天皇陵古墳                  | 藤井寺市         | N 34° 34' 23" | E 135° 37' 00" | 6.43               |                    |           | 図 1-15 |
| 26        | 仲姫命陵古墳                   | 藤井寺市         | N 34° 34' 55" | E 135° 35' 37" | 7.23               |                    |           | 図 1-13 |
| 27        | 鍋塚古墳                     | 藤井寺市         | N 34° 34' 17" | E 135° 34' 53" | 0.14               |                    |           | 図 1-13 |
| 28        | 助太山古墳                    | 藤井寺市         | N 34° 34' 05" | E 135° 36' 47" | 0.12               |                    |           | 図 1-13 |
| 29        | 中山塚古墳                    | 藤井寺市         | N 34° 34' 05" | E 135° 36' 49" | 0.24               |                    |           | 図 1-13 |
| 30        | 八島塚古墳                    | 藤井寺市         | N 34° 34' 05" | E 135° 36' 52" | 0.25               |                    |           | 図 1-13 |
| 31        | 古室山古墳                    | 藤井寺市         | N 34° 34' 05" | E 135° 36' 34" | 2.92               |                    |           | 図 1-13 |
| 32        | 大鳥塚古墳                    | 藤井寺市         | N 34° 34' 01" | E 135° 36' 32" | 0.51               |                    |           | 図 1-13 |
| 33        | 応神天皇陵古墳、<br>誉田丸山古墳、二ツ塚古墳 | 羽曳野市         | N 34° 33' 44" | E 135° 36' 34" | 28.92              |                    |           | 350    |
|           | 33-1 応神天皇陵古墳             |              |               |                |                    |                    |           |        |
|           | 33-2 誉田丸山古墳              |              |               |                |                    |                    |           |        |
|           | 33-3 二ツ塚古墳               |              |               |                |                    |                    |           |        |
| 34        | 東馬塚古墳                    | 羽曳野市         | N 34° 33' 50" | E 135° 36' 44" | 0.03               | 図 1-13             |           |        |
| 35        | 栗塚古墳                     | 羽曳野市         | N 34° 33' 46" | E 135° 36' 45" | 0.11               | 図 1-13             |           |        |
| 36        | 東山古墳                     | 藤井寺市         | N 34° 33' 42" | E 135° 36' 19" | 0.41               | 図 1-13             |           |        |
| 37        | はざみ山古墳                   | 藤井寺市         | N 34° 33' 42" | E 135° 36' 08" | 1.50               | 図 1-13             |           |        |
| 38        | 墓山古墳                     | 羽曳野市<br>藤井寺市 | N 34° 33' 28" | E 135° 36' 16" | 4.34               | 図 1-13             |           |        |
| 39        | 野中古墳                     | 藤井寺市         | N 34° 33' 32" | E 135° 36' 16" | 0.19               | 図 1-13             |           |        |
| 40        | 向墓山古墳                    | 羽曳野市         | N 34° 33' 26" | E 135° 36' 22" | 0.33               | 図 1-13             |           |        |
| 41        | 西馬塚古墳                    | 羽曳野市         | N 34° 33' 22" | E 135° 36' 24" | 0.07               | 図 1-13             |           |        |
| 42        | 浄元寺山古墳                   | 藤井寺市         | N 34° 33' 25" | E 135° 36' 07" | 0.52               | 図 1-13             |           |        |
| 43        | 青山古墳                     | 藤井寺市         | N 34° 33' 21" | E 135° 36' 02" | 0.51               | 図 1-13             |           |        |
| 44        | 峯ヶ塚古墳                    | 羽曳野市         | N 34° 33' 09" | E 135° 35' 51" | 1.12               | 図 1-16             |           |        |
| 45        | 白鳥陵古墳                    | 羽曳野市         | N 34° 33' 04" | E 135° 36' 16" | 5.65               | 図 1-16             |           |        |
| 総面積：      |                          |              |               |                | 166.66             | 890                |           |        |

\* 複数の名称をもつ古墳も多いが、本資産の推薦における構成資産としての名称は、便宜上、本表の通りとした。各古墳の別名については、コラム2を参照されたい。



図 1-1 資産が所在する大阪の位置

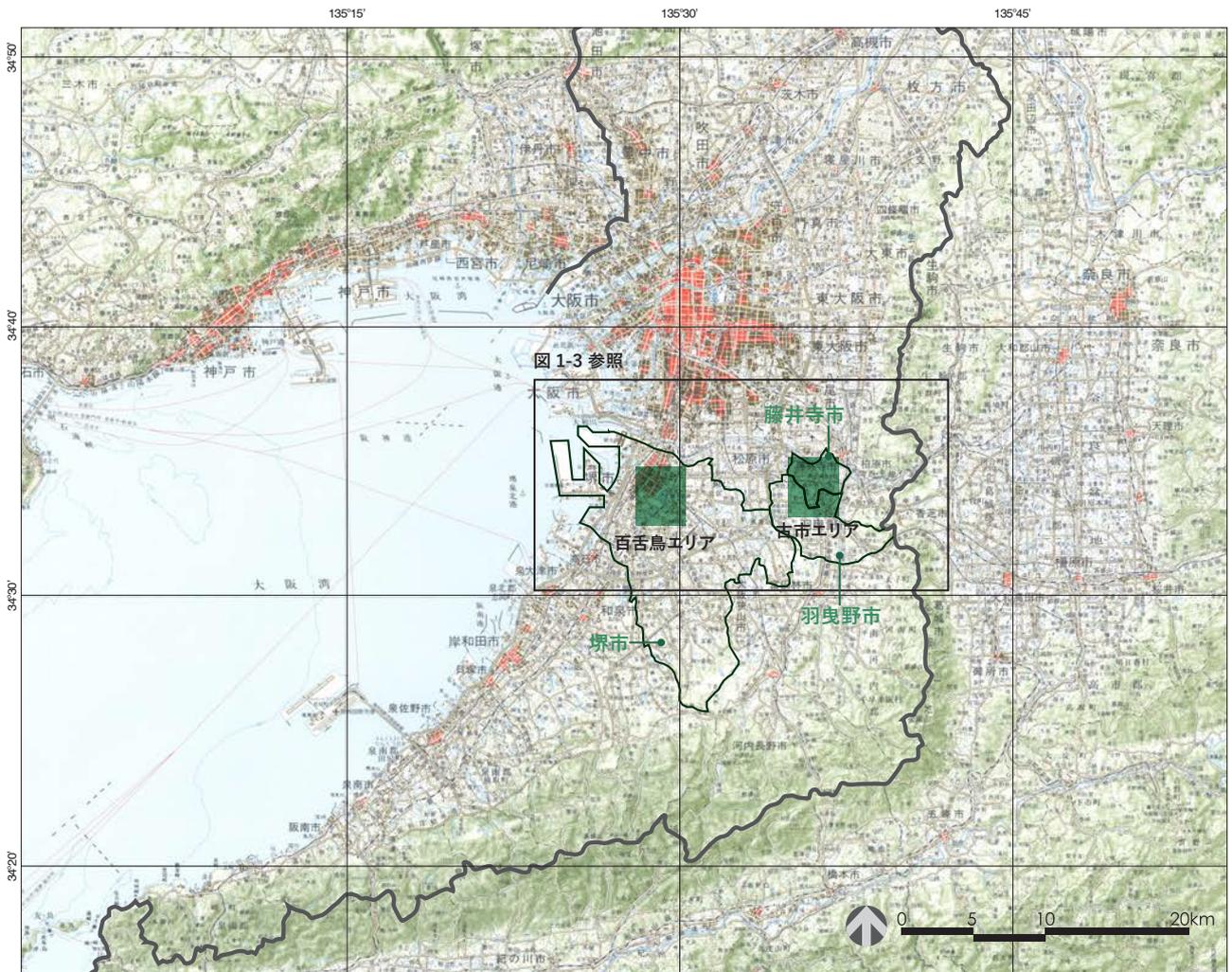


図 1-2 百舌鳥エリアと古市エリアの位置関係

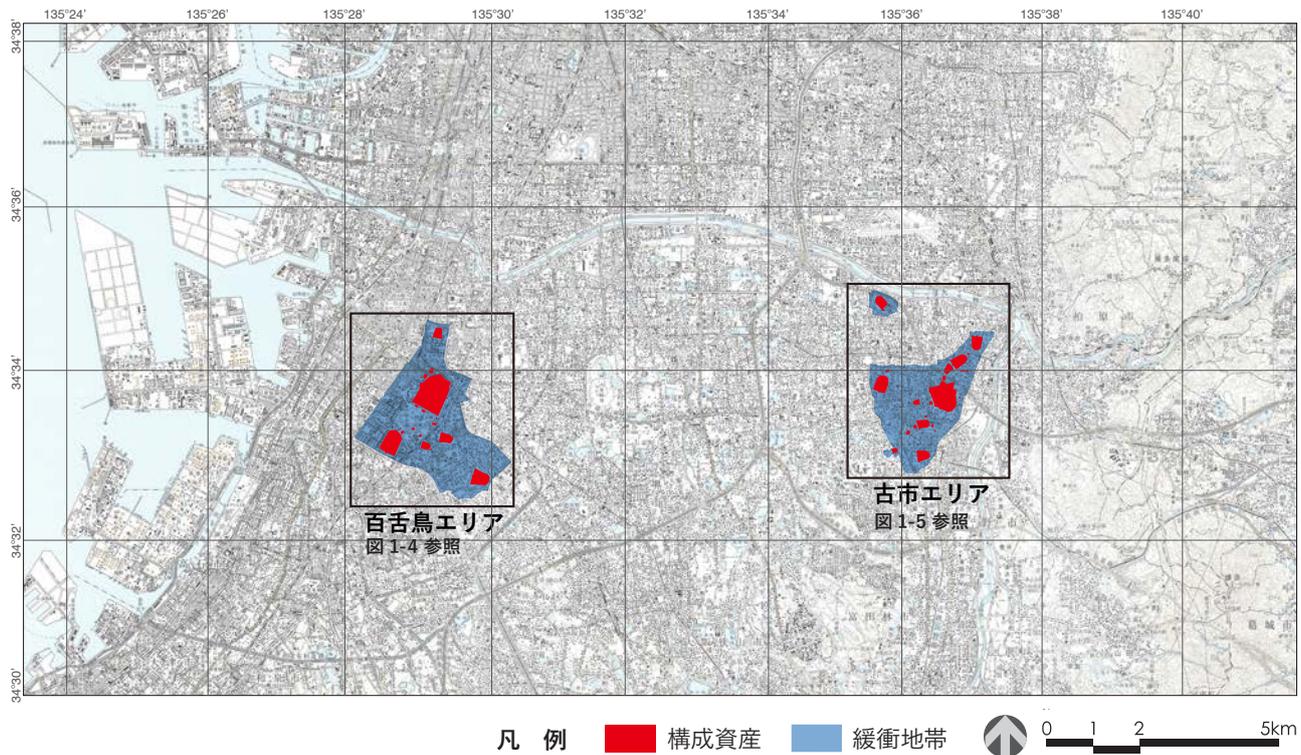
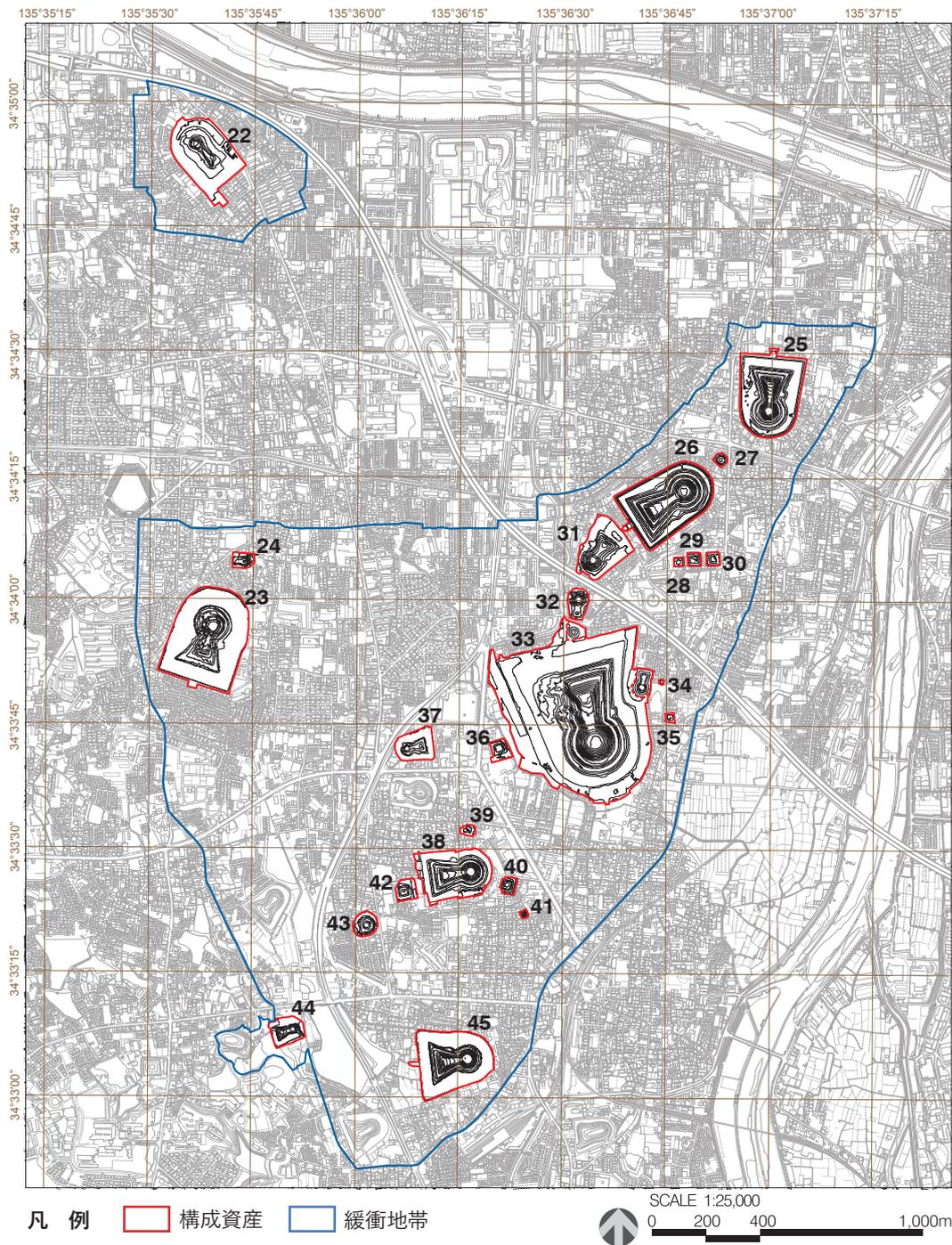


図 1-3 資産の位置と百舌鳥エリアと古市エリアの位置関係



| ID No. | 構成資産名         | ID No. | 構成資産名  | ID No. | 構成資産名   |
|--------|---------------|--------|--------|--------|---------|
| 1      | 反正天皇陵古墳       | 7      | 孫太夫山古墳 | 15     | 履中天皇陵古墳 |
| 2      | 仁徳天皇陵古墳 (2-1) | 8      | 竜佐山古墳  | 16     | 寺山南山古墳  |
|        | 茶山古墳 (2-2)    | 9      | 銅亀山古墳  | 17     | 七観音古墳   |
|        | 大安寺山古墳 (2-3)  | 10     | 菰山塚古墳  | 18     | いたすけ古墳  |
| 3      | 永山古墳          | 11     | 丸保山古墳  | 19     | 善右エ門山古墳 |
| 4      | 源右衛門山古墳       | 12     | 長塚古墳   | 20     | 御廟山古墳   |
| 5      | 塚廻古墳          | 13     | 旗塚古墳   | 21     | ニサンザイ古墳 |
| 6      | 収塚古墳          | 14     | 銭塚古墳   |        |         |

図1-4 構成資産および緩衝地帯を示す図(百舌鳥エリア)



| ID No. | 構成資産名   | ID No. | 構成資産名          | ID No. | 構成資産名  |
|--------|---------|--------|----------------|--------|--------|
| 22     | 津堂城山古墳  | 30     | 八島塚古墳          | 37     | はざみ山古墳 |
| 23     | 仲哀天皇陵古墳 | 31     | 古室山古墳          | 38     | 墓山古墳   |
| 24     | 鉢塚古墳    | 32     | 大鳥塚古墳          | 39     | 野中古墳   |
| 25     | 允恭天皇陵古墳 |        | 応神天皇陵古墳 (33-1) | 40     | 向墓山古墳  |
| 26     | 仲姫命陵古墳  | 33     | 誉田丸山古墳 (33-2)  | 41     | 西馬塚古墳  |
| 27     | 鍋塚古墳    |        | 二ツ塚古墳 (33-3)   | 42     | 浄元寺山古墳 |
| 28     | 助太山古墳   | 34     | 東馬塚古墳          | 43     | 青山古墳   |
| 29     | 中山塚古墳   | 35     | 栗塚古墳           | 44     | 峯ヶ塚古墳  |
|        |         | 36     | 東山古墳           | 45     | 白鳥陵古墳  |

図 1-5 構成資産および緩衝地帯を示す図 (古市エリア)

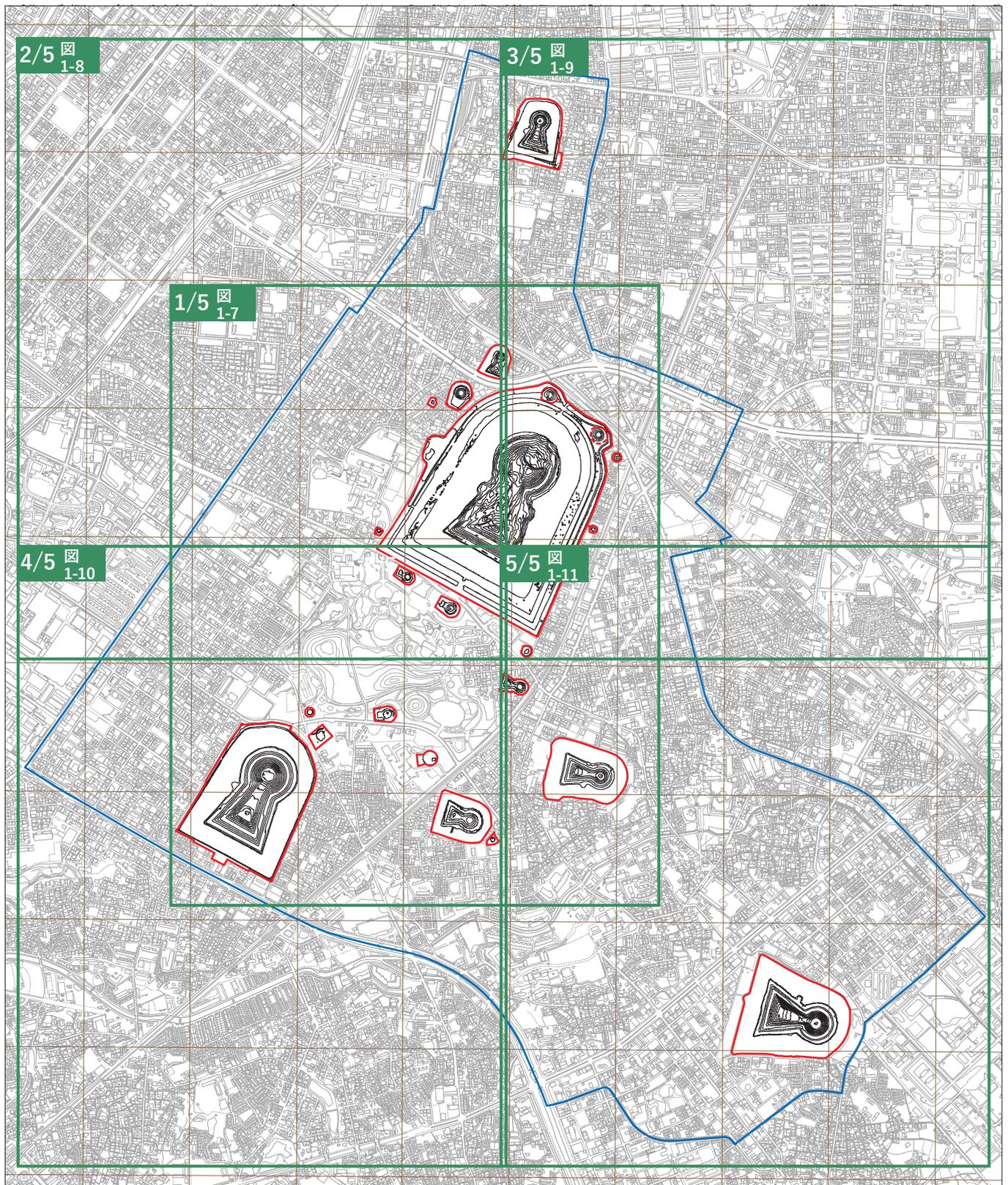
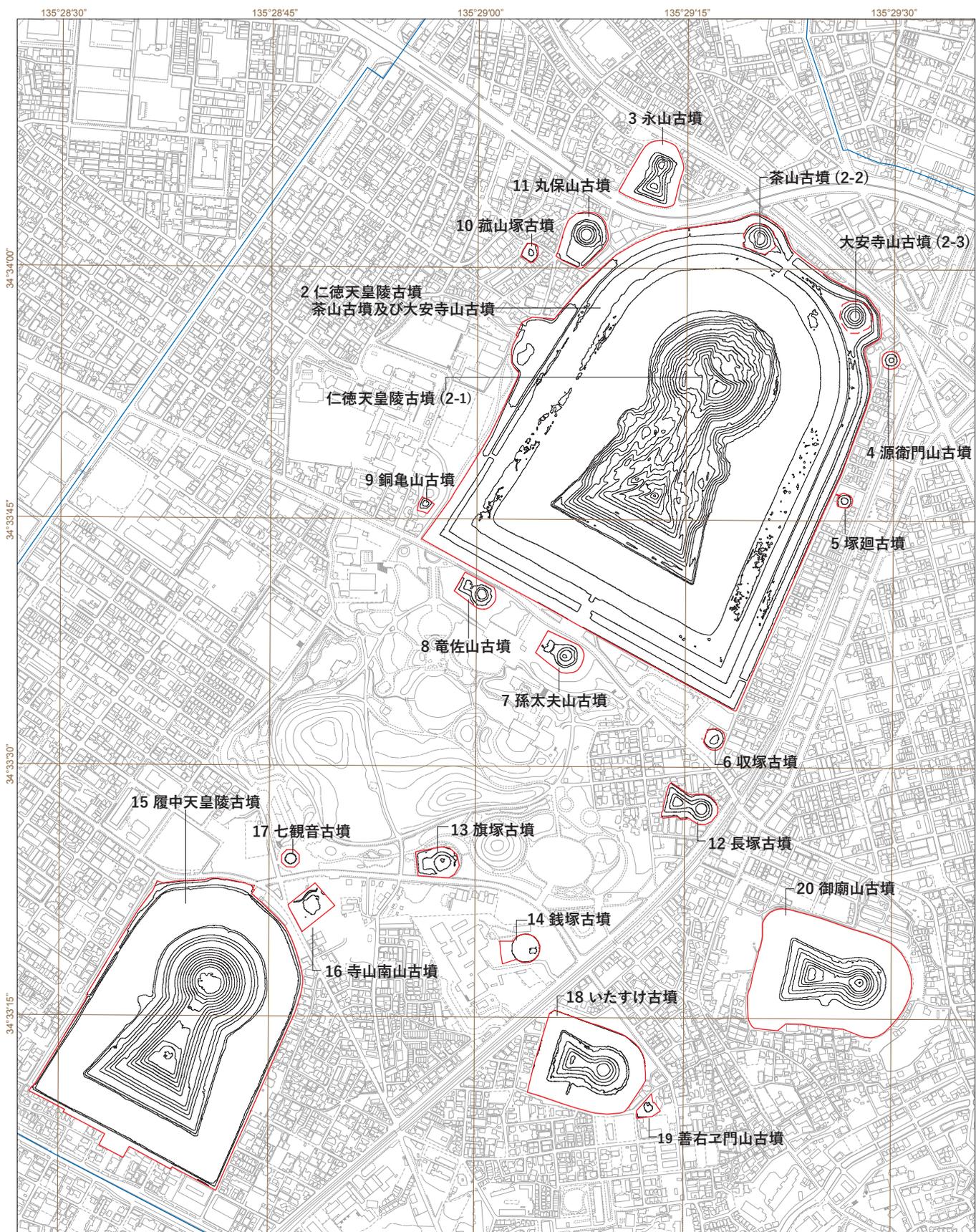


図 1-6 百舌鳥エリア図郭割図 (図 1-7 ~ 図 1-11)



凡例  構成資産  緩衝地帯

SCALE 1:10,000  
 0 100 200 500m

図 1-7 百舌鳥エリア詳細図 (1/5)

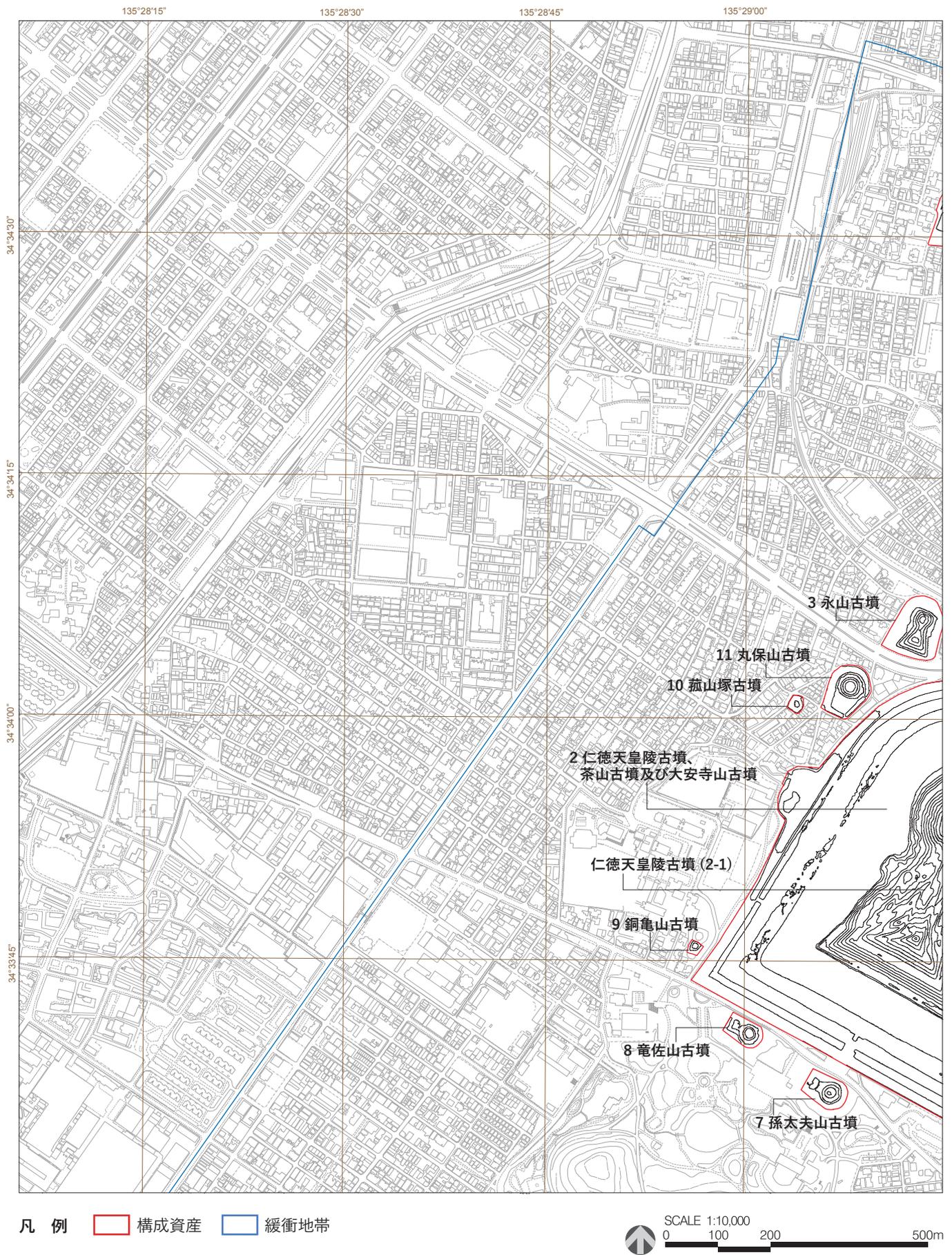
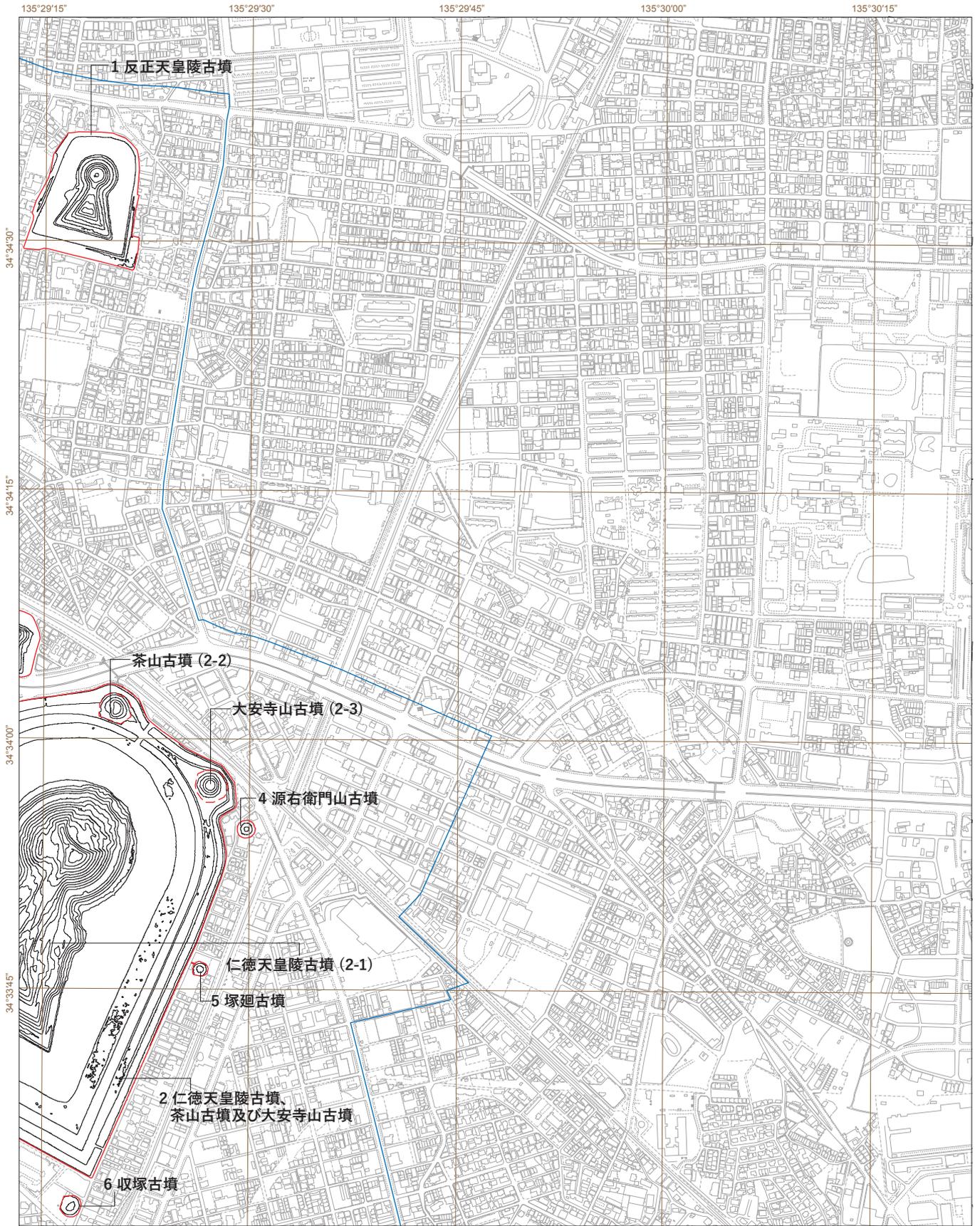


図1-8 百舌鳥エリア詳細図(2/5)



凡例  構成資産  緩衝地帯

SCALE 1:10,000  
 0 100 200 500m

図1-9 百舌鳥エリア詳細図 (3/5)

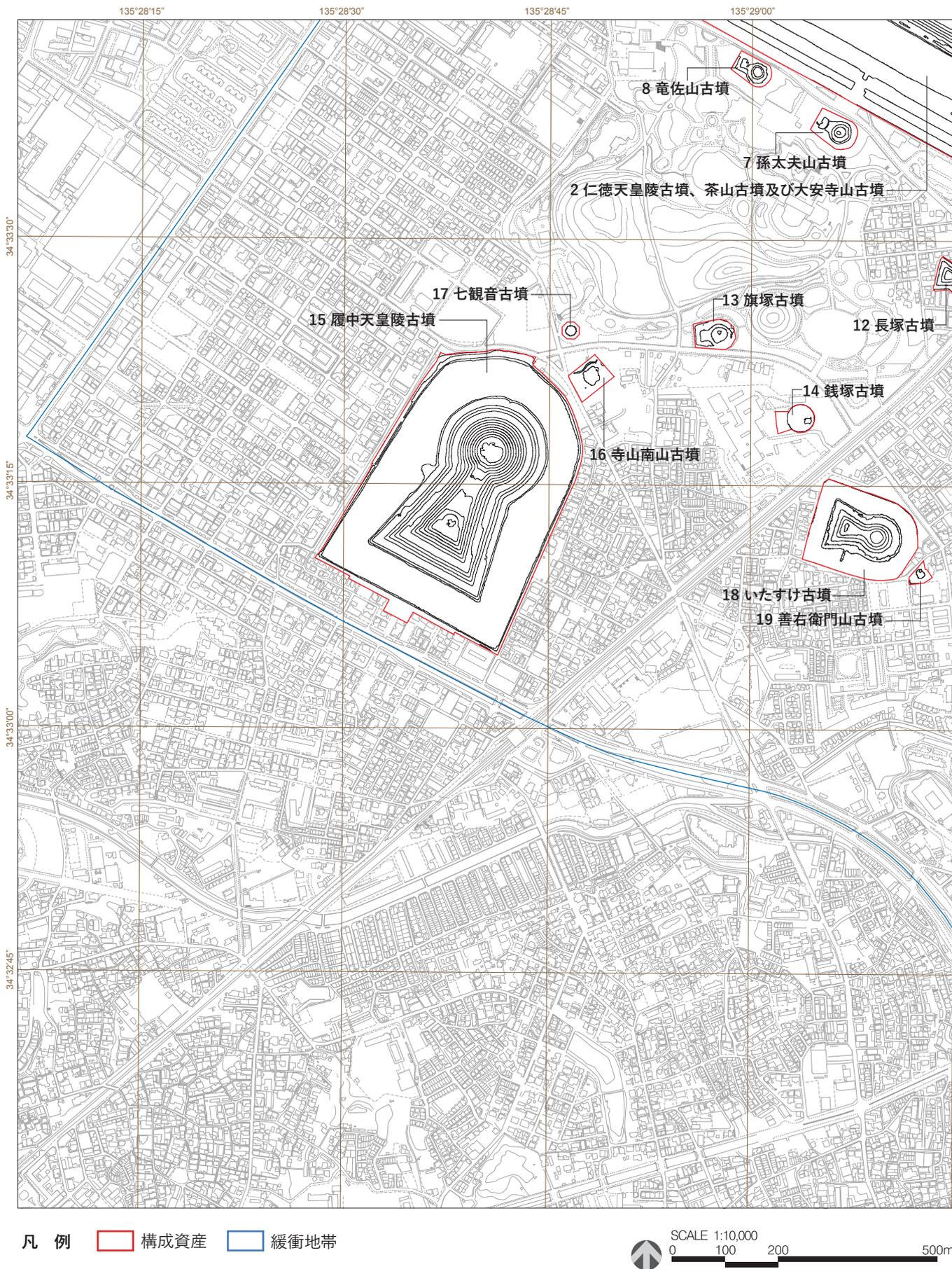
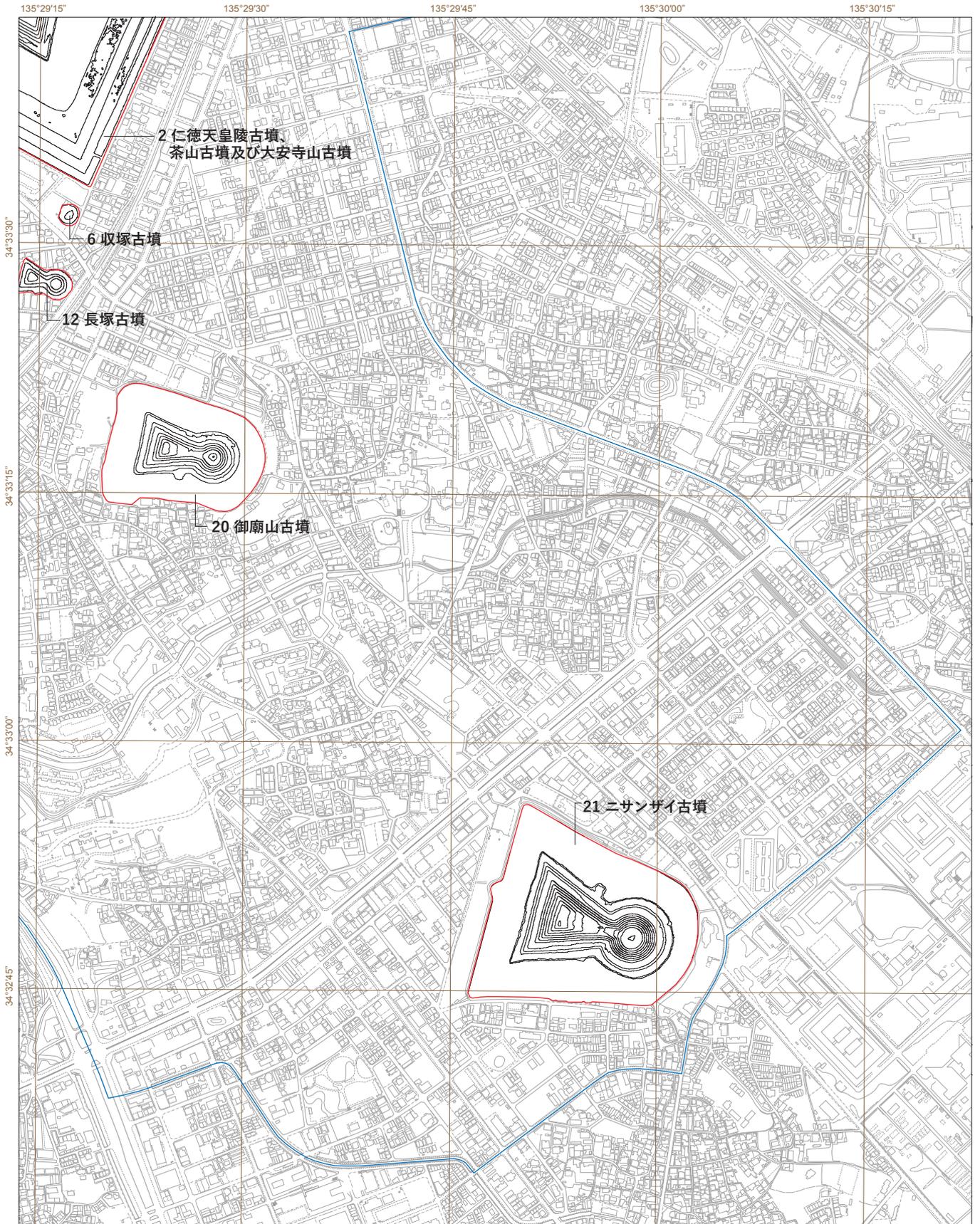


図 1-10 百舌鳥エリア詳細図 (4/5)



凡 例     構成資産     緩衝地帯



図 1-11 百舌鳥エリア詳細図 (5/5)

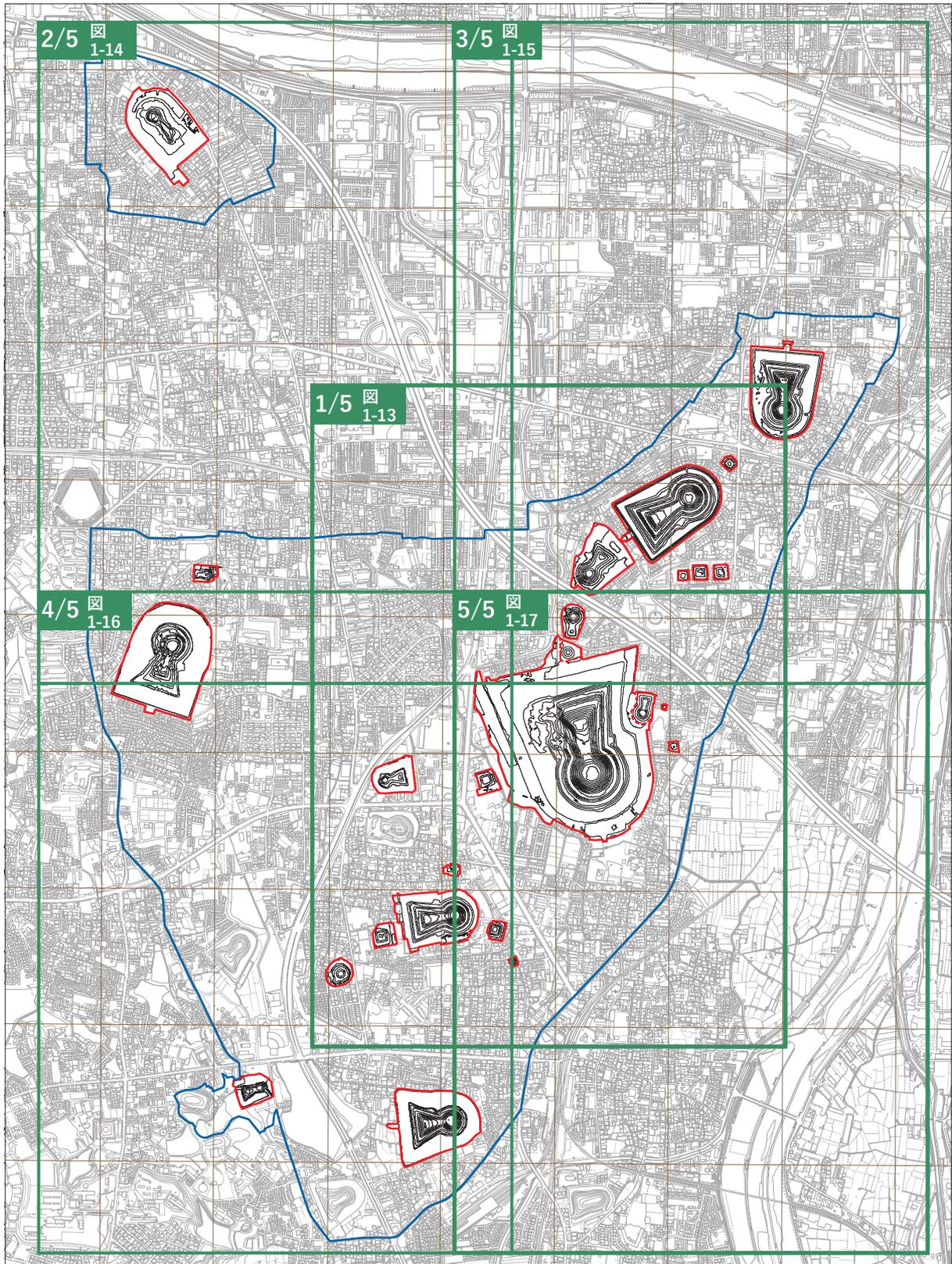
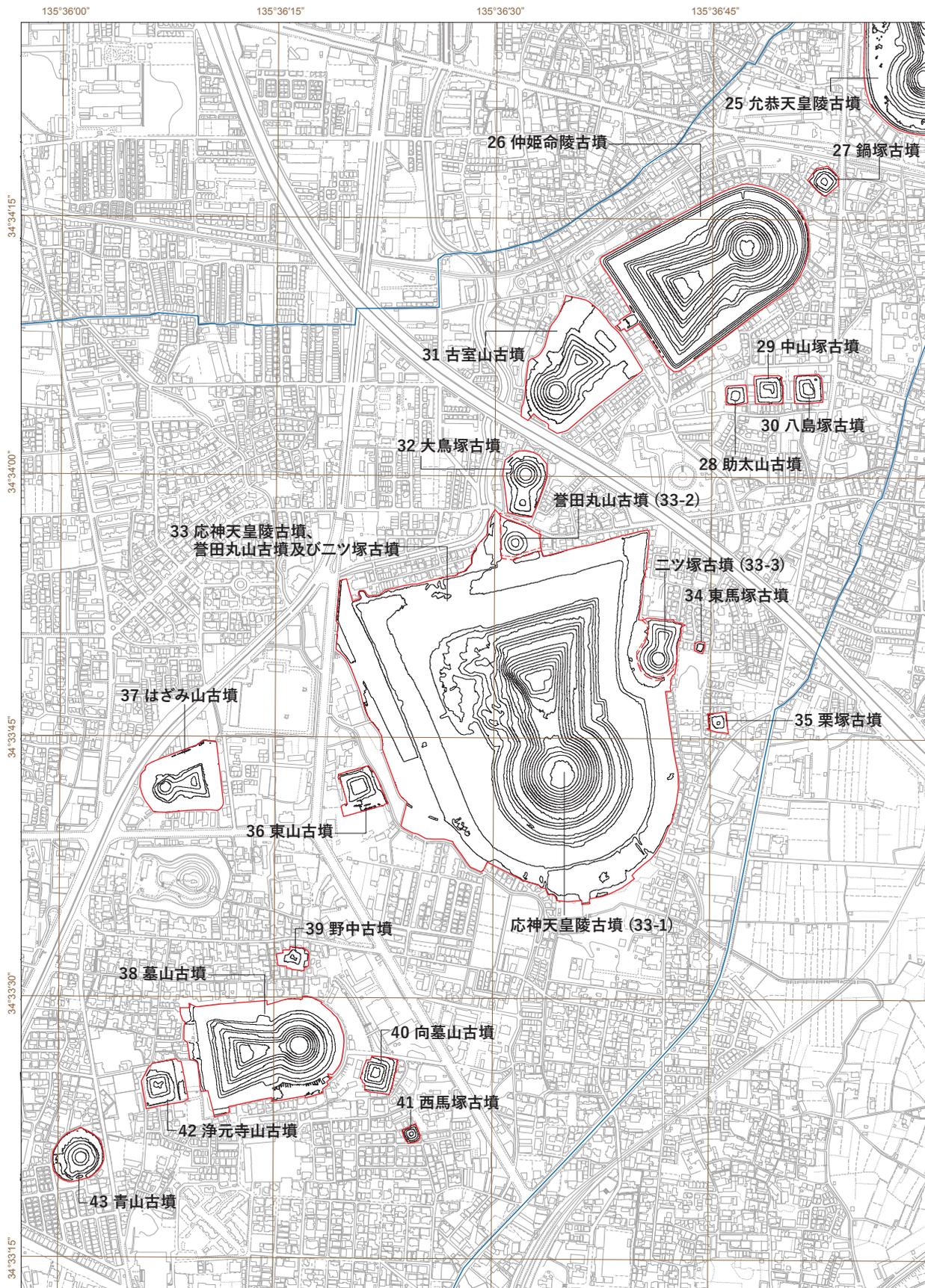


図 1-12 古市エリア図郭割図 (図 1-13 ~ 図 1-17)



凡例  構成資産  緩衝地帯



図 1-13 古市エリア詳細図 (1/5)

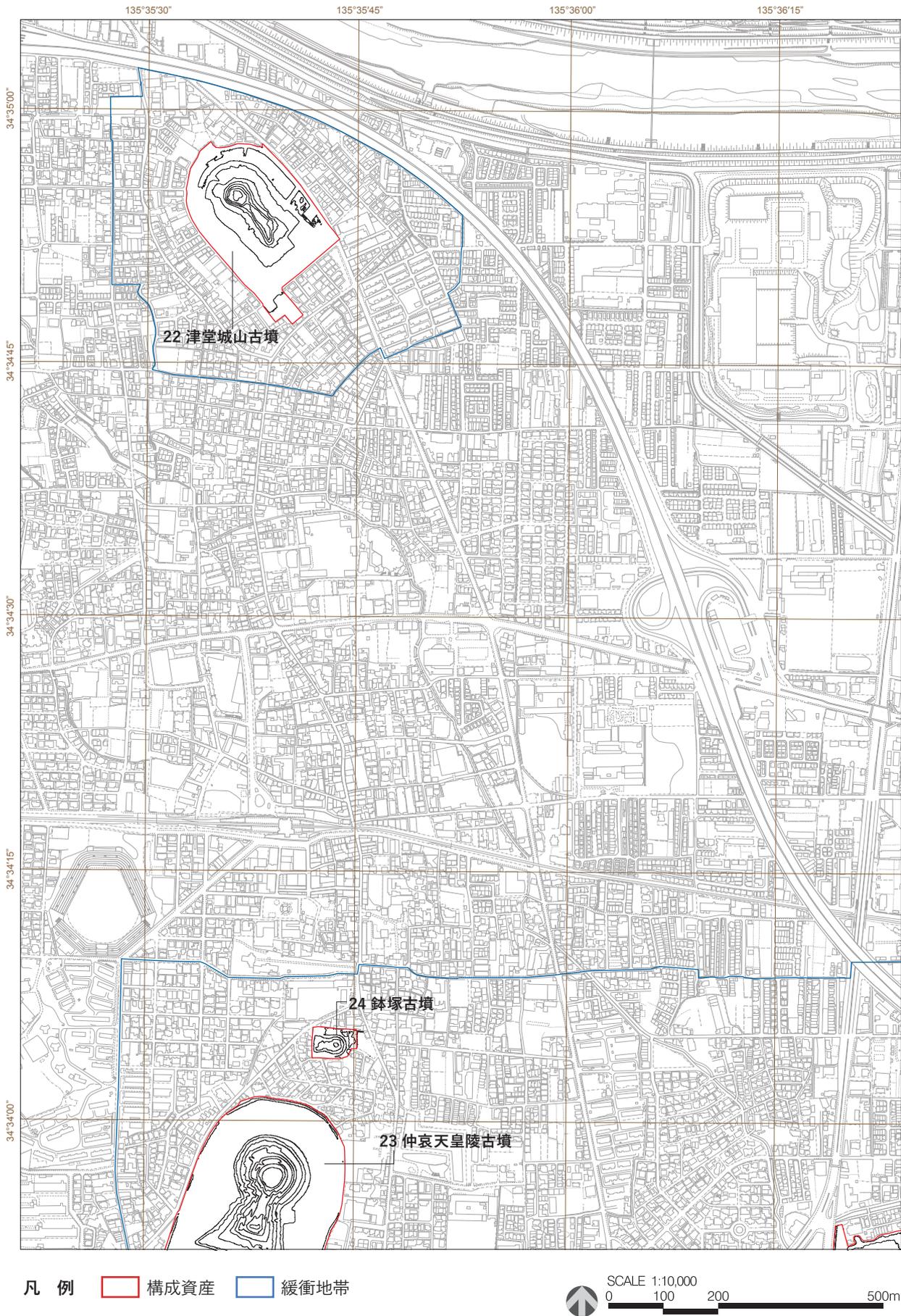
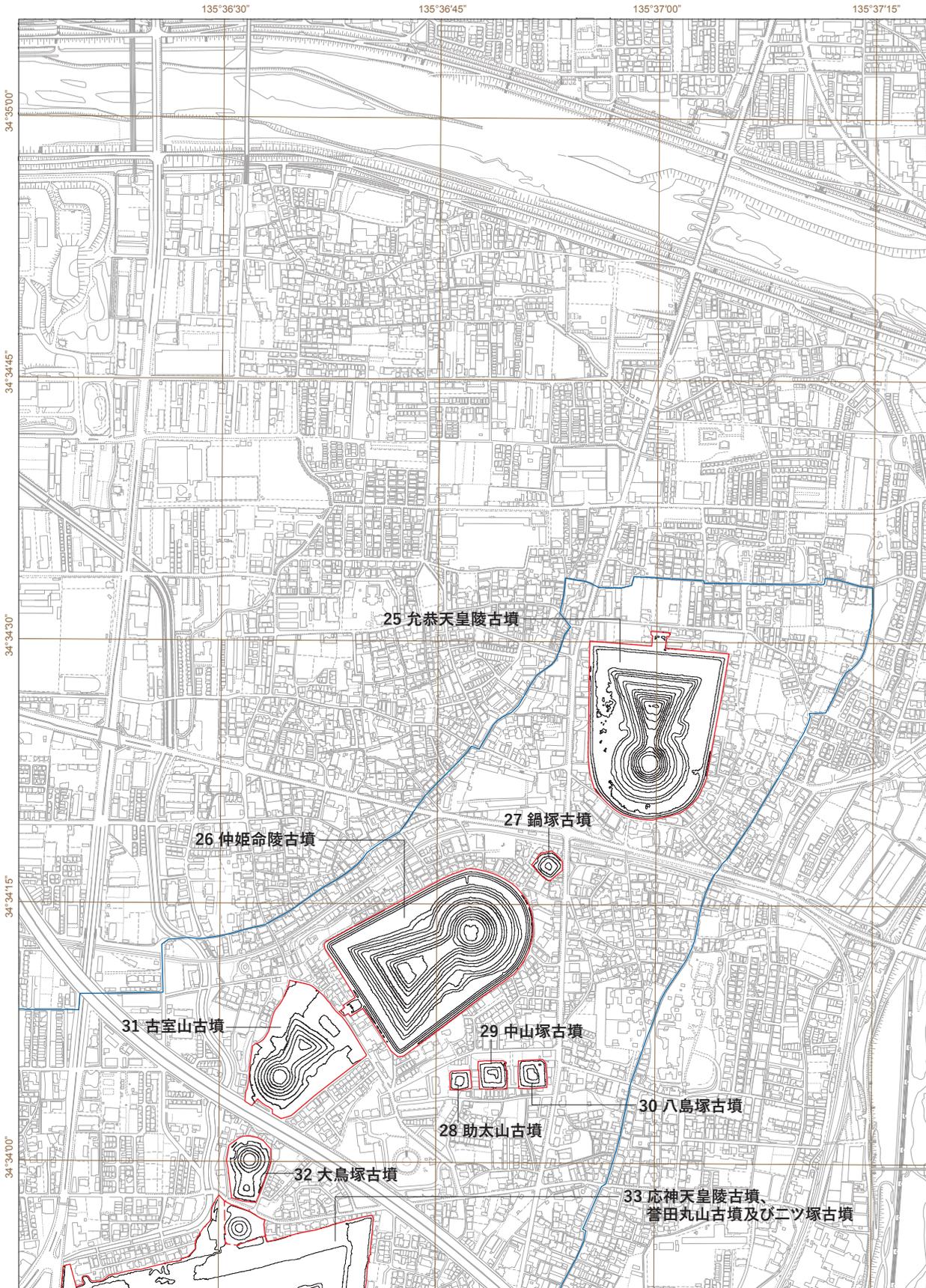


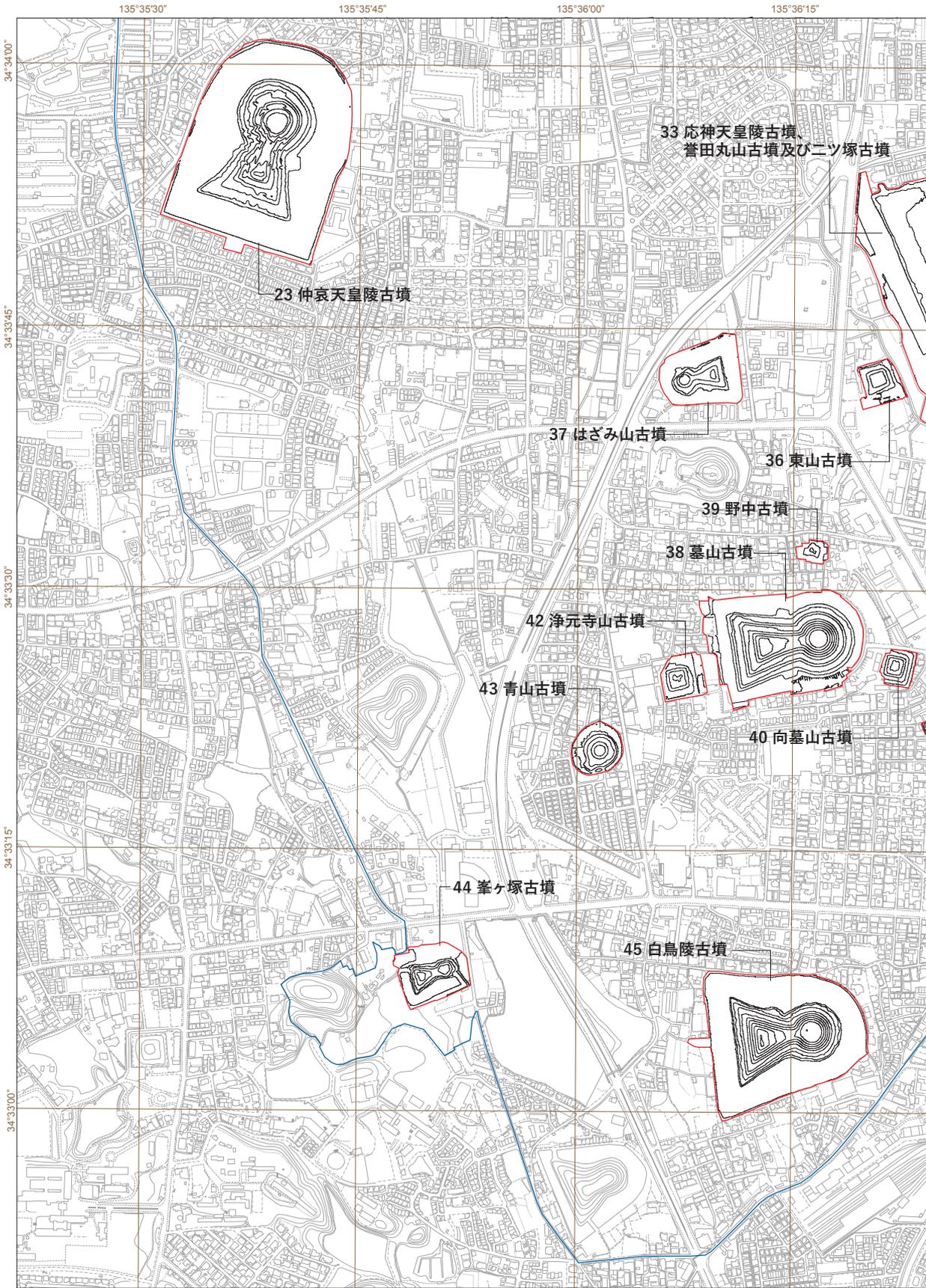
図1-14 古市エリア詳細図(2/5)



凡例  構成資産  緩衝地帯

SCALE 1:10,000  
 0 100 200 500m

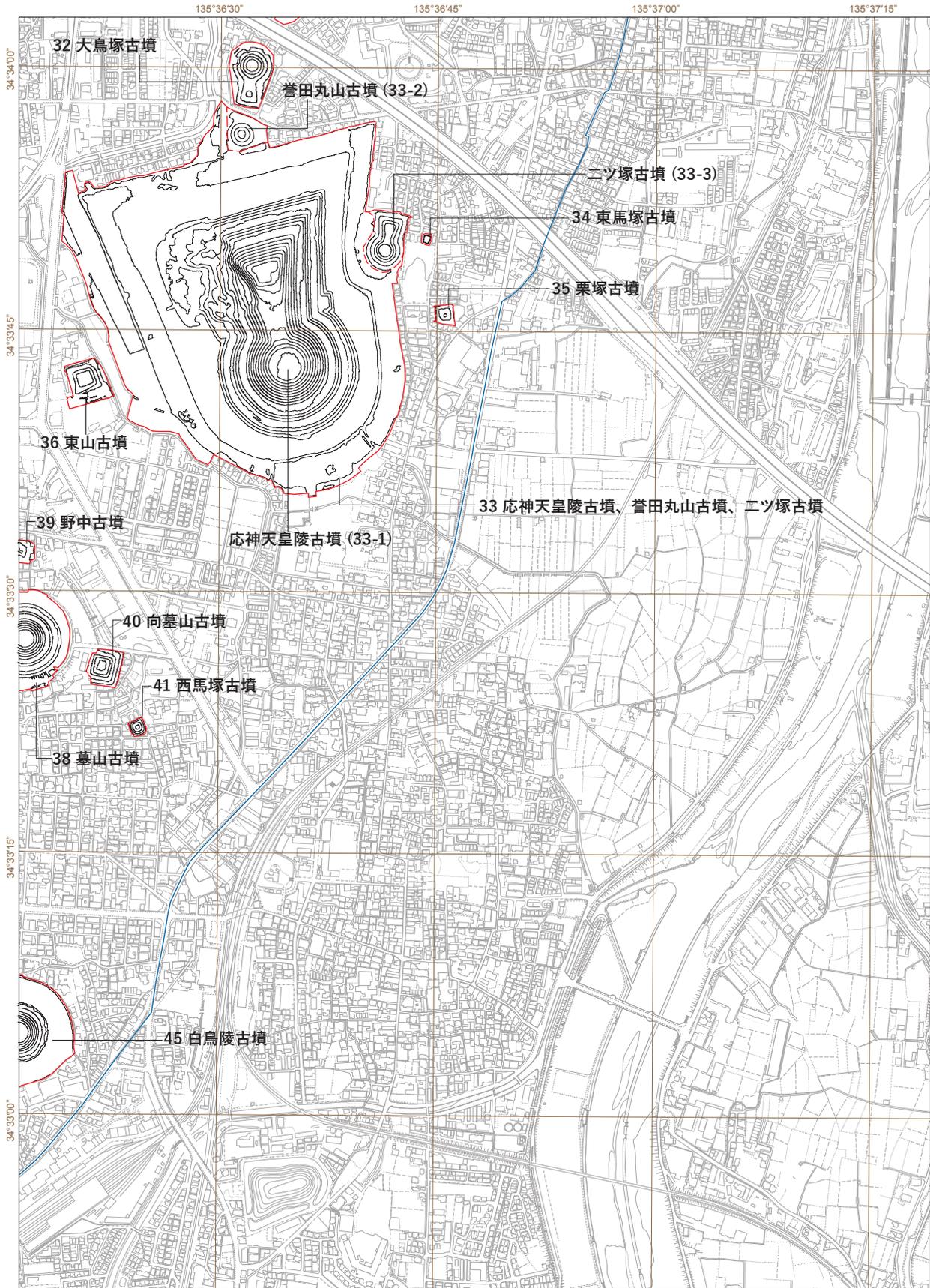
図 1-15 古市エリア詳細図 (3/5)



凡例  構成資産  緩衝地帯

SCALE 1:10,000  
0 100 200 500m

図 1-16 古市エリア詳細図 (4/5)



凡例  構成資産  緩衝地帯



図 1-17 古市エリア詳細図 (5/5)



密集した多様な規模・形状の古墳群  
百舌鳥エリアの復元俯瞰イメージ



## 第2章

# 説明

- 2.a 資産の内容
- 2.b 歴史と発展



## 2. 説明

### 2.a 資産の内容

#### (i) 資産全体の説明

##### (i)-1 概要

百舌鳥・古市古墳群は、大阪平野南端の段丘上に位置する百舌鳥と古市の2エリアに所在する49基の密集した多様な墳墓から構成される墳墓群である。大阪平野は、古代日本列島の政治・文化の中心地のひとつであった。資産は、大陸に向かう航路の発着点である大阪湾に面して位置する。

3世紀中頃から6世紀後半にかけて日本列島では16万基以上に及ぶ膨大な数の墳墓が築造された。古墳とよばれるこれらの墳墓は、しばしば複数が集まった群として形成され、前方後円墳に代表される独特な型式によって特徴づけられる。日本列島の古墳は、この時代の社会政治的様相を映し出す最良の物証と理解されているものであり、それは各地の有力者の実力に則した規模や形、配置の多様性と標準的型式の共有を前提とした有力者間の序列によって表現される。このような古墳の重要性に鑑み、この時代は古墳時代と呼ばれている。それは大陸の法体系の影響を受けて、日本列島の社会が古代中央集権体制を確立した新たな歴史段階を迎える直前にあたる時代である。

本資産は、数ある古墳群の中でも、墳形の多様性と規模の格差がもっとも顕著な事例であり、列島各地の古墳造りに大きな影響を与えた存在であった。列島最大かつ世界最大級の墳墓をはじめとする大小多様な墳墓によって構成され、このような古墳築造現象の中枢に位置する本資産は、古墳という墳墓型式とそれが造られた時代およびその文化を最も象徴的に表現するものである。古墳時代は、日本列島において初めて王権が形成された時代であり、墳墓築造によって権威が表象されたことによって特色づけられる。この王権は、激動する東アジア情勢への対応として形成されたものであり、大陸の法体系の影響を受けた中央集権体制確立の前段階において日本列島を支配した存在であった。

古墳時代に築造されてから約1600年を経た現在、本資産の古墳は、国有財産としての陵墓および／または文化財保護法に基づく史跡という位置づけのもと、国か地域の行政が、一部には民間所有者と連携して適切に保存管理している（2.b「歴史と発展」160頁および5章「資産の保護と保存管理」263頁）。



写真 2-1 百舌鳥エリア航空写真（北西から）



写真 2-2 古市エリア航空写真（南西から）

### (i) -1-a) 資産の分布

日本列島の北東から南西約 1200km の範囲に総数 16 万基以上という膨大な数の古墳が分布する。全国津々浦々に所在するそれらは、列島のさまざまな地域において、少数の有力者へと権力が集中し、特別な墓によってその地位が誇示されたことを示すものである。ただし、その規模は一様ではなく、墳丘長 400 m 以上のものからわずか数メートル程度のものまできわめて幅広い。

このように古墳は、普遍的な存在であると同時に相互に顕著な格差を持つことを特徴とするものである。そして、往時の政治連合の頂点に位置する王一族の墳墓の密集が本資産百舌鳥・古市古墳群である。

資産の所在する大阪平野は、列島の中央部付近に位置する古代日本の政治・文化の中心地の一つであった。古代において朝鮮半島や中国大陸の諸勢力との交渉の窓口となる東アジアにおける交流の発着点となったこの地は、渡来文化受容の中心地として大いに繁栄した（図 2-1）。

資産は、堺市の百舌鳥エリアと羽曳野市・藤井寺市の古市エリアという 2 つのまとまりを形成し、何らかの形で残存している合計 89 基の古墳のうち、良好な保存状況の下に所在する 45 件 49 基（百舌鳥エリア 21 件 23 基、古市エリア 24 件 26 基）よりなる（図 2-3）。両エリアは、西を大阪湾、東と南を山地・山脈によって囲まれた大阪平野の南端の段丘上に位置し、交通路を見下ろす重要な立地に配された<sup>1</sup>（図 2-2）。東アジアとの交流のルートにあたる大阪湾からは、段丘上の西端に配された古墳群の威容をのぞむことができる立地であった（図 2-1）。東西に並び、相互に視認することが可能な位置関係にあるこれら 2 つのエリアにおいて、日本列島最大級の古墳が約一世紀にわたり連続的に築造され、一体的な墳墓群を形成した。

1. 百舌鳥エリアの古墳は、大阪湾を航行する船舶から巨大前方後円墳を眺望でき、古市エリアの古墳は、北方の大阪平野あるいは大和川や石川から眺望できる。ともにその威容を顕示するのに効果的な場所が選ばれたと考えられる。



図 2-1 大阪湾から見た百舌鳥エリア（CG復元）

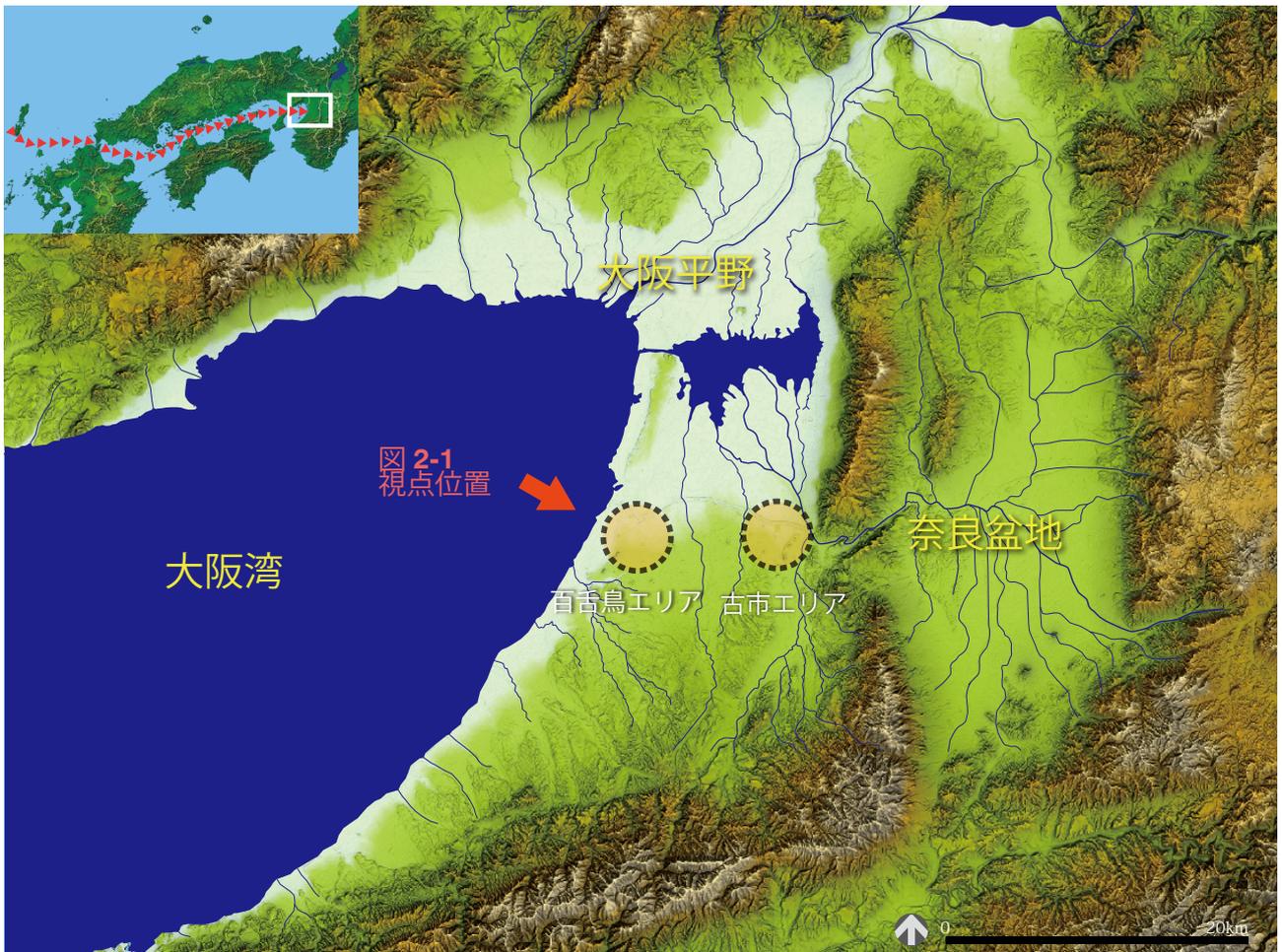


図 2-2 大阪平野周辺地形図(海岸線は古墳時代を復元的に表示)  
(左上図は東アジア諸勢力との交流の航路)

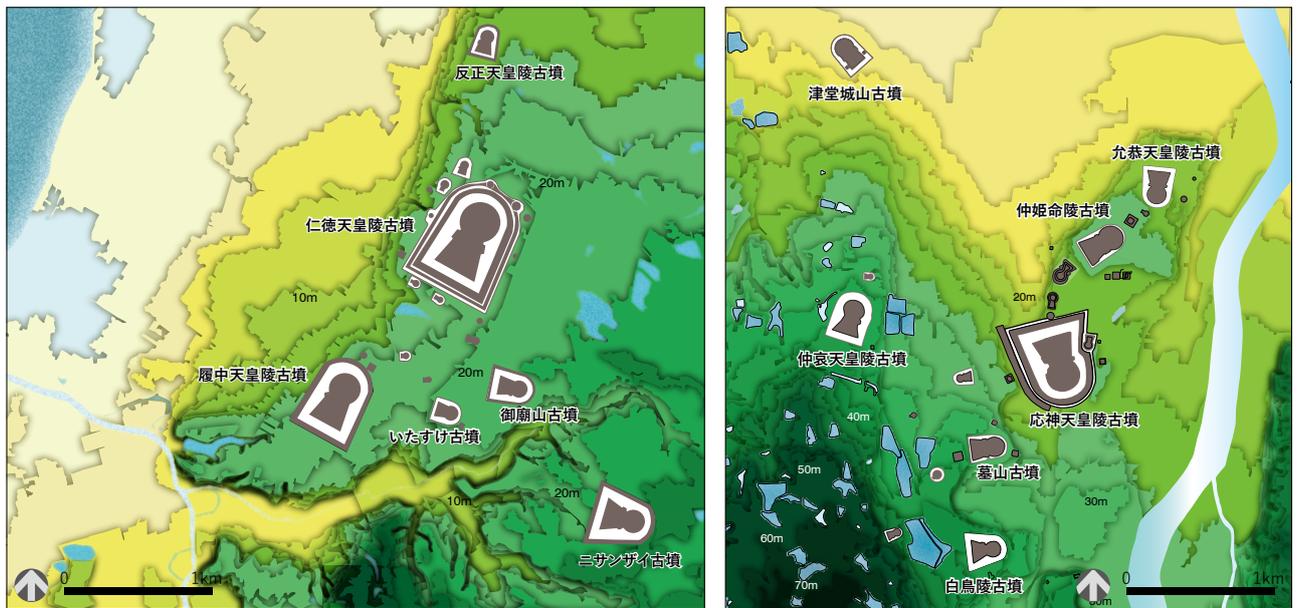


図 2-3 資産分布と周辺地形(左:百舌鳥エリア、右:古市エリア)

### (i) -1-b) 築造された時代

日本列島各地で多数の古墳が造られた3世紀中葉から6世紀後半は古墳時代と呼ばれている（付属資料3.a 補足論考「1. 古墳及び古墳時代の年代」参照）。大陸から農耕技術が伝えられてから数百年を経て成長した列島各地の勢力が、東アジア情勢の変動への対処の必要性を背景として政治連合を形成し、国際秩序の一角を占める存在として活躍しはじめた歴史的段階である。日本列島では、7世紀に至って大陸からの先進的な法に基づく統治システムを受容した中央集権国家が形成されるが、その前段階にあたる古墳時代は、日本列島独自の古墳の築造によって政治秩序が表象され、政治的・経済的な発展を実現した時代であった。古墳は、各地の有力者への権力集中と古代王権を象徴するものであり、多様な古墳が密集した百舌鳥・古市古墳群は、その中枢となる政治連合の最上位の構造を具現化したものであった。

この時代の日本列島では文字の使用は限定的<sup>2</sup>であり、広く普及することはなかったが、同時代の中国大陸および朝鮮半島の記録には、当時の日本列島に王に率いられた倭国という勢力があり、東アジア諸国との間で外交関係を結んでいたことが記されている。また、古墳時代が終わった後の8世紀に日本列島で成立した歴史書（『日本書紀』・『古事記』）にもこの時代に相当する時期の記述として、後に「日本」と名前を変えることとなる、古代国家の形成・発展の過程が描かれている<sup>3</sup>。

一方、考古学的には、全国各地で発掘調査が進んでいるにも関わらず王宮や城郭といった遺跡は知られておらず<sup>4</sup>、古墳築造に集団的労働力が傾注されたようである。このことから、列島各地に分布する多数の古墳こそが王を中心とする当時の社会政治的様相を解明する最良の物証である。

古墳の築造年代は、墳丘の巨大さや群構成のあり方および墳形、埴輪、副葬品、埋葬施設といった遺構・遺物の変遷と、限られてはいるものの、古墳から出土した銅鏡や鉄剣に記された銘文中の暦年記述や、出土木材

2. 古墳時代に文字を使用したのは、王権中枢で働く渡来人だけであったと想像されている。

3. ただし、これらの史料は8世紀段階での王権の正統性を示すという政治的意図をもって編纂されたものであり、その利用にあたっては十分な史料批判が必要となる。

4. 『日本書紀』『古事記』には所在地を含んだ王宮名が記されており、王宮が古墳時代にも存在していたことが窺える。それらによれば、王宮は、王の代替わりごとに大阪平野や奈良盆地で造営されていた。王宮は一般の住居より大型の建物で構成されるものと推測されるが、木製の建築物であったと考えられ、発掘調査が進んだ現在でも考古学的に確認できた例はない。

の年輪や炭素同位体等による理化学的年代測定法に基づいて推定される<sup>5</sup> (付属資料 3.a 補足論考「I. 古墳及び古墳時代の年代について」参照)。こうした各古墳の年代観を基盤として、古墳時代は3時期に区分されることが一般的である(2.b「歴史と発展」136頁参照)。各時代の古墳群の群構成の特徴から、下記のように各時期の特質が整理される。

- 前期 (3世紀中頃～4世紀前半)：古墳時代の成立期
- 中期 (4世紀後半～5世紀後半)：古墳時代の最盛期
- 後期 (6世紀)：古墳時代の変質期

古墳時代の文化の特質である墳墓による権威表象は、古墳が巨大さの頂点に達し、規模の格差が最高潮に達する中期にその最盛期を迎える(2.b「歴史と発展」138頁参照)。この古墳時代中期に造営された多数の巨大古墳を含み、古墳時代の文化的特質の代表例と位置付けられるのが本資産、百舌鳥・古市古墳群である。

#### (i) -1-c 構成資産の選択

上記してきたとおり、日本列島には、広い範囲にかけて膨大な数の古墳が所在するが、その特徴を最もよく表す典型例が、東アジア国際交流の発着点にあたる大阪平野に営まれた本資産である。

本来、百舌鳥・古市古墳群では、4世紀後半～6世紀前半にかけて総数200基以上の墳墓が築造されたと考えられ、現在ではそのうちの89基が何らかの形で残存している。推薦にあたっては、古墳時代の文化の特質であり、本資産における顕著な普遍的価値の主題である墳墓による権威表象が最も強く意識され、かつ百舌鳥・古市古墳群の形成過程の中でも最も充実した段階を占める古墳時代中期(2.b「歴史と発展」143頁参照)に築造されたものを選択することとした。さらに、墳丘の保存状況や周辺環境をも加味して49基45件<sup>6</sup>を構成資産とした<sup>7</sup>(表2-1、3.2「比較分析」参照)。こうして選択された古墳は、この時代の古墳の4つの標準化された墳形と規模の幅広さ、および古墳に伴う埋葬施設等のバリエーションを基本的に包含するものである(詳細は次項属性についての説明参照)。

5. ただし、そもそも古墳の年代は、墓誌のような確実な資料が出土しなければ断定できないものであり、同じ古墳の年代に対しても諸説が示されることがある。

6. 古墳の基数と構成資産件数の違いは、一件の構成資産に複数の古墳が所在する以下の例を含むことによる。

構成資産2：仁徳天皇陵古墳、茶山古墳及び大安寺山古墳  
 構成資産33：応神天皇陵古墳、誉田丸山古墳及び二ツ塚古墳

7. 今日までに失われた古墳は基本的に小規模であり、大規模墳は大半が良好に保存されている。構成資産45件には、本来存在した墳丘長200m以上の古墳の全てが含まれている。

表 2-1 残存古墳と構成資産の概観

| エリア | 残存古墳 | 構成資産        |
|-----|------|-------------|
| 百舌鳥 | 44 基 | 23 基 (21 件) |
| 古市  | 45 基 | 26 基 (24 件) |
| 合計  | 89 基 | 49 基 (45 件) |

### (i) -2 本資産が示す顕著な特質

本資産の顕著な普遍的価値は、約 1600 年の長きにわたって保存されてきたサイトが有する 3 つの属性；a) 密集した多様な古墳、b) 4 つの標準化された型式、c) 入念で独特な葬送儀礼の証左、によって伝達される。

3 つの属性は、本資産における顕著な普遍的価値を伝達する基盤となるものであることに加えて、資産・緩衝地帯の保存管理（5 章参照）やモニタリング（6 章参照）に関しても、基本的な観点として位置付けており、本推薦書における顕著な普遍的価値と属性の取扱いは一貫したものとなっている。

以下では、これらの 3 項目に基づいて本資産の特質を概観する。

#### (i) -2-a) 密集した多様な古墳

本資産の 2 つのエリアに密集する古墳は、多様な墳形と 400 m 以上から 20 m 程度までにわたる規模のバリエーションを有している。これらは、同地域、同時代に多様な墳墓が営まれた日本列島の古墳の特徴を最も明瞭に示すものである。

#### 古墳の密集

百舌鳥・古市古墳群は、大阪平野の南端の段丘上に位置する。2 つのエリアでは、ともに 4 km 四方を測る範囲に多数の古墳が密集する。古墳群の形成過程を時期ごとに確認すると、古墳時代前期に築造された可能性があるものはごくわずかであり、後期には少数の前方後円墳が築造されているが、大半の古墳は中期に築造されたものである（143 頁、図 2-92）。構成資産は、古墳群の構成が最も充実し、かつ主張する顕著な普遍的価値を直接的に表現する古墳時代の最盛期にあたる中期に築造された古墳とする。この時期に築造された古墳は、世界最大級の墳墓である仁徳天皇陵古墳や応神天皇陵古墳をはじめとする複数の大規模な前方後円墳と帆立貝形墳や円墳・方墳等、多数の中小古墳が配され、密集し

た古墳群を形作っている。各古墳は、海や平野などからの眺望を意識しつつ、巨大な墳丘を均整のとれたものとして築造するため、元来の地形を最大限生かした形で配置されている。

### 古墳の構造

このような古墳は、さまざまな部位を組み合わせて形づくられたモニュメントである。もっとも複雑な前方後円墳を例にとって以下の通り紹介しておこう（図 2-4、付属資料 3.a 補足論考「II. 墳丘および周辺の諸施設の型式と構築技術」参照）。

**墳丘**：盛土を積み上げた高まりであり、内部には埋葬施設が設けられている。斜面と平坦面を組み合わせると3段もしくは2段に築かれている。斜面には、人頭大の石が一面に葺かれ、盛土の流出を防ぎつつ、墳丘を白く輝かせる効果を果たした。

前方後円墳の場合、平面形は、円丘と方丘が結合した鍵穴形で、主たる埋葬施設は後円部に位置する。前方部は、葬送儀礼において重要な場であったとされる説が有力だが、ここに副次的な埋葬施設が設けられる場合もある。前方部は、元來後円部に対して、低く、幅の狭いものであったが、時代が新しくなるにつれ、高く、幅広のものへと少しずつ変化していく。

**造り出し**：前方後円墳のくびれ部付近に設けられたステージ状の突出部。上面および周辺から、家型埴輪をはじめとする各種の形象埴輪や土器および土製模造品などが出土することが多く、儀礼が行われた場所と考えられている。くびれ部の両側につくもの、片側のみのもので、伴わないものの3種類があり、古墳の規模が大きいほどその数は多くなる傾向にある。

**濠・堤**：墳丘の周囲には濠が巡る。濠によっては水を湛えたものと空堀とがあり、その外周には、周囲より一段高まった堤が築かれる場合がある。大型前方後円墳では二重、あるいは三重に濠が巡るものがある。また濠内に水鳥形埴輪を配置した島状の高まりや、堤から後円部にかけて架けられた大型の橋の痕跡が検出された事例もある。

**埴輪列**：墳丘の頂上部とテラス部分には円筒埴輪が列をなして立て並

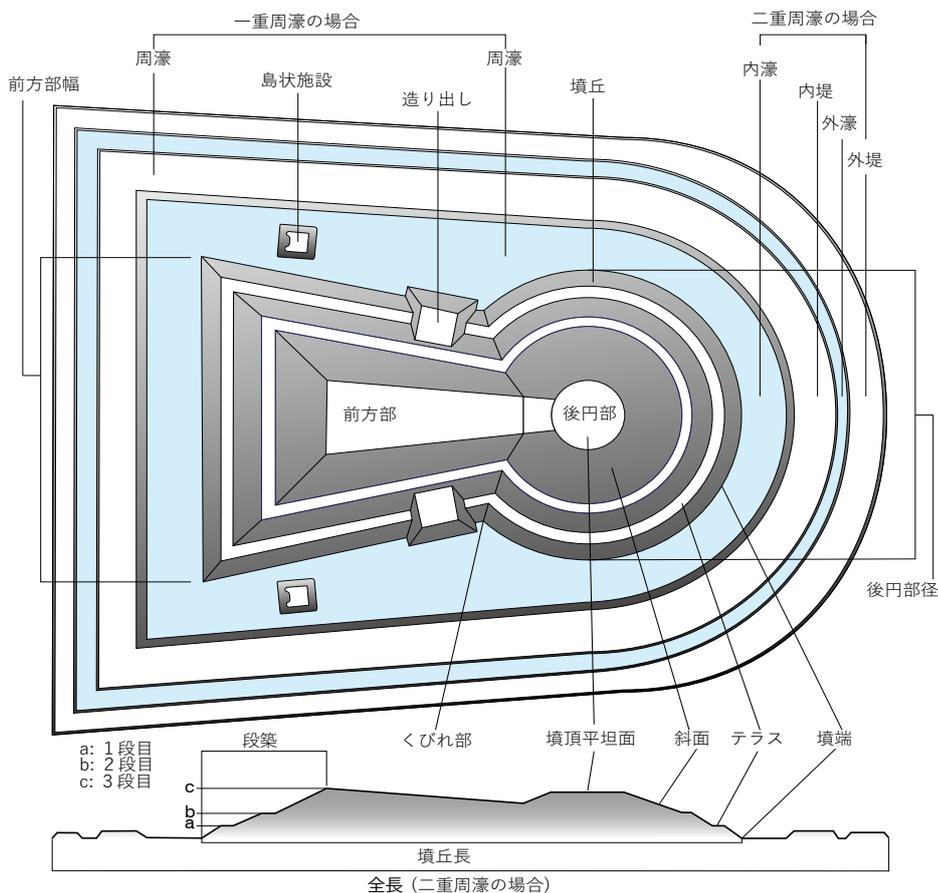


図 2-4 前方後円墳の構造と名称

べられる。大型古墳の場合、堤上にも埴輪が並べられる場合もある。さらに後円部墳頂や造り出し上面には、多数の形象埴輪を組み合わせた儀礼のための区画が設えられる。

### 構成資産の墳丘規模

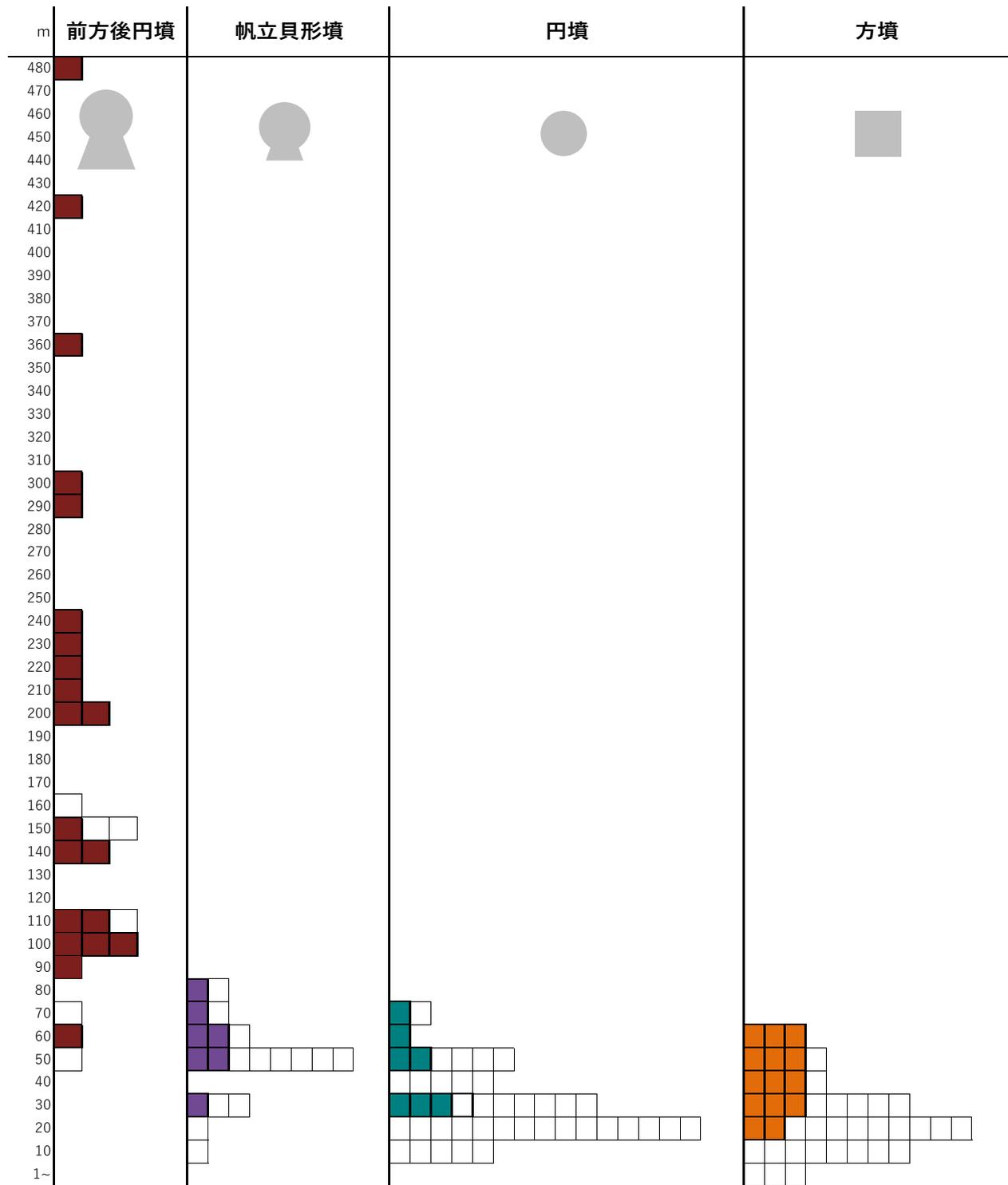
構成資産の墳丘規模は、486 m の巨大古墳<sup>8</sup> から 20 m の小古墳まで極めて幅広く、その数を整理すると以下のとおりとなる。

- ・ 400 m 以上：2 基（すべて前方後円墳）
- ・ 300 m 以上 400 m 未満：2 基（すべて前方後円墳）
- ・ 200 m 以上 300 m 未満：7 基（すべて前方後円墳）
- ・ 100 m 以上 200 m 未満：8 基（すべて前方後円墳）
- ・ 50 m 以上 100 m 未満：18 基（そのうち前方後円墳 2 基、帆立貝形墳 6 基、円墳 4 基、方墳 6 基）
- ・ 10 m 以上 50 m 未満：12 基（そのうち帆立貝形墳 1 基、円墳 3 基、方墳 8 基）

8. 本推薦書では、墳丘長 200m 以上の古墳を「巨大前方後円墳」あるいは「巨大古墳」と呼ぶこととする（31 頁「コラム 1」参照）。

墳形と墳丘規模の関係を整理した結果は、図 2-5 として表現することができる。100 m 辺りを境として、それより上位に前方後円墳、下位にその他の墳形が位置する。後者は、ほぼ横並びの範囲に位置するが、各々の分布のピークは帆立貝形墳、円墳、方墳の順に上下の関係にある。以上により、各種の墳形が大きさによって造り分けられるとともに、それ

らが集まって、階層的な群構成をなしていることが認識できる。



中期古墳を表示。白抜きは消滅した、あるいは保存状況が良好でないため構成資産に含まれない古墳。

図 2-5 百舌鳥・古市古墳群における古墳の墳形と規模の関係性

### コラム1 巨大前方後円墳の特別な重要性

古墳時代の王は、同一時期における日本列島最大規模の古墳に葬られたものと考えられている。各地の古墳の年代と規模を整理すると、時代によって大小の変化はあるものの、各時期最大の古墳規模はいずれも墳丘長おおむね 200m 以上となる。本推薦書では、この墳丘長 200m 以上の古墳を以下の理由から「巨大前方後円墳」あるいは「巨大古墳」と呼び、他と区別して扱うこととする。

まず、古墳時代の全時期を対象に日本列島全域の大型古墳の規模を整理すると、墳丘長 140m 前後から規模が増大するにつれて古墳数が激減する一方で 200m 前後には多くの古墳が造られていることが読み取れる。

列島各地の大型古墳の規模を示した図 2-6 によれば、200m 前後を境に、それより小規模な前方後円墳は近畿地方（大阪、奈良をはじめとする日本列島の中央部）以外の地域の古墳が占める割合が高いのに対し、200m 以上の前方後円墳の築造は近畿地方に集中していることがわかる。

このことから、王の墓やそれに次ぐ有力者達の墓には、200m という規模を意識するような規範が存在したと推測され、これら「巨大前方後円墳」には、特別な意味があると考えられる。

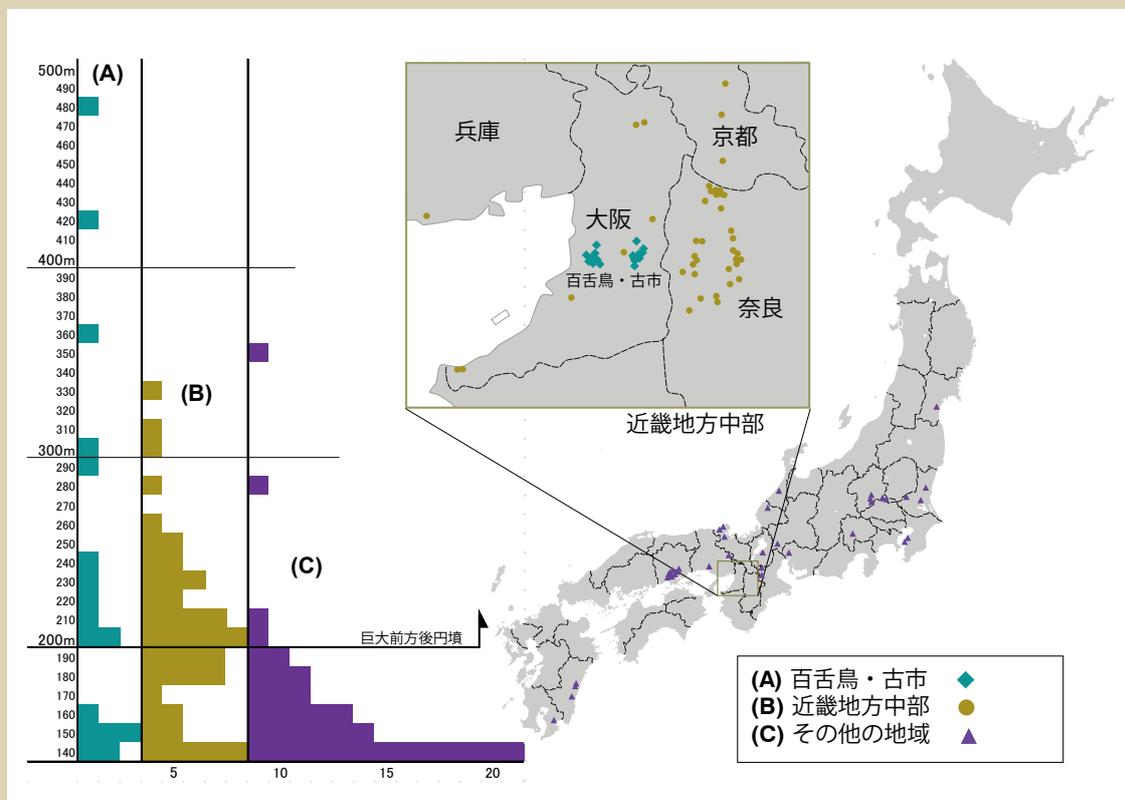


図 2-6 地域別に見た前方後円墳の規模 (140 m 以上)

### (i) -2-b) 4つの標準化された型式

本資産の古墳には、前方後円墳、帆立貝形墳、円墳、方墳という4種類がある。これらの型式は、全国各地の古墳の規範となった標準化されたものであり、本資産は古墳の設計や築造技術を牽引する存在であった。

#### 構成資産の墳形

本資産に含まれる古墳の墳形には、前方後円墳、帆立貝形墳、円墳および方墳という4種類がある（図2-7、付属資料3.a 補足論考「II. 墳丘および周辺の諸施設の型式と構築技術」参照）。

前方後円墳は、円丘と方丘が結合した鍵穴形平面で大きいもので墳丘長486から90 m台までの幅を持つ。大半のものの墳丘は三段築成である。また、大型のものの場合、くびれ部に造り出しが取りつき、二重周濠を持つ。主たる埋葬施設は、後円部墳頂近くに位置するが、前方部墳頂近くに副次的な埋葬を伴うものもある。

帆立貝形墳は、円丘と短い前方部が結合したもので、墳丘長80～30 mの幅を持つ。いずれも墳丘は二段築成、濠は一重である。

円墳は、前方部をもたず円丘部のみで構成されるもので墳丘長70～30 m台のものがある。いずれも墳丘は二段築成、濠は一重である。

方墳は、円墳同様に前方部をもたず方丘部のみで構成されるもので墳丘長70～20 m台の幅があり、相対的に小さいものが多い。いずれも墳丘は二段築成、濠は一重である。

墳形ごとの数を整理すると以下のとおりとなる。

- ・前方後円墳：21基（百舌鳥8基、古市13基）
- ・帆立貝形墳：7基（百舌鳥7基）
- ・円墳：7基（百舌鳥5基、古市2基）
- ・方墳：14基（百舌鳥3基、古市11基）

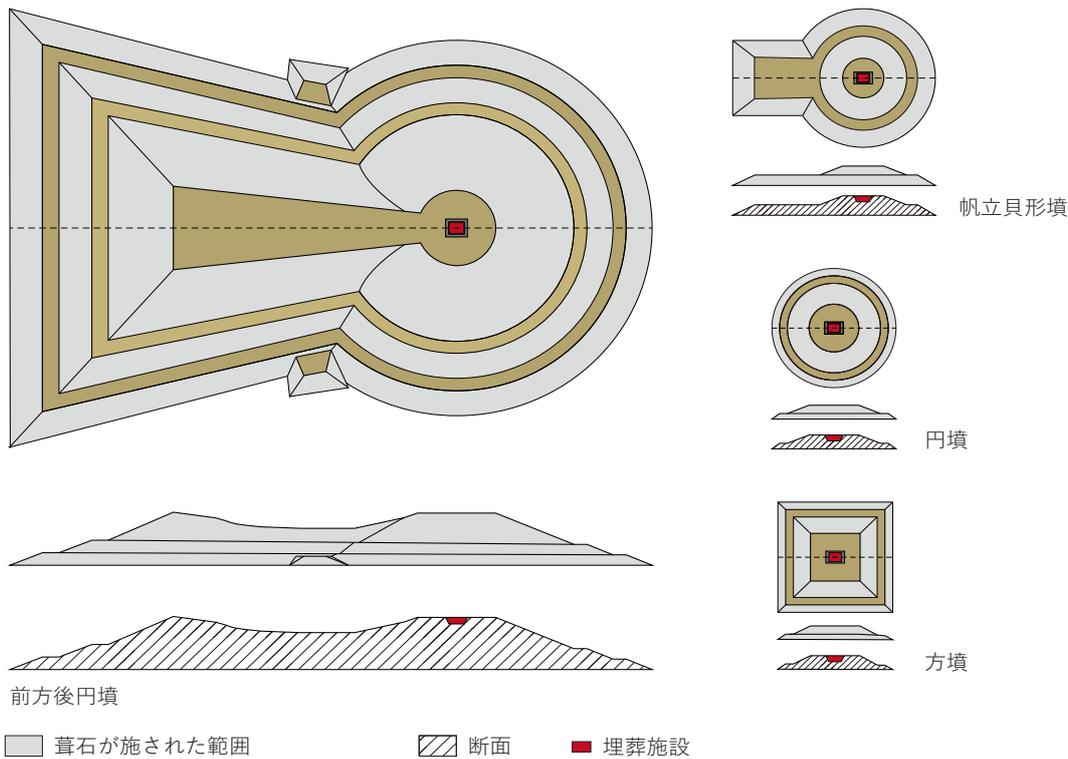


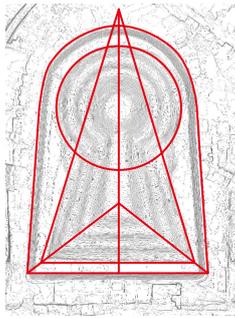
図 2-7 4 種の標準化された古墳の型式

### 古墳の設計

近年取得された高精度の墳丘測量図に明らかとなっており、古墳の墳丘は、円・三角・方の各種幾何学的図形、ならびに水平面および一定の角度に保たれた斜面を組み合わせたものである（図 2-8、付属資料 3.a 補足論考「II. 墳丘および周辺の諸施設の型式と構築技術」参照）。

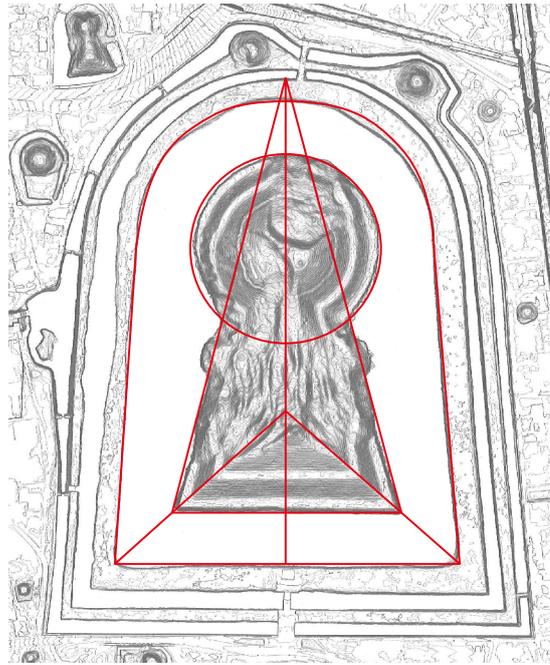
また、仁徳天皇陵古墳は、墳丘長 486 m、高さ 35 m、体積 140 万 $\text{m}^3$ 、応神天皇陵古墳は、墳丘長 425 m、高さ 36 m、体積 143 万 $\text{m}^3$ に及ぶ巨大な土製構造物であり、桁外れのスケールの土木工事を必要とした。これらの古墳は日本で最大、第 2 位の大きさを誇る。このような極めて大規模な立体的造形物が破綻なくまとめ上げられた背景には、周到な設計と高度な測量技術、一定の土木工学に基づく施工技術と、そして集約的な労働力を適切に運用した高い労務管理能力があったものと考えられる（図 2-9）。

古墳設計の規格は、古墳時代中期の一世紀あまりの間にも少しずつ変化した。例えば、後円部に対する前方部のボリュームは徐々に増加する傾向があったことは一つの分かりやすい特徴である。通時的に眺めると、

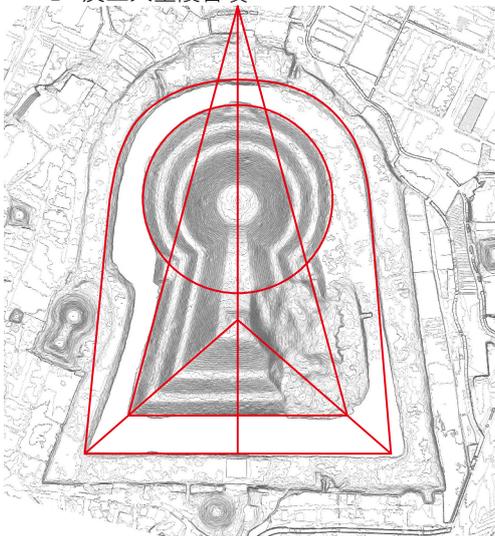


26

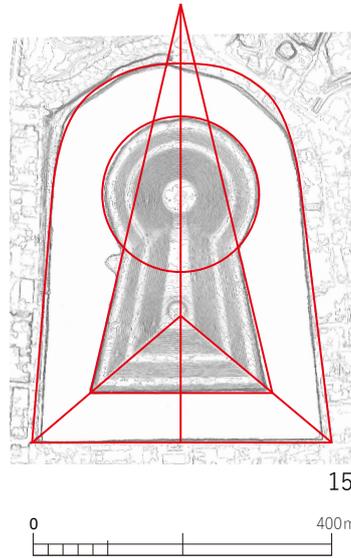
- 古墳時代中期前葉  
 26 仲姫命陵古墳  
 古墳時代中期中葉  
 2-1 仁徳天皇陵古墳  
 33-1 応神天皇陵古墳  
 15 履中天皇陵古墳  
 38 墓山古墳  
 20 御廟山古墳  
 古墳時代中期後葉  
 21 ニサンザイ古墳  
 25 允恭天皇陵古墳  
 45 白鳥陵古墳  
 1 反正天皇陵古墳



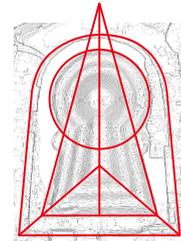
2-1



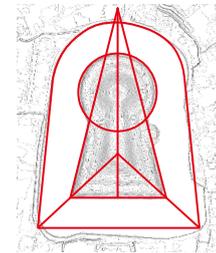
33-1



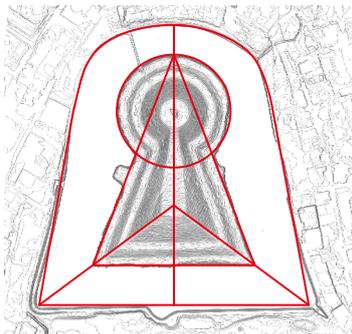
15



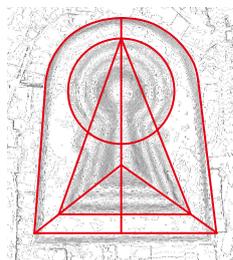
38



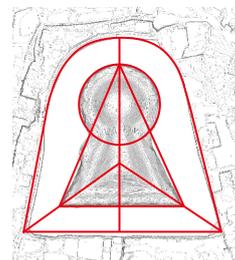
20



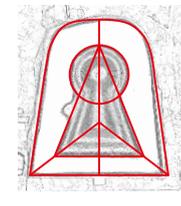
21



25



45



1

古墳の平面形に補助線を引いた図。前方後円墳は、基本的に左右対称の造形物であり、後円部は正円形、前方部は二等辺三角形によって構成されていることが分かる。また、前方部隅角部の稜線は第1～3段共通で一本の線分となる。さらにこの線分は、前方部側周濠の隅角部にも一致する。  
 中期前葉 (26)・中葉 (2-1・15・20・33-1・38) には、二等辺三角形の頂点は後円部外側の墳丘外に位置するが、著しく前方部幅が広がる中期後葉 (1・21・25・45) になると、頂点が後円部端部(中軸線と正円形の交点)に一致するものが増える。

図2-8 前方後円墳の平面形に認められる幾何学的図形

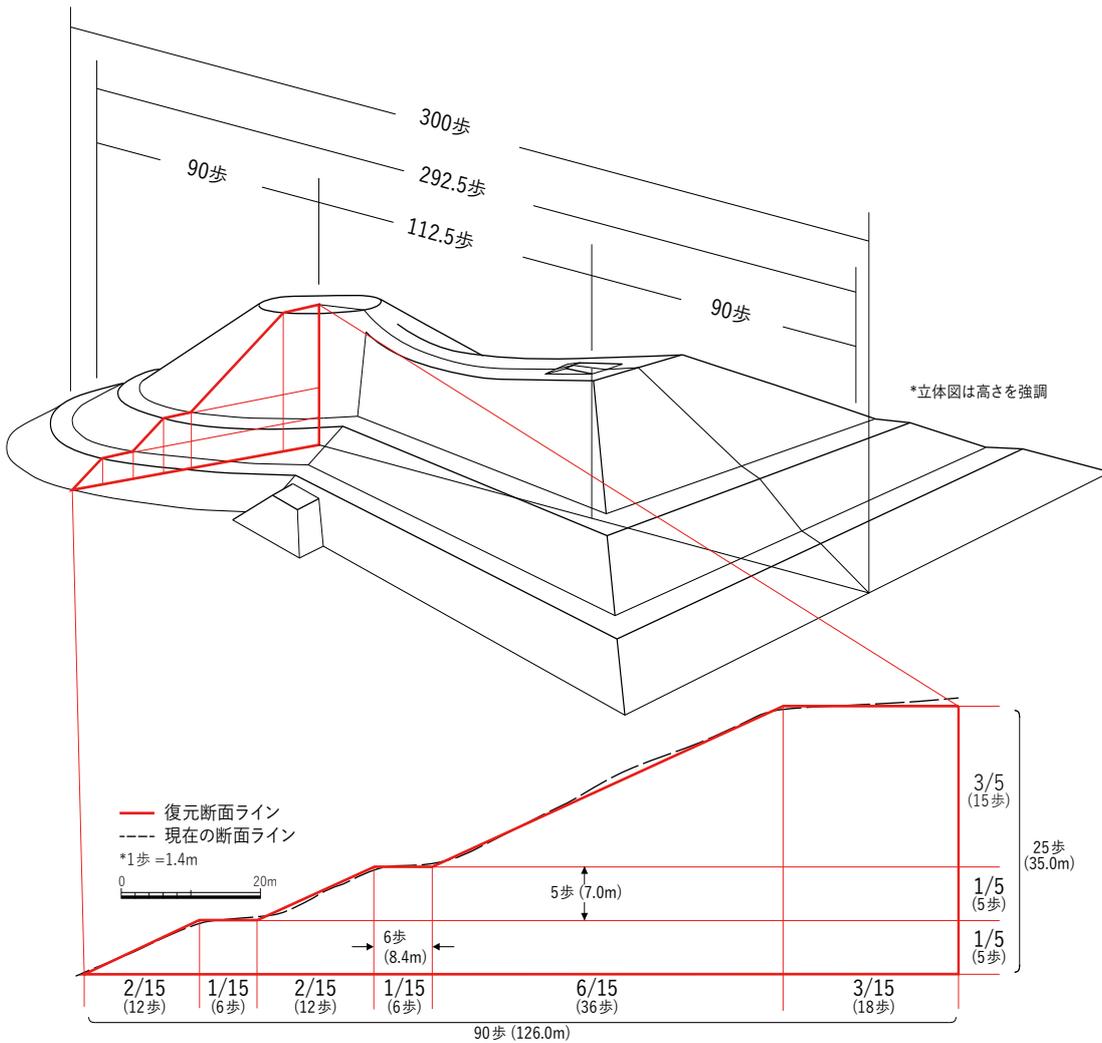


図 2-9 古墳の設計原理復元の一例（応神天皇陵古墳）

大規模な古墳が造営される度に、設計規格は更新されたと考えられる。今日までの考古学研究において、列島最大規模の古墳を複数擁する百舌鳥・古市古墳群は、日本列島各地の墓造りのモデルとなる存在であり、重要な位置を占めたものと理解されている（付属資料 3.a 補足論考「II. 墳丘および周辺の諸施設の型式と構築技術」参照）。

土木技術

**盛土**：古墳の墳丘は、濠の開削や周辺の掘削によって生じた土を盛り上げることによって形成されたものである。墳丘斜面は、経験的な土木工事の蓄積に基づく安定的な斜面勾配が配慮され、また精美で厳かな墳丘のシルエットが求められた結果、25度前後の勾配とテラスを介した2段ないし3段築成がモデル化した。墳丘の発掘調査の結果、土壌、粘土、礫等の質の異なる材料を使い分けつつ、細かい単位で規則正しく積み上げられた土層構造が観察された古墳もある（図2-10）。当時の道具は鋤や鍬等の素朴なものであったが、朝鮮半島由来の新式の工具が導入され掘削・運搬・盛土等は人力に頼りつつも最大限の効率化が図られたと推

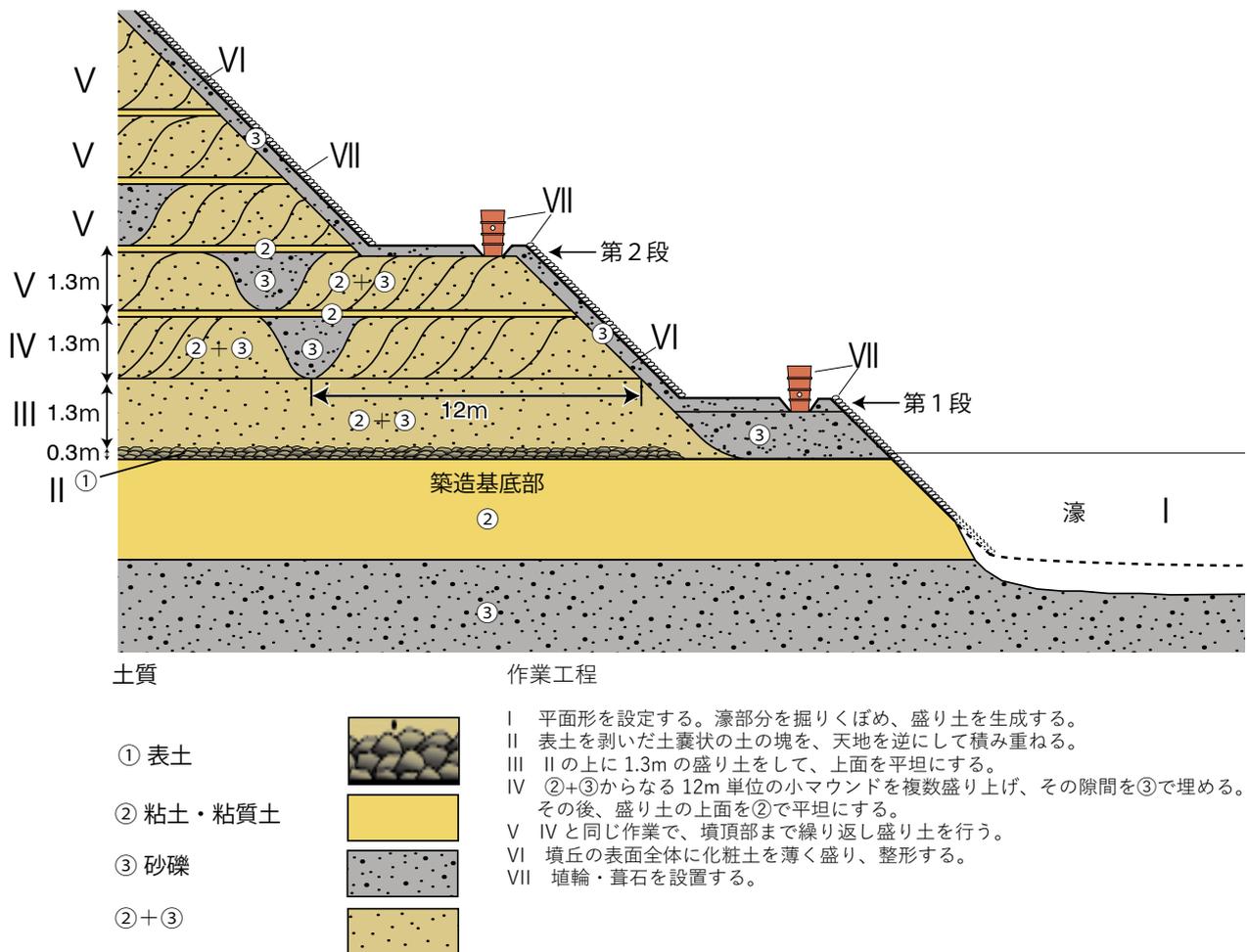


図2-10 墳丘築造模式図

測される。大規模な造営事業にあつて、精度の高い施工を計画的に進めることのできる高度な労務管理能力が存在したものと考えられる（[付属資料 3.a 補足論考「II. 墳丘および周辺の諸施設の型式と構築技術」](#)参照）。

**葺石**：墳丘の斜面には、人頭大からこぶし大の礫が葺かれた。これを葺石といい、墳丘の装飾および盛土の崩落を防ぐ保護のための意味があったと考えられている。縦方向に大ぶりの礫を一行に並べ、その間を小ぶりの礫で埋めていくという作業工程が認められる（[図 2-11](#)）。

**埴輪列**：墳丘の頂上部とテラス部分、堤上には、葺石の施工と相前後して埴輪が立て並べられた。埴輪とは、古墳の表面を飾るために用いられた焼き物であり、筒状の円筒埴輪とモノや生き物を象った形象埴輪の2種がある（詳細は[付属資料 3.a 補足論考「IV. 埴輪」](#)参照）。圧倒的多数を占めるのは円筒埴輪で、古墳築造のたびに膨大な量が設置された。特に巨大な仁徳天皇陵古墳や応神天皇陵古墳の場合、高さ 90cm、直径 40cm 程度の円筒埴輪が 2 万本以上焼成され、墳丘上を荘厳するために用いられたものと試算されている（[図 2-11](#)）。なお、埴輪は土製品であるが、木製の柱状の飾りが埴輪とともに立て並べられたと考えられる事例もある。



図 2-11 築造当時の古墳復元図（応神天皇陵古墳）

### (i) -2-c) 入念で独特な葬送儀礼の証左

各古墳の埋葬施設は墳頂から掘り込まれた墓穴の中に設えられ、墳丘上面の各所に埴輪や葺石が施されている。墳丘上で葬送儀礼が執り行われ、その舞台として墳丘が荘厳されたことは日本列島における古墳の大きな特徴であり、本資産の古墳は、それを明瞭に伝える事例である。

### 埋葬施設

資産を構成する各古墳には、遺骸の埋葬に直接かかわる埋葬施設が設けられており、一部の例外を除き、その多くが原位置に残されているものと考えられる。古墳の埋葬施設や副葬品の品目は、きわめて多様であり、時代によっても大きく変化する（図 2-12）。その一方で、埋葬施設及び副葬品の質・量と古墳の墳丘規模の大小は、古墳時代を通じて関連しており、大型の古墳ほど格の高い埋葬施設が設けられている（付属資料 3.a 補足論考「III. 埋葬施設・副葬品・葬送儀礼」参照）。以下にみるような本資産を構成する古墳の埋葬施設は、古墳時代の最盛期である中期の埋葬施設のバリエーションを包含するものである。

**位置：**埋葬施設は、墳丘がほぼ完成した段階でその頂部から掘り込まれた墓穴とその中に設置された棺・槨からなる（写真 2-3）。世界各地の墳墓が、埋葬施設を構築してから墳丘盛土でそれらを覆うものが大半である中、墳丘築造の最終段階ないし、その完成後に墳頂部に埋葬施設が構築された日本列島における古墳は、埋葬の在り方や墳丘の利用方法においてきわめて特異であった（3.2「比較分析」参照）。

**棺・槨：**遺骸を直接収めるものが棺、棺を覆う施設が槨である。棺には、石製と木製とがあり、またそれらのデザインには長持形や舟形、箱形のものがある。槨には、棺の周りに板石を積み上げた石槨と棺を粘土で覆った粘土槨とがある。槨は主に大型古墳の埋葬施設で採用されたものであり、小規模な古墳では墓穴に直接木棺を納めたものが多い。

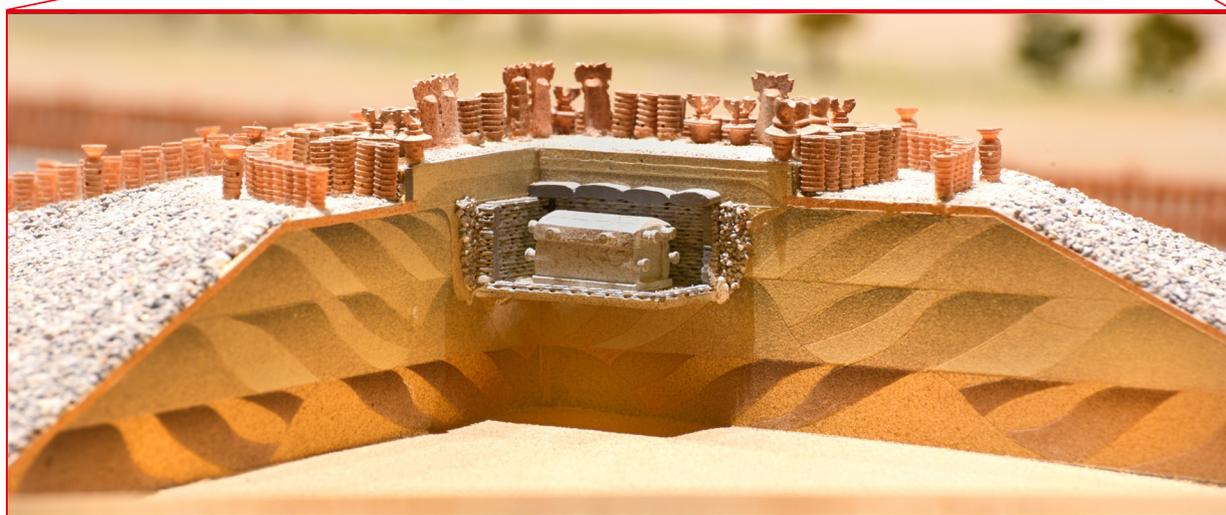
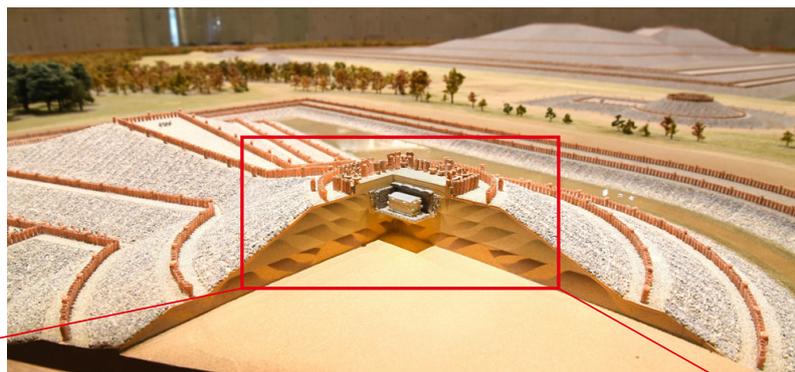
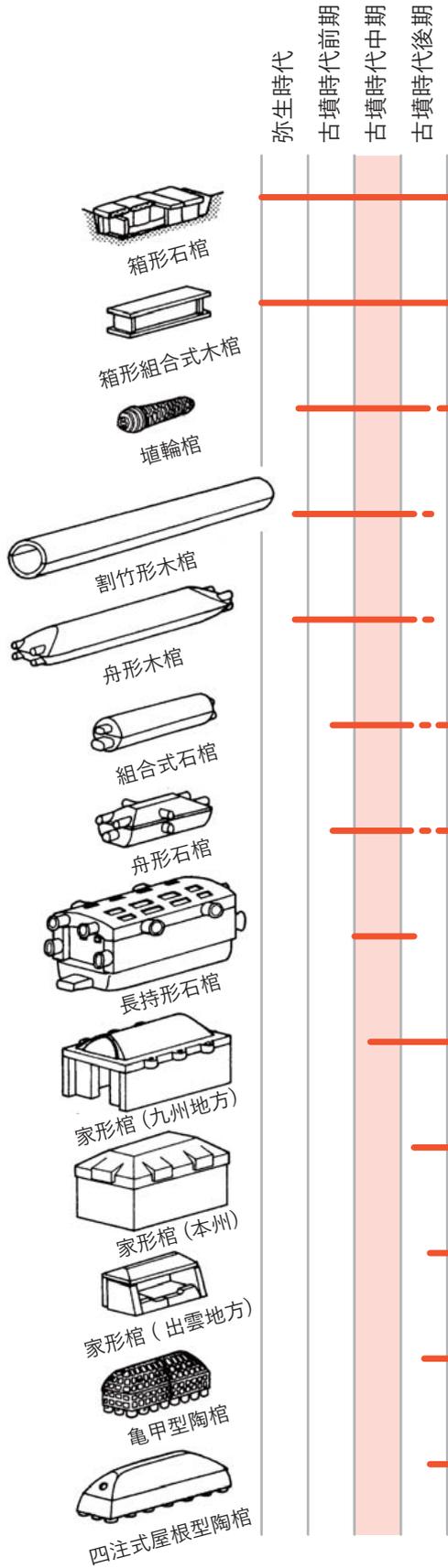


写真 2-3 墳頂部から掘り込んだ縦穴式石室と長持形石棺（模型）

棺



石槨

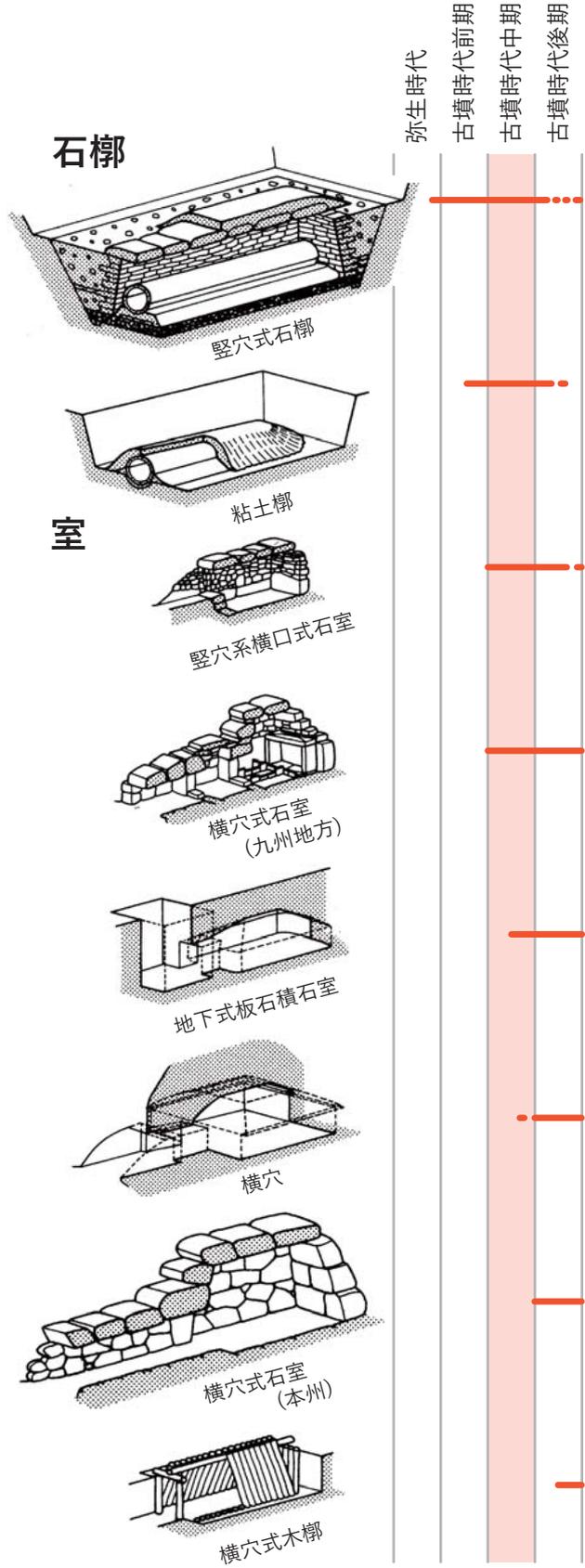
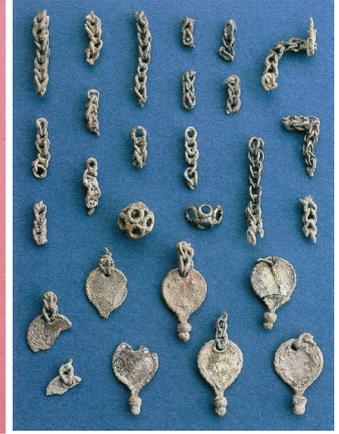


図 2-12 さまざまな棺・槨・室

**副葬品**：埋葬施設の内部には、遺骸とともに、鉄製の甲冑や刀剣、金銅製の馬具・装身具、様々な材質の玉類等、多くの副葬品が納められた（[付属資料 3.a 補足論考「III. 埋葬施設・副葬品・葬送儀礼」](#)参照）。



左：野中古墳出土の甲冑

中上：峯ヶ塚古墳出土のガラス玉

中下：峯ヶ塚古墳出土土花飾り  
(スパンコール)

右：峯ヶ塚古墳出土の耳飾り

写真 2-4 副葬品

**埴輪区画**：遺骸を納めた墓穴が埋められた後、その上部には様々な形象埴輪を含む多数の埴輪を立て並べた区画が設けられた。形象埴輪の種類は、立てる場所あるいは時代によってさまざまであり、家、盾・鞆・蓋・甲冑などの道具、鶏・水鳥・馬・犬・猪などの動物、さらに巫女、武人、力士などの人物といったものがある。埋葬施設上部の埴輪区画は、家形埴輪を中心に構成されることが多く、その性格を巡っては被葬者の死後における他界の生活、首長権の継承儀礼、モガリの宮における儀礼の表現など、多くの説が提示されている（詳細は[付属資料 3.a 補足論考「IV. 埴輪」](#)参照）。



図 2-13 墳頂部埴輪列復元図（応神天皇陵古墳）

### その他の儀礼施設

多くの古墳の造り出し上およびその周辺から、家・盾・鞞・蓋・船形等の形象埴輪や土器、木槌形や食物形等の土製品が集中して出土しており、何らかの儀礼の舞台として、この造り出しとその周辺が用いられたと考えられる。また、一部の古墳では、堤上から人物埴輪をはじめとする形象埴輪が出土した事例もあり、堤上は何らかの儀礼に用いられた可能性がある（[付属資料 3.a 補足論考「II. 墳丘および周辺の諸施設の型式と構築技術」](#)参照）。



図 2-14 造り出し上部埴輪列復元図（津堂城山古墳）



図 2-15 日本列島各地で出土したさまざまな埴輪



写真 2-5 資産全景（百舌鳥：北から）



写真 2-6 資産全景 (古市：北から)



写真 2-7 御廟山古墳 [20]



写真 2-8 仲哀天皇陵古墳 [23]



写真 2-9 ニサンザイ古墳 [21]



写真 2-10 仲姫命陵古墳 [26]

## ( ii ) 個別構成資産の説明

百舌鳥・古市古墳群は、大阪平野の南部に位置する資産である。大阪平野は、列島の中央部付近に位置する古代日本の政治・文化の中心地の一つであった。古代において東アジア諸勢力との交流の発着点となったこの地は、渡来文化受容の中心地として大いに繁栄した。

資産は、このような大阪平野の南端の台地上に位置し、堺市の百舌鳥エリアと羽曳野市・藤井寺市の古市エリアという2つのまとまりを形成している。2つのエリアは東西に並び、相互に視認することが可能な位置関係にあり、両エリアともに北に大阪平野をのぞむ共通する立地条件にあり、百舌鳥エリアの西は大陸に向かう航路につながる大阪湾、古市エリアの北は、大阪湾から内陸部の奈良盆地を東西につなぐ陸路に面していた。

百舌鳥エリアには構成資産 21 件 23 基の古墳、古市エリアには 24 件 26 基の古墳が良好な保存状況の下に所在する。

## ( ii )-1 百舌鳥エリア

百舌鳥エリアは、大阪府堺市の北西部に位置し、構成資産 21 件 [1～21] が所在する (写真 2-11)。古墳は、西に大阪湾、北に大阪平野をのぞむ台地上に築造されており、半径約 2 km の範囲に多数の古墳が分布する。段丘面は、河川の浸食により起伏に富んでおり、古墳はこの微地形を最大限に利用して築造された。築造当時の海岸線は、本エリアから西へ 1.5km 程度と至近に位置しており、大規模な古墳が並び群をなす姿を海上からも望むことができたものと考えられる。今日においても、大阪湾に面して西方から一段高まった段丘上の西端に、一連の巨大古墳が並んでいる配置と当時の地形的な特徴が良好に維持されている (図 2-16)。

百舌鳥エリアの大規模な古墳は、大阪湾に沿って南北に並ぶものと、内陸側に向かって東西に並ぶ一群とに大別することができる (図 2-17)。主なものを挙げると、前者には、反正天皇陵古墳 [1]、仁徳天皇陵古墳 [2-1] および履中天皇陵古墳 [15]、後者にニサンザイ古墳 [21]、御廟山古墳 [20] およびいたすけ古墳 [18] がある。また、仁徳天皇陵古墳 [2-1] の周囲に関わりが深いと考えられる小古墳が多数分布することや、仁徳天皇陵古墳 [2-1] と履中天皇陵古墳 [15] の間にも多数の中小規模の古墳が位置することも構成資産分布の特徴となっている。古墳は樹木に覆われているものも多いが、近年実施した航空測量調査 (LiDAR) の結果によって、植生の下には築造時の様子を良くとどめた墳形が残されていることが確認された (図 2-18、付属資料 3.c「構成資産の赤色立体地図」参照)。比較的大型の古墳の墳形については、航空測量のデータに基づいて作成された墳丘地形図 (赤色立体図) (付属資料 3.b「構成資産の断面図」参照) を個別の構成資産の説明において示した。



写真 2-11 百舌鳥エリア航空写真 (南西から)

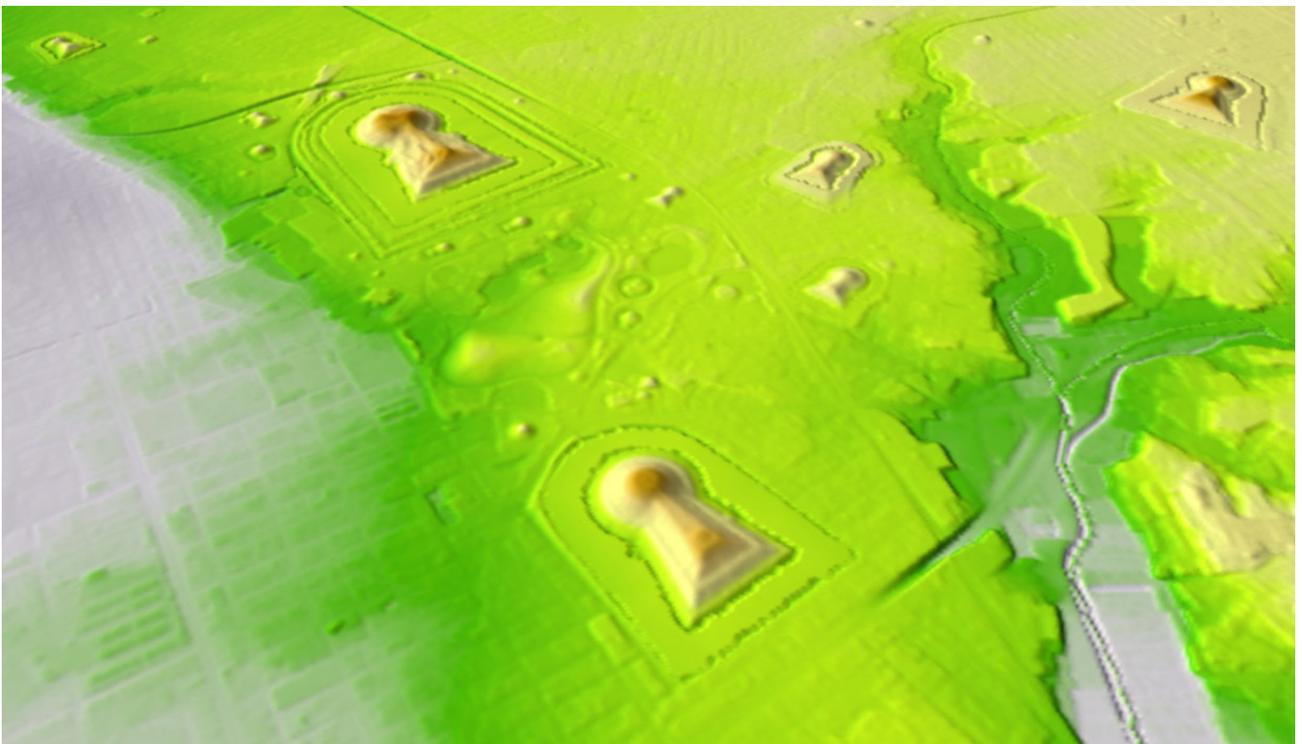


図 2-16 百舌鳥エリア地形図 (南西から)



図 2-17 百舌鳥エリア 築造当時の古墳群の復元イメージ (南西から)

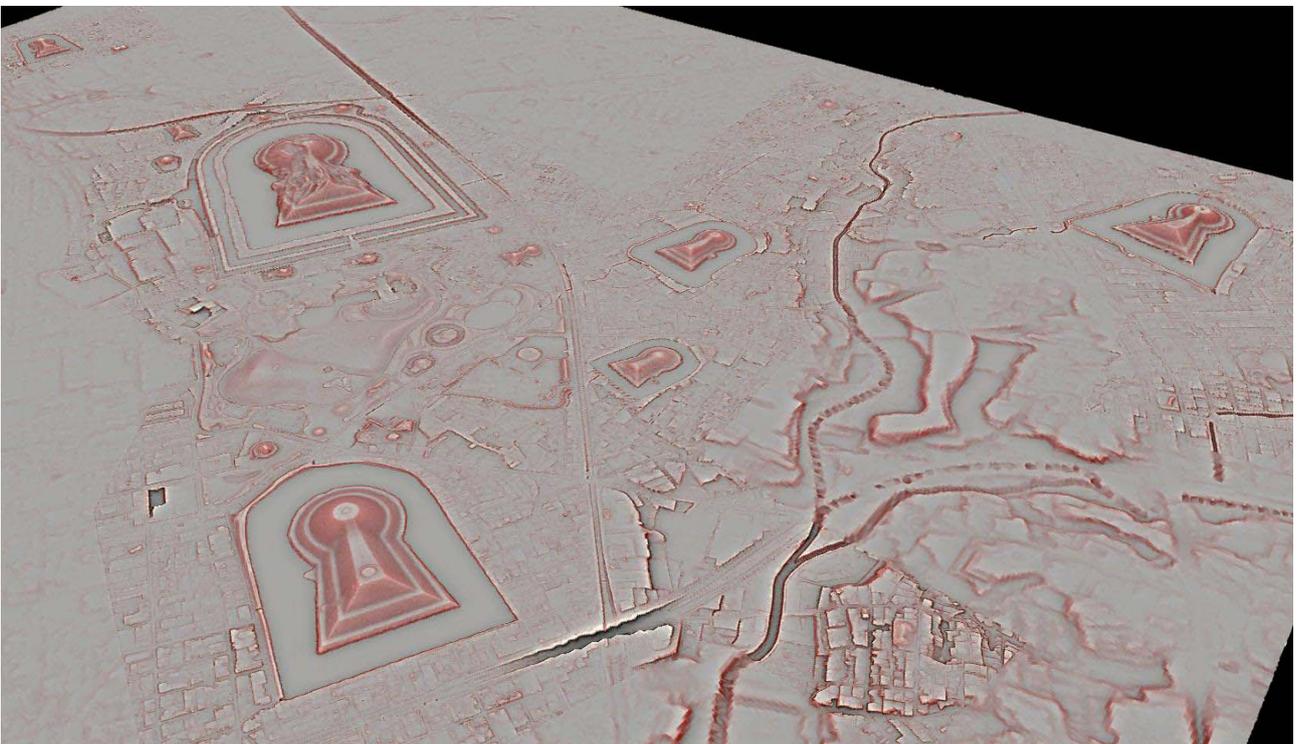
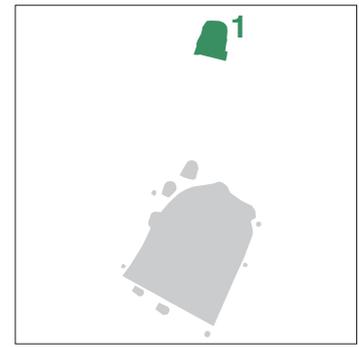


図 2-18 百舌鳥エリア 航空測量に基づく現況地形図 (赤色立体地図) (南西から)

### 構成資産1：反正天皇陵古墳

反正天皇陵古墳は、百舌鳥エリアの最も北部に位置する前方後円墳。台地の西縁部に、等高線と墳丘主軸線を並行させるように前方部を南に向けて造られる。大阪湾からの眺望を大いに意識した場所と墳丘の方向が選ばれている。

墳丘長は148 m。高さは前方部で14.8 m。墳丘は3段に築かれ、くびれ部の西側のみには造り出しが設けられる。現在は一重の濠が巡るが、築造時は二重の周濠であった。外濠は埋没保存されている。外濠からは円筒埴輪、形象埴輪、須恵器等が出土した。築造時期は中期中葉と考えられている。



| 墳形     | ● | ● | ● | ■ |
|--------|---|---|---|---|
| 墳長 (m) | ● | ● | ● | ■ |
| 400~   |   |   |   |   |
| 300~   |   |   |   |   |
| 200~   |   |   |   |   |
| 100~   | ● |   |   |   |
| 50~    |   |   |   |   |
| ~50    |   |   |   |   |



図 2-19 反正天皇陵古墳



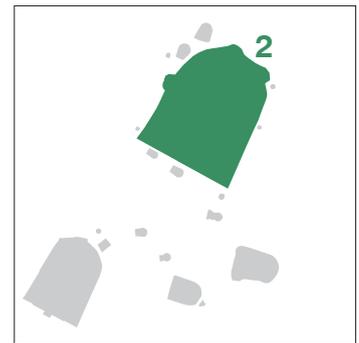
写真 2-12 反正天皇陵古墳（東から）

### 構成資産 2：仁徳天皇陵古墳、茶山古墳及び大安寺山古墳

仁徳天皇陵古墳 [2-1] は、百舌鳥エリアの中央部に位置する前方後円墳で、日本最大の古墳。台地の西縁部に、等高線と墳丘主軸線を並行させるように前方部を南に向けて造られる。大阪湾からの眺望を大いに意識した場所と墳丘の方向が選ばれている。茶山古墳 [2-2] と大安寺山古墳 [2-3] が堤上に築かれている。同一敷地内に所在する古墳であるので、構成資産としては仁徳天皇陵古墳と合わせて1件として取り扱うこととする。そのほか濠の周囲には、永山古墳 [3]、源右衛門山古墳 [4]、塚廻古墳 [5]、収塚古墳 [6]、孫大夫山古墳 [7]、竜佐山古墳 [8]、銅亀山古墳 [9]、菰山塚古墳 [10]、丸保山古墳 [11] といった多数の古墳が近接して位置する。

仁徳天皇陵古墳の墳丘長は 486 m、濠を含めた全長は 840 m、高さは後円部で 34.8 m。墳丘は 3 段に築かれ、くびれ部の両側には造り出しが設けられる。

後円部の埋葬施設は、江戸時代の地誌（『全堺詳志』1757 年）によれば石棺が用いられており、長さ 318cm 程度、幅 167cm 程度で、国内最大級の石棺である。



| 墳形    | 墳長 (m) | 墳形    | 墳長 (m) |
|-------|--------|-------|--------|
| 前方後円墳 | 400~   | 前方後円墳 | 300~   |
| 前方後円墳 | 300~   | 前方後円墳 | 200~   |
| 前方後円墳 | 200~   | 前方後円墳 | 100~   |
| 前方後円墳 | 100~   | 前方後円墳 | 50~    |
| 前方後円墳 | 50~    | 前方後円墳 | ~50    |

1872年には、前方部の南斜面で竪穴式石槨と長持形石棺が露出し、副葬品が出土した。石槨、石棺、副葬品は見取り図が作成され、副葬品にはほかに例を見ない銅板に鍍金を施した甲冑や西アジアからもたらされたと推測されるガラス製容器が含まれていたことがわかっている。見取り図によれば、石槨は河原石を積み上げて構築し、内法の長さ3.9 m、幅2.4 mあまりと記される。棺には縄掛突起を備えた長持形石棺が用いられ、長さ2.4～2.7 m、幅1.45 mと記される。副葬品は石槨に戻され、石槨と石棺も埋め戻されて保存されている。

墳丘の周囲は三重の濠が取り囲んでいる。三重の濠が巡らされる巨大前方後円墳は、仁徳天皇陵古墳が唯一である。三重の濠を含む全体の面積は約48万㎡にも及ぶ。

巨大な墳丘や広大な濠の築造に要した年月は、ある試算<sup>9</sup>によれば一日最大2,000人が従事したとして15年8か月を要し、述べ680万人が従事したとの結果が提示されている。

9. 大林組プロジェクト・チーム  
1985 「現代技術と古代技術の比較による「仁徳天皇陵」の建設」『季刊大林』No.20 王陵

墳丘や濠からは円筒埴輪、形象埴輪が、造り出しからは須恵器の甕が出土した。円筒埴輪は2万9千本以上が樹立されたものと想定されている。外濠から出土した人物埴輪は出現期の一例であり、馬形埴輪は大型品の一例である。築造時期は中期中葉と考えられている。



写真 2-13 仁徳天皇陵古墳 (南から)



写真 2-14 仁徳天皇陵古墳 (北東から)

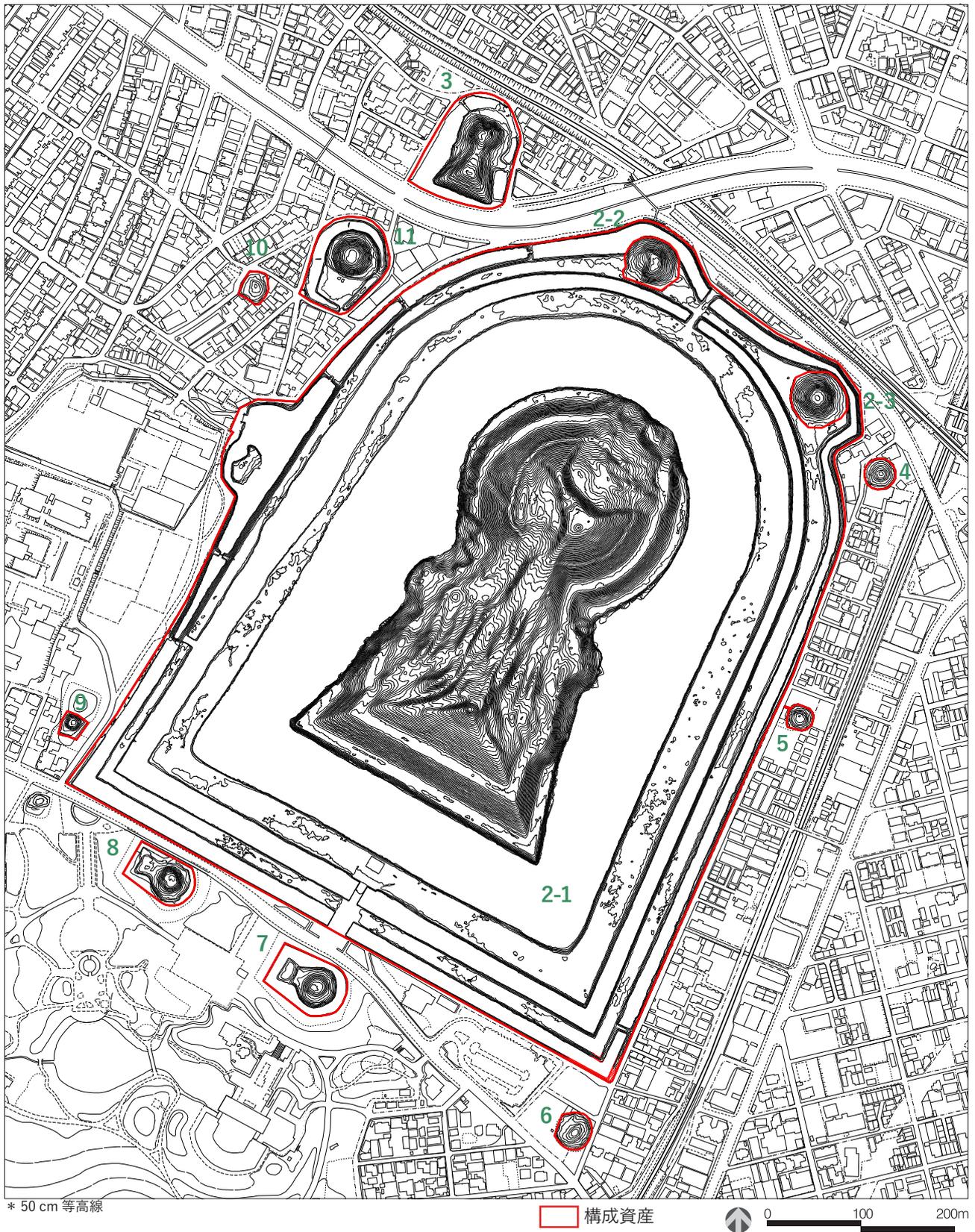


図 2-20 仁徳天皇陵古墳

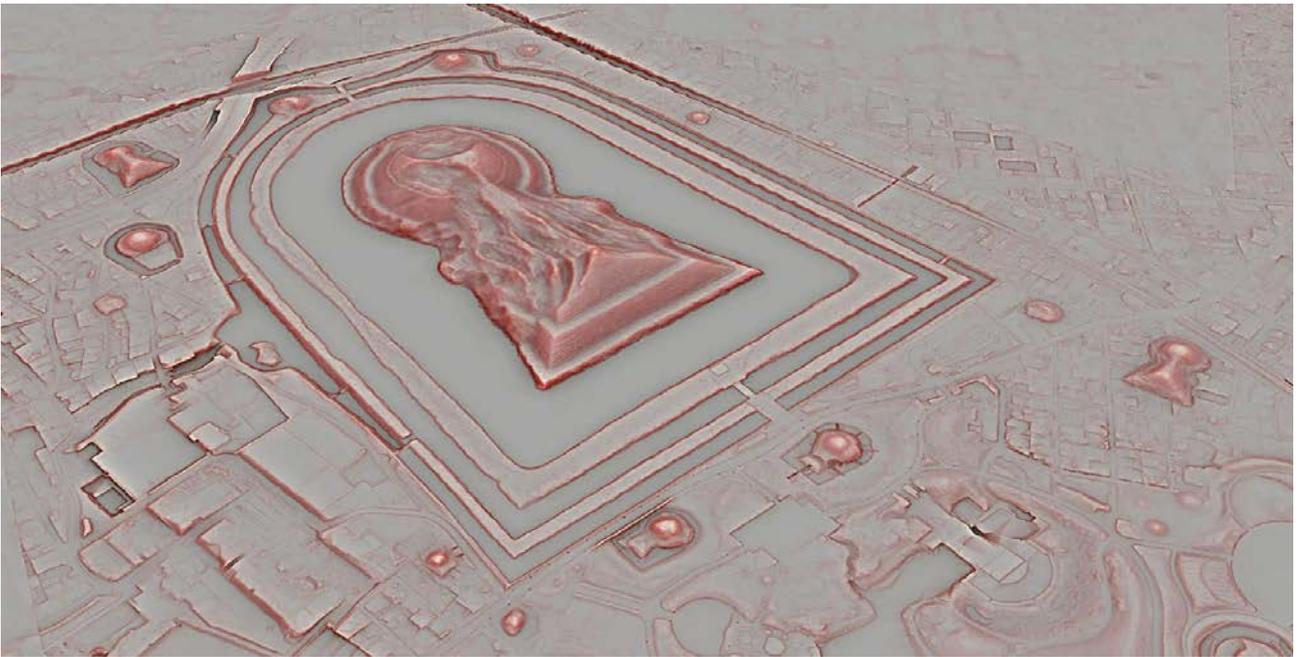


図 2-21 仁徳天皇陵古墳（航空測量に基づく現況地形図（赤色立体地図）、南西から）

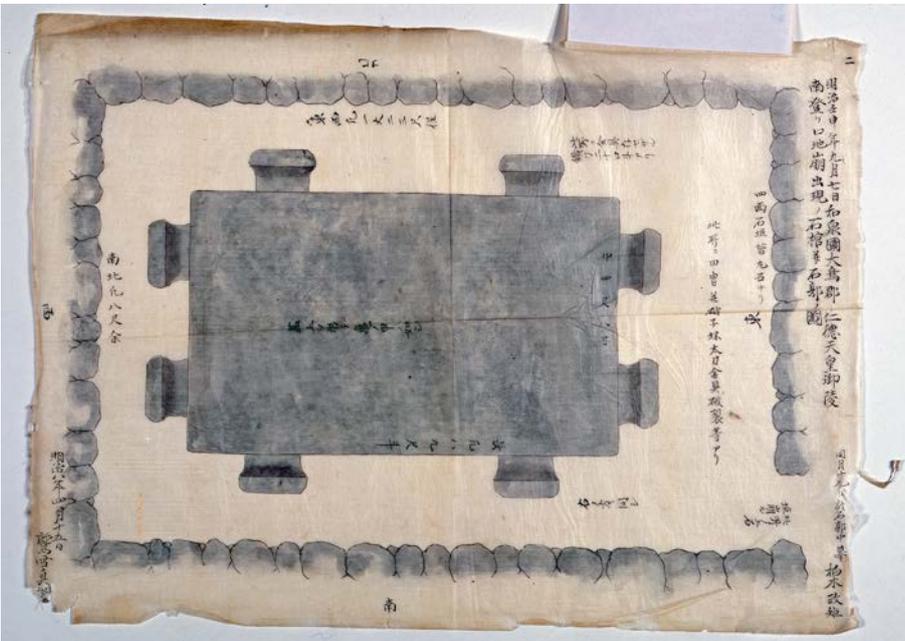


写真 2-15  
仁徳天皇陵古墳前方部竪穴式石槨絵図

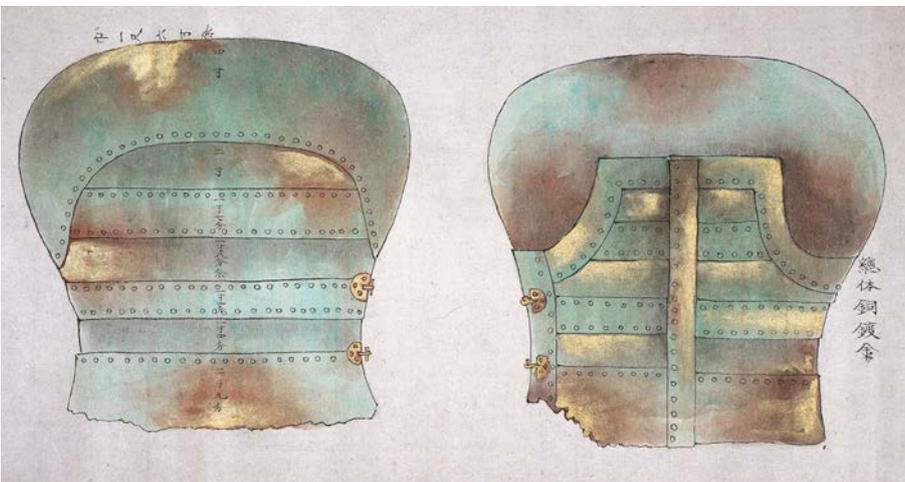


写真 2-16  
仁徳天皇陵古墳出土短甲絵図

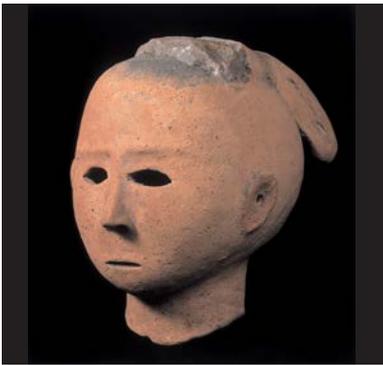


写真 2-17  
仁徳天皇陵古墳出土遺物

左上  
仁徳天皇陵古墳出土遺物巫女形埴輪

左下  
仁徳天皇陵古墳出土遺物馬形埴輪

右  
仁徳天皇陵古墳出土遺物須恵器甕



図 2-22  
築造当初の仁徳天皇陵古墳（鳥瞰図、復元CG）

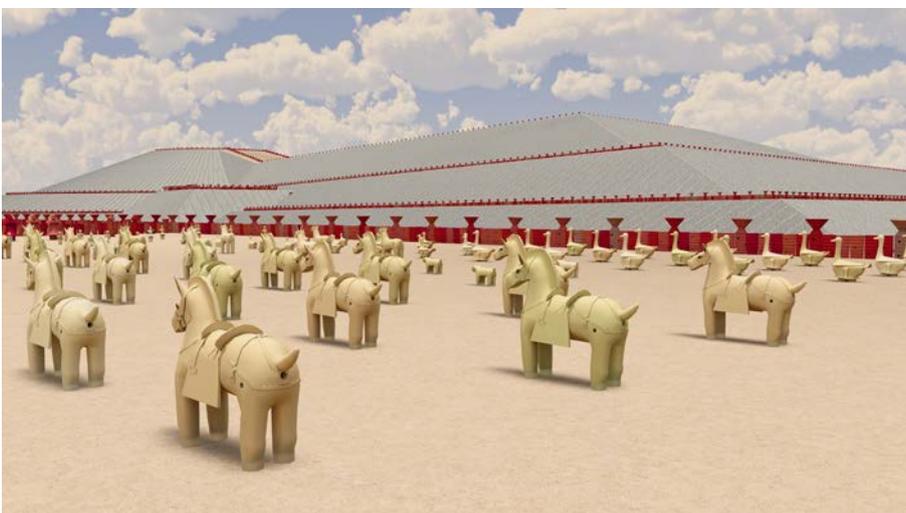
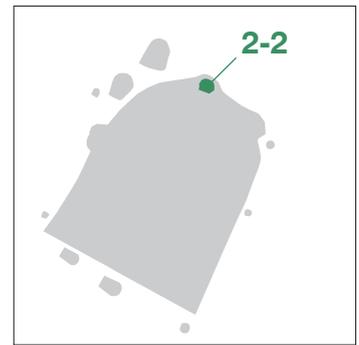


図 2-23  
築造当初の仁徳天皇陵古墳（埴輪の配置、復元CG）

茶山古墳 [2-2] は、仁徳天皇陵古墳の中堤と一体に造られた円墳。中堤が外濠側へステージ状に広がった部分に墳丘が築かれる。濠に挟まれた堤の上に墳丘が造られることはきわめて異例で、本墳と後述する大安寺山古墳以外には認められない。周辺の古墳と比較してもひとときわ仁徳天皇陵古墳との結びつきが強い古墳である。

墳丘径は 56 m、高さは 9.3 m。墳丘は 2 段に築かれていたようである。仁徳天皇陵古墳の外濠から出土した人物埴輪や馬形埴輪等は本墳の北側から出土したとされるため、本墳に立てられていた可能性が指摘される。



| 墳形<br>墳長<br>(m) | ● | ● | ● | ■ |
|-----------------|---|---|---|---|
| 400~            |   |   |   |   |
| 300~            |   |   |   |   |
| 200~            |   |   |   |   |
| 100~            |   |   |   |   |
| 50~             |   |   | ● |   |
| ~50             |   |   |   |   |



写真 2-18 茶山古墳 (南東から)

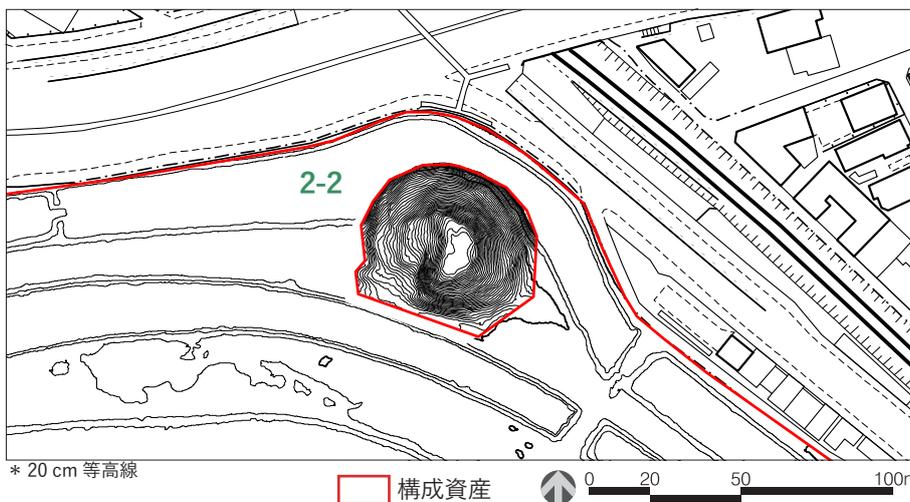


図 2-24 茶山古墳

大安寺山古墳 [2-3] も、仁徳天皇陵古墳の中堤と一体に造られた円墳。中堤が外濠側へステージ状に広がった部分に墳丘が築かれる。

墳丘径は 62 m、高さは 9.7 m。百舌鳥エリア最大の円墳である。墳丘は 2 段に築かれていたようである。

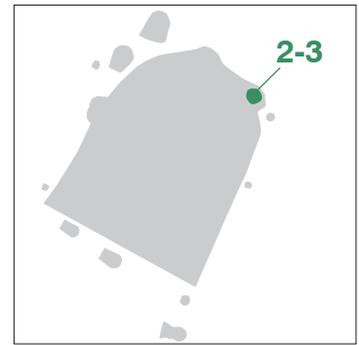


写真 2-19 大安寺山古墳 (北東から)

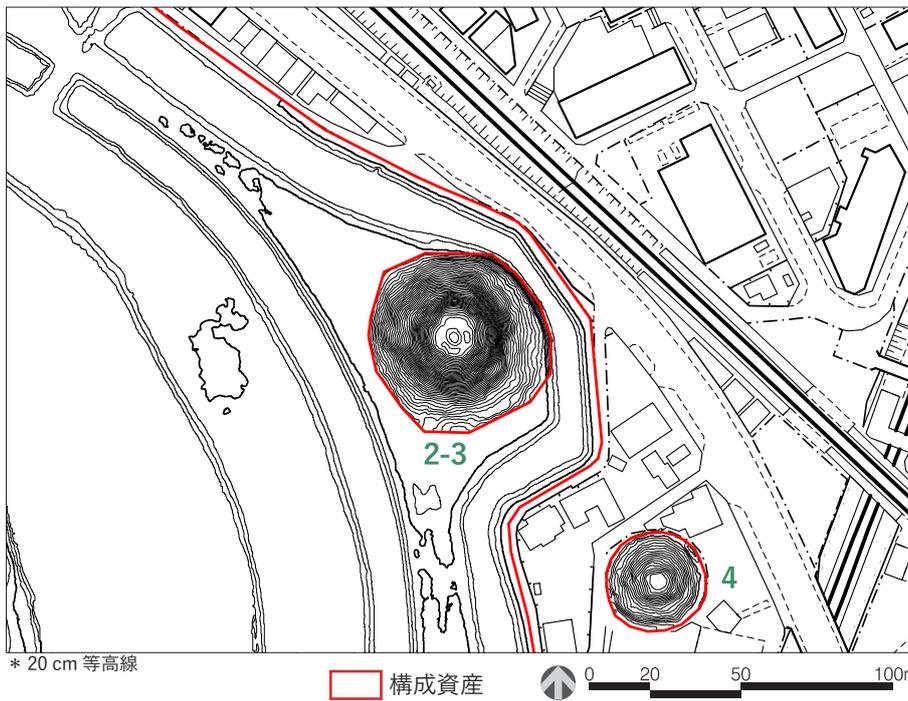
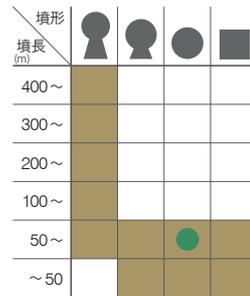


図 2-25 大安寺山古墳

### 構成資産3：永山古墳

永山古墳は、仁徳天皇陵古墳 [2-1] の北側において、台地の西縁部に等高線と墳丘主軸線を平行させるように、前方部を南に向けて造られる。大阪湾からの眺望を意識した場所と墳丘の方向が選ばれている。仁徳天皇陵古墳の外濠に近接して造られており、仁徳天皇陵古墳と関わりのある古墳と考えられる。

墳丘長 100 m、高さは後円部、前方部ともに 10.3 m。墳丘は3段に築かれていたようである。周囲には濠が巡り、くびれ部の西側には造り出しが設けられる。くびれ部の東側には濠をまたぐ渡り土手が設けられているが、築造当時から伴っていたものかどうかは不明である。出土遺物は知られていないが、築造時期は中期中葉と考えられている。

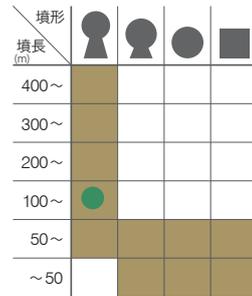
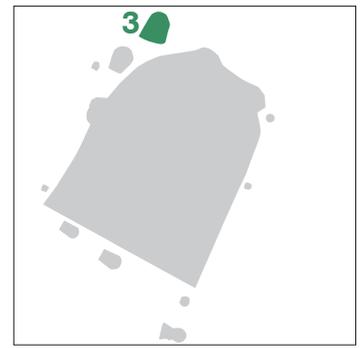
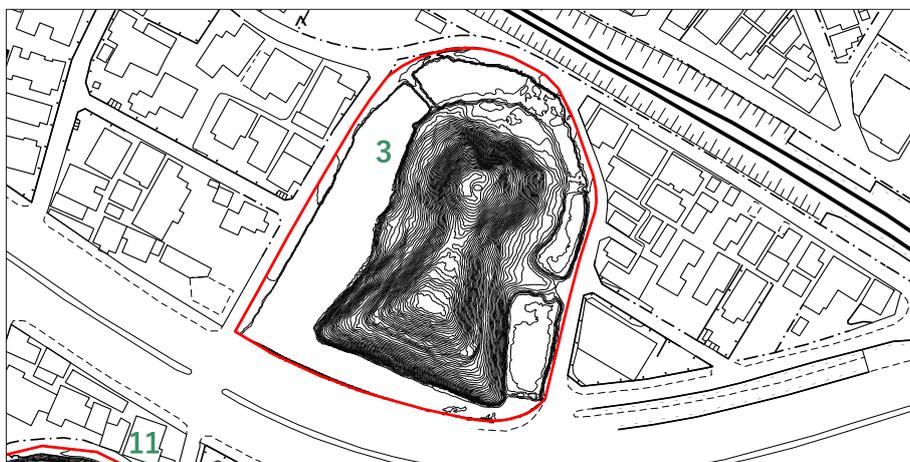


写真 2-20 永山古墳 (東から)



\* 20 cm 等高線



図 2-26 永山古墳

### 構成資産4：源右衛門山古墳

源右衛門山古墳は、仁徳天皇陵古墳 [2-1] の北東側、外濠から約 30 m の位置に造られた円墳。墳丘の位置から、仁徳天皇陵古墳と関わりのある古墳と考えられる。

墳丘径は 34 m、高さは 5.4 m。墳丘は 2 段に築かれる。墳丘の周囲には濠が巡るが、埋没保存されている。濠からは円筒埴輪等が出土する。築造時期は中期中葉と考えられている。

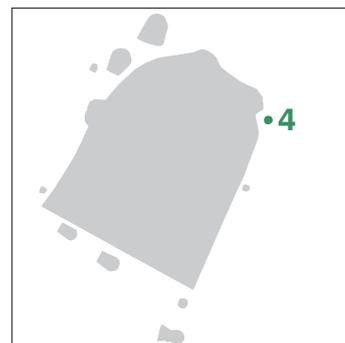
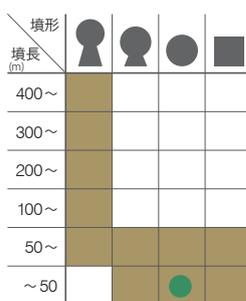


写真 2-21 源右衛門山古墳 (北東から)

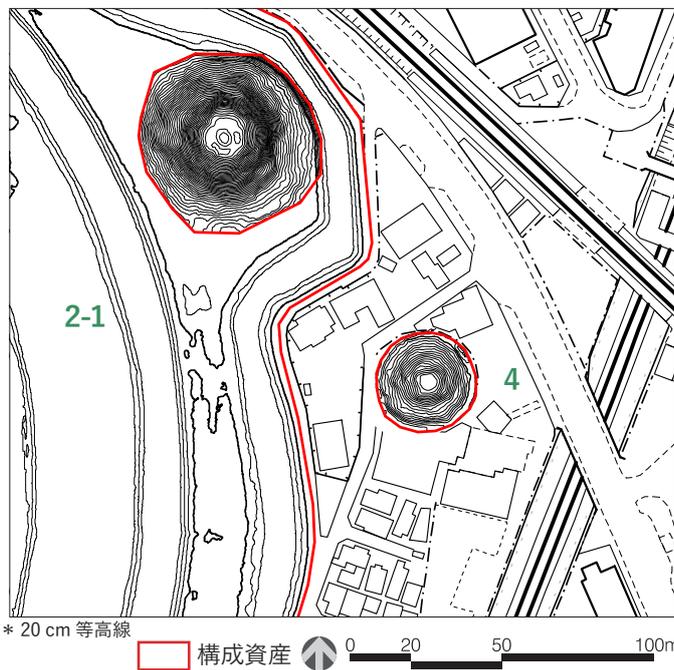
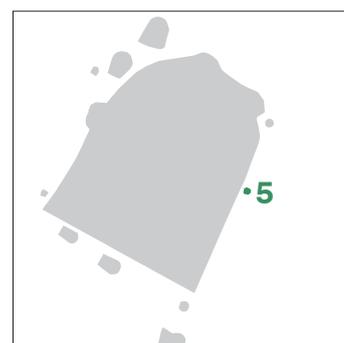


図 2-27 源右衛門山古墳

### 構成資産5：塚廻古墳

塚廻古墳は、仁徳天皇陵古墳 [2-1] の東側、外濠から約 15 m の位置に造られた円墳。墳丘の位置から、仁徳天皇陵古墳と関わりのある古墳と考えられる。墳丘径は 35 m、高さは 4.5 m。墳丘は 2 段に築かれる。

1912 年の発掘調査により、埋葬施設は木棺が直接、墳丘に納められていたものと推測されている。棺内からは、銅鏡 2 面、鉄剣、鉄刀のほか、



勾玉 7、棗玉 6、管玉 4 連 71、ガラス丸玉 5 連 501、ガラス小玉 2 連 1531、白玉 1 連 684 と大量の玉類が出土した。特に、硬玉で作られた長さ 5 cm の勾玉は、大型品で希少なものである。墳丘の周囲を巡る濠は、仁徳天皇陵古墳の外濠と接して造られている。

濠は埋没保存されている。墳丘の裾廻りに円筒埴輪が立て並べられていたとされる。築造時期は中期中葉と考えられている。

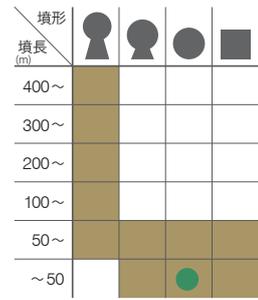


写真 2-22 塚廻古墳 (東から)



図 2-28 塚廻古墳



写真 2-23 塚廻古墳出土玉類

### 構成資産6：収塚古墳

収塚古墳は、仁徳天皇陵古墳 [2-1] の南東隅部において、墳丘主軸線を仁徳天皇陵古墳の外濠に並行させて造られた帆立貝形墳。前方部を西に向ける。墳丘の位置と主軸線方向から、仁徳天皇陵古墳と関わりのある古墳と考えられる。

墳丘は前方部が改変を受けているが、その輪郭は埋没保存されている。墳丘長は 58 m に復元され、後円部の高さは 4.2 m を測る。後円部は 2 段に築かれ、テラスには小形の円筒埴輪が立て並べられる。墳丘の周囲には濠が巡っているが、埋没保存されている。濠からは円筒埴輪や須恵器が出土する。築造時期は中期中葉と考えられている。

副葬品の詳細は不明であるが、鉄製短甲の破片が墳頂部に散布していたとの記録がある。

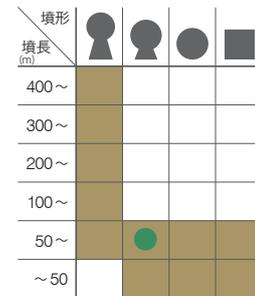
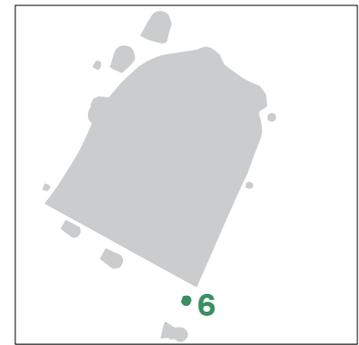


写真 2-24 収塚古墳 (南西から)



図 2-29 収塚古墳



写真 2-25 収塚古墳円筒埴輪列検出状況

**構成資産 7：孫太夫山古墳**

孫太夫山古墳は、仁徳天皇陵古墳 [2-1] の前方部南側において、仁徳天皇陵古墳の墳丘主軸線の延長上に、かつ墳丘主軸線を仁徳天皇陵古墳の外濠に並行させて造られた帆立貝形墳。前方部を西に向ける。墳丘の位置と主軸線の方向から、仁徳天皇陵古墳と関わりのある古墳と考えられる。

墳丘は前方部が改変されているが、前方部と周囲の濠は公園造成時に実施された範囲確認調査の成果を基に復元されたものである。前方部の輪郭や濠は埋没保存されている。

墳丘長は 65 m、後円部の高さは 7.7 m を測る。後円部は 2 段に築かれている。濠からは、円筒埴輪や形象埴輪が出土した。築造時期は中期中葉と考えられている。

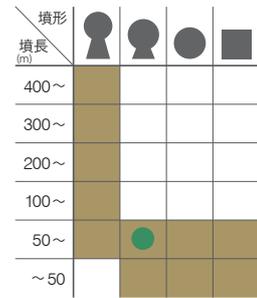
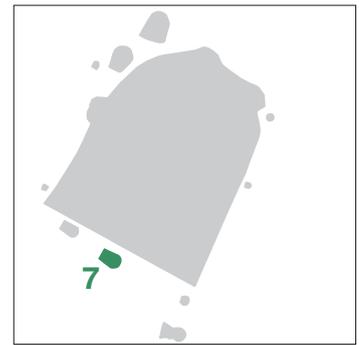
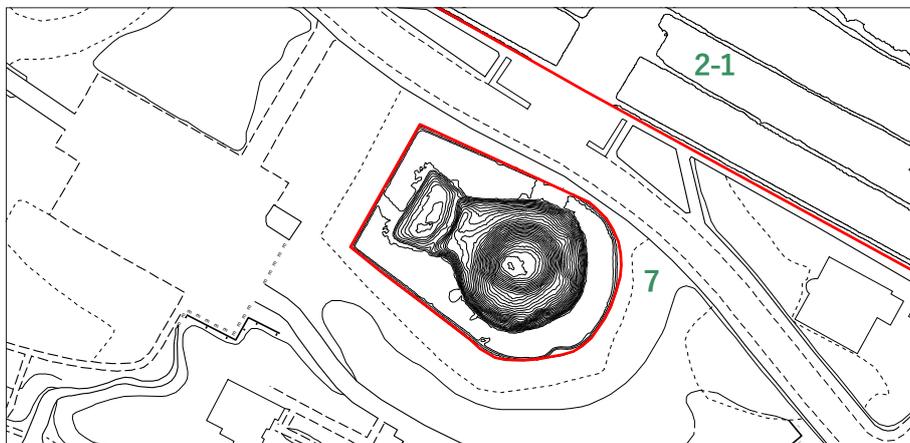


写真 2-26  
孫太夫山古墳 (南西から)



\* 20 cm 等高線

構成資産 0 20 50 100m

図 2-30  
孫太夫山古墳

### 構成資産8：竜佐山古墳

竜佐山古墳は、仁徳天皇陵古墳 [2-1] の前方部南側において、墳丘主軸線を仁徳天皇陵古墳の外濠に並行させて造られた帆立貝形墳。前方部を西に向ける。墳丘の位置と主軸線の方向から、仁徳天皇陵古墳と関わりのある古墳と考えられる。

墳丘周囲の濠は大仙公園造成時に実施された範囲確認調査成果を基に復元されたものである。

墳丘長は 61 m、後円部の高さは 8 m を測る。後円部は 2 段に築かれる。北側のくびれ部には造り出しが存在する可能性があり、前方部の北西隅には濠を渡る「渡り土手」が備わっていたとの所見がある。濠は埋没保存されている。濠からは円筒埴輪が出土している。築造時期は中期後葉と考えられている。

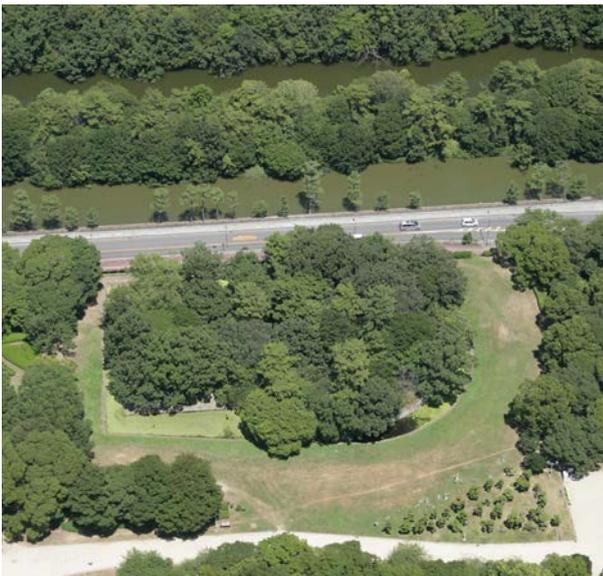
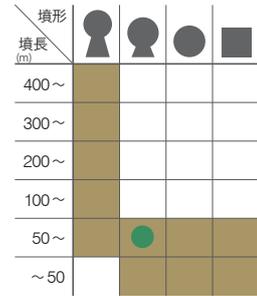
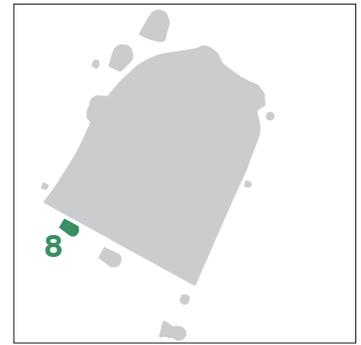
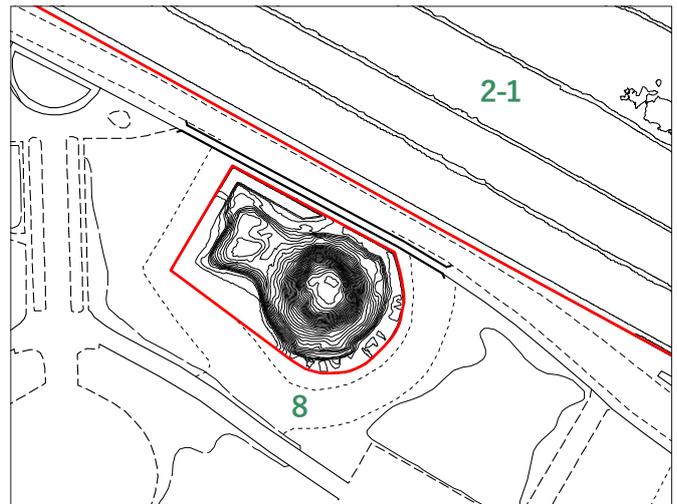


写真 2-27 竜佐山古墳 (南西から)



\* 20 cm 等高線

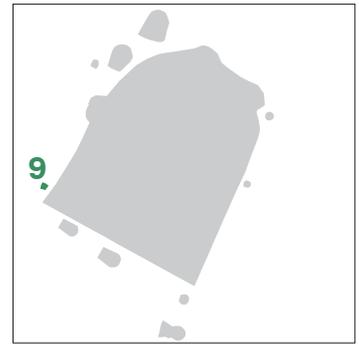


図 2-31 竜佐山古墳

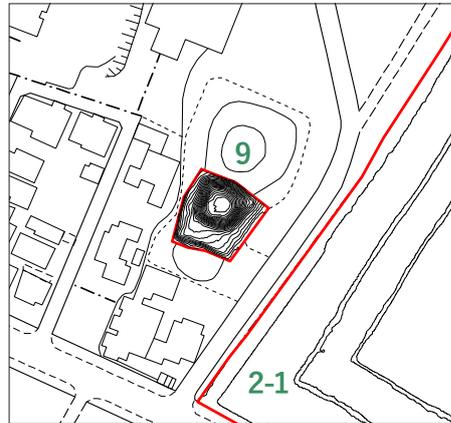
### 構成資産 9：銅亀山古墳

銅亀山古墳は、仁徳天皇陵古墳 [2-1] の前方部西側において、外濠から約 20 m の位置に造られた方墳。墳丘主軸線を仁徳天皇陵古墳の外濠に並行させて造られている。墳丘の位置と主軸線の方向から、仁徳天皇陵古墳と関わりのある古墳と考えられる。仁徳天皇陵古墳の周辺に造られた古墳では、唯一、現存する方墳である。

墳丘長は 26 m 以上、高さは 5.4 m。墳丘は 2 段に築かれる。墳丘と仁徳天皇陵古墳の外濠との間には濠状の遺構が存在し、両者を画しているが、埋没保存されている。濠状の遺構からは円筒埴輪が出土する。築造時期は中期中葉と考えられている。



| 墳形   | 墳長 (m) | ● | ● | ● | ■ |
|------|--------|---|---|---|---|
| 400~ |        |   |   |   |   |
| 300~ |        |   |   |   |   |
| 200~ |        |   |   |   |   |
| 100~ |        |   |   |   |   |
| 50~  |        |   |   |   |   |
| ~50  |        |   |   |   | ● |



\* 20 cm 等高線  
 0 20 50 100m  
 構成資産



写真 2-29  
 銅亀山古墳出土円筒埴輪片

写真 2-28 銅亀山古墳 (南から)

図 2-32 銅亀山古墳

### 構成資産 10：菰山塚古墳

菰山塚古墳は、仁徳天皇陵古墳 [2-1] の後円部西側において、外濠から約 100 m の位置に造られた古墳で、前方部を南に向けた帆立貝形墳と考えられている。墳丘の位置から、仁徳天皇陵古墳と関わりのある古墳と考えられる。

墳丘の現存長は 33 m、高さは 4 m。墳丘は 2 段に築かれていたようである。墳丘からは円筒埴輪、形象埴輪が出土する。築造時期は中期中葉と考えられる。

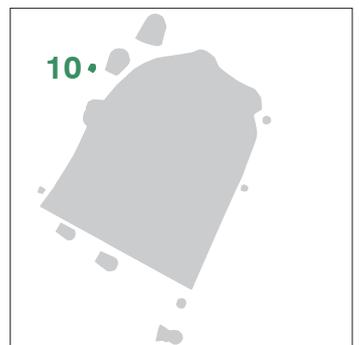
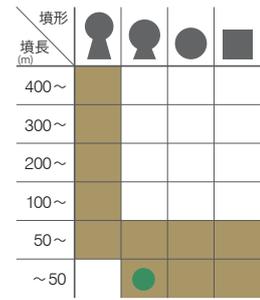




写真 2-30 菰山塚古墳（北西から）



図 2-33 菰山塚古墳



### 構成資産 11：丸保山古墳

丸保山古墳は、仁徳天皇陵古墳 [2-1] の後円部西側において、外濠に接する位置に造られた帆立貝形墳。墳丘主軸線は、仁徳天皇陵古墳の墳丘主軸線と同一方向を指向する。墳丘の位置と主軸線方向から、仁徳天皇陵古墳と関わりのある古墳と考えられる。

墳丘長は 87 m、後円部の高さは 9.8 m。後円部は 2 段に築かれる。帆立貝形墳としては百舌鳥・古市での最大墳である。墳丘からは円筒埴輪が採集される。築造時期は中期中葉と考えられている。墳丘の周囲には濠が巡る。

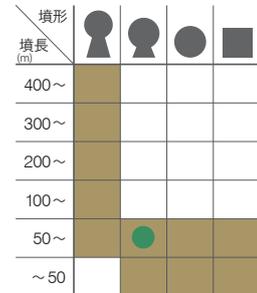
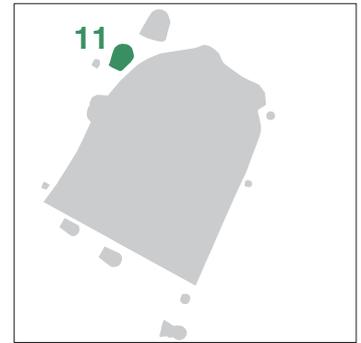


写真 2-31 丸保山古墳（北西から）

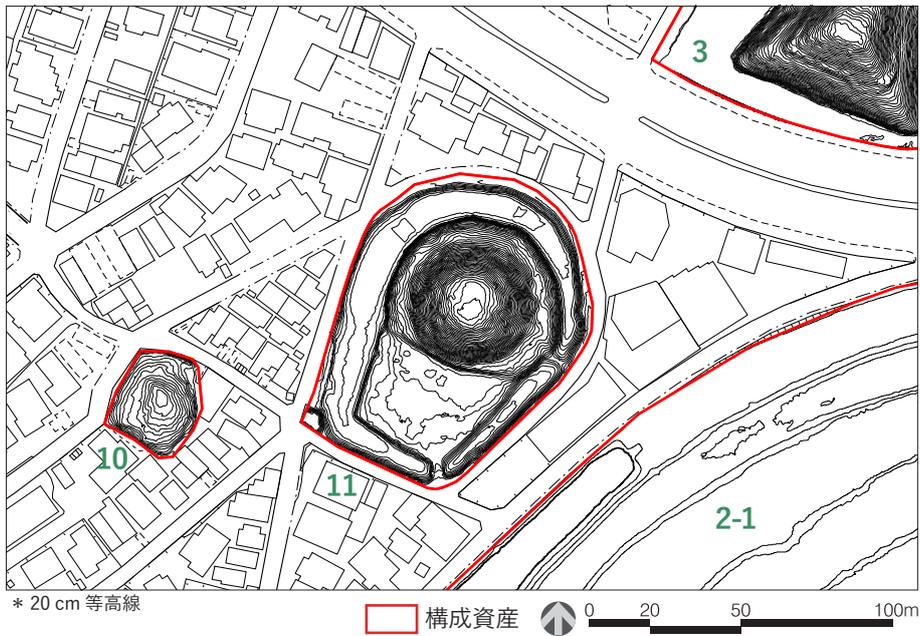


図 2-34 丸保山古墳

### 構成資産 12：長塚古墳

長塚古墳は、仁徳天皇陵古墳 [2-1] の南東隅から南へ約 160 m の位置に造られた、前方部を西に向けた前方後円墳。

墳丘長は 106 m、前方部の高さは 10.6 m。墳丘の形状は、後述するニサンザイ古墳 [21] と同様に、前方部の幅と高さが発達した新しい傾向を示すものである。墳丘は 2 段に築かれ、くびれ部の南側のみに造り出し

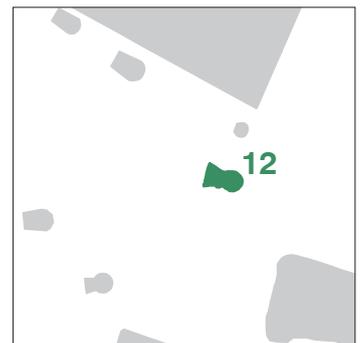


写真 2-32 長塚古墳 (西から)

| 墳形<br>墳長<br>(m) | 🗖️ | 🗖️ | ● | ■ |
|-----------------|----|----|---|---|
| 400～            |    |    |   |   |
| 300～            |    |    |   |   |
| 200～            |    |    |   |   |
| 100～            | ●  |    |   |   |
| 50～             |    |    |   |   |
| ～50             |    |    |   |   |

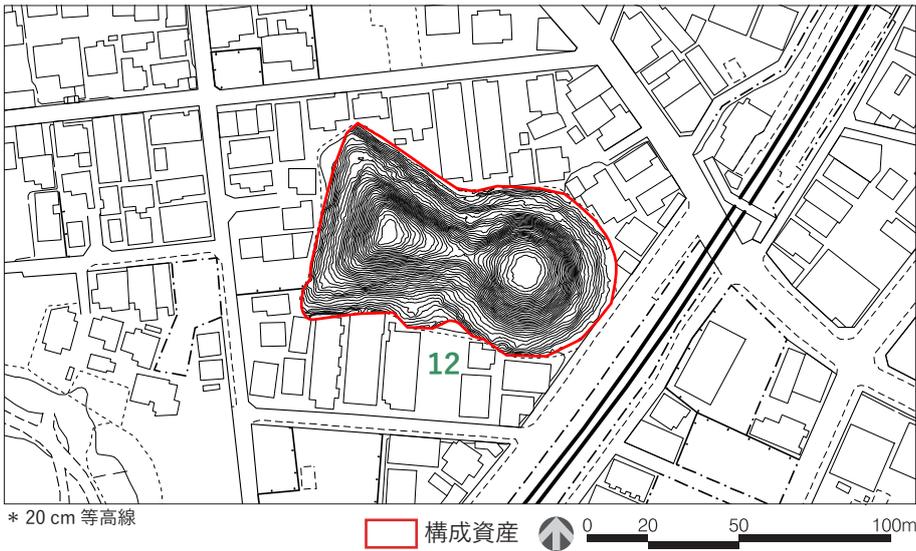


図 2-35 長塚古墳

が設けられる。埋葬施設には竪穴式石槨を採用していることが、地中レーダー探査の成果から明らかになっている。墳丘の周囲には濠が巡るが、埋没保存されている。墳丘と濠からは円筒埴輪や形象埴輪が出土した。築造時期は中期後葉と考えられている。

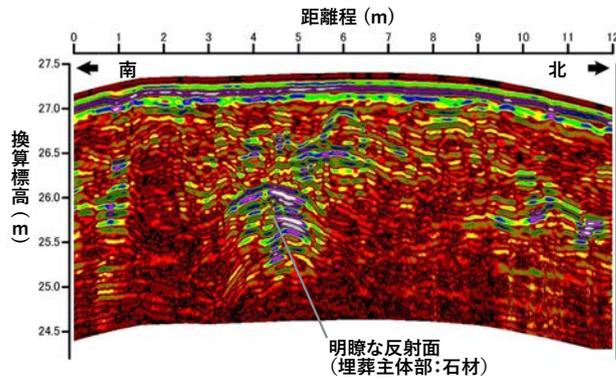


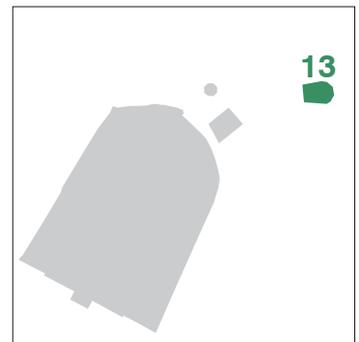
図 2-36 長塚古墳の地中探査映像

**構成資産 13：旗塚古墳**

旗塚古墳は、仁徳天皇陵古墳 [2-1] と履中天皇陵古墳 [15] の間に造られた帆立貝形墳。前方部を西に向ける。周囲の濠は公園造成時に整備されたものである。

墳丘長は 58 m、後円部の高さは 3.8 m。後円部は 2 段に築かれる。小石が敷かれたテラスには、百舌鳥・古市古墳群では珍しく形象埴輪を樹立している。南側くびれ部の後円部寄りには造り出しが設けられる。濠は埋没保存されている。

造り出し周辺では、円筒埴輪のほか、多種多様な形象埴輪が出土しており、造り出し上に並べられていたものと推測される。築造時期は中期中葉と考えられている。



| 墳形   | 墳長 (m) | ● | ● | ■ |
|------|--------|---|---|---|
| 400~ |        |   |   |   |
| 300~ |        |   |   |   |
| 200~ |        |   |   |   |
| 100~ |        |   |   |   |
| 50~  |        | ● |   |   |
| ~50  |        |   |   |   |



写真 2-33 旗塚古墳 (北から)

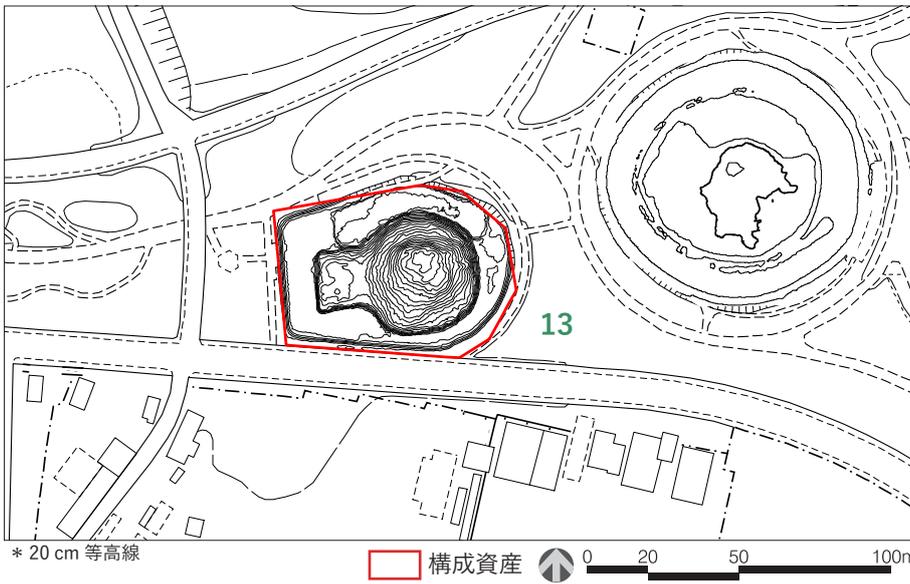


図 2-37 旗塚古墳



写真 2-34  
旗塚古墳出土石見型埴輪片



写真 2-35  
旗塚古墳円筒埴輪列検出状況



写真 2-36  
旗塚古墳造り出し検出状況

**構成資産 14：銭塚古墳**

銭塚古墳は、旗塚古墳 [13] の南東方向、約 100 m の位置に造られた帆立貝形墳。前方部を西に向ける。

墳丘長は 72 m、後円部の現存高は 2.3 m。後円部の上部と前方部が改変されるが、前方部の輪郭は埋没保存されている。後円部は、北側でテラスと円筒埴輪列が検出されており、2 段に築かれていた可能性が高い。築造時期は中期後葉と考えられている。

墳丘の周囲には発掘調査によっても濠の痕跡が認められず、当初から区画施設が備わっていない可能性が示される。

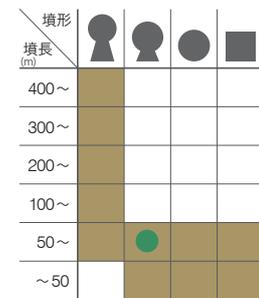
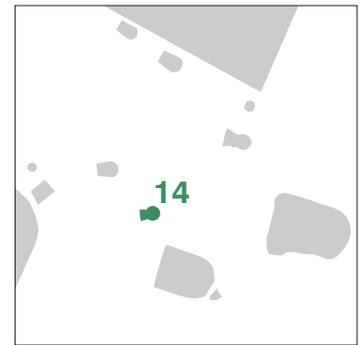


写真 2-37 銭塚古墳 (南から)

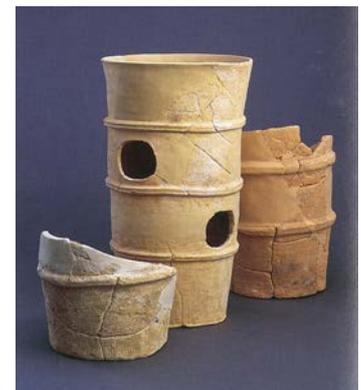


写真 2-38 銭塚古墳出土円筒埴輪

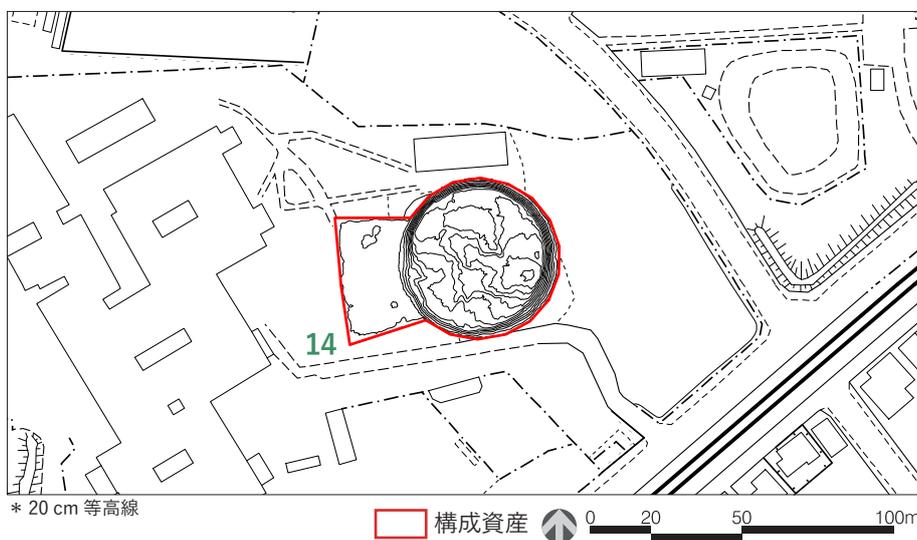


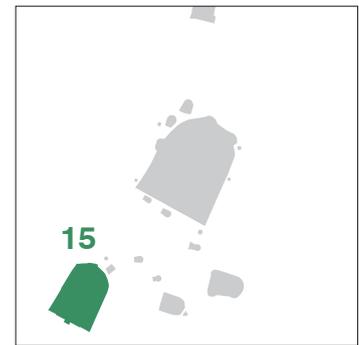
図 2-38 銭塚古墳

### 構成資産 15：履中天皇陵古墳

履中天皇陵古墳は、百舌鳥エリアの南西部に位置する墳丘長が日本第3位の前方後円墳。台地の西縁部に、海岸線と墳丘主軸線を平行させるように前方部を南に向けて造られる。大阪湾からの眺望を大いに意識した場所と墳丘の方向が選ばれている。濠の周囲には、近接して寺山南山古墳 [16]、七観音古墳 [17] が位置する。

墳丘長は 365 m、後円部の高さは 27.6 m。百舌鳥エリアでは第2位である。墳丘は3段に築かれ、築造当時の姿をよく保っている。くびれ部の両側には造り出しが設けられる。後円部の頂上と前方部の頂上には円形の土壇が築かれており、土壇内には埋葬施設が存在するものと推測される。前方部頂上の円形の土壇は斜面に沿って2段に築かれる、ほかに例を見ないものである。

墳丘周囲には幅の広い濠が巡り、斜面側にあたる西側には大規模な盛土による堤が築かれる。さらにその外側には外濠が全周していたことが



| 墳形    | 墳長 (m) | 墳形    | 墳長 (m) | 墳形    | 墳長 (m) |
|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| 前方後円墳 | 400~   | 前方後円墳 | 300~   | 前方後円墳 | 200~   |
| 前方後円墳 | 300~   | 前方後円墳 | 200~   | 前方後円墳 | 100~   |
| 前方後円墳 | 200~   | 前方後円墳 | 100~   | 前方後円墳 | 50~    |
| 前方後円墳 | 100~   | 前方後円墳 | 50~    | 前方後円墳 | ~50    |
| 前方後円墳 | 50~    | 前方後円墳 | ~50    | 前方後円墳 | ~50    |
| 前方後円墳 | ~50    | 前方後円墳 | ~50    | 前方後円墳 | ~50    |



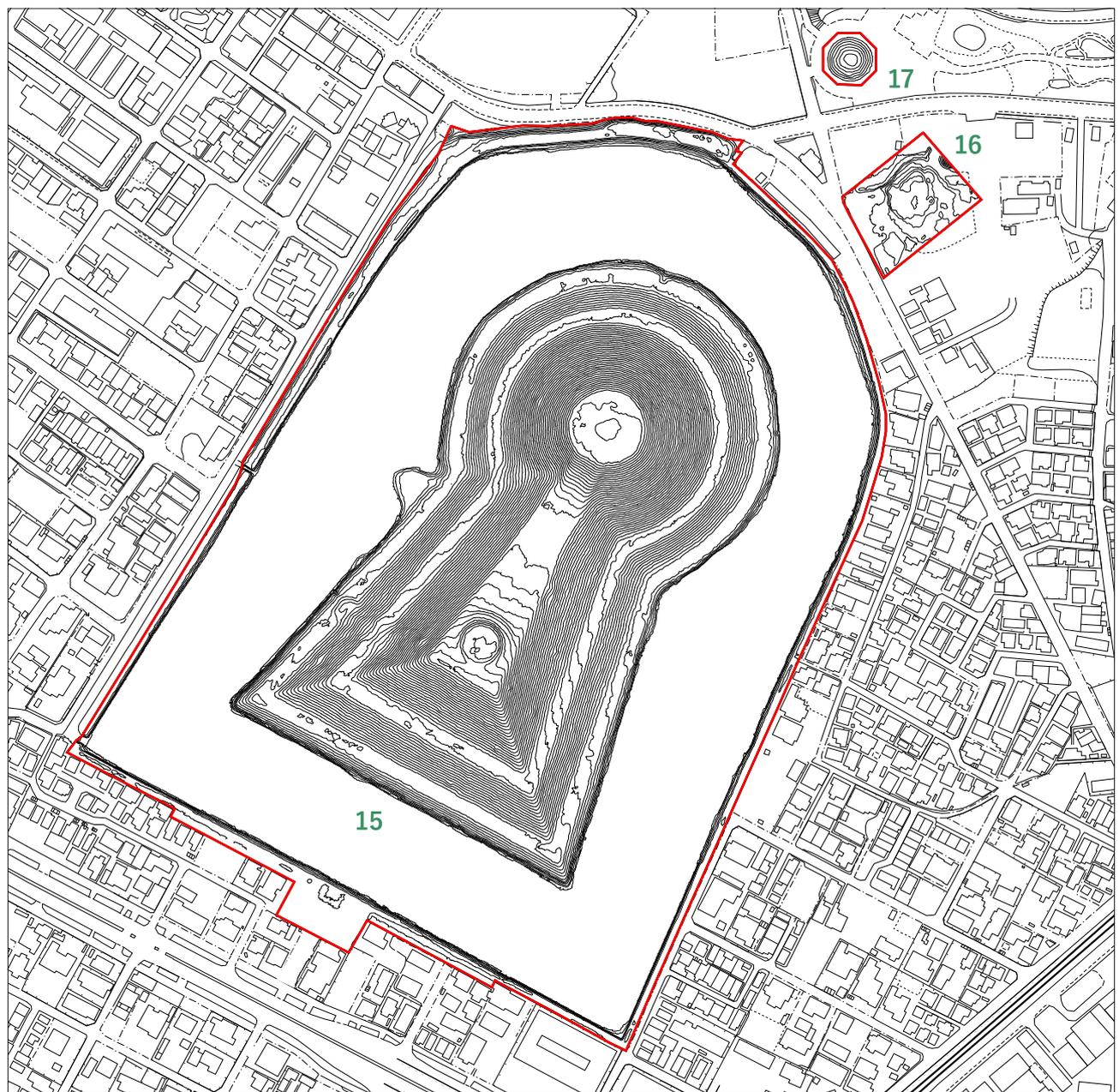
写真 2-39 履中天皇陵古墳（南西から）

明らかになっており、埋没保存されている。

墳丘からは円筒埴輪のほか、形象埴輪が採集されている。形象埴輪のうち、矢を収納する鞆を模した鞆形埴輪は高さ1.4 mもある大型の優品である。築造時期は中期中葉と考えられている。



写真 2-40  
履中天皇陵古墳出土鞆形埴輪片



\* 50 cm 等高線

構成資産 0 100 200m

図 2-39 履中天皇陵古墳



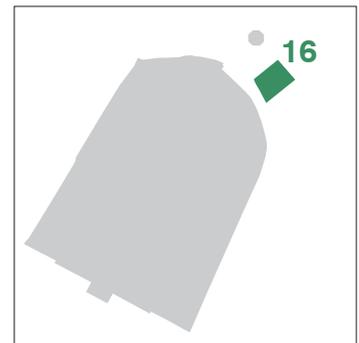
図 2-40 履中天皇陵古墳（航空測量に基づく現況地形図（赤色立体地図）、南西から）

### 構成資産 16：寺山南山古墳

寺山南山古墳は、履中天皇陵古墳 [15] の後円部北東側において、外濠に接して造られた方墳。履中天皇陵古墳の外濠を自身の濠として共有するうえ、履中天皇陵古墳の後円部の中心から放射状に延ばした直線に墳丘主軸線に沿わせて造られたものと推測されている。墳丘の位置や主軸方向、および共有される濠から、履中天皇陵古墳と関わりの深い古墳と考えられる。

墳丘長は北東－南西方向が 45 m、北西－南東方向が 36.3 m と復元され、平面形は長方形を呈する。墳丘の上部は改変を受けており、現存高は 4 m。墳丘は 2 段に築かれていた可能性が高い。墳丘の周囲を巡る濠は、埋没保存されている。

テラス上には円筒埴輪が並べられ、墳丘上からは、朝鮮半島から渡来したばかりの技術で作られた最古級の須恵器が採集されている。築造時期は中期中葉と考えられている。



| 墳形     | ● | ● | ● | ■ |
|--------|---|---|---|---|
| 墳長 (m) |   |   |   |   |
| 400~   |   |   |   |   |
| 300~   |   |   |   |   |
| 200~   |   |   |   |   |
| 100~   |   |   |   |   |
| 50~    |   |   |   |   |
| ~50    |   |   |   | ● |



写真 2-41 寺山南山古墳調査状況



写真 2-42 寺山南山古墳出土円筒埴輪



写真 2-43 寺山南山古墳 (南東から)

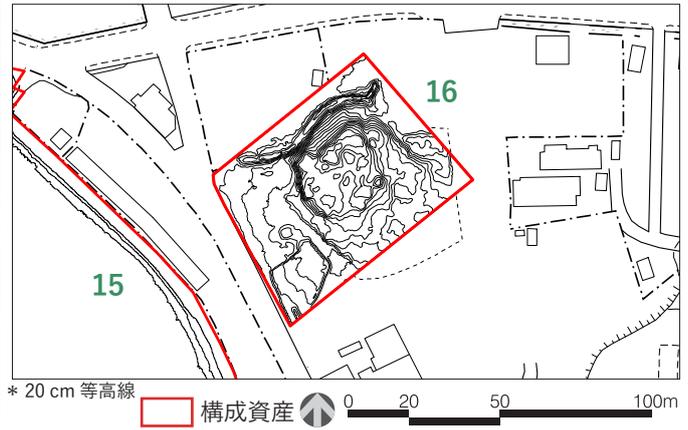


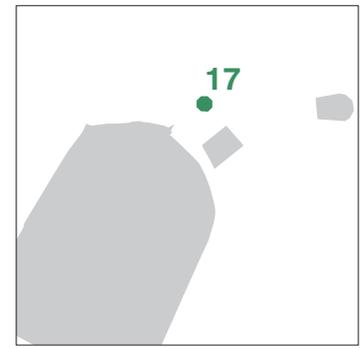
図 2-41 寺山南山古墳

### 構成資産 17：七観音古墳

七観音古墳は、履中天皇陵古墳 [15] の後円部北東側、外濠から約 40 m の位置に造られた円墳。墳丘の位置から、履中天皇陵古墳と関わりのある古墳と考えられる。

墳丘径は 33 m、高さ 3.8 m。現在、墳丘には盛土が行われて、保護が図られている。発掘調査の結果、周囲には明確な濠の痕跡が認められなかったことから、区画施設が備わっていなかった可能性がある。

副葬品には、琴柱形石製品の出土が伝えられる。墳丘からは円筒埴輪が出土する。築造時期は中期中葉と考えられている。



| 墳形   | 墳長 (m) | ● | ■ |
|------|--------|---|---|
| 400~ |        |   |   |
| 300~ |        |   |   |
| 200~ |        |   |   |
| 100~ |        |   |   |
| 50~  |        |   |   |
| ~50  |        | ● |   |



写真 2-44 七観音古墳 (北東から)

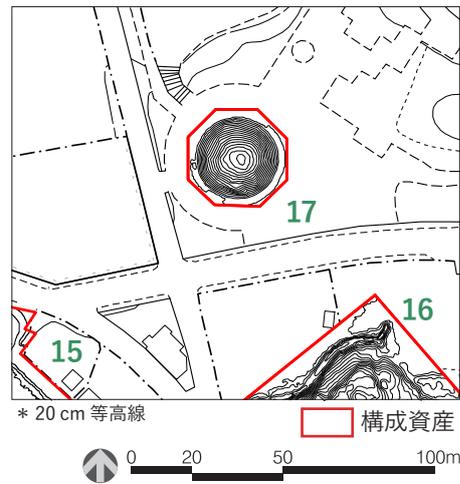


図 2-42 七観音古墳

### 構成資産 18：いたすけ古墳

いたすけ古墳は、百舌鳥エリアの中央部に位置する前方後円墳。前方部を西に向けて造られる。後円部の東側には、近接して善右エ門山古墳[19]が位置する。

墳丘長は 146 m、後円部の高さは 11.4 m。幅が広く、長さの短い前方部の形状が特徴的である。墳丘は 3 段に築かれ、南側のくびれ部には造り出しが設けられる模様である。埋葬施設には石材を用いていないことが地中レーダー探査の成果で明らかになっているため、粘土槨に木棺の組み合わせを採用している可能性が高い。墳丘の周囲には濠が巡る。墳丘からは円筒埴輪のほか、形象埴輪が採集されている。築造時期は中期中葉と考えられている。

いたすけ古墳は 1955 年頃、住宅造成計画により破壊の危機に直面した。しかし、市民を中心とした保存運動によって計画は中止となり、国史跡に指定されて公有地化が行われた。

保存運動のさなかに採集された冑形埴輪は、堺市の文化財保護のシンボルマークとして広く用いられている。

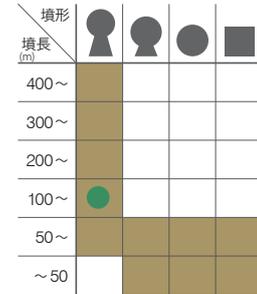
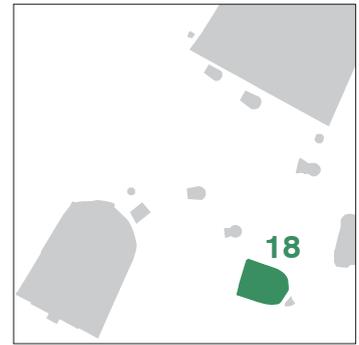


写真 2-45 いたすけ古墳出土冑形埴輪



写真 2-46 いたすけ古墳出土円筒埴輪片



写真 2-47 いたすけ古墳 (南から)

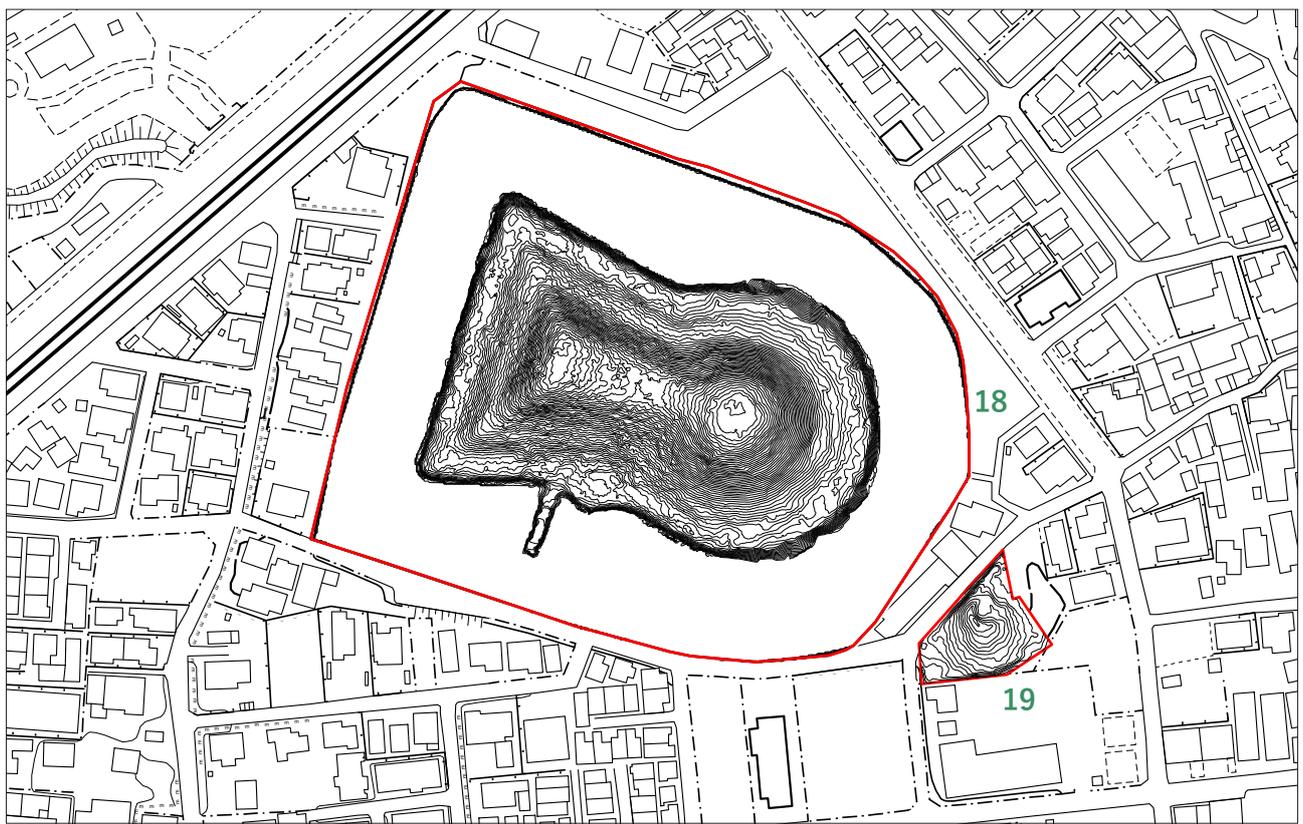


図 2-43 いたすけ古墳

**構成資産 19：善右エ門山古墳**

善右エ門山古墳は、いたすけ古墳 [18] の後円部南東側において、濠に接して造られた方墳。墳丘の位置から、いたすけ古墳と関わりのある古墳と考えられる。

墳丘長は 28 m と復元される。墳丘の上部は改変を受けており、現存高は 3 m。墳丘は 2 段に築かれていた可能性が高い。小石が敷かれたテラスには、2 m 毎と広い間隔で円筒埴輪が並べられる。築造時期は中期中葉と考えられている。

発掘調査の結果、周囲には濠の痕跡が認められなかったことから、区画施設が備わっていない可能性が高い。

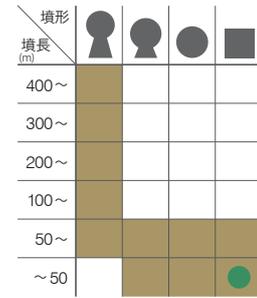
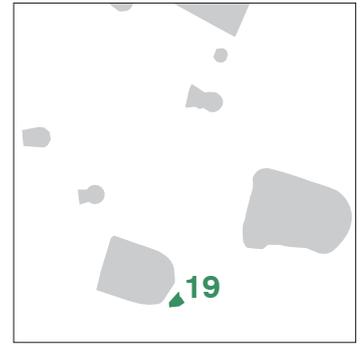


写真 2-48 善右エ門山古墳 (北から)

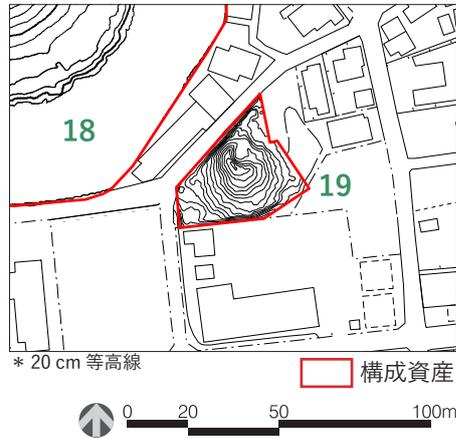


図 2-44 善右エ門山古墳



写真 2-49 善右エ門山古墳調査状況



写真 2-50 善右エ門山古墳出土円筒埴輪

### 構成資産 20：御廟山古墳

御廟山古墳は、百舌鳥エリアの中央部に位置する前方後円墳。前方部を西に向けて造られる。

墳丘長は 203 m、後円部の高さは 18.3 m。百舌鳥エリアでは第 4 位の大きさである。墳丘は 3 段に築かれ、南側のくびれ部のみに造り出しが設けられる。測量図によれば、後円部と前方部の頂上に円錐状の円丘が認められるが、主軸線より北側へ偏することから、築造当初のものではない可能性が高いとされる。

現在は一重の濠が巡るが、築造時は二重の周濠であった。現在、外濠は埋没保存されている。

発掘調査の結果、第 1 段テラスでは隙間なく並べられた円筒埴輪が出土し、造り出しの上面やその周辺からは多種多様な形象埴輪が出土した。とくに、最大級の囀形埴輪と神社建築に通じる造形の家形埴輪が注目される。さらに、ミニチュア土器、生焼けの須恵器とともに魚や笹を表した土製品等も出土しており、造り出しで行われた儀礼の一端を示している。築造時期は中期中葉と考えられている。

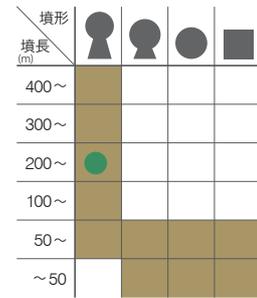
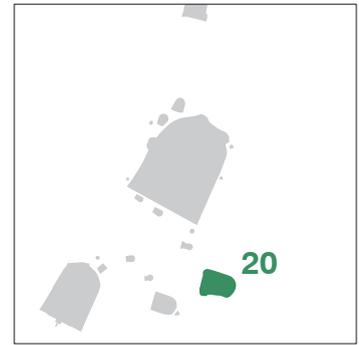




写真 2-51 御廟山古墳（南東から）

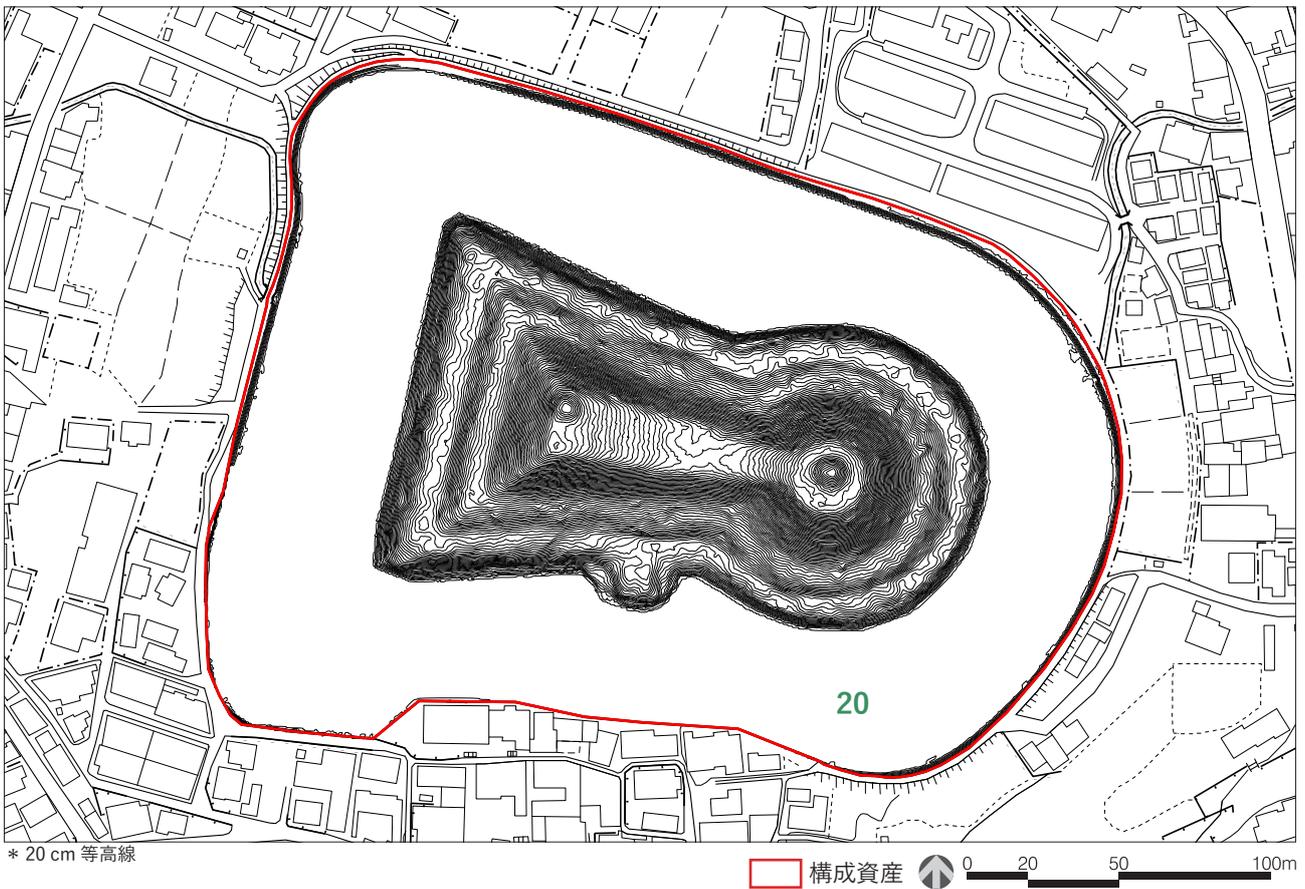


図 2-45 御廟山古墳



図 2-46 御廟山古墳（航空測量に基づく現況地形図（赤色立体地図）、北西から）



写真 2-52 御廟山古墳円筒埴輪列検出状況



写真 2-53 御廟山古墳出土円筒埴輪



写真 2-54 御廟山古墳出土家形埴輪・囿形埴輪

### 構成資産 21：ニサンザイ古墳

ニサンザイ古墳は、百舌鳥エリアの南東端に造られた墳丘長が日本第7位の前方後円墳。

墳丘長は約 300 m、前方部の高さは 25.9 m。百舌鳥エリアでは第3位の大きさである。墳丘は3段に築かれ、築造当時の姿をよく保っている。前方部の幅が大きく広がり、後円部より前方部が高くなる墳丘は、前方部が発達した新しい傾向を示すものである。くびれ部の両側には造り出しが設けられる。

墳丘の周囲には幅の広い濠が巡る。後円部東側の濠の中では、墳丘の主軸線に沿って墳丘斜面から堤に及ぶ最大7列の柱穴列が検出された。一部では柱材が残っており、濠に架けられた木橋の痕跡とされる。柱穴列の幅は最大で約 12 mにも及び、古墳築造の最終段階か完成直後に架けられ、墳丘の築造か葬送儀礼に用いられて短期間で撤去されたと推測

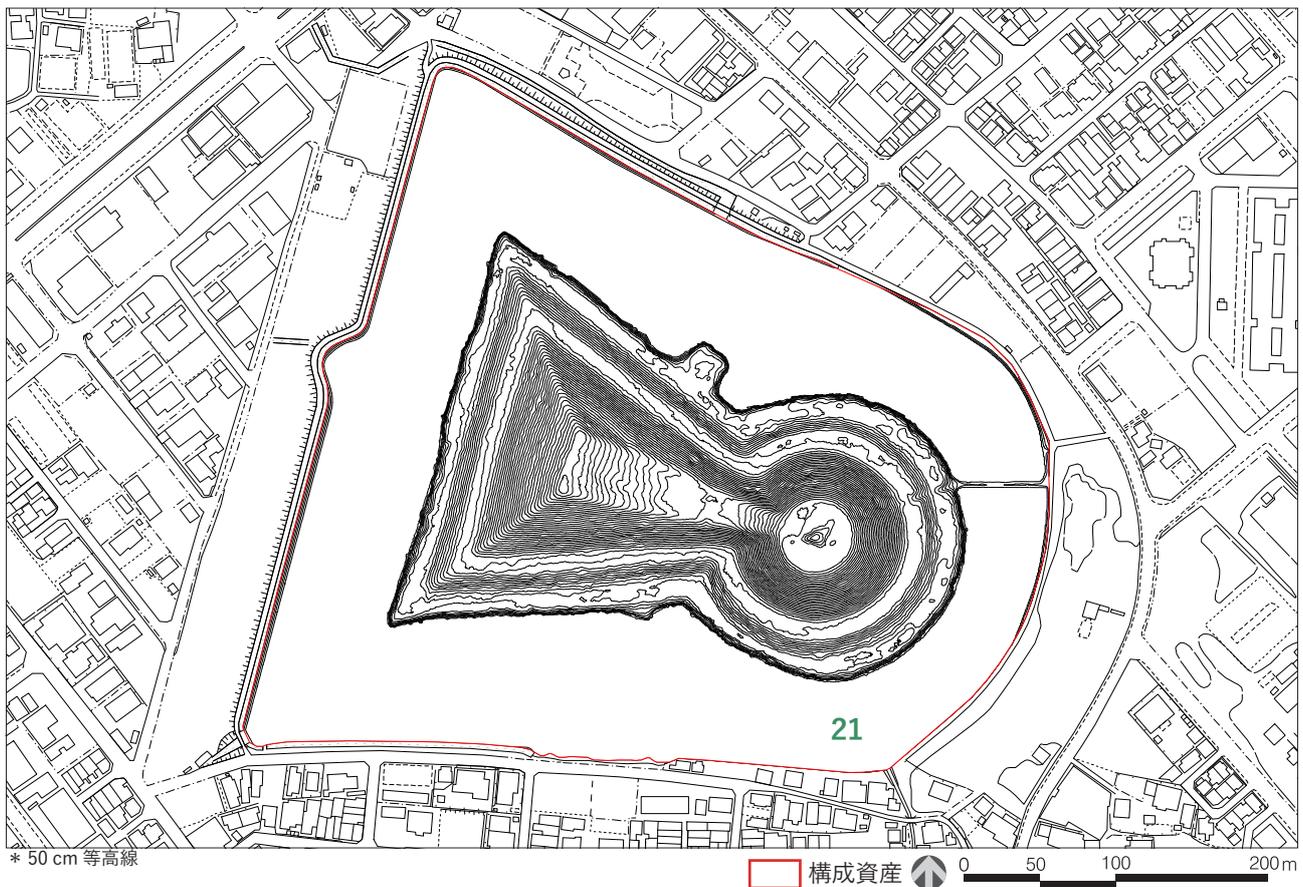
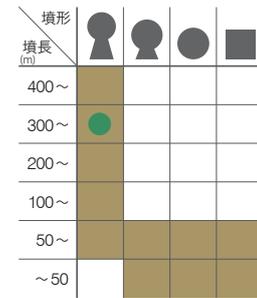
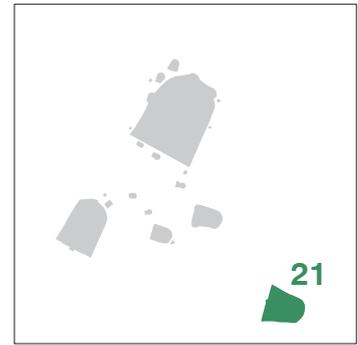


図 2-47 ニサンザイ古墳



写真 2-55 ニサンザイ古墳 (南西から)

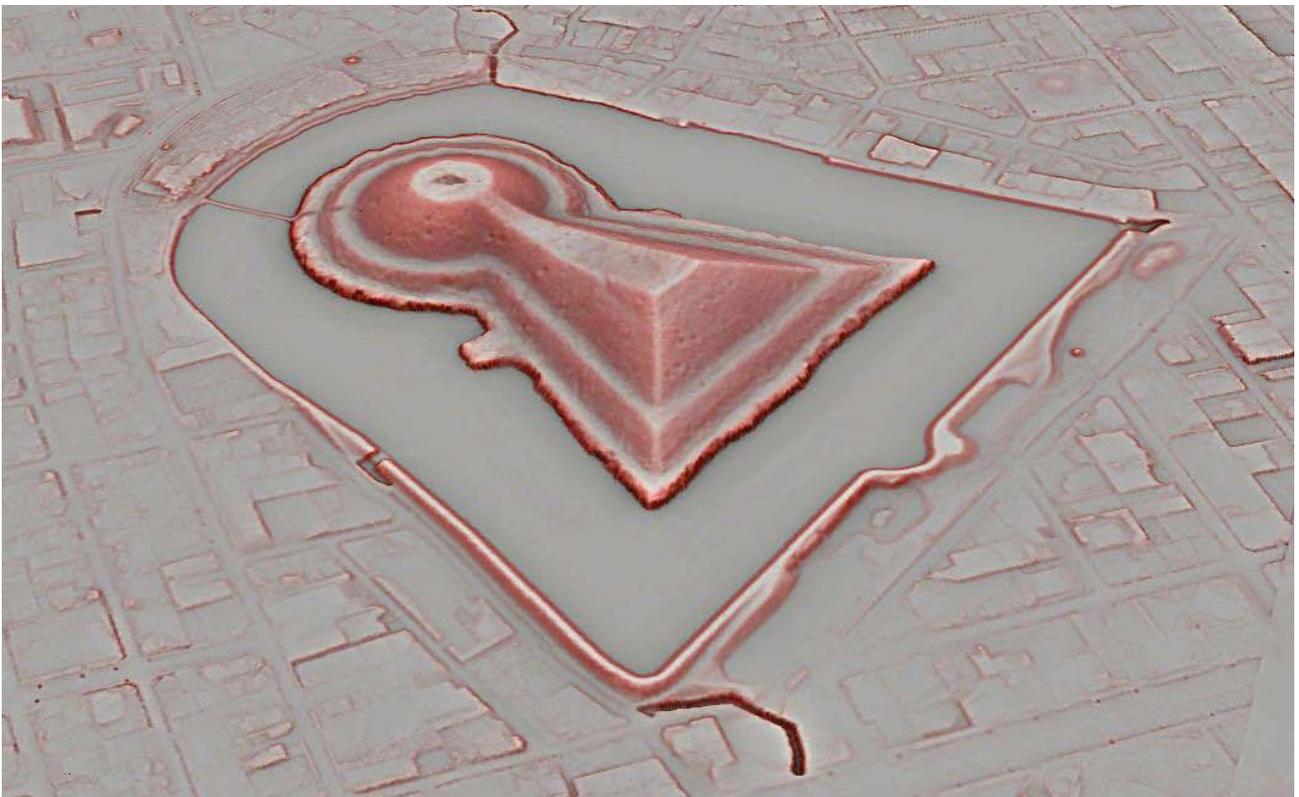


図 2-48 ニサンザイ古墳 (航空測量に基づく現況地形図 (赤色立体地図)、北西から)

される。濠のさらに外側には外濠が巡っていたことが明らかになっている。外濠は埋没保存されている。

発掘調査の結果、第1段テラスでは隙間なく並べられた円筒埴輪が出土した。造り出しでは上面に須恵器の大甕が据え付けられていた。造り出しで行われた儀礼の一端を示している。濠からは、形象埴輪や笠形の木製の埴輪が出土している。築造時期は中期後葉と考えられている。

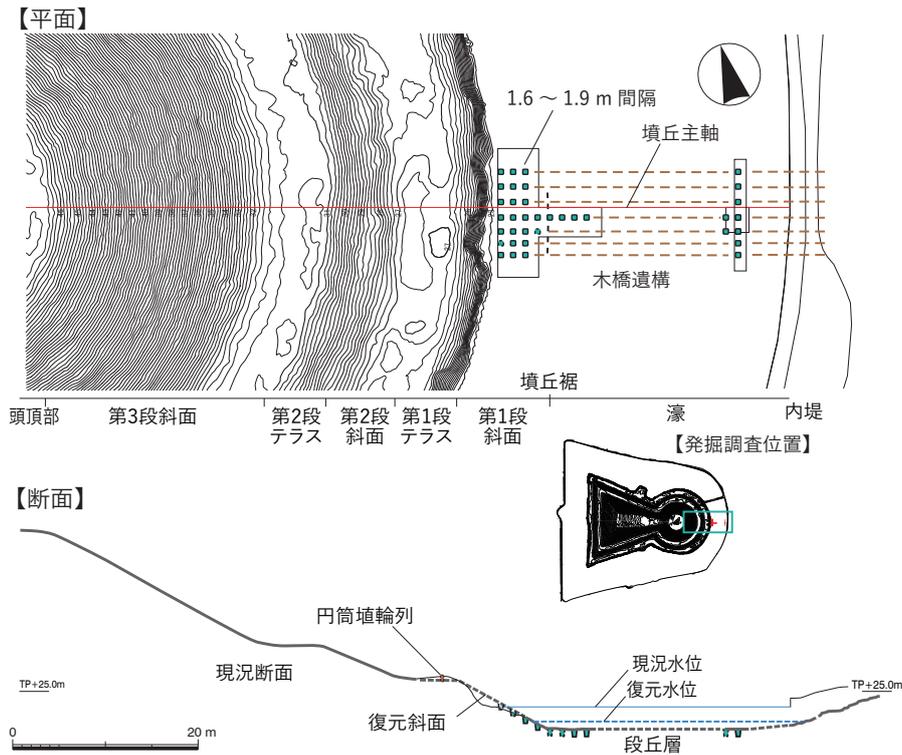


図 2-49 ニサンザイ古墳検出柱穴列模式図



写真 2-56 ニサンザイ古墳柱穴列検出状況 (北東から)



写真 2-57 ニサンザイ古墳円筒埴輪列検出状況



写真 2-58  
ニサンザイ古墳出土鳥形埴輪



写真 2-59  
ニサンザイ古墳出土円筒埴輪



写真 2-60  
ニサンザイ古墳出土笠形木製品

## (ii)-2 古市エリア

古市エリアは、大阪府羽曳野市から藤井寺市にまたがって分布し、構成資産 24 件 [22～45] が所在する (写真 2-61)。古墳は、北に大阪平野、東に石川をのぞむ台地上、半径約 2 km の範囲に多数の古墳が築造されている。古墳群北側の段丘の下には、大阪平野から奈良盆地への交通路が走っており、大規模な古墳が並び群をなす姿を望むことができたものと考えられる。今日においても、大阪平野に面して一段高まった段丘上に、一連の巨大古墳が並んでいる配置と当時の地形的な特徴が良好に維持されている (図 2-50)。

古市エリアの中央には、南から北に向かう窪地が位置しており、古墳はこれを東西に挟む形で V 字状に分布している (図 2-50)。構成資産のうち、主な古墳を挙げると、東北から南に向かって允恭天皇陵古墳 [25]、仲姫命陵古墳 [26]、古室山古墳 [31]、大鳥塚古墳 [32]、応神天皇陵古墳 [33-1]、墓山古墳 [38] が並び、最も南に白鳥陵古墳 [45] が位置する (図 2-51)。ここから北西に向かって峯ヶ塚古墳 [44]、仲哀天皇陵古墳 [23] が位置し、もっとも北の平野部に津堂城山古墳 [22] が所在する。また、応神天皇陵古墳 [33-1] をはじめとする巨大前方後円墳の周囲には、関わりが深いと考えられる小古墳が複数分布することも構成資産分布の特徴となっている。

百舌鳥エリア同様、古墳は樹木に覆われているものも多いが、近年実施した航空測量調査 (LiDAR) の結果によって、植生の下には築造時の様子を良くとどめた墳形が残されていることが確認された (図 2-52、付属資料 3.c「構成資産の赤色立体地図」参照)。比較的大型の古墳の墳形については、航空測量のデータに基づいて作成された現況地形図 (赤色立体図) (付属資料 3.b「構成資産の断面図」参照) を個別の構成資産の説明において示した。



写真 2-61 古市エリア航空写真(南西から)

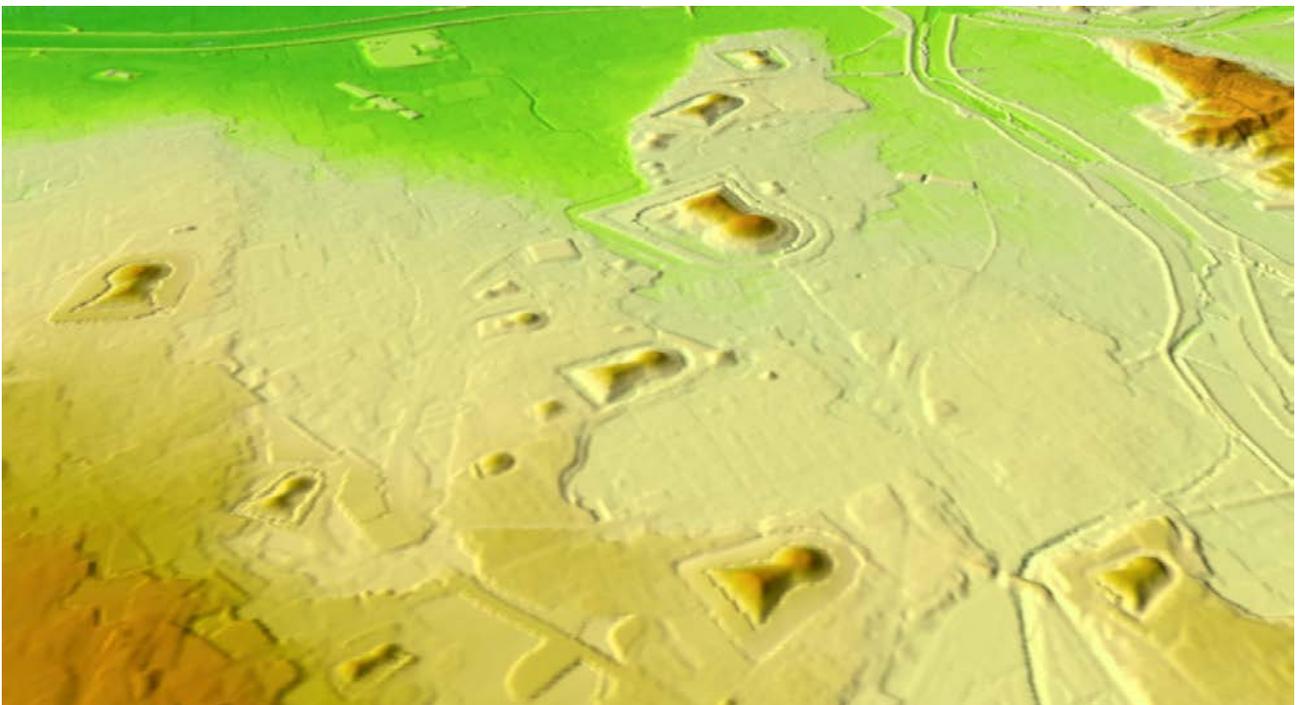


図 2-50 古市エリア地形図(南西から)



図 2-51 古市エリア 築造当時の古墳群の復元イメージ (南西から)

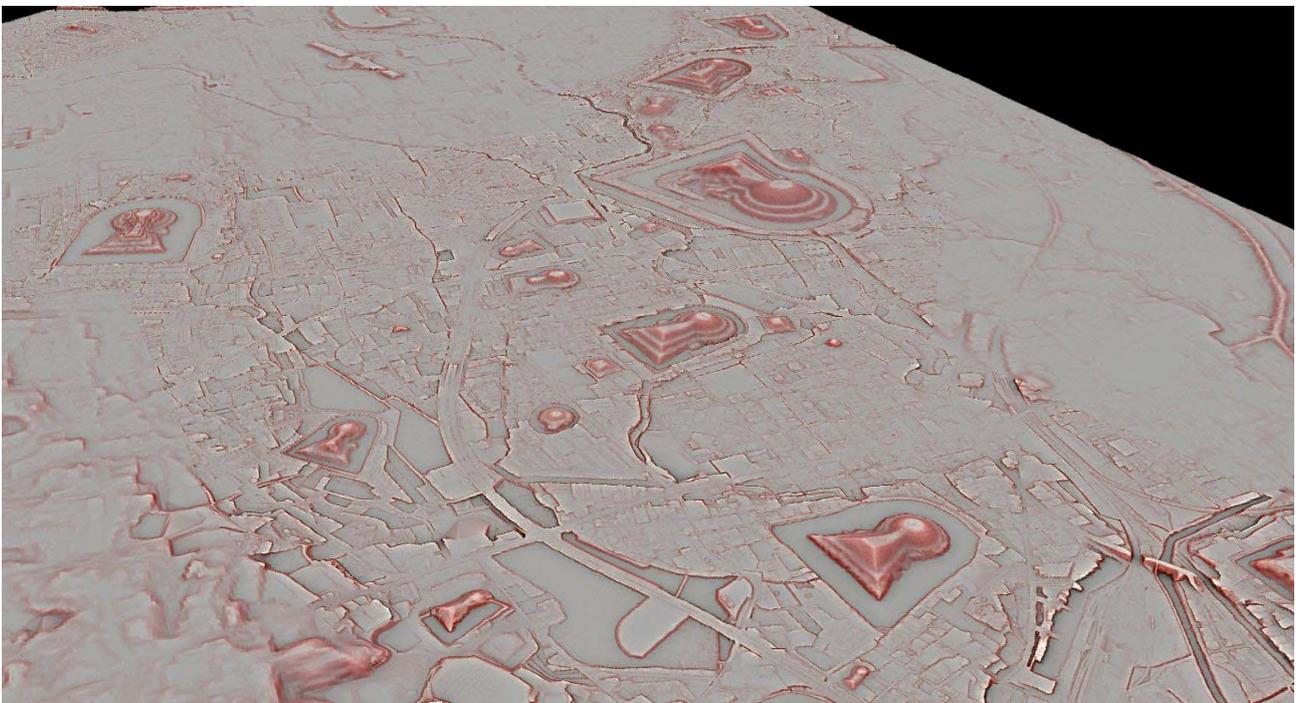


図 2-52 古市エリア 航空測量に基づく現況地形図 (赤色立体地図) (南西から)

### 構成資産 22：津堂城山古墳

津堂城山古墳は、古市エリアの最も北部に位置する前方後円墳。前方部を南東に向けて造られ、大阪平野からの眺望を意図したものと考えられる。

墳丘長は 210 m、後円部の高さは 16.9 m。古市エリアでは第 6 位の大きさである。墳丘は 3 段に築かれ、くびれ部の両側に造り出しが設けられる。室町時代に城に利用されたため墳丘は改変を受けているが、墳丘の規模、形状を復元することは可能である。

1912 年に後円部頂上で発見された埋葬施設は、竪穴式石槨に我が国最大級の長持形石棺を納めたものである。石槨の天井石は発見時にもち出されたが、現在はガイダンス施設に集められて展示されている。石槨や石棺内からは、銅鏡、鉄製武具・武器、腕輪形石製品、各種の装身具等が出土した。

墳丘の周囲には幅の広い二重の濠と堤が巡るが、濠は埋没保存されている。内濠には、前方部の両側に島状の方形施設が設けられている。前方部東側の島状方形施設は一辺 17 m で、3 体の写実的な水鳥形埴輪が配置されていた。

墳丘や濠からは円筒埴輪、大型の形象埴輪が出土した。築造時期は中期前葉と考えられている。

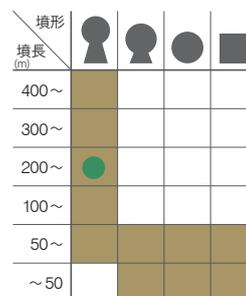
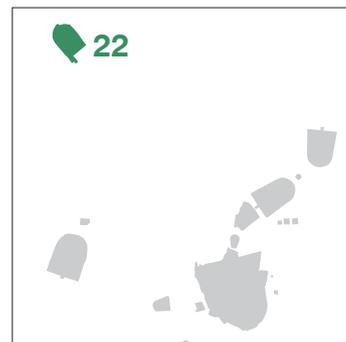


写真 2-62  
津堂城山古墳石棺調査状況



写真 2-63 津堂城山古墳 (北から)



\* 20 cm 等高線

構成資産 0 20 50 100m

図 2-53 津堂城山古墳



写真 2-64 津堂城山古墳島状遺構調査状況



写真 2-65 津堂城山古墳出土水鳥形埴輪



写真 2-66 津堂城山古墳出土衝立形埴輪



写真 2-67 津堂城山古墳出土蓋形埴輪



写真 2-68 津堂城山古墳出土銅鏡

### 構成資産 23：仲哀天皇陵古墳

仲哀天皇陵古墳は、古市エリアの西縁部に造られた前方後円墳。羽曳野丘陵の北東側縁辺部に前方部を南に向けて造られる。北側には近接して鉢塚古墳 [24] が位置する。

墳丘長は 245 m、後円部の高さは 19.5 m。古市エリアでは第 3 位の大きさである。墳丘は 3 段に築かれ、くびれ部の東側のみ造り出しが設けられる。室町時代に城に利用されたため墳丘は改変を受けているが、墳丘の形状は原形を保っている。墳丘の周囲には幅の広い濠が巡り、堤上にも円筒埴輪が並べられる。墳丘や濠からは円筒埴輪、形象埴輪が出土している。築造時期については、諸説あるものの中期と考えられている。

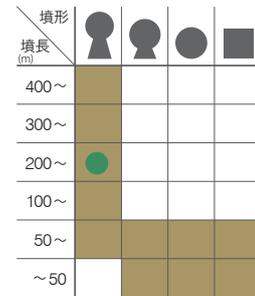
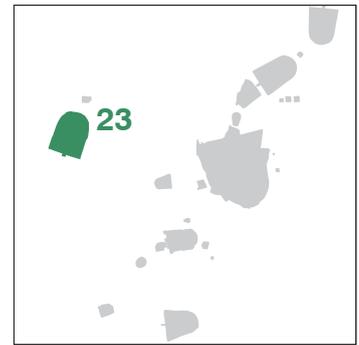


写真 2-69 仲哀天皇陵古墳 (北西から)

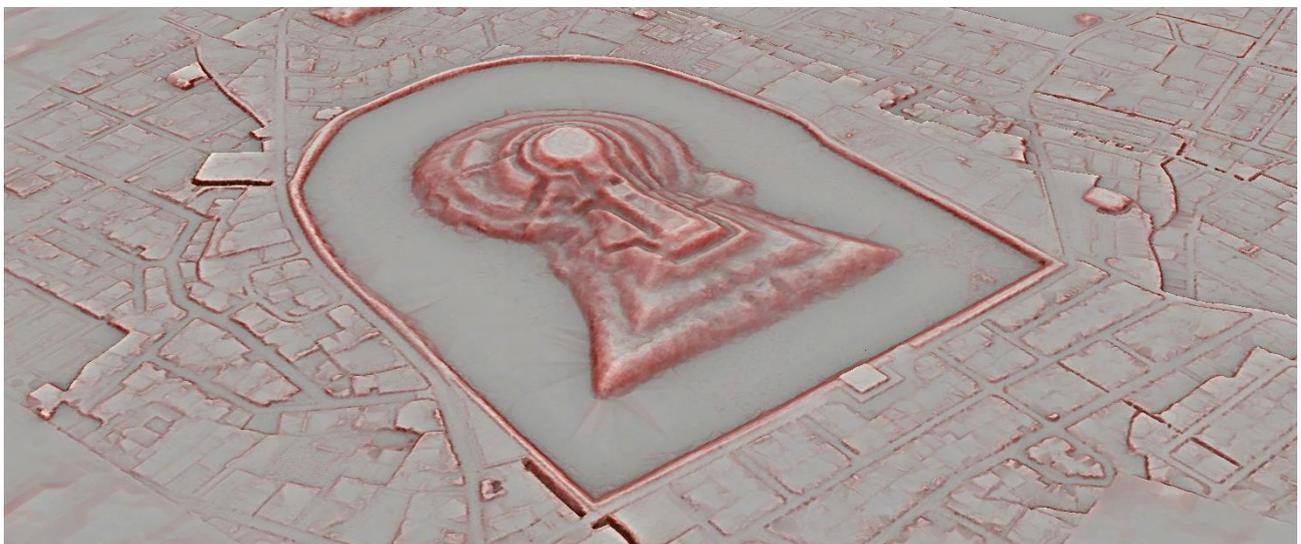


図 2-54 仲哀天皇陵古墳 (航空測量に基づく現況地形図 (赤色立体地図)、南西から)

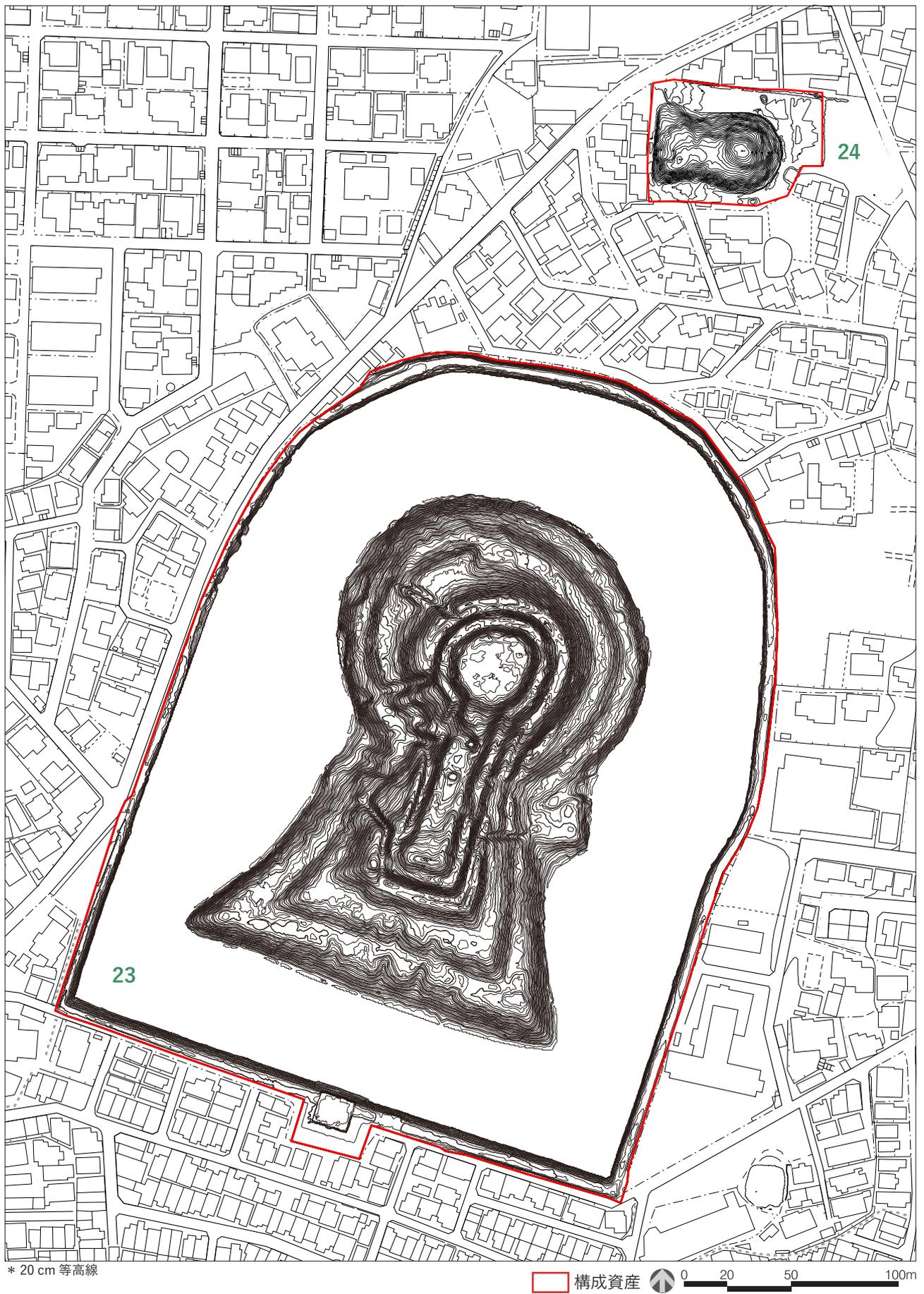


图 2-55 仲哀天皇陵古墳

### 構成資産 24：鉢塚古墳

鉢塚古墳は、仲哀天皇陵古墳 [23] の北側、濠から約 100 m の位置に造られた前方後円墳。前方部を西に向けて造られる。仲哀天皇陵古墳の周辺に位置することから、仲哀天皇陵古墳と関わりのある古墳とする説がある。

墳丘長は 60 m、後円部の高さは 6.5 m。墳丘長に対して腰高な墳丘が特徴的である。墳丘には葺石が施されていないものと推測されている。墳丘の周囲には濠が巡るが、埋没保存されている。墳丘から円筒埴輪が採集されている。築造時期は中期後葉と考えられている。



| 墳形     | 鍵形 | 円形 | 方形 |
|--------|----|----|----|
| 墳長 (m) |    |    |    |
| 400~   |    |    |    |
| 300~   |    |    |    |
| 200~   |    |    |    |
| 100~   |    |    |    |
| 50~    | ●  |    |    |
| ~50    |    |    |    |



写真 2-70 鉢塚古墳 (北から)



\* 20 cm 等高線

□ 構成資産



0

20

50

100m

図 2-56 鉢塚古墳

### 構成資産 25：允恭天皇陵古墳

允恭天皇陵古墳は、古市エリアの北東部、台地の先端部に造られた前方後円墳。前方部を北に向けて造られる。

墳丘長は 230 m、前方部の高さは 23.3 m。古市エリアでは第 4 位の大きさである。墳丘は 3 段に築かれ、両側のくびれ部に造り出しが設けられる。後述する墓山古墳 [38] ときわめて近い平面形で墳丘が造られており、相似形で企画された可能性が高い。

現在は一重の濠が巡るが、築造時は二重の周濠であった。外濠は埋没保存されている。

濠からは円筒埴輪のほか、多様な形象埴輪が出土している。また、墳丘の盛土からは 5 世紀中頃の須恵器が出土し、墳丘の築造時期の一端を示す。築造時期は中期後葉と考えられている。

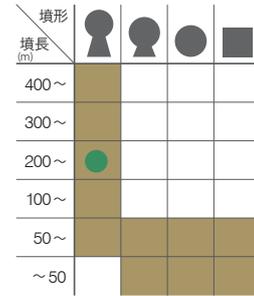
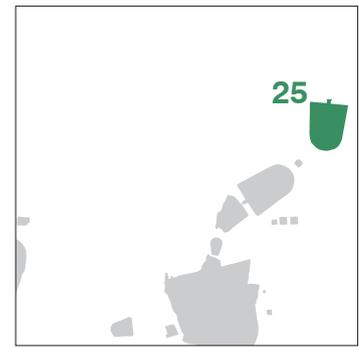


写真 2-71 允恭天皇陵古墳（北東から）

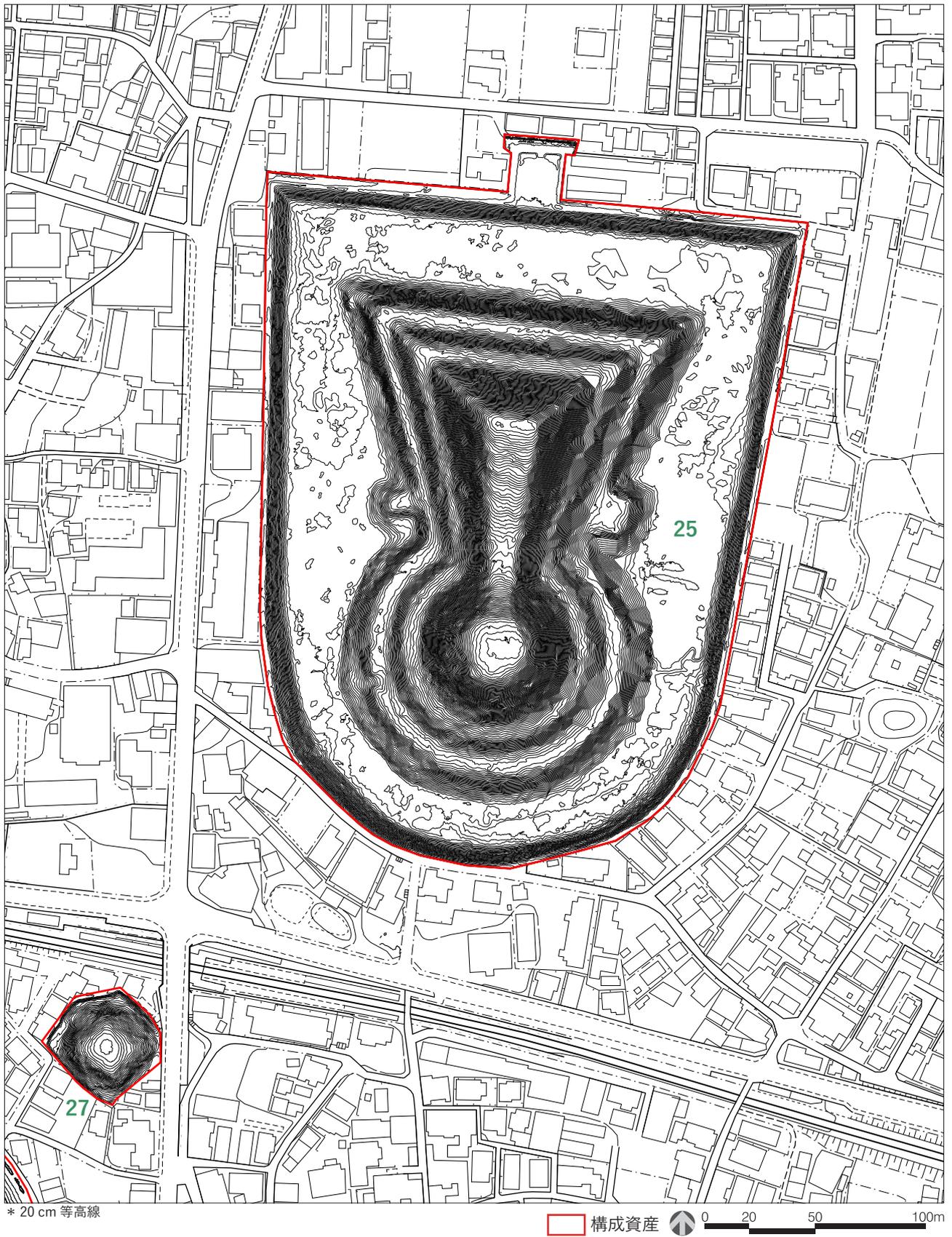


図 2-57 允恭天皇陵古墳



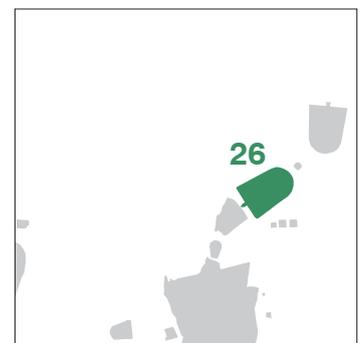
図 2-58 允恭天皇陵古墳 (航空測量に基づく現況地形図 (赤色立体地図)、北東から)

### 構成資産 26：仲姫命陵古墳

仲姫命陵古墳は、古墳群が営まれた台地の最高所に造られた、墳丘長が日本第9位の前方後円墳。前方部を南西に向けて造られる。後円部の濠の周囲には、近接して鍋塚古墳 [27] が位置する。

墳丘長は 290 m、後円部の高さは 26.2 m。古市エリアでは第2位の大きさである。墳丘は3段に築かれるが、最新の測量図では墳丘裾に近い位置に平坦面が認められ、4段築成を意図していた可能性がある。くびれ部の両側には造り出しが設けられる。埋葬施設には石棺が用いられているとの伝承がある。

墳丘の周囲には幅の狭い急峻な斜面からなる濠が巡り、その外側を取り巻く幅の広い堤が本墳を特色付けている。堤には隙間なく円筒埴輪が並べられる。堤からは形象埴輪も出土している。築造時期は中期前葉と考えられている。



| 墳形     | 鍵形 | 楕円形 | 円形 | 方形 |
|--------|----|-----|----|----|
| 墳長 (m) |    |     |    |    |
| 400~   |    |     |    |    |
| 300~   |    |     |    |    |
| 200~   | ●  |     |    |    |
| 100~   |    |     |    |    |
| 50~    |    |     |    |    |
| ~50    |    |     |    |    |



図 2-59 仲姫命陵古墳



### 構成資産 27：鍋塚古墳

鍋塚古墳は、仲姫命陵古墳 [26] の後円部北東側において、仲姫命陵古墳の外堤に食い込むように造られた方墳。さらに、仲姫命陵古墳の後円部の中心から放射状に延ばした直線を墳丘主軸線に沿わせて造られたものと推測される。墳丘の位置や主軸方向から、仲姫命陵古墳と関わりの深い古墳と考えられる。

墳丘長は 63 m、高さは 7 m を測り、墳丘は 2 段に築かれる。墳丘の周囲には濠が巡るが、埋没保存されている。墳丘からは円筒埴輪、形象埴輪が出土している。築造時期は中期前葉と考えられている。



写真 2-73 鍋塚古墳（東から）

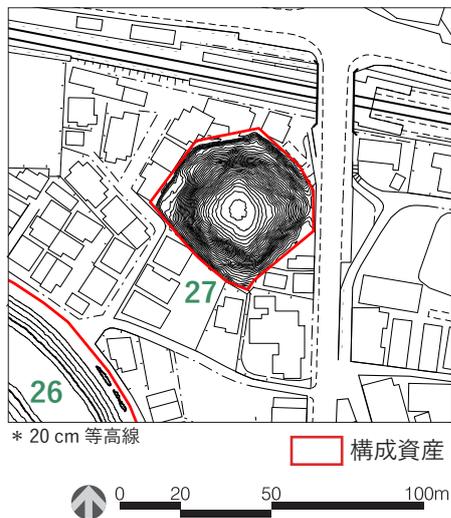
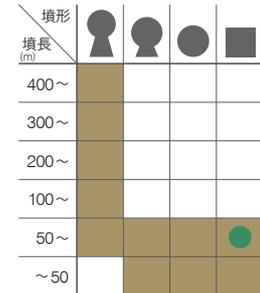
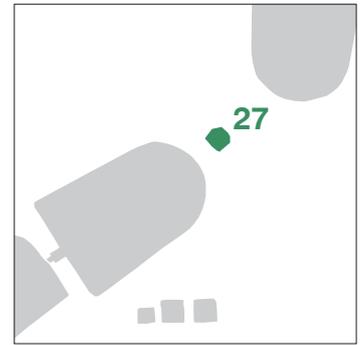


図 2-61 鍋塚古墳



### 構成資産 28：助太山古墳

助太山古墳は、仲姫命陵古墳 [26] の南方に、中山塚古墳 [29]、八島塚古墳 [30] と並んで造られた方墳。これら 3 古墳は墳丘の南辺を揃え、濠を共有するという独特な築造法を採用している。濠は埋没保存されている。

墳丘長は 36 m、高さは 6 m。墳頂部に露出する凝灰岩は埋葬施設の部材と考えられている。濠から円筒埴輪が出土した。築造時期は中期中葉と考えられている。

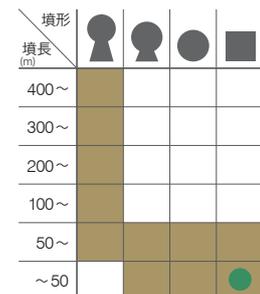
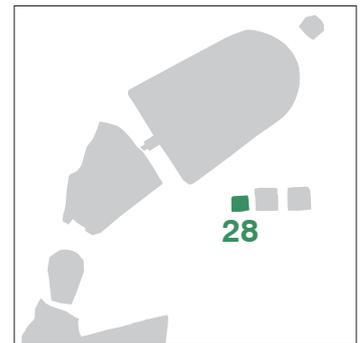




写真 2-74  
助太山古墳頂部の凝灰岩

写真 2-75  
左：助太山古墳  
中央：中山塚古墳  
右：八島塚古墳  
(南から)

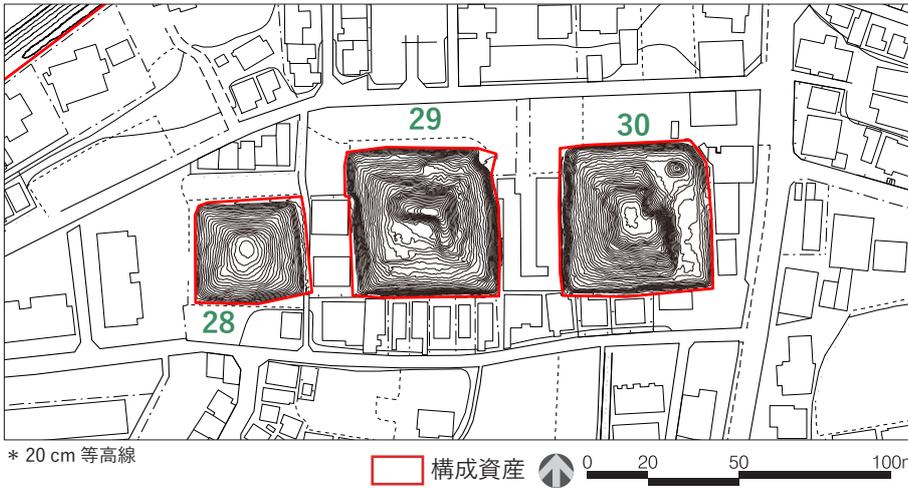


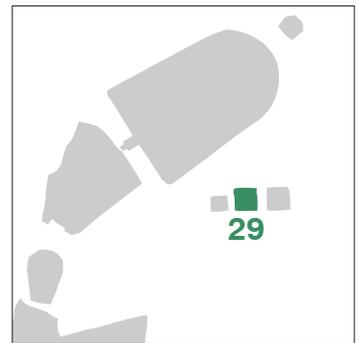
図 2-62  
左：助太山古墳  
中央：中山塚古墳  
右：八島塚古墳

### 構成資産 29：中山塚古墳

中山塚古墳は、助太山古墳 [28]・八島塚古墳 [30] と並んで造られた方墳。これら3古墳は墳丘の南辺を揃え、濠を共有するという独特な築造法を採用している。濠は埋没保存されている。

墳丘長は 50 m、高さは 8.5 m。濠からは円筒埴輪が出土している。築造時期は中期中葉と考えられている。

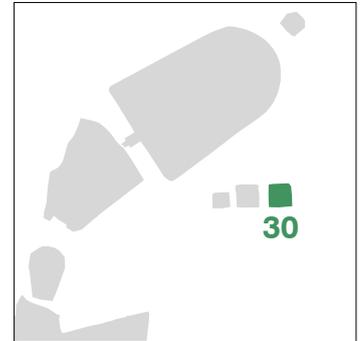
中山塚古墳と八島塚古墳の間の濠からは、1978年に巨大な木製のそり、「修羅」(重要文化財)が出土した。修羅は大小2基が出土し、その大きさは大修羅が8.8 m、小修羅が2.8 mである。これらは古墳の築造にあたって、石棺や石室材等を運ぶために用いられたと考えられている。



| 墳形<br>墳長 (m) | ● | ● | ● | ■ |
|--------------|---|---|---|---|
| 400~         |   |   |   |   |
| 300~         |   |   |   |   |
| 200~         |   |   |   |   |
| 100~         |   |   |   |   |
| 50~          |   |   |   | ● |
| ~50          |   |   |   |   |



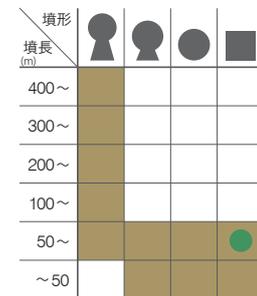
写真 2-76  
中山塚古墳と八島塚古墳の間の  
濠から出土した修羅



### 構成資産 30：八島塚古墳

八島塚古墳は、助太山古墳 [28]・中山塚古墳 [29] と並んで造られた方墳。これら3古墳は墳丘の南辺を揃え、濠を共有するという独特な築造法を採用している。濠は埋没保存されている。

墳丘長は 50 m、高さは 8 m。濠からは円筒埴輪が出土している。築造時期は中期中葉と考えられている。



### 構成資産 31：古室山古墳

古室山古墳は、南北に張り出した台地の西側縁辺部に造られた前方後円墳。前方部を北東に向けて造られる。

墳丘長は 150 m、後円部の高さは 15.3 m。墳丘は3段に築かれ、東側のくびれ部には造り出しが認められる。埋葬施設は、墳頂部に石材が散在していたことから竪穴式石槨である可能性が指摘される。

墳丘の周囲には濠が巡るが、西側では水を湛えていた痕跡がなく、濠の平面形が墳丘の形に添ってくびれていることが確認されている。濠は埋没保存されている。

墳丘のテラスには円筒埴輪列が残存しており、形象埴輪も出土している。築造時期は中期前葉と考えられている。

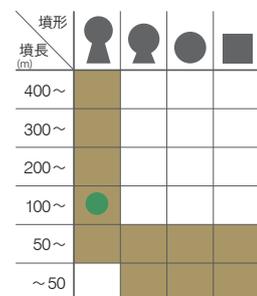
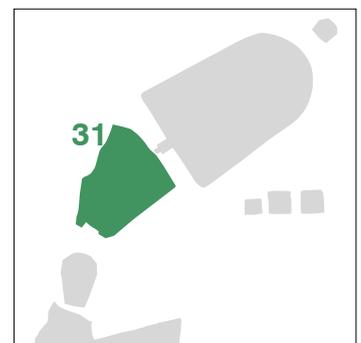




写真 2-77 古室山古墳（東から）



写真 2-78  
古室山古墳出土円筒埴輪



\* 20 cm 等高線

構成資産 0 20 50 100m

図 2-63 古室山古墳

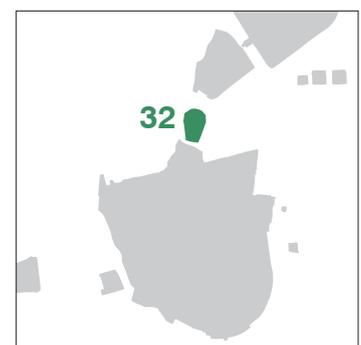


写真 2-79  
古室山古墳出土蓋形埴輪

### 構成資産 32：大鳥塚古墳

大鳥塚古墳は、南北に張り出した台地の西側縁辺部に造られた前方後円墳。前方部を南に向けて造られる。

墳丘長は 110 m、後円部の高さは 12.3 m。墳丘は百舌鳥・古市古墳群では変則的で、後円部が 3 段、前方部が 2 段に築かれ、後円部高が著し



く高いことが特徴である。くびれ部の両側には造り出しが設けられる。埋葬施設は後円部に粘土槨の存在が報告されており、刀、剣、鉾、鏃等、鉄製武器が副葬されていた。前方部からは銅鏡1面と鉄刀が出土しており、埋葬施設の存在が推測される。これらの他にも銅鏡1面の出土が伝えられる。

墳丘の周囲には、幅の狭い馬蹄形の濠が巡る。濠は当初から水を湛えていなかったものと推測され、埋没保存されている。

円筒埴輪、形象埴輪が出土している。近辺から出土した優美な冑形埴輪が特筆される。築造時期は中期中葉と考えられている。

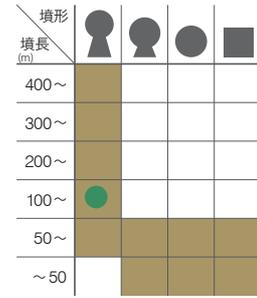


写真 2-80 大鳥塚古墳 (南東から)



図 2-64 大鳥塚古墳



写真 2-81  
大鳥塚古墳周辺出土冑形埴輪



写真 2-82  
大鳥塚古墳出土円筒埴輪

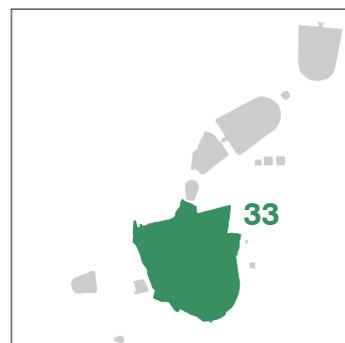
### 構成資産 33：応神天皇陵古墳、誉田丸山古墳及びニツ塚古墳

応神天皇陵古墳 [33-1] は、南北に張り出した台地の西側縁辺部に位置する。墳丘長は日本第2位の前円墳である。前方部を北に向けて造られる。

濠に近接して、誉田丸山古墳 [33-2] とニツ塚古墳 [33-3] を応神天皇陵古墳と一体的に造っている。同一敷地内にある古墳であるので、構成資産としては応神天皇陵古墳と合わせて1件として取り扱うこととする。そのほか、濠の周囲には、近接して東馬塚古墳 [34]、栗塚古墳 [35]、東山古墳 [36] が位置する。

墳丘長は 425 m、後円部の高さは 36 m。墳丘長では仁徳天皇陵古墳に第1位を譲るが、墳丘の体積では第1位とされる。墳丘は3段に築かれ、前方部の北西側が崩落している以外は築造当時の姿をよく保っている。この崩落は地震によるとの説が、近年では有力である。くびれ部の両側には造り出しが設けられる。

前方部の頂上には方形の土壇が築かれている。前方部頂上では、かつて竪穴式石槨が現れたという記録があり<sup>10</sup>、この土壇内に造られていた可能性がある。後円部の頂上には、明治時代まで南に隣接する誉田八幡宮の奥の院として六角堂が建立されていた。



| 墳形<br>墳長<br>(m) | 橢円形 | 円形 | 方形 | その他 |
|-----------------|-----|----|----|-----|
| 400~            | ●   |    |    |     |
| 300~            |     |    |    |     |
| 200~            |     |    |    |     |
| 100~            |     |    |    |     |
| 50~             |     |    |    |     |
| ~50             |     |    |    |     |

10. 和田軍一 1962「応神天皇陵古墳」『日本考古学辞典』東京堂出版



写真 2-83 応神天皇陵古墳（南西から）

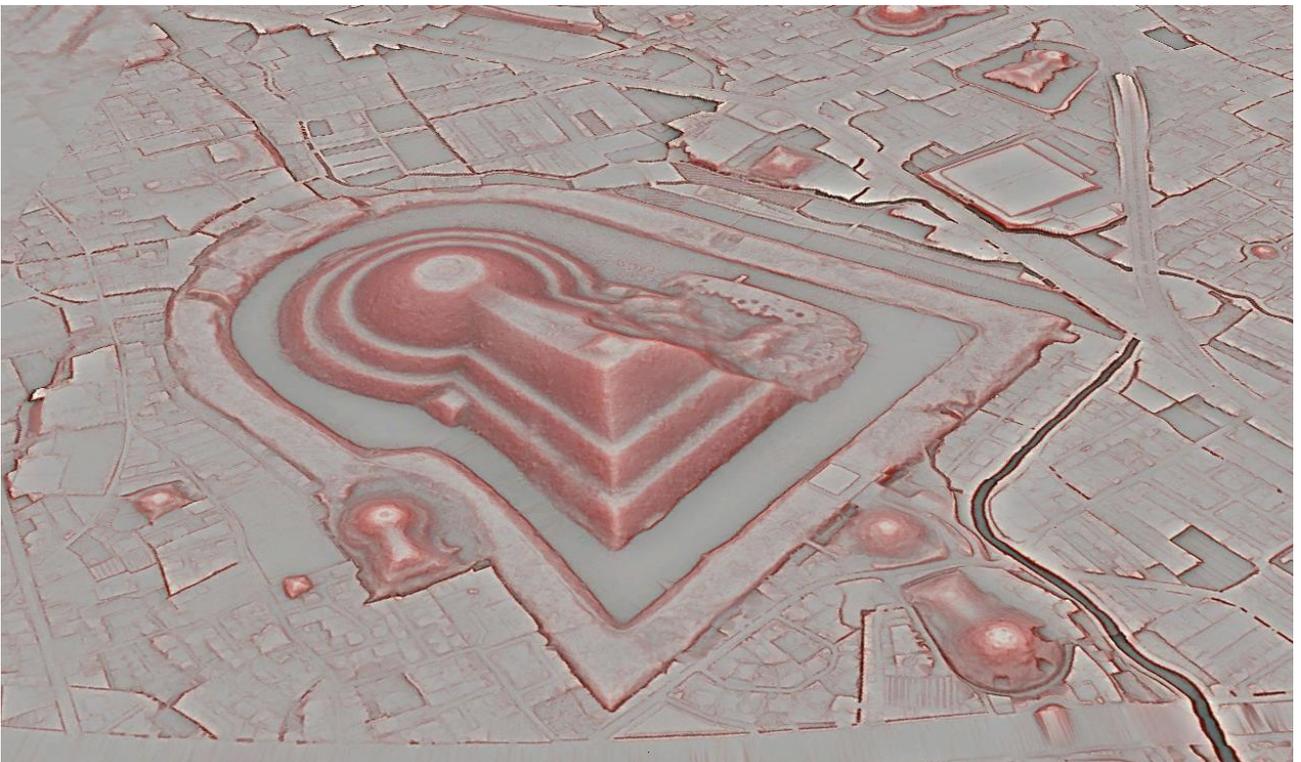


図 2-65 応神天皇陵古墳（航空測量に基づく現況地形図（赤色立体地図）、北東から）

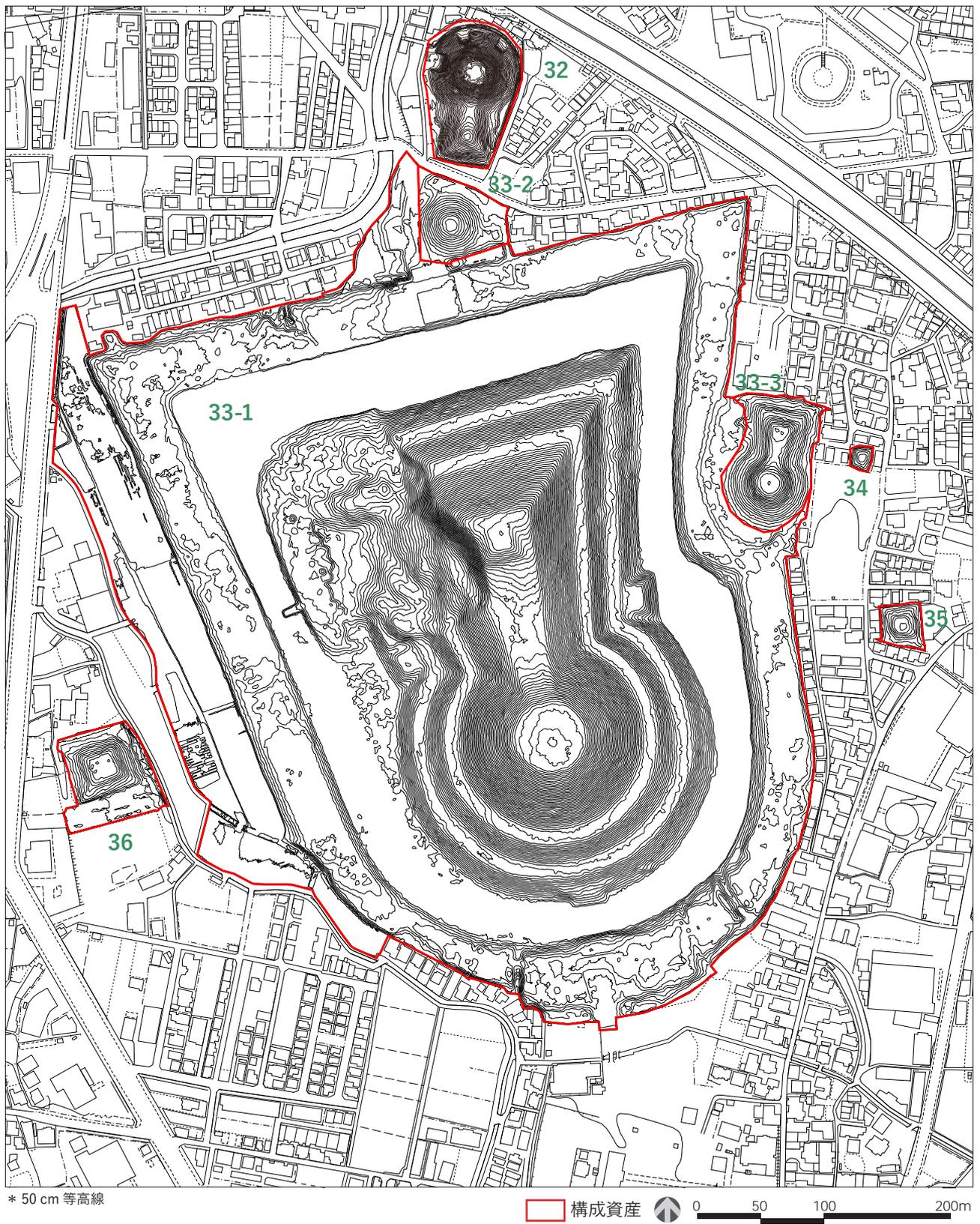


図 2-66 応神天皇陵古墳



図 2-67 築造当初の応神天皇陵古墳（復元CG）



写真 2-84  
応神天皇陵古墳出土水鳥形埴輪



写真 2-85  
応神天皇陵古墳出土笠形木製品



写真 2-86  
応神天皇陵古墳出土円筒埴輪



写真 2-87  
応神天皇陵古墳出土朝顔形埴輪

墳丘の周囲には二重の濠が巡り、外濠の周囲には外堤も伴う。内濠は東側で大きく屈曲するが、これは先行して造られていた二ツ塚古墳を避けたためと考えられている。この部分の外濠は二ツ塚古墳の濠と一体化している模様である。外濠は埋没保存されている。

墳丘や濠からは円筒埴輪、形象埴輪が出土している。とくに数多く出土した水鳥形埴輪が特筆される。円筒埴輪は2万本以上が樹立されたものと推定されている。そのほか、魚や鯨、蛸等を象った土製品が出土しており、古墳で行われた儀礼の一端を示している。築造時期は中期中葉と考えられている。

**誉田丸山古墳 [33-2]** は、応神天皇陵古墳の北側の、外濠に接して造られた円墳。墳丘の位置から、応神天皇陵古墳と関わりのある古墳と考えられる。

墳丘径は50 m、高さは7 m。墳丘は2段に築かれる。墳丘からは応神天皇陵古墳と同様の円筒埴輪のほか、形象埴輪が出土している。築造時期は中期中葉と考えられている。

誉田丸山古墳から1848年に出土したと伝えられる金銅製の馬具等が、古墳の南側に接して位置する誉田八幡宮に所蔵されている。鞍金具をはじめとする豪華な馬具（国宝）は中国東北部、あるいは朝鮮半島から伝来したものと推測されており、我が国最古級のものである。

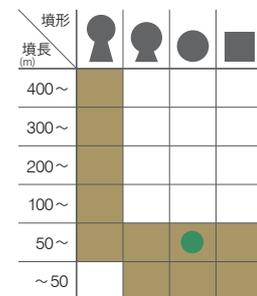
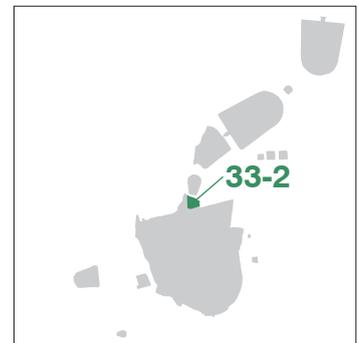
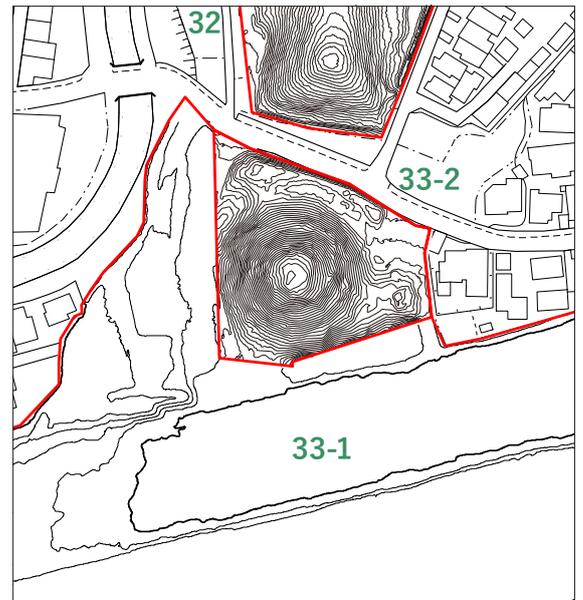




写真 2-88 誉田丸山古墳 (北東から)



\* 20 cm 等高線

構成資産

図 2-68 誉田丸山古墳

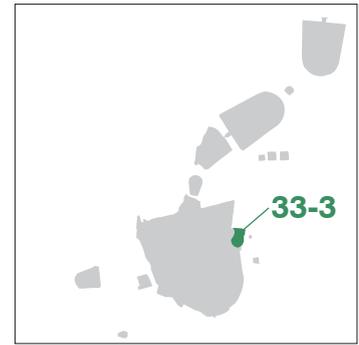


写真 2-89 誉田丸山古墳出土馬具

**ニツ塚古墳 [33-3]** は、応神天皇陵古墳の前方部東側の内堤に接して造られた前方後円墳。

墳丘長は110 m、後円部の高さは9.9 m。墳丘は2段に築かれていたようである。濠は応神天皇陵古墳の外濠と一体化する模様であり、応神天皇陵古墳に取り込まれた状況を呈する。その状況から応神天皇陵古墳と関わりの深い古墳と考えられる。

円筒埴輪が出土している。築造時期は中期中葉と考えられている。



| 墳形 | 墳長 (m) | 墳形 | 墳長 (m) |
|----|--------|----|--------|
| ●  | 400~   | ●  | 400~   |
| ●  | 300~   | ●  | 300~   |
| ●  | 200~   | ●  | 200~   |
| ●  | 100~   | ●  | 100~   |
| ●  | 50~    | ●  | 50~    |
| ●  | ~50    | ●  | ~50    |



写真 2-90 ニツ塚古墳 (下が北)

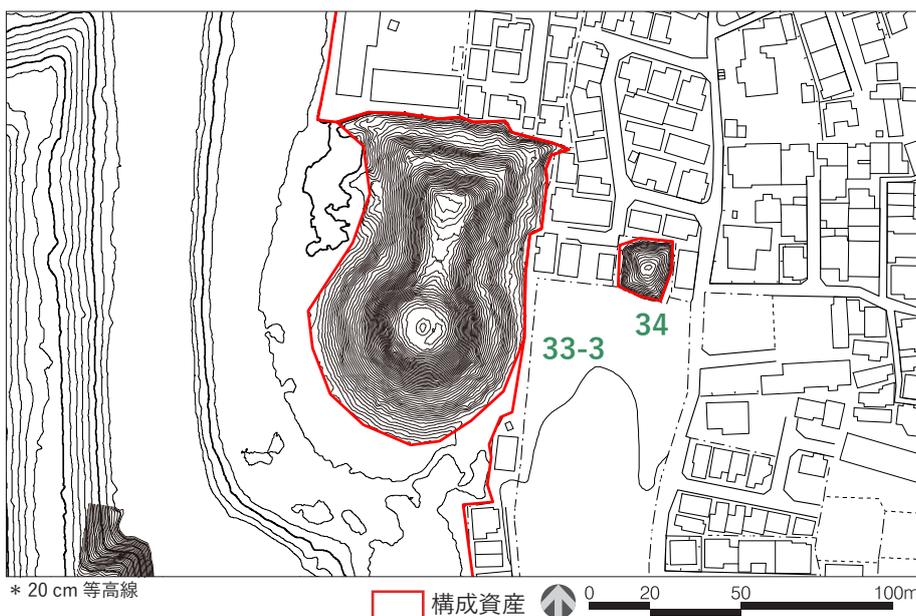


図 2-69 ニツ塚古墳

### 構成資産 34：東馬塚古墳

東馬塚古墳は、二ツ塚古墳 [33-3] の東側の濠に墳丘が近接し、かつ応神天皇陵古墳の外堤上に造られた方墳。墳丘の位置から、応神天皇陵古墳と関わりの深い古墳と考えられる。

墳丘長は 30 m、高さは 3.5 m。墳丘自体には濠が伴わないものとみられる。墳丘裾からは円筒埴輪が出土した。築造時期は中期中葉と考えられている。



写真 2-91 東馬塚古墳 (南から)

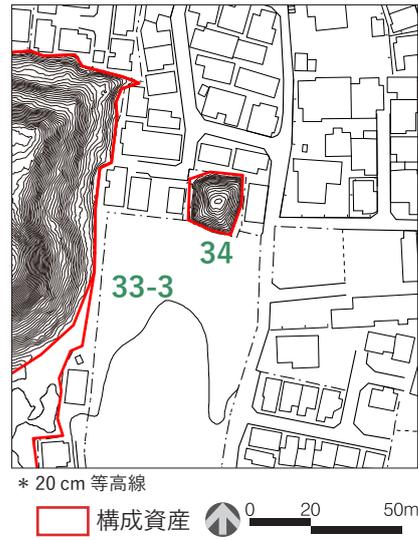
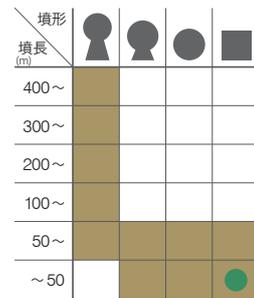
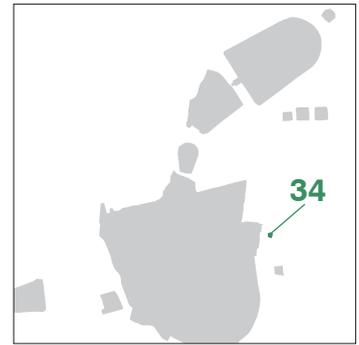


図 2-70 東馬塚古墳



### 構成資産 35：栗塚古墳

栗塚古墳は、応神天皇陵古墳 [33-1] の東側で、応神天皇陵古墳の外堤に隣接して造られた方墳。外堤に墳丘の南北主軸線を並行させて造られている。墳丘の位置と主軸線の方角から、応神天皇陵古墳と関わりのある古墳と考えられる。

墳丘長は 43 m、高さは 5 m。墳丘は 2 段に築かれている。墳丘の周囲には濠が巡るが、埋没保存されている。

墳丘と濠からは大型の円筒埴輪のほか、多様な形象埴輪が出土している。大型の家形埴輪の存在が特筆される。築造時期は中期中葉と考えられている。

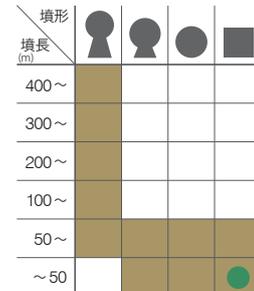
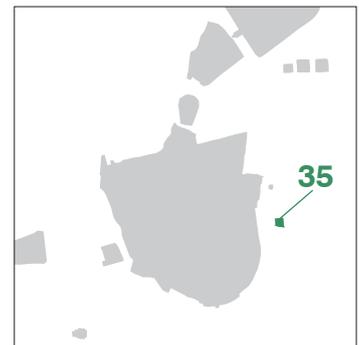




写真 2-92 栗塚古墳 (北西から)

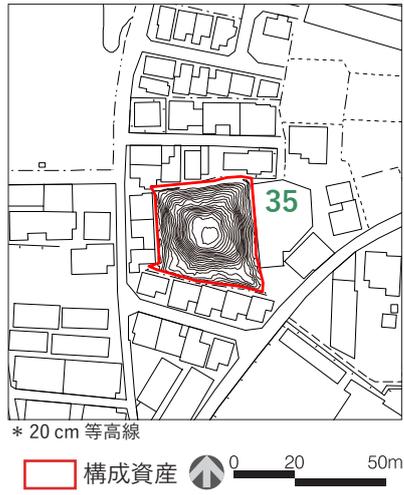


図 2-71 栗塚古墳



写真 2-93  
栗塚古墳円筒埴輪列検出状況



写真 2-94  
栗塚古墳出土円筒埴輪



写真 2-95  
栗塚古墳出土家形埴輪



写真 2-96  
栗塚古墳出土犬形埴輪

### 構成資産 36：東山古墳

東山古墳は、応神天皇陵古墳 [33-1] の西側で、応神天皇陵古墳の外堤に隣接して造られた方墳。外堤に墳丘の主軸線を並行させて造られている。

かつては、北側に隣接してアリ山古墳（方墳、45 m）が存在した。東山古墳とアリ山古墳は墳丘の主軸線を一致させて造られており、相互に密接な関連をもって造られた。アリ山古墳では墳頂部で3基の施設が検出され、そのうちの1基の埋納施設からは2700点以上の鉄製品が出土した。東山古墳も同様の埋葬施設、副葬品を納めている可能性がある。

墳丘長は南北 54 m、東西 57 m、高さは 7 m。墳丘は2段に築かれている。墳丘の周囲には濠が巡るが、北側の濠は、かつて存在したアリ山古墳と共有していた。濠は埋没保存される。

発掘調査の結果、第1段テラスで隙間なく並べられた円筒埴輪が出土した。築造時期は中期中葉と考えられている。

東山古墳、アリ山古墳ともに、墳丘の位置と主軸線の方角から、応神天皇陵古墳と関わりのある古墳と考えられる。

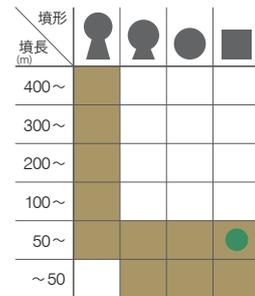
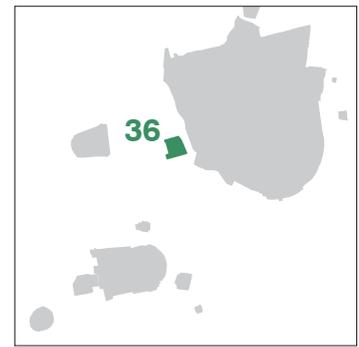


写真 2-97 東山古墳（西から）



写真 2-98 東山古墳円筒埴輪列検出状況

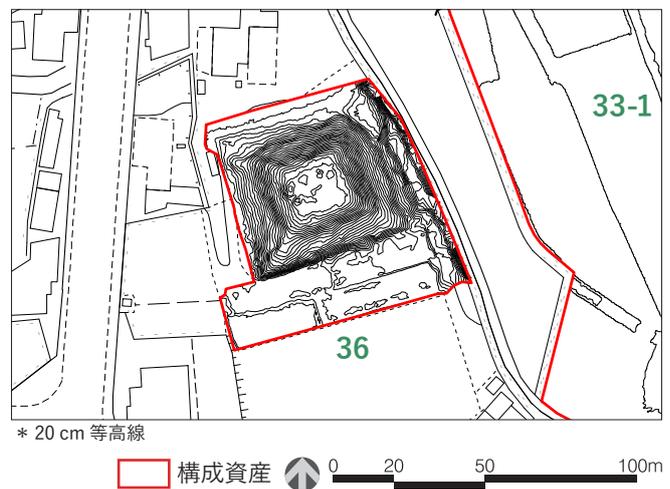


図 2-72 東山古墳

**構成資産 37：はざみ山古墳**

はざみ山古墳は、古市エリアのほぼ中央部に造られた前方後円墳。前方部を東に向けて造られる。

墳丘長は103 m、後円部の高さは9.5 m。墳丘は3段に築かれ、くびれ部の両側には造り出しが設けられる。後円部の頂上には盗掘坑があり、ここから石棺が発見されたと伝えられる。周囲には一部が埋没するものの、濠が巡っている。その外側には幅の広い堤が取り巻いている。

出土した円筒埴輪には大型の円筒埴輪が含まれるほか、形象埴輪が出土している。築造時期は中期中葉と考えられている。

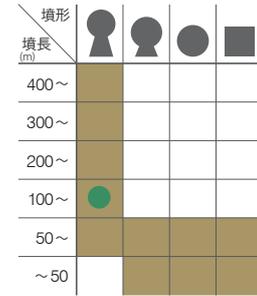
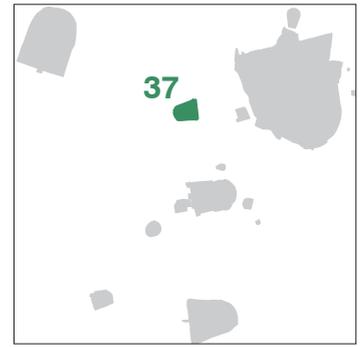


写真 2-99 はざみ山古墳 (南から)

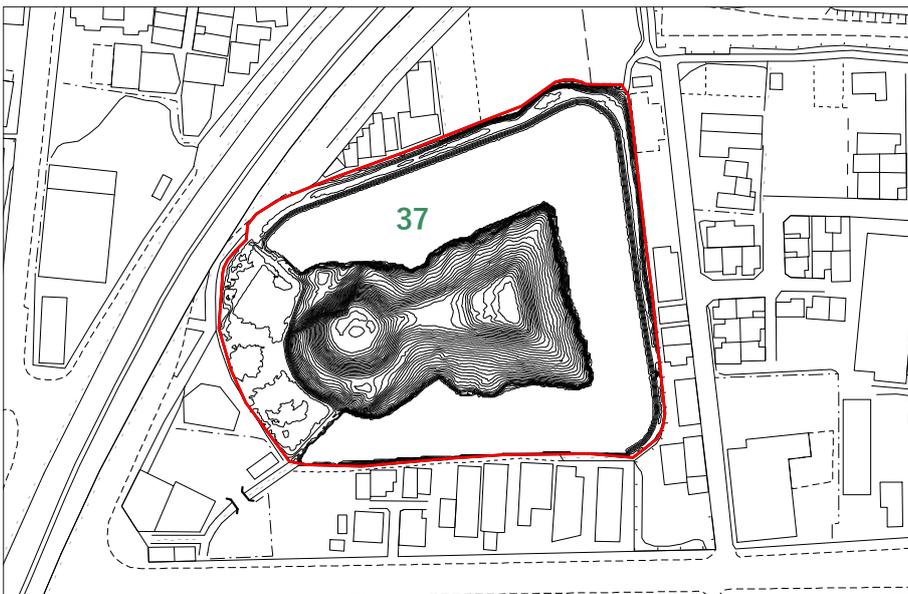


図 2-73 はざみ山古墳



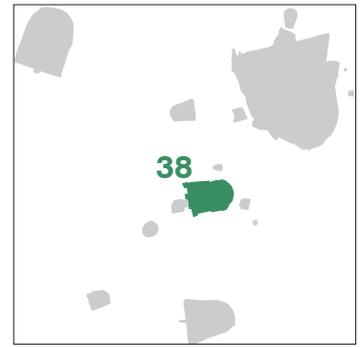
写真 2-100 はざみ山古墳出土円筒埴輪

### 構成資産 38：墓山古墳

墓山古墳は、古市エリアのほぼ中央の台地上に造られた前方後円墳。東方と南方の低地から仰ぎ見た時に墳丘を大きく感じさせるように、台地の東端に後円部を置き、台地南辺斜面に並行して前方部を西に向けて造られる。濠の周囲には、近接して向墓山古墳 [40]、浄元寺山古墳 [42]、野中古墳 [39] が位置する。

墳丘長は 225 m、後円部の高さは 20.7 m。古市エリアでは第 5 位の大きさである。墳丘は 3 段に築かれ、くびれ部の両側には造り出しが設けられる。後円部の埋葬施設は南北に並んで 2 基あるとの記録があり、北側の埋葬施設には大型の長持形石棺が採用されているといわれる。

墳丘の周囲には濠が巡り、その外側には幅 32 m 前後の広い堤が全周する。さらに、堤を周囲から区画する溝も東側と北側の一部で検出されている。墳丘からは円筒埴輪のほか、形象埴輪が出土する。なかでも盾を保持した人物を模した埴輪は、人物を象った埴輪として最も古いもののひとつである。築造時期は中期中葉と考えられている。



| 墳形<br>墳長<br>(m) | 円形 | 楕円形 | 方形 | 長持形 |
|-----------------|----|-----|----|-----|
| 400~            |    |     |    |     |
| 300~            |    |     |    |     |
| 200~            | ●  |     |    |     |
| 100~            |    |     |    |     |
| 50~             |    |     |    |     |
| ~50             |    |     |    |     |

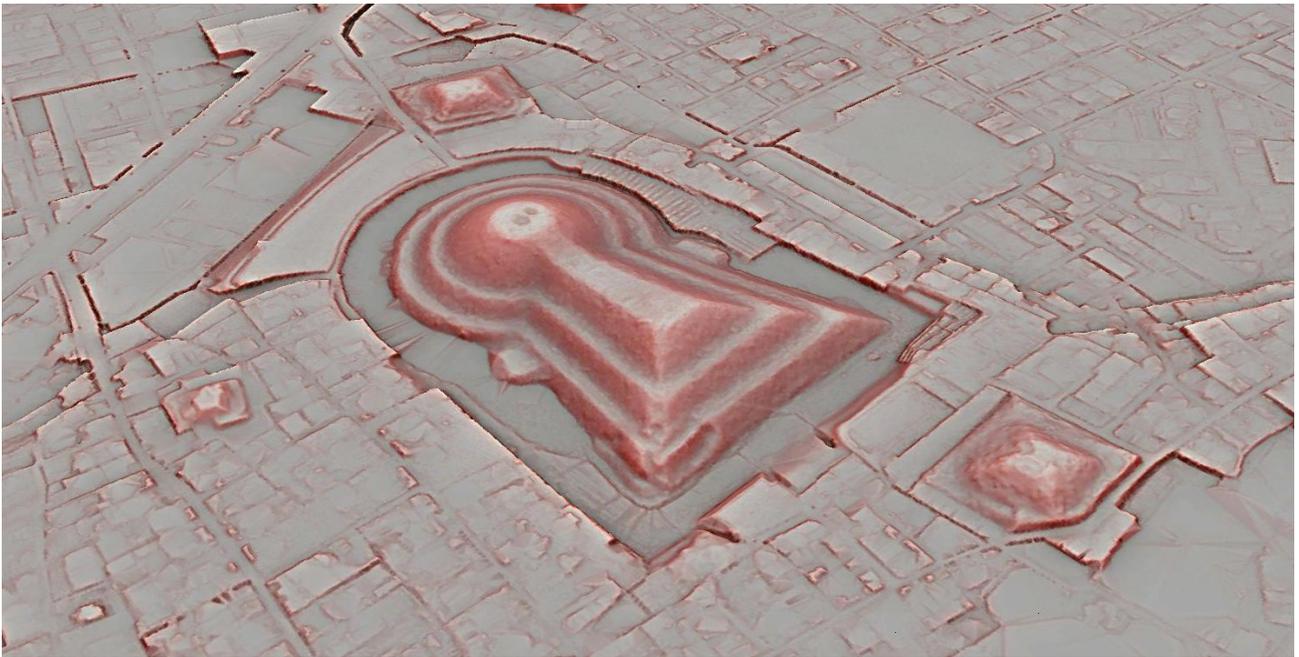


図 2-74 墓山古墳 (航空測量に基づく現況地形図 (赤色立体地図)、北西から)



写真 2-101 墓山古墳 (南東から)

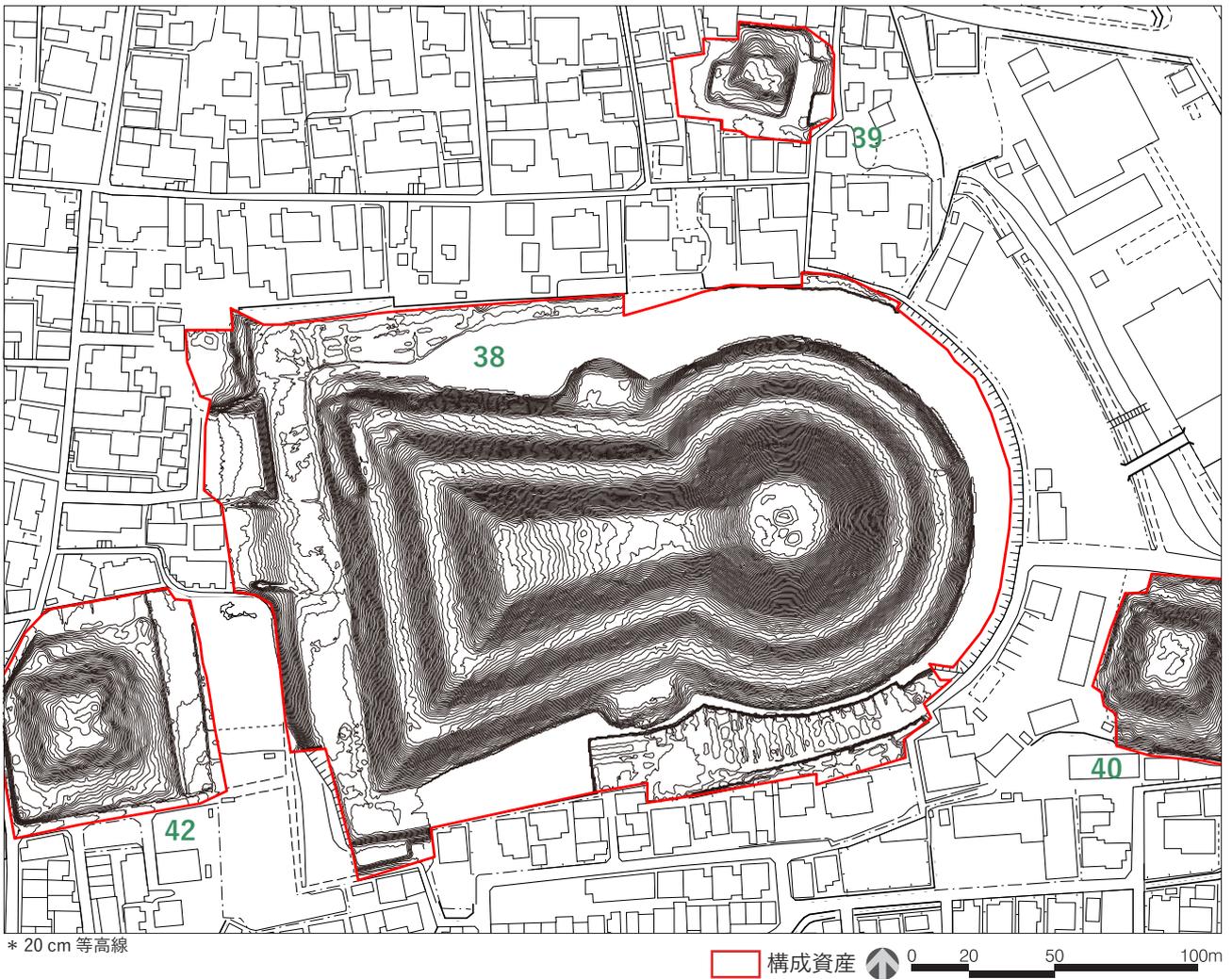


図 2-75 墓山古墳



写真 2-102  
墓山古墳出土盾持ち人形埴輪



写真 2-103  
墓山古墳出土靱形埴輪

**構成資産 39：野中古墳**

野中古墳は、墓山古墳 [38] の後円部北側に位置する方墳。墳丘の位置から、墓山古墳と関わりのある古墳と考えられる。

墳丘長は 37 m、高さは 5 m。墳丘は 2 段に築かれる。墳丘の周囲には濠が巡るが、埋没保存されている。

墳頂部における発掘調査では、少なくとも 5 列の木箱が墳丘頂上に納められていたことが判明し、そこからは 11 領の鉄製甲、8 鉢の鉄製冑、3 鉢の革製冑のほか、刀・剣・鏃等の大量の鉄製武器や鉄製品の原料となる鉄錠、石臼、石杵、朝鮮半島製の陶質土器等が出土した。木箱のうち、1 基には人体埋葬が行われたと推測されるが、ほかの 4 基は副葬品の埋納用施設と想定されている。また、墳頂部においても陶質土器や鎌・斧・刀子を象った石製模造品が出土した。

濠における調査では、4 万点を超す白玉や勾玉等の装身具、剣等を象った石製模造品が出土した。大量に出土した石製品の存在は、古墳において行われた多様な祭祀の存在を伝えている。

墳丘や濠からは、円筒埴輪のほか形象埴輪が出土している。築造時期は中期中葉と考えられている。

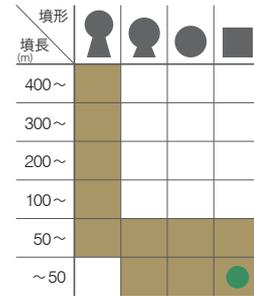
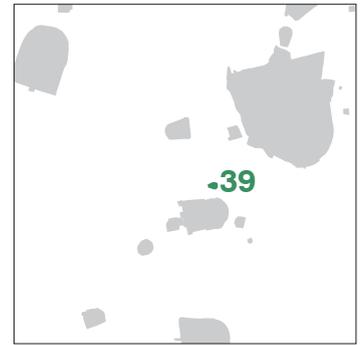


写真 2-104 野中古墳 (北西から)

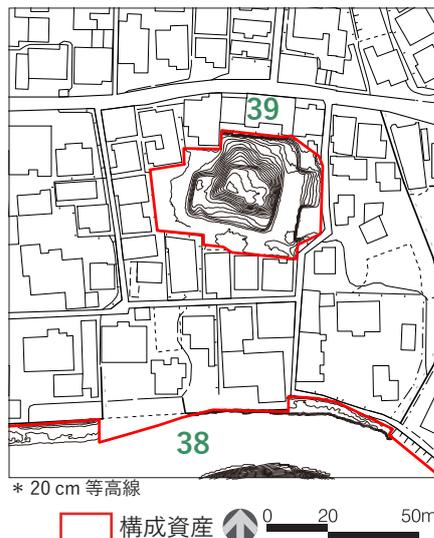


図 2-76 野中古墳

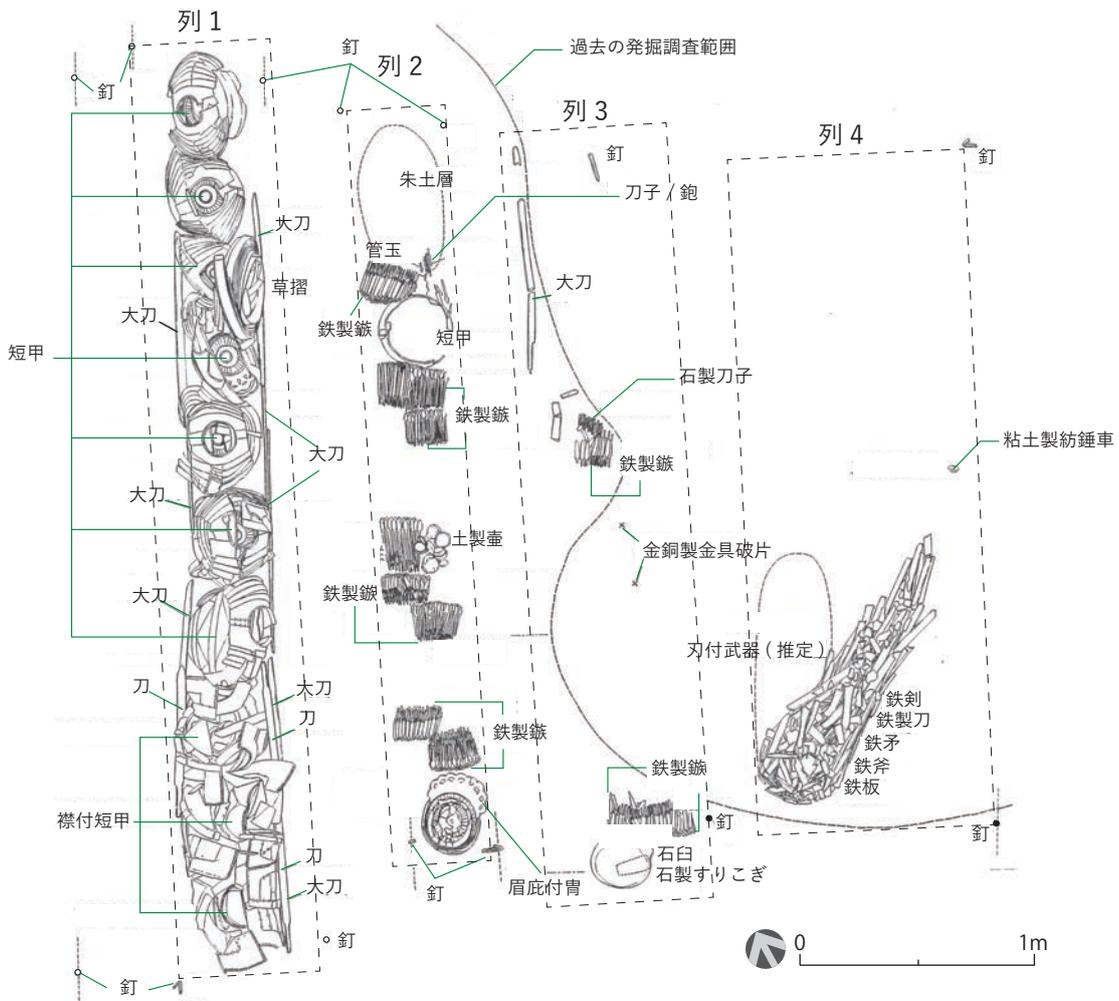


図 2-77 野中古墳埋葬施設図



写真 2-105  
野中古墳甲冑出土状況



左 写真 2-106  
野中古墳出土陶質土器

右 写真 2-107  
野中古墳出土玉類

### 構成資産 40：向墓山古墳

向墓山古墳は、墓山古墳 [38] の後円部東側に造られた方墳。墓山古墳の外堤に墳丘の西側5分の1と濠をくい込ませるように配置され、墓山古墳の外堤と墳丘裾をつなぐ渡り土手が設けられる。さらに、墓山古墳の後円部中心から東南東に放射状に延ばした直線に墳丘主軸線を沿わせて造られたものと推測される。墳丘の位置と主軸線方向から、墓山古墳と関わりの深い古墳と考えられる。

墳丘長は68 m、高さは10.7 mを測る。墳丘は2段に築かれる。墳丘の西側と北側の一部には濠が巡るが、埋没保存されている。円筒埴輪、形象埴輪が出土する。築造時期は中期中葉と考えられている。

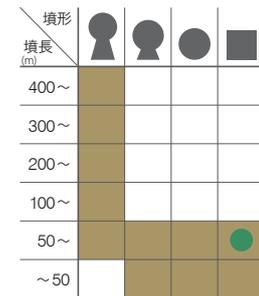
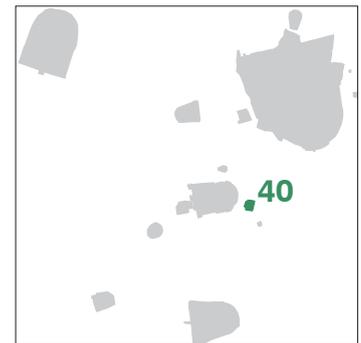


写真 2-108 向墓山古墳 (南から)

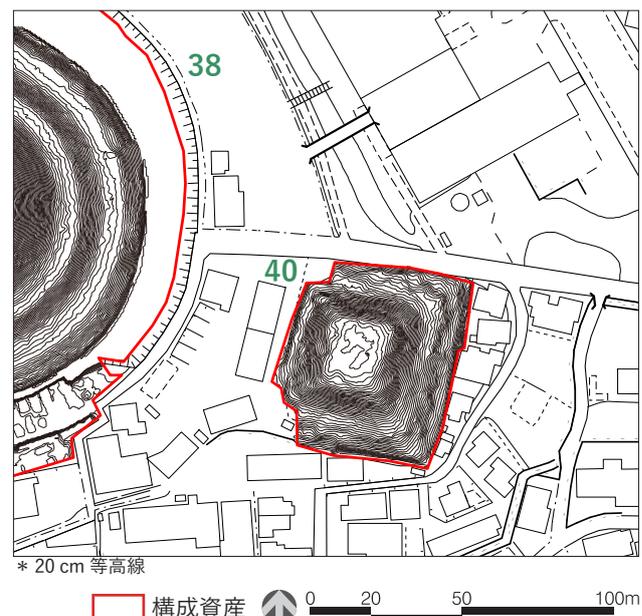


図 2-78 向墓山古墳

**構成資産 41：西馬塚古墳**

西馬塚古墳は、墓山古墳 [38] 後円部の南東 180 m に造られた方墳。墓山古墳の周辺に造られることから、墓山古墳と関わりのある古墳とする説がある。

墳丘の長さは 45 m、高さは 9.4 m。墳丘の周囲には濠が巡るが、埋没保存されている。円筒埴輪、形象埴輪のほか、須恵器が出土する。築造時期は中期後葉と考えられている。

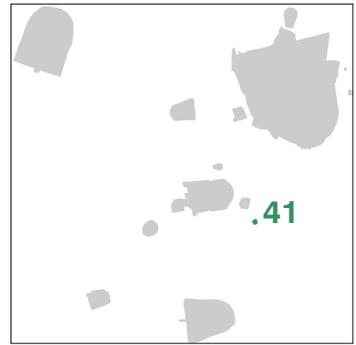


写真 2-109 西馬塚古墳（北西から）

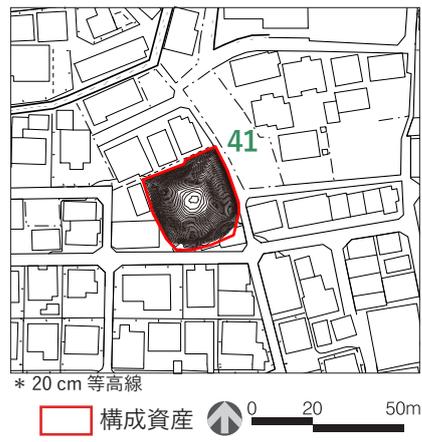


図 2-79 西馬塚古墳

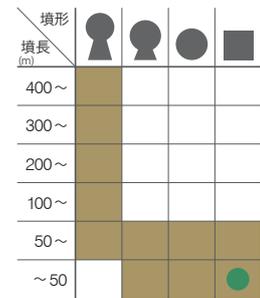
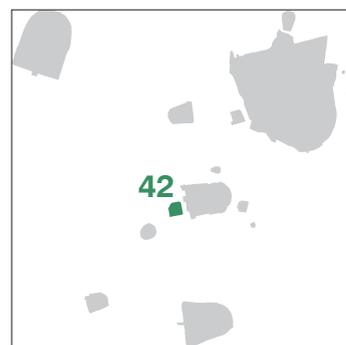


写真 2-110 西馬塚古墳出土朝顔形埴輪

### 構成資産 42：浄元寺山古墳

浄元寺山古墳は、墓山古墳 [38] の前方部西側において墓山古墳の外堤に接して造られた方墳。墳丘の南北方向の主軸線は墓山古墳の外堤にほぼ並行して造られている。墳丘の位置と主軸線の方向から、墓山古墳と関わりのある古墳と考えられる。

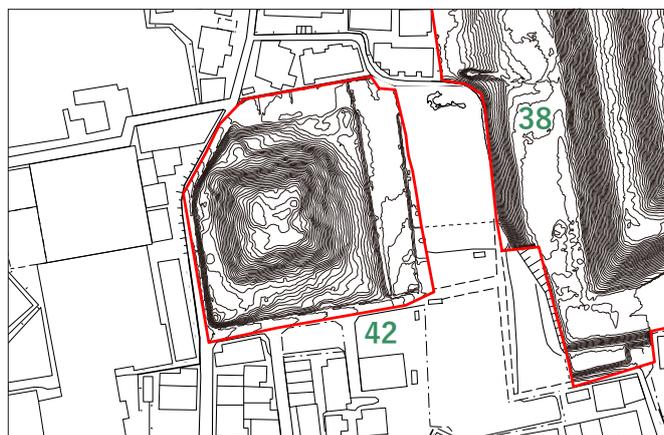
墳丘長は 67 m、高さは 9.7 m。墳丘は 2 段に築かれる。墳丘の周囲には濠が巡るが、埋没保存されている。築造時期は中期中葉と考えられている。



| 墳形 | 墳長 (m) | 400~ | 300~ | 200~ | 100~ | 50~ | ~50 |
|----|--------|------|------|------|------|-----|-----|
| 方墳 | 400~   | ■    |      |      |      |     |     |
| 方墳 | 300~   | ■    |      |      |      |     |     |
| 方墳 | 200~   | ■    |      |      |      |     |     |
| 方墳 | 100~   | ■    |      |      |      |     |     |
| 方墳 | 50~    | ■    |      |      |      | ●   |     |
| 方墳 | ~50    | ■    |      |      |      |     |     |



写真 2-111 浄元寺山古墳 (南東から)



\* 20 cm 等高線



図 2-80 浄元寺山古墳

### 構成資産 43：青山古墳

青山古墳は、墓山古墳 [38] の外堤南西隅から西へ約 150 m の位置に造られた円墳。

墳丘の径は 62 m だが南西側に造り出しが設けられ、全長は 72 m となる。古市エリアでは最大の円墳である。高さは 10 m で、円丘部は 2 段に築かれる。墳丘の周囲には円形の濠が巡る。円筒埴輪のほか、多数の形象埴輪が出土した。築造時期は中期中葉と考えられている。

| 墳形 | 墳長 (m) | 400~ | 300~ | 200~ | 100~ | 50~ | ~50 |
|----|--------|------|------|------|------|-----|-----|
| 方墳 | 400~   | ■    |      |      |      |     |     |
| 方墳 | 300~   | ■    |      |      |      |     |     |
| 方墳 | 200~   | ■    |      |      |      |     |     |
| 方墳 | 100~   | ■    |      |      |      |     |     |
| 方墳 | 50~    | ■    |      |      |      | ●   |     |
| 方墳 | ~50    | ■    |      |      |      |     |     |

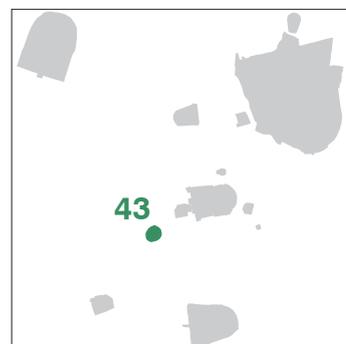




写真 2-112 青山古墳 (北西から)

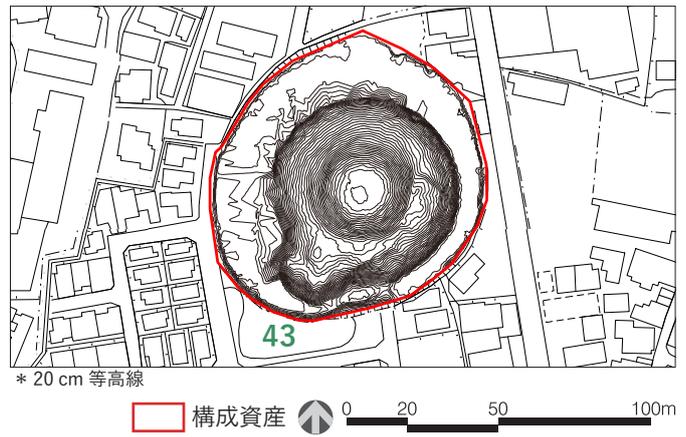


図 2-81 青山古墳

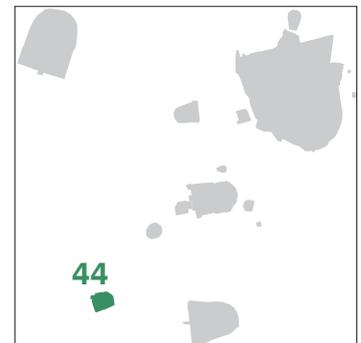
### 構成資産 44：峯ヶ塚古墳

峯ヶ塚古墳は、羽曳野丘陵から東に延びる尾根筋からやや下った扇状地上に造られた前方後円墳。前方部を西に向けて造られる。

墳丘長は 96 m、前方部の高さは 10 m。墳丘は 2 段に築かれ、くびれ部の北側には造り出しが設けられる。現在は一重の濠が巡るが、築造時は二重の周濠であった。外濠は埋没保存されている。

埋葬施設には、4.3 × 2.2 m、高さ 1.9 m の竪穴式石槨に、九州産の舟形石棺が用いられる。石槨からは、銅鏡、大刀、甲、鉄鏃、大量の玉類、馬具、盛矢具のほか、朝鮮半島からの渡来系要素の強い金・銀製装身具等の副葬品が出土した。とくに大刀には長さが 1.2 m にも達するものや、特別な金銀製の装飾品を付けたものを含んでいる。実用を離れた儀仗用と考えられる大刀は、被葬者の権威を表すものである。

墳丘や濠からは円筒埴輪、形象埴輪のほか須恵器が出土しており、築造時期は中期後葉と考えられている。



| 墳形<br>墳長<br>(m) | ● | ● | ● | ■ |
|-----------------|---|---|---|---|
| 400~            |   |   |   |   |
| 300~            |   |   |   |   |
| 200~            |   |   |   |   |
| 100~            |   |   |   |   |
| 50~             | ● |   |   |   |
| ~50             |   |   |   |   |



写真 2-113 峯ヶ塚古墳 (南東から)

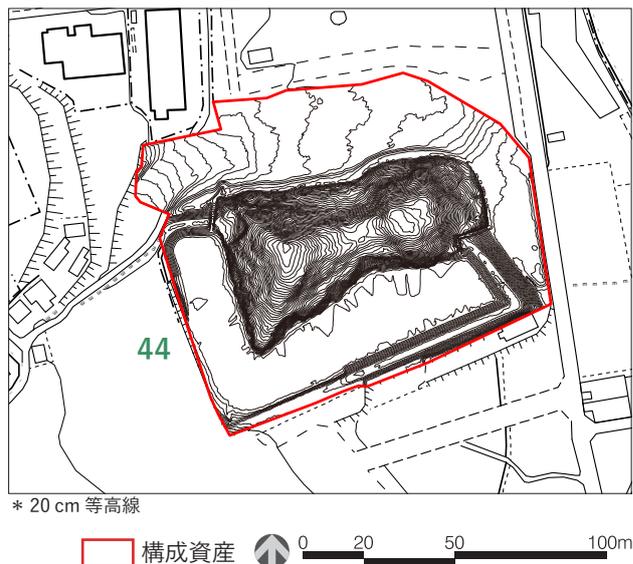


図 2-82 峯ヶ塚古墳



写真 2-114 峯ヶ塚古墳副葬品出土状況



写真 2-115 峯ヶ塚古墳副葬品出土状況 (写真 2-114 の拡大)



写真 2-116 峯ヶ塚古墳出土大刀 (レプリカ)



写真 2-117 峯ヶ塚古墳出土大刀飾



写真 2-118 峯ヶ塚古墳出土玉類

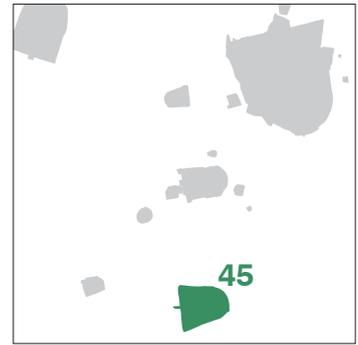
### 構成資産 45：白鳥陵古墳

白鳥陵古墳は、羽曳野丘陵から東に延びる台地の先端部に造られた前方後円墳。前方部を西に向けて造られる。

墳丘長は 200 m、前方部の高さは 23.3 m。古市エリアでは第 7 位である。墳丘は 3 段に築かれる。前方部の幅が大きく広がり、後円部より前方部が高くなる墳丘は、百舌鳥エリアのニサンザイ古墳のほぼ 3 分の 2 の相似形に造られたものと推測されている。北側のくびれ部のみに造り出しが設けられる。

墳丘の周囲には濠が巡る。その外側には幅約 20 m の堤が取り囲む。堤のさらに外側には堤を周囲から画する溝が存在する。堤を画する溝は埋没保存されている。

発掘調査の結果、第 1 段テラスで隙間なく並べられた円筒埴輪が出土した。造り出しでは上面に須恵器が据えられていた模様で、造り出しで行われた儀礼の一端を示している。築造時期は中期後葉と考えられている。



| 墳形 | 墳長 (m) | 墳形 | 墳長 (m) | 墳形 | 墳長 (m) |
|----|--------|----|--------|----|--------|
| ●  | 400~   | ●  | 300~   | ■  | 200~   |
| ●  | 300~   | ●  | 200~   | ■  | 100~   |
| ●  | 200~   | ●  | 100~   | ■  | 50~    |
| ●  | 100~   | ●  | 50~    | ■  | ~50    |
| ●  | 50~    | ●  | ~50    | ■  | ~50    |
| ●  | ~50    | ●  | ~50    | ■  | ~50    |



写真 2-119 白鳥陵古墳（東から）

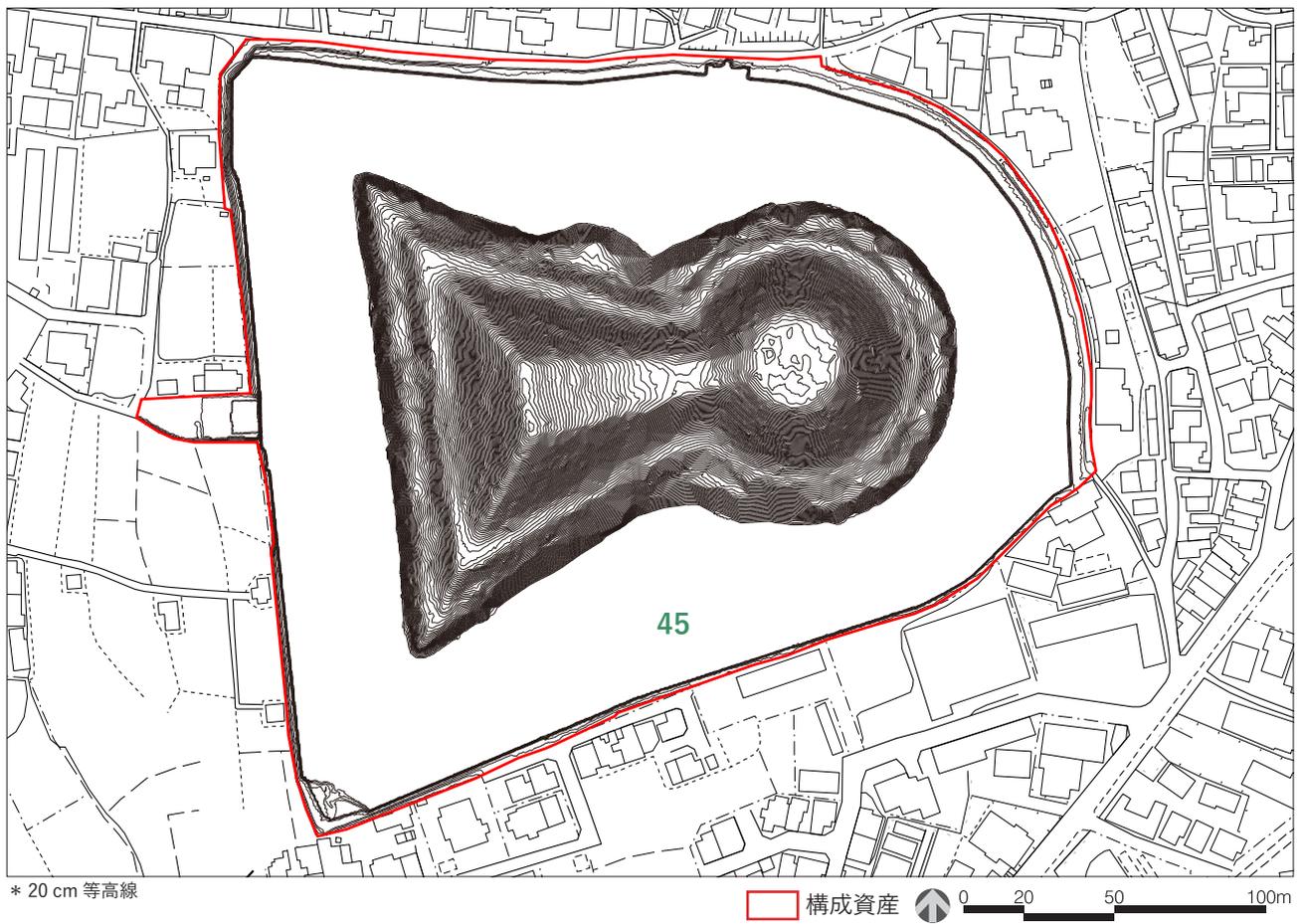


図 2-83 白鳥陵古墳



図 2-84 白鳥陵古墳 (航空測量に基づく墳丘の現況図 (赤色立体地図)、北西から)



写真 2-120 白鳥陵古墳円筒埴輪出土状況



写真 2-121 白鳥陵古墳出土円筒埴輪



## 2.b 歴史と発展

### (i) 古墳時代の歴史

#### (i) -1 概観

##### 古墳および古墳時代の定義

日本列島では、3世紀中頃に最初の前方後円墳が出現し、それを契機に多様な墳形と規模をもつ墳墓が各地で多数築造された。前方後円墳を頂点とした各種墳形の序列を基盤とする共通の墓制体系の下に造られた、これらの墳墓を古墳と呼ぶ。この時代の研究において、古墳は墳墓としての埋葬や葬送等の墓制に関するばかりでなく、当時の権力者の権威表象を理解するための手がかりとして、極めて重要な位置を占めている

古墳の定義

3世紀中頃の前方後円墳の出現以降、6世紀後半にかけて各地で古墳の築造が続けられた。この約350年にわたる期間を古墳時代と呼ぶ。古墳時代とは、19世紀末に考古学的研究に基づいて提唱された日本列島における時代区分であり、今日まで日本史において広く用いられている。

古墳時代の定義

##### 古墳時代の始まりと東アジア情勢

日本列島は中国大陸の東に位置しており、その歴史は、歴代の中国王朝および朝鮮半島諸国との交流によって展開してきた。

東アジアにおける政治・文化の中心として君臨した後漢が2世紀頃から衰退し始め、3世紀には魏、蜀、呉が分立する三国時代(220-280)を迎える。中国の東に位置する朝鮮半島および日本列島では、このような変動を背景に、各地でそれまでの部族的社会から脱却して王権形成に向かう動きが活発化する。その後7世紀頃まで、朝鮮半島の高句麗、百濟、新羅、伽耶および「倭」と呼ばれた日本列島の勢力が、中国王朝との交渉を進めつつ抗争や連合を繰り返す時代が続いた。

中国の変動と東アジアの王権形成

倭と中国王朝との政治的な交流は、紀元前2世紀から紀元後1世紀にかけてなされた後途絶えていたが、大陸の動乱の中で覇権を握った魏が中国東北部へ勢力を拡大してまもない239年に再開された。このとき倭国の代表者として魏に使いを送った邪馬台国の女王卑弥呼は、中国王朝の権威を後ろ盾に倭国の代表者としての地位を確かなものとしたと考

魏と邪馬台国

えられ、魏が卑弥呼を倭王として認め、国中の人々に示すようにと銅鏡100枚をはじめとする貴重な品々を与えたこと、また卑弥呼の死後、その埋葬のために大きな墳墓が造られたことなどが中国史書<sup>11</sup>に記されている。

11.『三国志』「魏書」第30巻烏丸鮮卑東夷倭人条

古墳時代のはじまりは、このような記事が残された3世紀中頃を前後する時期と考えられており、魏との外交が日本列島の歴史・文化に大きな影響を及ぼしたことは疑いない。その後、中国大陸では、魏の後を継いだ西晋(265-316)が全土を治めた後、再び小国が分立する時代を迎えており、その周辺地域も各々複雑・活発な交流を行っていく。

古墳時代は、以上のような東アジア情勢を背景として展開したものである。

## 日本列島史<sup>12</sup>と古墳時代

日本列島では、旧石器時代(4万年前頃)に人類が定着し、1万5千年前頃から土器を伴う縄文時代が始まる。縄文時代には、狩猟採集を生業とする平等な社会が営まれたと考えられている。墓は集団墓地を形成し、一部に豪華な副葬品をもつ事例はあるものの、顕著な格差はなく墓穴上部に墳丘は発達しなかった。

12. 付属資料4a「保存に関する年表」参照。

### 狩猟採集社会

その後、弥生時代(紀元前4世紀頃～紀元後3世紀ごろ<sup>13</sup>)に朝鮮半島から稲作農耕が伝わると、社会の中の有力者層の存在が目立つようになってくる。その最もわかりやすい証拠が、地上に盛土を施した墓、つまり墳墓である。方形あるいは円形の、溝で囲われた低い盛土から始まったそれは、やがて民衆の墓から離れ、特別な埋葬施設や副葬品、大きな盛土を伴うようになる。紀元1世紀以降、円丘や方丘、あるいはそれらに陸橋から発達したと考えられる突出部を備えたもの、さらには方丘の四隅に突出部を備えたものなど、列島各地でバラエティに富んだ地域固有の墳丘形態が生み出された(図2-85)。

### 農耕社会と墳丘墓

13. 開始年代はさらに大きく遡るという説も提起されている。

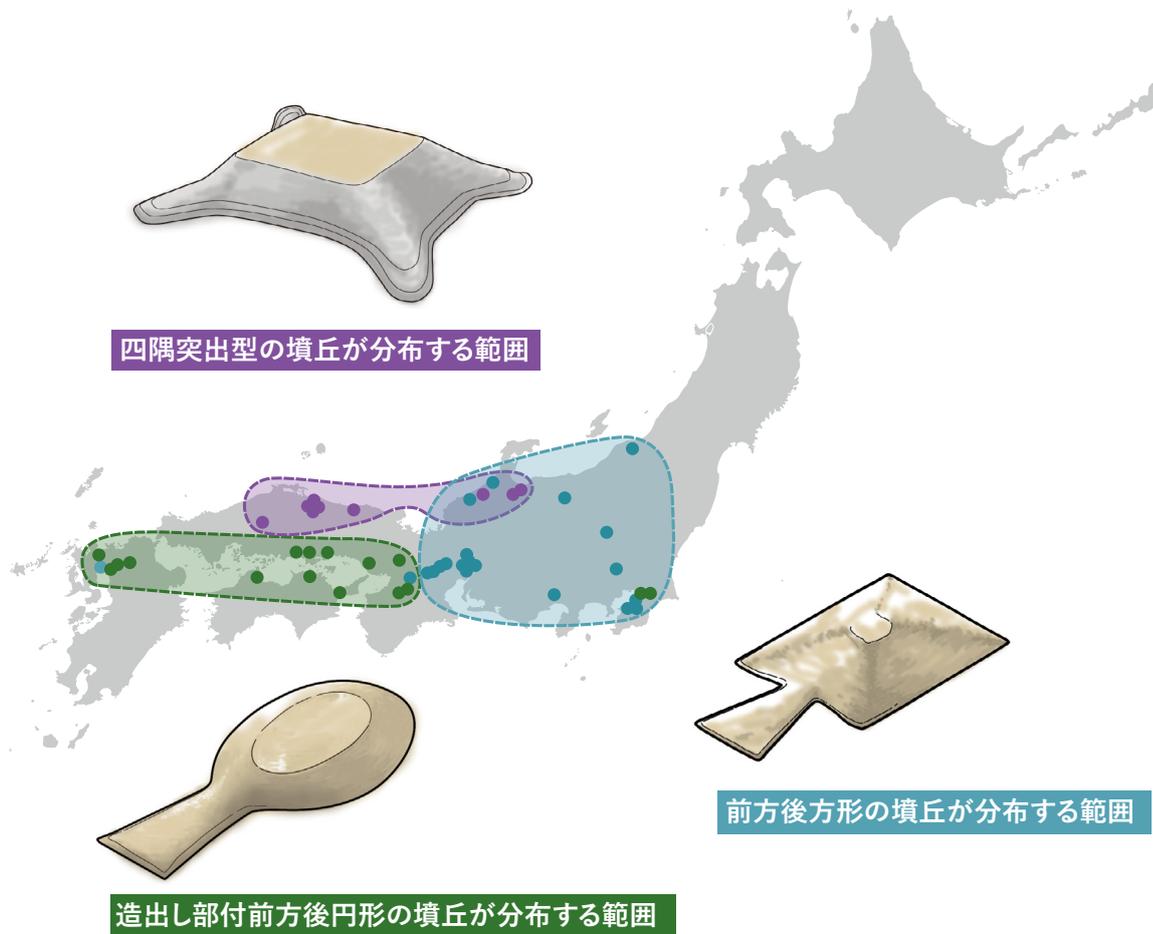


図 2-85 弥生時代終末期における墳丘墓の3型式とその主要分布範囲

これらのうち、円丘に突出部を備えた墳丘墓が、突出部を発達させながらさらに大型化し、3世紀前半には90 m台の大きさへと成長する（突出部は図 2-86 の d 程度に発達）。3世紀中頃以降、これらを祖型としつつ、より大規模かつ標準化された型式の墳墓、すなわち古墳が生まれることにより、古墳時代が始まる（図 2-86 の e）。

#### 前方後円墳の成立過程

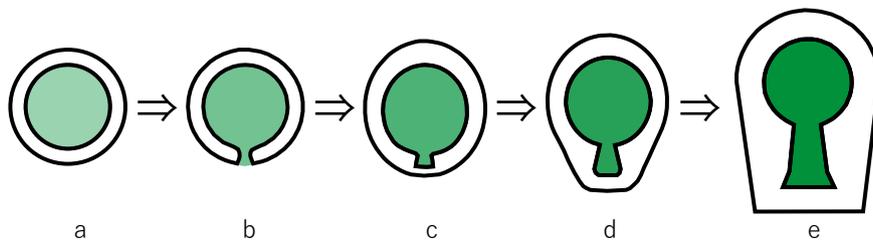


図 2-86 前方後円墳の成立過程

古墳時代は、その名のとおり、多数の古墳の築造によって特徴づけられる、日本列島の3世紀中頃から6世紀後半を指す。列島各地で造られた古墳の総数は16万基以上に及び、その分布範囲は、東北南部から九州南部にかけて約1200kmを測る<sup>14</sup> (図2-87)。前方後円墳はそのうち4700基程度であり、その分布は古墳総体の広がりとはほぼ一致する。これらの古墳は、列島各地の有力者が葬られた墓と考えられるものであり、そこに認められる墳墓型式の共通性は、有力者層の政治的連帯を反映するものと理解されている。

古墳時代

14. なお、韓国南西部にも前方後円形の墳丘をもつ墳墓が10数基存在する。これらは年代的には、5世紀後半以降に属するものとされており、日本列島における古墳の出現に後出するものである(3.2「比較分析」205頁参照)。

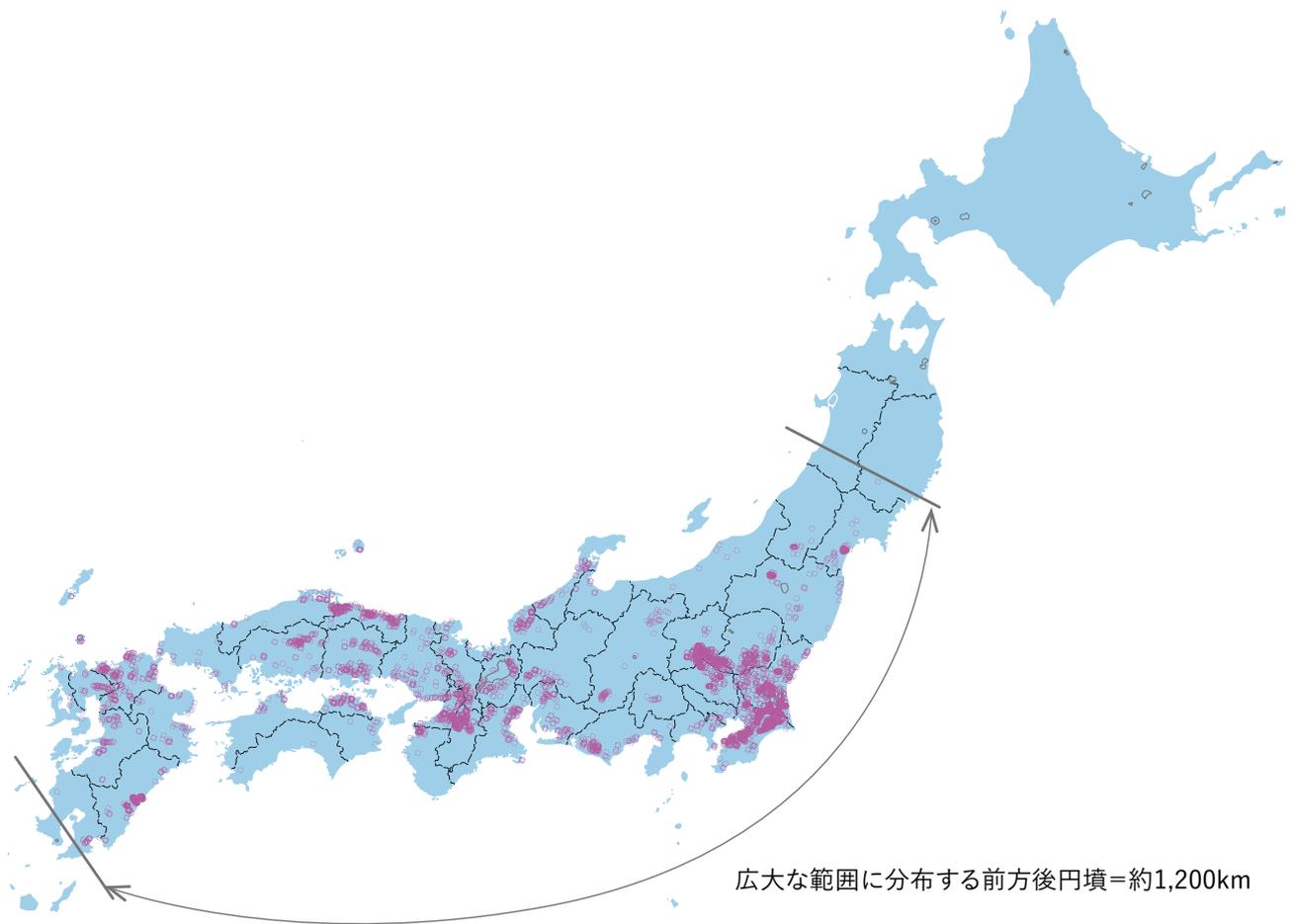


図2-87 日本列島における前方後円墳の広がり

古墳築造は、これほど広範囲に広がった現象でありながら、各地で無秩序に展開したものではない。規模および新様式の発信の両面において、古墳時代を通じ、一貫した中心と周辺の間係を保ちながら展開した。約350年にわたり、3時期に大別される古墳時代の各時期において、最も巨大かつ新しい様式を備えた前方後円墳は、日本列島の中央部付近に当たる現在の奈良県（古代の大和地域）および大阪府（同じく河内地域）に築造されたのに対し、これらの地域の周辺部にはより小さい古墳が築造されたのである。

#### 中心と周辺

墳墓における広範な共通性とそこにおける中心と周辺の格差の存在は、この時代に初めて日本列島の広範囲に広がる有力者の政治連合が出現し、列島中央部（大和・河内）の勢力がその中心の位置を占めたことを示すものと理解されている。日本史研究において、この政治連合をヤマト王権と呼ぶ。この王権の下で、日本列島の広範囲にわたるまとまりを形成した有力者達は、相互の関係性を古墳、特に前方後円墳によって表したものと考えられている。墳丘の形と大きさの組み合わせにより被葬者の政治的身分を表す古墳は、単に墳墓というだけにとどまらず、政治的モニュメントとしての性格をも帯びていたものと理解されている。

#### ヤマト王権

研究者たちは、このような古墳の分析に基づき、連合的な体制で始まったヤマト王権が地方支配を進め、やがてより集権的な政治体制へと変容していく過程としてこの時代の歴史を描いている。

#### 古墳時代史の展開

その後、6世紀末には大和・河内やその周辺地域で前方後円墳の築造が終了し、7世紀以降、古墳時代の次の時代区分である飛鳥時代が幕を開ける。ヤマト王権を引き継いだこの時代の有力者たちは、中国から新たな宗教や成文法を導入し、制度化された中央集権国家の建設に向かって進んでいく。墳墓は、簡素化が進み、その後、日本列島においてふたたび巨大な墳墓が造られることはなかった。

#### 古墳時代の終焉

## 古墳時代の文化

古墳は、各地の有力者層の墳墓であるが、その築造は単なる埋葬習俗にとどまらず、当時の社会、技術および文化のあり方に深くかかわっている。古墳時代の日本列島は、使用される利器による時代区分でいえば鉄器時代にあたり、生業は水稻農耕を基盤とする社会であった。東アジア諸国家の交流を背景に朝鮮半島から鍛冶、製陶、乗馬の風習をはじめとする新しい技術および生活様式が伝えられ、人々の暮らしが大きく変容した時代である（148頁参照）。これらを背景にさまざまな活動がなされたが、その中でも古墳の築造に費やされた労力は突出したものであった。それは、古墳が当該期の階層的な社会構造を視覚的に示したものであり、その築造に極めて大きな社会的意義があったからにほかならない。古墳時代の文化は、多大な労働力と多岐にわたる高度な技術、そして副葬品や埴輪を含めたこの時代の文化的営為の結晶である、古墳によって特徴づけられる。

さらに、文字の利用がまだ一般化していないこの時代の文化や社会政治体制を考える上で、古墳をはじめとする考古資料はもっとも雄弁な手がかりであると評価されている<sup>16</sup>。

このような古墳の築造の目的については、後円部の墳丘上の中心に設置した家形埴輪を死者の魂が住まう屋敷と見立て、古墳全体で他界を模造したものとみなす説、あるいは、さまざまな器財や人物、動物をかたどった形象埴輪によって生前の王の活動やその役割を示したと見る説など、種々の解釈がなされている。これらの議論に結論を出すことは難しいとしても、当時の他界観がもっとも明瞭な形で表されたものが古墳であることは間違いなく、膨大なエネルギーを傾けた巨大な墳墓の築造は、亡き王や有力者を手厚く葬ることが重要視されたことを示している。

## 古墳時代の時期区分

世界の墳墓と比較した場合、日本の古墳の特筆すべき点として、墳丘規模の巨大さと、形や大きさに格差のある序列的な群構成を挙げることができる。この2点および副葬品や埋葬施設の変遷を基盤として、古墳時代を前期（3世紀中頃～4世紀前半）・中期（4世紀後半～5世紀後半）・後期（6世紀）の3時期に区分することが日本史研究では広く受け入れ

## 古墳時代の文化

15. 古墳時代には墳丘を伴わない木棺墓や埴輪を棺に転用した埴輪棺墓があり、これらは古墳を築き得た有力者層より下位に位置付けられる人々の墓と考えられている。一方で、大多数を占めた一般民衆の墓がどのようなものであったかは、いまだ不明瞭である。

## 文字普及以前の社会

16. 巨大な前方後円墳が続々と造られた古墳時代であるが、築造を支えた古墳時代の人口を伝える史料は存在しない。後の8世紀前半（奈良時代）の人口として、部分的に残された戸籍より450万人から640万人の間で諸説が提示されており（北海道と南西諸島を除く）、古墳時代の人口は、そこから逆算した結果により推計する必要があるが、さらなる研究の進展が必要である。鬼頭宏 2000 『人口から読む日本の歴史』 講談社

## 古墳築造の背景

## 古墳時代の3時期区分

られている。

本推薦書では、後述するとおり、前期は古墳時代の成立期、中期は古墳時代の最盛期、後期は古墳時代の変質期ととらえ、各時期の特徴を整理しており、百舌鳥・古市古墳群は、これらのうち最盛期にあたる中期を代表する古墳群である。

## (i) -2 古墳時代前期(3世紀中頃～4世紀前半)

### 前方後円墳の出現

3世紀中頃、奈良盆地南東部に、最初の前方後円墳となる箸墓古墳(墳丘長280m)が造られた。この古墳の墳丘は、それまでの墳丘墓をはるかに凌駕する規模であり、斜面と平坦面を組み合わせた段築成を行い、斜面には石が葺かれた。さらに墳丘上には最古期の円筒埴輪が樹立されるなど、その後の前方後円墳が備える外観上の画一化された要素が備わっていた。同時期の他の古墳の調査事例を総合すると、箸墓古墳の築造を契機として有力古墳の埋葬施設には長大な割竹形木棺を納める竪穴式石槨というスタイルが一般化し、死者の埋葬儀礼も画一化されたものと考えられている。

箸墓古墳の完成により、古墳の型式としての標準化が始まったと位置づけられる。この後、列島各地の有力者層の墳墓は、前方後円墳に統一されていった。

箸墓古墳は中国大陸や朝鮮半島諸国との交渉において、日本列島を代表する地位についた初代の倭国の王の墳墓である可能性が高いと考えられている<sup>17</sup>。その後もヤマト王権を代表する古墳時代の王達は、各時期における最大の前方後円墳に葬られたと考えられる(31頁「コラム1 巨大前方後円墳の特別な重要性」参照)。

古墳時代の最盛期：中期

最初の前方後円墳

古墳の標準化

倭国の王とその墳墓

17. 239年に邪馬台国の女王卑弥呼が魏に使いを送った後、266年にも別の女王が西晋に使いを送ったことが中国史書に伝えられている。箸墓古墳の被葬者は、彼女らのいずれかの墳墓とする説も唱えられている。

### 前期古墳と奈良盆地の王権

古墳時代前期において、巨大前方後円墳を擁した古墳群は奈良盆地に継続して造られた(図2-90、91)。箸墓古墳に続き、奈良盆地南東部に巨大古墳を含むオオヤマト古墳群が造営された。その後、前期後半の4世紀前半頃には巨大古墳は奈良盆地北部の佐紀古墳群に、またそれに次ぐクラスの古墳が奈良盆地西縁部の馬見古墳群に築造された。これらの巨大古墳は、王一族やそれに次ぐ有力者たちの墳墓であったと推測され、

前期の大型前方後円墳

この時期には王権の所在地が奈良盆地に位置していたことを示唆している。

古墳時代前期に築造された古墳には、銅鏡や貝輪を模した腕輪形石製品等の呪術的・宗教的色彩の濃い遺物が副葬されていることが特徴であり、この時期に特に顕著な有力者の司祭者的性格を物語るものと評価されている。

呪術的な副葬品

前期における古墳群は、前方後円墳、ないしは後円部を四角形とした前方後方墳<sup>18</sup>が採用される段階であり、いまだ4種類の墳形に標準化されておらず、各古墳群や地域では多様な墳形を造り分けるには至っていない。このため、古墳時代前期は、古墳の墳形や規模による序列の体系の発展途上にあり、古墳時代の成立期と位置づけられる（付属資料3.a 補足論考「II. 墳丘および周辺の諸施設の型式と構築技術」参照）。

古墳時代の成立期

18. 前方後方墳は、中期になると列島全土において衰退し、百舌鳥・古市古墳群には築造されなかった。

### (i) -3 古墳時代中期（4世紀後半～5世紀後半）

#### 大阪平野への巨大古墳の移動と百舌鳥・古市古墳群の形成・発展

4世紀後半から5世紀は、古墳において4種類の定型化された墳丘型式が用いられるとともに、規模の格差が最も顕著となった時期であり、古墳時代の最盛期と評価されている。さらに、巨大古墳の造営地の移動や二重周濠の定型化、あるいは鉄製甲冑や武器など軍事的な色彩を強めた副葬品等の増加など、中期には、古墳の様相にさまざまな変化が生じた。

古墳時代の最盛期

本推薦書では、現在の研究段階における有力な説をふまえ、この古墳時代中期を前葉（4世紀後半）・中葉（5世紀前半）・後葉（5世紀後半）の3期に細分する（付属資料3.a 補足論考「I. 古墳及び古墳時代の年代」参照）。

古墳時代中期の細分

4世紀後半（中期前葉）に百舌鳥・古市古墳群における最初の巨大古墳として、津堂城山古墳（210 m）が造られる。同時期に奈良盆地にも

百舌鳥・古市古墳群での巨大古墳の造営による中期の幕開け

大規模な古墳が造られているが、この津堂城山古墳のみが二重周濠と幅の広い外堤を備えていた。二重周濠の付設は、津堂城山古墳の築造以降、大型の前方後円墳が備える要素となった（図 2-88、付属資料 3.a 補足論考「II. 墳丘および周辺の諸施設の型式と構築技術」参照）。

さらに、津堂城山古墳の埋葬施設は、古墳時代中期に盛行する長持形石棺とそれを覆う竪穴式石槨の組み合わせからなり（図 2-89）、副葬品



図 2-88 百舌鳥・古市古墳群における最初の巨大前方後円墳：津堂城山古墳（復元図）

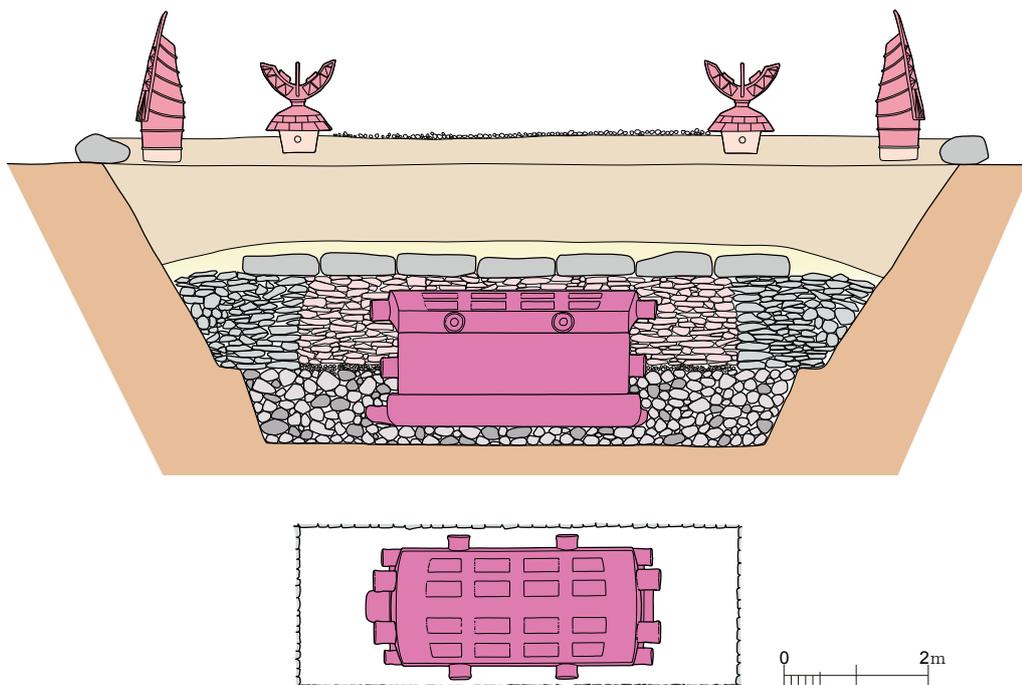
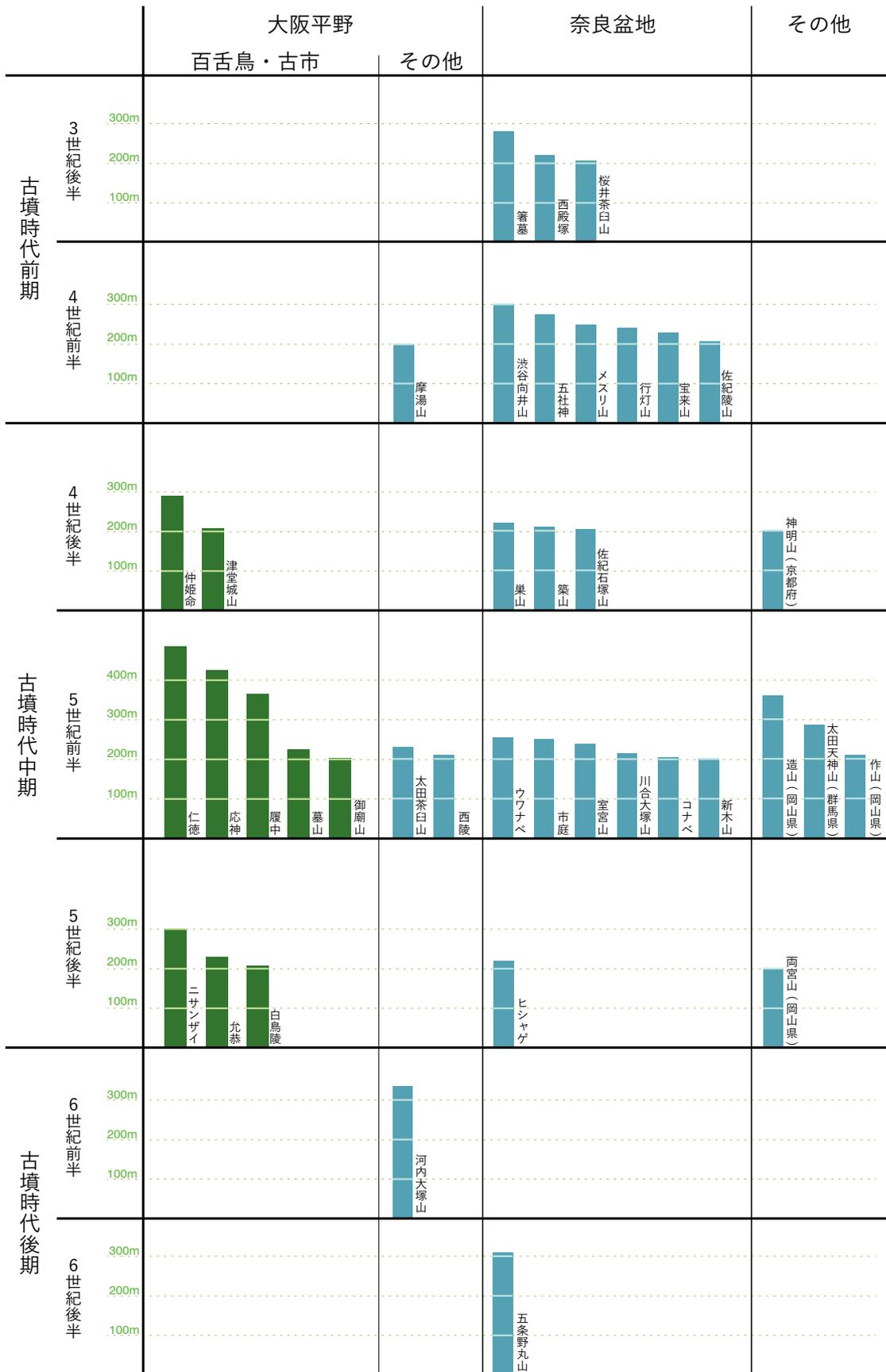


図 2-89 竪穴式石槨と長持型石棺が組み合わされた津堂城山古墳の埋葬施設（復元図）

には新式の鉄製甲冑を含む（付属資料 3.a 補足論考「III. 埋葬施設・副葬品・葬送儀礼」参照）。こうした大阪平野の巨大古墳における新たな要素の出現に基づき、古墳造営は新たな段階へと移行したものとみなされており、津堂城山古墳は古墳時代中期の幕開けを示す画期に位置づけられている（図 2-91、92）。



図 2-90 奈良盆地から大阪平野に向かう古墳時代前期から中期にかけての巨大前方後円墳を含む古墳群の移動



\* 上記図版は墳長が200m以上でかつ築造年代が判明している古墳を列举している。  
 \* 上記古墳名については「古墳」を省略して掲載している。

図 2-91 地域・時代ごとにみた巨大前方後円墳の変遷

百舌鳥・古市古墳群の所在する地域は、古墳時代前期の終わりごろまでは、人の活動が希薄な地域であったが、津堂城山古墳 [22] の築造以降、古市エリアで古墳の築造が相次ぐとともに百舌鳥エリアでもこれと近い時期に古墳群の形成がはじまった。

百舌鳥エリアでは、大阪湾を望む小高い台地上に密集して古墳が造られる。大阪湾を航行する船舶から巨大前方後円墳の威容を眺望できるよう、効果的な場所が選ばれている。古市エリアでは、北へ向かってV字状に開く台地及び丘陵上に密集して古墳が造られる。北方の大阪平野や、大阪平野から奈良盆地への移動ルートである大和川と石川から眺望できるよう、効果的な場所が選ばれている。

両エリアはほぼ同じ緯度で東西に並び、相互に視認可能な位置関係にあった。さらに、二本の直線的な古道が2つのエリアの間をつないでいる。この古道には、古墳時代にはすでに原形となる道があったとの説もあり、両エリア間の交通、物流を担った可能性がある。

#### 百舌鳥・古市古墳群の立地

百舌鳥・古市古墳群の古墳築造の動向を時期別に示したものが図 2-92 である。津堂城山古墳に引き続いて、古市エリアに我が国第9位の規模の仲姫命陵古墳 [26] (290 m) が造られる。

#### 中期前葉の巨大古墳

5世紀前半(中期中葉)になると、列島最大の墳墓である仁徳天皇陵古墳 [2-1] (486 m)、第2位の応神天皇陵古墳 [33-1] (425 m)、第3位の履中天皇陵古墳 [15] (365 m)、さらに墓山古墳 [38] (225 m)、御廟山古墳 [20] (203 m) が造られる。その他 150 m・100 mクラスの古墳の築造も行われ、造墓活動が活発になる。

#### 中期中葉の巨大古墳

古墳時代中期前葉に引き続き、この時期にも奈良盆地の佐紀古墳群や馬見古墳群には 200 m を越える古墳が築造されるが(図 2-90、91)、それらの規模はいずれも同時期の大阪平野に築かれた最大規模の古墳には及ばない。

5世紀後半(中期後葉)になると、さらに全国第7位のニサンザイ古墳 [21] (300 m)、允恭天皇陵古墳 [25] (230 m)、白鳥陵古墳 [45] (200 m) が造られた。

#### 中期後葉の巨大古墳

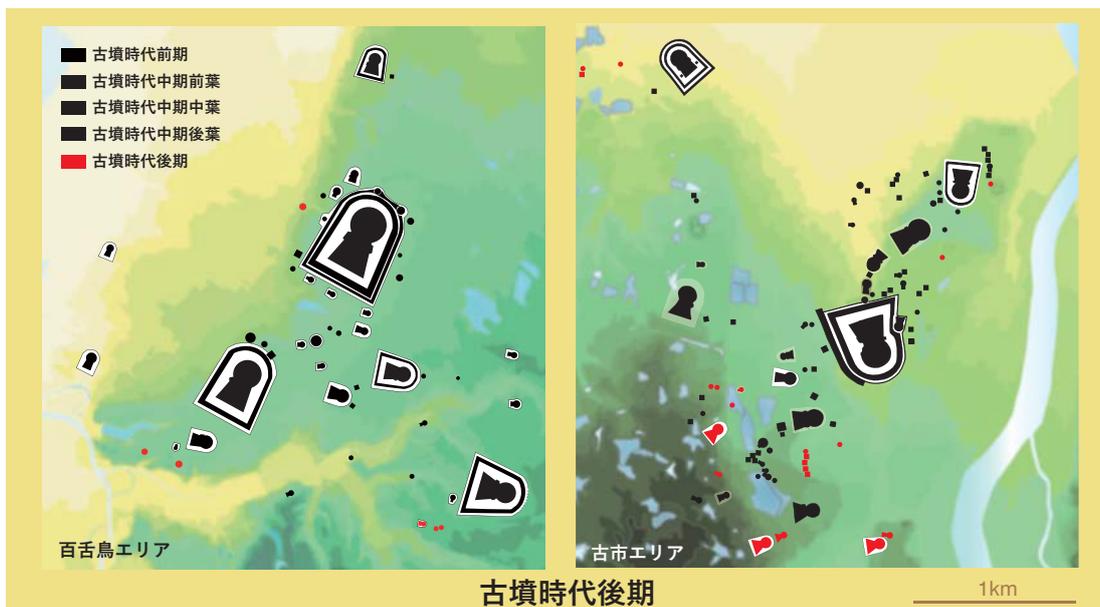
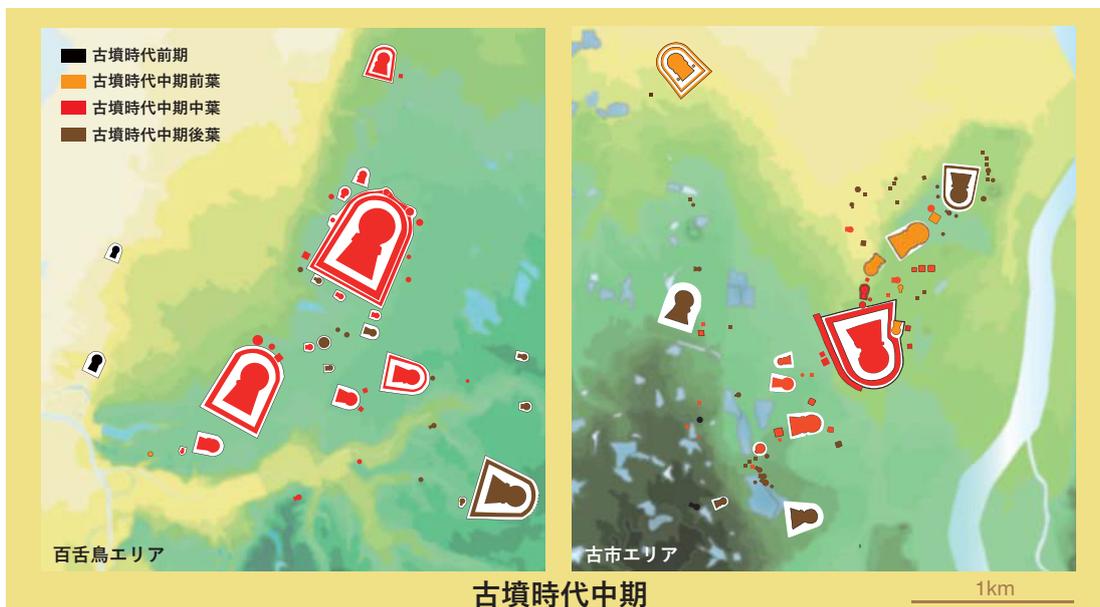
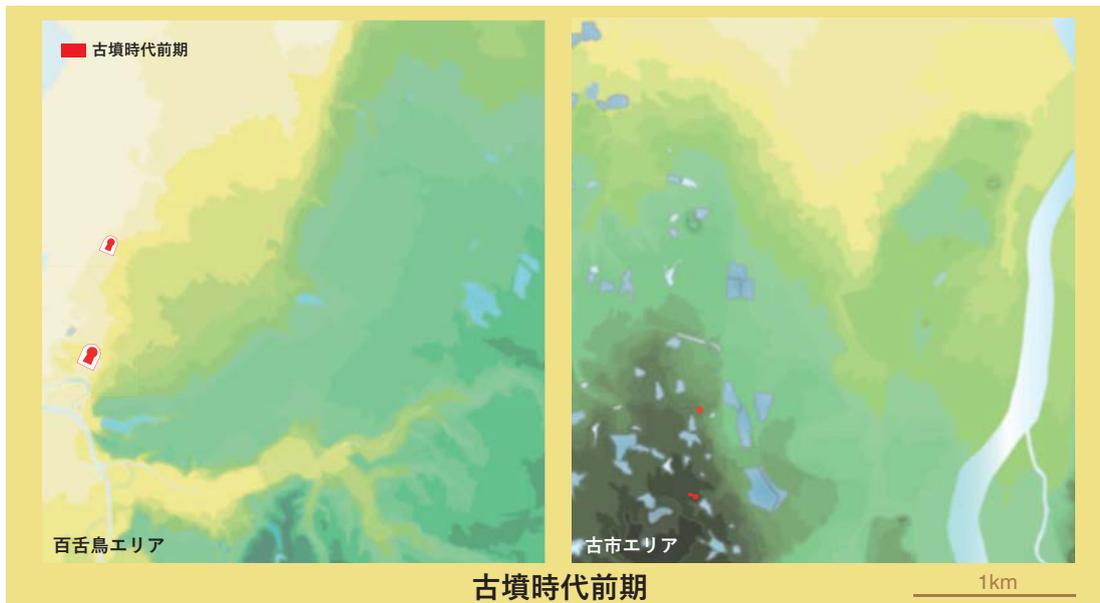


図 2-92 各時期における古墳の築造

このように、百舌鳥・古市古墳群では、古墳時代中期を通じて多数の200 mを超える巨大前方後円墳が造り続けられた。図 2-91 のとおり、巨大前方後円墳は、古墳時代を通じて合計 40 基程度が造られるが、その4分の1が古墳時代中期の百舌鳥・古市古墳群に造られたこととなる。

さらに、巨大古墳のなかでも特に巨大であり、同時代において日本列島最大規模を誇る古墳は、古墳時代中期を通じて、百舌鳥・古市古墳群において継続して築造された。すなわち、当時の王やそれに次ぐ有力者たちが葬られたと考えられる（図 2-93）。これらの古墳が百舌鳥と古市という2つのエリアだけで造営されたのがこの時代なのである。両エリアの古墳は、墳丘の築造規格や埴輪の製作技術といったさまざまな面で強く結びつき、両者一体のものとして日本列島に多数築造された他地域の古墳の規範となった存在であったと理解されている。

巨大古墳の造営は、古墳時代前期に奈良盆地において始まったが、中期の始まりとともにその中心は東アジアとの交流の窓口であった大阪平野に移り、王一族やそれに次ぐ有力者たちの古墳が連綿と築造された百舌鳥・古市古墳群において最盛期を迎えたのであった。

王の墓の造営地：百舌鳥エリアと古市エリア



図 2-93 地域別にみた最大規模の古墳（古墳時代中期）

## 中期古墳の特徴

中期において日本列島の各地で築造された古墳群は、前方後円墳、帆立貝形墳、円墳、方墳という4種の墳形と、大小多様なサイズ of 古墳によって構成される。墳形と規模の関係は、無秩序ではなく、総じて前方後円墳は大規模であり、円墳および方墳は小さい。帆立貝形墳は前方後円墳よりは小さく、かつ円墳・方墳より大きいという傾向を示す（図2-5）。このような関係性は百舌鳥・古市古墳群のみならず、地域を超えて認められるものであり、墳墓の形と規模に示された、格がすなわち被葬者の政治的身分を示す機能をはたしたものと考えられている。各地の有力者層は王の墳墓である巨大な前方後円墳を中心とするこのような序列的な墳墓の体系の下に古墳を築造した（図2-94）。

墳形と規模による「墳墓の体系」は、百舌鳥・古市古墳群において最も階層化され、これをモデルとした各地域では、個々の古墳の規模は小さく、また群を構成する古墳の多様性も乏しいものであった。

このような序列的な「墳墓の体系」の共有の下に形成された中期の古墳群の在り方は、各地の有力者の相互の文化的・宗教的な一体性と、王を中心とする政治的な連合関係を表現するものと考えられる。

### 序列的な群構成

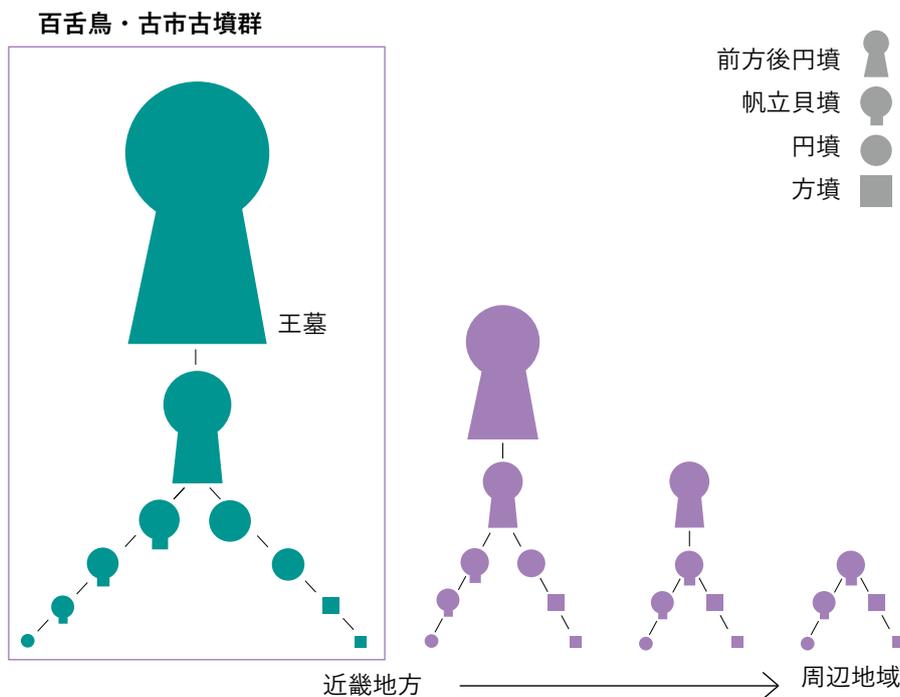


図2-94 序列的な古墳群の構成モデル

古墳の形や規模の組み合わせによる序列的な構成に加え、大型の前方後円墳の濠や堤に対して小古墳が計画的、一体的に配置されることも、この時期の特徴である。これらの小古墳には、王と、ヤマト王権を支えた王族や有力な臣下等、大型の前方後円墳の被葬者と特に強い関わりのある関係者が葬られたと考えられる。このことは、大型の前方後円墳の被葬者の求心的な権力の構造を示唆するものである。

このような小古墳の特徴として、大量の鉄製武具・武器や鉄製農工具、石製品、玉類等、特定の品目を大量に埋納することがある（図 2-77）<sup>18</sup>。百舌鳥・古市古墳群には大量に鉄製品が埋納された小古墳が集中しており、このことは、百舌鳥・古市古墳群を造営した王と、ヤマト王権を支えた王族や有力な臣下等がいかに大量の鉄製品を集積していたかを推測させる（付属資料 3.a 補足論考「III. 埋葬施設・副葬品・葬送儀礼」参照）。

#### 大型前方後円墳に近接する小古墳

18. 一部の小古墳については、人体埋葬を伴うものではなく、大型前方後円墳の副葬品埋納用の施設として造営された可能性が指摘されているものもある。

### 古墳時代中期の海外情勢

3世紀代のヤマト王権は、魏や西晋といった中国大陸の王朝と外交を行い、倭国王位に叙任されることでその権威を王権の求心力の源の一つとして利用したと考えられている。しかし4世紀になると、中国大陸の統一王朝は滅亡し、小国が分立する時代を迎える。朝鮮半島では、中国の直接的な影響が弱まるとともに、地域の勢力が伸長し、各地で古代王権の形成・発展が進行した。このため、ヤマト王権は先進的知識・技術の導入や鉄素材の入手を目的として朝鮮半島諸国との交流を活発化させた。このような外交の交渉先の変化に伴い、王権内部の主導勢力のパワーバランスに変化が生じた可能性が高い。古墳時代中期の開始に伴って、最大規模の古墳の造営地が奈良盆地から東アジアとの外交の窓口である大阪湾に面する大阪平野へと移動することも、大きく移り変わる東アジア情勢の影響を受けた事態であったと考えられている。

#### 東アジア情勢の変動

朝鮮半島の諸勢力による王権形成・発展は、敵対と友好の双方を含む複雑なプロセスとして進行した。4世紀後半になると、半島北部に位置する高句麗が南下政策をとり、半島南東部の新羅を同盟国としつつ、半島南西部の百済と南岸部の加耶諸国に対して軍事力を行使する。これに対抗して百済は、倭国と同盟関係を結び、その百済救援のためにヤマト王権が度々派兵を行った。

#### 朝鮮半島との関係

5世紀前半、宋(420-479)が新たに中国大陸南部の支配者(南朝)となった(図2-95)。『宋書』によると、ヤマト王権は、倭国王位の叙任と朝鮮半島南部における軍事権の承認を求めて使者の宋への派遣を開始する。文献史料と考古資料の対比は難しいが、百舌鳥・古市古墳群の巨大古墳は、このような倭国王たちの墓所とみるにふさわしい規模と内容をもつものである。

中国南朝への使い

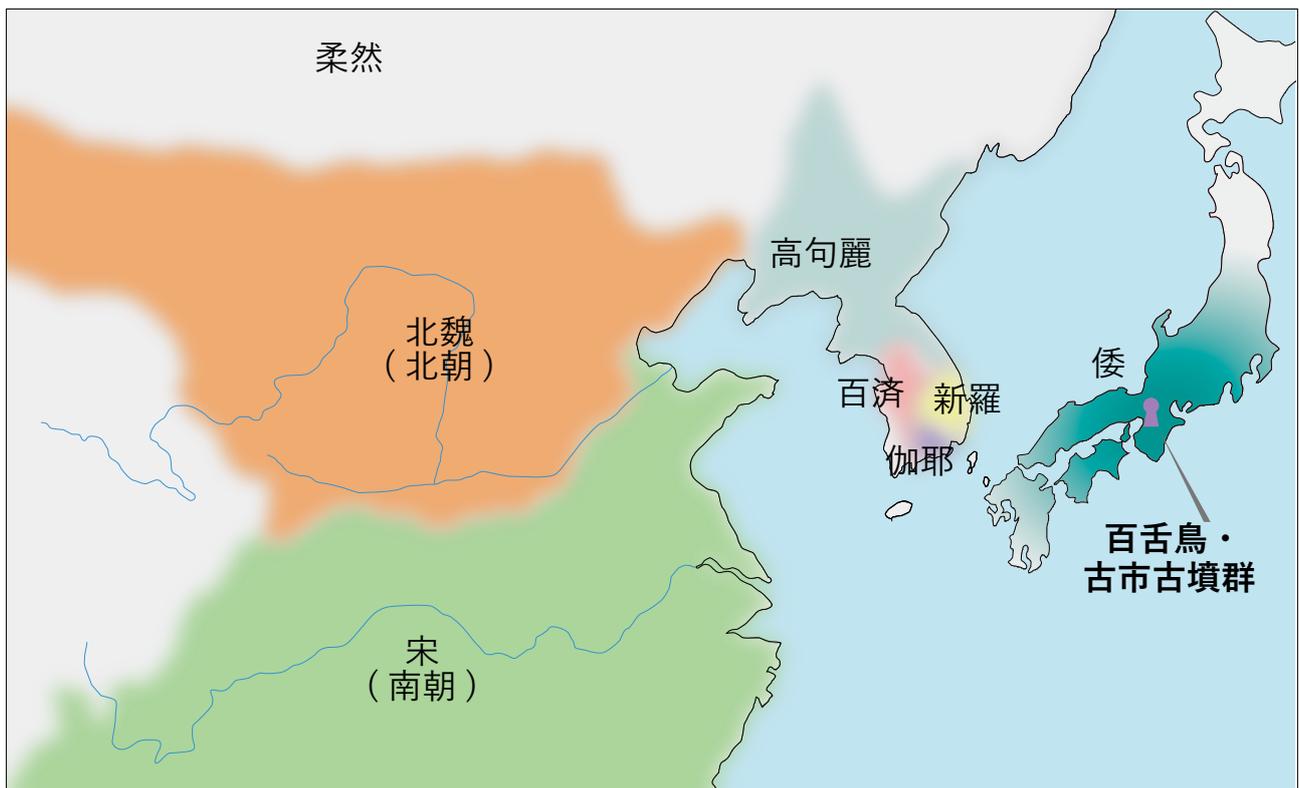


図2-95 5世紀の東アジア情勢

## 新しい技術・文化の導入と大阪平野

この時代、上記のような外交交渉を背景として、朝鮮半島諸国との間で人・物・情報の交流が活発化した。鍛冶、製陶、騎馬の風習、竈を用いた煮炊き等（写真 2-122、2-123）、新たな技術および生活様式が倭国へともたらされた。東アジア海上交易の終着点にあたる大阪平野には多数の渡来人が居住し、これらがいち早く定着した。

新しい技術・文化の伝来

また、古墳時代中期の大阪平野には、大規模な鉄器生産工房や須恵器窯、馬を飼育する牧、あるいは倉庫群などが営まれたことが明らかとなっている。これらは、政治戦略上特に重要なものとして王権が設置したと考えられる直轄の生産・開発の拠点であり、いずれもこの時代における日本列島を代表する規模をもつ（図 2-96）。

生産・開発拠点の配置

この平野の南端の小高い段丘の上にはずらりと並び、巨大な墳丘を白く輝かせた百舌鳥・古市古墳群は、新たな技術や情報の集積地となった大阪平野を行き交う国内外の数多くの人々に対し、王権の力を誇示するモニュメントとして機能したものと考えられている。

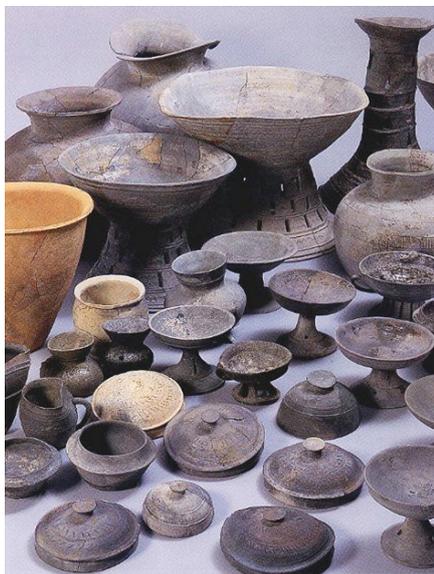


写真 2-122  
初期須恵器（大阪府陶邑窯跡群  
（大庭寺遺跡））



写真 2-123  
馬埋葬土坑（大阪府部屋北遺跡）



図 2-96 古墳時代中期における主要な生産拠点 (大阪平野)

## (i) -4 古墳時代後期(6世紀)

### 百舌鳥・古市古墳群の終焉

6世紀になると、古墳の規模が大小に両極化し、中期のような序列的な構成の古墳群が形成されなくなる。この時期は古墳時代後期と呼ばれ、古墳時代の変質期と位置づけられる。

古墳時代の変質期

後期には、百舌鳥・古市古墳群でもかつてのような巨大な前方後円墳は、築造されなくなる。120 mクラスの前方後円墳の築造は行われるものの、この段階に造られた古墳は、顕著な序列的な構成をとらず、前方後円墳と非常に小規模な円墳・方墳が散在するのみで、中期との懸隔は大きい(図 2-91)。やがて6世紀も中頃になると、目立った古墳の築造が終了する。

百舌鳥・古市古墳群の終焉

これに対し、巨大な前方後円墳は、大阪平野の北部や奈良盆地南部のほか数地域で造られるようになった。ともに墳丘長 300m を超える大阪府河内大塚山古墳および奈良県見瀬丸山古墳のように、大規模な前方後円墳もごくわずかに築造されたが、いずれも古墳群は形成されず、巨大な古墳が単独で存在するものである(3.2「比較分析」216頁参照)。この頃になると、王を支えていた有力豪族層が各地の自らの本拠地にその墳墓を築くことになったことが、その理由の一つと考えられている。

王の墓の再移動と群構成の変化

なお、前方後円墳は、概ね6世紀後半には大阪平野やその周辺地域においては築造されなくなり、7世紀初め頃には全国的にも築造が終了する。古墳時代が次の飛鳥時代へと移り変わるとともに、墳墓築造に多大なエネルギーを注ぎ込んだ独特な文化も終焉を迎えることとなった。なお、円墳や方墳の築造が終わるのは紀元700年前後のことである。

古墳時代の文化の終焉

### 後期古墳の特徴

後期には、例外的な一部の巨大前方後円墳を除けば、規模が大きい前方後円墳でも100 m台に縮小するうえ、墳丘の構造も簡素化した。また、埋葬施設が朝鮮半島の影響を受けて成立した横穴式石室に移行した(図 2-97、付属資料 3.a 補足論考「III. 埋葬施設・副葬品・葬送儀礼」参照)。

古墳の変化

横穴式石室は墳丘の築造と同時並行で埋葬施設を構築し、1基の埋葬施設に複数の被葬者を順次葬ることができる点がそれまでの埋葬施設とは大きく異なり、葬送儀礼に大きな変革をもたらした。もはや墳丘上全体を舞台として葬送儀礼が行われることはなくなり（図2-98）、副葬品も、武器・武具に替わって、馬具が中核の位置を占めるようになる（付属資料3.a 補足論考「III. 埋葬施設・副葬品・葬送儀礼」参照）。

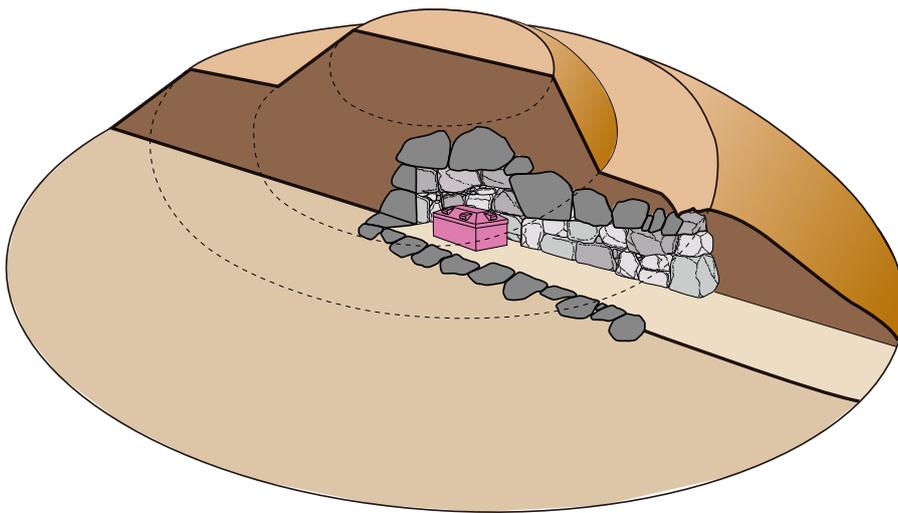


図2-97 後期古墳に一般化する横穴式石室

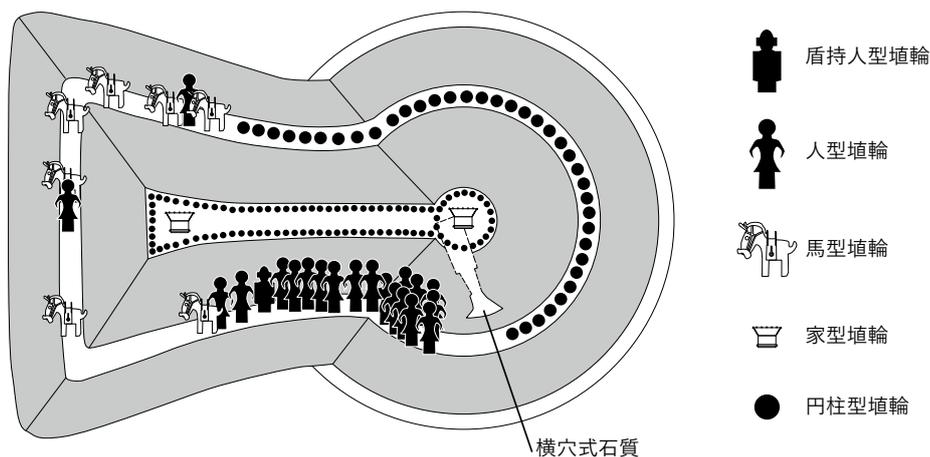


図2-98 後期古墳における埴輪の配置

そのほか、小規模な古墳が数十基、時には数百基に及ぶ数で密集して群を構成する、群集墳と呼ばれる古墳群が出現する。古墳の大半は、直径10～20m台の円墳が集まったものであり、斉一性の高さが顕著である。群集墳の造営は、小規模といえども、それまでに古墳を造ってきた各地域の有力者層より下位の階層にまで古墳築造という文化的伝統が普及したことを示しており、古墳の意味が変容してきたことを表している。

群集墳

### 古墳時代終焉の後（6世紀末葉～）

近畿地方で前方後円墳の築造が終わり、王の墓と考えられる墳墓が方墳や八角形墳<sup>20</sup>となる飛鳥時代には、奈良盆地南部（飛鳥地域）に王宮や都城が置かれた。この時期、中国から導入された成文法による律令制度に基づいて、中央集権的な支配体制の構築が進められた。

飛鳥時代

20. 日本史においては、新たに出現した八角形墳を含め、飛鳥時代になっても引き続き造られる円墳や方墳は、古墳時代から時代区分は変わっても古墳と呼称されている。

また、王をはじめとした王族や有力豪族層が新たに仏教を朝鮮半島から取り入れたことで、古墳が権威と権力を示す手段ではなくなり、寺院を建立することによって権威と権力を示す時代へと移行した。百舌鳥・古市古墳群周辺においても、多くの寺院が建立された。

寺院の建立

## (ii) 古墳築造以降の歴史

古墳時代以降、古墳の保護・管理は、連綿と現代にまで引き継がれている。古墳の中には、皇室の先祖の墓である陵墓として管理が行われているものがある。陵墓における祭祀と管理は主に朝廷・皇室によって古代より行われてきたが、武士の台頭により朝廷の権力が弱まった時代には一時的に途切れ、荒廃が進んだこともあった。

ここでは、古墳時代以降、歴代の朝廷や幕府、明治時代以降の政府が継続して行ってきた古墳の保護・管理を概観したうえで、現状を述べる(付属資料 4.a「保存に関する年表参照」)。

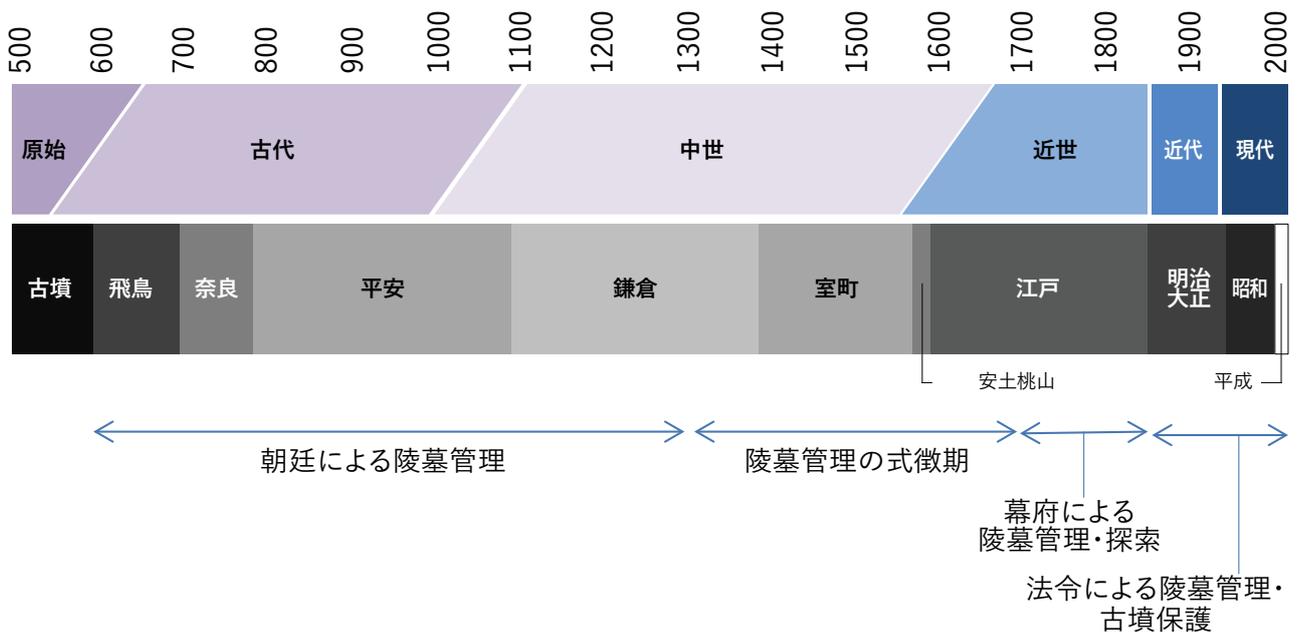


図 2-99 日本の歴史と陵墓の管理

## (ii)-1 8世紀(飛鳥・奈良時代)

刀剣や銅鏡等の同時代の金石文によれば、倭国の王は国内で遅くとも5世紀後葉頃には、「大王(おおきみ)」と呼ばれていたと考えられる。その称号は、律令制により7世紀後葉に「天皇」と変更されたと考えられており、8世紀初頭までには国号も「倭」から「日本」へと変更された<sup>20</sup>。

天皇号・国号の成立

20. それ以来、日本(Japan)は、日本語で「Nihon/Nippon」と呼ばれている。

7世紀後半には、陵墓の所在地が記載された『帝紀』という書物が天皇の命令によって編纂された。7世紀末以降、百舌鳥・古市古墳群における大型前方後円墳は、それらの被葬者を天皇家の祖先とする律令政治体制において、陵墓としての祭祀・管理が朝廷によって行われることとなった。陵墓とされなかった古墳の管理については、近代にいたるまで詳細が明らかではない。

国家による管理・祭祀

710年には、王宮が奈良盆地南部の藤原京から奈良盆地北部の平城京へと移された。この奈良時代では、律令制に基づく天皇の親政による政治体制となった。朝廷は戸籍や土地台帳を作成し、日本列島の広い範囲に直接的な支配体制を敷いた。

奈良時代

この時期、朝廷による歴史書の編纂が行われ、『帝紀』を基に、712年に『古事記』が、720年に正史として『日本書紀』が完成し、現在に伝わっている。これらの歴史書には、陵墓の所在地が記載されている。

飛鳥・奈良時代の陵墓管理

689年に施行された「飛鳥浄御原令」、701年に制定された「大宝令」は原文が伝わらないが、陵墓の保護・管理を規定した条文があったことが『日本書紀』や後代の文献に記されている。757年に施行された「養老令」では、諸陵司(後に諸陵寮)という役所が陵霊の祭祀、葬送儀礼、陵墓とそれを管理する陵戸のリストの作成・管理を掌っていた。また、兆域内において死体の埋葬、耕作、牛や馬の飼育、木の伐採、植物の採集を禁止することが定められていた。

## (ii)-2 9世紀～12世紀(平安時代)

王宮は794年に京都の平安京に移る。平安時代には、天皇の親政から有力貴族による摂関政治体制に移行した。一方で、畿内を中心とした貴族や寺社による地方管理が進行することとなった。

平安時代

朝廷による陵墓の保護・管理は継続していたが、9世紀前半には、陵墓への使いの義務を怠る官人が現れることが記録に見える。使いの義務を怠るのは死のケガレに触れることを理由とする事例が多く見え、貴族の間に陵墓に対する忌避感が強くなっていったことがわかる。

平安時代の陵墓管理

「養老令」以降、新たな令は制定されず、律令の施行細則を示した式がたびたび編纂された。そのうち唯一完全なかたちで現代まで伝えられる927年完成、967年施行の『延喜式』「治部省諸陵寮式」には、約120基の陵墓名・被葬者名・所在地・面積が記載されており、陵墓管理の基本台帳の役割を負っていた。百舌鳥・古市古墳群の巨大前方後円墳の多くが『延喜式』に天皇陵として記載されており、現在の宮内庁による陵墓の治定も『延喜式』によるところが大きい。さらに、陵墓の管理手順も示され、毎年全陵墓における巡検、垣や溝の修理手順が定められていた。

『延喜式』

『延喜式』施行以降も陵墓管理は継続しており、11世紀から12世紀に著されたいくつかの文献で、その管理や祭祀の状況が確認できる。陵墓祭祀の手順書とされた『諸陵雑事注文』(1200年)では、18の陵墓名が記され、その中に仁徳天皇陵がみえる。

『延喜式』以降の陵墓管理

## (ii)-3 13世紀～16世紀中葉(中世)

11世紀代になると武士が勢力を伸ばすようになる。1185年頃には鎌倉に幕府が開かれて武家政権が立ち、武士による地方管理が行われるようになった。武家政権は、鎌倉時代(～1333)、そして足利氏が京都に幕府を置いた室町時代(1338～1573年)を通じて、朝廷がもっていた政治的・経済的権限を吸収していった。

鎌倉・室町時代

上記の結果として、陵墓の保護・管理は衰退をしていく。陵墓への使いは出発の儀式を行うのみとなり、1350年以降には使者のその儀式もされなくなった。この段階で朝廷による陵墓祭祀・管理は一部を除き途絶えたものと推測される。

陵墓管理の衰退期

また、南北朝時代（14世紀半ばから後半）から室町時代にかけては、百舌鳥・古市古墳群において墳丘が城郭・砦に改変された古墳が存在する。武士同士の争いが近畿地方を主戦場とするようになったため、古墳が利用されたものと考えられる。古市では、大型の津堂城山古墳 [22] と仲哀天皇陵古墳 [23] が城郭として利用された。百舌鳥では、構成資産に含まれない中小古墳に、南北朝期に砦として利用されたものがある。

城郭としての利用

天皇陵にも治定された巨大前方後円墳等が、城郭や砦に利用される背景には、武士の権力が強まる中で、陵墓の保護・管理が徹底されなかったことに一因がある。その一方で、百舌鳥・古市古墳群の多くの前方後円墳が現在にまで伝えられたのは、武家政権下においても天皇は伝統的な権威の保持者としての性格を有しており、武家や貴族の間に天皇が世俗的な権力を超越した存在と理解されていたためと考えられる。

天皇の権威

#### (ii)-4 16世紀後葉～19世紀中葉(近世)

1603年、徳川家康は江戸（現在の東京）に幕府を置いて、全国支配の実権を握った。江戸幕府は有力武士（大名）と朝廷の統制を行いながら、戦乱のない時代を260年余りにわたって築いた。

江戸時代

百舌鳥・古市古墳群の多くの古墳は山林として近在の村の共有財産となり、陵墓も含めて、墳丘は薪炭の供給源たる入会地となった。また、墳丘は周辺住民にとって遊山の場所ともなっていた。

入会地等としての利用

また、百舌鳥エリア周辺では新田開発が積極的に進められ、耕作地が飛躍的に拡大した。灌漑用水の必要性が高まり、用水路の整備が進められて古墳の濠まで水が引かれ、周辺の農業生産に利用された。

17世紀末頃に入ると、知識人の関心が陵墓に向けられ始めた。そのよ

うな中、1697年から1699年にかけて幕府主導による修陵が行われた。当時判明していたすべての天皇陵の頂部に竹垣を施し、立ち入りを禁じている。

18世紀以降も幕府による修陵が引き続き実施されるとともに、1732年以降、制札を立てて陵墓であることを周知し、陵墓の管理・整備を周辺の住民にゆだねるようになった。これは制札が確認できる最古の例である。

江戸中期

1801年には儒学者である蒲生君平が天皇陵の考証を行った『山陵志』を完成した。その中で墳丘の説明に用いられた「前方後円」の用語が、現在にまで引き継がれている。

1851年から1855年には陵墓の探索が行われるとともに、幕府は陵墓の見回りを3年ないし5年ごとに行うように変更するなど、陵墓の管理を強化する方針を示した。

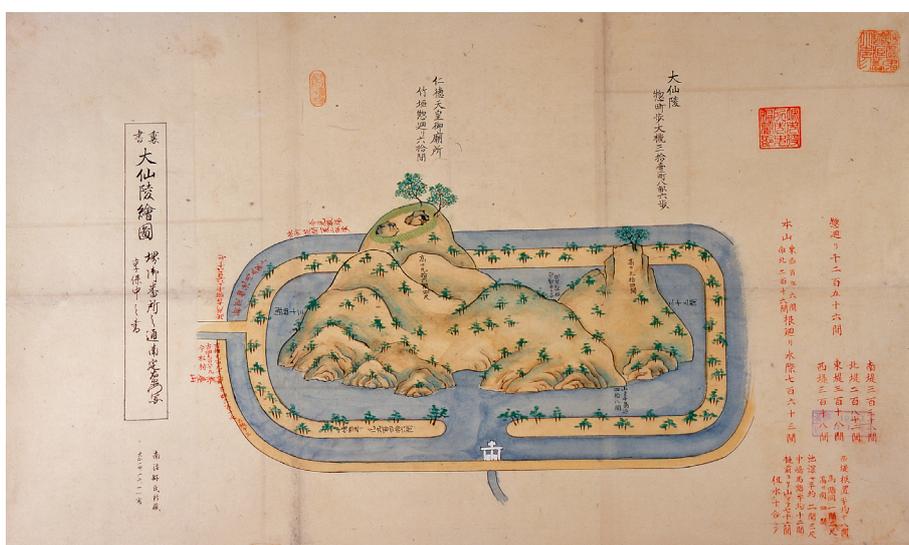


写真 2-124 江戸時代の仁徳天皇陵絵図

幕末の1862年から1867年には、朝廷の主導で宇都宮藩が大規模な陵墓の探索と修復を行った。文久の修陵とよばれるこの事業はそれまでの修陵とは内容も規模も異なり、百舌鳥・古市古墳群にある陵墓も含めて百カ所以上で行われた。修陵は、朝廷が普請の詳細な点を指示したが、普請費用は幕府とともに宇都宮藩も受けもった。陵墓の探索にあたっては、現地踏査、『古事記』『日本書紀』『延喜式』等の関係資料の抽出、諸説の集成をしたうえで考証を行うという学問的な態度で臨んだことが特徴であった。

幕末

修陵工事では陵墓を尊崇の対象とすることを目的に鳥居・灯笼、玉垣を配した拝所を設置しており、現在の陵墓の景観につながる工事となった。修陵後は、朝廷より勅使が陵墓に派遣されて竣工を被葬者の霊に奉告した。また、陵墓の継続的な維持管理のための組織化が必要となり、修復が終わった陵に対しては、周辺の村・町の住民から陵墓の管理者が任命された。これは、現地にも管理者を配置するという現在の陵墓管理につながるものである。

文久の修陵においては、人々の記憶から薄れつつあった古墳と被葬者の関係が、学問的な考証によって再び結びつけられた。陵墓が皇室の墳墓という本来の性格を取り戻すこととなり、陵墓管理の復興期と位置づけられる。

陵墓管理の復興期

#### (ii)-5 19世紀後葉～20世紀前半(近代)

19世紀中頃以降、欧米諸国が東アジアへ進出する中、江戸幕府もまた開国を強く要請された。こうした情勢のもと新たな国家体制の整備に向けた動きが活発化した結果、1867年に江戸幕府は朝廷へと政権を返上し、明治政府が誕生した。これ以降、政府は日本を近代国家へ導く各種の取組を進め、陵墓についても近代的制度を整えた。この制度は、現在の管理に直接つながるものである。

明治時代

1878年には宮内省が陵墓を所管する官庁となり、それ以降同省による陵墓の管理が始められ、その後も、連綿と管理が継続されている。現在の所管官庁である宮内庁には陵墓の管理に関わる多くの行政文書が歴史

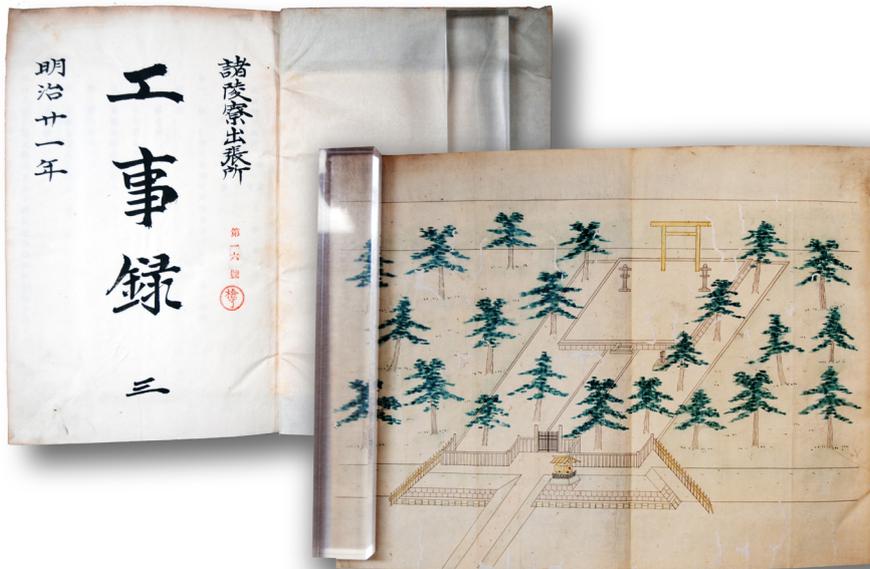


写真 2-125 明治 21 年工事録表紙及び挿図

公文書として保管され、陵墓の管理の経過を詳細にたどることができる（写真 2-125 は、1888 年に実施された仁徳天皇陵の拝所における工事記録<sup>7</sup>の一部分）。

7. 本史料には、1888 年に実施された工事の設計に関するほぼすべての記録が収められている。仁徳天皇陵の拝所は「文久の修陵」（1861～1864 年）時に初めて設置されたが、その 20 年後には修繕が必要な状況になっていたようである。仁徳天皇陵の拝所は、当該工事によって現在に続く施設が整えられた。宮内庁が保管する大量の歴史公文書は、明治時代以降の各陵墓において実施された工事及び管理の経過、内容を詳細に記録した貴重な史料である。

この時期、未定陵墓の治定が政府の課題であり、その考証作業の必要性から、1874 年に布達が出され、古墳やその伝承地の発掘が禁じられた。

1880 年には、宮内省より陵墓の基礎的な情報を記載した『陵墓一覧』が刊行された。1915 年には、『陵墓一覧』の内容を引き継いだ『陵墓要覧』の刊行が始まり、以降、改定が繰り返され、現在に引き継がれるものとなった。

宮内省（後の宮内庁）は、被葬者の特定がなされず、陵墓としての治定がなされないものの保存を必要とする古墳を「陵墓参考地」とし、陵墓と合わせて保存に努めている<sup>8</sup>。

陵墓における祭祀に関しては、1908 年に「皇室祭祀令」（現在は廃止）が施行され、現代にまで継続して各陵所で皇室による祭祀が執り行われることとなった。

#### 戦前の陵墓管理

8. 本推薦における「陵墓」には「陵墓参考地」含まれる。百舌鳥・古市古墳群では、御廟山古墳 [20]（百舌鳥陵墓参考地）、ニサンザイ古墳 [21]（東百舌鳥陵墓参考地）、津堂城山古墳 [22]（藤井寺陵墓参考地）が陵墓参考地とされている古墳である。

1919年には史跡や名勝や天然記念物を保護するために「史蹟名勝天然記念物法」が制定された。この法律の制定により、陵墓には治定されていない古墳を史跡に指定して保存を図ることが可能となった。

文化財保存制度の誕生

また、日本列島において近代的考古学がはじまったのもこの時期である。百舌鳥・古市古墳群においても地元住民によって1912年に発見された津堂城山古墳 [22] の埋葬施設に関して、東京帝国大学の研究者によって学術的な調査・観察と記録の作成がなされている。

近代的考古学のはじまり

## (ii)-6 現代

1945年の第2次世界大戦終結後、陵墓を所管していた宮内省は宮内府を経て1949年に宮内庁となる。1947年の新憲法の施行により戦前の布達は実効性を喪失し、陵墓以外の古墳保護行政は実質的に文部省の史跡行政に一元化された。同年、新たな「皇室典範」が公布され、陵墓の規定が改めて行われた。

戦後の陵墓管理

戦後の文化財保護行政は、経済的混乱を伴う社会体制の変化により、十分に機能しない状態であった。そのような状況下、記念物以外の有形・無形文化財も対象とした総合的な文化財保護を目的として、1950年に「文化財保護法」が公布された。これにより、皇室典範・国有財産法に基づき陵墓を対象とする行政と、文化財保護法に基づく埋蔵文化財保護行政の、2つの体系によって古墳の保護が行われる時代が始まることとなった。

二つの法体系による保護

法制化は行われたものの、日本全国で進んだ戦後の市街化の波は、大都市にほど近い百舌鳥・古市古墳群にも押し寄せ、民有地の古墳において土砂採取を理由として破壊が相ついだ。そのうちいくつかの事例では、考古学者達が古墳の消滅前に献身的な緊急発掘調査を行ったことで、埋葬施設の構造が明らかにされるとともに大量の鉄製品を中心とする貴重

市街化の進展と緊急調査

な遺物が現在に伝えられることとなった。出土遺物は、市民に古墳時代の文化や古墳の保存の重要性を理解してもらうという重要な役割を担ってきている。

#### 保存運動と史跡指定

市街化の影響は、1955年頃になって百舌鳥のいたすけ古墳[18]（146m）にも及び、住宅開発のために破壊の危機に瀕したが、市民を中心とした保存運動によって、文化財保護法による史跡指定が行われた。

いたすけ古墳の史跡指定を端緒として、百舌鳥・古市古墳群では、民有地の古墳について所有者の理解と協力を得ながら史跡指定が進み、地元自治体による買い上げが行われていった。現在のところ、百舌鳥・古市古墳群全体では、公共用地に所在するものも含めて41基の古墳の史跡指定（市条例による指定を含む）が完了している。未指定の古墳についても所有者の協力を仰いで史跡に準じた適切な保存措置を講じており、史跡指定に向けた作業が継続している。

史跡指定等の前提となる埋蔵文化財行政の体制は、1960年代から整備が進み、古墳の破壊は、極力避けられることとなった。また、すでに墳丘が削平され、周濠のみが地下に保存された埋没古墳となっているものを含め、悉皆的な事前調査がなされることとなり、毎年膨大な数の発掘調査が実施されてきた。

#### 体制の整備と調査・活用

さらに1970年代からは、開発ではなく、保存整備にむけた情報を得るための発掘調査も着実に進められている。特に近年では、御廟山古墳[20]、ニサンザイ古墳[21]、峯ヶ塚古墳[44]等で、造り出しや埋葬施設の状況を明らかにするなど、大きな成果があがっている。その結果は、報告書として公刊され、学術的研究の資料として用いられるとともに、博物館その他の解説施設での展示に活用されている。

また、近年では、野中古墳[39]出土の鉄製品を中心とした副葬品が重要文化財に指定されるなど、関連する出土遺物についても法的保護を図る取り組みを進めている。

#### 都市と共存する資産

市域の人口が増加する中、個々の古墳の中には住宅に取り囲まれるような状況も進行した。しかし、かつて230基以上あったもののうち、現在においても半数近い89基に及ぶ古墳が残されている。また、巨大前方後円墳の大半は周辺が第一種低層住居専用地域や風致地区（付属資料1.a「包括的保存管理計画」参照）に指定されるなど、古墳の周辺においては、建築物の高さが抑えられ、店舗や事務所などの建設が禁止されるなど、比較的良好な景観が維持されてきた。

今後も、古墳を未来永劫にわたって伝えていくため、文化庁・宮内庁・大阪府・堺市・羽曳野市・藤井寺市および関係機関が協働して、市民の参画を得ながら、適切な保護・管理を継続して行く。

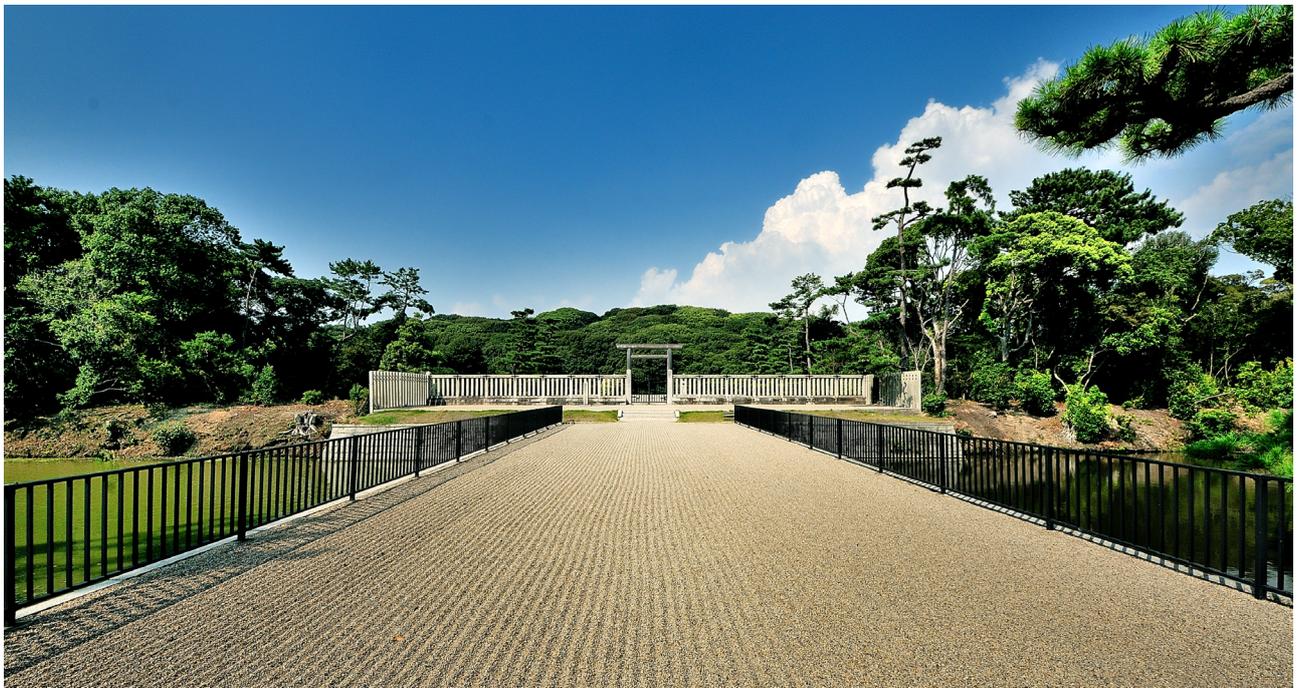


写真 2-126 現在の仁徳天皇陵古墳拝所

## コラム2 陵墓の呼称について

古墳は、1600年にわたって守られてきたものであり、その長い歴史の中で様々な呼称が生まれた。

構成資産となっている古墳のうち、陵墓を管理する宮内庁は、平安時代に編纂された『延喜式』

等を参考にして「陵名」、「墓名」を決定している。また、1970年代以降、考古学者の間では、古墳をその所在地の名称で呼ぶことが提案され、地名を用いた呼称は教科書などでも採用されている。さらに、地域住民の間では、親しみを込めて「○○さん<sup>9</sup>」（例えば「仁徳さん」「応神さん」）とする呼称も根付いている。

本推薦書では、「○○天皇の陵」として皇室が祭祀を行い、宮内庁が管理をしている古墳という意味で、陵墓の構成資産名称を「○○天皇陵古墳」とした。

古墳の様々な呼び名には、1600年の長きにわたり守られてきた古墳の歴史とそこにかかわるたくさんの人々の思いが反映されており、いずれも尊重すべきものである。

9. 日本語では、名前に“さん”を付して敬意を表す。

表 2-3 陵墓に治定される構成資産の名称

| 構成資産名称  | 歴史的書物等を参考にした<br>宮内庁による名称 | 教科書等で用いられる<br>名称                                   | その他の名称                 |
|---------|--------------------------|--|------------------------|
| 反正天皇陵古墳 | 反正天皇百舌鳥耳原北陵              | 田出井山古墳   | 盾井陵・田出井                |
| 仁徳天皇陵古墳 | 仁徳天皇百舌鳥耳原中陵              | 大仙陵古墳・大仙古墳・<br>大山古墳・仁徳天皇陵古<br>墳・伝仁徳陵・仁徳陵・<br>仁徳天皇陵 | 大仙陵・大山陵                |
| 履中天皇陵古墳 | 履中天皇百舌鳥耳原南陵              | ミサンザイ古墳・上石津<br>ミサンザイ古墳                             | 百舌鳥陵山古墳・石<br>津ヶ丘古墳・播鉢山 |
| 御廟山古墳   | 百舌鳥陵墓参考地                 | 御廟山古墳  | 百舌鳥御廟山古墳               |
| ニサンザイ古墳 | 東百舌鳥陵墓参考地                | ニサンザイ古墳  | 土師ニサンザイ古墳              |
| 津堂城山古墳  | 藤井寺陵墓参考地                 | 津堂城山古墳   | 小山城山古墳                 |
| 仲哀天皇陵古墳 | 仲哀天皇恵我長野西陵               | 岡ミサンザイ古墳   |                        |
| 允恭天皇陵古墳 | 允恭天皇恵我長野北陵               | 市野山古墳  | 市ノ山古墳                  |
| 仲姫命陵古墳  | 応神天皇皇后仲姫命仲津山陵            | 仲津山古墳  |                        |
| 応神天皇陵古墳 | 応神天皇恵我藻伏崗陵               | 誉田御廟山古墳  | 誉田山古墳                  |
| 白鳥陵古墳   | 白鳥陵                      | 前の山古墳  | 軽里大塚古墳                 |



密集した多様な規模・形状の古墳群  
古市エリアの復元俯瞰イメージ

## 第3章

# 記載のための価値証明

- 3.1.a 総合的所見
- 3.1.b 評価基準への適合性の証明
- 3.1.c 完全性の言明
- 3.1.d 真実性の言明
- 3.1.e 保護と管理に必要な措置
- 3.2 比較分析
- 3.3 顕著な普遍的価値の言明案



## 3. 記載のための価値照明

### 3.1.a 総合的所見

百舌鳥・古市古墳群は、古代日本列島を支配し、東アジア諸勢力との外交にあたった王一族やそれに次ぐ有力者たちの墓群である。この墓群は、古墳と呼ばれる顕著な墳墓の築造を特色とする古墳時代の最盛期であった4世紀後半から5世紀後半にかけて築造された。49基45件の一連の古墳は、重要な政治文化の中心地のひとつであった大阪平野の、大陸に向かう航路が発する海を望む台地上に位置している。本資産は、世界でも独特な鍵穴型をもつ墓、最大のもは長さおよそ500メートルにも及ぶ巨大古墳を多数含み、これらに様々な大きさと形状で差異化された中小墳墓を伴って群を形成している。世界各地の多くの墳墓の墳丘が棺や室に盛土・積石しただけのものであるのに対して、古墳の墳丘は葬送儀礼の舞台として幾何学的に精緻なデザインを施し、埴輪などの土製品で飾り立てた建築的な傑作であった。

この時代、中国の政治的混乱に起因する周辺地域の国際秩序の変化が、東アジア各地において王権の形成を促した。各地の王権により営まれた墓の中でも、日本列島の墳墓は地上にそびえるモニュメントとして墳丘の外観をとりわけ顕著に発達させたものである。本資産の古墳に見られる圧倒的な規模の格差や型式の多様性、大小の古墳が密集した配置は、この時代の王権の階層化された権力構造を視覚的に示している。列島各地に多数造営された古墳における葬送儀礼は、権力の継承及び中央と地方の勢力の結びつきを確認・強化するものであった。こうした高い社会的意義を背景として、墳丘の大きさと美しさが追求された古墳は、土製建造物のたぐいまれな技術的到達点を示すものとなった。築造後約1600年を経てもなお並外れた形態をとどめていることは、その技術水準の高さを物語っている。

本古墳群は、大陸の法体系の影響を受けて、古代中央集権体制を確立した新たな歴史段階を迎える直前にあって、激動する東アジア情勢への対応として展開した、墳墓によって権力を象徴した日本列島の人々の歴史を物語る顕著な証左である。

### 独特な外観を発達させた土製建造物

本資産は、世界にも類をみない独特な外観を発達させた墳墓が密集した墳墓群である。

墳墓は世界各地で多数造られてきたが、同時代、同地域においては、一種類の形態をとることが通例である。それに対し、百舌鳥・古市古墳群では、前方後円墳、帆立貝形墳、円墳、方墳という4種類の基本墳形によって古墳が造られた。加えて、それらの墳丘の規模は、墳墓として世界最大級の墳長を示す仁徳天皇陵古墳（486 m）から20 m程度の小古墳まで幅広い。規模の違いは、体積においてさらに顕著であり、応神天皇陵古墳（約143万 $\text{m}^3$ ）や仁徳天皇陵古墳（約140万 $\text{m}^3$ ）と最小の古墳との差は実に2800倍近くにも及ぶ。このような墳形と規模の間には相関関係があり、大型の古墳はいずれも前方後円墳である一方、比較的小規模な古墳は、帆立貝形墳、円墳、方墳である。

以上のような規模の顕著な幅広さの一方で、各古墳の形状及び構造は標準化された型式に沿って構成されたものである。今日の古墳は、一見して樹木に覆われた森のように見えるものの、現地表下に残された墳丘は、左右対称の幾何学的形態を呈し、円・三角・方の各種図形、ならびに水平面および一定の角度に保たれた斜面を組み合わせた、複雑かつ均整のとれた土製構造物である。各古墳の築造は、このような立体的な設計技術と盛土等の施工技術の洗練によって実現されたものである。

墳丘そのものの整美に加え、その上面に葺石や埴輪などの様々な装飾が加えられたことも重要な特色の一つである。また、墳墓としての機能の中心となる埋葬施設は、墳丘がほぼ完成した段階でその頂部から掘り込まれた墓穴の中に位置している。つまり、古墳の墳丘は、埋葬そのものを含む葬送儀礼を執行するためのいわば舞台として設えられたものであり、世界の様々な地域で営まれた墳墓の墳丘の多くが、埋葬施設を構築した後、それを覆い隠すものとして盛土や積石されたことと大きく相違する。

上記のように、古墳は、墳丘上面を葬送儀礼の舞台とした墳墓が標準的型式に従いつつ、多様な形と極めて幅広い規模の組み合わせをもって築造されたものであり、それらが密集した本資産の偉容は世界の墳墓の中でも特筆すべきものである。

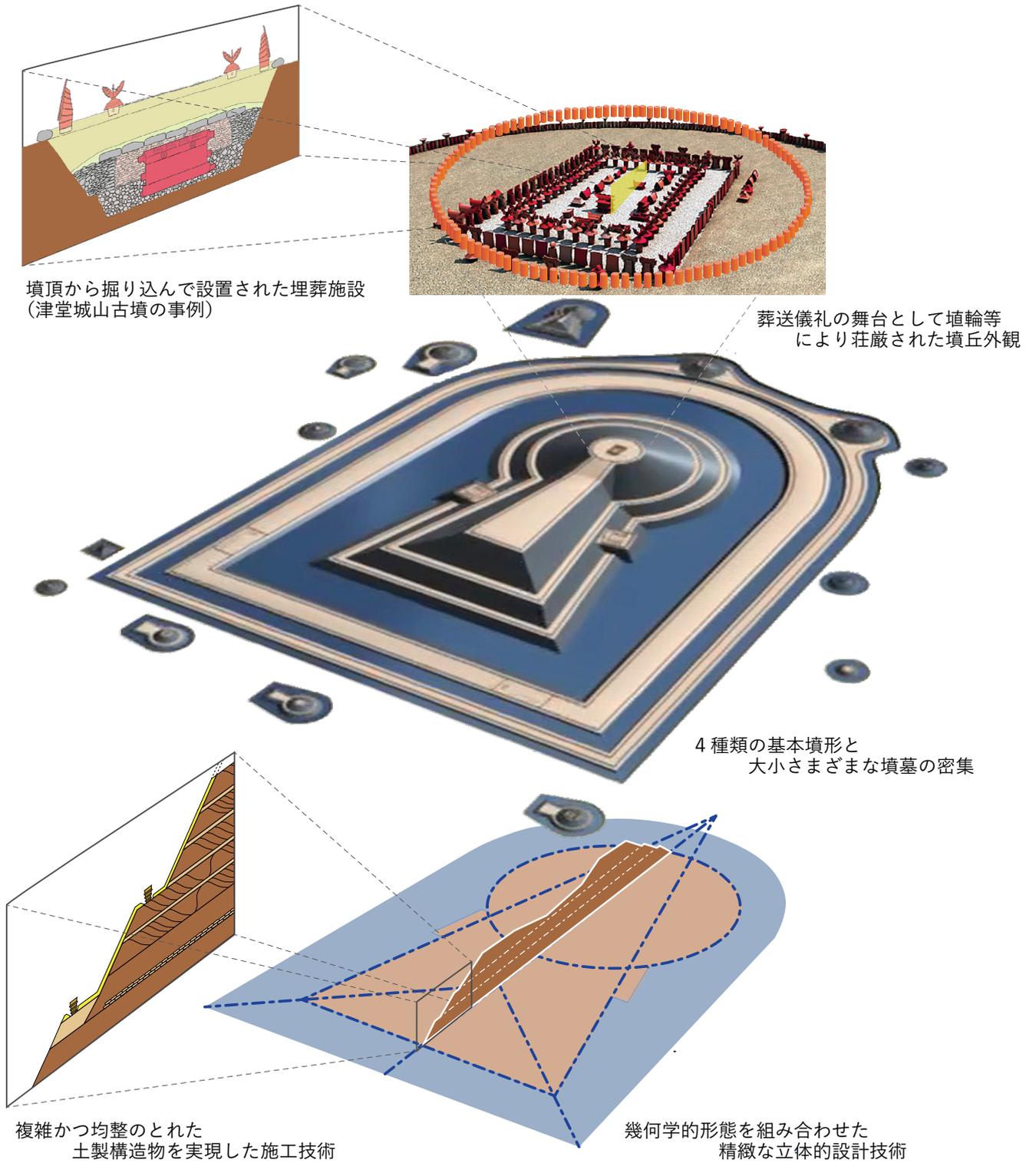


図 3-1 独特な外観を発達させた土製建築物

### 古代王権の社会・政治構造を示すモニュメントとしての古墳群

本資産が築造された古墳時代は、中国大陸の政治的混乱に起因する東アジア国際秩序の変化を背景としながら、日本列島に初めて広い政治的まとまりが作られた、古代王権の形成・発展期にあたる。列島全体で総数16万基以上に及ぶ古墳の分布の広がり、各地の有力者をたばねた王権の影響の及ぶ範囲を示すものと理解されている。

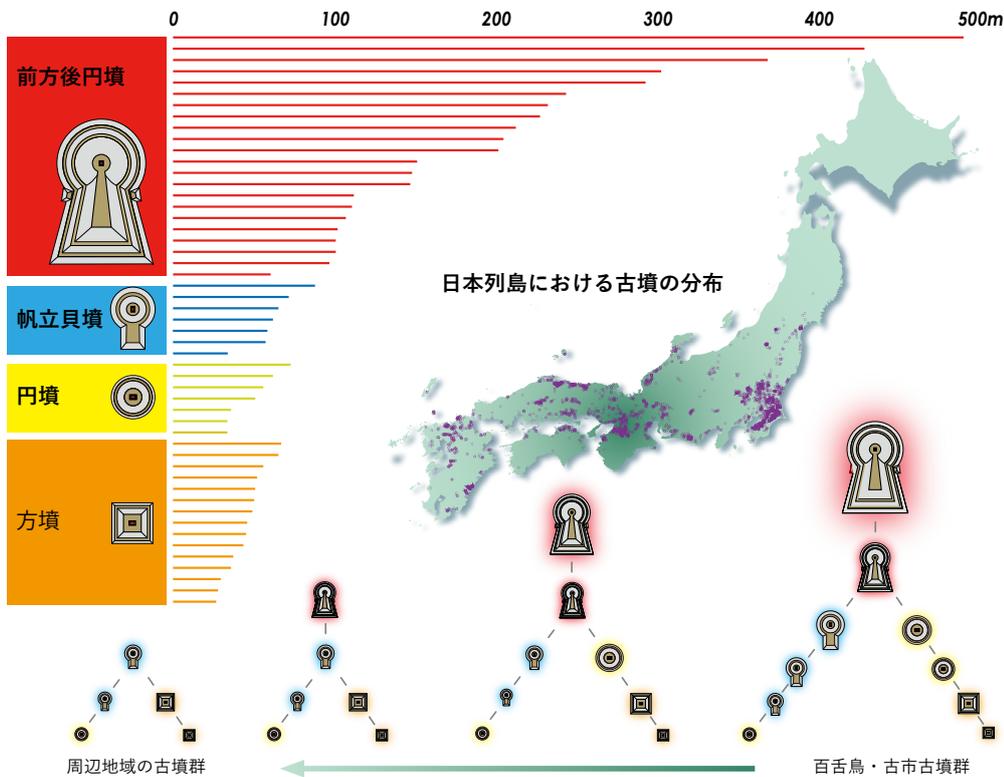
古墳は、この時代の有力者層の墓であり、その墳形と規模の組み合わせにみられる格差は、被葬者の社会的地位の序列を示したものと理解されている。本資産に多数含まれる巨大古墳は、その頂点に位置する古代日本の王およびそれに次ぐ有力者の墓と考えられるものである。加えて、中小規模の前方後円墳、さらに小さな帆立貝形墳、円墳、方墳が密集して配置された幅広い古墳群の構成は、王とその他の有力者たちが形成した王権中枢の権力構造を窺わせるものと評価されている。

前方後円墳をはじめとする古墳は、日本列島の北東から南西へ1200km以上に及ぶ広い範囲に分布しており、墳墓を媒介として社会的地位を表した独特な文化はこの地理的範囲において共有された。その中でも古墳時代の最盛期において最大の規模を誇る古墳は、本資産に集中的、継続的に築造された。そして巨大前方後円墳の築造が繰り返されることにより、いっそうの技術の発展と古墳の型式変化がこの古墳群で促された。それらの技術や新たな型式は、列島各地における古墳造りにおけるモデルとして参照され、葬送儀礼に関わる埋葬施設や埴輪等とともに、本資産で創出された新たな要素は列島各地へと影響を及ぼしたものと考えられている。

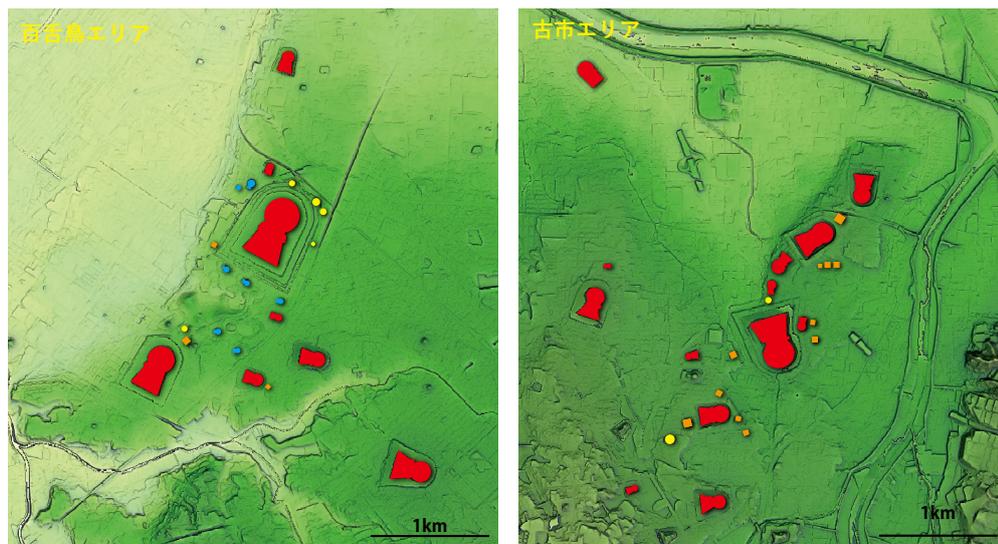
この時代、文字の使用は未だ普及しておらず、都市、宮殿や城塞等には顕著なものが認められない一方で、個人の権力の大きさと相互の格差を目に見える形で示した墳墓の築造には、多大な労働力が集約された。古墳時代の後、日本列島の社会は、大陸の法体系の影響を受けて古代中

中央集権体制の確立に向けて大きく変化していくが、その直前にあって、墳墓によって権力を象徴した、独特な歴史的段階があったことを古墳は物語っている。本資産は、このような日本列島における古代王権の形成・発展を伝える、日本列島の古墳の代表例と評価されている。

百舌鳥・古市古墳群の形と墳長



百舌鳥・古市古墳群を規範とした日本列島各地の古墳群の序列的な構成モデル



王権の階層化された権力構造を示す百舌鳥・古市古墳群の古墳分布

図 3-2 古代王権の社会・政治構造を示すモニュメントとしての古墳群

## 3.1.b 評価基準への適合性の証明

### ( i ) 条約上の遺産種別

百舌鳥・古市古墳群は、世界遺産条約第1条及び作業指針第45段落に規定される、「記念物」及び「遺跡」にあたる。

### ( ii ) 評価基準への適合性の証明

以下に示す理由に基づき、「百舌鳥・古市古墳群」は、世界遺産一覧表への記載のための評価基準のうち、(iii) および (iv) が適用できると考える。

#### 【評価基準 (iii)】

現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。

百舌鳥・古市古墳群は、群として築造された墳墓の規模と形によって当時の政治・社会の構造を表現した、古墳時代の文化を物語る傑出した証拠である。

本資産は、古墳時代において、社会階層の違いを示唆する高度に体系だった葬送文化が存在し、古墳築造が社会の秩序を表現していたことを物語っている。また本資産は、各地の古墳群が形づくる階層構造の頂点に位置し、かつ最も充実した典型的な階層構造は列島一円の古墳群の群構成の規範となった。古墳とそこでの儀礼を通じた社会統治のあり方は列島の広い範囲に及ぶこととなり、その総数は16万基以上を数えるに至った。

## 百舌鳥・古市古墳群に表れた序列的な墓制の体系

本資産は、500 m以上から20 m程度の規模に及ぶ顕著な格差をもつ古墳が密集したものである（2.a「資産の内容」27頁参照）。列島最大の前方後円墳を頂点とした多数の古墳による古墳群の群構成は、全国でもっとも多様なあり方を示すものであり（3.2「比較分析」210頁参照）、多大な労力と財とがぎ込まれた本資産は、王を頂点とする王権中枢の有力者たちの墓所であったと考えられている。

密集した多様な古墳

本資産に包含される4種類の古墳の墳丘の形と規模の組み合わせには相関関係があり、大規模な古墳はいずれも前方後円墳であるのに対し、帆立貝形墳、円墳、方墳の規模は小さい（2.a「資産の内容」32頁参照）。古墳の規模の違いや、形状の複雑さを異にする墳形の違いは、その築造に際して動員された労働力及び用いられた設計・施工の技術力の違いを示すものであり、そこに葬られた被葬者が有した権力の大小及び社会階層の序列を意味するものと理解されている。

4つの標準化された型式

各古墳の墳丘は、墳頂部から掘り込んだ墓穴の内部に遺体を納めるためだけのものではなく、表面を葺石や埴輪、木製品で飾り立てた、葬送儀礼の舞台装置と言えるものである（2.a「資産の内容」38頁参照）。埋葬施設の形式や遺体とともに埋納された副葬品の質・量、あるいは埴輪区画の構成と規模など、さまざまな要素には、上位と下位の序列があり、それは墳丘の型式・規模と密接に関連している。このような古墳を舞台として執行された葬送儀礼は高度に体系だったものであり、被葬者の社会階層の違いを明瞭に表現したものであったと考えられる（2.b「歴史と発展」145頁参照）。

入念で独特な葬送儀礼の証左

## 列島各地の古墳とヤマト王権

このような葬送文化は、百舌鳥・古市古墳群のみならず、全国各地に広がっている。古墳時代、すなわち3世紀中頃から6世紀後半にかけての日本列島では、北東から南西約1200kmに及ぶ範囲に計16万基以上に及ぶ膨大な数の古墳が築造された。

列島における古墳の広がり

これらの古墳の墳形や埋葬施設の型式、副葬品の種類、埴輪などの装飾のあり方には、全国的な共通性があり、古墳の儀礼およびこのような墓制の体系による社会階層の表現が広い範囲で共有されたことが示されている（2.b「歴史と発展」134頁参照）。

列島各地の古墳築造現象は、この時代に成長してきた各地の有力者をたばねた古代王権の形成・発展を反映したものと理解されている。中国史書に登場する倭王を中心とする列島の政治勢力、すなわち日本古代史研究においてヤマト王権と呼ばれるこの勢力は、7世紀に列島で初めて法による社会の統治を開始する中央集権国家の前身にあたるものであり、古墳は、このような王権によって統治された社会の秩序を象徴するモニュメントとして営まれたものと考えられている（2.b「歴史と発展」135頁参照）。

ヤマト王権

### 古墳時代の文化とその中枢

ヤマト王権の勢力圏内では、居住、生業、手工業など、生活の多方面に関わる活発な交流が行われ、共通性の高い文化が営まれたことが考古学的に明らかとされている。そのような諸活動の中においても、突出した費用や労力が費やされた古墳の築造は、極めて社会的意義の大きいものであったと考えられる。

古墳時代の文化

一方この時代、文字史料あるいは都市や宮殿、城砦といった施設には際立ったものは認められない。このように、古墳時代とは世界でもまれにみる規模と数の墳墓築造に傾注した独特な時代であり、多様な古墳が群在する様相は、当時の社会関係や文化を理解するための無二の物証である（2.b「歴史と発展」136頁参照）

百舌鳥・古市古墳群は、上記のような古墳築造現象の中枢に位置するものであり、（2.b「歴史と発展」144頁参照）王権の影響の下で広まった、この時代の文化の存在を最も象徴的に伝える事例と評価される。大規模かつ緻密に設計された古墳の築造規格は、繰り返される巨大前方後円墳の造営に際して少しずつ変化し、新たな型式として他地域にも大きな影響を与えたものである。同様に埋葬施設や副葬品、埴輪の質、量についても本古墳群は傑出し、かつ全国各地の動向を牽引する存在であった（付属資料 3.a 補足論考「II 墳丘および周辺の諸施設の型式と構築技術」、「III 埋葬施設・副葬品・葬送儀礼」、「IV 埴輪」参照）。

古墳築造現象の中枢

### 【評価基準 (iv)】

歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、或いは景観を代表する顕著な見本である。

百舌鳥・古市古墳群は、日本列島独自の墳墓形式、すなわち古墳の顕著な事例である。それは、集団や社会の力を最も明瞭に誇示するモニュメントとして祖先の墓を築造した、この列島独特の歴史段階—すなわち東アジアの政治情勢を反映した古代王権の形成・発展過程—を物語るものである。

百舌鳥・古市エリアに密集して築造された古墳は、同時代に営まれたものでありながら、前方後円墳、帆立貝形古墳、円墳、方墳という4つの標準化された形、および20 mから500 m近くという著しく多様な規模差を含む。古墳は、世界各地の墳墓にしばしば見られるような棺・室に盛土・積石しただけの単純な墳墓ではない。それは、葬送儀礼の舞台としてデザインされ、葺石と埴輪で装飾され、幾何学を伴う高度な建築計画と技術をもって築造された、ユニークな建築的到達点である。

#### 墳丘の大きさ—密集した多様な古墳—

本資産には、墳長400 mを超える2基に加え、300 m台2基、200 m台7基、100 m台8基等、多数の巨大な前方後円墳が含まれる。特に最大の墳長規模を有する仁徳天皇陵古墳や最大の墳丘体積を誇る応神天皇陵古墳は、世界的に見ても比類なき規模の墳墓である。一方、本資産には小規模な古墳も数多く含んでおり、もっとも小さい20 m程度のもので規模の差はきわめて顕著であり、日本列島全体の古墳群においても最大の規模差を有する古墳群である(2.a「資産の内容」29頁参照)。

世界最大級の墳墓を頂点とする幅広い規模

墳丘長486 mの仁徳天皇陵古墳及び墳丘長425 mの応神天皇陵古墳の体積は、ともに140万 $\text{m}^3$ 以上を測るものであり、その築造には多大な労働力と長期にわたる施工期間を要したことは疑いない。さらに他の40基以上の古墳に必要な労働力を併せて考えると、百舌鳥・古市古墳群の築造が古代社会においてきわめて大規模な土木事業であったことが窺われる(2.a「資産の内容」33頁参照)。

築造にかかる労働力

### 独特な形態—4つの標準化された型式—

列島各地で造られた古墳は、しばしば複数が集まって群をなし、時期・地域によって群構成には特徴が認められる。その一方で、前方後円墳・帆立貝形墳・円墳・方墳といった墳形の基本形は広く共有されていた。百舌鳥・古市古墳群には、これらの標準的型式の全てが含まれている（2.a「資産の内容」32頁参照）。

標準的型式

今日の古墳の多くは、一見樹木に覆われた森のようにみえるものの、現地表下に残された墳丘は、左右対称の幾何学的形態を呈する。大型古墳で採用された前方後円形の型式は、古代日本で創出された、平面鍵穴形の独特な形態である（2.a「資産の内容」34頁参照）。

前方後円墳をはじめとする幾何学的形態

古墳は、円・三角・方の各種図形、ならびに水平面および一定の角度に保たれた斜面を組み合わせた、複雑かつ均整のとれた土製構造物である。こうした複雑かつ極めて巨大な立体的造形物が破綻なくまとめ上げられた背景には、周到な設計と綿密な測量があったことは疑いない。そのほか、窯業、石材や木材の加工、そして盛土の運搬や築成といった大規模な労働力を組織する労務管理能力など、さまざまな高度な技術が墳墓築造につき込まれた。結果として完成した古墳は、盛土による構築物でありながら、約1600年の風雨に耐え、現在でも整美な姿を留めている（2.a「資産の内容」35頁参照）。

高度な技術

### 葬送儀礼の舞台—入念で独特な葬送儀礼の証左—

世界の様々な地域で営まれた墳墓の墳丘は、埋葬施設を構築した後、その上部に盛土や積石をして構築されたものが多い。日本の古墳の墳丘は、埋葬そのものを含む葬送儀礼を執行するためのいわば舞台として設えられたものと考えられている。すなわち埋葬施設は、墳丘築造の最後、あるいはその完成後に頂部から掘り込まれた墓穴の中に構築されたものであり、そこで行われる儀式は、墳丘上を舞台とした葬送儀礼の一環をなしていた。

葬送儀礼の舞台

精緻な幾何学的形態として設計された古墳における顕著な建築的表現は、モニュメントの誇示という意味合いだけでなく、このような儀礼のあり様とも深くかかわって発達したものと理解されている（2.a「資産の内容」38頁参照）。

### 東アジアにおけるヤマト王権の発展期

古墳時代は、中国王朝の分裂に起因する東アジア情勢の混乱期にあたり、国際情勢の変化を背景として、中国北東部から日本列島にかけての地域の諸勢力が権力集中を進めた時代である。東アジア各地の古代王権は、相互に敵対と友好を含む複雑な政治的関係を取り結び、技術や文化を含めたさまざまな面で活発な交流を行なった。このような諸王権の特質や交流の実態を推測させるもっとも分かりやすい考古学的証左が王のために造られた墳墓である。高句麗、百済、新羅、伽耶といったいずれの地域でもその前後の時代にはみられない、多大な財力や労働力をつぎ込んだ墓の発達が顕著となる（2.b「歴史と発展」146頁参照）。

#### 東アジアの古代王権と厚葬墓

日本の古墳の展開もこのような激動する東アジア情勢への対応として理解される。そして、それらは地上にそびえるモニュメントとしての墳丘の外観と規模を発達させ、各地の墳墓の中でもとりわけ顕著な存在となったものである（3.2「比較分析」201頁参照）。日本全体の古墳を象徴する本資産が、大阪湾の近くに位置する巨大化したモニュメントとして営まれたことは、東アジアとの交流が重視されたこの時代の歴史的背景を物語っている。

#### 日本の古代王権

このような墳墓が権力の象徴としての機能を果たすことにより、日本列島において、それまでにない大規模な政治的なまとまりとしてのヤマト王権—大陸からの先進的制度や文化をもとに7世紀後半に完成を見た中央集権国家の前身—が形成されたのである。

【各評価基準と OUV を伝達する属性との関係】

上述のとおり適用される評価基準と本資産の顕著な普遍的価値を伝達する属性（2.a「資産の内容」27-43頁）の関係性は、以下のように整理される。

表 3-1 各評価基準と OUV を伝達する属性との関係

| 属 性                    | 評価基準 iii) =文化的伝統<br>(序列的な墓制の体系)  | 評価基準 iv) =タイプ・類型<br>(土製モニュメントの建築的到達点)   |
|------------------------|--|---|
| 属性 a)<br>密集した多様な古墳     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本列島で最も充実した多様性を示す古墳群</li> <li>⇒列島各地の有力者たちの頂点に位置する王権中枢の権力構造の表現</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・顕著な格差を内包した大規模な群集形態</li> <li>⇒列島各地に広がる古墳群の群構成の見本</li> </ul>  |
| 属性 b)<br>4つの標準化された型式   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・墳丘規模の序列に応じた4種類の墳形</li> <li>⇒墳丘型式の序列に基づいた権力構造の表現</li> </ul>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・古墳時代の最盛期に営まれた型式と規模の幅広さを包含</li> <li>⇒4種類の型式をもつ古墳の見本</li> <li>鍵穴型をはじめとする幾何学的な墳形</li> <li>高度な設計・建設・労務管理能力</li> </ul> |
| 属性 c)<br>入念で独特な葬送儀礼の証左 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・古代の葬送儀礼のあり方の証左及び埋葬施設の様式の多様性</li> <li>⇒埋葬施設等の序列に基づいた権力構造の表現</li> </ul>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・埴輪・葺石などの装飾を伴い、葬送儀礼の場として設計された古墳</li> <li>⇒葬送儀礼の舞台として独特な外観を傳達させた古墳の見本</li> </ul>                                    |

## 3.1.c 完全性の言明

本資産は、古墳時代の文化を特徴づける日本列島固有の墳墓型式である古墳により、古代王権を視覚的に表現した物証として、完全性を十分に有している。本資産を構成する 49 基 45 件の古墳は、王権の統治のあり方を最も顕著に示す古墳時代中期に属する王権の古墳を選択し、保存状態が良好なものを網羅したグループである。

本資産は、歴史的にまとまった最高の事例を取り上げたその群としての総体において、古墳群の顕著な普遍的価値を伝える三つの属性、つまり密集した多様な古墳、4 つの標準化された型式、入念で独特な葬送儀礼、を表している。

各構成資産は、顕著な普遍的価値の証左となる墳丘等の遺構を含む範囲を確保している。構成資産の保存状況は全体として良好であり、所有者あるいは管理者により適切に管理がなされている。資産周辺は、長い歴史の中で市街化が進んでいるが、十分な範囲の緩衝地帯を設定し、包括的保存管理計画に基づいて保全のための対策を実施することにより、資産の適切な保護を実施する。

資産の全体は、『世界遺産条約履行のための作業指針』第 88 項に示された以下の諸点に基づき、高い完全性を保持している。

### (i) 顕著な普遍的価値が発揮されるのに必要な要素がすべて含まれているか (第 88 項 -a)

本資産は、多様な規模と 4 種類の墳形の全てを含む、密集した一連の古墳群であり、総体として古墳時代の最盛期である中期の古墳の類型を全て包含している。49 基 45 件の構成資産は、中期に属する古墳のうち保存状態等が良好なものを全て選んだ結果によるものである。その顕著な普遍的価値を伝える属性である古墳群の特質、つまり密集した多様な古墳、4 つの標準化された型式、入念で独特な葬送儀礼は、これら 49 基 45 件の古墳の総体によって証明されている。本来築造された古墳の一部には、すでに失われたものもあるが、それらはいずれも小規模なもので、主要な古墳は今日まで保存されている。

**(ii) 資産の重要性を伝える諸要素・過程を完全に表す上で適切な範囲が確保されているか (第88項 -b)**

各構成資産の資産範囲は、国有財産（皇室用財産）としての陵墓および／または文化財保護法に基づく史跡の指定範囲に一致もしくは包含されるものである。それは、個々の古墳の墳丘および濠等の重要な遺構を含む範囲を確保するものであり<sup>1</sup>、個々の古墳、および古墳群総体でもって、属性の十分な理解が可能になる。選ばれた構成資産の総体が顕著な普遍的価値を伝えており、総体によって価値の理解が可能になる。

1. 構成資産の中には、墳丘周囲の埋没した濠・堤が資産範囲の外側に存在する古墳もあるが、これらの範囲は、いずれも緩衝地帯内に位置するうえ、文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地として、将来的な史跡指定も見据えつつ、周知・調査等の取扱いが適切になされている。

**(iii) 開発及び／又は管理放棄による負の影響を受けているか (第88項 -c)**

本資産の全範囲は、陵墓および／または文化財保護法に基づく史跡として保護されており、国と地域の行政が、民間所有者と連携して適切に保存管理を行っている。したがって本資産の顕著な普遍的価値に対する開発や管理放棄による負の影響はない。

資産の周辺は、長い歴史の中で市街化が進んでおり、過去の開発の影響によって必ずしも理想的な周辺環境にあるとは言えない構成資産も含まれている。しかしながら今後は、十分な範囲の緩衝地帯を設定し、資産価値に負の影響を与える行為に対して法的規制を行うとともに、包括的保存管理計画において保全のための対策を示すことによって、周囲の状況改善を着実に進めていく。

## 3.1.d 真実性の言明

本資産の真実性は、顕著な普遍的価値に貢献する各構成資産の諸属性に関する十分な学術的・考古学的調査研究により裏付けられている。資産の真実性は、形態・意匠、材料・材質、用途・機能、において維持されている。

資産である 49 基 45 件の古墳は、古墳時代中期に築造された考古学的遺跡として、ほぼ完全な状態で現代まで伝えられたものである。長い歴史の中で、一部の墳丘や濠については、山城（砦）やため池といった、本来の目的以外に使用されたものもあるが、古墳のデザイン・材質・内部施設等は、ほぼ原形のまま保たれている。また、近代以降、部分的に修繕が行われた古墳もあるが、本来の姿に十分な配慮がなされている。

本資産の考古遺跡としての特性および要素を踏まえつつ、『世界遺産条約履行のための作業指針』第 82 項に基づき、「形態・意匠」・「材料・材質」・「用途・機能」の真実性について以下で記述する。

百舌鳥・古市古墳群は、海や低地を望む台地上に 4 世紀後半から 5 世紀後半に築かれた古墳群である。古墳の墳丘は、築造された後、樹木に覆われた一見小山のような状態で保存されてきた。古代における朝廷による管理の後、中近世以降（13 世紀以降）、多くは入会地として利用されたが、表面は、土・樹木に覆われていたため、地表下の遺構は今日まで良好に伝えられている。

中世（14～16 世紀ごろ）には一部（2 つの構成資産 [22][23]）の古墳の墳丘が簡単な建物を伴う山城として利用され、新たな歴史的層位が加えられたが、前方後円墳としての形状は保たれ、埋葬施設は墳丘の内部に保存されている。なお、考古学的発掘調査の結果に基づき、築造当初の墳丘の姿を図上で再現することが可能である。

近現代以降（20世紀以降）、資産およびその周辺で、科学的な発掘調査や測量調査が多く実施され、古墳の墳形および規模が確認された。調査成果は、これらがいずれも人工的に盛り上げられたマウンドをもち、古墳時代中期に築造されたものであることを示している。このことは、近年大いに進展した、航空レーザー測量等の成果によって、より確かなものとされている。また、不時発見や発掘調査により、一部に埋葬施設が明らかになったものもあるが、基本的に必要以上の発掘調査は行わず、潜在的価値を後世に引き継ぐこととしている。

さらに、陵墓や文化財として修繕が行われる際にも、各種の研究に基づき、形態・施工手法等について十分な検討を重ねた上で施工されてきた。いくつかの古墳において保護・管理用施設や通路等を設置する際に、空間的・強度的な制約等により、一部本来と異なる材質が用いられたものもあるが、いずれも本来の古墳の形態に十分な配慮が加えられている。

以上により、本資産の「形態・意匠」・「材料・材質」・「用途・機能」の真実性は疑いない。

なお、セッティングに関しては、1600年という長い時間の経過の中で、周辺の市街化等の変化が生じているものの、資産が周辺地形の中で占める位置、各古墳の位置関係、及び資産の価値を支える密集した古墳の在り方に変化が無いことは確かである。

## 3.1.e 保護と管理に必要な措置

資産の全範囲は、国と地域の行政が、民間所有者と連携して法に基づき適切に管理している。構成資産の保護の制度は二つあり、陵墓に指定されている国有財産と、文化財保護法に基づく史跡に指定されている財産のいずれかまたは双方に指定されている。

緩衝地帯は、古墳の眺望景観を阻害する開発や資産の価値へ負の影響を与えるその他の行為が生じないよう管理することを主眼に全ての構成資産を包含する十分な範囲を設定し、都市計画法・景観法・屋外広告物法に基づき、建築物の高さと形態意匠、屋外広告物の設置等に適切な制限を設けている。さらに、資産がもつ顕著な普遍的価値を保存継承していくために、包括的保存管理計画を策定した。これに基づき、保存管理及びその周辺環境の保全にかかる事項について関係機関が定期的かつ必要に応じて協議を行う体制をすでに整えている。

長期的な取り組みとして、資産がもつ顕著な普遍的価値を資産全体として、人々にわかりやすく伝えるため、個々の構成資産の性格をふまえ、地域住民の理解と協力を促しつつ、年次計画に沿って整備や来訪者受入れのための施策を着実に進めていく。

## (i) 資産の保護

資産の全範囲すなわち全ての古墳では、関連する法体系に基づいて資産の確実な保護が図られており、現状の変更を厳しく制限されている。陵墓については、それが天皇及び皇族を葬る所であるという性質に基づき、政府（宮内庁）が、静安と尊厳の保持を根本的な目的として管理を実施している。史跡については、地域の行政が民間所有者と連携しつつ、文化財保護法に基づいて管理を行っている。また、百舌鳥エリア、古市エリアには個別の保存管理計画が定められている。

さらに、資産の保存管理及び緩衝地帯の保全に関連する行政当局は、「百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産協議会」を構成し、「包括的保存管理計画」をふまえ、専門家から構成される学術委員会及び文化庁からの助言を受けつつ、資産及びその周辺環境の保存管理にかかる事項に関し、定期的に協議する。このように、いずれの構成資産についても確実な保存管理が担保されている（5.e「資産の保存管理計画又はその他の保存管理体制」284頁参照）。

## (ii) 緩衝地帯における保全

資産の周辺の緩衝地帯は、古墳の眺望景観を阻害する開発や各種行為が資産への負の影響を制御し、古墳と調和のとれた景観を形成・維持することを目的にする。その範囲は、古墳群の立地の前提条件となった丘陵・台地等の自然地形に即し、地形変換ラインや河川およびそれらに規定されて形成されてきた街区等に基づいて設定したものである。

緩衝地帯内では「建築物の高さ」「建築物の形態意匠」「屋外広告物の設置等」に関する規制を行い、古墳とともに育まれてきた落ち着いたのある市街地景観、古墳に対する眺望、市街地と古墳群との調和のとれた景観の維持・形成を図る。また、これらの景観を保全するために、緩衝地帯にふさわしい土地利用の誘導を図る（5.c「保護の実施手段」263頁参照）。

### (iii) 長期的課題に対する戦略

資産がもつ顕著な普遍的価値を地域住民や来訪者へわかりやすく伝えるため、個々の構成資産の特徴を踏まえつつ、世界遺産としてふさわしい整備や来訪者受入れのための取組を進める。また世界遺産として登録された場合に予想される来訪者の増加に伴い、地域住民と来訪者の間に摩擦が生じないよう、資産の顕著な普遍的価値へ負の影響が及ぶことのないよう、円滑な来訪者受入れ体制を構築する。さらに、古墳に対するもっとも身近な関係者である地域住民や、民間団体が実施する資産と周辺環境の保全に寄与する活動に行政機関も積極的に支援していく。

## 3.2 比較分析

### ( i ) 比較分析の方針

古墳の基本的性格は遺体を埋葬する墓である。そしてそれは膨大な労働力や財力がつぎ込まれた厚葬墓であることを大きな特色とする。厚葬墓は、世界各地のさまざまな時代・社会の有力者集団にみられる普遍的な現象である。その具体的な姿はきわめて多様であり、地上に壮麗なモニュメント（墳丘や霊廟）をもつものもあれば、地下に精巧な墓室を造った後、人目に触れぬようすっきり埋め戻してしまう場合もある。さらに、盛土、石造り、レンガ造り等、地域や時代の離れた場所で同じような構築方法がとられることもある。

このように多様な厚葬墓の中の主要な類型の一つとして、盛土による墳丘を設けた墳墓があり、百舌鳥・古市古墳群はその顕著な事例である。このため、比較分析では、世界各地の墳墓の中に同種の資産が存在するか否かを確認するとともに同一の地理 - 文化的範囲に属する東アジアの資産に関して、より詳細な検討を行うこととし、属性 a) 密集した多様な古墳、属性 b) 4つの標準化された型式、c) 入念で独特な葬送儀礼の証左という、本資産の属性に留意して比較を行う。さらに、同一文化に属する墳墓との比較により百舌鳥・古市古墳群の代表性を明らかにする。以上の方針に基づき、比較分析を以下の3部構成としてまとめることとする。

- 同種の世界遺産登録資産及び暫定一覧表記載資産との比較
- 東アジアの世界遺産登録資産及び暫定一覧表記載資産との比較
- 古墳文化の類似資産との比較

### ( ii ) 世界の類似資産の概観

#### ( ii )-1 地域・時代別にみた世界の類似資産

表 3-1 は、世界全体の世界遺産リスト記載資産及び暫定一覧表記載資産を検討し、墳墓を含むことが確認できる資産を整理した結果である（付属資料 5.a 海外類似資産一覧）。これを地域 - 年代に従って整理すると表

3-2 のとおりとなる。次段落以降で各資産に付されている番号は、類似資産の参照が番号である（表 3-1 最右欄参照）。

アフリカでは、類似資産は多くないが、ストーン・サークル群（3）や 15 世紀の帝国の君主の墓（4）など、特徴ある資産が登録されている。

アラブ諸国の一つであるエジプトには、著名な紀元前 3 千年紀のピラミッド（10）があり、時代がくだった紀元前 1 千年紀のスーダンの 2 資産でも、規模は小さいながらピラミッド形式の墳墓が築造されている（13・14）。アラビア半島では、紀元前 3 千年紀の銅器時代に始まる積石塚造りの伝統を示す複数の資産が知られている（11・15・21・22）。同半島で、新しい時期に顕著な墳墓が見つかっていないことは、イスラム化の影響により、埋葬方法が変化したことと関連するものと思われる。

アジア・太平洋の資産として、紀元前 1 千年紀の中国大陸西部～北部にかけて遊牧民族に関連する墳墓資産（42・43・47・55）が確認できる。一方、中国大陸中央部では、新石器時代（36・50）に始まり、紀元前 3 世紀に巨大な秦始皇陵（25）が築造され、前漢皇帝陵（45）がこれに続く。その後、墳墓築造は、中国東北部、朝鮮半島および日本列島に広がり、紀元後 7 世紀頃まで多数築造された。百舌鳥・古市古墳群は、そんな資産の一つである。その後も、中国および朝鮮半島の王朝により、墳墓（31・32・33）が造られ、最終的に築造は 20 世紀まで至っている。また東アジアの周辺地域の王朝によって築造された墳墓（34・40・54）も知られている。

ヨーロッパ／北アメリカでは、新石器時代（57・58・59・60・81）及び青銅器時代（61・62・63）の多数の墳墓のほか、紀元前 1 千年紀にアナトリア周辺の諸勢力により造られた、多くの墳墓（64・65・66・67・68・69・73・74・80・88）が知られている。一方、ヴァイキング時代に営まれた資産（70・78・79）および北米の資産（71・86）を除き、紀元後に顕著な墳墓がリストに表れないことは、キリスト教化の影響により、埋葬方法が変化したことと関連するものと思われる。

ラテンアメリカ諸国では、紀元後 3～10 世紀に栄えたマヤ文明の遺跡を中心に墳墓を含む資産（91・92・93・94）が知られている。



写真 3-1  
セネガンビアのストーン・サークル群（ガンビア、セネガル）



写真 3-2  
メンフィスとその墓地遺跡 - ギーザからダハシュールまでのピラミッド地帯（エジプト）



写真 3-3 秦始皇陵（中国）



写真 3-4  
ボイン渓谷の遺跡群（アイルランド）



写真 3-5  
ティカル国立公園（グアテマラ）

表 3-1 世界の類似資産

■：既登録資産 □：暫定記載資産

| 地域      | 資産名 / 登録年 / 締約国                                      | 評価基準                 | 注記                        | 参照番号 |
|---------|--|----------------------|---------------------------|------|
| アフリカ    | ンゴロンゴロ保全地域 (2010) タンザニア                              | iv, vii, viii, ix, x | 新石器時代                     | 1    |
|         | サルーム・デルタ (2011) セネガル                                 | iii, iv, v           | 8～16世紀                    | 2    |
|         | セネガンビアのストーン・サークル群 (2006) ガンビア、セネガル                   | i, iii               | (前3～後16世紀)                | 3    |
|         | アスキア墳墓 (2004) マリ                                     | ii, iii, iv          | ソンガイ帝国                    | 4    |
|         | オケ・イダンレ (イダンレ・ヒル) (2007 暫定記載) ナイジェリア                 | ii, iii, v           | 記載なし                      | 5    |
|         | エス・スク (1999 暫定記載) マリ                                 | ii, iv               | 記載なし                      | 6    |
|         | ゲデオの複合的な文化的・自然景観 (2012 暫定記載) エチオピア                   | i, iii, v, vii, x    | 記載なし                      | 7    |
|         | アウェロスの墳墓 (2015 暫定記載) ジブチ                             | iii, vi              | 前3000年頃                   | 8    |
|         | セケアンの墳墓 (2005 暫定記載) セネガル                             | 記載なし                 | 記載なし                      | 9    |
| アラブ諸国   | メンフィスとその墓地遺跡 - ギーザからダハシュールまでのピラミッド地帯 (1979) エジプト     | i, iii, vi           | エジプト王朝 (古王国・中央国時代) 前28世紀～ | 10   |
|         | バット、アル・フトウム、アル・アインの古代遺跡群 (1988) オマーン                 | iii, iv              | ウンム・アン・ナール文明 前3千年紀        | 11   |
|         | ティパサ (1982) アルジェリア                                   | iii, iv              | マウレタニア王国 前1世紀～            | 12   |
|         | ゲベル・バルカルとナパタ地域の遺跡群 (2003) スーダン                       | i, ii, iii, iv, vi   | クシュ王国 (ナパタ王国) 前7～前4世紀     | 13   |
|         | メロエ島の古代遺跡群 (2011) スーダン                               | ii, iii, iv, v       | クシュ (メロエ) 王国 前3世紀～        | 14   |
|         | ティルムン・タイロス時代の墳墓群 (2008 暫定記載) バーレーン                   | iii                  | 前3千年紀半ば～後1千年紀半ば           | 15   |
|         | ザール遺産公園 (2001 暫定記載) バーレーン                            | 記載なし                 | 記載なし                      | 16   |
|         | ブウ・ヘドマ国立公園 (2008 暫定記載) チュニジア                         | vii, viii, x         | 記載なし                      | 17   |
|         | エル・ゲール (1995 暫定記載) モロッコ                              | iii                  | 原始時代 前4世紀頃                | 18   |
|         | ハマド市街歴史的墳丘地域 (2001 暫定記載) バーレーン                       | 記載なし                 | 記載なし                      | 19   |
|         | ヌミディアおよびモーリタニアの王廟とイスラム以前の葬礼モニュメント (2002 暫定記載) アルジェリア | ii, iii, iv          | 5～6世紀                     | 20   |
| アジア／太平洋 | ビシアとサリュートの文化的景観と遺跡群 (2014 暫定記載) オマーン                 | ii, iii, iv, v, vi   | 青銅器時代前期始め                 | 21   |
|         | ウンム・アン・ナール島の集落および墓地 (2012 暫定記載) アラブ首長国連邦             | ii, iii              | 青銅器時代                     | 22   |
|         | モンゴル・アルタイ山系の岩絵群 (2011) モンゴル                          | iii                  | 青銅器時代～                    | 23   |
|         | タムガリの考古的景観にある岩絵群 (2004) カザフスタン                       | iii                  | 青銅器時代・初期鉄器時代～             | 24   |
|         | 秦始皇陵 (1987) 中国                                       | i, iii, iv, vi       | 秦王朝 前3世紀                  | 25   |

| 地域                                     | 資産名 / 登録年 / 締約国   | 評価基準                     | 注記                       | 参照番号 |
|--|---|--------------------------|--------------------------|------|
| アジア／<br>太平洋                            | 古代高句麗の王城と墳墓群（2004）中国<br>（184 頁で詳細比較）  | i, ii, iii, iv, v        | 高句麗王国（前期）3～4 世紀          | 26   |
|  | 高句麗墳墓群（2004）北朝鮮<br>（185 頁で詳細比較）   | i, ii, iii, iv           | 高句麗王国（後期）5～7 世紀          | 27   |
|  | 慶州歴史地域（2000）韓国<br>（186 頁で詳細比較）  | ii, iii                  | 新羅 5～6 世紀（三国時代）          | 28   |
|  | 百濟歴史地域（2015）韓国<br>（186 頁で詳細比較）  | ii, iii                  | 百濟 5～7 世紀                | 29   |
|  | 宗像・沖ノ島と関連遺産群（2009 暫定記載）<br>日本<br>（200 頁で新原奴山古墳群として比較）                                 | ii, iii, iv, vi          | （4～10 世紀）                | 30   |
|  | 開城の歴史的建造物群と遺跡群（2015）北朝鮮   | ii, iii                  | 高麗王朝 10～14 世紀            | 31   |
|  | 明・清朝の皇帝陵墓群（2000, 2003, 2004）<br>中国  | i, ii, iii, iv, vi       | 明・清王朝 14～20 世紀           | 32   |
|  | 朝鮮王朝の王陵群（2009）韓国  | iii, iv, vi              | 朝鮮王朝 14～20 世紀            | 33   |
|  | フエの歴史的建造物群（1993）ベトナム  | iv                       | 阮朝 19～20 世紀              | 34   |
|  | 武夷山（1999）中国   | iii, vi, vii, x          | 記載なし                     | 35   |
|  | タハテ・スレマーン（2003）イラン  | i, ii, iii, iv, vi       | 前 1 千年紀前半                | 36   |
|  | 良渚遺跡（2013 暫定記載）中国   | ii, iv, vi               | 新石器時代 前 3500 – 前 2200 年頃 | 37   |
|  | 高霊池山洞の大伽耶古墳群（2013 暫定記載）<br>韓国（187 頁で詳細比較）   |                          |                          |      |
|  | 金海 - 咸安の伽耶古墳群（2013 暫定記載）<br>韓国（187 頁で詳細比較）  |                          |                          |      |
|  | 西夏皇帝陵群（2013 暫定記載）中国   | iii                      | 西夏 11～13 世紀              | 40   |
|  | 飛鳥・藤原の宮都とその関連遺産群（2007<br>暫定記載）日本  | ii, iii, iv, v, vi       | （6～8 世紀）                 | 41   |
|  | 天山山脈北部（Ile-Alatau 国立公園）（2002<br>暫定記載）カザフスタン   | x                        | 初期鉄器時代、東部スキタイ            | 42   |
|  | モンゴル・アルタイ山系の高原（2014 暫定<br>記載）モンゴル   | ii, iii, iv, x           | パジリク文化 前 3 世紀前半          | 43   |
|  | 明・清朝の皇帝陵墓群の拡張：潞簡王墓（2008<br>暫定記載）中国  | ii, iii, iv, vi          | 明代                       | 44   |
|  | シルクロードの中国部分（2016 暫定記載）<br>中国<br>- 漢茂陵及び霍去病墓<br>- 果園 - 新城墓群<br>- 固原北朝 - 隋唐墓地<br>- 熱水墓群 | i, ii, iii, iv, v,<br>vi | 前漢                       | 45   |
| シルクロード（2012 暫定記載）カザフスタン                | ii, iii, iv, v, vi  | 前 5～後 7 世紀               | 46                       |      |
| キルギスタンのシルクロード関連遺産（2010<br>暫定記載）キルギス    | ii, iii, iv, v, vi  | 匈奴 前 1 千年紀末～後 1 千年紀前半    | 47                       |      |
| 朝鮮半島中央部の古代山城群（2010 暫定記載）<br>韓国         | iii, iv, v  | 記載なし                     | 48                       |      |
| マイダム - アホム王国の墳丘墓システム<br>（2014 暫定記載）インド | v   | タイ系アホム王朝 12～18 世紀        | 49                       |      |

| 地域                                     | 資産名 / 登録年 / 締約国                          | 評価基準               | 注記                           | 参照番号 |
|--|--|--------------------|------------------------------|------|
| アジア／太平洋                                | 紅山文化の遺跡群：牛河梁遺跡、紅山後遺跡、魏家高鋪遺跡（2013 暫定記載）中国 | i, iii, iv         | 紅山文化後期 5000 ～ 5500 年前        | 50   |
|  | タスマン文化の石列付き墳墓群（1998 暫定記載）カザフスタン          | なし                 | タスマン文化、サカ時代（前7～前3世紀）         | 51   |
|  | メルケのテュルク系民族の聖域（1998 暫定記載）カザフスタン          | なし                 | 記載なし                         | 52   |
|  | Zarautsoy の岩壁画群（2008 暫定記載）ウズベキスタン        | i, ii, iii         | 記載なし                         | 53   |
|  | 吐蕃ヤーロン（2001 暫定記載）中国                      | 記載なし               | 吐蕃 8世紀                       | 54   |
|  | ベガズィ・ダンディバイ文化の巨石廟（1998 暫定記載）カザフスタン       | ii, iii, iv        | ベガズィ・ダンディバイ文化 前1～前8世紀        | 55   |
| ヨーロッパ／北アメリカ                            | ボイン渓谷の遺跡群（1993）アイルランド                    | i, iii, iv         | 新石器時代 前35～前24世紀              | 56   |
|  | タムムの線刻画群（1994）スウェーデン                     | i, iii, iv         | 新石器時代 前38世紀                  | 57   |
|  | ストーンヘンジ、エーヴベリーと関連する遺跡群（1986）イギリス         | i, ii, iii         | 新石器時代 前36～前25世紀              | 58   |
|  | オークニー諸島の新石器時代遺跡中心地（1999）イギリス             | i, ii, iii, iv     | 新石器時代 前30世紀                  | 59   |
|  | ソロヴェツキー諸島の文化・歴史遺産群（1992）ロシア連邦            | iv                 | 新石器時代 前3千年紀                  | 60   |
|  | ホルトバージ国立公園 - プッツァ（1999）ハンガリー             | iv, v              | 黄銅器時代～青銅器時代 前20世紀            | 61   |
|  | サンマルラハデンマキの青銅器時代の石塚墳（1999）フィンランド         | iii, iv            | 青銅器時代～初期鉄器時代 前15世紀～          | 62   |
|  | ミケーネとティリンスの古代遺跡群（1999）ギリシャ               | i, ii, iii, iv, vi | ミケーネ文明（青銅器時代）前15～前12世紀       | 63   |
|  | チェルヴェテリとタルキニアのエトルリア墓地遺跡群（2004）イタリア       | i, iii, iv         | エトルリア人 前7世紀                  | 64   |
|  | エゲ（現代名ヴェルギナ）の古代遺跡（1996）ギリシャ              | i, iii             | マケドニア 前4世紀                   | 65   |
|  | カザンラックのトラキア人の墳墓（1979）ブルガリア               | i, iii, iv         | トラキア人 前4世紀                   | 66   |
|  | スヴェシュタリのトラキア人の墳墓（1985）ブルガリア              | i, iii             | トラキア人 前3世紀                   | 67   |
|  | ペルガモンとその重層的な文化的景観（2014）トルコ               | i, ii, iii, iv, vi | ヘレニズム時代（アッタロス朝）、ローマ時代 前3～2世紀 | 68   |
|  | ネムルト・ダー（1987）トルコ                         | i, iii, iv         | ヘレニズム時代（コンマゲネ王国）前1世紀         | 69   |
|  | イエリング墳墓群、ルーン文字石碑群と教会（1994）デンマーク          | iii                | ヴァイキング時代 10世紀                | 70   |
|  | カホーキア墳丘群州立史跡（1982）米国                     | iii, iv            | ミシシッピ文化 800～1350年            | 71   |
|  | アンテケラのドルメン遺跡（2016）スペイン                   | i, iii, iv         | 前4～前3千年紀                     | 72   |
|  | ゴルディオン（2012 暫定記載）トルコ                     | iii, iv, vi        | フリュギア前8～前7世紀                 | 73   |
| 古代都市サルディスとピン・テペのリュディア墳墓群（2013 暫定記載）トルコ | i, ii, iii                               | リュディア前7～前6世紀       | 74                           |      |

| 地域                                  | 資産名 / 登録年 / 締約国   | 評価基準                   | 注記                           | 参照番号 |
|-------------------------------------|---|------------------------|------------------------------|------|
| ヨーロッパ<br>/ 北アメリカ                    | バシキール・ウラル (2012 暫定記載) ロシア   | i, iii, v, vi, viii, x | 記載なし                         | 75   |
|                                     | ツェティニェ歴史的中心部 (2010 暫定記載) モンテネグロ   | ii, iii, vi            | 鉄器時代                         | 76   |
|                                     | トラキア人都市セウテポリスの王墓群 - シリアルサイト、カザンラックのトラキア人の墳墓の拡張 (2016 暫定記載) ブルガリア  | i, ii, iii, iv         | 前 4 世紀                       | 77   |
|                                     | ヴァイキングの記念建造物群と遺跡群 (2011 暫定記載) ラトビア、ドイツ、デンマーク、ノルウェー、アイスランド<br>- イェリング墳墓群、ルーン文字石碑群、防衛柵エリアと教会 (デンマーク)<br>- ヴェストフォルの船葬墓群と Hyllestad の挽き白石の採石場 (ノルウェー) | iii                    | (8 ~ 12 世紀)                  | 78   |
|                                     | グロビーナ考古学遺跡群 (2017 暫定記載) ラトビア  | iii                    | 7 ~ 9 世紀                     | 79   |
|                                     | 山地フリュギア (2015 暫定記載) トルコ   | ii, iii, iv            | 前 8 ~ 前 6 世紀                 | 80   |
|                                     | カルナックの巨石遺跡群 (1996 暫定記載) フランス  | 記載なし                   | 5000 ~ 2000 年前               | 81   |
|                                     | ワロン地域内にある、ブローニュ=ケルンのローマ街道の、バイエ=トングルのセクション (2008 暫定記載) ベルギー  | iii, iv                | 1 世紀の第 4 四半世紀                | 82   |
|                                     | イズニク (2014 暫定記載) トルコ  | ii, iii, v             | 記載なし                         | 83   |
|                                     | ルーベニツェ (2005 暫定記載) クロアチア  | v                      | 青銅器・鉄器時代                     | 84   |
|                                     | カルコム山 (2000 暫定記載) イスラエル   | iii, v                 | (旧石器時代~)                     | 85   |
|                                     | ホープウェルの儀礼関連土製工作物群 (2008 暫定記載) 米国  | iii, vi                | オハイオ・ホープウェル文化 1 ~ 1000 年     | 86   |
|                                     | 芝屋根住居の伝統 (2011 暫定記載) アイスランド   | iii, iv                |                              | 87   |
|                                     | アレクサンドロヴォ村のトラキア壁画古墳 (2004 暫定記載) ブルガリア   | i, ii, iii             | トラキア人 前 4 世紀中頃 (壁画は前 4 世紀後半) | 88   |
| Vardzia-Khertvisi (2007 暫定記載) ジョージア | ii, iii, iv, v, vi, vii   | 前 17 ~ 前 16 世紀         | 89                           |      |
| ラテンアメリカ<br>/ カリブ諸国                  | オアハカ歴史地区とモンテ・アルバンの古代遺跡 (1987) メキシコ  | i, ii, iii, iv         | サポテカ文明・ミステカ文明 (前 5 ~ 後 9 世紀) | 90   |
|                                     | ティカル国立公園 (1979) グアテマラ   | i, iii, iv, ix, x      | マヤ文明 (3 ~ 10 世紀)             | 91   |
|                                     | カンペチェ州カラクムルの古代マヤ都市と熱帯保護林 (2002) メキシコ  | i, ii, iii, iv, ix, x  | マヤ文明 (3 ~ 10 世紀)             | 92   |
|                                     | 古代都市パレンケと国立公園 (1987) メキシコ   | i, ii, iii, iv         | マヤ文明 (3 ~ 10 世紀)             | 93   |
|                                     | コパンのマヤ遺跡 (1980) ホンジュラス  | iv, vi                 | マヤ文明 (3 ~ 10 世紀)             | 94   |
|                                     | サン・アグスティン遺跡公園 (1995) コロンビア  | iii                    | 北アンデス文化 1 ~ 10 世紀            | 95   |
|                                     | リオ・アビセオ国立公園 (1990) ペルー  | iii, vii, ix, x        | 記載なし                         | 96   |
|                                     | ディキスの石球のある先コロンブス期首長制集落群 (2014) コスタリカ  | iii                    | 800 ~ 1500 年                 | 97   |
|                                     | サン・ホルヘ川の古代水圧システム (2012 暫定記載) コロンビア  | iii, iv, v             | (前 10 ~ 後 12 世紀)             | 98   |

The dates mentioned are those of the major burial mounds included in the property. The date of the property as a whole is mentioned in parenthesis.

表3-2 世界の類似資産の地域及び年代

|        | アフリカ   | アラブ諸国  | アジア / 太平洋  |
|--------|--|--|--|
| 20c BC | <input type="checkbox"/> Les Tumulus (Awellos) (2003) ジブチ              | <input checked="" type="checkbox"/> メンフィスとその墓地遺跡 - ギーザからダハシュールまでのピラミッド地帯 (1979) エジプト<br><input checked="" type="checkbox"/> バット、アル・フトゥム、アル・アインの古代遺跡群 (1988) オマーン<br><br><input type="checkbox"/> デイルムン・タイロスの墳墓群 (2008) バーレーン               | <input type="checkbox"/> 紅山文化の遺産群 (2013) 中国<br><br><input type="checkbox"/> 良渚遺跡 (2013) 中国   |
| 10c BC |  | <input type="checkbox"/> Bisya, Salut の文化的景観と遺跡群 (2014) オマーン   | <input checked="" type="checkbox"/> モンゴル・アルタイ山系の岩絵群 (2011) モンゴル<br><input checked="" type="checkbox"/> タハテ・スレマーン (2003) イラン  |
| 5c BC  |  |  |  |
| 1c AD  |  | <input checked="" type="checkbox"/> ゲベル・バルカルとナバタ地域の遺跡群 (2003) スーダン<br><input type="checkbox"/> EllGour (1995) モロッコ<br><input checked="" type="checkbox"/> メロエ島の古代遺跡群 (2011) スーダン<br><input checked="" type="checkbox"/> ティバサ (1982) アルジェリア | <input type="checkbox"/> キルギスタンのシルクロード関連遺産 (2010) キルギスタン<br><input type="checkbox"/> Begazy-Dandybai 文化の巨石墳 (1998) カザフスタン<br><br><input type="checkbox"/> モンゴル・アルタイ山系の高原 (2014) モンゴル<br><br><input checked="" type="checkbox"/> 秦始皇陵 (1987) 中国<br><br><input type="checkbox"/> シルクロードの中国部分 (2016) 中国   |
| 5c AD  | <input checked="" type="checkbox"/> セネガンビアのストーン・サークル群 (2006) ガンビア、セネガル |  | <input checked="" type="checkbox"/> 古代高句麗の王城と墳墓群 (2004) 中国<br><input checked="" type="checkbox"/> 高句麗墳墓群 (2004) 北朝鮮<br><br><input type="checkbox"/> 金海 - 威安の伽耶古墳群 (2013) 韓国<br><input type="checkbox"/> 高霊池山洞の大伽耶古墳群 (2013) 韓国<br><input checked="" type="checkbox"/> 宗像・沖ノ島と関連遺産群 (2017) 日本<br><input checked="" type="checkbox"/> 百濟歴史地域 (2015) 韓国<br><input checked="" type="checkbox"/> 慶州歴史地域 (2000) 韓国 |
| 10c AD |  |  | <input type="checkbox"/> 吐蕃ヤーロン (2001) 中国<br><input checked="" type="checkbox"/> 開城の歴史的建造物群と遺跡群 (2013) 北朝鮮<br><input type="checkbox"/> 西夏皇帝陵群 (2013) 中国<br><input type="checkbox"/> マイダム - アホム王国の墳丘墓システム (2014) インド<br><input checked="" type="checkbox"/> 明・清朝の皇帝陵墓群 (2000, 2003, 2004) 中国<br><br><input checked="" type="checkbox"/> 朝鮮王朝の王陵群 (2009) 韓国  |

■：既登録資産 □：暫定記載資産

|        | ヨーロッパ / 北アメリカ   | ラテンアメリカ / カリブ諸国   |
|--------|---|---|
| 20c BC | <ul style="list-style-type: none"> <li>□カルナックの巨石遺跡群 (1996) フランス</li> <li>■ ボイン渓谷の遺跡群 (1993) アイルランド</li> <li>■ タヌムの線刻画群 (1994) スウェーデン</li> <li>■ ストーンヘンジ、エーヴベリーと関連する遺跡群 (1986) イギリス</li> <li>■ オークニー諸島の新石器時代遺跡中心地 (1999) イギリス</li> <li>■ ソロヴェツキー諸島の文化・歴史遺産群 (1992) ロシア</li> <li>■ ホルトバージ国立公園 - ブツァ (1999) ハンガリー</li> </ul> |   |
| 10c BC | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ サンマルラハデンマキの青銅器時代の石塚墳 (1999) フィンランド</li> <li>■ ミケーネとティリンスの古代遺跡群 (1999) ギリシャ</li> </ul>  |   |
| 5c BC  | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ゴルディオ (2012) トルコ</li> <li>□古代都市サルディストビン・テペのリュディア墳墓群 (2013) トルコ</li> <li>□山地フリギア (2015) トルコ</li> <li>■ チェルヴェテリとタルキニアのエトルリア墓地遺跡群 (2004) イタリア</li> </ul>   |   |
| 1c AD  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ エゲ (現代名ヴェルギナ) の古代遺跡 (1996) ギリシャ</li> <li>■ カザンラックのトラキア人の墳墓 (1979) ブルガリア</li> <li>■ スヴェシュタリのトラキア人の墳墓 (1985) ブルガリア</li> <li>□アレクサンドロヴォ村のトラキア壁画墳墓 (2004) ブルガリア</li> <li>■ ベルガモンとその重層的な文化的景観 (2014) トルコ</li> <li>■ ネムルット・ダー (1987) トルコ</li> </ul>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ オアハカ歴史地区とモンテ・アルバンの古代遺跡 (1987) メキシコ</li> </ul>  |
| 5c AD  |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ ティカル国立公園 (1979) グアテマラ</li> <li>■ カンペチェ州カクラムの古代マヤ都市と熱帯保護林 (2002) メキシコ</li> <li>■ 古代都市バレンケと国立公園 (1987) メキシコ</li> <li>■ コパンのマヤ遺跡 (1980) ホンジュラス</li> <li>■ ディキスの石球のある先コロンブス期首長制集落群 (2014) コスタリカ</li> <li>■ サン・アグスティン遺跡公園 (1995) コロンビア</li> </ul> |
| 10c AD | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ イェリング墳墓群、ルーン文字石碑群と教会 (1994) デンマーク</li> <li>■ カホキア墳丘州立史跡 (1982) アメリカ</li> </ul>   |   |

## (ii)-2 世界の類似資産と百舌鳥・古市古墳群

次に百舌鳥・古市古墳群の属性に即した形で世界の類似資産の内容を概観する。

### 属性 a) 密集した多様な古墳

世界各地で築造された墳墓は、墳丘は、単純な円丘や方丘のものが多いが、四角錐形（エジプトのピラミッド）や双円形（慶州歴史地区の新羅王墓）に仕上げられたものもある。規模についても、平面長数メートル程度の目立たないものから、300 mを越える巨大なもの（中国の秦始皇陵、トルコのゴルディオン MM 号墓及びビン・テペ大墳丘墓）まで幅広い。

しかしながら、百舌鳥・古市古墳群に密集した古墳に認められる、墳長にして400 m以上から20 m程度まで、墳丘体積に最大約2800倍という圧倒的な規模差が共存する例は世界でも他に類をみない。

### 属性 b) 4つの標準化された型式

世界各地で築造された墳丘は、単純な円丘や方丘のものが多いが、四角錐形（エジプトのピラミッド）や双円形（慶州歴史地区の新羅王墓）に仕上げられたものもある。材質には、盛土、石、レンガなどがあり、石には自然石を積み上げたもの（アラブ諸国やヨーロッパ青銅器時代の積石塚、アジアのクルガンなど）と切石を組み合わせたもの（アラブ諸国及びラテンアメリカのピラミッドなど）とがある。複数がグループを形成するものには、お互いに共通性が認められることが多いが、エジプトのピラミッドのように王墓において繰り返し採用され、型式として標準化されたものもある。

しかしながら、同一時期に営まれた墳墓群において、百舌鳥・古市古墳群のように4つの標準化された型式が存在する例は、他に類をみない。

### 属性 c) 入念で独特な葬送儀礼の痕跡

世界各地で築造された墳墓における葬送儀礼の方法や場の設定は多様であるが、遺体を葬る埋葬施設とは別に、霊廟等の付属施設が伴う場合もある（中国の秦始皇陵やエジプトのピラミッドなど）。墳丘内に設けられた埋葬施設には、上部からアクセスする竪穴式と、横からアクセスする横穴式とに大別され、材質（石や木など）、内部に納められる棺や

副葬品など、きわめて多様である。墳丘と埋葬施設の関係を見ると、埋葬施設を構築してから墳丘盛土でそれらを覆うものが大半であるが、(古代高句麗の墳墓群のように) ごくまれに百舌鳥・古市古墳群と同様、墳丘築造後に墳頂部に埋葬施設が構築されたものもある。

しかしながら、百舌鳥・古市古墳群のように完成した墳丘の頂部から掘り込まれた墓穴の中に埋葬施設が構築されるとともに墳丘上面が葬送儀礼の舞台として装飾された例は、他に類をみない。

### (ii)-3 世界の類似資産との比較のまとめ

以上の概観により、世界各地の幅広い内容を持つ墳墓が世界遺産リストないし暫定一覧表に記載されていることが理解される。これに対し、きわめて幅広い規模の墳墓の密集、4つの標準化された型式の併存、葬送儀礼の舞台としての墳丘の装飾、という特徴を併せもつ、百舌鳥・古市古墳群が主張する価値は、未だ世界遺産一覧表に表現されておらず、また、各国の暫定リストにも同種の資産は記載されていない。

次節では、この結果をふまえて百舌鳥・古市古墳群が占める位置をより明瞭なものとするため、同一の地理・文化的範囲に位置する東アジアの資産に焦点を絞って詳細な比較を行う。

### (iii) 東アジア類似資産との比較

百舌鳥・古市古墳群は、東アジアの東の端に位置する資産である。東アジアでは、古くから中国大陸の王朝の趨勢が周辺地域に所在する諸勢力の政治・社会・文化に大きな影響を与え、歴史のながれを形づくってきた。このような東アジア<sup>2</sup>における墳墓の展開を眺めると、中国王朝の皇帝陵の築造の動向が周辺地域に対し、直接的及び間接的な影響を与えてきたことがわかる<sup>3</sup>。このような東アジアにおける墳墓の成立背景と日本の古墳文化の独自性を明らかにするため、全体の概観を行った上で詳細な比較を行うこととする

2. 現在の日本・韓国・北朝鮮・中国・モンゴルからなる範囲を東アジアと呼ぶ。「フエの歴史的建造物群」(ベトナム)は、東アジアに所在する資産ではないが、中国王朝との関りが強いことから検討対象に加えることとする。

3. 歴史的に中国歴代王朝と周辺国の冊封による国際秩序の及んだ範囲が東アジアの文化の広がり深く影響を及ぼしている。

#### (iii)-1 東アジアにおける類似資産の概観

東アジアの既記載資産・暫定登録資産を精査した結果、墳墓を含む資産として表3-3の18件が挙げられる。これを地域・時代によって整理したものが表3-4である。

表3-3 東アジアの類似資産との比較

■ : 既登録資産 □ : 暫定記載資産

| 資産名称                             | 国    | WH status / 評価基準 / 登録年              | 概要   |
|----------------------------------|------|-------------------------------------|--|
| 紅山文化の遺跡群：牛河梁遺跡、紅山後遺跡、魏家窩鋪遺跡      | 中国   | 暫定記載資産 (i)(iii)(iv) 2013            | - 紀元前 3500 – 3000 年頃<br>- 紅山文化後期<br>- 4 階層に区分される積石塚群                           |
| 良渚遺跡                             | 中国   | 暫定記載資産 (ii)(iv)(vi) 2013            | - 紀元前 3500 – 2200 年頃 (新石器時代)<br>- 東西約 100m、南北約 50m の祭壇の頂部に営まれた土壇墓群             |
| モンゴル・アルタイ山系の岩絵群                  | モンゴル | 既登録資産 (iii) 2011                    | - 紀元前 2 – 1 千年紀<br>- 盆地の段丘状に並ぶ墳墓群や、ケルン (khirigsuur) の周囲に円形祭壇、立石等とともに造られた円形の墳墓群 |
| モンゴル・アルタイ山系の高原                   | モンゴル | 暫定記載資産 (ii)(iii)(iv)(x) 2014        | - スキタイ墳等、数千基のクルガン<br>- バジリク文化のスキタイ墳墓 (紀元前 3 ~ 4 世紀、鉄器時代) を含む                   |
| 秦始皇陵                             | 中国   | 既登録資産 (i)(iii)(iv)(vi) 1987         | - 紀元前 3 世紀 (秦王朝)<br>- 一辺 350m、高さ 43m の方墳                                       |
| シルクロードの中国部分 * 前漢の皇帝陵 (漢茂陵) が含まれる | 中国   | 暫定記載資産 (i)(ii)(iii)(iv)(v)(vi) 2016 | - 紀元前 1 世紀<br>- 前漢<br>- 一辺約 230m の方墳   |
| 古代高句麗の王城と墳墓群                     | 中国   | 既登録資産 (i)(ii)(iii)(iv)(v) 2004      | - 3 – 4 世紀 (三国時代)<br>- 高句麗王国 (前期)<br>- 平面規模 82 × 56m の積石塚を含む                   |
| 高句麗墳墓群                           | 北朝鮮  | 既登録資産 (i)(ii)(iii)(iv) 2004         | - 5 – 7 世紀 (三国時代)<br>- 高句麗王国 (後期)<br>- 一辺 50m 前後の方墳を含む                         |

| 資産名称                                  | 国    | WH status /<br>評価基準 /<br>登録年                             | 概要   |
|---------------------------------------|------|--|--|
| 慶州歴史地域                                | 韓国   | 既登録資産<br>(ii)(iii)<br>2010                               | - 5 - 6 世紀 (三国時代)<br>- 新羅<br>- 長辺約 120m を測る双円墳を含む            |
| 百済歴史地域                                | 韓国   | 既登録資産<br>(ii)(iii)<br>2015                               | - 5 - 7 世紀 (三国時代)<br>- 百済 (後期)<br>- 直径 20m の円墳を含む            |
| 高霊池山洞の大伽耶古墳群                          | 韓国   | 暫定記載資産<br>(iii)(iv)<br>2013                              | - 5 - 6 世紀 (三国時代)<br>- 大伽耶<br>- 直径 49m の円墳を含む                |
| 金海 - 威安の伽耶古墳群                         | 韓国   | 暫定記載資産<br>(iii)(iv)<br>2013                              | - 3 - 6 世紀 (三国時代)<br>- 金官伽耶 / 阿羅伽耶<br>- 直径 40m の円墳を含む        |
| 「神宿る島」宗像・沖ノ島<br>と関連遺産群 (新原・奴<br>山古墳群) | 日本   | 既登録資産<br>(ii)(iii)<br>2017                               | - 5 - 6 世紀<br>- 宗像氏 (大和王権下の地方の有力者)<br>- 墳長 80m の前方後円墳 1 基を含む |
| 吐蕃ヤーロン                                | 中国   | 暫定記載資産<br>-<br>2001                                      | ・ 8 ~ 9 世紀<br>・ 21 基から成る王墓群 (現存 16 基)<br>・ 平頂部をもつ長方形の墳墓      |
| 西夏皇帝陵群                                | 中国   | 暫定記載資産<br>(iii)<br>2013                                  | ・ 11 世紀 ~ 13 世紀<br>・ 西夏<br>・ 直径 34 m の八角形のマウンド               |
| 開城の歴史的建造物群と<br>遺跡群                    | 北朝鮮  | 既登録資産<br>(ii)(iii)<br>2013                               | - 10 - 14 世紀<br>- 高麗王朝<br>- 直径 30m 程度の円墳を含む                  |
| 明・清朝の皇帝陵墓群                            | 中国   | 既登録資産<br>(i)(ii)(iii)(iv)<br>(vi)<br>2000, 2003,<br>2004 | - 14 - 20 世紀<br>- 明・清王朝<br>- 直径 400m の円墳を含む                  |
| 朝鮮王朝の王陵群                              | 韓国   | 既登録資産<br>(iii)(iv)(vi)<br>2009                           | - 14 - 20 世紀<br>- 朝鮮王朝<br>- 直径 10m の円墳を含む                    |
| フエの歴史的建造物群                            | ベトナム | 既登録資産<br>(iv)<br>1993                                    | - 19 - 20 世紀<br>- 阮朝<br>- 直径 85m の円墳を含む                      |

表 3-4 東アジアの類似資産の地域及び年代

|            | 東アジア周辺部          | 中国大陸                    | 朝鮮半島   | 日本列島       |
|------------|------------------|-------------------------|--|------------|
| 30c BC     |                  | □紅山文化の遺跡群               |  |            |
| 20c BC     | □モンゴル・アルタイ山系の岩絵群 | ■良渚遺跡群                  |  |            |
| 3c BC      | □モンゴル・アルタイ山系の高原  | ■秦始皇陵<br>□シルクロード（前漢皇帝陵） |  |            |
| 3c AD      |                  | ■古代高句麗の王城と墳墓群           | ■高句麗墳墓群<br>■慶州歴史地域<br>■百濟歴史地域<br>□高霊池山洞の大伽耶古墳群<br>□金海 - 威安の伽耶古墳群 | □百舌鳥・古市古墳群 |
| 7c AD      | □吐蕃ヤールン          |                         | ■開城の歴史的建造物群と遺跡群  |            |
| 10c-14c AD | □西夏皇帝陵群          |                         |  |            |
| 14c-20c AD | ■フエの歴史的建造物群      | ■明・清朝の皇帝陵墓群             | ■朝鮮王朝の王陵群  |            |

### 中国大陸の墳墓と古代王権

表 3-3 により、墳墓を含む既記載資産及び暫定登録資産は、東アジアの広い地域に広がり、その年代も紀元前 1 千年紀から紀元後 20 世紀までと幅広いことが理解できる。

歴史上、東アジアの政治・文化の中で特に中心的な位置を占めてきた中国王朝の王の墓は、西周代（紀元前 12 ～ 8 世紀）までは、大型の墓穴をもつが、墳丘はもたないことが特徴であった。戦国時代（紀元前 5 ～ 3 世紀）から顕著になった墳丘の巨大化は、秦始皇陵（紀元前 3 世紀）において頂点に達し、つづく前漢（紀元前 3 ～ 1 世紀）の皇帝陵<sup>4</sup>において陵園<sup>5</sup>を伴うことと共に墳丘の規模の大きさが制度化する。しかし後漢代（紀元後 1 ～ 3 世紀）に墳丘がやや縮小し、魏晋代（紀元後 3 ～ 5 世紀）及び南北朝時代（紀元後 5 ～ 6 世紀）の南朝でさらに薄葬化が進行し、皇帝陵でも顕著な墳丘を伴わない状況となる。一方、同時代の北朝や後の宋（紀元後 10 ～ 13 世紀）、あるいは明（紀元後 14 ～ 17 世紀）・清（紀元後 17 ～ 20 世紀）において、王朝交代に伴い大型の墳丘を持つ王の墓が復活することもあったが<sup>6</sup>、一部の例外<sup>7</sup>を除いてその規模は秦

4. 前漢の都が置かれた長安近郊に位置する皇帝陵群。皇帝陵は、その多くが一辺 160 m 前後の方墳で皇后陵と並んで築かれ、周囲に陵園を伴う。武帝茂陵は、一辺 230 m を測る前漢最大の皇帝陵で、周囲には衛青・霍去病といった功臣を葬った陪葬墓が伴うものであり、シルクロードの一部として中国の暫定一覧表に記載されている。

5. 陵園とは墳丘の周囲を垣や周濠で囲み、内部に建物等の施設を配置した空間。

6. 南北朝時代に北方民族が建てた北朝では、漢化政策の一環として漢人の伝統的な葬制が取り入れられ、大型円墳を中心とした複合的な陵墓施設が復活した。大きいものでは径 130 m 程度の円墳が知られている。

7. 明孝陵は、径 400 m と例外的に大きな円形の墳丘をもつ。

始皇陵のような大きさにはいたらない。このような秦漢代前後を中心とした厚葬化と、その後の薄葬化の流れを眺めると、はじめて中国全土を統一して強大な王権を打ち立て、中央集権的な支配を押し進めた秦始皇帝の墓が巨大墳墓の頂点となり、その後、国家の支配制度が成熟すると、逆に王の墓を壮大に造ることは重視されなくなったことが理解できる<sup>8</sup>。

### 朝鮮半島の墳墓と古代王権

以上のような中国王朝と、周辺諸国が切り結んだ政治的及び文化的関係は多様であり、墳墓のあり方についても直接的及び間接的な影響関係が認められる。

紀元前2世紀、漢帝国が拡大・進出<sup>9</sup>したことによって朝鮮半島や日本列島の勢力は大きな影響を受け、各地で政治的まとまりが形成されはじめるとともに地域間の交易や人の往来が活発化した。漢帝国は、その後もながらく東アジア世界の政治・文化の中心として君臨したが、紀元後3世紀はじめに滅亡する。それ以降、6世紀末に隋が中国全土を統一するに至るまで、中国大陸は分裂の時代を迎えた。一方、この間に朝鮮半島や日本列島の勢力は大いに成長して高句麗（朝鮮半島北部）、百済（同西部）、新羅（同南東部）、伽耶（同南部）、倭（日本列島）といった諸王権が誕生し、それぞれ中国王朝と交渉を進めつつ、抗争や連合を繰り返す時代を迎えた。

朝鮮半島で三国時代<sup>10</sup>、日本列島では古墳時代と呼ばれるこの時代の王権形成を最も雄弁に物語る物証が各地に残された墳墓であり、高句麗、百済、新羅、伽耶、そして倭のいずれの地域でもそれまでにない厚葬墓が築造されている。それらはすでに薄葬化が進んだ中国南朝の強い影響が認められる百済武寧王陵から、墳丘や埋葬施設には、その直接的影響が認めにくい新羅王陵のようなものまで、多様なあり方を示す。さらにその前後の歴史を眺めると、厚葬墓が築造された時代は約400年間と比較的短い期間に限られており、たとえば後の朝鮮王陵のように支配体制の成熟した社会では、王の墓に墳丘の巨大性は求められなくなる<sup>11</sup>。

8. 都出比呂志 2000『王陵の考古学』岩波新書  
その後の王朝交代に伴って王墓が出現する事例については、新たな政治体制を安定化させる手段の一つとして王墓が利用されたものと理解できる。隋や明、さらに中国王朝周辺の吐蕃、阮は、王墓が築造された例であるが、いずれも初代皇帝あるいは二代目皇帝の墓ととりわけ大きく造られており、王朝の初期に顕著な王墓が必要とされたことがわかる。

9. 紀元前108年、前漢は、朝鮮半島北部の部族を倒したうえで直接統治のために4つの郡（行政区画・行政機関）を設置した。これらのうち中心的な楽浪郡は、紀元後4世紀まで存続し、東アジア世界に大きな政治的・文化的影響力をもった。

10. 朝鮮半島に高句麗、百済、新羅の三国が並びあった時代。4世紀頃から7世紀頃までを指す。

11. 日本でも7世紀末頃から王墓に火葬が採用され、奈良時代（8世紀）以降、天皇や有力貴族は一般的に火葬に付されることとなった。墳丘の規模も小さくなり、古墳時代のような大規模な盛り土を行う墓は造られることがなくなった。  
平安時代末期（12世紀）からは、天皇や皇族、外戚の貴族を方形堂や多宝塔及び石塔などを用いて寺院内に葬ることが多くなり、江戸時代の末期（19世紀）までそのような葬法が続いた。同時期において、俗的な権力は武家に移りつつあり、明治時代を迎えるまで武家政権が続いたが、武家政権の長（将軍）も寺院内に墓所を構えることが通例となった（一部は神社に葬られた）。

## 比較の観点・方法

上記のとおり、朝鮮半島における古代王権の形成・発展期にあたる三国時代に発達した墳墓は、地理的に日本列島に隣接するだけでなく、共通した時代背景をもつ資産群である。以下では、a) 密集した多様な古墳、b) 4つの標準化された型式、c) 入念で独特な葬送儀礼の痕跡という、百舌鳥・古市古墳群の属性に注目しつつ、これらの資産との詳細な比較を行うこととする。

### (iii)-2 朝鮮半島三国時代の資産との比較

#### 「古代高句麗の王城と墳墓群」(中国)、 評価基準 (i) (ii) (iii) (iv) (v)、2004年登録

「古代高句麗の王城と墳墓群」は、高句麗時代中期の3つの都市遺跡と40基の墳墓から構成され、墳墓群は3～4世紀代に築造されたものを中心とする。

高句麗は、3世紀から7世紀まで朝鮮半島の約半分を占めていた強国である。楽浪郡以来の漢人文化の影響と高句麗の伝統があいまって、個性のある、積石墳あるいは盛土墳が多数築造された。

王の墓は方形及び長方形で、方壇積石墳、方壇階梯石室墳、方形階梯積石墳など、積石により墳丘が形成され、貴族の墓には円形、正方形、円錐形があり、積石墳のほか盛土墳もある。墳墓規模も、一辺82mから一辺10mまでと幅をもつ。

また、構成資産に含まれる將軍塚は、積石塚の洗練された姿として著名であるほか、構成資産により積石塚から盛土墳への形式の変化を辿ることができる」と当資産の推薦書は主張している。

さらに、埋葬施設は、墳丘の上位に位置しており、瓦や埴が出土することから、かつて墳頂部には建造物があったと考えられるほか、墳丘周囲に陵園と呼ぶべき区画が形成されていたと考えられている。



写真 3-6  
古代高句麗の王城と墳墓群(中国)

世界遺産リスト記載に際しては、当該資産については、特にその石室の建築技術や当時の日常生活が描かれた壁画等が高句麗王国の文化遺産として評価されている。

#### 「高句麗墳墓群」(北朝鮮) 評価基準 (i) (ii) (iii) (iv)、2004 年登録

「高句麗墳墓群」は、高句麗時代後期の4地区35基の墳墓から構成される。本資産は、4～7世紀に造営されたもので、横穴式の墓室をもつ盛土墳からなる。墓室には壁画が伴うものがあることが特徴で、それらは当時の高句麗における人々の信仰や日常生活を知るための貴重な手がかりとなっている。

墳形は方墳あるいは円墳であり、墳丘規模は、最大の江西大墓で一辺50m前後を測る。埋葬施設である横穴式石室の構造と壁画の発展・変遷の面で顕著なものがあることが知られている。さらに、寺院を伴うものもある。

世界遺産リスト記載に際しては、当該資産は、石室の構造や壁画等によって高句麗王国の文化を示すものとして評価されている。

#### 「慶州歴史地域」(韓国) 評価基準 (ii) (iii)、2000 年登録

「慶州歴史地域」は5箇所からなる50件の新羅時代の寺院・王宮跡等で構成されている。資産のうち3地区に16基の王墓と27基の墳墓が存在している。

三国時代から統一新羅時代の王国の政治的中心である慶州に位置する。王陵の大半は円墳で、わずかに半月形や双円形の墳墓が含まれる。双円形で長軸120mを測る皇南大塚からごく小型の円墳まで幅がある。

墳丘は、被葬者を埋葬施設に納めた後に、それを覆うように築造されたもので不整形のものも含まれる。勾配は急で段築はなく、墳頂に平坦面も設けられない。埋葬施設は積石木槨と呼ばれる複雑なものであり、墳丘よりも埋葬施設の設えに重きが置かれたものと考えられる。



写真 3-7  
慶州歴史地域 (韓国)

世界遺産リスト記載に際しては、当該資産は、仏教寺院や王宮とともに新羅王国の芸術や文化を伝えるものとして評価されている。

#### 「百濟歴史地域」(韓国) 評価基準 (ii) (iii)、2015 年登録

「百濟歴史地域」は、百濟時代後半期の王宮、山城、寺院、墳墓、城壁からなる資産である。熊津期(公州、475年～538年)の首都に伴う宋山里古墳群、及び泗泚期(扶余及び益山、538～660年)の首都に伴う陵山里古墳群といった墳墓群が含まれる。

宋山里古墳群に含まれる武寧王陵は、直径20m程度の円墳であるが、未盗掘の横穴式埴室墳内から墓誌が発見されたことにより、東アジア諸国と広く外交を行った武寧王とその王妃の墓であることが明らかとなった。顕著な墳丘をもたないことは、埴を用いた埋葬施設と共に、同時期の中国南朝の薄葬志向の影響を示すものである。その他の墳墓も小規模な円墳を主体としており、相互の差異は相対的に小さい。



写真 3-8 百濟歴史地域(韓国)

精緻な技術を用いた横穴式石室および埴室が地下に設けられた後、その上部に小規模な墳丘が設けられた。墳形はあまり明瞭ではなく、埋葬施設の型式の洗練に重きが置かれたものと考えられる。

世界遺産リスト記載に際しては、当該資産は、王宮や仏教寺院とともに古代東アジアにおける技術的、宗教的、文化的小および芸術的交流の十字路としての意義が評価されている。

#### 「高靈池山洞の大伽耶古墳群」(韓国) 提案評価基準 (iii) (iv)、2013 年暫定一覧表記載

「高靈池山洞の大伽耶古墳群」は、5世紀から6世紀での大伽耶時代に造られた704基の墳墓からなる資産である。

大伽耶王国で最も大きく中心的な葬地で、最大の墳墓を含む墳墓群である。最大の墳墓は直径49mの円墳であり、一つの墳丘に主たる石槨及び副次的な石槨に加え、殉葬者のためのものと考えられる多数の小石

槨が設けられている。墳形は基本的に円墳で、墳丘規模についても、相互の差異は相対的に小さい。

埋葬施設は竪穴式木槨、竪穴式石槨などである。埋葬後に全体を覆う盛土が施されることで墳丘が形成されており、やや不整形な点が目立つ。

韓国の暫定一覧表記載にあたっては、三国時代伽耶のもっとも大きい墓地であり、当時の人々の聖地である、という価値が提案されている。



写真 3-9 高霊池山洞の大伽耶古墳群（韓国）

### 「金海 - 咸安の伽耶古墳群」（韓国） 提案評価基準（iii）（iv）、2013年暫定一覧表記載

「金海 - 咸安の伽耶古墳群」は、金官伽耶の王墓群である太成洞古墳群及び阿羅伽耶の王墓群である末伊山古墳群からなる資産である。

太成洞古墳群では、3世紀から5世紀にかけて造られた多量の鉄器等を副葬する墳墓が築造された。埋葬施設である大型の木槨への埋葬がなされ、埋め戻された後に、その上部に小規模な墳丘が形成されたものと思われるが、遺構としては確認できていない。墳墓の差異は、墳丘ではなく木槨の規模および副葬品の質・量において顕著である。



写真 3-10 金海 - 咸安の伽耶古墳群（韓国）

末伊山古墳群では紀元前後の木槨墓に始まり、5世紀の竪穴式石槨、6世紀以降の横穴式石室と時代によって埋葬施設の変遷がみられる。墳形は基本的に円墳で、最大の墳墓は直径約40mの末伊山34号墳である。埋葬施設の完成後に墳丘が設けられており、相互の差異は相対的には顕著ではない。

韓国の暫定一覧表記載にあたっては、伽耶文明の物証としての意義が提案されている。。

### （iii）-3 東アジアの類似資産との比較のまとめ

以上で概観した類似資産の内容と百舌鳥・古市古墳群との相違点を本資産の3つの属性に沿って整理しておく（表 3-5）。

### 属性 a) 密集した多様な古墳

比較対象とした類似資産には、いずれも墳墓群を形成するという共通性が認められる。墳丘規模には、差異が顕著なもの（古代高句麗の王城と墳墓群（最大 82m, 最小 10m）、慶州歴史地区（最大 120m, 最小のものは 10m 前後）と相対的に顕著でないもの（百濟歴史地域、金海 - 咸安の伽耶古墳群）とがある。

これに対し、百舌鳥・古市古墳群は、400 m 以上から 20 m 代までという古代高句麗や慶州の墳墓と比較しても卓越して幅広い規模の格差がある古墳によって構成される資産であり、より多様な構成を示すものと言える。

### 属性 b) 4つの標準化された型式

比較対象とした類似資産には、大別 2 種類の墳形が認められるもの（古代高句麗の王城と墳墓群、高句麗墳墓群、慶州歴史地区）と、円形平面のみのもの（百濟歴史地域、高靈池山洞の大伽耶古墳群、金海 - 咸安の伽耶古墳群）とがある。

これに対し、百舌鳥・古市古墳群では、4 種類の標準化された精緻かつ幾何学的なデザインが施された墳丘型式が同時代的に造営されている。それは、日本列島の広い範囲で共有された型式の典型例としての意義が評価されるものでもあり、東アジアの他資産との差異は明瞭である。

### 属性 c) 入念で独特な葬送儀礼の証左

比較対象とした類似資産に認められる葬送儀礼の痕跡は、埋葬施設をはじめとして、形式、規模ともにきわめて多様である。墳丘と埋葬施設の構築工程に注目すると、埋葬施設を構築した後にそれを墳丘で覆うもの（墳丘後行型：百濟歴史地域、慶州歴史地区、高靈池山洞の大伽耶古墳群、金海 - 咸安の伽耶古墳群）と、墳丘の大半が完成した後にその頂部から埋葬施設を構築するもの（墳丘先行型：古代高句麗の王城と墳墓群）の 2 種類がある。前者の場合、主要な葬送儀礼は墳丘形成以前の段階で実施されるため、完成後の墳丘に顕著な装飾は求められず、比較的簡素な外観となる。後者は、墳丘上を葬送儀礼の場とするため、その外見は重視されることとなり、古代高句麗の墳墓群では、墳丘上に建築物が設けられたと考えられている。

これに対し、百舌鳥・古市古墳群は、古代高句麗の墳墓群と同様に墳丘先行型だが、墳丘上に建築物を設けるのではなく、墳丘上面を埴輪や葺石で装飾することにより、墳丘全体を壮大な葬送儀礼の舞台として設えられたものであり、その差異は明瞭である。

### 百舌鳥・古市古墳群の独自性

上記してきたとおり、東アジア、なかでも朝鮮半島三国時代の墳墓は、日本の古墳と共通の歴史的背景のもとに営まれたものであり、厚葬墓を営むという共通点がある一方で個々に異なった特徴が認められた。厚葬化のあり方は、中国王朝とのつながりを示す手の込んだ横穴式埴室、多量の木材と石材を必要とする積石木槨、あるいは贅を凝らした多量の副葬品など、地域によってさまざまである。

一方、百舌鳥・古市古墳群には、同時期にきわめて幅広い規模の墳墓が密集して営まれたこと、形態に4種類の標準化が認められること、さらに葬送儀礼の舞台として墳丘上面の設えが重視された、という顕著な特徴がある。それは、これらの墳墓が外から見られること、あるいは見せつけることを強く意識したものであることを示している。

このように墳丘の外観を顕著に発達させた本資産は、有力者の埋葬施設という基本的な機能を果たしたばかりでなく、王をはじめ王権中枢を構成する多数の有力者たちが、標準的型式を共有しつつ、多様な墳墓を密集させることで、古代王権の存在を視覚的に表現するというより一層に重大な目的を有した構造物として評価されるものであり、類似資産との差異は明確である。

表 3-5 東アジアの類似資産との比較のまとめ

| 資産名                | 属性 a)<br>密集した<br>多様な古墳                   | 属性 b)<br>4つの標準化された型式                      | 属性 c)<br>入念で独特な<br>葬送儀礼の証左  |
|--------------------|--|---|-----------------------------|
| 古代高句麗の王城と墳墓群 (中国)  | ✓ 規模に差がある (82 ~ 10 m)                    | ✓ 2種の型式 (円形・方形) があるが、相互に明瞭な序列は認められない      | ✓ 墳頂部に瓦葺の建造物 (墳丘先行型)        |
| 高句麗墳墓群 (北朝鮮)       | 規模にわずかな差がある (最大 50 m 前後)                 | ✓ 2種の型式 (円形・方形) があるが、相互に明瞭な序列は認められない      | 墳丘を葬送儀礼の場としたものではない (墳丘後行型)  |
| 慶州歴史地域 (韓国)        | ✓ 規模に差があ (120 ~ 10 m 前後)                 | ✓ 原則的には1種の型式 (円形、一部に円が2つ重なって双円形となったものもある) | 墳丘を葬送儀礼の場としたものではない (墳丘後行型)  |
| 百濟歴史地域 (韓国)        | 規模にわずかな差がある                              | 1種のみ型式 (円形)                               | 墳丘を葬送儀礼の場としたものではない (墳丘後行型)  |
| 高靈池山洞の大伽耶古墳群 (韓国)  | 規模にわずかな差がある                              | 1種のみ型式 (円形)                               | 墳丘を葬送儀礼の場としたものではない (墳丘後行型)  |
| 金海 - 咸安の伽耶古墳群 (韓国) | 規模にわずかな差がある                              | 1種のみ型式 (円形)                               | 墳丘を葬送儀礼の場としたものではない (墳丘後行型)  |
| 百舌鳥・古市古墳群 (日本)     | ✓✓ 規模に差があり、その差が顕著である (400 m 以上 ~ 20 m 台) | ✓✓ 4種の標準化された型式 (前方後円形・帆立貝形・円形・方形)         | ✓ 墳丘上面を葬送儀礼の舞台として装飾 (墳丘先行型) |

\* 墳丘後行型：埋葬施設の構築及びそれに伴う葬送儀礼を行った後にそれを墳丘で覆うもの  
 墳丘先行型：墳丘の大半が完成した後にその頂部から埋葬施設を構築し、墳丘上で葬送儀礼を行うもの

## (iv) 古墳文化圏の類似資産との比較

日本列島において、旧石器時代から現代にいたる長い歴史の中で築造された無数の墳墓の中で、百舌鳥・古市古墳群の占める位置を明らかにする。特に古墳時代に築造された16万基にも及ぶ古墳の中で、本古墳群が古墳文化の代表として相応しい資産であることを、他の古墳群との比較を通じて以下に示す。

### (iv)-1 比較の方針

#### 日本列島の墳墓の概観

日本列島における、大規模な墳墓は3世紀中頃から6世紀後半、すなわち古墳時代に集中的に築造された。これに先行する弥生時代にも比較的規模の大きい墳丘墓が出現するが、その規模は最大でも70m程度と古墳時代には遠く及ばない。また、古墳時代の後に続く飛鳥時代には有力者の墳墓も小規模化し、奈良時代以降顕著な墳丘をもたない墓が主流となる。その後、現代にいたるまで古墳時代のような大規模な墳墓が復活することはなかった<sup>12</sup>。このような理由から日本列島内の比較対象は、古墳時代の墳墓、つまり古墳に限定することが可能である。

12. 「琉球王国のグスク及び関連遺産群」(既登録資産)の構成資産である玉陵には、石造りの施設が伴っている。15～19世紀に現在の沖縄県に存在した琉球王国の王墓の独自性を示すものとして興味深い事例であるが、建築物として評価すべきものであると考えられる。

#### 古墳の広がり と 朝鮮半島の古墳

前方後円墳をはじめとする古墳は、古墳時代開始期に近畿地方で誕生し、古墳時代中期には、日本列島の東北地方南部から九州南部に至る約1200kmに及ぶ広い範囲に広がった。

なお、近年では、韓国南西部においても前方後円形の墳丘をもつ墳墓が10数基発見されている。墳丘規模は、40～70m台程度で、築造年代は古墳時代中期の終わりごろから後期の前半に並行する5世紀末から6世紀前半である。一部の墳墓では、埋葬施設の特徴や墳丘上に埴輪に似た土製品を樹立し、古墳に類似する。このような日本列島の前方後円墳との共通性がある一方で、埋葬施設や副葬品などには、在地あるいは

百済や伽耶系の要素なども混在しているとされており、今後その性格についての検討をさらに深めていくべき対象として重要であるが、墳丘規模及び密集の程度においても日本列島における代表的な古墳群とは大きな格差がある。

### 比較の観点及び方法

比較の観点として、百舌鳥・古市古墳群の属性である、a) 密集した多様な古墳、b) 4つの標準化された型式、c) 入念で独特な葬送儀礼の証左について考えてみると、これらは同じ古墳文化の中で営まれた墳墓に共通して認められる特徴であり、古墳群間で最も明瞭な差異が生じるのは1)であることが分かる。このため、古墳文化の類似資産との比較にあたっては、墳形と規模の幅広さに注目することが必要である。

総数16万基以上を数える古墳は、数基から数百基の古墳群を形成することが多く、古墳群の構成にはバリエーションがある。一般的にいずれの古墳群でも小規模古墳には顕著な差は認められず、墳丘規模の幅は、主に群内最大の古墳の規模の大小によって左右されるということが指摘できる。つまり、最大規模の古墳が大きいほど、古墳群全体の構成内容もより多様となる傾向にあるということであり、比較に際してまずは最大規模の古墳の大きさに着眼することが有効であると考えられる。

以上のことを踏まえ、以下で日本列島各地の古墳を概観した後、古墳群の顕著な事例を取り上げて詳細な比較を行うこととする。

#### (iv)-2 古墳文化の類似資産との比較1：地域別概観

古墳の規模及び古墳群の群構成の複雑さは、古墳時代中期に頂点に達する。この時期に各地で築造された古墳の様相を概観するため、地域ごとに前方後円墳の数及び大きさを比較してみよう（表3-6）

表 3-6 古墳時代中期の主要古墳

|     | 旧国名  | 前方後円墳数 | 最大の古墳の規模 (m) |     | 旧国名 | 前方後円墳数 | 最大の古墳の規模 (m) |     |
|-----|------|--------|--------------|-----|-----|--------|--------------|-----|
| 畿内  | 山城   | 5      | 180          | 山陰道 | 丹波  | 6      | 140          |     |
|     | 大和   | 47     | 253          |     | 丹後  | 7      | 105          |     |
|     | 河内和泉 | 40     | 486          |     | 但馬  | 8      | 141          |     |
|     | 摂津   | 16     | 226          |     | 因幡  | 3      | 92           |     |
| 東海道 | 伊賀   | 9      | 188          | 伯耆  | 10  | 110    |              |     |
|     | 伊勢   | 12     | 111          | 出雲  | 40  | 64     |              |     |
|     | 尾張   | 7      | 95           | 石見  | 2   | 74     |              |     |
|     | 三河   | 13     | 95           | 山陽道 | 播磨  | 8      | 147          |     |
|     | 遠江   | 15     | 110          |     | 美作  | 5      | 60           |     |
|     | 駿河   | 11     | 69           |     | 備前  | 11     | 206          |     |
|     | 甲斐   | 6      | 132          |     | 備中  | 17     | 360          |     |
|     | 相模   | 2      | 55           |     | 備後  | 5      | 70           |     |
|     | 武蔵   | 18     | 120          |     | 安芸  | 2      | 92           |     |
|     | 上総   | 9      | 144          |     | 周防  | 7      | 120          |     |
|     | 下総   | 6      | 123          | 長門  | 3   | 74     |              |     |
|     | 東山道  | 日立     | 12           | 186 | 南海道 | 紀伊     | 9            | 83  |
|     |      | 近江     | 18           | 99  |     | 阿波     | 3            | 90  |
|     |      | 美濃     | 21           | 120 |     | 讃岐     | 10           | 139 |
| 飛騨  |      | 0      | N/A          | 伊予  |     | 6      | 75           |     |
| 信濃  |      | 21     | 73           | 土佐  | 0   | N/A    |              |     |
| 上野  |      | 35     | 210          | 西海道 | 筑前  | 20     | 97           |     |
| 下野  |      | 8      | 121          |     | 筑後  | 12     | 120          |     |
| 陸奥  |      | 11     | 90           |     | 豊前  | 8      | 120          |     |
| 出羽  |      | 6      | 60           |     | 豊後  | 12     | 113          |     |
| 北陸道 |      | 若狭     | 6            |     | 90  | 肥前     | 11           | 114 |
|     | 越前   | 28     | 89           |     | 肥後  | 16     | 112          |     |
|     | 加賀   | 7      | 67           |     | 日向  | 37     | 177          |     |
|     | 能登   | 5      | 90           | 大隅  | 11  | 154    |              |     |
|     | 越中   | 1      | 46.2         | 薩摩  | 0   | N/A    |              |     |
|     | 越後   | 0      | N/A          | 壱岐  | 7   | 27     |              |     |
|     |      |        |              | 対馬  | 1   | 30     |              |     |
|     |      |        |              | 合計  |     | 648    |              |     |

\*前方後円墳の所在しない地域では、帆立貝形墳・円墳・方墳のいずれかで地域最大の古墳の規模を表示



### 地域別にみた最大規模の古墳の大きさ

各地域で築造された最大の古墳の規模を令制国に沿って整理すると表3-6右欄・図3-4のとおりとなる。墳丘長200m以上の巨大古墳を上位から列挙すると、河内・和泉地域の486m、備中地域の350m、大和地域の256m、摂津地域の226m、上野地域の210m、備前地域の206mという順となる。

百舌鳥・古市古墳群の所在する河内・和泉地域の最大規模墳は、全国でも圧倒的な大きさを誇る。

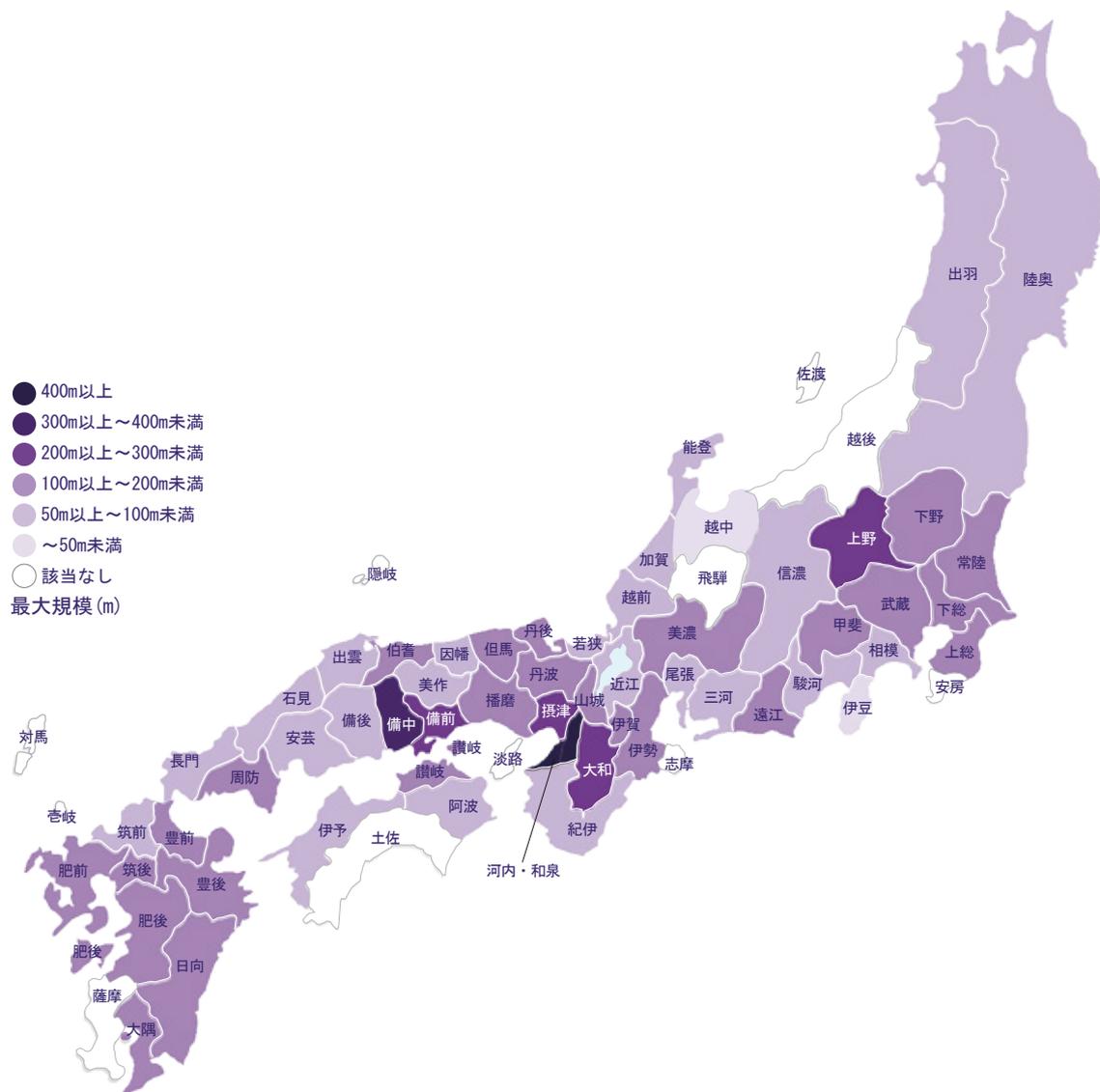


図3-4 地域別に見た最大規模の古墳

### (iv)-3 古墳文化の類似資産との比較2：群構成の比較

次に古墳文化の中でも特に顕著な事例を取り上げて、古墳群の群構成について比較を行う。前述のとおり、日本の古墳は、最大規模のもの規模が大きいほど、古墳群全体の構成内容もより多様となる傾向にあるため、群内最大の古墳の規模に着目して比較対象の選択を行うことが適切と考えられる。以上の考えに基づき、墳丘規模国内上位10基を含む古墳群、それに準ずる古墳を含む中期の古墳群（佐紀古墳群及び馬見古墳群）、および既に世界遺産登録された資産に含まれる古墳群（「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群」の新原・奴山古墳群）の構成を整理したのが図3-5である<sup>13</sup>。

古墳時代前期に属するもの1件、中期に属するもの5件、後期に属するもの2件をリストアップした。一見して百舌鳥・古市古墳群の多様さが卓越していることは明瞭であるが、個々の内容を記述しておく。

13. このほか国内暫定記載資産で古墳を含むものとして「飛鳥・藤原の宮都とその関連遺産群」（2007年暫定一覧表記載）があり、律令国家形成にかかわった人物の墳墓として6基の古墳が構成資産候補に含まれている。ただし、それらはすべて6世紀後半から8世紀初頭に造られた円墳・方墳・八角形墳であり、群を形成していない。



図 3-5 国内同類資産との比較 (墳形と墳長の関係)

### 「オオヤマト古墳群」(奈良県)

奈良盆地東南部に所在するオオヤマト古墳群は、南北約4.5km、東西約2.5kmの範囲に造営される。総数64基程度のマウンドが古墳として把握されており、時期不明のものが多いが、その主体は古墳時代前期である3世紀中頃から4世紀中葉とみられる。

古墳群内には1基の300m級と3基の200m級の巨大前方後円墳が継続して造られた。その下位には40基以上の前方後円墳と前方後方墳が造られるが、主体となる古墳時代前期古墳に円墳や方墳は含まれない。墳丘規模による格差の表現は一定程度認められるものの、それらが墳丘形態と結びついてはいない。

このことから、群構成は百舌鳥・古市古墳群より多様ではないと言える。さらに、百舌鳥・古市古墳群にあるような400m以上の極めて大型の前方後円墳を含まない。このように、いまだ古墳の形と規模の多様性の形成過程にあり、古墳時代の文化を代表する古墳群とは言えない。



写真 3-11  
オオヤマト古墳群 (奈良県)

### 「佐紀古墳群」(奈良県)

奈良盆地北部に所在する佐紀古墳群は南北約 1 km、東西約 2.5km の範囲に帯状に分布する。4 世紀中葉頃に古墳群の西端から造営が始まり、順次、東へ範囲を広げながら 5 世紀後半まで巨大前方後円墳の築造が続く。前期と中期の古墳を合わせるとその総数は約 70 基である。

墳丘長 276 m を最大として、8 基の 200 m 以上の巨大前方後円墳を擁する。古墳群築造の前半には、王墓と考えられる同時期における列島最大級の古墳が複数築造されるが、古墳時代中期以降には継続せず、それらの分布は百舌鳥・古市古墳群へと移ることとなる。

その下位には 15 基程度の前方後円墳が造られるが、百舌鳥・古市古墳群で造られた 300 m 以上の巨大前方後円墳は築造されない。また、円墳、方墳も造られるが、墳丘規模の幅広さは百舌鳥・古市古墳群に及ばない。



写真 3-12 佐紀古墳群 (奈良県)

### 「馬見古墳群」(奈良県)

奈良盆地西縁部に所在する馬見古墳群は、南北約7 km、東西約3 kmの範囲に分布し、全時期合わせて約250基以上の古墳からなる。北群・中央群・南群の3支群に分類される。古墳群の造営は中央群と南群で4世紀中葉に始まり、6世紀前葉までには主要な前方後円墳の築造が終わる。

それぞれの支群で200 m級の巨大前方後円墳が造られるが、王墓と考えられる、同時期における列島最大級の古墳は含まれない。当該期の王墓は佐紀古墳群、及び百舌鳥・古市古墳群にある。200 m級より下位には100 m前後の前方後円墳や、より小さい帆立貝形墳、円墳、方墳が造られるが、百舌鳥・古市古墳群の複雑な群構成には及ばない。



写真 3-13 馬見古墳群(奈良県)

### 「造山古墳」(岡山県)

日本列島における大型古墳上位10基の大半は、現在の奈良県・大阪府に所在するが、これ以外の地域として、現在の大阪府から150 kmほど西の岡山県に所在する、造山古墳と作山古墳が知られている。これらはいずれも5世紀前半に造られたものである。

造山古墳は、5世紀前半に造られた前方後円墳で、墳丘長は350 m、全国第4位の規模を誇る。しかしながら、ほぼ同時期に古市エリアの応神天皇陵古墳(425m)が築造されており、王墓とは考えられない。周囲に4基程度の古墳が所在するが、百舌鳥・古市古墳群の群構成の多様さには及ばない。



写真 3-14 造山古墳 (岡山県)

### 「作山古墳」(岡山県)

作山古墳は、造山古墳の西方、約 3.2km の位置に所在し、造山古墳に後続して 5 世紀前半に造られた前方後円墳である。墳丘長は 282 m で全国第 10 位であるが、ほぼ同時期に百舌鳥エリアの仁徳天皇陵古墳(486m)が築造されており、王墓とは考えられない。また、周囲に他の古墳は存在せず、単独で造られた点も百舌鳥・古市古墳群とは異なっている。



写真 3-15 作山古墳 (岡山県)

### 「河内大塚山古墳」(大阪府)

日本列島における大型古墳上位 10 基には、古墳時代後期に造られた巨大前方後円墳である河内大塚山古墳と五条野丸山古墳が含まれている。

河内大塚山古墳は、6 世紀中頃から後半に造られたと考えられる前方後円墳である。墳丘長は 335 m で全国第 5 位の規模である。百舌鳥エリアと古市エリアの間に所在するが単独で造られており、古墳群を形成しない。巨大前方後円墳ではあっても、多様な群構成を特徴とする百舌鳥・古市古墳群の内容とは大きく異なっている。



写真 3-16  
河内大塚山古墳 (大阪府)

### 「五条野丸山古墳」(奈良県)

五条野丸山古墳は、6 世紀中頃から後半に造られたと考えられる前方後円墳である。墳丘長 320 m で全国第 6 位の規模である。全国最大級の横穴式石室を埋葬施設とする。奈良盆地南西部に造られるが、周辺に近い時期の古墳は認められず、単独で造られたものである。巨大前方後円墳ではあっても、多様な群構成を特徴とする百舌鳥・古市古墳群の内容とは大きく異なっている。

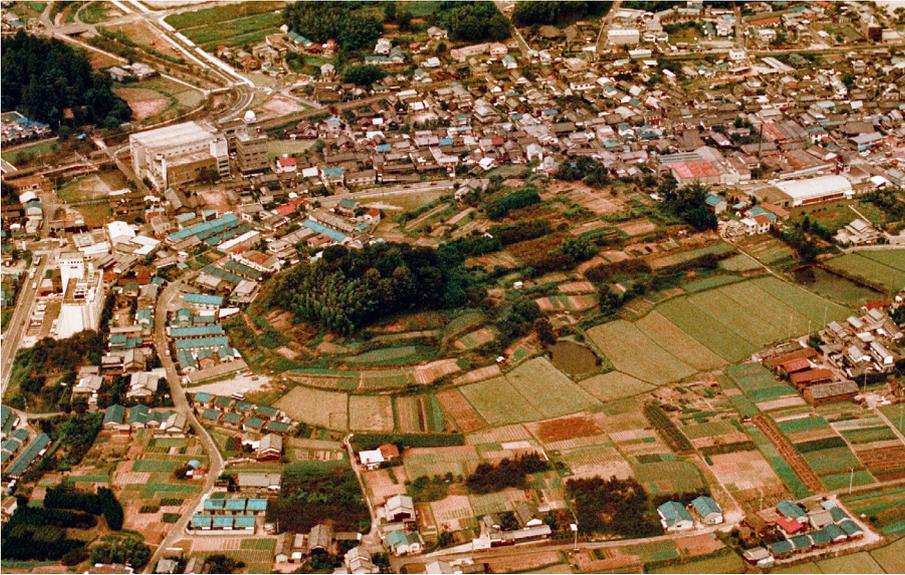


写真 3-17  
五条野丸山古墳 (奈良県)

### 「新原・奴山古墳群」(福岡県)

新原・奴山古墳群は、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群」の構成資産の一つとして、宗像大社沖津宮、沖津宮遙拝所、中津宮、辺津宮とともに2017年に世界遺産登録されている。この古墳群は、5世紀後半から6世紀後半にかけて築造された41基の古墳によって構成される。墳丘長80mを最大とする計5基の前方後円墳のほか多数の円墳、1基の方墳からなる。

登録に際しては、「沖ノ島祭祀を執り行い、沖ノ島を信仰する伝統を継承した宗像氏の墳墓群」(推薦書より抜粋)として推薦されたものであり、当該期の王権中枢によって営まれた百舌鳥・古市古墳群とは大きく異なっている。



写真 3-18  
新原・奴山古墳群 (福岡県)

#### (iv)-4 国内同類資産との比較の結論

以上の検討により、古墳時代中期の古墳群は前期・後期を代表する古墳群に対して、墳丘規模の格差や墳形においてより高い多様性を示しており、まさに古墳時代の最盛期と位置付けられることが明らかとなった。

また、古墳時代中期を代表するいくつかの古墳群の中でも、百舌鳥・古市古墳群は他の古墳群に比して圧倒的な規模の古墳を有している他、漸次的な規模差と全ての墳形を有する古墳を包含するもので、最も充実した多様性を示していることが確認された。

## (v) 構成資産選択の合理性

前項で確認したとおり、日本の古墳文化の特徴を最もよく表現し、本推薦の顕著な普遍的価値を支持する三種の属性を満たしており、日本列島に多数分布する古墳の総体を代表するにふさわしい資産として百舌鳥・古市古墳群が選択された。

百舌鳥・古市古墳群には、現在、合計 89 基の古墳が残されている。世界遺産への推薦にあたっては、古墳時代の最盛期であり、古墳の規模や形状による序列的な群構成が最も発達した中期に築造された 68 基の古墳を対象とした。さらに保存状態、周辺環境との関係性、そして法的保護の観点より下記の基準に沿って評価を行い、いずれも A および A' 評価となる古墳 49 基 45 件を構成資産として選択した (表 3-7)。

### 保存状態

墳丘の保存状態を平面と立面に分けて評価。

#### ・平面

A：本来の墳形を現地に留めている

A'：前方後円墳・帆立貝形墳のうち円丘・方丘のいずれかが残存している

B：墳形が判別できない

#### ・立面

A：墳頂部まで残存

A'：段築が残存

B：1 段目まで、もしくはそれより下位のみ残存

### 周辺環境及び一体的保全

周辺環境が良好か否か、またシリアル遺産としての一体的保全が可能かどうかを A もしくは B で評価。

### 法的保護措置

法的保護措置（陵墓治定もしくは史跡指定）が図られているか否かを A もしくは B で評価。

表 3-7 保存状態及び法的保護措置に基づく構成資産の選択

□ : 構成資産    ■ : 非構成資産

| 構成資産<br>No. | 古墳名                  | 墳形    | 墳長<br>(m)   | 保存状態   |    |                 | 法的<br>保護措置 |
|-------------|----------------------|-------|-------------|--------|----|-----------------|------------|
|             |                      |       |             | 墳丘保存状態 |    | 周辺環境及び<br>一体的保全 |            |
|             |                      |       |             | 平面     | 立面 |                 |            |
| 百舌鳥エリア      |                      |       |             |        |    |                 |            |
| 1           | 反正天皇陵古墳              | 前方後円墳 | 148         | A      | A  | A               | A          |
| 2           | 仁徳天皇陵古墳、茶山古墳及び大安寺山古墳 | 前方後円墳 | 486, 56, 62 | A      | A  | A               | A          |
| 3           | 永山古墳                 | 前方後円墳 | 100         | A      | A  | A               | A          |
| 4           | 源右衛門山古墳              | 円墳    | 34          | A      | A  | A               | A          |
| 5           | 塚廻古墳                 | 円墳    | 35          | A      | A  | A               | A          |
| 6           | 収塚古墳                 | 帆立貝墳  | 59          | A'     | A' | A               | A          |
| 7           | 孫太夫山古墳               | 帆立貝墳  | 65          | A      | A  | A               | A          |
| 8           | 竜佐山古墳                | 帆立貝墳  | 61          | A      | A  | A               | A          |
| 9           | 銅亀山古墳                | 方墳    | 26          | A      | A  | A               | A          |
| 10          | 菰山塚古墳                | 帆立貝墳  | 33          | A'     | A' | A               | A          |
| 11          | 丸保山古墳                | 帆立貝墳  | 87          | A      | A  | A               | A          |
| 12          | 長塚古墳                 | 前方後円墳 | 106         | A      | A  | A               | A          |
| 13          | 旗塚古墳                 | 帆立貝墳  | 58          | A      | A  | A               | A          |
| 14          | 銭塚古墳                 | 帆立貝墳  | 72          | A'     | A' | A               | A          |
| 15          | 履中天皇陵古墳              | 前方後円墳 | 365         | A      | A  | A               | A          |
| 16          | 寺山南山古墳               | 方墳    | 45          | A      | A' | A               | A          |
| 17          | 七観音古墳                | 円墳    | 33          | A      | A  | A               | A          |
| 18          | いたすけ古墳               | 前方後円墳 | 146         | A      | A  | A               | A          |
| 19          | 善右エ門山古墳              | 方墳    | 28          | A      | A' | A               | A          |
| 20          | 御廟山古墳                | 前方後円墳 | 203         | A      | A  | A               | A          |
| 21          | ニサンザイ古墳              | 前方後円墳 | 300         | A      | A  | A               | A          |
|             | 文殊塚古墳                | 前方後円墳 | 55          | A      | A  | B               | A          |
|             | 御廟表塚古墳               | 帆立貝墳  | 75          | A'     | A' | B               | A          |
|             | 定の山古墳                | 帆立貝墳  | 69          | A'     | A' | B               | B          |
|             | 乳岡古墳                 | 前方後円墳 | 155         | A'     | A' | B               | A          |
|             | グワショウ坊古墳             | 円墳    | 58          | A      | B  | A               | A          |
|             | 鈴山古墳                 | 方墳    | 22          | B      | A' | A               | A          |
|             | 樋の谷古墳                | 円墳    | 47          | B      | A' | A               | A          |
|             | 狐山古墳                 | 円墳    | 23          | B      | A' | A               | A          |
|             | 鏡塚古墳                 | 円墳    | 15          | B      | A' | B               | A          |
|             | 鎮守山塚古墳               | 円墳    | 20          | B      | A  | A               | B          |
|             | かぶと塚古墳               | 帆立貝墳  | 50          | B      | A' | B               | B          |

| 構成資産<br>No. | 古墳名                   | 墳形    | 墳長<br>(m)    | 保存状態   |    |                 | 法的<br>保護措置 |
|-------------|-----------------------|-------|--------------|--------|----|-----------------|------------|
|             |                       |       |              | 墳丘保存状態 |    | 周辺環境及び<br>一体的保全 |            |
|             |                       |       |              | 平面     | 立面 |                 |            |
| 古市エリア       |                       |       |              |        |    |                 |            |
| 22          | 津堂城山古墳                | 前方後円墳 | 210          | A      | A' | A               | A          |
| 23          | 仲哀天皇陵古墳               | 前方後円墳 | 245          | A      | A  | A               | A          |
| 24          | 鉢塚古墳                  | 前方後円墳 | 60           | A      | A  | A               | A          |
| 25          | 允恭天皇陵古墳               | 前方後円墳 | 230          | A      | A  | A               | A          |
| 26          | 仲姫命陵古墳                | 前方後円墳 | 290          | A      | A  | A               | A          |
| 27          | 鍋塚古墳                  | 方墳    | 63           | A      | A  | A               | A          |
| 28          | 助太山古墳                 | 方墳    | 36           | A      | A  | A               | A          |
| 29          | 中山塚古墳                 | 方墳    | 50           | A      | A  | A               | A          |
| 30          | 八島塚古墳                 | 方墳    | 50           | A      | A  | A               | A          |
| 31          | 古室山古墳                 | 前方後円墳 | 150          | A      | A  | A               | A          |
| 32          | 大鳥塚古墳                 | 前方後円墳 | 110          | A      | A  | A               | A          |
| 33          | 応神天皇陵古墳、誉田丸山古墳及び二ツ塚古墳 | 前方後円墳 | 425, 50, 110 | A      | A  | A               | A          |
| 34          | 東馬塚古墳                 | 方墳    | 30           | A      | A  | A               | A          |
| 35          | 栗塚古墳                  | 方墳    | 43           | A      | A  | A               | A          |
| 36          | 東山古墳                  | 方墳    | 57           | A      | A  | A               | A          |
| 37          | はざみ山古墳                | 前方後円墳 | 103          | A      | A  | A               | A          |
| 38          | 墓山古墳                  | 前方後円墳 | 225          | A      | A  | A               | A          |
| 39          | 野中古墳                  | 方墳    | 37           | A      | A  | A               | A          |
| 40          | 向墓山古墳                 | 方墳    | 68           | A      | A  | A               | A          |
| 41          | 西馬塚古墳                 | 方墳    | 45           | A      | A  | A               | A          |
| 42          | 浄元寺山古墳                | 方墳    | 67           | A      | A  | A               | A          |
| 43          | 青山古墳                  | 帆立貝墳  | 72           | A      | A  | A               | A          |
| 44          | 峯ヶ塚古墳                 | 前方後円墳 | 96           | A      | A  | A               | A          |
| 45          | 白鳥陵古墳                 | 前方後円墳 | 200          | A      | A  | A               | A          |
|             | 野中宮山古墳                | 前方後円墳 | 154          | A      | A  | A               | B          |
|             | 赤面山古墳                 | 方墳    | 22           | A      | A  | B               | A          |
|             | 唐櫃山古墳                 | 帆立貝墳  | 59           | A'     | B  | A               | A          |
|             | 衣縫塚古墳                 | 円墳    | 20           | B      | A' | A               | A          |
|             | 宮の南塚古墳                | 円墳    | 40           | B      | A' | A               | A          |
|             | 松川塚古墳                 | 方墳    | 25           | B      | A' | A               | A          |
|             | 割塚古墳                  | 方墳    | 30           | B      | B  | A               | A          |
|             | 稲荷塚古墳                 | 帆立貝墳  | 50           | B      | B  | A               | A          |

このように保存状態、周辺環境との関係性、そして法的保護の観点より選択された45件49基の古墳には、前方後円墳・帆立貝形墳・円墳・方墳という標準化された4種の墳形の古墳が含まれ、その規模は墳丘長500m近い古墳から、一辺20m程度の小古墳まで極めて幅広く、漸次的に多様な規模を含むという特性を良く示している（図3-6）。

また、大阪平野の南端にある段丘上に、多数の古墳が有意な関係性をもって密集した群構成としての特徴も示しており、本資産の顕著な普遍的価値を伝える属性である「密集した多様な墳墓」としての特性を日本列島の古墳の中でも最も顕著に証明し得る古墳の選択である。

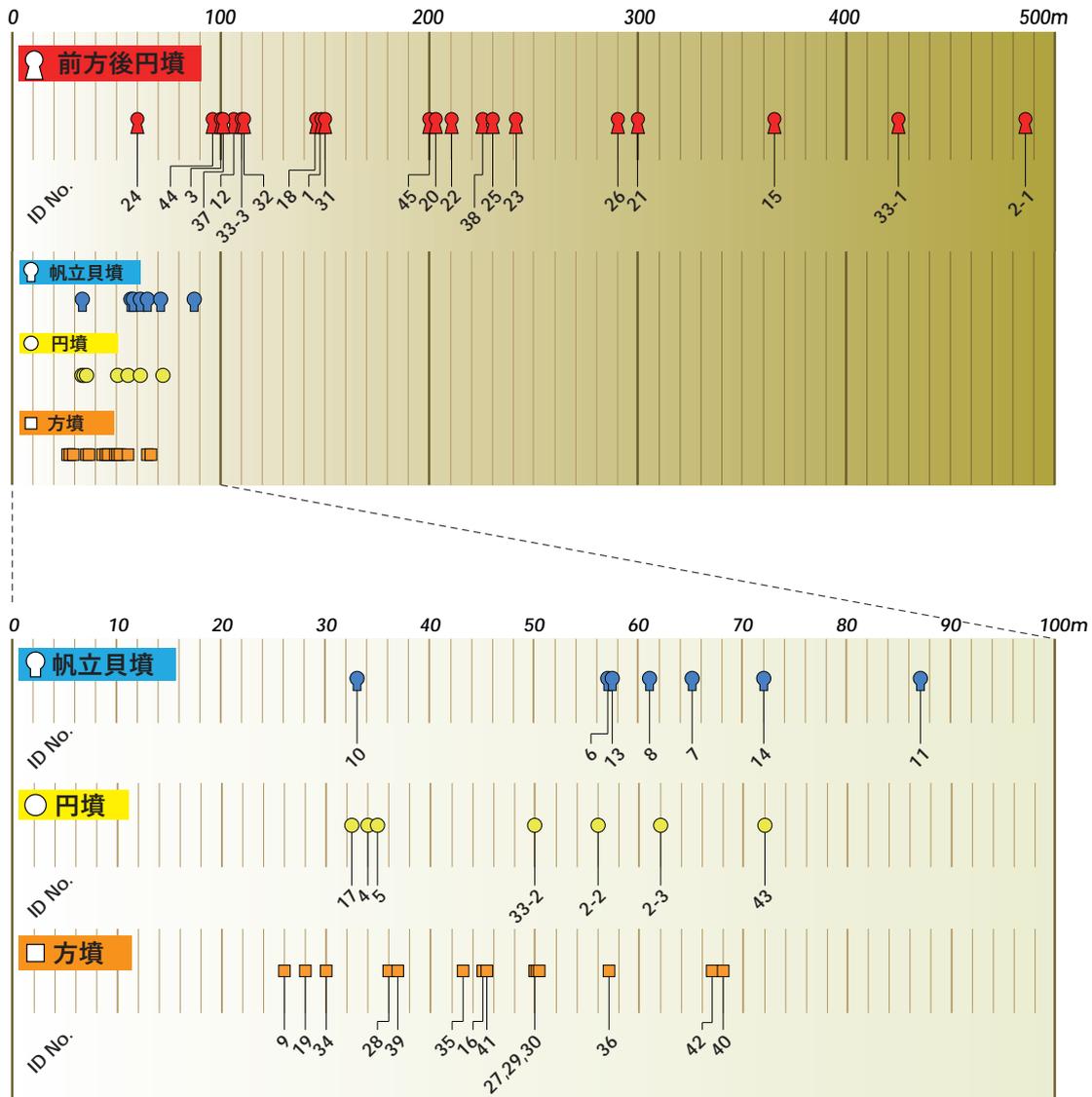


図3-6 選択された構成資産の墳形および規模

## 3.3 顕著な普遍的価値の言明案

### a) 概要

百舌鳥・古市古墳群は、古代日本列島を支配し、東アジア諸勢力との外交にあたった王一族やそれに次ぐ有力者たちの墓群である。この墓群は、古墳と呼ばれる顕著な墳墓の築造を特色とする古墳時代の最盛期であった4世紀後半から5世紀後半にかけて築造された。49基45件の一連の古墳は、重要な政治文化の中心地のひとつであった大阪平野の、大陸に向かう航路が出発する海を望む台地上に位置している。本資産は、世界でも独特な鍵穴型をもつ墓、最大のもは長さおよそ500メートルにも及ぶ巨大古墳を多数含み、これらに様々な大きさと形状で差異化された中小墳墓を伴って群を形成している。世界各地の多くの墳墓の墳丘が棺や室に盛土・積石しただけのものであるのに対して、古墳の墳丘は葬送儀礼の舞台として幾何学的に精緻なデザインを施し、埴輪などの土製品で飾り立てた建築的な傑作であった。

この時代、中国の政治的混乱に起因する周辺地域の国際秩序の変化が、東アジア各地において王権の形成を促した。各地の王権により営まれた墓の中でも、日本列島の墳墓は地上にそびえるモニュメントとして墳丘の外観をとりわけ顕著に発達させたものである。本資産の古墳に見られる圧倒的な規模の格差や型式の多様性、大小の古墳が密集した配置は、この時代の王権の階層化された権力構造を視覚的に示している。列島各地に多数造営された古墳における葬送儀礼は、権力の継承及び中央と地方の勢力の結びつきを確認・強化するものであった。こうした高い社会的意義を背景として、墳丘の大きさと美しさが追求された古墳は、土製建造物のたぐいまれな技術的到達点を示すものとなった。築造後約1600年を経てもなお並外れた形態をとどめていることは、その技術水準の高さを物語っている。

本古墳群は、大陸の法体系の影響を受けて、古代中央集権体制を確立した新たな歴史段階を迎える直前にあって、激動する東アジア情勢への対応として展開した、墳墓によって権力を象徴した日本列島の人々の歴史を物語る顕著な証左である。

## b) 評価基準の適用

### 評価基準 (iii)

百舌鳥・古市古墳群は、群として築造された墳墓の規模と形によって当時の政治・社会の構造を表現した、古墳時代の文化を物語る傑出した証拠である。

本資産は、古墳時代において、社会階層の違いを示唆する高度に体系だった葬送文化が存在し、古墳築造が社会の秩序を表現していたことを物語っている。また本資産は、各地の古墳群が形づくる階層構造の頂点に位置し、かつ最も充実した典型的な階層構造は列島一円の古墳群の群構成の規範となった。古墳とそこでの儀礼を通じた社会統治のあり方は列島の広い範囲に及ぶこととなり、その総数は16万基以上を数えるに至った。

### 評価基準 (iv)

百舌鳥・古市古墳群は、日本列島独自の墳墓形式、すなわち古墳の顕著な事例である。それは、集団や社会の力を最も明瞭に誇示するモニュメントとして祖先の墓を築造した、この列島独特の歴史段階—すなわち東アジアの政治情勢を反映した古代王権の形成・発展過程—を物語るものである。

百舌鳥・古市エリアに密集して築造された古墳は、同時代に営まれたものでありながら、前方後円墳、帆立貝形古墳、円墳、方墳という4つの標準化された形、および20 mから500 m近くという著しく多様な規模差を含む。古墳は、世界各地の墳墓にしばしば見られるような棺・室に盛土・積石しただけの単純な墳墓ではない。それは、葬送儀礼の舞台としてデザインされ、葺石と埴輪で装飾され、幾何学を伴う高度な建築計画と技術をもって築造された、ユニークな建築的到達点である。

### c) 完全性の言明

本資産は、古墳時代の文化を特徴づける日本列島固有の墳墓型式である古墳により、古代王権を視覚的に表現した物証として、完全性を十分に有している。本資産を構成する 49 基 45 件の古墳は、王権の統治のあり方を最も顕著に示す古墳時代中期に属する王権の古墳を選択し、保存状態が良好なものを網羅したグループである。

本資産は、歴史的にまとまった最高の事例を取り上げたその群としての総体において、古墳群の顕著な普遍的価値を伝える三つの属性、つまり密集した多様な古墳、4つの標準化された型式、入念で独特な葬送儀礼、を表している。

各構成資産は、顕著な普遍的価値の証左となる墳丘等の遺構を含む範囲を確保している。構成資産の保存状況は全体として良好であり、所有者あるいは管理者により適切に管理がなされている。資産周辺は、長い歴史の中で市街化が進んでいるが、十分な範囲の緩衝地帯を設定し、包括的保存管理計画に基づいて保全のための対策を実施することにより、資産の適切な保護を実施する。

### d) 真実性の言明

本資産の真実性は、顕著な普遍的価値に貢献する各構成資産の諸属性に関する十分な学術的・考古学的調査研究により裏付けられている。資産の真実性は、形態・意匠、材料・材質、用途・機能、において維持されている。

資産である 49 基 45 件の古墳は、古墳時代中期に築造された考古学的遺跡として、ほぼ完全な状態で現代まで伝えられたものである。長い歴史の中で、一部の墳丘や濠については、山城（砦）やため池といった、本来の目的以外に使用されたものもあるが、古墳のデザイン・材質・内部施設等は、ほぼ原形のまま保たれている。また、近代以降、部分的に修繕が行われた古墳もあるが、本来の姿に十分な配慮がなされている。

## e) 管理と保護

資産の全範囲は、国と地域の行政が、民間所有者と連携して法に基づき適切に管理している。構成資産の保護の制度は二つあり、陵墓に指定されている国有財産と、文化財保護法に基づく史跡に指定されている財産のいずれかまたは双方に指定されている。

緩衝地帯は、古墳の眺望景観を阻害する開発や資産の価値へ負の影響を与えるその他の行為が生じないように管理することを主眼に全ての構成資産を包含する十分な範囲を設定し、都市計画法・景観法・屋外広告物法に基づき、建築物の高さと形態意匠、屋外広告物の設置等に適切な制限を設けている。さらに、資産がもつ顕著な普遍的価値を保存継承していくために、包括的保存管理計画を策定した。これに基づき、保存管理及びその周辺環境の保全にかかる事項について関係機関が定期的かつ必要に応じて協議を行う体制をすでに整えている。

長期的な取り組みとして、資産がもつ顕著な普遍的価値を資産全体として、人々にわかりやすく伝えるため、個々の構成資産の性格をふまえ、地域住民の理解と協力を促しつつ、年次計画に沿って整備や来訪者受入れのための施策を着実に進めていく。





仁徳天皇陵古墳とその周囲に配された中小古墳群  
復元イメージと今日の俯瞰写真

# 第4章

## 保全状況と資産に与える影響

4.a 現在の保存状況

4.b 資産に与える影響の要因





## 4. 保全状況と資産に与える影響

### 4.a 現在の保存状況

#### (i) 資産の保存状況

資産は45件の構成資産からなるシリアル・プロパティであり、国、地方公共団体又は民間所有者によって適切に管理されており、全体として保存状態は良好である。

資産に含まれる陵墓は天皇及び皇族の墓所であるため、一部については参拝のために拝所が設けられている。宮内庁が保存状態のモニタリングのために巡回を行う以外に、墳丘や濠へ立ち入ることは原則として禁止されているため、人為的な影響を受けることはない。

陵墓以外の構成資産は、文化財保護法のもとに地方公共団体や民間所有者が保存管理計画を策定して適切に維持管理を行っている。また、現状変更は、原則的に禁止であり、保全のために必要な措置として整備等が実施される場合であっても、厳密な審査を経た上で政府（文化庁長官）の許可を得ることが必要となるものであり、資産が負の影響を受けることはない。

構成資産はすべて墳墓であり、墳丘や濠等の崩落や変形、また樹木や濠水の恒常的な観察が実施されている（[付属資料 1.b](#)「各構成資産に適用される資産管理方針」参照）。また、墳丘上の植生の状態は構成資産ごとに異なるが、樹木が繁茂している構成資産では、遺構が確実に保全

されるよう、状況に応じて剪定、伐採の措置がとられ、良好な保存状態が維持されている。周濠を有する古墳では、水際での墳丘の浸食状況を観察の上、必要に応じて遺構への影響がないように保全工事が実施されており、適切な状態が維持されている。

その他、墳丘上もしくは周濠内において資産に影響を与える要因となりうる行為が計画された際には、顕著な普遍的価値の保護の観点から事前に評価を行い、資産の適切な保全状況の維持と、永続的に良好な状態での継承が担保されるように努めている。

## (ii) 構成資産の日常管理手法

構成資産の日常管理については、それぞれの管理者が巡回を通して状況を観察したうえで、下記の通り実施する。

### 植 生

墳丘の樹木については、現状維持を基本に、倒木による墳丘への影響、周辺建築物への影響がある場合には枯損木の伐採、剪定、危険木の除去を行っている。樹木の繁茂により下草の成長が妨げられている場合には、剪定等を行っている。また、濠水を湛える構成資産では、水生植物が繁茂した場合、除草を行っている。

### 濠 水

濠水を湛え、水位変動や波浪により、墳丘や堤の浸食等の可能性がある古墳については、水位の把握及び調整を行うとともに、護岸工事などの対策を検討・実施している。濠水の滞留や生活排水の流入などによる水質汚濁については、関係市が水質検査を実施し、下水道整備や井戸水の導水など対策を検討している。

史跡に指定されている古墳においては、関係市（堺市、羽曳野市、藤井寺市）が水質検査を継続的に実施していく<sup>1</sup>。

1. 陵墓では、関係市の協力を得て水質検査の実績をふまえつつ（英語の直訳は「試験的な水質実験を実施し」）、宮内庁との継続的な実施に向けて検討している。

### 管理や祭祀のための施設

陵墓では、宮内庁が拝所を構成する施設（鳥居・燈籠・扉・石柵・手水鉢等）、構成資産の管理に必要な施設（事務所・柵・説明板・注意看板等）及び濠水の管理に必要な施設（樋門・余水吐け等）など、付随施設の維持管理を行っている。史跡では、各構成資産の資産管理者が管理に必要な施設（柵や標柱等）について維持管理を行っている。以上のような日常的な管理に加え、その機能を維持するために施設の更新・改修を行う場合も、地中の遺構や遺物への影響を確実に排除した内容と古墳の景観を阻害しないようデザインにも配慮したうえで、文化財保護法（1950年）に基づく「現状変更」申請の手続きを行い、許可を得て実施している。

### (iii) 構成資産の保存状況

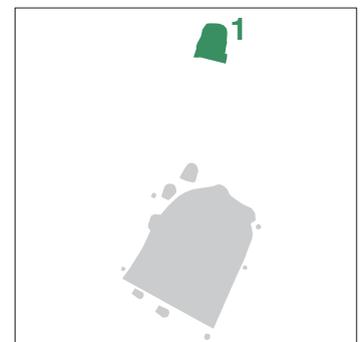
構成資産の古墳は、樹木に覆われ、大きな丘のように見えるものもあれば、公園内にある身近な築山に見えるようなものまで、様々な姿を見せている。各構成資産の現時点における保存状況については以下の通りである（付属資料 1.a「包括的保存管理計画」、3.d「調査履歴一覧」および 4.b「整備履歴一覧」参照）。

#### 構成資産 1 反正天皇陵古墳

百舌鳥エリアの最北部に位置する前方後円墳で、宮内庁が陵墓として管理している。参拝の場である参道・拝所は公開しているが、それ以外は立ち入りを禁止しているため、墳丘は人為的な影響を受けることはない。墳丘及び濠の遺存状況は良好である。

濠は水を湛えているが、現在のところ墳丘への悪影響はみられない。水の出入りがない状況であることから、降雨時には水位に特に注意して巡回を行っている。

また、墳丘上の樹木の構成資産への影響が予想されるが、定期的な巡回により枯損木を把握して伐採を行うことで、倒木等による遺構の損壊を防止しているほか、間伐を進めている。堤上の樹木については、枯損木の伐採に加え、隣接する民家等へ影響を与える可能性のある危険木の処理も実施しており、巡回によってそのような危険木の把握に努めている。



構成資産内には、鳥居・燈籠・扉・石柵等の参拝のための施設、管理のために必要な見張所や柵が設置されている。祭祀や管理の機能を維持するための施設改修や改築を行う場合も、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

### 構成資産2 仁徳天皇陵古墳、茶山古墳及び大安寺山古墳

百舌鳥エリアの中心部に位置する前方後円墳で、宮内庁が陵墓として管理し、参拝の場である参道・拝所は公開しているが、それ以外は立ち入りを禁止しているため、墳丘は人為的な影響を受けることはない。濠水による墳丘裾部・堤の浸食が見られるが、墳丘及び濠の遺存状況は良好である。

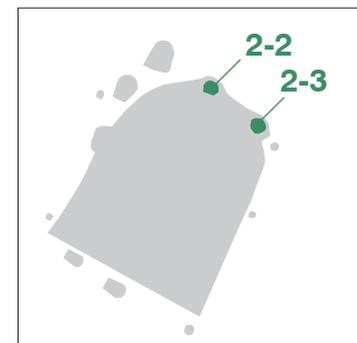
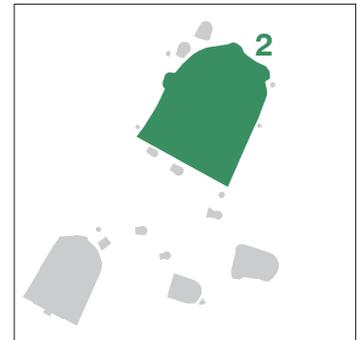
仁徳天皇陵古墳には、三重に巡る濠があり、いずれの濠も水を湛えている。濠水は、増水時には溢水の懸念があることから、巡回時に重点的に余水吐け周辺を確認しており、濠水が構成資産への負の影響を与えることを未然に防止している。

また、墳丘上の樹木については、巡回を行うことにより枯損木を把握して伐採を行い、倒木等による遺構の損壊を防止しているほか、雑木の除去といった間伐を進めている。

構成資産内には、鳥居・燈籠・扉・石柵等の参拝のための施設、管理のために必要な事務所や柵が設置されている。

祭祀や管理の機能を維持するための施設改修や改築を行う場合も遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。なお、仁徳天皇陵古墳の拝所や堤上については、定期的な手入れと薬剤散布を実施している。

仁徳天皇陵古墳の堤上に所在する円墳の茶山古墳及び大安寺山古墳についても、墳丘上の樹木の状態を巡回して把握しており、枯損木は伐採している。墳丘への立ち入りは禁止し、厳重な管理を行っているため、墳丘の遺存状況は良好である。

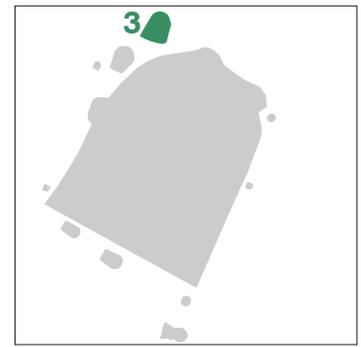


### 構成資産 3 永山古墳

仁徳天皇陵古墳の北側に位置する前方後円墳で、墳丘は宮内庁が陵墓として管理し、濠は堺市が史跡として管理している。

濠水による墳丘裾部の一部浸食が認められるが、墳丘への立ち入りを禁止しているため、墳丘は人為的な影響を受けることはない。墳丘及び濠の遺存状況はおおむね良好である。

なお、墳丘上の樹木が構成資産へ影響を与えることについては、巡回により枯損木を把握して伐採を行い、倒木による遺構の損壊を未然に防止している。



### 構成資産 4 源右衛門山古墳

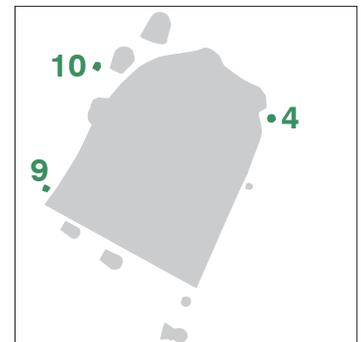
### 構成資産 9 銅亀山古墳

### 構成資産 10 菰山塚古墳

円墳の源右衛門山古墳、方墳の銅亀山古墳、帆立貝形墳の菰山塚古墳は、三基ともに仁徳天皇陵古墳の周囲に位置する古墳であり、宮内庁が陵墓として管理し、墳丘への立ち入りを禁止しているため、墳丘は人為的な影響を受けることはない。墳丘の遺存状況は良好である。

それぞれの墳丘上の樹木が構成資産へ影響を与えることが予想されるが、巡回により、枯損木や隣接する民家へ影響を与える可能性のある危険木は伐採し、構成資産への負の影響は未然に防止している。

なお、各構成資産の管理上、周囲に柵を設置しているが、その改修を行う場合には遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

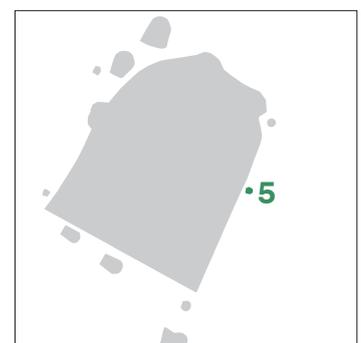


### 構成資産 5 塚廻古墳

仁徳天皇陵古墳の東側に位置する円墳で、堺市が史跡として管理している。

墳丘の遺存状況は良好である。遺構・遺物は地下に良好な状態で保存されており、発掘調査によって埋葬施設や埴輪列の存在が確認されている。

墳丘上に高木が生えているため、倒木による構成資産への影響が予想



されるが、巡回により枯損木を把握し、伐採・剪定の処置を行って構成資産への負の影響を未然に防いでいる。

なお、構成資産の管理上、周囲に柵・標柱を設置しているほか、来訪者へ史跡としての価値等を情報提供するための説明板を設置しているが、それらの改修を行う場合には、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

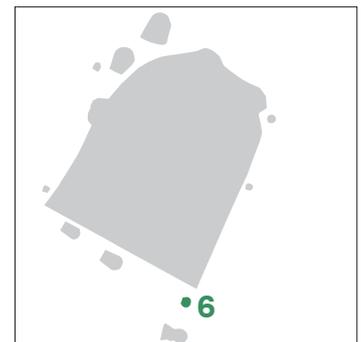
### 構成資産 6 収塚古墳

仁徳天皇陵古墳の南東隅部、都市公園（大仙公園）の計画地内に位置する帆立貝形墳で、後円部は堺市が史跡として管理している。墳丘の前方部が改変を受けているが、後円部の遺存状況は良好である。発掘調査によってテラス付近の埴輪列や葺石の存在が確認されており、遺構・遺物は地下に良好な状態で保存されている。

墳丘上に高木が生え、笹類も繁茂しており、倒木による構成資産への影響が予想されるが、巡回により枯損木を把握し伐採等の処置を行って構成資産への負の影響を未然に防いでいる。

なお、構成資産の管理上、周囲に必要な柵・標柱を設置しているほか、来訪者へ史跡としての価値等を情報提供するための説明板を設置しているが、それらの改修を行う場合、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

構成資産内にはフェンス設置のためにコンクリート構造物が設置されたが、設置の過程で墳丘や遺構への影響はなく、今後撤去する予定である。

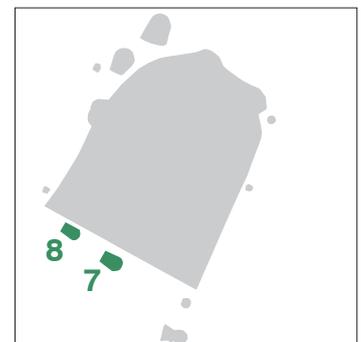


### 構成資産 7 孫太夫山古墳

### 構成資産 8 竜佐山古墳

2基とも仁徳天皇陵古墳南隣の大仙公園に所在する帆立貝形墳で、墳丘は宮内庁が陵墓として、また濠は堺市が史跡として管理し、墳丘への立ち入りを禁止する管理をしている。

孫大夫山古墳については、墳丘前方部の上部が改変されているが、墳



丘後円部の保存状況は良好である。竜佐山古墳については、墳丘の遺存状況は良好である。

二基とも、大仙公園の整備を行う際に、盛土を施した上で濠の復元整備を実施し、現在は濠の水を湛えているが、護岸等の浸食対策を行ったため、濠水が遺構に影響を与えることはない。

墳丘上の樹木による資産への影響を与えることが予想されるが、巡回により枯損木を把握して伐採を行っており、構成資産への影響を未然に防止している。新たな植林は実施していない。

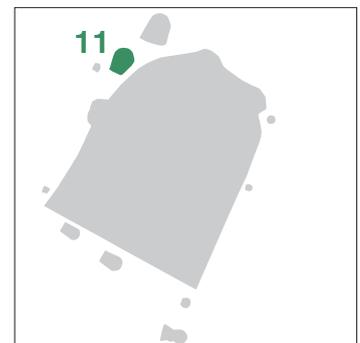
### 構成資産 11 丸保山古墳

仁徳天皇陵古墳の後円部西側に位置する帆立貝形墳であり、墳丘後円部は宮内庁が陵墓及び史跡、墳丘前方部及び濠は堺市が史跡として管理している。濠水による墳丘裾部の一部浸食や1950年代の住宅建設による墳丘前方部上面の改変が認められるが、構成資産への立ち入りを禁止することにより、墳丘後円部の保存状況は良好である。

後円部の樹木が構成資産へ影響を与えることが予想されるが、巡回により枯損木を把握して伐採を行い、構成資産への負の影響を未然に防いでいる。

なお、構成資産の管理上、周囲に必要な柵・標柱を設置しているほか、来訪者へ史跡としての価値等の情報を提供する説明板を設置しているが、それらの改修等を行う場合、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

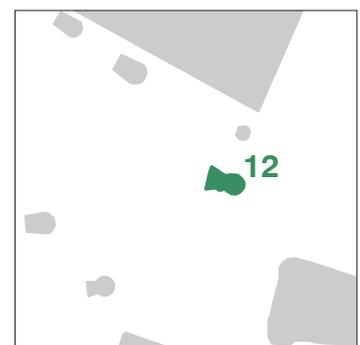
墳丘前方部には住宅建設のために基礎や配管、コンクリート枠の井戸が設置されたが、今後撤去する予定である。



### 構成資産 12 長塚古墳

仁徳天皇陵古墳の南東側に位置する前方後円墳で、堺市が史跡として管理している。

地表面には墳丘のみが見られるが、立入防止柵を設置し、墳丘への立



ち入りを制限していることから、墳丘の遺存状況は良好である。遺構、遺物は地下に良好な状態で保存されており、レーダー探査により埋葬施設の存在が確認されている。

墳丘上には高木が生えているため、倒木による構成資産への影響が予想されるが、巡回により枯損木を把握、伐採の処置を行って構成資産への負の影響を未然に防いでいる。

なお、構成資産の管理上、柵・標柱を設置しているほか、来訪者へ史跡としての価値等を情報提供する説明板を設置しているが、それらの改修を行う場合には、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

区画等に用いられたコンクリート構造物が設置されたが、設置の過程で墳丘や遺構への影響はなく、今後撤去する予定である。

### 構成資産 13 旗塚古墳

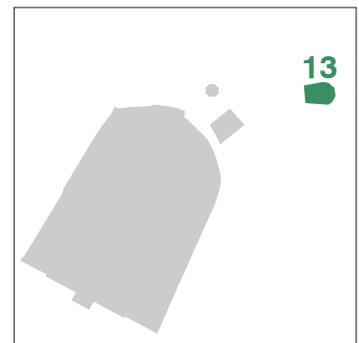
仁徳天皇陵古墳の南隣に広がる都市公園（大仙公園）内に位置する帆立貝形墳で、堺市が史跡として管理している。墳丘の一部は改変されているが、墳丘の遺存状況は良好である。発掘調査によって埴輪列や葺石の存在が確認されており、遺構・遺物は地下に良好な状態で保存されている。

濠は、公園の水生・湿性植物園として修景され、墳丘裾は玉石により墳丘整備を行ったため、一部に水を湛えているが、濠水が墳丘に影響を与えることはない。

墳丘上の樹木は、公園の森林推移実験見本園として観察が行われていたため、樹木の密生が著しいことから遺構への影響が予想されるが、巡回により枯損木を把握、伐採の処置を行って構成資産への負の影響を未然に防いでいる。

なお、構成資産の管理上、標柱等を設置しているが、それらの改修を行う場合、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

公園整備のため園路・コンクリートブロックが設置されたが、今後撤去する必要がある。



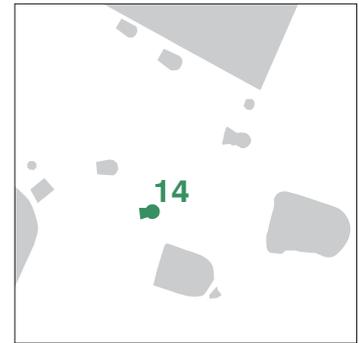
### 構成資産 14 銭塚古墳

大阪府立堺支援学校の敷地内に位置する帆立貝形墳で、大阪府が史跡として管理している。

墳丘後円部の上部及び前方部は改変されているが、墳丘の遺存状況は良好である。発掘調査によって後円部テラス付近の埴輪列や葺石の存在が確認されており、遺構・遺物は地下に良好な状態で保存されている。

墳丘上の樹木が構成資産に影響を与えることについては、巡回により枯損木を把握して伐採を行い、倒木による遺構の損壊を未然に防止している。

なお、調査成果による墳丘の復元範囲を明示する擁壁を設置しているほか、来訪者への史跡としての価値等を情報提供する説明板を設置しているが、それらの改修を行う場合、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。



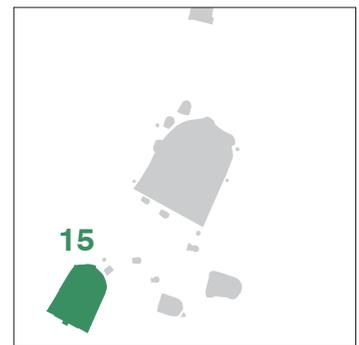
### 構成資産 15 履中天皇陵古墳

百舌鳥エリアの西南部に位置する前方後円墳で、宮内庁が陵墓として管理している。参拝の場である参道・拝所は公開しているが、それ以外は立ち入りを禁止しているため、墳丘は人為的な影響を受けることはない。濠水による墳丘裾の浸食が見られるが、墳丘及び濠の遺存状況は良好である。

濠は水を湛えており、一時的に水位を下げた状態とすることによって、濠水が構成資産への負の影響を与えることを未然に防いでいる。

また、墳丘上の樹木については、巡回により枯損木を把握して伐採を行い、倒木による遺構の損壊を防止しているほか、随時間伐を進めている。拝所や堤上の樹木は、定期的な手入れと薬剤散布を実施している。

構成資産内には、鳥居・燈籠・扉・石柵等の参拝のための施設、管理のために必要な見張所、柵、樋門や余水吐けが設置されているが、祭祀



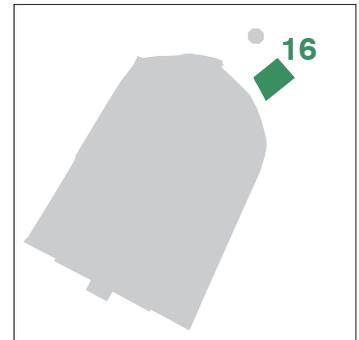
や管理の機能を維持するための施設改修を行う場合も、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

### 構成資産 16 寺山南山古墳

履中天皇陵古墳の北東側に位置する方墳で、堺市が史跡として管理している。墳丘上部は1961年頃の住宅建設より墳丘上部が削平されたが、墳丘の遺存状況はおおむね良好である。発掘調査によってテラス付近の埴輪列や葺石の存在が確認されており、遺構・遺物は地下に良好な状態で保存されている。

墳丘上の樹木が構成資産に影響を与えることについては、巡回により枯損木を把握して伐採を行い、倒木による遺構の損壊を未然に防止している。

なお、住宅建設で用いられたフェンスやブロック塀が設置されたが、今後撤去を予定している。

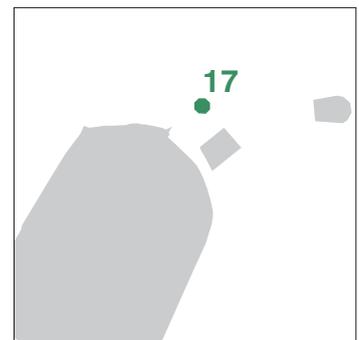


### 構成資産 17 七観音古墳

履中天皇陵古墳の北東側に位置する円墳で、堺市が史跡として管理している。史跡指定以前に都市公園として整備された際に、現存する墳丘の上に保護のための盛土が施された。発掘調査によって墳丘盛土が確認され、盛土下に墳丘が良好に保護されている。

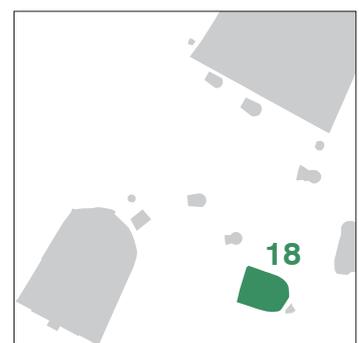
墳丘上の植生は、公園整備の際に植栽されたツツジのほか、近年は笹類の繁茂が進んでいるが、保護盛土があるため、構成資産に影響を与えることはない。

なお、構成資産の管理上必要な標柱を設置しているほか、来訪者へ史跡としての価値等を情報提供する説明板を設置しているが、それらを改修する場合、工事にあたっては、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。



### 構成資産 18 いたすけ古墳

百舌鳥エリアの中央部に位置する前方後円墳で、堺市が史跡として管理している。濠水による墳丘裾部の浸食が認められるが、濠の周りに立ち入り防止柵を設定し、墳丘への立ち入りを禁止していることから、墳丘及び濠の遺存状況は良好である。



墳丘上の植生は、墳丘裾部での樹木の傾斜や竹林の転倒が進行し、遺構への影響が予想される樹木の伐採を行い、倒木による遺構の損壊を未然に防いでいる。

なお、構成資産の管理上、柵や標柱を設置しているほか、来訪者へ史跡としての価値等を情報提供する説明板を設置しているが、それらの改修を行う場合、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

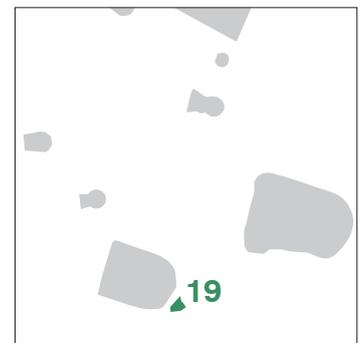
濠に残された橋梁は、古墳が破壊の危機に瀕した際の負の遺産として残し、市民による保存運動が史跡指定を実現したモニュメントとして、当面は現状のまま保存する。

### 構成資産 19 善右エ門山古墳

いたすけ古墳の南東側に位置する方墳で、民間所有者が史跡として管理している。民有地の特別養護老人ホーム敷地内の緑地として保存され、墳丘上部は削平を受けているが、墳丘の遺存状況はおおむね良好である。発掘調査によってテラス付近の埴輪列や葺石の存在が確認されており、遺構・遺物は地下に良好な状態で保存されている。

墳丘上の樹木が構成資産に影響を与えることについては、巡回により枯損木を把握して伐採を行い、倒木による遺構の損壊を未然に防止している。

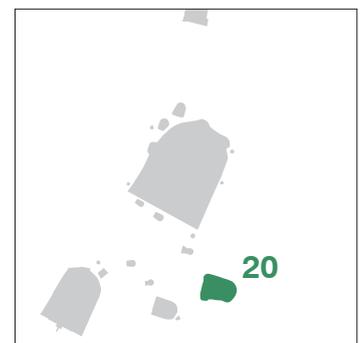
なお、構成資産の管理上、柵や標柱を設置しているほか、来訪者へ史跡としての価値等を情報提供する説明板を設置しているが、それらの改修を行う場合、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。



### 構成資産 20 御廟山古墳

百舌鳥エリア中央部に位置する前方後円墳で、墳丘は宮内庁が陵墓として、また濠は堺市と民間所有者が管理し、構成資産への立ち入りを禁止しているため、人為的な影響を受けることは無い。

かつて、墳丘裾部は、濠水による浸食が認められたが、2009年に護岸整備工事を実施したことにより、さらなる浸食は防止された。なお墳丘裾部以外の墳丘及び濠の遺存状況は良好である。



墳丘上の樹木については、巡回により枯損木を把握して伐採を行い、倒木による遺構の損壊を防止しているほか、随時間伐を進めている。新たな植林は実施していない。

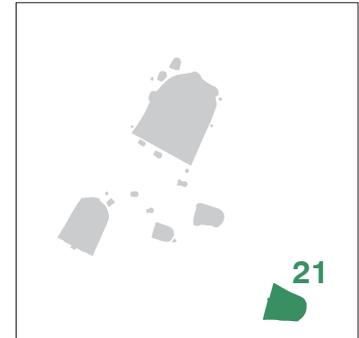
### 構成資産 21 ニサンザイ古墳

百舌鳥エリアの東南端に位置する前方後円墳で、墳丘は宮内庁が陵墓として、また濠は堺市が史跡として管理し、構成資産への立ち入りを禁止しているため、人為的な影響を受けることは無い。

かつて、墳丘裾部は、濠水による浸食が認められたが、2014年から2016年にかけて護岸整備工事を実施したことにより、さらなる浸食は防止された。なお墳丘裾部以外の墳丘及び濠の遺存状況は良好である。

墳丘上の樹木については、巡回により枯損木を把握して伐採を行い、倒木による遺構の損壊を防止しているほか、随時間伐を進めている。新たな植林は実施していない。

なお、構成資産の管理上、柵を設置しているが、それらの改修等を行う場合、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

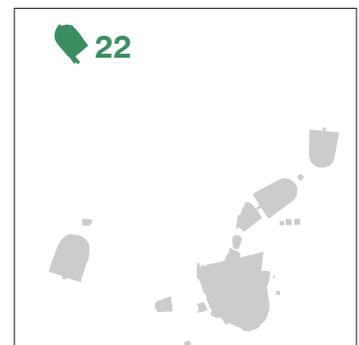


### 構成資産 22 津堂城山古墳

古市エリアの北端に位置する前方後円墳で、藤井寺市及び民間所有者が史跡として墳丘・内濠・内堤を管理しているほか、宮内庁が陵墓として墳丘後円部の一部を管理している。

中世に山城として転用され墳丘形状に若干の改変が加えられ、濠の一部は江戸時代の水田開発により埋め立てられているが、墳丘及び濠の遺存状況は良好である。1912年に後円部頂上から埋葬施設が発見された。また、発掘調査により、遺構・遺物は地下に良好な状態で保存されていることが判明している。

墳丘の周囲には濠と堤が巡るが、濠は埋没保存され、地表の植栽表示で範囲を示している。



また、墳丘上の樹木が構成資産に影響を与えることについては、巡回により枯損木を把握して伐採を行い、倒木による遺構の損壊を未然に防止している。

なお、構成資産の管理上、柵や標柱を設置しているほか、来訪者へ史跡としての価値等を情報提供する説明板を設置しているが、それらの改修を行う場合、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

### 構成資産 23 仲哀天皇陵古墳

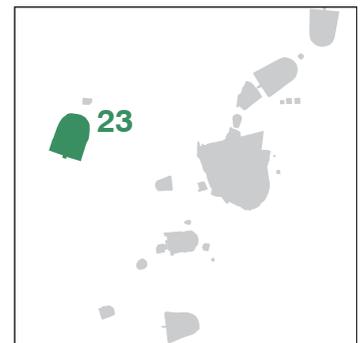
古市エリア西縁部に位置する前方後円墳で、宮内庁が陵墓として管理し、参拝の場である参道・拝所は公開しているが、それ以外は立ち入りを禁止している。

中世に山城として転用され墳丘形状に若干の変更が加えられたこともあった。かつて、墳丘裾部は、濠水による浸食が認められたが、1997年に護岸整備工事を実施したことにより、さらなる浸食は防止された。なお墳丘裾部以外の墳丘及び濠の遺存状況は良好である。

濠は水を湛えているが、護岸工事を実施したことにより、濠水が構成資産に負の影響を与えることはない。

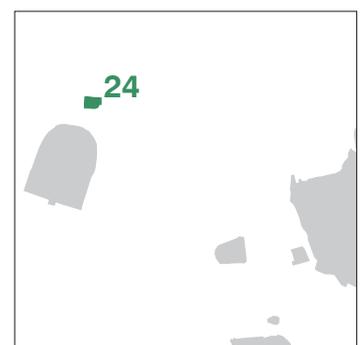
また、墳丘上の樹木については、巡回により枯損木を把握して伐採を行い、倒木による遺構の損壊を防止しているほか、随時間伐を進めている。拝所や堤上の樹木は、定期的な手入れと薬剤散布を実施している。

なお、構成資産内には、鳥居・燈籠・扉・石柵等の参拝のための施設、管理のために必要な事務所や柵、濠の管理に関わる樋門・余水吐けが設置されている。祭祀や管理の機能を維持するための施設改修や改築を行う場合も、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。



### 構成資産 24 鉢塚古墳

仲哀天皇陵古墳の北側に位置する前方後円墳であり、藤井寺市及び民間所有者が史跡として管理している。埋没した濠の一部は、1965年頃住宅が建設され、1970年に建設した藤井寺市立西幼稚園が存在するが、



濠は地下に埋没保存されており、墳丘の遺存状況は良好である。

墳丘上の樹木が構成資産に影響を与えることについては、巡回により枯損木を把握して伐採を行い、倒木による遺構の損壊を未然に防止している。

なお、構成資産の管理上、柵や標柱を設置しているほか、来訪者へ史跡としての価値等を情報提供する説明板を設置しているが、それらの改修を行う場合、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

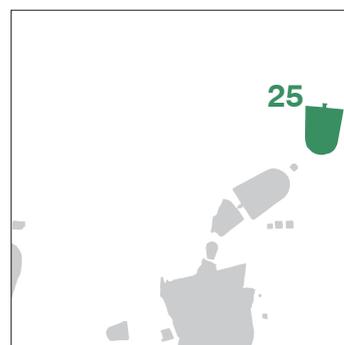
### 構成資産 25 允恭天皇陵古墳

古市エリアの北東部に位置する前方後円墳で、宮内庁が陵墓として管理している。参拝の場である参道・拝所は公開しているが、それ以外は立ち入りを禁止しているため、墳丘は人為的な影響を受けることはない。墳丘及び濠の遺存状況は良好である。

濠は一部に少量の水があるのみで、墳丘への影響はない。

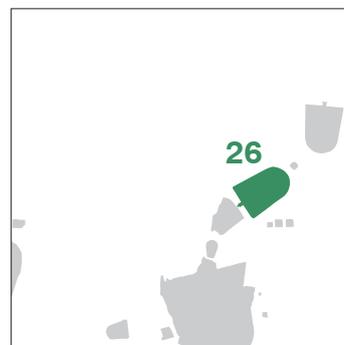
また、墳丘上の樹木については、巡回により枯損木を把握して伐採を行い、倒木による遺構の損壊を防止しているほか、随時間伐を進めている。拝所や堤上の樹木は、定期的な手入れと薬剤散布を実施している。

構成資産内には、鳥居・燈籠・扉・石柵等の参拝のための施設、管理のために必要な見張所、柵、樋門や余水吐けが設置されている。祭祀や管理の機能を維持するための施設改修を行う場合も、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。



### 構成資産 26 仲姫命陵古墳

古市エリアの最高所に位置する前方後円墳で、宮内庁が陵墓として管理している。参拝の場である参道・拝所は公開しているが、それ以外は立ち入りを禁止しているため、墳丘は人為的な影響を受けることはない。墳丘及び濠の遺存状況は良好である。



濠は一部に少量の水があるのみで、墳丘への影響はない。

また、墳丘上の樹木については、巡回により枯損木を把握して伐採を行い、倒木による遺構の損壊を防止しているほか、随時間伐を進めている。拝所や堤上の樹木は、定期的な手入れと薬剤散布を実施している。

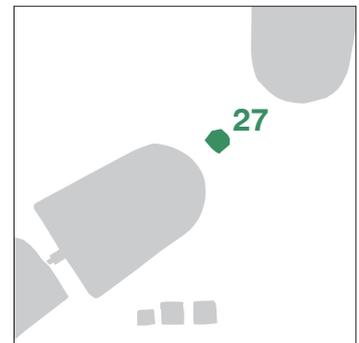
構成資産内には、鳥居・燈籠・扉・石柵等の参拝のための施設、管理のために必要な見張所、柵、樋門や余水吐けが設置されている。祭祀や管理の機能を維持するための施設改修を行う場合も、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

### 構成資産 27 鍋塚古墳

仲姫命陵古墳の後円部北東側に位置する方墳で藤井寺市が史跡として管理している。墳丘上の樹木が高木化し、墳丘盛土の流出が認められたため、2012年に樹木を伐採し、墳丘保護のための盛土を施し張芝等の保護措置を行ったことにより、墳丘の遺存状況は良好である。

墳丘上の植生については、保護措置による植栽の維持管理に努めており、遺構への影響はない。

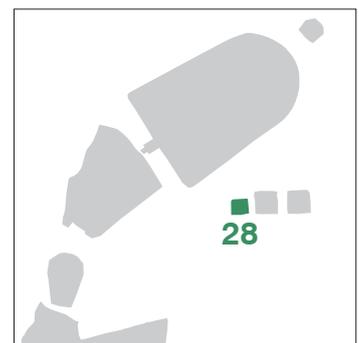
なお、構成資産の管理上、柵、標柱や階段を設置しているほか、来訪者へ史跡としての価値等を情報提供する説明板を設置しているが、それらの改修を行う場合、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。



### 構成資産 28 助太山古墳

仲姫命陵古墳の南側に位置する方墳で、藤井寺市が史跡として管理している。墳頂に埋葬施設の巨石が露出していたほか、墳丘盛土の流出が認められたため、2012年に樹木の一部を伐採し、墳丘保護のための盛土、張芝の植栽を施した。こうした保護措置により、墳丘の遺存状況は良好である。

また、墳丘上の植生については、保護措置による植栽の維持管理を実施している。



なお、構成資産の管理上、柵、標柱や階段を設置しているほか、来訪者へ史跡としての価値等を情報提供する説明板を設置しているが、それらの改修を行う場合、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

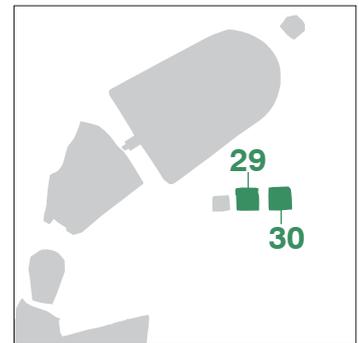
### 構成資産 29 中山塚古墳

### 構成資産 30 八島塚古墳

2基とも仲姫命陵古墳の南側に位置する方墳であり、宮内庁が陵墓として管理している。立ち入りを禁止する管理を行っているため、墳丘は人為的な影響を受けることはない。墳丘の遺存状況は良好である。

それぞれの墳丘上の樹木が構成資産に影響を与えることについては、巡回により枯損木を把握して伐採を行い、倒木による遺構の損壊を未然に防止している。新たな植林は実施していない。

なお、構成資産の管理上、柵を設置しているが、改修を行う場合、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

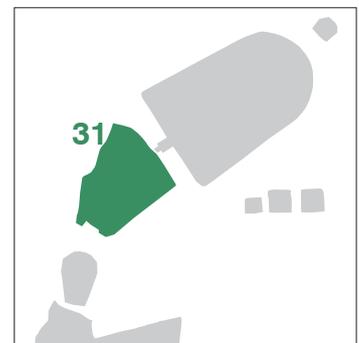


### 構成資産 31 古室山古墳

仲姫命陵古墳の南側に位置する前方後円墳で、藤井寺市及び民間所有者が史跡として管理している。墳丘の一部は1965年頃の住宅建設等によりが改変されているものの、ほぼ完存し、濠も地下に埋没保存されていることから、墳丘及び濠の遺存状況は良好である。

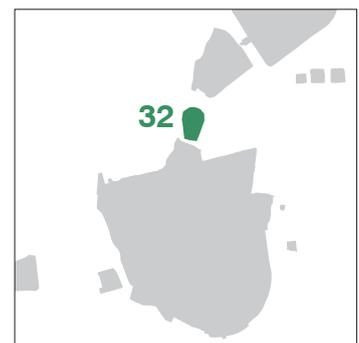
墳丘上の樹木は、1970年頃に植栽されたサクラやウメのほか、果樹園として利用されていたためカキも残っている。第二次世界大戦前に薪炭として植えられたクヌギによる遺構への影響がみられるため、必要に応じて伐採・剪定を実施している。

なお、構成資産の管理上、柵や標柱を設置しているほか、来訪者へ史跡としての価値等を情報提供する説明板を設置しているが、それらの改修を行う場合、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。



### 構成資産 32 大鳥塚古墳

応神天皇陵古墳の北側に位置する前方後円墳で、藤井寺市が史跡とし



て管理している。墳丘は、後円部に第二次世界大戦時に高射砲を設置した痕跡と考えられる穴や航空機を隠したとされる掘り込みが認められるもののほぼ完存し、濠も地下に埋没保存されていることから、墳丘の遺存状況は良好である。

墳丘上の樹木は、第二次世界大戦前に薪炭として植えられたクヌギの成長が下草の生育を妨げており、墳丘盛土の流出等遺構への影響がみられるため、必要に応じて伐採・剪定を実施している。

なお、構成資産の管理上、柵や標柱を設置しているほか、来訪者へ史跡としての価値等を情報提供する説明板を設置しているが、それらの改修を行う場合、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

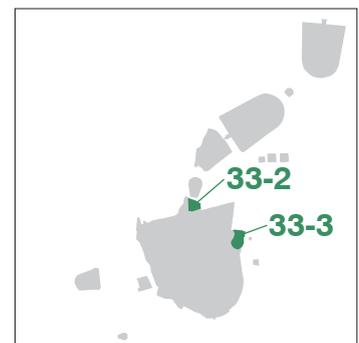
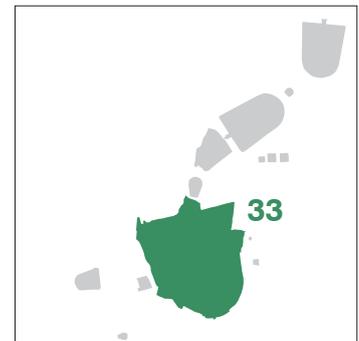
### 構成資産 33 応神天皇陵古墳、菅田丸山古墳及びニツ塚古墳

古市エリアの中央に位置する前方後円墳で、宮内庁が陵墓として墳丘・内濠・内堤を管理している。参拝の場である参道・拝所以外の立ち入りを禁止しているため、墳丘等は人為的な影響を受けることはなく、墳丘及び内堀等の遺存状態は良好である。

また、外濠・外堤の一部は、羽曳野市と民間所有者が史跡として管理し、一部は果樹園等に利用されているが、発掘調査により埴輪列や葺石の存在が確認されており、遺構・遺物は地下に良好な状態で保存されていることから、外濠・外堤の遺存状況は良好である。

内濠は水を湛えているが、現在のところ墳丘への影響はない。墳丘西側の濠では堆積物による陸化が進んでいるが、遺構への影響はない。

また、応神天皇陵古墳の墳丘上の樹木については、巡回により枯損木を把握して伐採を行い、倒木による遺構の損壊を防止しているほか、随時間伐を進めている。拝所や内堤上の樹木は、定期的な手入れと薬剤散布を実施している。



外濠外堤上には修景のための花卉・サクラや果樹園のイチジクがあるが、維持管理や農作業に要する掘削深度は浅く、遺構への影響はない。

構成資産内には、鳥居・燈籠・扉・石柵等の参拝のための施設、管理のための必要な事務所や柵、来訪者への古墳の情報提供を行う説明板等が設置されている。祭祀や管理の機能を維持するための施設改修を行う場合も、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

応神天皇陵古墳の範囲内にある円墳の誉田丸山古墳、前方後円墳の二ツ塚古墳についても、墳丘上の樹木の状態を巡回して把握しており、枯損木は伐採している。墳丘への立ち入りを禁止し、厳重な管理を行っているため、保存状況は良好である。

#### 構成資産 34 東馬塚古墳

#### 構成資産 35 栗塚古墳

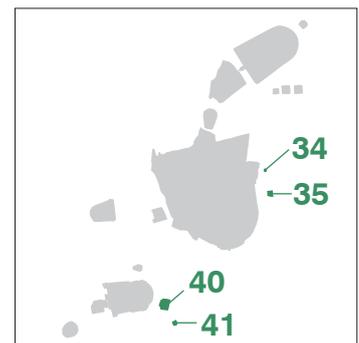
#### 構成資産 40 向墓山古墳

#### 構成資産 41 西馬塚古墳

4基ともに、応神天皇陵古墳の東側及び南側に位置する方墳で、宮内庁が陵墓として管理している。立ち入りを禁止する管理を行っているため、墳丘の遺存状況は良好である。

なお、それぞれの墳丘上の樹木の遺構への影響が予想されるが、巡回により、枯損木や隣接する民家へ影響を与える危険木は伐採し、構成資産への負の影響を未然に防止している。新たな植林は実施していない。

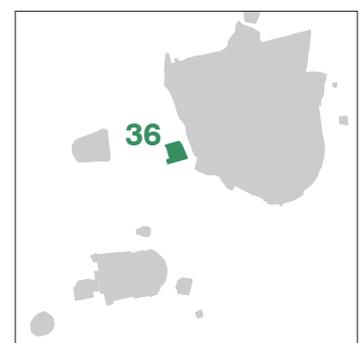
なお、構成資産の管理上、周囲に柵を設置しているが、改修を行う場合、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。



#### 構成資産 36 東山古墳

応神天皇陵古墳の西側に所在する方墳であり、民間所有者が史跡として管理している。発掘調査により円筒埴輪列も確認されたことから、墳丘の保存状況は良好であり、濠も地下に埋没保存されている。

墳丘上に高木が生え、倒木による構成資産への影響が予想されが、巡回により枯損木の把握を行い、構成資産への負の影響を未然に防いでいる。。



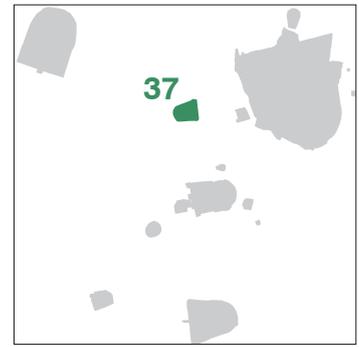
### 構成資産 37 はざみ山古墳

古市エリア中央部に位置する前方後円墳で、藤井寺市及び民間所有者が史跡として管理している。墳丘は土取りにより一部が改変されているもののほぼ完存しており、また、濠の一部は江戸時代の水田開発により埋め立てられているが、遺構は地下に埋没保存されていることから、墳丘及び濠の遺存状況は良好である。

墳丘上の樹木は、第二次世界大戦前に薪炭として植えられたクヌギの成長が下草の生育を妨げており、墳丘盛土の流出し、遺構への影響がみられる。そのため、必要に応じて伐採・剪定を実施している。

濠は後円部側一部を除いて水を湛えており、墳丘裾部の浸食が認められる。そのため、布団かご設置による対策を検討している。

なお、構成資産の管理上、柵や標柱を設置しているほか、来訪者へ史跡としての価値等を情報提供する説明板を設置しているが、それらの改修を行う場合、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。



### 構成資産 38 墓山古墳

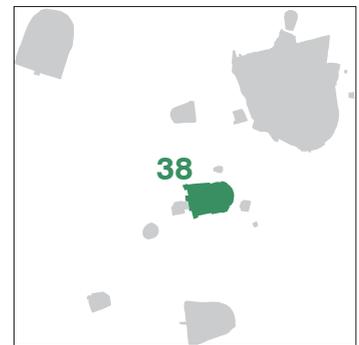
古市エリアの中央部に位置する前方後円墳で、墳丘は宮内庁が陵墓及び史跡として管理している。墳丘への立ち入りを禁止する管理を行っているため、墳丘は人為的な影響を受けることはない。墳丘の遺存状況は良好である。

また、濠・堤は羽曳野市・藤井寺市及び民間所有者が史跡として管理している。濠の一部は1967年に墓地造成によって埋め立てられているが、遺構は地下に埋没保存されており、濠の遺存状況は良好である。

濠は水を湛えており、墳丘裾部の浸食が認められる。濠の一部は堆積物による陸化が進んでいるが、遺構への影響はない。

墳丘上の樹木については、巡回により枯損木を把握して伐採を行い、倒木による遺構の損壊を防止しているほか、随時間伐を進めている。

なお、構成資産の管理上、柵や標柱を設置しているほか、来訪者へ史跡としての価値等を情報提供する説明板を設置しているが、それらの改



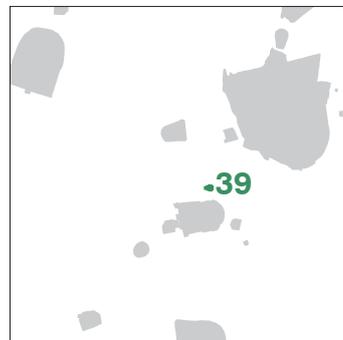
修を行う場合、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

### 構成資産 39 野中古墳

墓山古墳の北側に位置する方墳で、藤井寺市及び民間所有者が史跡として管理している。古墳周辺の宅地化（1930年頃）のために墳丘の土が一部使われたことにより改変されているが、墳丘の遺存状況はおおむね良好である。1964年の発掘調査により多量の甲冑、鉄製武器等が出土し、その後の発掘調査では濠の存在が確認され、遺構・遺物は地下に良好な状態で保存されている。

墳丘上の植生は、全体が草地となり、一部に樹木がある状態である。適宜草刈を実施し、構成資産への負の影響を未然に防いでいる。

なお、構成資産の管理上、周囲に必要な柵を設置しているほか、来訪者へ史跡としての価値等を情報提供する説明板を設置しているが、それらの改修を行う場合、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

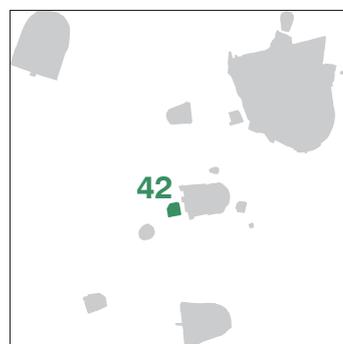


### 構成資産 42 浄元寺山古墳

墓山古墳の西側に位置する方墳で、藤井寺市及び民間所有者が史跡として管理している。江戸時代から利用されている道路によって墳丘の一部が改変されているが、墳丘の遺存状況は良好である。発掘調査によって葺石等の存在が確認されており、遺構・遺物は地下に良好な状態で保存されている。

墳丘上の樹木が構成資産に影響を与えることについては、巡回により枯損木を把握して伐採を行ない、倒木による遺構の損壊を未然に防いでいる。

なお構成資産の管理上、周囲に柵を設置しているほか、来訪者へ史跡としての価値等を情報伝達する説明板を設置しているが、それらの改修を行う場合、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

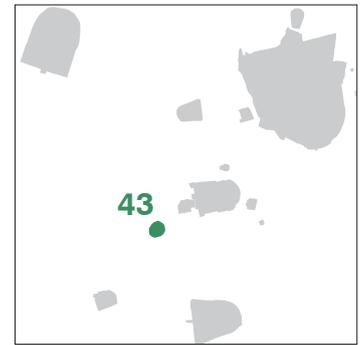


### 構成資産 43 青山古墳

墓山古墳の西側に位置し、周囲に濠をめぐらせる円墳で、藤井寺市及び民間所有者が史跡として管理している。濠水による墳丘への影響は認められず、墳丘及び濠の遺存状況は良好である。濠には水が湛えられ、濠水には水利権が設定されているが、現在は灌漑用水としての使用はされていない。

墳丘上の樹木が構成資産へ影響を与えることについては、巡回により枯損木を把握して伐採を行い、倒木による遺構の損壊を未然に防いでいる。

なお、構成資産の管理上周囲に柵を設置しているが、改修を行う場合、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

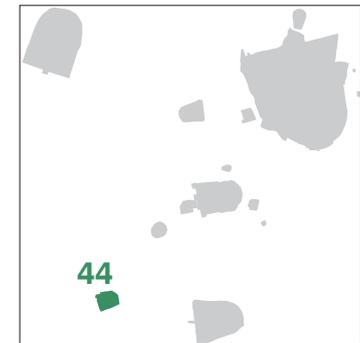


### 構成資産 44 峯ヶ塚古墳

古市エリアの南西側、峰塚公園内に位置する前方後円墳で、羽曳野市が史跡として管理している。濠水による墳丘裾部の一部浸食が認められるが、墳丘及び濠の遺存状況はおおむね良好である。発掘調査によって埋葬施設や埋没した濠の存在が確認されている。

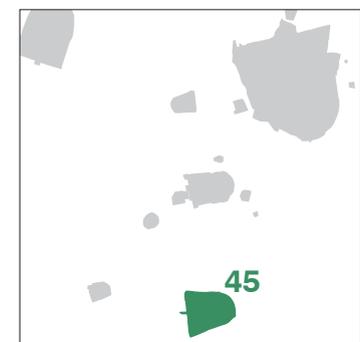
墳丘上の樹木が構成資産へ影響を与えることについては、巡回により枯損木を把握して伐採を行い、倒木による遺構の損壊を未然に防いでいる。

なお、構成資産の管理上、水門や周囲に柵を設置しているほか、史跡としての価値等を情報提供する説明板を設置しているが、それらの改修を行う場合、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。



### 構成資産 45 白鳥陵古墳

古市エリアの南部に位置する前方後円墳で、宮内庁が陵墓として管理し、参拝の場である参道・拝所は公開しているが、それ以外の立ち入りを禁止しているため、墳丘は人為的な影響を受けることは無い。かつて墳丘裾部は、濠水による浸食が認められたが、2002～2003年に護岸整備工事を実施したことにより、さらなる浸食は防止された。なお墳丘裾部以外の墳丘及び濠の遺存状況は良好である。



濠は水を湛えているが、護岸工事を実施したことにより、濠水が構成資産に負の影響を与えることはない。

また、墳丘上の樹木については、巡回により枯損木を把握して伐採を行い、倒木による遺構の損壊を防止しているほか、随時間伐を進めている。拝所や堤上の樹木は、定期的な手入れと薬剤散布を実施している。

構成資産内には、鳥居・燈籠・扉・石柵等の参拝のための施設、管理のために必要な見張所や柵、濠の管理に関わる樋門・余水吐けが設置されている。祭祀や管理の機能を維持するための施設改修や改築を行う場合も、遺構に影響を及ぼさず景観にも配慮した施工法を用いている。

## 4.b 資産に与える影響の要因

現在、各構成資産は良好な状態で保全されているが、今後資産に影響を与える可能性があり得る開発、環境変化、自然災害をあらかじめ認識することにより、計画的な対処を図るものである。

### (i) 開発の圧力

第二次世界大戦以降、戦後復興に伴う都市への人口集中に伴う、宅地造成や土砂採取を目的とした開発が頻発し、いくつかの古墳が消失した。しかし、市民による古墳の保護運動の盛り上がりや国による文化財を保護する法整備（1950年・文化財保護法施行）により、開発からの古墳の保護は着実に進められてきた。

現在、文化財保護法の下、史跡に指定された構成資産は、所有者によって適切に保存管理が行われており、現状を変更する行為は厳しく制限されている。

また、史跡に指定されていない構成資産は、陵墓として国が直接管理を行っており、同じく現状を変更する行為は厳しく制限されている。従って資産において開発が行われる余地はない。

緩衝地帯範囲において、現時点では大規模な開発は予定されていない。資産の周辺景観に影響を与える要因として想定される公共施設、商業施設、住宅等の更新については、都市計画法、景観法等に基づき建築物の高さ、形態意匠等を制限し、負の影響が生じないように適切に管理している。また、資産が都市部に存在することから、都市基盤の整備も資産に影響を与える要因として考えられるが、大規模な新設事業はすでに終了しており、今後行われる可能性のある小規模な下水道、道路等の整備が資産に負の影響を与えないように適切に制御を行う。

### (ii) 環境の圧力

現時点で、資産に負の影響を与えるような環境の変化は確認されていないが、気候変動、樹木、鳥獣等による影響は想定される。このため、

資産の定期的な観察の実施により、早い段階で資産の顕著な普遍的価値への影響の可能性を把握するとともに、負の影響を回避し、適切な対策をとることとしている。

#### a) 気候変動

近年では地球温暖化による異常気象が引き起こす短時間大雨が局所的に頻発しており、河川の氾濫等による墳丘や地下遺構等への影響の可能性がある。

#### b) 樹木

構成資産の墳丘は樹木に覆われており、気候変動等による樹木の異常繁茂が、下草の成長を妨げ、墳丘の露出を招くことになる。このことにより、風雨による墳丘の流出が予想され、地下の遺構に影響を与える可能性がある。

#### c) 鳥獣

古墳には緑豊かな環境が形成されており、タヌキ、カラス、サギ、カモ等の生息が確認されるものもある。特にタヌキの営巣は墳丘の損壊を招く可能性があるほか、鳥類の糞害は、樹木の白化や立ち枯れを誘引し、倒木による地下遺構へ影響を及ぼす可能性がある。

### (iii) 自然災害と危機管理

資産に影響を与える自然災害としては、風水害、地震、火災などが想定される。自然災害への対策として、各自治体が地域防災計画を策定し、市民の防災意識の啓発や災害発生時の具体的な応急対策などを示している。

#### a) 風水害

台風により引き起こされる倒木により地下遺構への影響が想定される。また、豪雨により引き起こされる墳丘崩壊が発生したり、周濠の急激な水位変化が墳丘裾の浸食に影響を与える可能性もある。台風通過後や豪雨時には追加的に構成資産の巡回、点検を行い、異常が認められる場合には適切な応急処置を行い、被害拡大の防止に努める。

#### b) 地震

将来的に本地域において巨大地震が発生した場合、墳丘崩壊の可能性がある<sup>2</sup>。地震発生後には構成資産の巡回・点検を行い、墳丘崩壊等異

2. 地震考古学的研究によって、これまでに生じた墳丘の崩壊には、後世の人為的な改変作業だけでなく、巨大地震の発生に起因するものが含まれる可能性が高いことが指摘されている。古市エリアが所在する地域には南北に縦断する菅田断層が発達しており、段丘面が変異を受けている。断層上に築造された応神天皇陵古墳の墳丘北西端が、この断層上で大きく崩壊している。この地域で大きな被害をもたらした地震として、1510年の摂津・河内地震が知られており、応神天皇陵古墳の墳丘にも大きな影響を及ぼしたものと考えられている。(寒川旭「考古学の研究対象に認められる地震の痕跡」『古代学研究 116』1988.3)

常が認められた場合は、適切な応急措置を行い、被害拡大及び二次的災害の防止に努める。

### c) 火災

構成資産は土製構造物であるが、ほとんどの場合墳丘上には樹木が生育している。いずれの古墳でも枯損木は管理されており、自然発火の可能性はほぼないが、構成資産の中には民家と接しているものもあり、民家で火災が発生した場合、墳丘上の樹木に延焼する恐れもある。

### (iv) 世界遺産地域への責任ある来訪

資産の顕著な普遍的価値の理解と普及啓発を深めるためには、来訪者への積極的な広報と情報発信が重要である。

しかしその一方で、世界遺産登録を契機として構成資産及びその周辺地域への来訪者が急増した場合、通行等による遺構の損傷、あるいは過剰な入り込みによる周辺住民の生活への悪影響や、ゴミの投棄、落書き被害の増加など、資産及び周辺環境に悪影響を及ぼす可能性も考えられる。また、来訪者への情報提供や受け入れ態勢の整備が不十分な場合には、資産の価値を伝達することができず、満足のいく体験を提供できない恐れがある。

資産は、大都市近郊に位置しており、近隣には公園や寺社等、年間数十万人が訪れる場所もあるものの、現時点において、古墳の見学を目的として百舌鳥・古市エリアへ訪れる者は少ない。しかしながら、世界遺産登録後は、古墳への来訪者が増加することが予想され、その対処の検討が必要となることから、基礎データとして各構成資産への来訪者数の把握を進めている。

具体的な来訪者対策については、各自治体がともに策定した「百舌鳥・古市古墳群を活用した地域活性化ビジョン」（2015年）に基づき、百舌鳥と古市の2つのエリアに共通する方針のもと、一体的なものとして取り組んでいるところである。

このビジョンに基づき、来訪者の安全な周遊と地域住民の住環境を保全するためのモデルコースの設定、構成資産紹介の解説板や周遊のための道標、誘導サイン等の整備、便益施設や情報提供の充実化等により、責任ある来訪を促すための整備を進めている。

特にいくつかの墳丘に登ることが許容されている構成資産については、来訪者の急激な増加によって墳丘上の土砂が流出し、遺構へ負の影響を及ぼすことがないように対策するとともに、景観に配慮した園路や階段の設置を検討することとしている。

#### (v) 資産と緩衝地帯の居住者人口

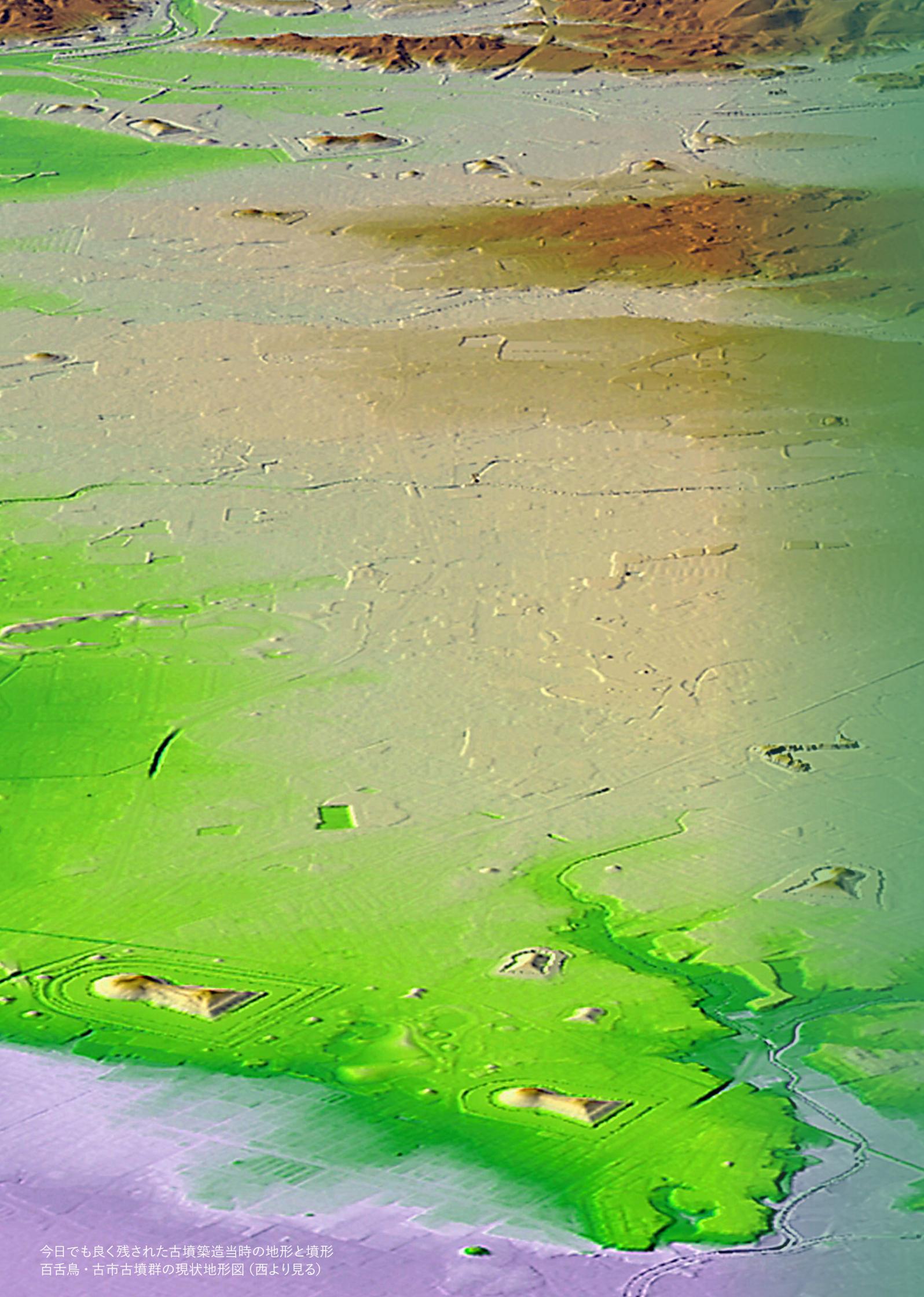
資産内人口 : 6人  
 緩衝地帯内人口 : 83,291人  
 合計 : 83,297人  
 調査年度 : 2016年

表4-1 資産と緩衝地帯の居住人口

|     |      | 資産 | 緩衝地帯     |        | 合計     |
|-----|------|----|----------|--------|--------|
| 百舌鳥 | 堺市   | 0  | 51,665   |        | 51,665 |
| 古市  | 羽曳野市 | 0  | 10,316   |        | 31,632 |
|     | 藤井寺市 | 6  | 津堂城山古墳周辺 | 2,717  |        |
|     |      |    | その他      | 18,593 |        |
| 合計  |      | 6  | 83,291   |        | 83,297 |

(単位:人)





今日でも良く残された古墳築造当時の地形と墳形  
百舌鳥・古市古墳群の現状地形図（西より見る）

## 第5章

# 資産の保護と保存管理

- 5.a 所有関係
- 5.b 保護措置
- 5.c 保護の実施手段
- 5.d 推薦資産が所在する市町村・県に関する諸計画
- 5.e 資産の保存管理計画又はその他の保存管理体制
- 5.f 財源及び財政的水準
- 5.g 保全及び保存管理の技術における専門的知識及び研修
- 5.h 来訪者の施設と基盤施設
- 5.i 資産の整備・活用に関する方針・計画
- 5.j 人的措置と専門性



# 5. 資産の保護と保存管理

## 5.a 所有関係

表 5-1 構成資産の所在地と所有者

| 資産番号 | 構成資産の名称              | 所在地         | 所有者             |
|------|----------------------|-------------|-----------------|
| 1    | 反正天皇陵古墳              | 大阪府堺市       | 国（宮内庁）          |
| 2    | 仁徳天皇陵古墳、茶山古墳及び大安寺山古墳 | 2-1：仁徳天皇陵古墳 | 国（宮内庁）          |
|      |                      | 2-2：茶山古墳    |                 |
|      |                      | 2-3：大安寺山古墳  |                 |
| 3    | 永山古墳                 | 大阪府堺市       | 国（宮内庁）、堺市       |
| 4    | 源右衛門山古墳              | 大阪府堺市       | 国（宮内庁）          |
| 5    | 塚廻古墳                 | 大阪府堺市       | 堺市              |
| 6    | 収塚古墳                 | 大阪府堺市       | 堺市              |
| 7    | 孫太夫山古墳               | 大阪府堺市       | 国（宮内庁）、堺市       |
| 8    | 竜佐山古墳                | 大阪府堺市       | 国（宮内庁）、堺市       |
| 9    | 銅亀山古墳                | 大阪府堺市       | 国（宮内庁）          |
| 10   | 菰山塚古墳                | 大阪府堺市       | 国（宮内庁）          |
| 11   | 丸保山古墳                | 大阪府堺市       | 国（宮内庁）、堺市       |
| 12   | 長塚古墳                 | 大阪府堺市       | 堺市              |
| 13   | 旗塚古墳                 | 大阪府堺市       | 堺市              |
| 14   | 銭塚古墳                 | 大阪府堺市       | 大阪府             |
| 15   | 履中天皇陵古墳              | 大阪府堺市       | 国（宮内庁）          |
| 16   | 寺山南山古墳               | 大阪府堺市       | 堺市              |
| 17   | 七観音古墳                | 大阪府堺市       | 堺市              |
| 18   | いたすけ古墳               | 大阪府堺市       | 堺市              |
| 19   | 善右エ門山古墳              | 大阪府堺市       | 民有地（法人）         |
| 20   | 御廟山古墳                | 大阪府堺市       | 国（宮内庁）、民有地（共有地） |
| 21   | ニサンザイ古墳              | 大阪府堺市       | 国（宮内庁）、堺市       |

| 資産番号 | 構成資産の名称               |              | 所在地                 | 所有者                            |
|------|-----------------------|--------------|---------------------|--------------------------------|
| 22   | 津堂城山古墳                |              | 大阪府<br>藤井寺市         | 国（宮内庁）、大阪府、藤井寺市、<br>民有地（法人・個人） |
| 23   | 仲哀天皇陵古墳               |              | 大阪府<br>藤井寺市         | 国（宮内庁）                         |
| 24   | 鉢塚古墳                  |              | 大阪府<br>藤井寺市         | 藤井寺市、民有地（共有地）                  |
| 25   | 允恭天皇陵古墳               |              | 大阪府<br>藤井寺市         | 国（宮内庁）                         |
| 26   | 仲姫命陵古墳                |              | 大阪府<br>藤井寺市         | 国（宮内庁）                         |
| 27   | 鍋塚古墳                  |              | 大阪府<br>藤井寺市         | 藤井寺市                           |
| 28   | 助太山古墳                 |              | 大阪府<br>藤井寺市         | 藤井寺市                           |
| 29   | 中山塚古墳                 |              | 大阪府<br>藤井寺市         | 国（宮内庁）                         |
| 30   | 八島塚古墳                 |              | 大阪府<br>藤井寺市         | 国（宮内庁）                         |
| 31   | 古室山古墳                 |              | 大阪府<br>藤井寺市         | 藤井寺市、民有地（個人）                   |
| 32   | 大鳥塚古墳                 |              | 大阪府<br>藤井寺市         | 藤井寺市                           |
| 33   | 応神天皇陵古墳、誉田丸山古墳及び二ツ塚古墳 | 33-1：応神天皇陵古墳 | 大阪府<br>羽曳野市         | 国（宮内庁）、羽曳野市、<br>民有地（個人）        |
|      |                       | 33-2：誉田丸山古墳  |                     | 国（宮内庁）                         |
|      |                       | 33-3：二ツ塚古墳   |                     | 国（宮内庁）                         |
| 34   | 東馬塚古墳                 |              | 大阪府<br>羽曳野市         | 国（宮内庁）                         |
| 35   | 栗塚古墳                  |              | 大阪府<br>羽曳野市         | 国（宮内庁）                         |
| 36   | 東山古墳                  |              | 大阪府<br>藤井寺市         | 民有地（個人）                        |
| 37   | はざみ山古墳                |              | 大阪府<br>藤井寺市         | 大阪府、藤井寺市、民有地（共有地）              |
| 38   | 墓山古墳                  |              | 大阪府<br>羽曳野市<br>藤井寺市 | 国（宮内庁）、羽曳野市、藤井寺市、<br>民有地（個人）   |
| 39   | 野中古墳                  |              | 大阪府<br>藤井寺市         | 藤井寺市、民有地（個人）                   |
| 40   | 向墓山古墳                 |              | 大阪府<br>羽曳野市         | 国（宮内庁）                         |
| 41   | 西馬塚古墳                 |              | 大阪府<br>羽曳野市         | 国（宮内庁）                         |
| 42   | 浄元寺山古墳                |              | 大阪府<br>藤井寺市         | 民有地（法人）                        |
| 43   | 青山古墳                  |              | 大阪府藤井<br>寺市         | 民有地（個人、共有地）                    |
| 44   | 峯ヶ塚古墳                 |              | 大阪府<br>羽曳野市         | 羽曳野市                           |
| 45   | 白鳥陵古墳                 |              | 大阪府<br>羽曳野市         | 国（宮内庁）                         |

## 5.b 保護措置

### (i) 法に基づく資産の保護状況

資産の保護の状況は表 5-2、各構成資産の保護措置の別は図 5-1、5-2 に示すとおりである。

表 5-2 構成資産の保護・指定

| 資産番号 | 構成資産の名称 |         | 法に基づく保護・指定 |   |  |
|------|---------|---------|------------|---|--|
| 1    | 反正天皇陵古墳 |         | 陵墓         | 皇室典範 <sup>1</sup>   | 1947年1月16日   |
|      |         |         |            | 国有財産法   | 1948年6月30日   |
| 2    | 2-1     | 仁徳天皇陵古墳 | 陵墓         | 皇室典範  | 1947年1月16日   |
|      |         |         |            | 国有財産法   | 1948年6月30日   |
|      | 2-2     | 茶山古墳    | 陵墓         | 皇室典範  | 1947年1月16日   |
|      |         |         |            | 国有財産法   | 1948年6月30日   |
|      | 2-3     | 大安寺山古墳  | 陵墓         | 皇室典範  | 1947年1月16日   |
|      |         |         |            | 国有財産法   | 1948年6月30日   |
| 3    | 永山古墳    |         | 陵墓         | 皇室典範  | 1947年1月16日   |
|      |         |         |            | 国有財産法   | 1948年6月30日   |
|      |         |         | 史跡         | 文化財保護法・堺市文化財保護条例<br>市史跡 <sup>2</sup> に指定（堺市教育委員会告示第5号）            | 2016年4月11日   |
| 4    | 源右衛門山古墳 |         | 陵墓         | 皇室典範  | 1947年1月16日   |
|      |         |         |            | 国有財産法   | 1948年6月30日   |
| 5    | 塚廻古墳    |         | 史跡         | 文化財保護法  | 1958年5月14日 <sup>①</sup><br>2014年3月18日 <sup>②</sup> |
|      |         |         |            | ①史跡に指定（文化財保護委員会告示第44号）<br>②史跡百舌鳥古墳群に統合（文部科学省 <sup>3</sup> 告示第34号） |  |
| 6    | 収塚古墳    |         | 史跡         | 文化財保護法  | 1958年5月14日 <sup>①</sup><br>2014年3月18日 <sup>②</sup> |
|      |         |         |            | ①史跡に指定（文化財保護委員会告示第44号）<br>②史跡百舌鳥古墳群に統合（文部科学省告示第34号）               |  |
| 7    | 孫太夫山古墳  |         | 陵墓         | 皇室典範  | 1947年1月16日   |
|      |         |         |            | 国有財産法   | 1948年6月30日   |
|      |         |         | 史跡         | 文化財保護法・堺市文化財保護条例  | 2016年2月6日  |
|      |         |         |            | 市史跡に指定（堺市教育委員会告示第3号）  |  |

| 資産番号 | 構成資産の名称 | 法に基づく保護・指定 |   |                            |  |
|------|---------|------------|---|----------------------------|--|
|      |         | 法          | 日   | 備考                         |  |
| 8    | 竜佐山古墳   | 陵墓         | 皇室典範  | 1947年1月16日                 |  |
|      |         |            | 国有財産法   | 1948年6月30日                 |  |
|      |         | 史跡         | 文化財保護法・堺市文化財保護条例                                    | 2016年4月1日                  |  |
|      |         |            | 市史跡に指定（堺市教育委員会告示第5号）                                |                            |  |
| 9    | 銅亀山古墳   | 陵墓         | 皇室典範  | 1947年1月16日                 |  |
|      |         |            | 国有財産法   | 1948年6月30日                 |  |
| 10   | 菰山塚古墳   | 陵墓         | 皇室典範  | 1947年1月16日                 |  |
|      |         |            | 国有財産法   | 1948年6月30日                 |  |
| 11   | 丸保山古墳   | 陵墓         | 皇室典範  | 1947年1月16日                 |  |
|      |         |            | 国有財産法   | 1948年6月30日                 |  |
|      |         | 史跡         | 文化財保護法  | 1972年7月25日①<br>2014年3月18日② |  |
|      |         |            | ①史跡に指定（文部省告示第113号）<br>②史跡百舌鳥古墳群に統合（文部科学省告示第34号）     |                            |  |
| 12   | 長塚古墳    | 史跡         | 文化財保護法  | 1958年5月14日①<br>2014年3月18日② |  |
|      |         |            | ①史跡に指定（文化財保護委員会告示第44号）<br>②史跡百舌鳥古墳群に統合（文部科学省告示第34号） |                            |  |
|      |         |            |   |                            |  |
| 13   | 旗塚古墳    | 史跡         | 文化財保護法  | 2014年3月18日                 |  |
|      |         |            | 史跡に指定（百舌鳥古墳群の一部として）（文部科学省告示第34号）                    |                            |  |
| 14   | 銭塚古墳    | 史跡         | 文化財保護法  | 2014年3月18日                 |  |
|      |         |            | 史跡に指定（百舌鳥古墳群の一部として）（文部科学省告示第34号）                    |                            |  |
| 15   | 履中天皇陵古墳 | 陵墓         | 皇室典範  | 1947年1月16日                 |  |
|      |         |            | 国有財産法   | 1948年6月30日                 |  |
| 16   | 寺山南山古墳  | 史跡         | 文化財保護法  | 2014年3月18日                 |  |
|      |         |            | 史跡に指定（百舌鳥古墳群の一部として）（文部科学省告示第34号）                    |                            |  |
| 17   | 七観音古墳   | 史跡         | 文化財保護法  | 2014年3月18日                 |  |
|      |         |            | 史跡に指定（百舌鳥古墳群の一部として）（文部科学省告示第34号）                    |                            |  |
| 18   | いたすけ古墳  | 史跡         | 文化財保護法  | 1956年5月15日①<br>2014年3月18日② |  |
|      |         |            | ①史跡に指定（文化財保護委員会告示第20号）<br>②史跡百舌鳥古墳群に統合（文部科学省告示第34号） |                            |  |
|      |         |            |   |                            |  |
| 19   | 善右エ門山古墳 | 史跡         | 文化財保護法  | 2014年3月18日                 |  |
|      |         |            | 史跡に指定（百舌鳥古墳群の一部として）（文部科学省告示第34号）                    |                            |  |
| 20   | 御廟山古墳   | 陵墓         | 皇室典範  | 1947年1月16日                 |  |
|      |         |            | 国有財産法   | 1948年6月30日                 |  |
|      |         | 史跡         | 文化財保護法  | 時期未定                       |  |
|      |         |            | 史跡指定予定  |                            |  |

| 資産番号 | 構成資産の名称 | 法に基づく保護・指定 |   |  |  |
|------|---------|------------|---|--|--|
|      |         | 法          | 日   | 備考   |  |
| 21   | ニサンザイ古墳 | 陵墓         | 皇室典範  | 1947年1月16日   |  |
|      |         |            | 国有財産法   | 1948年6月30日   |  |
|      |         | 史跡         | 文化財保護法・堺市文化財保護条例  | 2016年4月11日   |  |
|      |         |            | 市史跡に指定（堺市教育委員会告示第5号）  |  |  |
| 22   | 津堂城山古墳  | 陵墓         | 皇室典範  | 1947年1月16日   |  |
|      |         |            | 国有財産法   | 1948年6月30日   |  |
|      |         | 史跡         | 文化財保護法  | 1958年1月21日①<br>1966年3月14日②<br>2001年1月29日③<br>2015年3月10日④ |  |
|      |         |            | ①史跡に指定（文部省告示第113号）<br>②指定地拡大（文化財保護委員会告示第12号）<br>③史跡古市古墳群に統合（文部科学省告示第13号）<br>④指定地拡大（文部科学省告示第43号） |  |  |
| 23   | 仲哀天皇陵古墳 | 陵墓         | 皇室典範  | 1947年1月16日   |  |
|      |         |            | 国有財産法   | 1948年6月30日   |  |
| 24   | 鉢塚古墳    | 史跡         | 文化財保護法  | 1979年12月22日①<br>2001年1月29日②                              |  |
|      |         |            | ①史跡に指定（文部省告示第176号）<br>②史跡古市古墳群に統合（文部科学省告示第13号）  |  |  |
| 25   | 允恭天皇陵古墳 | 陵墓         | 皇室典範  | 1947年1月16日   |  |
|      |         |            | 国有財産法   | 1948年6月30日   |  |
| 26   | 仲姫命陵古墳  | 陵墓         | 皇室典範  | 1947年1月16日   |  |
|      |         |            | 国有財産法   | 1948年6月30日   |  |
| 27   | 鍋塚古墳    | 史跡         | 文化財保護法  | 1956年9月22日①<br>2001年1月29日②                               |  |
|      |         |            | ①史跡に指定（道明寺古墳群の一部として）（文化財保護委員会告示第57号）<br>②史跡古市古墳群に統合（文部科学省告示第13号）                                |  |  |
| 28   | 助太山古墳   | 史跡         | 文化財保護法  | 1956年9月22日①<br>2001年1月29日②                               |  |
|      |         |            | ①史跡に指定（道明寺古墳群の一部として）（文化財保護委員会告示第57号）<br>②史跡古市古墳群に統合（文部科学省告示第13号）                                |  |  |
| 29   | 中山塚古墳   | 陵墓         | 皇室典範  | 1947年1月16日   |  |
|      |         |            | 国有財産法   | 1948年6月30日   |  |
| 30   | 八島塚古墳   | 陵墓         | 皇室典範  | 1947年1月16日   |  |
|      |         |            | 国有財産法   | 1948年6月30日   |  |
| 31   | 古室山古墳   | 史跡         | 文化財保護法  | 1956年9月22日①<br>2001年1月29日②                               |  |
|      |         |            | ①史跡に指定（道明寺古墳群の一部として）（文化財保護委員会告示第57号）<br>②史跡古市古墳群に統合（文部科学省告示第13号）                                |  |  |

| 資産番号 | 構成資産の名称 |         | 法に基づく保護・指定 |   |  |            |
|------|---------|---------|------------|---|--|------------|
| 32   | 大鳥塚古墳   |         | 史跡         | 文化財保護法  | 1956年9月22日①<br>2001年1月29日②   |            |
|      |         |         |            | ①史跡に指定（道明寺古墳群の一部として）（文化財保護委員会告示第57号）<br>②史跡古市古墳群に統合（文部科学省告示第13号）  |  |            |
| 33   | 33-1    | 応神天皇陵古墳 | 史跡         | 皇室典範  | 1947年1月16日   |            |
|      |         |         |            | 国有財産法   | 1948年6月30日   |            |
|      |         |         |            | 文化財保護法  | 1978年10月30日①<br>1985年1月31日②<br>1989年1月24日③<br>1992年12月28日④<br>1994年3月23日⑤<br>1995年2月20日⑥<br>2001年1月29日⑦<br>2003年8月27日⑧<br>2011年2月7日⑨ |            |
|      |         |         |            | ①史跡に指定（文部省告示第191号）<br>②指定地拡大（文部省告示第14号）<br>③指定地拡大（文部省告示第11号）<br>④指定地拡大（文部省告示第119号）<br>⑤指定地拡大（文部省告示第32号）<br>⑥指定地拡大（文部省告示第17号）<br>⑦史跡古市古墳群に統合（文部科学省告示第13号）<br>⑧指定地拡大（文部科学省告示第141号）<br>⑨指定地拡大（文部科学省告示第17号） |  |            |
|      | 33-2    | 誉田丸山古墳  | 陵墓         | 皇室典範  | 1947年1月16日   |            |
|      |         |         |            | 国有財産法   | 1948年6月30日   |            |
|      | 33-3    | 二ツ塚古墳   | 陵墓         | 皇室典範  | 1947年1月16日   |            |
|      |         |         |            | 国有財産法   | 1948年6月30日   |            |
|      | 34      | 東馬塚古墳   |            | 陵墓  | 皇室典範   | 1947年1月16日 |
|      |         |         |            |   | 国有財産法  | 1948年6月30日 |
| 35   | 栗塚古墳    |         | 陵墓         | 皇室典範  | 1947年1月16日   |            |
|      |         |         |            | 国有財産法   | 1948年6月30日   |            |
| 36   | 東山古墳    |         | 史跡         | 文化財保護法  | 2014年10月6日   |            |
|      |         |         |            | 史跡に指定（古市古墳群の一部として）（文部科学省告示第140号）  |  |            |
| 37   | はざみ山古墳  |         | 史跡         | 文化財保護法  | 1996年3月29日①<br>2001年1月29日②   |            |
|      |         |         |            | ①史跡に指定（文部省告示第55号）<br>②史跡古市古墳群に統合（文部科学省告示第13号）   |  |            |
| 38   | 墓山古墳    |         | 陵墓         | 皇室典範  | 1947年1月16日   |            |
|      |         |         |            | 国有財産法   | 1948年6月30日   |            |
|      |         |         |            | 文化財保護法  | 1975年2月22日①<br>2001年1月29日②<br>2014年10月6日③<br>2017年2月9日④  |            |
|      |         |         |            | ①史跡に指定（文部省告示第18号）<br>②史跡古市古墳群に統合（文部科学省告示第13号）<br>③指定地拡大（文部科学省告示第140号）<br>④指定地拡大（文部科学省告示第13号）  |  |            |

| 資産番号 | 構成資産の名称 | 法に基づく保護・指定 |   |  |
|------|---------|------------|---|--|
| 39   | 野中古墳    | 史跡         | 文化財保護法  | 1995年2月21日 <sup>①</sup><br>2001年1月29日 <sup>②</sup> |
|      |         |            | ①史跡に指定（墓山古墳の附属として）（文部省告示第18号）<br>②史跡古市古墳群に統合（文部科学省告示第13号） |  |
| 40   | 向墓山古墳   | 陵墓         | 皇室典範  | 1947年1月16日   |
|      |         |            | 国有財産法   | 1948年6月30日   |
| 41   | 西馬塚古墳   | 陵墓         | 皇室典範  | 1947年1月16日   |
|      |         |            | 国有財産法   | 1948年6月30日   |
| 42   | 浄元寺山古墳  | 史跡         | 文化財保護法  | 2016年10月3日   |
|      |         |            | 史跡に指定（文部科学省告示第144号）                                       |  |
| 43   | 青山古墳    | 史跡         | 文化財保護法  | 2001年1月29日   |
|      |         |            | 史跡に指定（古市古墳群の一部として）（文部科学省告示第13号）                           |  |
| 44   | 峯ヶ塚古墳   | 史跡         | 文化財保護法  | 1974年4月12日 <sup>①</sup><br>2001年1月29日 <sup>②</sup> |
|      |         |            | ①史跡に指定（文部省告示第48号）<br>②史跡古市古墳群に統合（文部科学省告示第13号）             |  |
| 45   | 白鳥陵古墳   | 陵墓         | 皇室典範  | 1947年1月16日   |
|      |         |            | 国有財産法   | 1948年6月30日   |

- 1 陵墓は皇室典範により「陵」及び「墓」と規定されるとともに、それぞれ「陵籍」及び「墓籍」に登録され、国によって管理されている。
- 2 一部の構成資産にみられる市指定史跡は、文化財保護法に基づき設置された文化財保護条例により、堺市が指定を行ったものである。墳丘部分のみが陵墓として管理され、その周囲について国による法的保護措置がなされていない古墳の周濠を対象として市条例に基づく地方指定を行い、構成資産としての保護を図っている。
- 3 推薦書正式版（英語）では文部科学省を略称（MEXT）により表記している。

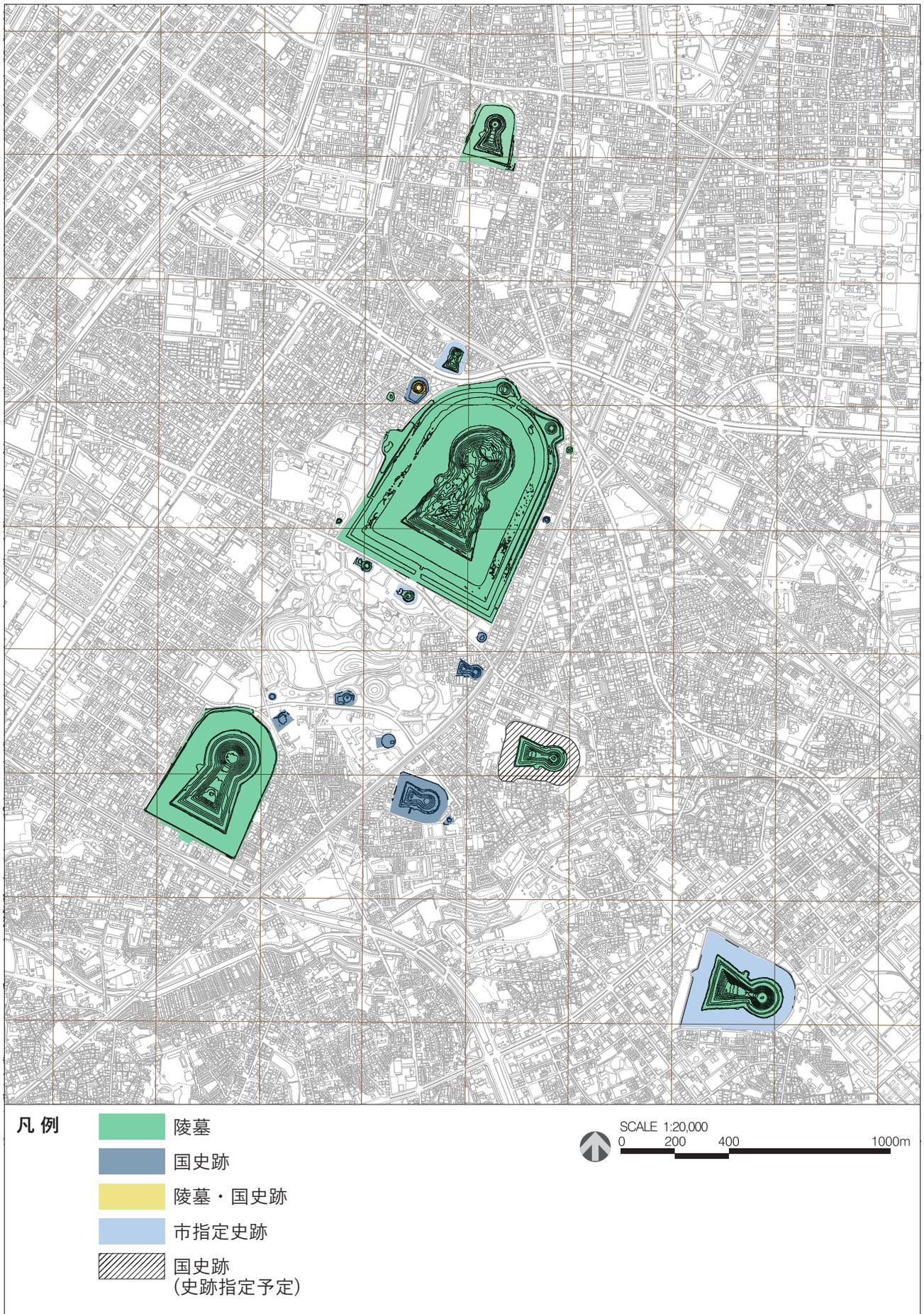


図 5-1 指定種別図 (百舌鳥エリア)

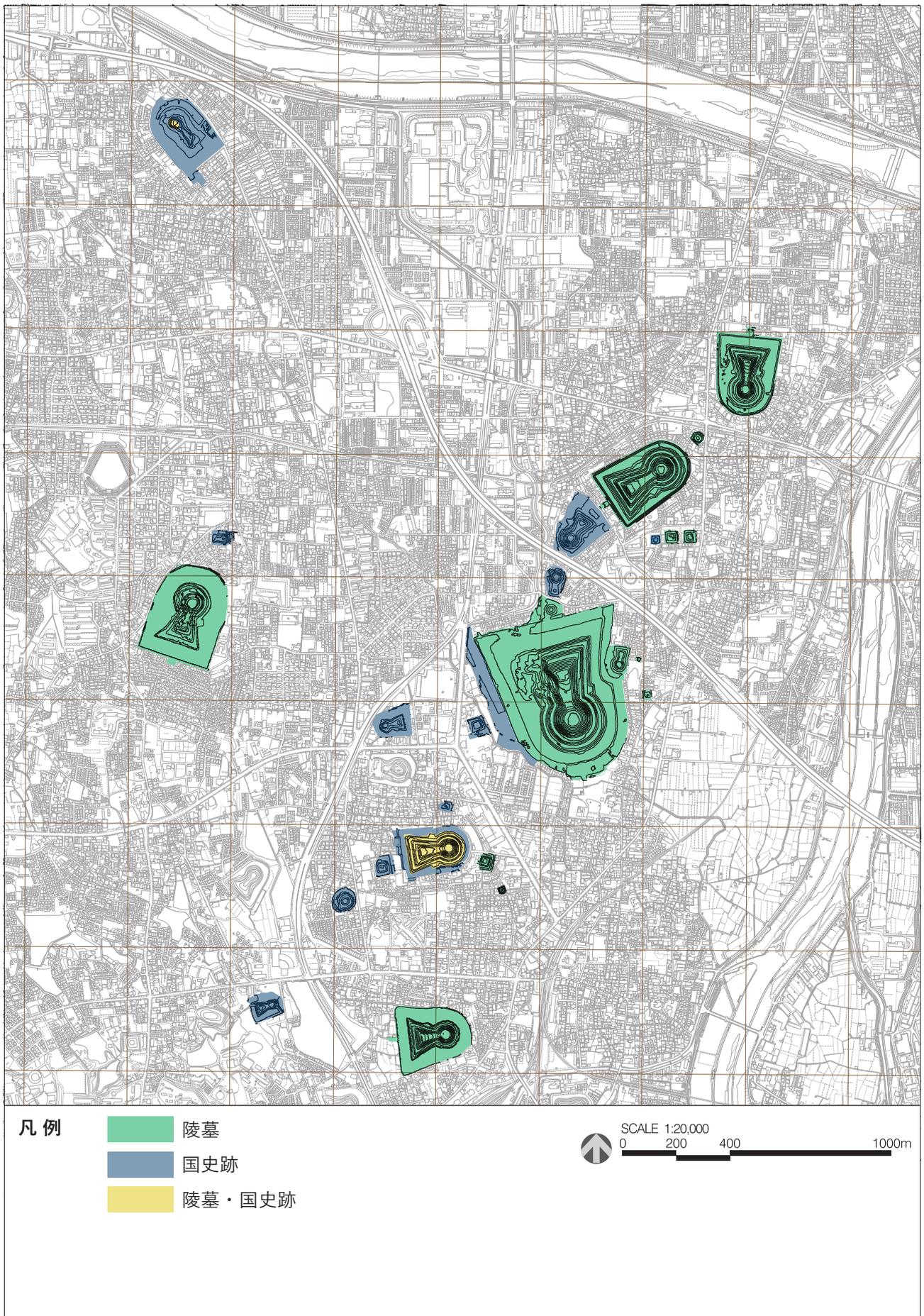


図 5-2 指定種別図 (古市エリア)

## (ii) 緩衝地帯の設定と保全の方針

古墳は外からの見え方を意識して作られており、古墳の顕著な大きさや様々な墳形を実感できる景観を維持し、形成していくことが重要である。また、百舌鳥・古市古墳群が立地する地域は、一部に商業地を含む住宅地が広がる、市街化が進んだ都市生活の場である。

このような場所に分布する資産の顕著な普遍的価値への負の影響を未然に防ぐためには、この地域に住む人々が資産の顕著な普遍的価値を理解し、その協力のもとに古墳とその周辺の市街地とが調和したまちなみ景観の形成を図っていく必要がある。

そのため、以下を保全の基本的な考え方とし、構成資産の周辺に緩衝地帯を設定する。

- 1) 多様な規模と形の古墳と調和した景観形成を図る
- 2) 巨大古墳周辺の眺望景観を保全する

これらの基本的な考え方にに基づき、古墳の静寂さや雄大さを感じられる景観を維持・形成する。

緩衝地帯の範囲は、構成資産である古墳群が丘陵・台地の上という場所を選んで築造されたと考えられることを念頭に、丘陵・台地等の自然地形、推定される築造当時の地形変換ラインや河川及びそれらに規定されて形成されてきた街区などに基づき設定する。

境界線には法律・条例等に基づく境界、道路、鉄道、河川等の地形地物や土地利用形態を用いる。(詳細は[付属資料 2.b](#)「緩衝地帯設定の根拠を示す地図」参照)

さらに、市街化の圧力が懸念される資産の立地を踏まえ、構成資産の近傍にはより厳重な規制をかけて重点的に景観の保全を図ることとし、緩衝地帯内に「重点ゾーン(資産近傍)」を設定する。これら2ゾーン、つまり重点ゾーンとそれ以外の緩衝地帯における保全の実施手段の相違については後に詳述する。

## 5.c 保護の実施手段

### (i) 資産保護の実施手段

構成資産については、その価値を構成する要素を含む範囲を天皇及び皇族の墓所である陵墓及び／または文化財保護法上の史跡として指定し、それぞれの社会的位置づけやこれまでの保存の経緯などもふまえて、万全の保護措置を講じている。

陵墓は、皇室典範により「天皇、皇后、太皇太后及び皇太后を葬る及びその他の皇族を葬る所」と定められたものであり、その管理は伝統的に国が直接行ってきた（表 5-3）<sup>1</sup>。皇室による祭祀が現に行われている場であり、広く皇室及び国民の追慕の対象であるというその性格に鑑み、今後も静安と尊厳の保持を最も大切なこととして管理を行うことから、開発が行われる余地はない。

1. 陵墓の管理を国家が所管することは「養老令」（718年制定）において諸陵司を設置したことが確実であるとされる。

史跡は、歴史上又は学術上価値の高い遺跡として文化財保護法に基づき国が指定を行った文化財である（表 5-3 参照）。その管理は同法に基づき、資産の保存管理を行う大阪府・堺市・羽曳野市・藤井寺市（以下「各自治体」ともいう。）や民間所有者が行っており、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為は厳重に規制されている。所有者等が現状変更を行う場合には、事前に文化庁長官の許可を得る必要があり、許可が行われる場合も条件に従わない場合は、文化庁長官により行為の停止命令、あるいは許可の取り消しができる<sup>2</sup>（図 5-3 参照）。

2. 市指定史跡の資産範囲において現状変更等を行う場合には、市文化財保護条例により市教育委員会の許可が必要であることが定められており、確実な保護が図られている。許可条件に従わない場合は、行為の停止あるいは許可の取り消しを行うことができる。

このような現状変更の取扱い方針等の詳細は、「国史跡古市古墳群保存管理計画」及び「国指定史跡百舌鳥古墳群保存管理計画」に定められており（付属資料 1.b「各構成資産に適用される資産管理方針」参照）、現状変更は、資産の保存や活用を目的とする整備など、必然性を有する事業の場合に限り、かつ必要最低限の範囲において認められることとなる。

さらに、保存や活用を目的とした整備事業等においても、資産の顕著な普遍的価値及び価値を伝達する属性に対し、特に大きな影響を及ぼす可能性のある事業については、事前に遺産影響評価（HIA：Heritage

Impact Assessment) を実施することとする。通常、このような事業は、文化財保護担当課が各整備委員会等における有識者の意見を踏まえて立案するものであることから、それらの計画策定過程の一部として影響評価を位置づけ、確実に遂行していく。評価においては、計画を示した図書に基づき、資産の顕著な普遍的価値及びその他の価値を伝える属性に対する当該事業による負の影響の有無を検討する。評価は、各エリアの整備委員会あるいは、「百舌鳥・古市古墳群世界遺産協議会」に設置予定の学術委員会の委員といった専門家により実施される。

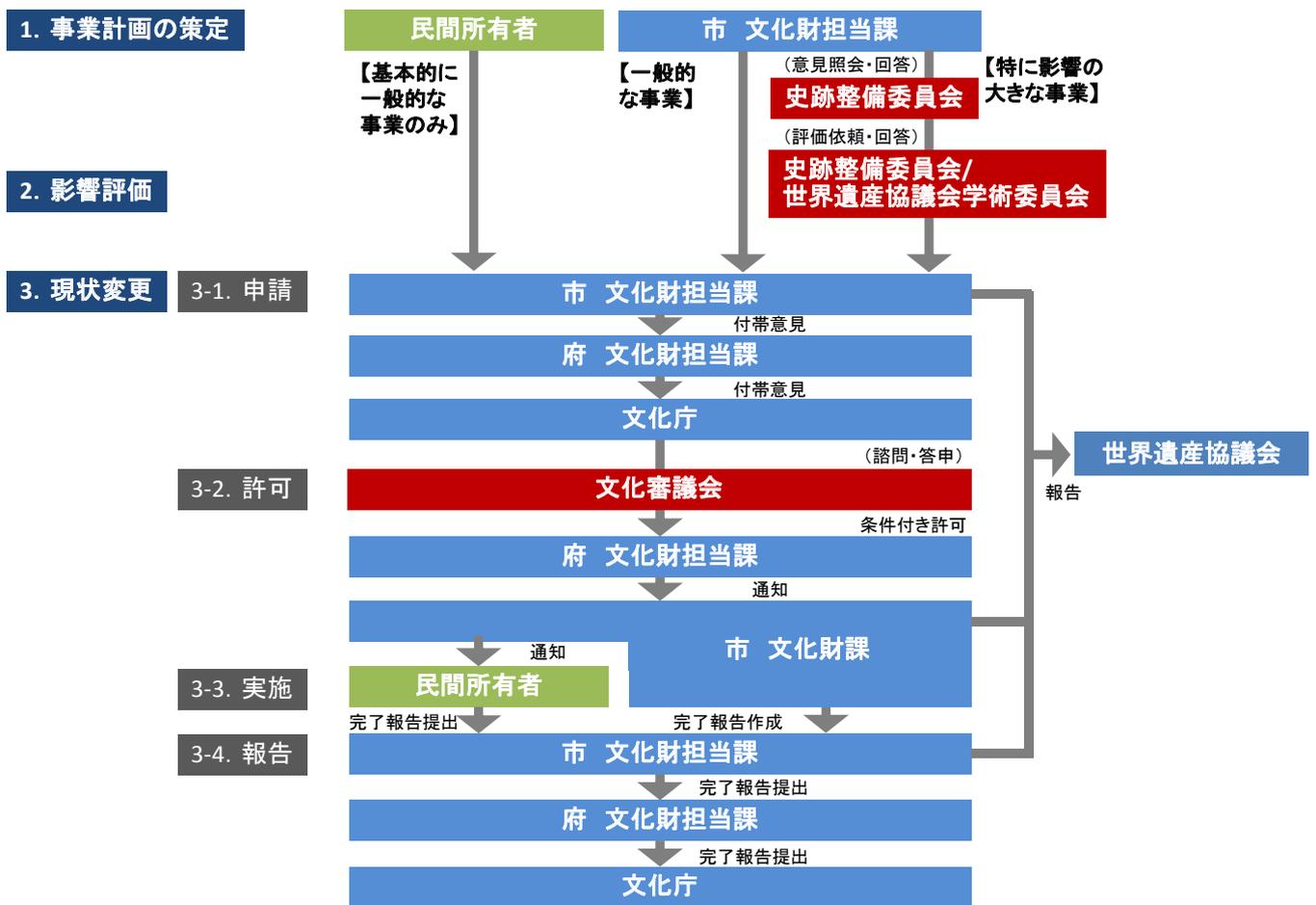


図 5-3 史跡の現状変更手続きにおける遺産影響評価の実施

## 凡例

### 1 事業計画の策定

・一般的な事業 事業計画者（民間所有者及び各市において史跡を所管する文化財担当課等\*）が、資産の価値を十分にふまえて、各自治体等と協議を行ったうえで、計画策定及び現状変更許可申請書作成を行う。

\* 陵墓において史跡としての指定がなされている範囲については、宮内庁が事業計画を策定し、文化庁に対し、現状変更についての協議を行ったうえで事業を実施する。

・特に影響の大きな事業 関係市の文化財担当課が素案を作り、史跡整備委員会の有識者の意見を踏まえ、計画策定を進める。

### 2 影響評価

特に影響の大きな事業について、計画策定過程の一環として、史跡整備委員会／世界遺産協議会学術委員会の有識者による評価を実施し、資産の顕著な普遍的価値及び価値を伝達する属性に対する影響の有無及び改善策等を検討する。事業計画者は、この結果にしたがって、事業計画の成案化及びそれに基づく現状変更許可申請書の作成を行う。

### 3 現状変更

3-1 申請：事業計画者が、市の文化財担当課を窓口として、現状変更許可申請書を提出。

3-2 許可：市・府の文化財担当課の意見を副えて文化庁に進達。文化庁は有識者等からなる文化審議会に当該事業の許可に関して諮問。これに対する答申に基づき、条件を付した回答が、文化庁から府・市を通じて事業者へ通知される。

3-3 実施：通知された条件が確実に遵守されるよう、文化財担当課が立会等を行ったうえで事業を実施。

3-4 報告：事業実施にかかる報告（完了報告）を、市・府を通じて文化庁に提出する。

※現状変更の各段階（申請・許可・完了報告）において、市文化財担当課から世界遺産協議会へ情報提供を行う。

## （ii）緩衝地帯保全の実施手段

### 緩衝地帯保全に向けた取り組み

緩衝地帯では、資産と周辺の市街地とが調和した街並みの景観の形成を図るため、前述の「緩衝地帯設定と保全の方針」（262頁、図5-4、5-5参照）に基づき、次の通り取り組む。

図5-4、5-5に、保存管理の基本的な考え方と緩衝地帯保全の考え方を示す。

#### 1）緩衝地帯（重点ゾーン）

- ・ 巨大古墳の巨大さを感じられるよう、周囲の建築物を低層に抑制するための制限を維持する
- ・ 多様な古墳の静寂さや雄大さを感じられるよう、周囲の建築物や付属建築物についても、落ち着いた色彩や目立たない外観となるよう形態・意匠の制限を図る。
- ・ 周囲の建築物については、原則屋外広告物の掲出は禁止とし、落ち着いた景観保全を図る。

#### 2）緩衝地帯（重点ゾーンを除く範囲）

- ・ 濠越しに巨大古墳を眺望する際の景観を保全するため、墳丘背

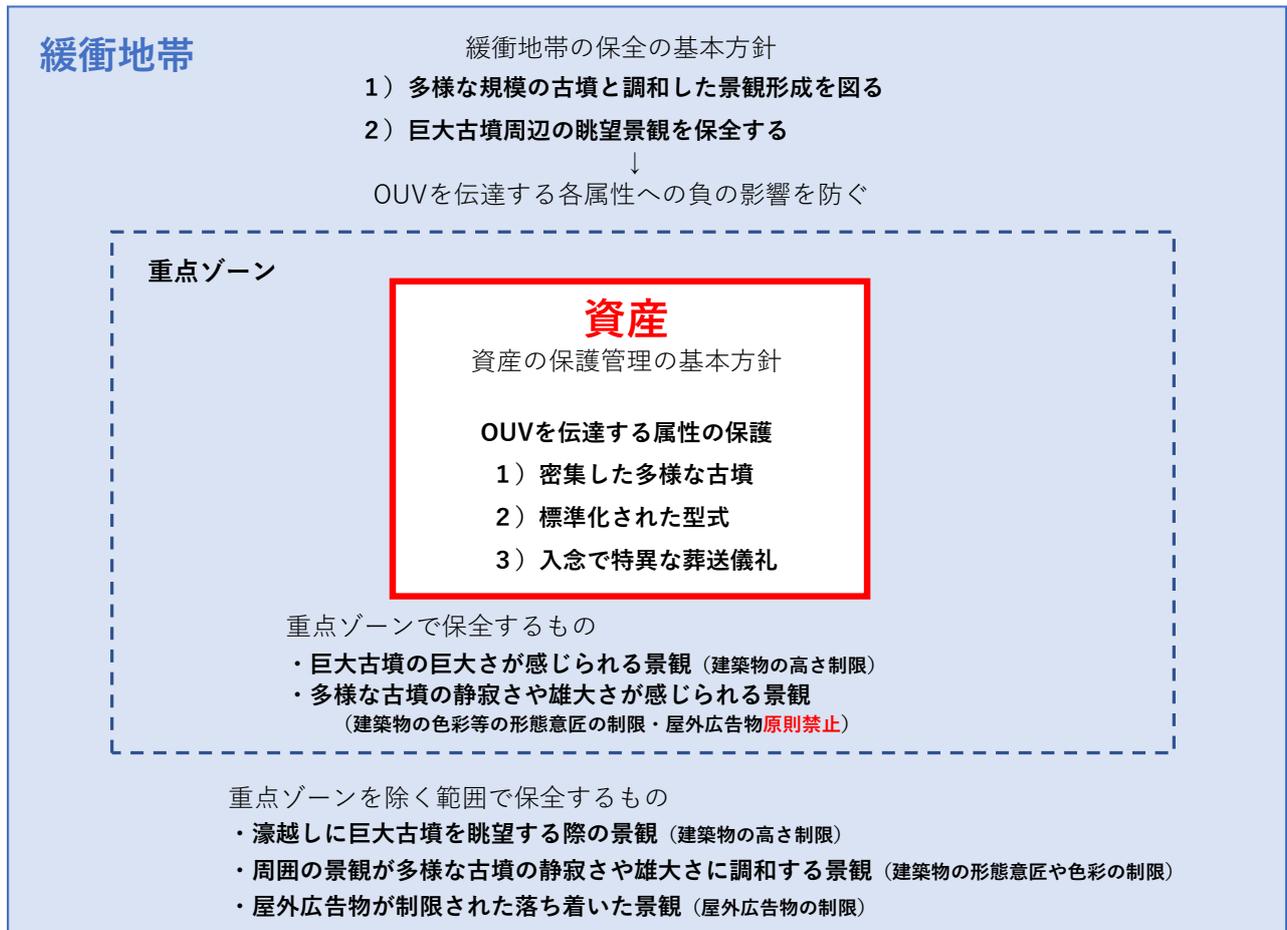
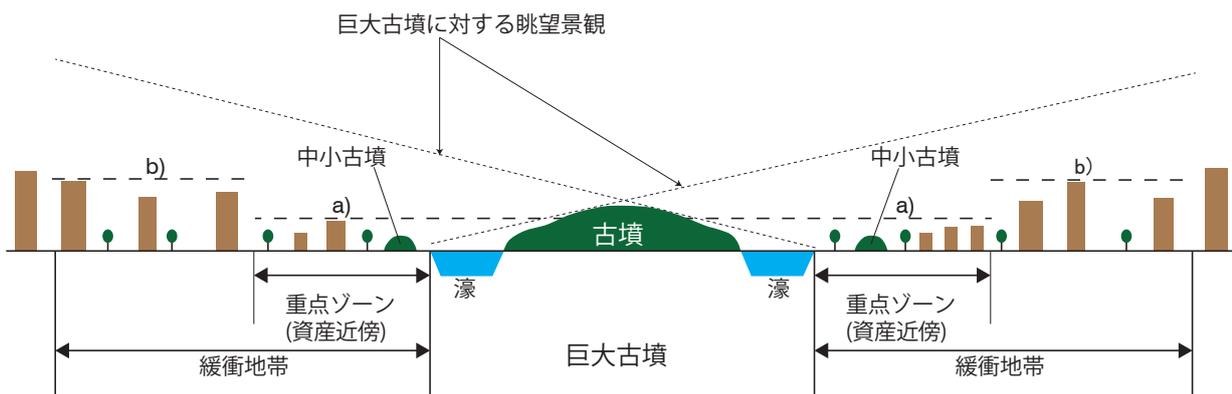


図 5-4 保存管理の基本的な考え方



- a) 重点ゾーンの建築物の高さ制限：巨大古墳の巨大さが感じられる景観を保全
- b) 重点ゾーンを除く範囲の建築物の高さ制限：濠越しに巨大古墳を眺望する際の景観を保全

図 5-5 緩衝地帯保全の考え方

後に建築物を視認することがないように、突出した高さの建築物を抑制する（付属資料 2.b「緩衝地帯設定の根拠を示す地図」参照）。

- ・ 周囲の景観が多様な古墳の静寂さや雄大さに調和するよう、周辺の建築物や付属建築物についても、落ち着いた色彩や目立たない外観となるよう形態・意匠の制限を図る。
- ・ 住宅や店舗等の土地利用に応じた必要最小限の屋外広告物の掲出し、落ち着いた景観保全を図る。

各自治体は、上記の取組を実行するため、緩衝地帯範囲内において法令による制限を設けている。緩衝地帯の開発等を規制・誘導する主たる法律は、景観法、都市計画法、屋外広告物法である。これらの法律及びそれに基づき各自治体が定める条例等の規定によって、「建築物の高さ」「建築物の色彩等の形態意匠」「屋外広告物の設置等」が規制されている（図 5-6、5-7、表 5-3、5-4、5-5、付属資料 6.c「緩衝地帯規制のための法的根拠とその条項」参照）。緩衝地帯の保全に寄与する制度として、その他に都市公園<sup>3</sup>と周知の埋蔵文化財包蔵地<sup>4</sup>がある。

建築等の行為を行う場合、事前に許可・認定を得ることが義務付けられており、事業者が申請段階において、申請内容が制限等に適合するかを、行政機関が適切に審査するとともに、必要な指導・助言することで古墳周辺の良好な環境が保全される。

建築物の高さについて、建築基準法による建築確認時に都市計画区域に応じた高さ制限に適合しているか各市の所管部局により審査が行われる。

風致地区（百舌鳥エリア）内については、風致地区条例に基づく許可申請及び建築確認申請において高さ制限に適合しているか堺市の所管部局により審査が行われる。

景観地区内で建築物の建築等を行う場合は、景観法に基づく認定申請において、立面図にマンセル記号による色彩を記載し、外観の色彩を定量的に確認するほか、設計図以外に周辺状況を含む着色した建築物の完成予想図を提出することを必要とし、資産と調和のとれた良好な景観形成の観点から、形態意匠制限（まちなみとの調和・外壁の色彩等）への

3. 都市公園は、都市における緑やオープンスペースを確保し、風致景観の向上を図るため都市公園法に基づき設置するものであり、大仙公園及び峰塚公園が該当する。都市公園の敷地は、法に基づいて公園以外の用途に供することができないため、開発等の余地が排除されるとともに資産と周辺環境の良好な景観形成にも役立っている。

4. 周知の埋蔵文化財包蔵地とは、埋蔵文化財（考古学的遺跡）の存在が知られている土地のことであり、文化財保護法にその保護・管理に関する手続き（開発事業を行う場合の届出等）の定めがある。周知の埋蔵文化財包蔵地は、全国で約46万カ所と把握されており、宮内庁が陵墓として管理する古墳の範囲も含まれている。資産周辺には、資産の顕著な普遍的価値の理解を深めることに貢献する情報や価値を持つ埋蔵文化財が残されており、関係地方公共団体は、文化財保護法に基づきそれらの保全に努めている。それらの保護・管理を確実に行うため、全国の地方公共団体等に5,800人以上の埋蔵文化財専門職員配置されており、発掘調査は研究目的ではなく、保全を目的とした行政措置として実施されることが多い。

適合審査を、景観に関する専門家のアドバイスに基づいて各市の所管部局が行う。

屋外広告物の設置等については、屋外広告物法に基づく条例による許可基準（表示面積・掲出高さ等）に基づき各市の所管部局により審査が行われる。

上記の各審査においては、適合すれば認定証等が交付され、適合しないと判断された場合は、必要な修正等を経て再度認定の手続きが行われることになる。（各法令による手続きの流れは図 5-8 参照）

### 緩衝地帯における開発事業による影響の評価

なお、緩衝地帯における開発事業による資産に対する影響については、景観法に基づく景観協議による審査、並びに大規模事業を対象とした遺産影響評価によって判断する。

景観地区内での建築物の新築、増築又は移転等を行う際には、景観地区認定申請が必要となり、その協議の中で外観等の概要を示した図書を確認し、専門家（景観アドバイザー等）の意見も踏まえながら、資産との調和という観点から審査を実施する。

また、各関係市の開発指導要綱に基づく事前協議等で把握した事業のうち、資産の価値に対し、大きな影響が生じる可能性があるもの（大規模事業）については、事業の基本設計、実施設計等に先立ち、事業概要を示した図書に基づき、資産の顕著な普遍的価値を伝達する属性の保護という観点から、緩衝地帯にふさわしい内容となっているか評価を行う。今後設置予定の「百舌鳥・古市古墳群世界遺産学術委員会」（287 頁参照）もまた事業実施を認めるべきか否かという評価に寄与する。

以上の通り、一般建築物と大規模事業への二段構えの対応により、遺産影響評価は適切に実施される。

表 5-3 関係法令の内容についての概略

| 法令・制度等名称 | 目的   | 概要   |
|----------|--|--|
| 文化財保護法   | 文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。   | 史跡に指定された範囲は、所有者あるいは管理団体に指定されている地方公共団体による確実な保存管理が規定されている。<br>周知の埋蔵文化財包蔵地、新たな遺跡の発見についても、遺構保護の指示、必要な調査の実施等適切な保存管理が規定されている。  |
| 皇室典範     | 皇室制度の基本を定めることを目的とする。   | 皇位継承、皇族、皇室会議等に関して規定するほか、天皇、皇后、太皇太后及び皇太后を葬る所を陵、その他の皇族を葬る所を墓とし、陵及び墓に関する事項は、これを陵籍及び墓籍に登録することとされている。   |
| 国有財産法    | 国有財産の取得、維持、保存及び運用並びに処分について定めている。   | 国有財産は、行政財産（公用財産、公共用財産、皇室用財産、森林経済用財産）と普通財産に分類する。行財財産のうち、皇室用財産は、国において皇室の用に供し、又は供するものとする。また、各省各庁は、その所管に属する行政財産について、良好な状態での維持及び保存、用途又は目的に応じた効率的な運用その他の適正な方法による管理を行わなければならない。 |
| 宮内庁法     | 宮内庁の所掌事務や所掌事務を遂行するために必要な部を設置する際の規定について定めている。   | 宮内庁は皇室関係の国家事務及び政令で定める天皇の国事に関する行為に係る事務をつかさどり、御璽国璽を保管する。<br>その所掌事務には陵墓に関すること、皇室用財産を管理することが含まれている。  |
| 都市計画法    | 都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備が図られることを目的とする。  | 無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、同法に基づく区域区分等を定めている。<br>これらにより、適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られ、居住環境の保全及び地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導している。  |
| 建築基準法    | 建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。  | 個々の建築物の構造基準と、都市計画法に基づく都市計画区域内の建物用途・建ぺい率・容積率・建物の高さなどを規制する基準などを定め、また、これらの基準の遵守を確保するため、建築主事（資格者）が建築計画の法令適合性を事前に確認する仕組み（建築確認）や違反建築物等を取り締まるための制度などを規定している。                    |
| 景観法      | 良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。 | 都市・農村部における良好な景観を国民共通の資産と認め、その整備と保全を図るための基準を定めている。<br>この法律を基に府市の景観計画や景観条例を制定し、法施行に必要な事項を定める。  |
| 屋外広告物法   | 良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。                             | 屋外広告物の大きさ、高さ等の制限を定めている。良好な景観または風致を維持するために必要があると認める時は、広告物の表示または掲出物件の設置を禁止する、もしくは必要な制限をすることができる。<br>この法律を基に各自治体では条例を制定し、制限に必要な事項を定める。                                      |
| 都市公園法    | 都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とする。   | 都市公園の定義や、設置及び管理に係る事項について定めている。<br>関係市は管理に関する基準等を定めて風致の向上を図り、資産を取り囲む環境の醸成を図る。   |

| 法令・制度等名称                       | 目的   | 概要   |
|--------------------------------|--|--|
| <p>景観法に基づく堺市景観条例・景観計画</p>      | <p>良好な景観形成について、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、総合的に推進するための基本的施策を定めるとともに、景観法等の施行について必要な事項を定めることにより、先人の英知と情熱によって築きあげられてきた堺のまちを、美しく個性的で魅力にあふれるまちとして、まもり、そだて、つくり、もって調和と風格のある堺らしい景観の実現に資することを目的とする。</p>  | <p>市域全域を景観計画区域とし、行為の制限と届出対象規模を定めている。届出対象規模は大規模建築物等としている。<br/>また、百舌鳥古墳群周辺地域を重点景観形成地域に位置付け、景観地区等の景観法や都市計画法に基づく手法を活用することとしている。</p>  |
| <p>景観法に基づく羽曳野市景観条例・景観計画</p>    | <p><b>【景観条例】</b><br/>現在及び将来にわたり市民共通の資産としての景観形成を図り、もって快適な暮らしの環境の創造と市民文化の向上に資することを目的とする。<br/><b>【景観計画】</b><br/>「羽曳野市特有の景観資源を活かした良好な景観の形成」と「百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録に向けた取組のさらなる推進」を図ることを目的とする。</p>  | <p><b>【景観条例】</b><br/>景観形成に関する基本理念を定め、市、市民等、事業者及び専門家の責務を明らかにするとともに、本市における良好な景観の形成に関する基本的な事項及び景観法の施行について必要な事項を定めている。<br/><b>【景観計画】</b><br/>羽曳野市の景観の特徴と課題の整理を踏まえて、羽曳野市において景観形成の取組を進めていくための目標像と基本方針を定め、景観形成を実際に進めていくための方法や体制、具体的な施策展開の方向性を定めるとともに、景観計画区域及び景観形成推進区域の設定や、それらの区域における行為の制限に関する事項、その他景観法の施行にあたって必要な事項を定めている。</p>            |
| <p>景観法に基づく藤井寺市景観条例・景観計画</p>    | <p><b>【景観条例】</b><br/>世界的に文化的価値の高い古市古墳群に代表される歴史文化の薫る藤井寺市らしい個性とうるおいのある良好な景観の形成に資することを目的とする。<br/><b>【景観計画】</b><br/>「景観形成の基本理念、基本方針」に基づき、景観上重要な区域を定めるとともに、今後、古市古墳群が世界文化遺産に登録されるよう、文化性の高い住宅都市にふさわしい良好な景観づくりを市民、事業者等及び行政が協働で進めていくことを目的とする。</p> | <p><b>【景観条例】</b><br/>良好な景観の形成に関する基本的な事項及び景観法の施行に関し必要な事項を定める。<br/><b>【景観計画】</b><br/>本市の景観特性を活かしながら、魅力と個性ある景観づくりを進めるとともに、身近なまちなみ景観を守り育て、次世代へと継承していくため、景観計画区域及び景観形成促進区域を指定し、良好な景観の形成に関する事項を定める。</p>   |
| <p>屋外広告物法及び法に基づく大阪府屋外広告物条例</p> | <p>良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。</p>  | <p>常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に対して表示、設置される看板、立看板、はり紙、広告塔、広告板、広告幕などの広告物を対象に、禁止物件・禁止区域・許可区域・表示方法の制限等を定め屋外広告物の掲出を規制。<br/>規制対象物件には商業広告など営利目的のものはもちろん、個人の名前や事務所・営業所名の表示、各種の行事、催物、集会等の案内など公衆に宣伝、広報するものも含まれ表示方法の制限が適用される区域では非自家用広告物など一定の種類 of 広告物の掲出禁止、ならびに許可が必要な区域における物件規模等を規定している。許可が必要な区域内では一定の規模以上等物件の属性に応じ許可制度を用い、条例適用区域内での上記基準の遵守を図っている。</p> |

| 法令・制度等名称            | 目的   | 概要  |
|---------------------|--|---|
| 屋外広告物法に基づく堺市屋外広告物条例 | 屋外広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持等について必要な事項を定めることにより、良好な景観を形成し、及び風致を維持し、並びに公衆に対する危害を防止することを目的とする。   | 市域全域において、一定規模以上の屋外広告物の掲出にあたり、許可基準による規制を実施している。また、地域に応じて禁止区域を指定し、適用除外広告物を除く屋外広告物の掲出の禁止や非自家用広告物の掲出を規制しているほか、用途地域や屋外広告物の種類等に応じた許可基準を定めている。 |
| 堺市開発行為等の手続に関する条例    | 地域特性を活かした秩序ある開発による市街地の健全な発展の推進及び市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。   | 市域全体を対象とし、開発行為等により必要となる公共公益施設等の設置に関する協議等について定めている。  |
| 羽曳野市開発指導要綱          | 羽曳野市の良好な都市環境の形成と秩序ある都市機能の整備を促進するため、開発行為、建築行為等を行おうとする者に対し、一定の基準をもって指導することにより、良好な生活環境の形成を図ることを目的とする。 | 事業者等の責務、公共施設及び公益施設の整備及び負担、土地利用計画等について定めている。   |
| 藤井寺市開発指導要綱          | 藤井寺市総合計画の理念に基づき、良好な都市環境の形成及び秩序あるまちづくりの推進を強力に図り、もって本市の安全で質の高い生活環境づくりと市民の福祉に寄与することを目的とする。            | 開発行為等の基本計画については、適正内容となっていることを開発者へ要求し、協議手続等によりこれを市が事前に把握し、及び開発者へ意見する旨、定めている。   |

表5-4 資産及び緩衝地帯における各種法令による規制整理表

| 適用範囲      | 資 産  |  | 緩衝地帯  |                                 |                         |
|-----------|--|--|---|---------------------------------|-------------------------|
|           | 史跡   | 陵墓   |   |                                 |                         |
| 根拠法令      | 文化財保護法   | 皇室典範<br>国有財産法  | 都市計画法<br>建築基準法<br>堺市風致地区内における<br>建築等の規制に関する条<br>例 | 都市計画法<br>景観法<br>景観条例            | 屋外広告物法<br>屋外広告物条例       |
| 制度名       |  |  | 高度地区<br>風致地区<br>用途地域                              | 景観計画<br>景観地区                    | 屋外広告物の制限                |
| 規制項目      | 文化財の保護を図るため、諸行為について規制                          | 管理は陵墓の性格を踏まえ、静安と尊厳の保持が最も重要という観点から、基本的に立ち入りを禁止                                    | 建築物の高さ制限  | 建築物の色彩等形態意匠の制限                  | 屋外広告物の大きさ、高さ等の制限        |
| 建築行為等への制限 | 建築物の新築・改築・工作物の設置撤去、土地の形状変更、木材伐採等については許可が必要となる。 | 天皇及び皇族の墓所として皇室によって現に祭祀が行われており、祭祀に関わる拝所等の施設、及び静安と尊厳を維持するための管理用施設以外の建築物を新築することはない。 | 建築物の最高高さを31m以下に制限（一部45m）                          | 小規模を除く建築物について、規模に応じて色彩等の形態意匠を制限 | 用途地域に応じて、広告物の大きさ、高さ等を制限 |
|           |  |  | <b>重点ゾーン（資産近傍）</b>                                |                                 |                         |
|           |  |  | 建築物の最高高さを10mまたは15m以下に制限                           | すべての建築物について、規模に応じて色彩等形態意匠の制限を制限 | 原則掲出禁止                  |
| 手続き       | 許可制  | —  | 建築基準法による確認  | 景観地区による認定制                      | 屋外広告物条例に基づく許可制          |

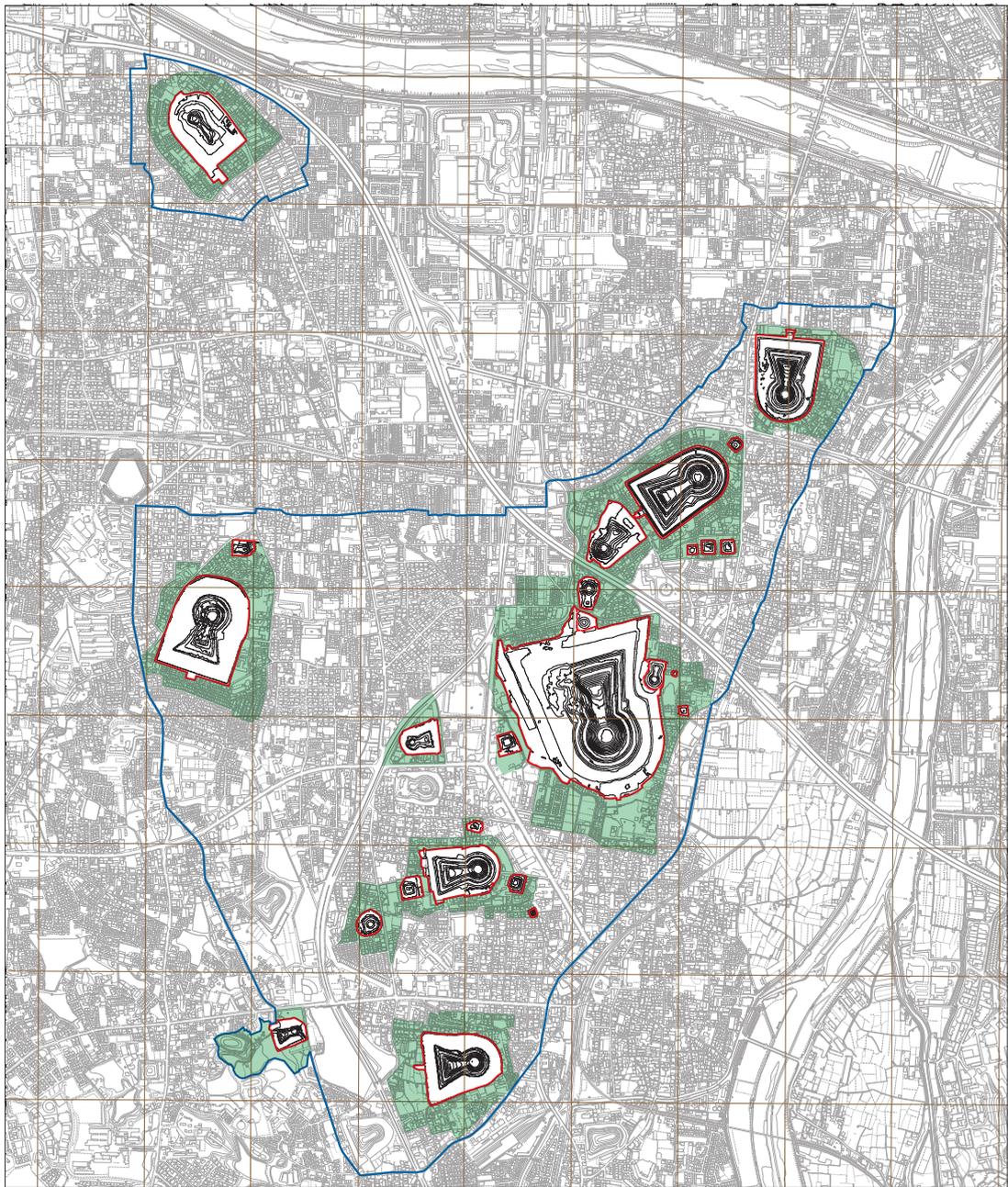


- 凡例
- 構成資産
  - 緩衝地帯
  - 重点ゾーン

SCALE 1:25,000  
 0 200 400 1,000m

| 制限内容                | 緩衝地帯                    |                               |
|---------------------|-------------------------|-------------------------------|
|                     | 重点ゾーン（資産近傍）             |                               |
| 建築物の高さ制限            | 31 m以下に制限（一部 45 m）      | 10 mまたは 15 m以下に制限             |
| 建築物の色彩などの形態意匠の制限    | 小規模を除く、建築物の形態意匠を制限      | すべての建築物について、規模に応じた色彩等の形態意匠を制限 |
| 屋外広告物の大きさや高さ等に関する制限 | 用途地域に応じて、広告物の大きさ、高さ等の制限 | 原則掲出禁止                        |

図 5-6 緩衝地帯における法的規制図（百舌鳥エリア）



凡 例

- 構成資産
- 緩衝地帯
- 重点ゾーン

SCALE 1:25,000  
 0 200 400 1,000m

| 制限内容                | 緩衝地帯                    |                               |
|---------------------|-------------------------|-------------------------------|
|                     | 重点ゾーン（資産近傍）             |                               |
| 建築物の高さ制限            | 31 m以下に制限               | 10 mまたは 15 m以下に制限             |
| 建築物の色彩などの形態意匠の制限    | 小規模を除く、建築物の形態意匠を制限      | すべての建築物について、規模に応じた色彩等の形態意匠を制限 |
| 屋外広告物の大きさや高さ等に関する制限 | 用途地域に応じて、広告物の大きさ、高さ等の制限 | 原則掲出禁止                        |

図 5-7 緩衝地帯における法的規制図（古市エリア）



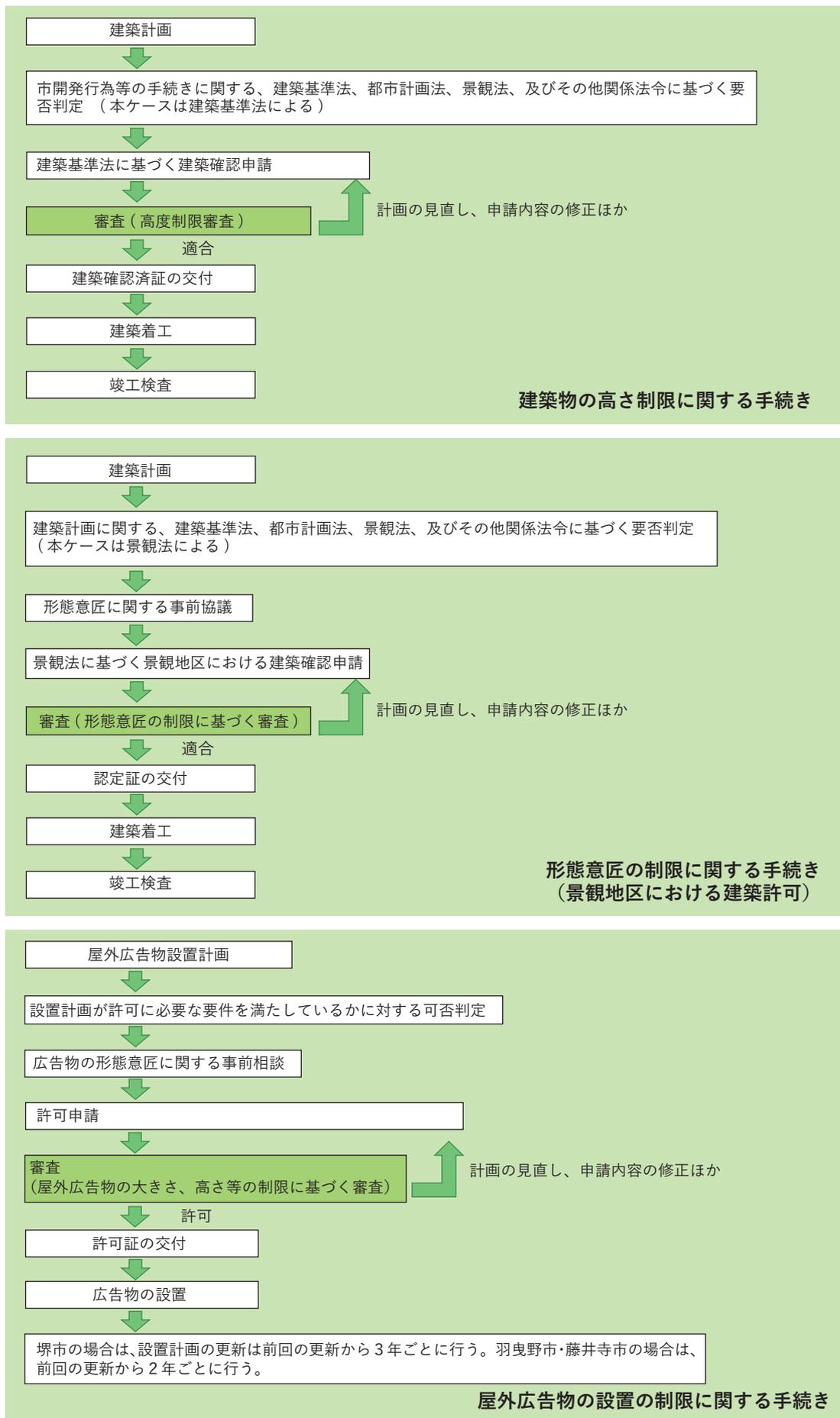


図 5-8 緩衝地帯内における許認可等フロー例

## 5.d 推薦資産が所在する市町村・県に関する諸計画

### (i) 総合計画

|                  |   |
|------------------|---|
| 計画名称             | 将来ビジョン・大阪   |
| 策定年等             | 2008年12月策定  |
| 策定主体             | 大阪府   |
| 資産に関する事項<br>(概要) | 大阪の個性的なまちなみや商店街、豊かな自然、歴史、文化、芸術、食等豊かな地域資源が府民に愛され、大阪の誇るべき資産として発信されるなど、住民主体でにぎわいづくりがすすむ「ミュージアム都市大阪」の実現をめざしている。 |

|                  |   |
|------------------|---|
| 計画名称             | 堺市マスタープラン「さかい未来・夢コンパス」  |
| 策定年等             | 2011年3月策定   |
| 策定主体             | 堺市  |
| 資産に関する事項<br>(概要) | 計画期間は2011年4月から2021年3月までの10年間である。<br>3つの重点プロジェクトに「②歴史文化のまち堺・魅力創造への挑戦！－誇りの持てるまち実現プロジェクト－」が位置づけられている。歴史文化資源を「誇り」に感じるまちを実現していくため、歴史と文化を活かしたまちづくりを推進する一環として、仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群の世界文化遺産への登録に向けた取組や歴史文化資源の保存・活用に向けた取組を進めることとしている。 |

|                  |   |
|------------------|---|
| 計画名称             | 第6次羽曳野市総合基本計画   |
| 策定年等             | 2016年3月策定   |
| 策定主体             | 羽曳野市  |
| 資産に関する事項<br>(概要) | 計画期間は2016年4月から2026年3月までの10年間である。<br>7つの施策目標のうち、「⑥歴史・文化が息づき心身ともに躍動するまち」において、市民が郷土に愛着やほこりを持つとともに、歴史遺産を次の世代へと継承していくまちを実現していくため、周辺環境との調和を図りながら、市の特性である歴史遺産を活用したまちづくりを目指していくこととしている。 |

|                  |  |
|------------------|--|
| 計画名称             | 第5次藤井寺市総合計画  |
| 策定年等             | 2016年6月策定  |
| 策定主体             | 藤井寺市   |
| 資産に関する事項<br>(概要) | 計画期間は2016年4月から2024年3月までの8年間である。<br>3つの重点戦略の1つに構成資産の保存と活用の方針がまとめられており、市の貴重な歴史遺産を後世に継承していくため、古市古墳群などの史跡については、公有化を推進し、積極的な保全や活用を進めることとしている。 |

(ii) 資産の保全

|                  |  |
|------------------|--|
| 計画名称             | 百舌鳥・古市古墳群を活用した地域活性化ビジョン  |
| 策定年等             | 2014年3月  |
| 策定主体             | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議  |
| 資産に関する事項<br>(概要) | 大阪府、堺市、羽曳野市及び藤井寺市は、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録をめざし、古墳群の保存・継承に向けた検討や、情報発信・魅力創出に向けた取組を進めている。これらの実現のため、両古墳群を一体的に捉え、行政間の連携による取組を進めるとともに、地元住民、民間事業者、NPO等が取組の目標や方向性を共有し、各々が主体的に取り組むことを目的に策定された。 |

|                  |  |
|------------------|--|
| 計画名称             | 国指定史跡百舌鳥古墳群保存管理計画  |
| 策定年等             | 2015年3月  |
| 策定主体             | 堺市   |
| 資産に関する事項<br>(概要) | 本計画は、百舌鳥古墳群を取り巻く自然・歴史や現状を踏まえて、各史跡の本質的価値と史跡を構成する諸要素を明確にし、それらを適切に保存管理するための方針や方法、現状変更などの取扱基準について定めたものである(付属資料1.b-II参照)。 |

|                  |   |
|------------------|---|
| 計画名称             | 国史跡古市古墳群保存管理計画  |
| 策定年等             | 2014年3月   |
| 策定主体             | 羽曳野市・藤井寺市   |
| 資産に関する事項<br>(概要) | 本計画は、古市古墳群を適切かつ計画的に保存管理し、次世代へと確実に伝達していくことを目的として、史跡としての本質的価値と史跡を構成する諸要素を明確し、それらを適切に保存・管理していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱基準を定めたものである(付属資料1.b-III参照)。 |

|                  |  |
|------------------|--|
| 計画名称             | 史跡百舌鳥古墳群整備基本計画   |
| 策定年等             | 2018年3月完成予定  |
| 策定主体             | 堺市   |
| 資産に関する事項<br>(概要) | 史跡百舌鳥古墳群に指定されている古墳1基ごとの整備方針を定め、整備計画をまとめている。現在策定中で2018年3月に完成予定。 |

|                  |   |
|------------------|---|
| 計画名称             | 史跡古市古墳群整備基本計画   |
| 策定年等             | 2018年3月完成予定   |
| 策定主体             | 羽曳野市・藤井寺市   |
| 資産に関する事項<br>(概要) | 史跡古市古墳群に指定されている古墳1基ごとの整備方針を定め、整備計画をまとめている。現在策定中で2018年3月に完成予定。 |

## (iii) 都市計画

|                  |   |
|------------------|---|
| 計画名称             | 大阪府南部大阪都市計画区域マスタープラン  |
| 策定年等             | 2011年3月策定、2016年3月30日改定  |
| 策定主体             | 大阪府   |
| 資産に関する事項<br>(概要) | 本計画では南部大阪区域は、百舌鳥・古市古墳群をはじめとする歴史的・文化的資源が数多く存在する地域と位置づけられ、歴史、文化、風土等に根ざした魅力的な都市景観の創造が重要と定められている。 |

|                  |  |
|------------------|--|
| 計画名称             | 堺市都市計画マスタープラン  |
| 策定年等             | 2012年12月策定   |
| 策定主体             | 堺市   |
| 資産に関する事項<br>(概要) | 「歴史・文化を活かし、持続可能な、自治都市を支える協働の都市づくり」というスローガンの下、輝かしい歴史・豊かな文化を活かし、世界に誇れるまちの活力や魅力を生み出すことを都市づくりの基本姿勢とする。そして、百舌鳥古墳群をはじめとした歴史・文化資源の有する価値を市民一人ひとりが再認識し、それぞれの魅力や歴史がもっと身近に感じられる都市づくりを進めることを目指す。 |

|                  |   |
|------------------|---|
| 計画名称             | 羽曳野市都市計画マスタープラン   |
| 策定年等             | 2008年4月策定、2016年4月改定   |
| 策定主体             | 羽曳野市  |
| 資産に関する事項<br>(概要) | 「歴史と自然の魅力あふれる心ゆたかな賑わいの都市はびきの」というスローガンの下、今後のまちづくりの課題と視点として、下記の項目が挙げられている。<br>⑥地域の魅力づくりと世界文化遺産登録をめざした取組・景観形成<br>・本市は古市古墳群の世界文化遺産登録の推進をはじめ、歴史遺産を守り、地域の魅力を発信する。<br>・本市では様々な歴史や自然などを活かした良好な景観づくりを図るため景観計画を策定した。今後は市民の機運を高めつつ、良好な景観形成に向けた取組の推進が求められる。 |

|                  |   |
|------------------|---|
| 計画名称             | 藤井寺市都市計画マスタープラン   |
| 策定年等             | 1999年策定、2017年3月改訂   |
| 策定主体             | 藤井寺市  |
| 資産に関する事項<br>(概要) | まちの魅力を伸ばす都市づくりの方針の1つとして、「歴史・文化・みどりを活かした都市づくり」を掲げ、以下の取組を列挙している。<br>① 歴史・文化を重視した市街地の誘導<br>② 点在する歴史文化遺産や緑を結ぶ回遊ルートの形成<br>③ 駅周辺の整備、視点場の整備や、点在する歴史文化遺産・みどり資源の保全・活用<br>④ 地域等と協働した歴史・文化・みどりによる魅力づくり |

(iv) 景観

|                  |  |
|------------------|--|
| 計画名称             | 大阪府景観形成基本方針  |
| 策定年等             | 2008年4月策定  |
| 策定主体             | 大阪府  |
| 資産に関する事項<br>(概要) | <p>本基本方針は、景観条例に基づき、景観形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、景観形成の目標に関する事項、景観形成を推進するための施策の体系に関する事項、景観形成を推進する地域に関する事項等について定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○景観形成の基本姿勢<br/>地域性・場所・歴史性に配慮し、環境が持つ様々な情報を読み取り、地域や場所にふさわしい景観形成を行なうことが必要である。また、近景だけでなく背景となる風景も含め、どのような人がどのように見るかにも配慮することが必要である。</li> <li>○景観形成の目標<br/>世界に誇ることのできる歴史・文化等の大阪固有の景観を保全し、創造し、育成する。</li> <li>○景観形成を推進する地域<br/>古墳と公園等、緑の拠点どうし、或いは隣接する道路・河川公共施設等の公共空間と連携し、一体的でより魅力的な空間となるよう整備を推進する。また、歴史的な建造物・遺構・まちなみ等の歴史的資産を景観拠点として、さらに、歴史的な雰囲気が残る周囲の環境も含め、一体的な調和が図られるように継承・育成する。</li> <li>○景観形成を推進するための施策の体系<br/>景観形成は、府民、事業者等の活動が基本となる。そのため、府は市町村・府民事業者等との協働により、景観形成を推進するための体制を整備する。</li> </ul> |

|                  |   |
|------------------|---|
| 計画名称             | 堺市景観計画  |
| 策定年等             | 2011年6月策定   |
| 策定主体             | 堺市  |
| 資産に関する事項<br>(概要) | <p>古代から、中世、近世、近代へと、まちを拓いてきた先人たちが築き上げた堺の景観文化を共に守り育む。それと同時に、現代に生きる私たちの知恵を活かして、これらの資源と調和した新たな魅力ある景観を創造することで、風格ある堺らしい都市の魅力を高め、次代に継承していく。それにより、まちとともに人がいきいきと輝くまち・堺をめざす。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○景観形成の理念<br/>－共に守り、育み、創造する景観文化－古代から未来へ 輝くまち・堺</li> <li>○景観形成の基本方針<br/>“堺で暮らす” 魅力を高める<br/>“堺文化” の個性を守り育む<br/>“活力あるまちの顔” をつくる</li> </ul> <p>南部丘陵などの自然環境や、仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群をはじめとする歴史的まちなみなどの堺独自の歴史・文化資源を、市民の共有財産として再認識し、本市の、そして地域のブランド、文化的シンボルとして保全・継承する。</p> |

|                  |   |
|------------------|---|
| 計画名称             | 羽曳野市景観計画  |
| 策定年等             | 2014年10月策定  |
| 策定主体             | 羽曳野市  |
| 資産に関する事項<br>(概要) | <p>羽曳野市の景観の特徴と課題の整理を踏まえて、羽曳野市において景観形成の取組を進めていくための目標像と基本方針を定める。そのうえで、景観形成を実際に進めていくための方法や体制、具体的な施策展開の方向性を定めるとともに、景観計画区域及び景観形成促進区域等を設定し、それらの区域における行為の制限に関する事項、その他景観法の施行にあたって必要な事項を定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○景観形成の理念<br/>羽曳野らしい美しい景観は、私たち一人ひとりの知恵とたゆまない努力によって守られ、つくられていくことの大切さを認識し、まちづくりの主体である市民、事業者、行政、専門家等が協働で保全・活用しながら、新たな魅力を創造し、このかけがえのない財産を後世に伝える。</li> <li>○景観形成の基本方針<br/>本市が誇る歴史資源の数々は、羽曳野市の歴史を知るだけではなく、日本の歴史を考える上でも大変重要なものである。私たちの祖先がその時々々に創造し、守ってきたこれらの歴史資源を将来世代に引き継ぎ、羽曳野らしい歴史を感じられる景観を形成する。</li> </ul> |

|                  |   |
|------------------|---|
| 計画名称             | 藤井寺市景観計画  |
| 策定年等             | 2013年6月策定   |
| 策定主体             | 藤井寺市  |
| 資産に関する事項<br>(概要) | <p>基本理念及び基本方針に基づき、景観上重要な区域を定めるとともに、今後、古市古墳群が世界文化遺産に登録されるよう、文化性の高い住宅都市にふさわしい良好な景観づくりを市民、事業者等及び行政が協働で進めていくことを目的としている。</p> <p>○景観形成の理念<br/>藤井寺市らしいみどり豊かで文化的な景観を形成していくため、古市古墳群を含む貴重な歴史文化遺産をはじめ、自然環境を活用し、市民、事業者及び行政の共通認識と適切な役割分担のもとに、良好な景観の保全・創造と育成について、総合的かつ計画的に取り組む。</p> <p>○景観形成の基本方針<br/>世界的に文化的価値の高い古市古墳群をはじめとする歴史文化景観を保全し、これら歴史文化遺産と調和した伝統的まちなみを創造・育成する。</p> |

(v) 環境

|                  |   |
|------------------|---|
| 計画名称             | 新環境総合計画「大阪 21 世紀の新環境総合計画」策定   |
| 策定年等             | 2011 年 3 月策定  |
| 策定主体             | 大阪府   |
| 資産に関する事項<br>(概要) | この計画は、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本条例に基づき策定する。また、大阪府の 2025 年の将来の姿を現した「将来ビジョン・大阪」に示された「水とみどり豊かな新エネルギー都市」実現の道筋を具体化し、広く大阪府の環境施策に関する基本方針や具体的手順を示す。<br>・府民がつくる暮らしやすい、環境・エネルギー先進都市という将来像の中で、快適な生活環境が確保された「暮らしやすい」「働きやすい」「訪れたいくなる」都市、「魅力と活力ある快適な地域」をめざし、魅力ある景観、歴史的・文化的環境を形成する。 |

|                  |   |
|------------------|---|
| 計画名称             | 堺市緑の基本計画  |
| 策定年等             | 2013 年 3 月改訂  |
| 策定主体             | 堺市  |
| 資産に関する事項<br>(概要) | 堺市の緑のあるべき姿と、それを実現するための施策の考え方を明らかにし、今後、取り組むべき施策の指針とする。<br>・基本方針「1. 堺らしさを象徴する緑のシンボルエリアを育みます」において、世界文化遺産に相応しい緑豊かなまちをつくるため、仁徳天皇陵古墳をはじめとする古墳の保存・活用や大仙公園の整備などにより、百舌鳥野エリアの緑を育むこととしている。 |

|                  |   |
|------------------|---|
| 計画名称             | 第 2 次堺市環境基本計画   |
| 策定年等             | 2009 年 5 月策定  |
| 策定主体             | 堺市  |
| 資産に関する事項<br>(概要) | 本計画は、環境の保全と創造に関する施策を、長期的な観点から総合的、計画的に推進するための基本となるものであり、市はもとより市民や事業者の環境面にかかわる指針とする。<br>・望ましい環境像「Ⅲ. うるおいやにぎわいを育む快適なまち【都市環境】」において、先人たちから引き継いだ貴重な環境資源の価値を再認識し、市域に数多く存在する歴史的文化的遺産や里山等の自然風景、まち並みを始め、道路空間や駅前広場等の公共空間を、全ての市民が安全かつ容易に利用できる共有財産として、適正に保存、継承、修復、創出し、うるおいややすらぎが感じられるよう周辺の一体的整備を推進することとしている。 |

|                  |  |
|------------------|--|
| 計画名称             | 羽曳野市みどりの基本計画   |
| 策定年等             | 2000 年 5 月策定   |
| 策定主体             | 羽曳野市   |
| 資産に関する事項<br>(概要) | 羽曳野市におけるみどりの将来像やその基本方針等について明らかにしたものである。<br>・みどりの将来像である「花とみどりにかおる雅のまちはびきの」を実現するため、まもる（保全）・ふやす（創出）・そだてる（育成）を基本方針とする。 |

|                  |  |
|------------------|--|
| 計画名称             | 藤井寺市環境保全基本条例   |
| 策定年等             | 1983 年 4 月制定   |
| 策定主体             | 藤井寺市   |
| 資産に関する事項<br>(概要) | 市民の良好な環境の確保に関し基本的な事項を定めることにより、その総合的推進を図り、もって市民の健康で文化的な生活の実現に寄与することを目的とする。<br>・市の将来像を「緑とゆとり、健康で人間性あふれるまちづくり」と定め、あらゆる施策を通じて良好な環境の実現を目指すため、青少年の有害環境からの保護、緑化推進、公害の防止、廃棄物の処理及び不法投棄の禁止並びに公共の場所の清潔保持に関する事、歴史的遺産の保全に関する事などについて条例を制定する。 |

## (vi) 防災

|                  |  |
|------------------|--|
| 計画名称             | 大阪府地域防災計画  |
| 策定年等             | 2012年3月策定  |
| 策定主体             | 大阪府  |
| 資産に関する事項<br>(概要) | <p>災害対策基本法及び改正前の東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき、大阪府の地域に係る防災(災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策)に関し、府、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって府の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針として、Ⅰ命を守る、Ⅱ命をつなぐ、Ⅲ必要不可欠な行政機能の維持、Ⅳ経済活動の機能維持、Ⅴ迅速な復旧・復興災害の想定：地震災害・津波災害・風水害・海上災害・航空災害・鉄道災害・道路災害・危険物等災害・高層建築物、地下街及び市街地災害・林野火災・原子力災害・竜巻災害を定め、計画を策定する。</li> </ul> |

|                  |  |
|------------------|--|
| 計画名称             | 堺市地域防災計画   |
| 策定年等             | 2012年6月策定  |
| 策定主体             | 堺市   |
| 資産に関する事項<br>(概要) | <p>堺市域に係る災害に関し、堺市及び防災関係機関が、その全機能を有効に発揮して、市民や事業者等の協力のもと、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興等の災害対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下記災害の防災策及び予防策の基本方針を示す。<br/>地震、風水害、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、高層建築物、市街地災害、放射線災害</li> </ul> |

|                  |  |
|------------------|--|
| 計画名称             | 羽曳野市地域防災計画   |
| 策定年等             | 2016年2月策定  |
| 策定主体             | 羽曳野市   |
| 資産に関する事項<br>(概要) | <p>羽曳野市の地域に係る防災に関し、市及び市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき事務または業務の大綱及び住民の役割等を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって本市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害を想定し、下記の内容について基本方針を策定する<br/>災害予防対策計画、災害応急対策計画、事故等災害応急対策計画、地震災害応急対策計画、災害復旧・復興対策計画</li> </ul> |

|                  |  |
|------------------|--|
| 計画名称             | 藤井寺市地域防災計画   |
| 策定年等             | 2007年3月策定、2015年3月修正  |
| 策定主体             | 藤井寺市   |
| 資産に関する事項<br>(概要) | <p>藤井寺市地域防災計画は、災害対策基本法及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき、藤井寺市の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧などに関し、藤井寺市及び関係機関が処理すべき事務、又は業務の大綱を定め、総合的かつ計画的な防災体制を確立し、もって災害から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、防災行政の強力な推進を図ることを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の想定を行い、基本方針を策定する<br/>災害予防対策、自然災害応急対策、事故等災害応急対策、災害復旧復興対策</li> <li>・防災計画の基本理念<br/>藤井寺市の地域特性や今後の都市としての開発動向及び阪神・淡路大震災や東日本大震災等の教訓を踏まえ、また今後起こりうる災害の被害想定などを予測し、災害対策の一層の充実強化を進めていく。しかし、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、防災の基本理念として、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を据える。</li> </ul> |

## 5.e 資産の保存管理計画又はその他の保存管理体制

資産は45件の構成資産からなり、そのうち文化財保護法の下に史跡に指定されている範囲については、百舌鳥と古市のエリアごとに「保存管理計画」を策定し、適切な管理を実施している。これらの保存管理計画では、文化財の本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存管理していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱い基準等を明示している（付属資料 1.b-II「国指定史跡百舌鳥古墳群保存管理計画サマリー」、1.b-III「国指定史跡古市古墳群保存管理計画サマリー」参照）。さらに、資産の価値を確実に保存し、それを分かりやすく伝達するために必要な整備活用のあり方を示した「整備基本計画」を両エリアにおいて策定中である（2018年3月完成予定）。陵墓に治定されている範囲については、国有財産として宮内庁が管理しており（付属資料 1.b-I「陵墓である構成資産の保存管理の現状についての概要」参照）、資産の管理・防災上必要な改修等に当たっては、学識経験者等により構成される陵墓管理委員会の意見を参考として、調査及び工法検討を行っている。

### （i）包括的保存管理計画

資産は、45件のシリアル・プロパティであり、一体的に保全を図る必要がある。

資産保護の手法は、保護の対象となる構成資産が天皇及び皇族の墓所であるか、文化財保護法上の史跡であるかによって異なり、保存管理には、国、各自治体又は民間所有といった複数の機関・個人が関係している。

このような資産を一体的に保存管理していくためには、関係者間の相互連携が不可欠であり、あらかじめ資産全体及び周辺環境をも含めた一体的な保護の在り方及び包括的な保存管理にかかる体制等を明確化しておくことが必要となる。

「包括的保存管理計画」（付属資料 1.a「包括的保存管理計画」）では、以下の5つの観点に沿って、現状と課題、課題への対応、行動計画、経過観察について整理している。

1. 資産の保護・管理
2. 緩衝地帯の保全
3. 開発・環境変化・自然災害への対応
4. 来訪者への対応
5. 地域コミュニティとの関わり

## (ii) 包括的保存管理体制

45 件の構成資産からなるシリアル・プロパティである本資産及びその周辺環境は、推薦を行う以前から、関係法令等を所管する行政機関、地域住民、資産の所有者、関係団体等によって適切に保全されてきた。

さらに世界遺産登録を契機として、これらの関係者が、資産の現状把握や課題の共有、さらに対応策の検討及びそれらの実施結果の評価等に関して、連携した取組を進めていくため、包括的保存管理体制を新たに構築したところである。

包括的保存管理体制の構築にかかる基本的な方針は下記の 3 点である。

- a) 関係法令等に則ること
- b) 学術的な知見を取り入れられようようにすること
- c) 地域社会と連携すること

包括的保存管理体制について、資産の経過観察を実施し、資産の保存管理及びその周辺環境の保全に関して、宮内庁を含む資産所有者が連絡調整及び協議を行う場として、2018 年に大阪府が中心となって「百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産協議会」（以下、「協議会」という。）を設置した。

協議会の中には、「作業部会」を置き、協議会の円滑な運営にかかる情報収集、現状把握、進捗管理等の実務的な調整を行う。

さらに、イコモス会員を含む学識経験者、その他有識者からなる「百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産学術委員会」（以下、「学術委員会」という。）を設置し、学術的見地からの助言を求めるための専門機関として位置づける。

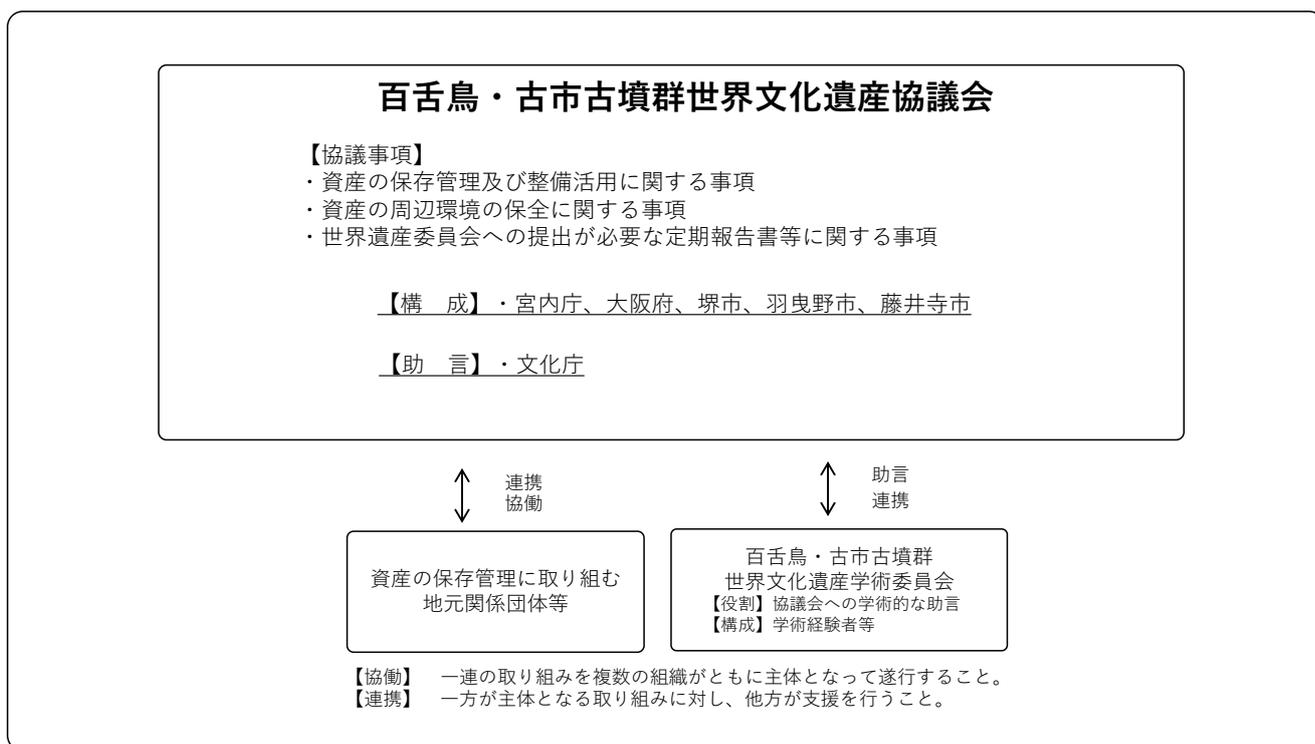


図 5-9 包括的保存管理体制図

### 包括的保存管理体制における各構成員の役割

協議会を構成する構成員とその他団体の役割は以下の通りである。

#### (a) 宮内庁

- ・ 国有財産法に基づき自ら陵墓の管理を行う。
- ・ 文化庁及び協議会において中心的な役割を担う大阪府と連携しつつ、資産の保護に資するよう協議会に情報提供を行う。

#### (b) 大阪府

- ・ 所管する条例等の適切な運用を行うとともに、国、関係市、関係団体と連携して資産の保存管理及びその周辺環境の保全に関する現況及び課題の把握を行い、課題解決のために広域にわたって必要とされる施策を実施する。

## (c) 関係市（堺市・羽曳野市・藤井寺市）

- ・ 所管する条例等の適切な運用を行うとともに、大阪府、地域住民等と連携しつつ、資産の保存管理及びその周辺環境の保全に必要な施策を実施する。

## (d) 文化庁

- ・ 文化遺産の保護について国の機関として中心的な役割を担う官庁であることから、宮内庁や協議会において中心的な役割を担う大阪府と連携しつつ、資産の保存管理及びその周辺環境の保全に係る重要事項及び世界遺産委員会への提出が必要な資産の保存管理状況の定期報告書の準備等について、適宜連絡調整又は協議を行う。
- ・ 国内外の世界文化遺産の保護に関する情報収集に努め、資産の保護に資するよう協議会に情報提供を行う。
- ・ 文化財保護法に基づき、構成資産に含まれる史跡の所有者に対し、文化財の維持のための修理・復旧又は現状変更及び保存に影響を及ぼす行為を行う場合に、指導を行う。

## (e) 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産学術委員会

- ・ 学術的、専門的な観点から資産の保存管理及びその周辺環境の保全について助言を行う。
- ・ 大学、研究機関及び日本イコモス国内委員会の研究者・専門家から構成される。

## 5.f 財源及び財政的水準

陵墓である構成資産の管理は、宮内庁が行っており、その経費は国費によって賄われている。一方、史跡に指定されている構成資産の管理は、各自治体及び民間所有者が行っている。

各自治体を実施する保護・管理・整備の事業に対し、国が必要に応じて経費の50%の補助金を交付する。

また、民有地にある構成資産について、所有者の意向や保存管理上の必要性により、公有化を進める場合にも、国が必要に応じて経費の80%の補助金を交付する。

## 5.g 保全及び保存管理の技術における専門的知識及び研修

構成資産を保存管理する宮内庁及び各自治体は、それぞれの組織内に文化財の保存・管理技術をもつ専門職員を配置している。外部専門家による助言や指導も受け、その保存・管理技術は高い水準が保持されている。さらに宮内庁及び各自治体は、調査研究成果に基づく資産の保存や修復についてのお互いの知見を共有し、その専門的知識の向上に努めている。

日常的な維持管理については、陵墓においては宮内庁の陵墓監区事務所の職員が行っており、史跡においては関係市及び民間所有者が行っているほか、大阪府教育庁から委嘱された文化財愛護推進委員<sup>1</sup>が文化財愛護思想の普及啓発と監視、防災等の地域活動を実施することにより、これを補助している。

1. 文化財愛護推進委員：郷土史研究者、小中高校の校長退職者、地元の神職・住職、市観光ボランティアなど文化財保護に意欲のある民間人を大阪府教育委員会が選任

また、地域住民による資産の清掃も行われているほか、構成資産を含む地域の文化財のガイドや歴史教室の開催等により広く一般にも専門的知識や研修の機会が提供されている。

## 5.h 来訪者の施設と基盤施設

### (i) 情報伝達及び活用のための施設の整備

現在、各自治体では、百舌鳥エリアの堺市博物館（堺市）、古市エリアの陵南の森総合センター（羽曳野市）及びアイセル・シュラホール（藤井寺市）などの博物館・ガイドンス施設において、百舌鳥・古市古墳群をはじめとする地元の歴史文化に関する展示を実施している。また、古市エリアから南東約10kmの場所にある大阪府立近つ飛鳥博物館は、古墳と古墳時代に関する専門博物館であり、資産周辺の施設と連携した展示を行っている。

各施設においては、構成資産から出土した遺物についても、必要に応じて修復・保存処理を実施したうえで適切な展示公開を行うことで、来訪者に対し、総合的な情報を提供し、資産の価値の理解に役立てている。

世界遺産登録を契機として、「百舌鳥・古市古墳群のOUVの伝達」「個別構成資産の紹介」「古墳時代の背景知識の紹介」「構成資産の展望場所」を柱にすえて、施設相互の役割分担の明確化といっそうの連携を図ることにより、資産総体の価値をより効果的、適切に情報提供することとしている（表5-6）。

なお、新たな施設の設置や既存施設の改修を行う場合は、資産に対する景観上の影響も十分考慮しつつ、来訪者に対する情報提供及び便益の機能を充足できるよう、適切な位置・規模・意匠の検討を行う。

このような施設整備の一環として、現在堺市では、来訪者に資産の世界遺産としての価値を知ってもらうためのガイドンス施設設置を計画している。計画予定地は、仁徳天皇陵古墳[2-1]の西側に近接し、緩衝地帯内に位置することから、資産及び周辺環境に対する影響評価を行い、その結果を踏まえて検討を進めることとしている。

表 5-6 資産価値の伝達に関する公開・活用施設の今後の役割分担

|        | 主な役割            | 名称                    | 所在地         | 機能   |
|--------|-----------------|-----------------------|-------------|--|
| 百舌鳥エリア | OUV 伝達のためのガイダンス | 百舌鳥古墳群ガイダンス施設（計画）     | 堺市          | - 世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」／百舌鳥エリアの古墳を中心としたガイダンス<br>- 構成資産以外の古墳も含めた百舌鳥エリア全体のガイダンス      |
|        | 背景知識の紹介         | 堺市博物館                 | 堺市          | - 百舌鳥・古市古墳群に関する基本情報の提供<br>- 堺市の歴史全般・民俗・芸能の展示                                 |
|        | 構成資産等の展望        | 堺市役所 21 階展望ロビー        | 堺市          | - 百舌鳥三陵の展望場所<br>- 百舌鳥エリア資産周遊情報の提供  |
|        |                 | 履中天皇陵古墳ビュースポット        | 堺市          | - 履中天皇陵古墳の展望場所   |
|        |                 | みくにん広場                | 堺市          | - 仁徳天皇陵古墳の展望場所   |
| 古市エリア  | OUV 伝達のためのガイダンス | 羽曳野市文化財展示室            | 羽曳野市        | - 古市エリアの古墳出土遺物の展示<br>- 個別構成資産・墓山古墳のガイダンス                                     |
|        |                 | アイセルシュラホール            | 藤井寺市        | - 世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」／古市エリアの古墳を中心としたガイダンス<br>- 古市エリアの古墳出土遺物の展示<br>- 藤井寺市の歴史全般の紹介 |
|        |                 | 西名阪高架下ガイダンス施設（計画）     | 藤井寺市        | - 世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」のガイダンス  |
|        | 個別構成資産のガイダンス    | 時とみどりの交流館（峰塚公園管理棟）    | 羽曳野市        | - 個別構成資産・峯ヶ塚古墳のガイダンス   |
|        |                 | 茶山グランド管理棟             | 羽曳野市        | - 個別構成資産・応神天皇陵古墳のガイダンス   |
|        |                 | 史跡城山古墳ガイダンス棟「まほらしろやま」 | 藤井寺市        | - 個別構成資産・津堂城山古墳のガイダンス  |
|        | 背景知識の紹介         | 陵南の森総合センター            | 羽曳野市        | - 羽曳野市の歴史全般の紹介   |
|        |                 | 藤井寺市立図書館              | 藤井寺市        | - 古市エリアの古墳出土遺物の展示<br>- 古墳時代にかかる基本情報の提供                                       |
|        | 構成資産等の展望        | 羽曳野市役所展望室（計画）         | 羽曳野市        | - 応神天皇陵古墳の展望場所   |
|        | 周辺              | 背景知識の紹介               | 大阪府立近つ飛鳥博物館 | 河南町  |

## (ii) 便益施設の設置と周知

構成資産は、百舌鳥と古市の2か所のエリアに分かれて所在しており、各エリア内において4 km 四方の範囲に分布している。両エリアには、大阪市内から公共交通機関で容易にアクセスできる（図 5-10 参照）。既存の公開・活用施設や駅、駐車場・トイレ等の便益施設の位置は図 5-11、図 5-12 に示すとおりである。

各自治体が協同し、エリア外からのアクセス方法やエリア内の推奨周遊ルートを紹介するウォーキングマップ、サイクリングガイドを作成している。これらは、ウェブサイトや観光案内所で情報提供されており、来訪者の徒歩や自転車による構成資産の周遊に際して活用されている。

百舌鳥・古市の両エリアは約 10km 離れており、両者を直接結ぶ公共交通機関はないものの、両エリアは大阪市内を起点とする複数の鉄道で結ばれており、エリア間の移動は 40 分程度と比較的容易である。さらに現在、関係市のうちの一つがは両エリアを直接結ぶシャトルバスを試行的に運行しており、需要を見定めた上で今後の運行について検討する。

資産に関する案内や、問い合わせの受付は、管理者が個別に担っている。さらに来訪者の利便性を図るため、来訪者のニーズに合わせた見学コースの設定と、駐車場やトイレ等の便益施設の整備が必要である。

これらとともに、エリア外からのアクセス方法（近畿各地の他資産・新幹線の駅や空港・大阪府内各所）、両エリアの周辺に所在する宿泊施設に関する情報を総合的に提供するための来訪者受入れの共通方針を定めたところである。

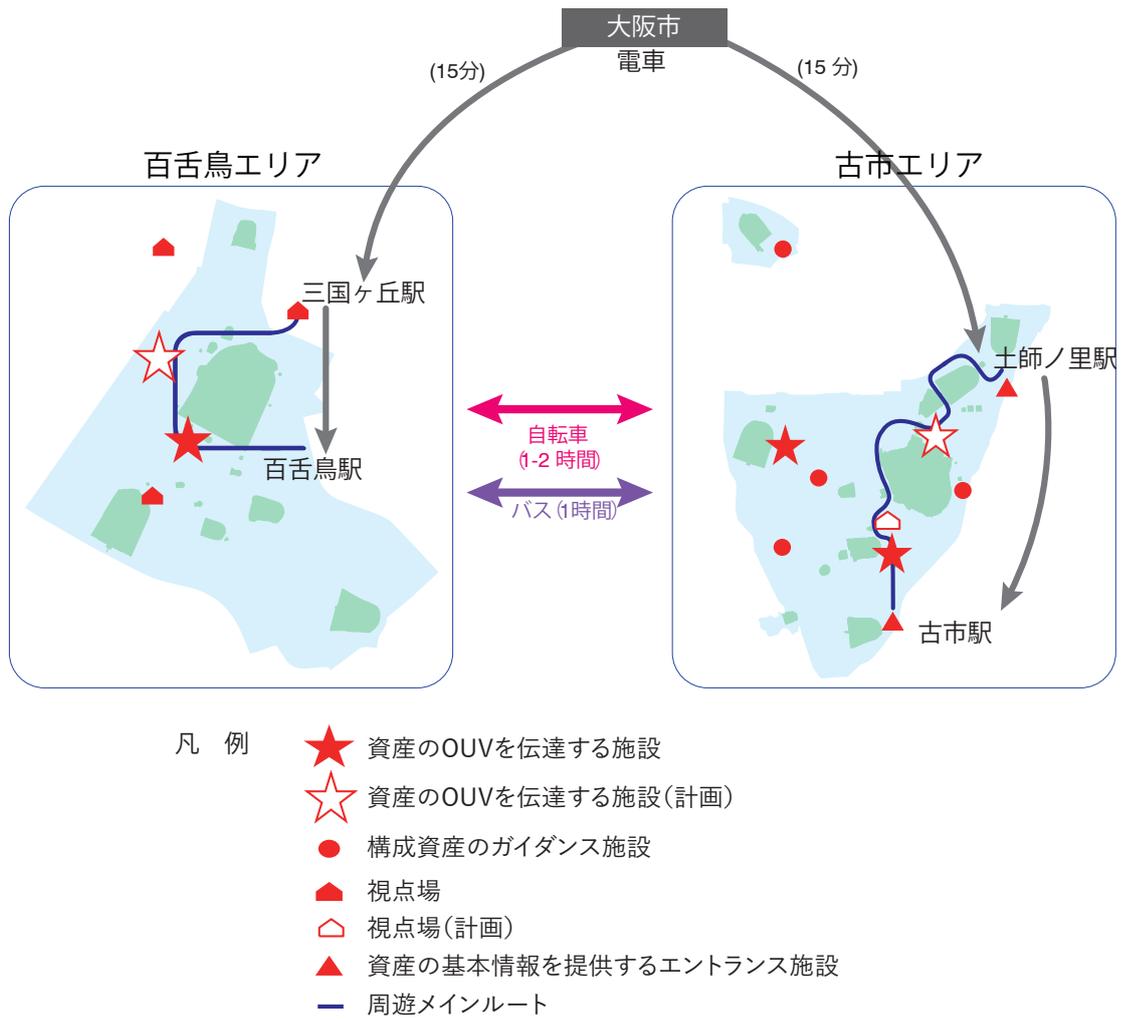


図 5-10 大阪市内から両エリアへのアクセス

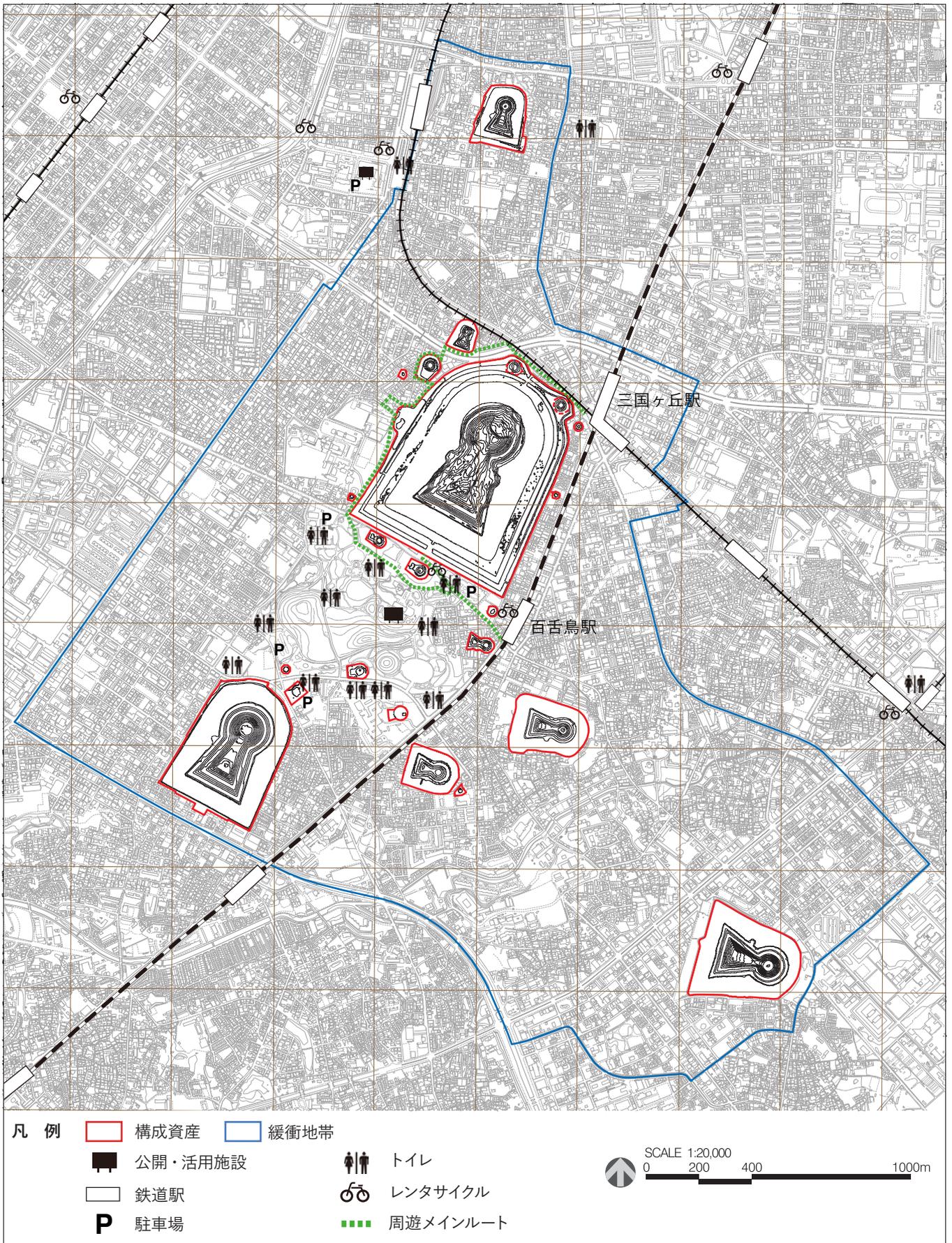


図 5-11 公開・活用施設及び来訪者のための便益施設配置図（百舌鳥エリア）

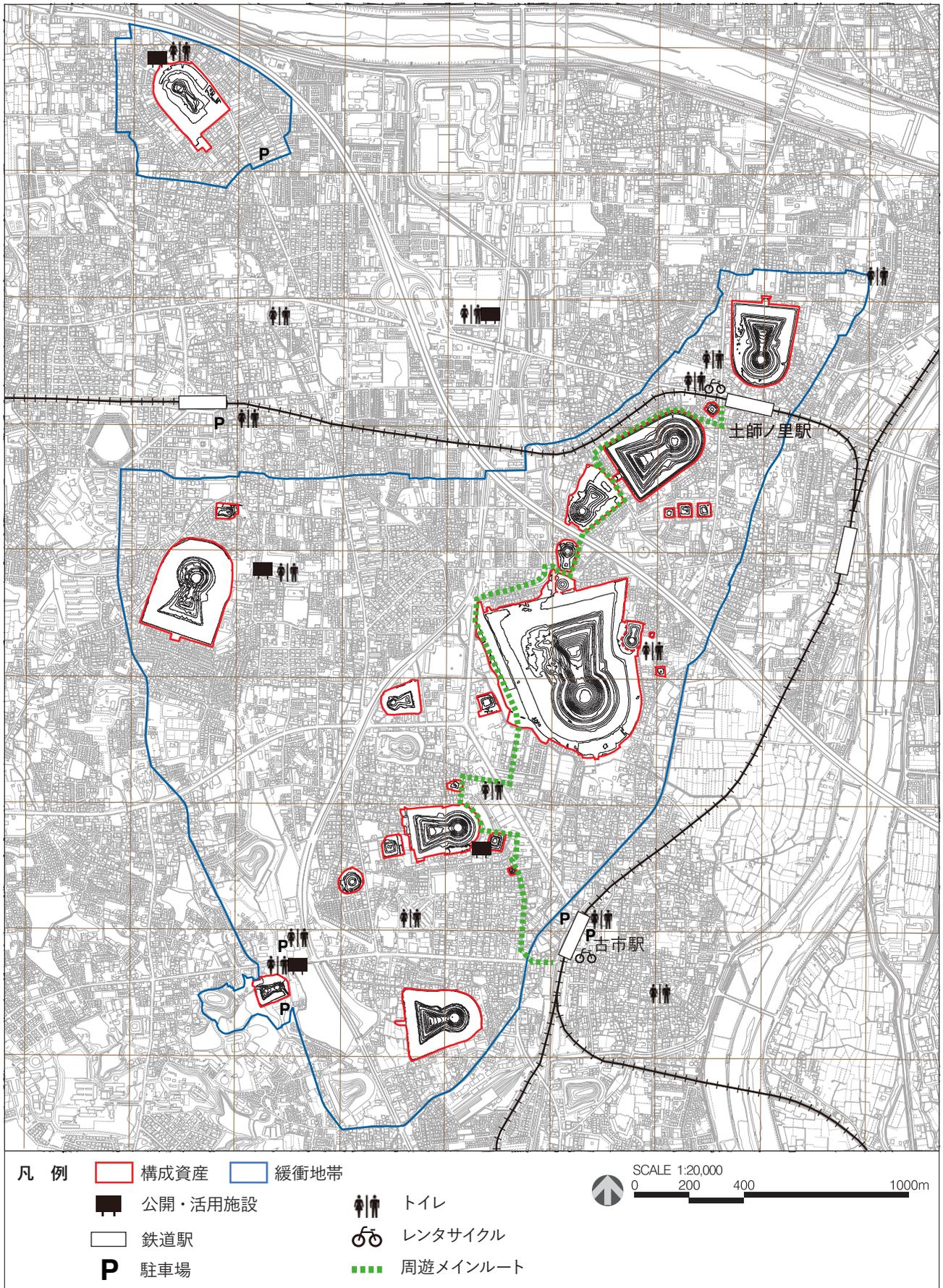


図 5-12 公開・活用施設及び来訪者のための便益施設配置図(古市エリア)

## 5.i 資産の整備・活用に関する方針・計画

構成資産である陵墓及び史跡それぞれの性格をふまえつつ、資産の顕著な普遍的価値をわかりやすく解説するため、保護の状況に従って資産の整備を適切に実施する必要がある。あわせて来訪者受入れのための情報提供や便益施設整備等についても取組を進めていく。

### 資産の保全・整備

資産の整備は、保存上必要な措置として実施することが前提であり、これに当てはまらない現状変更は認められない。墳丘保全のための工事等は、遺構の現状維持を原則としつつ、(復元的整備が必要となる場合でも)可逆性のある工法を取ることを共通の方針とする。

さらに、5.e「資産の保存管理計画又はその他の保存管理体制」で記述した「史跡保存管理計画」及び「史跡整備基本計画」(2018年3月策定)において、整備と公開活用にかかる基本方針及び史跡に指定されている各構成資産の具体的な整備方針を示すこととしている。これらの計画は、学識経験者で組織された委員会の検討に基づいて策定されるものであり、保存上必要な整備を施すことを全体方針としつつ、価値を分かりやすく伝達するための措置についても必要最低限の範囲において、実施を認めることとしている。(付属資料 1.a「包括的保存管理計画」第4章 4-1-(1)b 参照)

### 来訪者受入れのための取組

資産全般及びその周辺を含めた問題として、世界遺産一覧表への記載を契機に来訪者が増加することが予想される場所である。各自治体は、これによって資産の顕著な普遍的価値に負の影響が及ぶことのないよう、適切な来訪者の管理を図ることとし、包括的な取組の方向性をまとめた「百舌鳥・古市古墳群を活用した地域活性化ビジョン」(2015年)を策定した。「ビジョン」では、地域で守り伝えられてきた古墳群の価値を次世代へ引き継いでいくことを目的とした、景観形成および資産の

保存活用を検討している。また、来訪者が資産に親しみを感じられるよう、まちづくりの基本方針・地域活性化に向けた施策を示している。

各自治体は、当該ビジョンに基づいて行う来訪者対策や地域コミュニティとの連携の取組を進めていく上で、どのような課題があるかを整理し、抽出された課題への対応策の検討を行い、周遊ルート設定等実施可能なものから着手している。(表 5-7、付属資料 1a「包括的保存管理計画」第 4 章 4-4、4-5 及び第 5 章参照)

来訪者への情報発信については、資産に関する情報へのアクセスを容易とする手段や、顕著な普遍的価値の理解を深めることを可能とする発信内容の充実化を図る。各公開活用施設における来館者への情報提供についても、各施設の役割を整理し、施設間の連携によって一層効果的に資産の顕著な普遍的価値を普及していく。

また、現地での来訪者対策については、資産が所在する地域が地域住民の生活域と重なっていることを踏まえ、来訪者の安全かつ快適な周遊と地域住民の住環境の保全の両立を念頭に置いて各自治体が表 5-7 に示す取組を進めている。

### 地域コミュニティとの関わり

さらに、資産を確実に次世代に継承していくためには、地域の住民や地元民間企業などが資産の保存管理や周辺環境の保全に参画することが重要であり、住民の理解を促進し、古墳が地域のアイデンティティの一部となるよう働きかけていくことが必要である。このため、関係市は、学校教育や社会教育において地域に根ざした古墳の価値を学習する機会を増やし、民間団体が実施する文化財のガイドボランティアの活動や歴史教室、まちづくり活動などを積極的に支援している。

表 5-7 資産の整備・活用に関する課題と対応

| 課題                | 資産共通の対応策                  | 具体的な取組み                 | 事業概要  |                                 |
|-------------------|---------------------------|-------------------------|---|---------------------------------|
| 顕著な普遍的価値の理解の向上    | 情報提供の向上                   | 講演会・見学会等の開催             | 講演会や見学会を通して資産の価値を伝える                              |                                 |
|                   |                           | ホームページの活用               | ホームページを活用し、顕著な普遍的価値を正確に幅広く伝えていく                   |                                 |
|                   |                           | 解説ガイドブック・パンフレット等の発行     | 多様なパンフレットやガイドブックを見学者に応じて配布する                      |                                 |
|                   | 情報伝達及び活用のための施設の整備         | 情報伝達及び活用のための施設の整備       |   | ガイダンス施設の役割分担を元に計画、整備し、施設間の連携を図る |
|                   |                           |                         |   | 資産の解説及び資産の保護のための注意喚起及び示唆の解説を行う  |
|                   | 解説ガイドシステムの充実              | ガイドの養成                  |   | 正確な資産の価値を伝達するためにガイドを養成する        |
| 外国語パンフレット等の発行     |                           |                         | 海外からの来訪者にも対応し、使用言語に応じたパンフレット等を配布する                |                                 |
| 来訪者への便益の提供        | 来訪者窓口の設置                  | 窓口の開設・誘導                | 来訪者の利便性を図り、効率的な受け入れを進めるために窓口を一元化し、地元自治体に設ける       |                                 |
|                   | モデルコースの提示                 | 適切な見学コースの設置・周知          | 交通手段・来訪目的・滞在時間等に応じて資産を見学できるようにモデルコースを設定し、その周知を図る  |                                 |
|                   |                           | 誘導サインの設置                | モデルコースに誘導サインを設置する                                 |                                 |
|                   | 便益施設の設置と周知                | 景観に配慮した便益施設の設置          | 駐車場、トイレ等を設置する                                     |                                 |
| 適切な来訪者受け入れの枠組みの構築 | 来訪者受け入れ体制の構築              | 来訪者受け入れにかかる取組方針の検討      | 地域活性化ビジョンに基づき、来訪者の受け入れが円滑に進むように取組方針を検討し、事業の具体化を図る |                                 |
|                   | 来訪者の見学マナーの向上、地元の受け入れ心得の周知 | 来訪者の見学マナー、地元の受け入れ心構えの向上 | 資産見学にふさわしい来訪者マナーの周知、来訪者受け入れの意識向上について、周知・醸成を図る     |                                 |
|                   | 資産への適切な来訪者の受け入れ対応         | 来訪者数の把握                 | 公開資産への負の影響を防ぐ保護措置等の整備を実施するため、来訪者数を把握する            |                                 |

| 課題                         | 資産共通の対応策     | 具体的な取組み          | 事業概要                            |
|----------------------------|--------------|------------------|---------------------------------|
| 地域アイデンティティのよりどころとしての資産の活用上 | 生涯学習機会の向上    | 市民向け講座の開催        | 地域の催しなどに自治体職員が出向き、資産に関わる講座を開催する |
|                            | 児童・生徒向け教育の促進 | 児童・生徒向けガイドブックの作成 | 副教材やガイドブックを作成し、各学校に配布する         |
| 人々の交流の促進                   | 民間支援団体の活動の促進 | 民間支援団体活動への支援     | 自治体や協議会との交流を促進し、協働や連携を深める       |
|                            | 地域住民活動への支援   | 地域住民活動への協力       | 地域住民の活動に文化財専門職員を派遣するなどの支援を行う    |

## 5.j 人的措置と専門性

資産を確実に保存管理するため、宮内庁及び各自治体は、考古学、歴史学、建築学の知識を持ち、豊富な経験を有する専門職員及び技術者を配置している。また、外部専門家の意見も取り入れながら調査・研究を行い、資産の保存管理を実施しているほか、展示・解説にも取り組んでいる。

本資産に含まれる陵墓については、宮内庁が全国に5か所配置している陵墓監区事務所のうち、古市陵墓監区事務所の職員が管理にあっている。

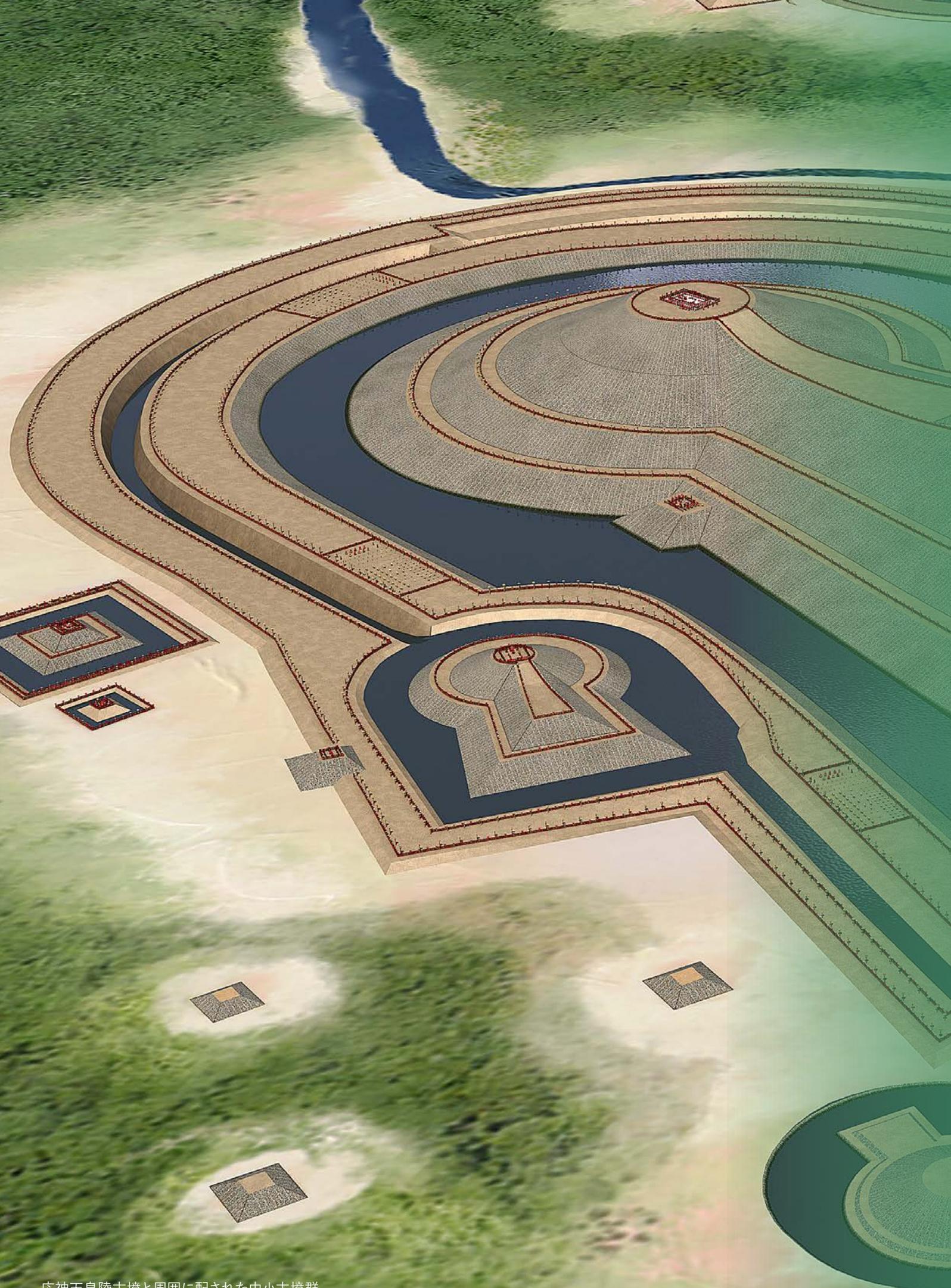
史跡については、大阪府教育庁が文化財愛護推進委員を委嘱し、定期的に文化財を巡回・点検し、保護に対する助言を行っている。大阪府教育庁はこの助言に基づき、民間所有者や関係市町に対して文化財の保存管理に関して技術的支援を行っている。

その他、資産の清掃等日常的な維持管理については行政のみならず、地域住民によっても実施されており、関係者が協働し、一体となって取組を行っている。

表 5-8 資産の保存管理に直接携わる行政組織

| 組織   | 部局                  | 人員(人) |
|------|---------------------|-------|
| 宮内庁  | 陵墓の調査・管理部局          | 計 33  |
| 大阪府  | 文化財・景観・世界遺産登録推進関連部局 | 計 24  |
| 堺市   | 文化財・景観・世界遺産登録推進関連部局 | 計 28  |
| 羽曳野市 | 文化財・景観・世界遺産登録推進関連部局 | 計 15  |
| 藤井寺市 | 文化財・景観・世界遺産登録推進関連部局 | 計 11  |





応神天皇陵古墳と周囲に配された中小古墳群  
復元イメージ（西より見る）

# 第6章

## モニタリング

- 6.a 保存状況を計測するための主たる指標
- 6.b 資産の経過観察のための行政上の体制
- 6.c 以前の保全状況報告の成果



# 6. モニタリング

## 6.a 保全状況を計測するための主たる指標

構成資産及び緩衝地帯について、顕著な普遍的価値の確実な保持、修理又は復旧、維持管理、防止および危機管理に関する体制の充実及び技術の向上を目的として、4章に掲げた保全状況及び資産全体に与える影響に対し定期的に経過観察を実施する。

経過観察にあたって、4.b「資産に与える要因」で整理した潜在的脅威に対し、以下の3つの観点の下、観察指標を設定する。

1) 推薦書「第3章 記載のための価値証明」に記された、顕著な普遍的価値（165頁）並びに価値を伝達するための属性（176頁）と真実性（179頁）及び完全性（177頁）が維持されているか。

2) 推薦書「第4章 保全状況と資産に与える影響」に記された、潜在的脅威（開発圧力・環境圧力・自然災害・来訪者）（249-252頁）が資産にどのような影響を与えた（ている）か。

3) 推薦書「第5章 資産の保護と管理」に記された、資産の保護、緩衝地帯の保全、資産の公開・活用に関する取組みが適切に機能しているか。

具体的な観察項目、指標測定の内容等は表6-1の通りである。

表 6-1 観察指標と測定方法

| 項目                   | 指標                          | 測定の内容・方法  |
|----------------------|-----------------------------|---|
| I. OUV を伝達する属性の保護・管理 | I-1. 属性 a)<br>密集した多様な古墳     | - 古墳周辺及び墳丘上から周囲への眺望の把握 (II-3,4,III-1,3)<br>- 密集した古墳群が所在する市街地景観を乱す阻害要因の把握 (III-1,2)<br>- 古墳の見え方に影響を与える地形改変に関する把握 (III-1)<br>- 街並み景観の改善・変化の把握 (III-1,2)   |
|                      | I-2. 属性 b)<br>4つの標準化された型式   | - 古墳周辺から墳丘への眺望の把握 (II-1,2,III-1)<br>- 墳丘の崩壊、変形状況の把握・記録 (II-1 ~ 4,V-1)<br>- 墳丘上の樹木の状態とその管理状況の把握 (II-3,IV-2)  |
|                      | I-3. 属性 c)<br>入念で独特な葬送儀礼の証左 | - 墳丘上から周囲への眺望の把握 (II-3,4,III-3)<br>- 墳丘上の整備のあり方の把握 (II-1,3,4)<br>- 墳丘の崩壊、変形状況の把握・記録 (II-1 ~ 4,V-1,VI-8)<br>- 墳丘内外の遺構・遺物 (埴輪や葺石を含む)の保存状態の把握・記録 (II-1 ~ 4)<br>- 被害等対策のための基礎情報の把握 (II-2,3,IV-2,3,VI-8) |

| 項目           | 指標                       | 測定の内容・方法  | 周期 | 記録組織<br>(モニタリング機関) |
|--------------|--------------------------|---|----|--------------------|
| II. 資産の保護・管理 | II-1.<br>現状変更等件数及び内容     | 文化財保護法に基づく発掘通知、史跡の現状変更許可申請等の件数とその内容を把握する。   | 毎年 | 市                  |
|              | II-2.<br>き損件数及び内容        | 資産のき損件数と内容を把握する。  | 毎年 | 市<br>宮内庁           |
|              | II-3.<br>遺構の状況           | 来訪者数増加や自然災害等による墳丘の土砂流出、濠水による墳丘裾の洗掘、樹木の立ち枯れなどによる遺構変化を把握するため巡回を行い、写真等の記録を行う。また、巡回以外にも定点観測を行い、写真等により変化を把握する。 | 随時 | 市<br>宮内庁           |
|              | II-4.<br>調査研究にかかる報告書の発刊数 | 構成資産に関わる調査の報告や研究成果を掲載した報告書、紀要等の論旨と発刊数を把握する。   | 毎年 | 府<br>市<br>宮内庁      |
| III. 開発の圧力   | III-1.<br>資産周辺の開発の申請     | 各種法令に基づく申請許可及びその内容を記録する。  | 毎年 | 市                  |
|              | III-2.<br>景観を阻害する要因の観察   | 主たる景観阻害要因である既存不適格建築物の是正状況を把握する  | 毎年 | 市                  |
|              | III-3.<br>景観の定点観測        | 来訪者のための展望場所及び立ち入りできる墳丘上からの眺望景観の阻害要因の把握  | 毎年 | 市                  |

| 項目           | 指標                       | 測定の内容・方法   | 周期 | 記録組織<br>(モニタリング機関) |
|--------------|--------------------------|--|----|--------------------|
| IV. 環境の圧力    | IV-1.<br>気候変動            | 資産周辺地域での年間降水量を把握し、局所的豪雨の発生状況を記録する。                       | 毎年 | 市<br>宮内庁           |
|              | IV-2.<br>樹木の異常繁茂の状況      | 巡回及び写真等による定点観察により、資産での植物の異常繁茂及び枯損木の状況等を把握する。             |    |                    |
|              | IV-3.<br>鳥獣の営巣活動等の状況     | 資産での鳥獣の出没状況や、営巣、掘削、糞害等による影響について聞き取り調査を行い、把握する。           |    |                    |
| V. 自然災害と危機管理 | V-1.<br>風水害・地震・火災時の遺構の状況 | 自然災害発生時の遺構の毀損、崩壊状況の観察、把握する。                              | 毎年 | 市<br>宮内庁           |
| VI. 来訪者への対応  | VI-1.<br>講演会・見学会等の開催数    | 構成資産に関する講演会、資産内における調査の見学会等の開催数を把握する。                     | 毎年 | 府<br>市<br>宮内庁      |
|              | VI-2.<br>ホームページの閲覧数      | 事務局が運営する世界遺産公式ホームページ及び各自治体等が解説している資産に関するホームページの閲覧数を把握する。 | 毎年 | 府・市                |
|              | VI-3.<br>解説資料等の発行部数      | 資産解説のためのガイドブック、パンフレット等の発行部数を把握する。                        | 毎年 | 府・市                |
|              | VI-4.<br>ガイド養成のための研修回数   | 地元のボランティアガイド向けに実施した研修の回数を把握する。                           | 毎年 | 市                  |
|              | VI-5.<br>ガイダンス施設の整備状況    | 施設の役割分担に応じた整備状況を把握する。                                    | 毎年 | 市                  |
|              | VI-6.<br>案内板等設置計画の策定と実施  | 案内板等設置に関する事業計画の実施状況を把握する。                                | 毎年 | 市                  |
|              | VI-7.<br>便益施設の配置状況       | 資産の周辺地域において、トイレについては配置状況、駐車場については配置状況と受入可能台数を把握する。       | 毎年 | 市                  |
|              | VI-8.<br>来訪者数            | 資産への来訪者数を把握する。   | 毎年 | 市                  |

## 6.b 資産の経過観察のための行政上の体制

『世界遺産条約履行のための作業指針』に基づく定期報告を含む経過観察については、資産の所有者である宮内庁・大阪府・堺市・羽曳野市・藤井寺市が中心となり、文化庁の助言の下に行う。

経過観察は表 6-2 に示す担当組織によって実施し、記録作成を行う。また、観測結果は構成資産の所有者によって構成される「百舌鳥・古市古墳群世界遺産協議会」（詳細は、[付属資料 1.a 「包括的保存管理計画」](#) 第7章、7-1-(2) 参照) において分析し、必要な対応の方向性について協議した上で、各担当組織によって適切な対策を実施するものとする。

表 6-2 モニタリング体制

| 分担       | 管轄区域             | 担当組織   |
|----------|------------------|--|
| 管理及び情報収集 | 資産（史跡）<br>及び緩衝地帯 | <b>組織名称及び組織代表：</b><br>大阪府 知事<br>堺市 市長<br>羽曳野市 市長<br>藤井寺市 市長<br><br><b>担当課及び担当責任者：</b><br>大阪府 府民文化部都市魅力創造局 魅力づくり推進課 課長<br>教育庁 文化財保護課 課長<br>住宅まちづくり部 建築企画課 課長<br><br>堺市 文化観光局 世界文化遺産推進室 室長<br>文化庁 文化財課 課長<br>建築都市局 都市計画部 都市景観室 室長<br><br>羽曳野市 市長公室 世界文化遺産推進室 室長<br>教育委員会事務局 生涯学習室 課長<br>都市開発部 都市計画課 課長<br><br>藤井寺市 政策企画部 世界遺産登録推進室 室長<br>教育委員会事務局教育部 文化財保護課 課長<br>都市整備部 都市計画課 課長 |
|          | 資産<br>(陵墓)       | <b>組織名称：</b> 宮内庁<br><b>組織代表：</b> 宮内庁長官<br><b>担当課及び担当責任者：</b> 書陵部陵墓課 課長<br>古市陵墓監区事務所 所長   |
| 助言及び情報提供 | 資産及び<br>緩衝地帯     | <b>組織名称：</b> 文化庁<br><b>組織代表：</b> 文化庁長官<br><b>担当課及び担当責任者：</b> 文化財部記念物課 課長   |

## 6.c 以前の保全状況報告の成果

経過観察に必要とされる諸事項に関する現時点及び過去における資料は下記のとおりである。その他、既往の調査及び修理・整備については、付属資料 3.d「調査履歴一覧」及び 4.b「修理・整備履歴一覧」にまとめている。

- ・堺市教育委員会 2015『国指定史跡百舌鳥古墳群保存管理計画』
- ・羽曳野市教育委員会・藤井寺市教育委員会 2014『国史跡古市古墳群保存管理計画』



前方後田境の円丘墳頂の埴輪配置の復元イメージ

# 第7章

## 資料

- 7.a 写真・スライド・画像一覧
- 7.b 保護のための指定に関する文書、管理計画写し又は管理体制の解説及び関連諸計画（抜粋）の写し
- 7.c 資産関連資料
- 7.d 資料の管理機関とその所在地
- 7.e 参考文献一覧



# 7. 資料

## 7.a 写真・スライド・画像一覧

表 7-1 写真・スライド・画像一覧表

| NO.          | フォーマット | 標題                                | 撮影年月         | 撮影者・映像制作者                      | 著作権保持者   | 著作権者連絡先<br>(詳細は P.320-321 参照)  | 非排他的権利譲渡 | Web公開 |
|--------------|--------|-----------------------------------|--------------|--------------------------------|--|--------------------------------|----------|-------|
| 写真 2-1       | 電子データ  | 百舌鳥エリア<br>航空写真(北西から)              | 2011年<br>8月  | 堺市                             | 堺市   | 堺市世界文化遺産推進室                    | 可        | 可     |
| 写真 2-2       | 電子データ  | 古市エリア<br>航空写真(南西から)               | 2008年<br>1月  | 堺市                             | 堺市   | 堺市世界文化遺産推進室                    | 可        | 可     |
| 写真 2-3       | 電子データ  | 墳頂部から掘り込んだ<br>竪穴式石室と長持形石棺<br>(模型) | 2017年<br>11月 | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部<br>会議事務局 | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部<br>会議事務局/<br>大阪府立近つ飛鳥博物館所蔵 | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部<br>会議事務局 | 可        | 可     |
| 写真 2-4<br>左  | 電子データ  | 副葬品<br>野中古墳出土甲冑                   | 2013年        | 大阪大学考古学研究室                     | 大阪大学考古学研究室/<br>大阪大学考古学研究室所蔵                      | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部<br>会議事務局 | 不可       | 可     |
| 写真 2-4<br>中上 | 電子データ  | 副葬品<br>峯ヶ塚古墳出土<br>ガラス玉            | 2002年        | 羽曳野市教育委員会                      | 羽曳野市教育委員会/<br>羽曳野市教育委員会所蔵                        | 羽曳野市教育委員会文化財保護課                | 可        | 可     |
| 写真 2-4<br>中下 | 電子データ  | 副葬品<br>峯ヶ塚古墳出土花形飾り<br>(スパンコール)    |              | 羽曳野市教育委員会                      | 羽曳野市教育委員会/<br>羽曳野市教育委員会所蔵                        | 羽曳野市教育委員会文化財保護課                | 可        | 可     |
| 写真 2-4<br>右  | 電子データ  | 副葬品<br>峯ヶ塚古墳出土<br>耳飾り             |              | 羽曳野市教育委員会                      | 羽曳野市教育委員会/<br>羽曳野市教育委員会所蔵                        | 羽曳野市教育委員会文化財保護課                | 可        | 可     |
| 写真 2-5       | 電子データ  | 資産全景<br>(百舌鳥：北から)                 | 2011年<br>8月  | 堺市                             | 堺市   | 堺市世界文化遺産推進室                    | 可        | 可     |
| 写真 2-6       | 電子データ  | 資産全景<br>(古市：北から)                  | 2009年<br>12月 | 堺市                             | 堺市   | 堺市世界文化遺産推進室                    | 可        | 可     |
| 写真 2-7       | 電子データ  | 御廟山古墳 [20]                        | 2014年<br>4月  | 保田紀元                           | 保田紀元   | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部<br>会議事務局 | 可        | 可     |
| 写真 2-8       | 電子データ  | 仲哀天皇陵古墳 [23]                      | 2014年<br>8月  | 保田紀元                           | 保田紀元   | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部<br>会議事務局 | 可        | 可     |
| 写真 2-9       | 電子データ  | ニサンザイ古墳 [21]                      | 2013年<br>12月 | 保田紀元                           | 保田紀元   | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部<br>会議事務局 | 可        | 可     |

| NO.              | フォーマット    | 標題                        | 撮影年月          | 撮影者・映像制作者 | 著作権保持者                   | 著作権者連絡先<br>(詳細は P.320-321 参照)      | 非排他的<br>権利譲渡 | Web<br>公開 |
|------------------|-----------|---------------------------|---------------|-----------|--------------------------|------------------------------------|--------------|-----------|
| 写真<br>2-10       | 電子<br>データ | 仲姫命陵古墳 [26]               | 2014 年<br>2 月 | 保田紀元      | 保田紀元                     | 百舌鳥・古市古墳群世界<br>文化遺産登録推進本部会<br>議事務局 | 可            | 可         |
| 写真<br>2-11       | 電子<br>データ | 百舌鳥エリア<br>航空写真<br>(南西から)  |               | 堺市        | 堺市                       | 堺市世界文化遺産推進室                        | 可            | 可         |
| 写真<br>2-12       | 電子<br>データ | 反正天皇陵古墳<br>(東から)          | 2007 年<br>8 月 | 堺市        | 堺市                       | 堺市世界文化遺産推進室                        | 可            | 可         |
| 写真<br>2-13       | 電子<br>データ | 仁徳天皇陵古墳<br>(南から)          | 2007 年<br>8 月 | 堺市        | 堺市                       | 堺市世界文化遺産推進室                        | 可            | 可         |
| 写真<br>2-14       | 電子<br>データ | 仁徳天皇陵古墳<br>(北東から)         |               | 堺市        | 堺市                       | 堺市世界文化遺産推進室                        | 可            | 可         |
| 写真<br>2-15       | 電子<br>データ | 仁徳天皇陵古墳<br>前方部竪穴式石槨<br>絵図 |               | 堺市        | 堺市 /<br>八王子市郷土資<br>料館所蔵  | 堺市世界文化遺産推進室                        | 不可           | 可         |
| 写真<br>2-16       | 電子<br>データ | 仁徳天皇陵古墳出土<br>短甲絵図         |               | 堺市        | 堺市 / 個人所蔵                | 堺市世界文化遺産推進室                        | 不可           | 可         |
| 写真<br>2-17<br>左上 | 電子<br>データ | 仁徳天皇陵古墳<br>出土遺物<br>巫女形埴輪  |               | 宮内庁書陵部    | 宮内庁書陵部 /<br>宮内庁書陵部所<br>蔵 | 百舌鳥・古市古墳群世界<br>文化遺産登録推進本部会<br>議事務局 | 不可           | 可         |
| 写真<br>2-17<br>左下 | 電子<br>データ | 仁徳天皇陵古墳<br>出土遺物<br>馬形埴輪   |               | 宮内庁書陵部    | 宮内庁書陵部 /<br>宮内庁書陵部所<br>蔵 | 百舌鳥・古市古墳群世界<br>文化遺産登録推進本部会<br>議事務局 | 不可           | 可         |
| 写真<br>2-17<br>右  | 電子<br>データ | 仁徳天皇陵古墳<br>出土遺物<br>須恵器甕   |               | 宮内庁書陵部    | 宮内庁書陵部 /<br>宮内庁書陵部所<br>蔵 | 百舌鳥・古市古墳群世界<br>文化遺産登録推進本部会<br>議事務局 | 不可           | 可         |
| 写真<br>2-18       | 電子<br>データ | 茶山古墳<br>(南東から)            | 2007 年<br>8 月 | 堺市        | 堺市                       | 堺市世界文化遺産推進室                        | 可            | 可         |
| 写真<br>2-19       | 電子<br>データ | 大安寺山古墳<br>(北東から)          | 2007 年<br>8 月 | 堺市        | 堺市                       | 堺市世界文化遺産推進室                        | 可            | 可         |
| 写真<br>2-20       | 電子<br>データ | 永山古墳<br>(東から)             | 2017 年<br>5 月 | 堺市        | 堺市                       | 堺市世界文化遺産推進室                        | 可            | 可         |
| 写真<br>2-21       | 電子<br>データ | 源右衛門山古墳<br>(北東から)         | 2007 年<br>8 月 | 堺市        | 堺市                       | 堺市世界文化遺産推進室                        | 可            | 可         |
| 写真<br>2-22       | 電子<br>データ | 塚廻古墳<br>(東から)             | 2007 年<br>8 月 | 堺市        | 堺市                       | 堺市世界文化遺産推進室                        | 可            | 可         |
| 写真<br>2-23<br>右  | 電子<br>データ | 塚廻古墳<br>出土玉類              |               | 宮内庁書陵部    | 宮内庁書陵部 /<br>宮内庁書陵部所<br>蔵 | 百舌鳥・古市古墳群世界<br>文化遺産登録推進本部会<br>議事務局 | 不可           | 可         |

| NO.             | フォーマット    | 標題                | 撮影年月           | 撮影者・映像制作者 | 著作権保持者               | 著作権者連絡先<br>(詳細は P.320-321 参照) | 非排他的権利譲渡 | Web公開 |
|-----------------|-----------|-------------------|----------------|-----------|----------------------|-------------------------------|----------|-------|
| 写真<br>2-23<br>中 | 電子<br>データ | 塚廻古墳<br>出土玉類      | 2010 年         | 堺市        | 堺市 /<br>宮内庁書陵部所蔵     | 堺市世界文化遺産推進室                   | 不可       | 可     |
| 写真<br>2-23<br>左 | 電子<br>データ | 塚廻古墳<br>出土玉類      | 2010 年         | 堺市        | 堺市 /<br>宮内庁書陵部所蔵     | 堺市世界文化遺産推進室                   | 不可       | 可     |
| 写真<br>2-24      | 電子<br>データ | 収塚古墳<br>(南西から)    | 2017 年<br>5 月  | 堺市        | 堺市                   | 堺市世界文化遺産推進室                   | 可        | 可     |
| 写真<br>2-25      | 電子<br>データ | 収塚古墳<br>円筒埴輪列検出状況 | 2008 年<br>10 月 | 堺市教育委員会   | 堺市教育委員会              | 堺市文化財課                        | 可        | 可     |
| 写真<br>2-26      | 電子<br>データ | 孫太夫山古墳<br>(南西から)  | 2007 年<br>8 月  | 堺市        | 堺市                   | 堺市世界文化遺産推進室                   | 可        | 可     |
| 写真<br>2-27      | 電子<br>データ | 竜佐山古墳<br>(南西から)   | 2007 年<br>8 月  | 堺市        | 堺市                   | 堺市世界文化遺産推進室                   | 可        | 可     |
| 写真<br>2-28      | 電子<br>データ | 銅亀山古墳<br>(南から)    | 2007 年<br>8 月  | 堺市        | 堺市                   | 堺市世界文化遺産推進室                   | 可        | 可     |
| 写真<br>2-29      | 電子<br>データ | 銅亀山古墳出土<br>円筒埴輪片  | 2015 年         | 堺市教育委員会   | 堺市教育委員会              | 堺市文化財課                        | 可        | 可     |
| 写真<br>2-30      | 電子<br>データ | 菰山塚古墳<br>(北西から)   | 2007 年<br>8 月  | 堺市        | 堺市                   | 堺市世界文化遺産推進室                   | 可        | 可     |
| 写真<br>2-31      | 電子<br>データ | 丸保山古墳<br>(北西から)   | 2007 年<br>8 月  | 堺市        | 堺市                   | 堺市世界文化遺産推進室                   | 可        | 可     |
| 写真<br>2-32      | 電子<br>データ | 長塚古墳<br>(西から)     | 2007 年<br>8 月  | 堺市        | 堺市                   | 堺市世界文化遺産推進室                   | 可        | 可     |
| 写真<br>2-33      | 電子<br>データ | 旗塚古墳<br>(北から)     | 2007 年<br>8 月  | 堺市        | 堺市                   | 堺市世界文化遺産推進室                   | 可        | 可     |
| 写真<br>2-34      | 電子<br>データ | 旗塚古墳出土<br>石見型埴輪片  | 2010 年         | 堺市教育委員会   | 堺市教育委員会              | 堺市文化財課                        | 可        | 可     |
| 写真<br>2-35      | 電子<br>データ | 旗塚古墳<br>円筒埴輪列検出状況 | 2009 年         | 堺市教育委員会   | 堺市教育委員会              | 堺市文化財課                        | 可        | 可     |
| 写真<br>2-36      | 電子<br>データ | 旗塚古墳<br>造り出し検出状況  | 2009 年         | 堺市教育委員会   | 堺市教育委員会              | 堺市文化財課                        | 可        | 可     |
| 写真<br>2-37      | 電子<br>データ | 銭塚古墳<br>(南から)     | 2017 年<br>5 月  | 堺市        | 堺市                   | 堺市世界文化遺産推進室                   | 可        | 可     |
| 写真<br>2-38      | 電子<br>データ | 銭塚古墳<br>出土円筒埴輪    | 2007 年<br>8 月  | 大阪府教育委員会  | 大阪府教育庁 /<br>大阪府教育庁所蔵 | 大阪府教育庁文化財保護課                  | 可        | 可     |
| 写真<br>2-39      | 電子<br>データ | 履中天皇陵古墳<br>(南西から) | 2009 年<br>12 月 | 堺市        | 堺市                   | 堺市世界文化遺産推進室                   | 可        | 可     |

| NO.        | フォーマット    | 標題                   | 撮影年月         | 撮影者・映像制作者                 | 著作権保持者                       | 著作権者連絡先<br>(詳細は P.320-321 参照)      | 非排他的権利譲渡 | Web公開 |
|------------|-----------|----------------------|--------------|---------------------------|------------------------------|------------------------------------|----------|-------|
| 写真<br>2-40 | 電子<br>データ | 履中天皇陵古墳<br>出土靱形埴輪片   | 2010年        | 堺市                        | 堺市/<br>宮内庁書陵部所蔵              | 堺市世界文化遺産推進室                        | 不可       | 可     |
| 写真<br>2-41 | 電子<br>データ | 寺山南山古墳<br>調査状況       | 2011年<br>3月  | 堺市教育委員会                   | 堺市教育委員会                      | 堺市文化財課                             | 可        | 可     |
| 写真<br>2-42 | 電子<br>データ | 寺山南山古墳<br>出土円筒埴輪     | 2011年        | 堺市教育委員会                   | 堺市教育委員会                      | 堺市文化財課                             | 可        | 可     |
| 写真<br>2-43 | 電子<br>データ | 寺山南山古墳<br>(南東から)     | 2015年<br>5月  | 堺市                        | 堺市                           | 堺市世界文化遺産推進室                        | 可        | 可     |
| 写真<br>2-44 | 電子<br>データ | 七観音古墳<br>(北東から)      | 2007年<br>8月  | 堺市                        | 堺市                           | 堺市世界文化遺産推進室                        | 可        | 可     |
| 写真<br>2-45 | 電子<br>データ | いたすけ古墳<br>出土冑形埴輪     |              | 堺市                        | 堺市/堺市所蔵                      | 堺市文化財課                             | 可        | 可     |
| 写真<br>2-46 | 電子<br>データ | いたすけ古墳出土<br>円筒埴輪片    |              | 大阪府立近つ飛<br>鳥博物館           | 大阪府立近つ飛<br>鳥博物館/堺市<br>所蔵     | 堺市文化財課                             | 可        | 可     |
| 写真<br>2-47 | 電子<br>データ | いたすけ古墳<br>(南から)      | 2007年<br>8月  | 堺市                        | 堺市                           | 堺市世界文化遺産推進室                        | 可        | 可     |
| 写真<br>2-48 | 電子<br>データ | 善右エ門山古墳<br>(北から)     | 2007年<br>8月  | 堺市                        | 堺市                           | 堺市世界文化遺産推進室                        | 可        | 可     |
| 写真<br>2-49 | 電子<br>データ | 善右エ門山古墳<br>調査状況      | 2001年<br>3月  | 堺市教育委員会                   | 堺市教育委員会                      | 堺市文化財課                             | 可        | 可     |
| 写真<br>2-50 | 電子<br>データ | 善右エ門山古墳<br>出土円筒埴輪    |              | 堺市教育委員会                   | 堺市教育委員会                      | 堺市文化財課                             | 可        | 可     |
| 写真<br>2-51 | 電子<br>データ | 御廟山古墳<br>(南東から)      | 2007年<br>8月  | 堺市                        | 堺市                           | 堺市世界文化遺産推進室                        | 可        | 可     |
| 写真<br>2-52 | 電子<br>データ | 御廟山古墳<br>円筒埴輪列検出状況   | 2008年<br>12月 | 堺市教育委員会<br>/宮内庁(撮影<br>協力) | 堺市教育委員会                      | 堺市文化財課                             | 可        | 可     |
| 写真<br>2-53 | 電子<br>データ | 御廟山古墳出土<br>円筒埴輪      | 2011年        | 片山彰一                      | 大阪府立近つ飛<br>鳥博物館/<br>宮内庁書陵部所蔵 | 大阪府教育庁文化財保護課                       | 不可       | 可     |
| 写真<br>2-54 | 電子<br>データ | 御廟山古墳出土<br>冑形埴輪・冑形埴輪 | 2010年        | 宮内庁書陵部                    | 宮内庁書陵部/<br>宮内庁書陵部所蔵          | 百舌鳥・古市古墳群世界<br>文化遺産登録推進本部会<br>議事務局 | 不可       | 可     |

| NO.        | フォーマット | 標題                           | 撮影年月         | 撮影者・映像制作者       | 著作権保持者                          | 著作権者連絡先<br>(詳細は P.320-321 参照)      | 非排他的権利譲渡 | Web公開 |
|------------|--------|------------------------------|--------------|-----------------|---------------------------------|------------------------------------|----------|-------|
| 写真<br>2-55 | 電子データ  | ニサンザイ古墳<br>(南西から)            | 2010年<br>8月  | 堺市              | 堺市                              | 堺市世界文化遺産推進室                        | 可        | 可     |
| 写真<br>2-56 | 電子データ  | ニサンザイ古墳<br>柱穴列検出状況<br>(北東から) | 2013年<br>1月  | 堺市教育委員会         | 堺市教育委員会                         | 堺市文化財課                             | 可        | 可     |
| 写真<br>2-57 | 電子データ  | ニサンザイ古墳<br>円筒埴輪列検出状況         | 2012年<br>12月 | 宮内庁書陵部          | 宮内庁書陵部                          | 百舌鳥・古市古墳群世界<br>文化遺産登録推進本部会<br>議事務局 | 不可       | 可     |
| 写真<br>2-58 | 電子データ  | ニサンザイ古墳<br>出土鳥形埴輪            |              | 堺市教育委員会         | 堺市教育委員会<br>/ 堺市教育委員<br>会所蔵      | 堺市文化財課                             | 可        | 可     |
| 写真<br>2-59 | 電子データ  | ニサンザイ古墳<br>出土円筒埴輪            |              | 堺市教育委員会         | 堺市教育委員会<br>/ 堺市教育委員<br>会所蔵      | 堺市文化財課                             | 可        | 可     |
| 写真<br>2-60 | 電子データ  | ニサンザイ古墳<br>出土笠形木製品           |              | 堺市教育委員会         | 堺市教育委員会<br>/ 堺市教育委員<br>会所蔵      | 堺市文化財課                             | 可        | 可     |
| 写真<br>2-61 | 電子データ  | 古市エリア航空写真<br>(南西から)          |              | 堺市              | 堺市                              | 堺市世界文化遺産推進室                        | 可        | 可     |
| 写真<br>2-62 | 電子データ  | 津堂城山古墳<br>石棺調査状況             | 1912年<br>4月  |                 |                                 | 大阪府教育庁文化財保護<br>課                   | 不可       | 可     |
| 写真<br>2-63 | 電子データ  | 津堂城山古墳<br>(北から)              | 1987年<br>7月  | 藤井寺市教育委<br>員会   | 藤井寺市教育委<br>員会                   | 藤井寺市教育委員会文化<br>財保護課                | 可        | 可     |
| 写真<br>2-64 | 電子データ  | 津堂城山古墳<br>島状遺構調査状況           | 1983年        | 藤井寺市教育委<br>員会   | 藤井寺市教育委<br>員会                   | 藤井寺市教育委員会文化<br>財保護課                | 可        | 可     |
| 写真<br>2-65 | 電子データ  | 津堂城山古墳出土<br>水鳥形埴輪            |              | 藤井寺市教育委<br>員会   | 藤井寺市教育委<br>員会 / 藤井寺市<br>教育委員会所蔵 | 藤井寺市教育委員会文化<br>財保護課                | 可        | 可     |
| 写真<br>2-66 | 電子データ  | 津堂城山古墳<br>出土衝立形埴輪            |              | 大阪府立近つ飛<br>鳥博物館 | 大阪府立近つ飛<br>鳥博物館 / 大阪<br>府教育庁所蔵  | 大阪府教育庁文化財保護<br>課                   | 可        | 可     |
| 写真<br>2-67 | 電子データ  | 津堂城山古墳<br>出土蓋形埴輪             |              | 藤井寺市教育委<br>員会   | 藤井寺市教育委<br>員会 / 藤井寺市<br>教育委員会所蔵 | 藤井寺市教育委員会文化<br>財保護課                | 可        | 可     |
| 写真<br>2-68 | 電子データ  | 津堂城山古墳<br>出土銅鏡               |              | 大阪府立近つ飛<br>鳥博物館 | 大阪府立近つ飛<br>鳥博物館 / 宮内<br>庁書陵部所蔵  | 大阪府教育庁文化財保護<br>課                   | 不可       | 可     |
| 写真<br>2-69 | 電子データ  | 仲哀天皇陵古墳<br>(北西から)            | 2010年<br>12月 | 藤井寺市教育委<br>員会   | 藤井寺市教育委<br>員会                   | 藤井寺市教育委員会文化<br>財保護課                | 可        | 可     |
| 写真<br>2-70 | 電子データ  | 鉢塚古墳<br>(北から)                | 1980年        | 藤井寺市教育委<br>員会   | 藤井寺市教育委<br>員会                   | 藤井寺市教育委員会文化<br>財保護課                | 可        | 可     |

| NO.        | フォーマット    | 標題                                     | 撮影年月         | 撮影者・映像制作者 | 著作権保持者                  | 著作権者連絡先<br>(詳細は P.320-321 参照) | 非排他的権利譲渡 | Web公開 |
|------------|-----------|--|--------------|-----------|-------------------------|-------------------------------|----------|-------|
| 写真<br>2-71 | 電子<br>データ | 允恭天皇陵古墳<br>(北東から)                      | 2009年<br>12月 | 堺市        | 堺市                      | 堺市世界文化遺産推進室                   | 可        | 可     |
| 写真<br>2-72 | 電子<br>データ | 仲姫命陵古墳<br>(北から)                        | 2009年<br>12月 | 堺市        | 堺市                      | 堺市世界文化遺産推進室                   | 可        | 可     |
| 写真<br>2-73 | 電子<br>データ | 鍋塚古墳<br>(東から)                          | 2017年<br>11月 | 藤井寺市      | 藤井寺市                    | 藤井寺市世界遺産登録推進室                 | 可        | 可     |
| 写真<br>2-74 | 電子<br>データ | 助太山古墳<br>墳頂部の凝灰岩                       |              | 藤井寺市教育委員会 | 藤井寺市教育委員会               | 藤井寺市教育委員会文化財保護課               | 可        | 可     |
| 写真<br>2-75 | 電子<br>データ | 左：助太山古墳<br>中：中山塚古墳<br>右：八島塚古墳<br>(南から) | 1991年        | 藤井寺市教育委員会 | 藤井寺市教育委員会               | 藤井寺市教育委員会文化財保護課               | 可        | 可     |
| 写真<br>2-76 | 電子<br>データ | 中山塚古墳と八島塚古墳の間の濠から出土した修羅                |              | 大阪府教育委員会  | 大阪府教育庁 / 大阪府教育庁所蔵       | 大阪府教育庁文化財保護課                  | 可        | 可     |
| 写真<br>2-77 | 電子<br>データ | 古室山古墳<br>(東から)                         | 2016年<br>8月  | 藤井寺市      | 藤井寺市                    | 藤井寺市世界遺産登録推進室                 | 可        | 可     |
| 写真<br>2-78 | 電子<br>データ | 古室山古墳<br>出土円筒埴輪                        |              | 藤井寺市教育委員会 | 藤井寺市教育委員会               | 藤井寺市教育委員会文化財保護課               | 可        | 可     |
| 写真<br>2-79 | 電子<br>データ | 古室山古墳<br>出土蓋形埴輪                        |              | 藤井寺市教育委員会 | 藤井寺市教育委員会               | 藤井寺市教育委員会文化財保護課               | 可        | 可     |
| 写真<br>2-80 | 電子<br>データ | 大鳥塚古墳<br>(南東から)                        | 2016年<br>12月 | 羽曳野市      | 羽曳野市                    | 羽曳野市世界文化遺産推進室                 | 可        | 可     |
| 写真<br>2-81 | 電子<br>データ | 大鳥塚古墳周辺<br>出土冑形埴輪                      |              | 大阪府教育委員会  | 大阪府教育庁 / 大阪府教育庁所蔵       | 大阪府教育庁文化財保護課                  | 可        | 可     |
| 写真<br>2-82 | 電子<br>データ | 大鳥塚古墳<br>出土円筒埴輪                        |              | 藤井寺市教育委員会 | 藤井寺市教育委員会 / 藤井寺市教育委員会所蔵 | 藤井寺市教育委員会文化財保護課               | 可        | 可     |
| 写真<br>2-83 | 電子<br>データ | 応神天皇陵古墳<br>(南西から)                      | 2009年<br>12月 | 堺市        | 堺市                      | 堺市世界文化遺産推進室                   | 可        | 可     |
| 写真<br>2-84 | 電子<br>データ | 応神天皇陵古墳<br>出土水鳥形埴輪                     | 2006年<br>6月  | 東京国立博物館   | 東京国立博物館 / 東京国立博物館所蔵     | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事務局    | 不可       | 可     |
| 写真<br>2-85 | 電子<br>データ | 応神天皇陵古墳<br>出土笠形木製品                     |              | 羽曳野市教育委員会 | 羽曳野市教育委員会 / 菅田八幡宮所蔵     | 羽曳野市教育委員会文化財保護課               | 不可       | 可     |

| NO.         | フォーマット    | 標題                 | 撮影年月           | 撮影者・映像制作者       | 著作権保持者                                | 著作権者連絡先<br>(詳細は P.320-321 参照)      | 非排他的権利譲渡 | Web公開 |
|-------------|-----------|--------------------|----------------|-----------------|---------------------------------------|------------------------------------|----------|-------|
| 写真<br>2-86  | 電子<br>データ | 応神天皇陵古墳<br>出土円筒埴輪  |                | 大阪府立近つ飛<br>鳥博物館 | 大阪府立近つ飛<br>鳥博物館 / 大阪<br>府教育庁所蔵        | 大阪府教育庁文化財保護<br>課                   | 可        | 可     |
| 写真<br>2-87  | 電子<br>データ | 応神天皇陵古墳<br>出土朝顔形埴輪 |                | 宮内庁書陵部          | 宮内庁書陵部 /<br>宮内庁書陵部所<br>蔵              | 百舌鳥・古市古墳群世界<br>文化遺産登録推進本部会<br>議事務局 | 不可       | 可     |
| 写真<br>2-88  | 電子<br>データ | 誉田丸山古墳<br>(北東から)   | 2016 年<br>12 月 | 羽曳野市            | 羽曳野市                                  | 羽曳野市世界文化遺産推<br>進室                  | 可        | 可     |
| 写真<br>2-89  | 電子<br>データ | 誉田丸山古墳<br>出土馬具     | 1994 年         | 羽曳野市教育委<br>員会   | 羽曳野市教育委<br>員会 /<br>誉田八幡宮所蔵            | 羽曳野市教育員会社会文<br>化財保護課               | 不可       | 可     |
| 写真<br>2-90  | 電子<br>データ | 二ツ塚古墳<br>(下が北)     | 2010 年<br>12 月 | 藤井寺市教育委<br>員会   | 藤井寺市教育委<br>員会                         | 藤井寺市教育委員会文化<br>財保護課                | 可        | 可     |
| 写真<br>2-91  | 電子<br>データ | 東馬塚古墳<br>(南から)     | 2016 年<br>12 月 | 羽曳野市            | 羽曳野市                                  | 羽曳野市世界文化遺産推<br>進室                  | 可        | 可     |
| 写真<br>2-92  | 電子<br>データ | 栗塚古墳<br>(北西から)     | 2016 年<br>12 月 | 羽曳野市            | 羽曳野市                                  | 羽曳野市世界文化遺産推<br>進室                  | 可        | 可     |
| 写真<br>2-93  | 電子<br>データ | 栗塚古墳<br>円筒埴輪列検出状況  |                | 羽曳野市教育委<br>員会   | 羽曳野市教育委<br>員会                         | 羽曳野市教育委員会文化<br>財保護課                | 可        | 可     |
| 写真<br>2-94  | 電子<br>データ | 栗塚古墳<br>出土円筒埴輪     |                | 大阪府立近つ飛<br>鳥博物館 | 大阪府立近つ飛<br>鳥博物館 / 羽曳<br>野市教育委員会<br>所蔵 | 大阪府教育庁文化財保護<br>課                   | 可        | 可     |
| 写真<br>2-95  | 電子<br>データ | 栗塚古墳<br>出土家形埴輪     |                | 大阪府立近つ飛<br>鳥博物館 | 大阪府立近つ飛<br>鳥博物館 / 羽曳<br>野市教育委員会<br>所蔵 | 大阪府教育庁文化財保護<br>課                   | 可        | 可     |
| 写真<br>2-96  | 電子<br>データ | 栗塚古墳<br>出土犬形埴輪     |                | 大阪府立近つ飛<br>鳥博物館 | 大阪府立近つ飛<br>鳥博物館 / 羽曳<br>野市教育委員会<br>所蔵 | 大阪府教育庁文化財保護<br>課                   | 可        | 可     |
| 写真<br>2-97  | 電子<br>データ | 東山古墳<br>(西から)      | 2005 年<br>2 月  | 藤井寺市教育委<br>員会   | 藤井寺市教育委<br>員会                         | 藤井寺市教育委員会文化<br>財保護課                | 可        | 可     |
| 写真<br>2-98  | 電子<br>データ | 東山古墳<br>円筒埴輪列検出状況  |                | 藤井寺市教育委<br>員会   | 藤井寺市教育委<br>員会                         | 藤井寺市教育委員会文化<br>財保護課                | 可        | 可     |
| 写真<br>2-99  | 電子<br>データ | はざみ山古墳<br>(南から)    | 2009 年<br>12 月 | 堺市              | 堺市                                    | 堺市世界文化遺産推進室                        | 可        | 可     |
| 写真<br>2-100 | 電子<br>データ | はざみ山古墳<br>出土円筒埴輪   |                | 藤井寺市教育委<br>員会   | 藤井寺市教育委<br>員会 / 藤井寺市<br>教育委員会所蔵       | 藤井寺市教育委員会文化<br>財保護課                | 可        | 可     |

| NO.         | フォーマット    | 標題                                 | 撮影年月         | 撮影者・映像制作者  | 著作権保持者                      | 著作権者連絡先<br>(詳細は P.320-321 参照) | 非排他的権利譲渡 | Web公開 |
|-------------|-----------|------------------------------------|--------------|------------|-----------------------------|-------------------------------|----------|-------|
| 写真<br>2-101 | 電子<br>データ | 墓山古墳<br>(南東から)                     | 2010年<br>12月 | 藤井寺市教育委員会  | 藤井寺市教育委員会                   | 藤井寺市教育委員会文化財保護課               | 可        | 可     |
| 写真<br>2-102 | 電子<br>データ | 墓山古墳出土<br>盾持ち人形埴輪                  |              | 大阪府教育委員会   | 大阪府教育庁/<br>大阪府教育庁所蔵         | 大阪府教育庁文化財保護課                  | 可        | 可     |
| 写真<br>2-103 | 電子<br>データ | 墓山古墳<br>出土鞍形埴輪                     |              | 宮内庁書陵部     | 宮内庁書陵部/<br>宮内庁書陵部所蔵         | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事務局    | 不可       | 可     |
| 写真<br>2-104 | 電子<br>データ | 野中古墳<br>(北西から)                     | 2010年<br>12月 | 藤井寺市教育委員会  | 藤井寺市教育委員会                   | 藤井寺市教育委員会文化財保護課               | 可        | 可     |
| 写真<br>2-105 | 電子<br>データ | 野中古墳<br>甲冑出土状況                     | 1964年        | 北野耕平       | 大阪大学考古学研究室                  | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事務局    | 不可       | 可     |
| 写真<br>2-106 | 電子<br>データ | 野中古墳出土<br>陶質土器                     | 2013年        | 大阪大学考古学研究室 | 大阪大学考古学研究室/<br>大阪大学考古学研究室所蔵 | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事務局    | 不可       | 可     |
| 写真<br>2-107 | 電子<br>データ | 野中古墳<br>出土玉類                       | 1991年<br>3月  | 藤井寺市教育委員会  | 藤井寺市教育委員会/<br>藤井寺市教育委員会所蔵   | 藤井寺市教育委員会文化財保護課               | 可        | 可     |
| 写真<br>2-108 | 電子<br>データ | 向墓山古墳<br>(南から)                     | 2010年<br>12月 | 藤井寺市教育委員会  | 藤井寺市教育委員会                   | 藤井寺市教育委員会文化財保護課               | 可        | 可     |
| 写真<br>2-109 | 電子<br>データ | 西馬塚古墳<br>(北西から)                    | 1993年<br>7月  | 羽曳野市教育委員会  | 羽曳野市教育委員会                   | 羽曳野市教育委員会文化財保護課               | 可        | 可     |
| 写真<br>2-110 | 電子<br>データ | 西馬塚古墳<br>出土朝顔形埴輪                   | 1993年        | 羽曳野市教育委員会  | 羽曳野市教育委員会/<br>羽曳野市教育委員会所蔵   | 羽曳野市教育委員会文化財保護課               | 可        | 可     |
| 写真<br>2-111 | 電子<br>データ | 浄元寺山古墳<br>(南東から)                   | 2016年<br>12月 | 羽曳野市       | 羽曳野市                        | 羽曳野市世界文化遺産推進室                 | 可        | 可     |
| 写真<br>2-112 | 電子<br>データ | 青山古墳<br>(北西から)                     | 2012年<br>10月 | 藤井寺市教育委員会  | 藤井寺市教育委員会                   | 藤井寺市教育委員会文化財保護課               | 可        | 可     |
| 写真<br>2-113 | 電子<br>データ | 峯ヶ塚古墳<br>(南東から)                    | 2016年<br>12月 | 羽曳野市       | 羽曳野市                        | 羽曳野市世界文化遺産推進室                 | 可        | 可     |
| 写真<br>2-114 | 電子<br>データ | 峯ヶ塚古墳<br>副葬品出土状況                   | 1991年        | 羽曳野市教育委員会  | 羽曳野市教育委員会                   | 羽曳野市教育委員会文化財保護課               | 可        | 可     |
| 写真<br>2-115 | 電子<br>データ | 峯ヶ塚古墳<br>副葬品出土状況<br>(写真 2-114 の拡大) | 1992年<br>2月  | 羽曳野市教育委員会  | 羽曳野市教育委員会                   | 羽曳野市教育委員会文化財保護課               | 可        | 可     |

| NO.         | フォーマット    | 標題   | 撮影年月           | 撮影者・映像制作者                  | 著作権保持者                                | 著作権者連絡先<br>(詳細は P.320-321 参照) | 非排他的権利譲渡 | Web公開 |
|-------------|-----------|--|----------------|----------------------------|---------------------------------------|-------------------------------|----------|-------|
| 写真<br>2-116 | 電子<br>データ | 峯ヶ塚古墳出土<br>大刀 (レプリカ)                                       |                | 羽曳野市教育委員会                  | 羽曳野市教育委員会 / 羽曳野市教育委員会所蔵               | 羽曳野市教育委員会文化財保護課               | 可        | 可     |
| 写真<br>2-117 | 電子<br>データ | 峯ヶ塚古墳<br>出土大刀飾   | 2000 年<br>11 月 | 羽曳野市教育委員会                  | 羽曳野市教育委員会 / 羽曳野市教育委員会所蔵               | 羽曳野市教育委員会文化財保護課               | 可        | 可     |
| 写真<br>2-118 | 電子<br>データ | 峯ヶ塚古墳出土玉類  |                | 羽曳野市教育委員会                  | 羽曳野市教育委員会 / 羽曳野市教育委員会所蔵               | 羽曳野市教育委員会文化財保護課               | 可        | 可     |
| 写真<br>2-119 | 電子<br>データ | 白鳥陵古墳<br>(東から)   | 2017 年<br>1 月  | 羽曳野市                       | 羽曳野市                                  | 羽曳野市世界文化遺産推進室                 | 可        | 可     |
| 写真<br>2-120 | 電子<br>データ | 白鳥陵古墳<br>円筒埴輪出土状況  | 2001 年<br>11 月 | 宮内庁書陵部                     | 宮内庁書陵部                                | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事務局    | 不可       | 可     |
| 写真<br>2-121 | 電子<br>データ | 白鳥陵古墳<br>出土円筒埴輪  | 2011 年         | 片山彰一                       | 大阪府立近つ飛鳥博物館 / 宮内庁書陵部所蔵                | 大阪府教育庁文化財保護課                  | 不可       | 可     |
| 写真<br>2-122 | 電子<br>データ | 初期須恵器<br>(大阪府陶邑窯跡群<br>(大庭寺遺跡))                             |                | 財団法人大阪府文化財協会               | 公益財団法人大阪府文化財センター / 公益財団法人大阪府文化財センター所蔵 | 大阪府教育庁文化財保護課                  | 可        | 可     |
| 写真<br>2-123 | 電子<br>データ | 馬埋葬土坑<br>(大阪府部屋北遺跡)  |                | 大阪府教育委員会                   | 大阪府教育庁                                | 大阪府教育庁文化財保護課                  | 可        | 可     |
| 写真<br>2-124 | 電子<br>データ | 江戸時代の<br>仁徳天皇陵絵図   |                | 堺市                         | 堺市 / 堺市教育委員会所蔵                        | 堺市世界文化遺産推進室                   | 不可       | 可     |
| 写真<br>2-125 | 電子<br>データ | 明治 21 年工事録表<br>紙及び挿図                                       | 2015 年         | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事務局 | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事務局 / 宮内庁書陵部所蔵 | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事務局    | 不可       | 可     |
| 写真<br>2-126 | 電子<br>データ | 現在の<br>仁徳天皇陵古墳拝所   | 2013 年<br>8 月  | 保田紀元                       | 保田紀元                                  | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事務局    | 可        | 可     |
| 写真<br>3-1   | 電子<br>データ | セネガンビアの<br>ストーン・サークル群<br>(ガンビア、セネガル)                       | 2017 年<br>2 月  | Vincent Ko Hon Chiu        | Vincent Ko Hon Chiu                   | -                             | 不可       | 可     |
| 写真<br>3-2   | 電子<br>データ | メンフィスとその墓<br>地遺跡 - ギーザから<br>ダハシュールまでの<br>ピラミッド地帯<br>(エジプト) |                | Vincent Ko Hon Chiu        | Vincent Ko Hon Chiu                   | -                             | 不可       | 可     |
| 写真<br>3-3   | 電子<br>データ | 秦始皇陵 (中国)  | 2010 年<br>3 月  | 堺市                         | 堺市                                    | 堺市世界文化遺産推進室                   | 可        | 可     |
| 写真<br>3-4   | 電子<br>データ | ボイン溪谷の遺跡群<br>(アイルランド)                                      | 2016 年<br>6 月  | Vincent Ko Hon Chiu        | Vincent Ko Hon Chiu                   | -                             | 不可       | 可     |

| NO.        | フォーマット | 標題                     | 撮影年月                   | 撮影者・映像制作者                  | 著作権保持者                     | 著作権者連絡先<br>(詳細は P.320-321 参照)           | 非排他的権利譲渡 | Web公開 |
|------------|--------|------------------------|------------------------|----------------------------|----------------------------|---|----------|-------|
| 写真<br>3-5  | 電子データ  | ティカル国立公園<br>(グアテマラ)    | 2011年<br>5月            | Vincent Ko Hon Chiu        | Vincent Ko Hon Chiu        | -                                       | 不可       | 可     |
| 写真<br>3-6  | 電子データ  | 古代高句麗の王城と墳墓群 (中国)      | 2010年<br>3月            | 堺市                         | 堺市                         | 堺市世界文化遺産推進室                             | 可        | 可     |
| 写真<br>3-7  | 電子データ  | 慶州歴史地域 (韓国)            |                        | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事務局 | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事務局 | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事務局              | 可        | 可     |
| 写真<br>3-8  | 電子データ  | 百濟歴史地域 (韓国)            | 2014年<br>11月           | 絹島歩                        | 絹島歩                        | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事務局              | 可        | 可     |
| 写真<br>3-9  | 電子データ  | 高霊池山洞の大伽耶古墳群 (韓国)      | 2015年<br>11月           | 矢野和之                       | 矢野和之                       | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事務局              | 可        | 可     |
| 写真<br>3-10 | 電子データ  | 金海 - 咸安の伽耶古墳群 (韓国)     | 2015年<br>11月           | 矢野和之                       | 矢野和之                       | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事務局              | 可        | 可     |
| 写真<br>3-11 | 電子データ  | オオヤマト古墳群 (奈良県)         |                        | 山上弘                        | 山上弘                        | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事務局              | 可        | 可     |
| 写真<br>3-12 | 電子データ  | 佐紀古墳群 (奈良県)            |                        | 山上弘                        | 山上弘                        | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事務局              | 可        | 可     |
| 写真<br>3-13 | 電子データ  | 馬見古墳群 (奈良県)            |                        | 山上弘                        | 山上弘                        | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事務局              | 可        | 可     |
| 写真<br>3-14 | 電子データ  | 造山古墳 (岡山県)             |                        | 岡山県古代吉備文化財センター             | 岡山県古代吉備文化財センター             | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事務局              | 不可       | 可     |
| 写真<br>3-15 | 電子データ  | 作山古墳 (岡山県)             |                        | 岡山県古代吉備文化財センター             | 岡山県古代吉備文化財センター             | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事務局              | 不可       | 可     |
| 写真<br>3-16 | 電子データ  | 河内大塚山古墳 (大阪府)          | 2009年<br>12月           | 堺市                         | 堺市                         | 堺市世界文化遺産推進室                             | 可        | 可     |
| 写真<br>3-17 | 電子データ  | 五条野丸山古墳 (奈良県)          |                        | 山上弘                        | 山上弘                        | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事務局              | 可        | 可     |
| 写真<br>3-18 | 電子データ  | 新原・奴山古墳群 (福岡県)         | 2015年<br>9月            | 山田幸弘                       | 山田幸弘                       | 藤井寺市世界遺産登録推進室                           | 可        | 可     |
| 図<br>2-1   | 電子データ  | 大阪湾から見た百舌鳥エリア (CG 復元)  |                        | 堺市                         | 堺市                         | 堺市世界文化遺産推進室                             | 可        | 可     |
| 図<br>2-9   | 電子データ  | 古墳の設計原理復元の一例 (応神天皇陵古墳) | 2015年<br>(2018年<br>改変) | 原図：新納泉 / 事務局改変             | 原図：新納泉 / 事務局改変             | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事務局              | 不可       | 可     |
| 図<br>2-10  | 電子データ  | 墳丘築造模式図                | 1989年<br>(2018年<br>改変) | 原図：堺市教育委員会 / 事務局改変         | 原図：堺市教育委員会 / 事務局改変         | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事務局              | 可        | 可     |
| 図<br>2-11  | 電子データ  | 築造当時の古墳復元図 (応神天皇陵古墳)   | 2017年<br>3月            | 堺市<br>羽曳野市<br>藤井寺市         | 堺市<br>羽曳野市<br>藤井寺市         | 堺市世界文化遺産推進室・羽曳野市世界文化遺産推進室・藤井寺市世界遺産登録推進室 | 可        | 可     |

| NO.    | フォーマット | 標題                                      | 撮影年月                          | 撮影者・映像制作者          | 著作権保持者                       | 著作権者連絡先<br>(詳細は P.320-321 参照)           | 非排他的権利譲渡 | Web公開 |
|--------|--------|---|-------------------------------|--------------------|------------------------------|---|----------|-------|
| 図 2-12 | 電子データ  | さまざまな棺・柳・室                              | 1999年<br>(2018年<br>改変)        | 原図：和田晴吾<br>/ 事務局改変 | 原図：和田晴吾<br>/ 事務局改変           | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事務局              | 不可       | 可     |
| 図 2-13 | 電子データ  | 墳頂部埴輪列復元図<br>(応神天皇陵古墳)                  | 2017年<br>3月                   | 堺市<br>羽曳野市<br>藤井寺市 | 堺市<br>羽曳野市<br>藤井寺市           | 堺市世界文化遺産推進室・羽曳野市世界文化遺産推進室・藤井寺市世界遺産登録推進室 | 可        | 可     |
| 図 2-14 | 電子データ  | 造り出し上部<br>埴輪列復元図<br>(津堂城山古墳)            | 2017年<br>3月                   | 堺市<br>羽曳野市<br>藤井寺市 | 堺市<br>羽曳野市<br>藤井寺市           | 堺市世界文化遺産推進室・羽曳野市世界文化遺産推進室・藤井寺市世界遺産登録推進室 | 可        | 可     |
| 図 2-15 | 電子データ  | 日本列島各地で出土<br>したさまざまな埴輪                  | 1999年                         | 和田晴吾               | 和田晴吾                         | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事務局              | 不可       | 可     |
| 図 2-17 | 電子データ  | 百舌鳥エリア<br>築造当時の古墳群<br>の復元イメージ<br>(南西から) | 2017年<br>3月                   | 堺市<br>羽曳野市<br>藤井寺市 | 堺市<br>羽曳野市<br>藤井寺市           | 堺市世界文化遺産推進室・羽曳野市世界文化遺産推進室・藤井寺市世界遺産登録推進室 | 可        | 可     |
| 図 2-22 | 電子データ  | 築造当初の<br>仁徳天皇陵古墳<br>(鳥瞰図、復元CG)          | 2014年<br>3月                   | 堺市                 | 堺市                           | 堺市世界文化遺産推進室                             | 可        | 可     |
| 図 2-23 | 電子データ  | 築造当初の<br>仁徳天皇陵古墳<br>(埴輪の配置、復元CG)        | 2014年<br>3月                   | 堺市                 | 堺市                           | 堺市世界文化遺産推進室                             | 可        | 可     |
| 図 2-36 | 電子データ  | 長塚古墳の<br>地中探査映像                         | 2009年                         | 堺市教育委員会            | 堺市教育委員会                      | 堺市文化財保護課                                | 可        | 可     |
| 図 2-49 | 電子データ  | ニサンザイ古墳<br>検出柱穴列模式図                     | 2017年<br>10月<br>(2018年<br>改変) | 原図：堺市教育委員会 / 事務局改変 | 原図：堺市教育委員会 / 事務局改変           | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事務局              | 可        | 可     |
| 図 2-51 | 電子データ  | 古市エリア<br>築造当時の古墳群<br>の復元イメージ<br>(南西から)  | 2017年<br>3月                   | 堺市<br>羽曳野市<br>藤井寺市 | 堺市<br>羽曳野市<br>藤井寺市           | 堺市世界文化遺産推進室・羽曳野市世界文化遺産推進室・藤井寺市世界遺産登録推進室 | 可        | 可     |
| 図 2-67 | 電子データ  | 築造当初の<br>応神天皇陵古墳<br>(復元CG)              | 2017年<br>3月                   | 堺市<br>羽曳野市<br>藤井寺市 | 堺市<br>羽曳野市<br>藤井寺市           | 堺市世界文化遺産推進室・羽曳野市世界文化遺産推進室・藤井寺市世界遺産登録推進室 | 可        | 可     |
| 図 2-77 | 電子データ  | 野中古墳<br>埋葬施設図                           | 1976年<br>(2018年<br>改変)        | 原図：北野耕平<br>/ 事務局改変 | 原図：大阪大学<br>考古学研究室 /<br>事務局改変 | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事務局              | 不可       | 可     |

| NO.    | フォーマット | 標題                                     | 撮影年月       | 撮影者・映像制作者                  | 著作権保持者                                      | 著作権者連絡先<br>(詳細は P.320-321 参照)           | 非排他的権利譲渡 | Web公開 |
|--------|--------|--|------------|----------------------------|---|---|----------|-------|
| 図 2-87 | 電子データ  | 日本列島における前方後円墳の広がり                      | 1999 年     | 原図：和田晴吾 / 事務局改変            | 原図：和田晴吾 / 事務局改変                             | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事務局              | 不可       | 可     |
| 図 2-88 | 電子データ  | 百舌鳥・古市古墳群における最初の巨大前方後円墳：津堂城山古墳（復元図）    |            | 藤井寺市                       | 藤井寺市  | 藤井寺市世界遺産登録推進室                           | 可        | 可     |
| 図 2-89 | 電子データ  | 竪穴式石槨と長持型石棺が組み合わされた津堂城山古墳の埋葬施設図（復元図）   | 1934 年     | 原図：藤井寺市教育委員会 / 事務局改変       | 原図：藤井寺市教育委員会 / 事務局改変                        | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事務局              | 可        | 可     |
| 図 2-93 | 電子データ  | 地域別に見た最大規模の古墳（古墳時代中期）                  |            | 原図：白石太郎 / 事務局改変            | 原図：白石太郎 / 事務局改変                             | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事務局              | 不可       | 可     |
| 図 2-94 | 電子データ  | 序列的な古墳群の構成モデル                          |            | 原図：和田晴吾 / 事務局改変            | 原図：和田晴吾 / 事務局改変                             | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事務局              | 不可       | 可     |
| 図 2-96 | 電子データ  | 古墳時代中期における主要な生産拠点（大阪平野）                | 2017 年     | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事務局 | 原図：大阪府立近つ飛鳥博物館 / 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事務局 | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事務局              | 可        | 可     |
| 図 2-97 | 電子データ  | 後期古墳に一般化する横穴式石室                        | 2017 年     | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事務局 | 原図：大阪府立近つ飛鳥博物館 / 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事務局 | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事務局              | 可        | 可     |
| 図 2-98 | 電子データ  | 後期古墳における埴輪の配置                          | 2018 年     | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事務局 | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事務局                  | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事務局              | 可        | 可     |
|        | 電子データ  | その他すべての図                               | 2018 年     | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事務局 | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事務局                  | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事務局              | 可        | 可     |
| 1 章扉   | 電子データ  | 大陸に向かう航路の出発点：百舌鳥・古市古墳群 大阪湾からのぞむ復元イメージ  | 2014 年 3 月 | 堺市                         | 堺市  | 堺市世界文化遺産推進室                             | 可        | 可     |
| 2 章扉   | 電子データ  | 密集した多様な規模・形状の古墳からなる古墳群 百舌鳥エリアの復元俯瞰イメージ | 2017 年 3 月 | 堺市・羽曳野市・藤井寺市               | 堺市・羽曳野市・藤井寺市                                | 堺市世界文化遺産推進室・羽曳野市世界文化遺産推進室・藤井寺市世界遺産登録推進室 | 可        | 可     |
| 3 章扉   | 電子データ  | 密集した多様な規模・形状の古墳からなる古墳群 古市エリアの復元俯瞰イメージ  | 2017 年 3 月 | 堺市・羽曳野市・藤井寺市               | 堺市・羽曳野市・藤井寺市                                | 堺市世界文化遺産推進室・羽曳野市世界文化遺産推進室・藤井寺市世界遺産登録推進室 | 可        | 可     |
| 4 章扉   | 電子データ  | 仁徳天皇陵古墳とその周囲に配された中小古墳 復元イメージと今日の俯瞰写真   | 2014 年 3 月 | 堺市                         | 堺市  | 堺市世界文化遺産推進室                             | 可        | 可     |

| NO.  | フォーマット | 標題  | 撮影年月          | 撮影者・映像制作者                  | 著作権保持者                     | 著作権者連絡先<br>(詳細は P.320-321 参照)           | 非排他的<br>権利譲渡 | Web<br>公開 |
|------|--------|---|---------------|----------------------------|----------------------------|---|--------------|-----------|
| 5 章扉 | 電子データ  | 今でも良く残された古墳築造当時の地形と墳形<br>百舌鳥・古市古墳群の現状地形図（西より見る） | 2018 年<br>1 月 | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事務局 | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事務局 | 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事務局              | 可            | 可         |
| 6 章扉 | 電子データ  | 応神天皇陵古墳とその周囲に配された中小古墳復元イメージ                     | 2017 年<br>3 月 | 堺市・羽曳野市・藤井寺市               | 堺市・羽曳野市・藤井寺市               | 堺市世界文化遺産推進室・羽曳野市世界文化遺産推進室・藤井寺市世界遺産登録推進室 | 可            | 可         |
| 7 章扉 | 電子データ  | 前方後円墳の後円部頂の埴輪配置の復元イメージ                          | 2017 年<br>3 月 | 堺市・羽曳野市・藤井寺市               | 堺市・羽曳野市・藤井寺市               | 堺市世界文化遺産推進室・羽曳野市世界文化遺産推進室・藤井寺市世界遺産登録推進室 | 可            | 可         |
| 8 章扉 | 電子データ  | 百舌鳥・古市古墳群古墳時代の復元イメージ                            | 2017 年<br>3 月 | 堺市・羽曳野市・藤井寺市               | 堺市・羽曳野市・藤井寺市               | 堺市世界文化遺産推進室・羽曳野市世界文化遺産推進室・藤井寺市世界遺産登録推進室 | 可            | 可         |
| 9 章扉 | 電子データ  | 百舌鳥・古市古墳群古墳時代の復元イメージ                            | 2017 年<br>3 月 | 堺市・羽曳野市・藤井寺市               | 堺市・羽曳野市・藤井寺市               | 堺市世界文化遺産推進室・羽曳野市世界文化遺産推進室・藤井寺市世界遺産登録推進室 | 可            | 可         |

\*1 The Secretariat : 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事務局

\*2 IHA : 宮内庁 (Imperial Household Agency)

<著作権者連絡先の詳細>

**百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事務局**

559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 37 階

TEL : 06-6210-9742 FAX : 06-6210-9316

E-mail : info@mozu-furuichi.jp

**大阪府教育庁文化財保護課**

590-0105 大阪府堺市南区竹城台 3-21-4

TEL : 072-291-7401 FAX : 072-291-8451

E-mail : bunkazaihogo@sbox.pref.osaka.lg.jp

**堺市文化観光局世界文化遺産推進室**

590-0078 大阪府堺市堺区南瓦町 3-1

TEL : 072-228-7014 FAX : 072-228-7251

E-mail : sei@city.sakai.lg.jp

**堺市文化観光局文化部文化財課**

590-0078 大阪府堺市堺区南瓦町 3-1

TEL : 072-228-7198 FAX : 072-228-7228

E-mail : bunzai@city.sakai.lg.jp

**羽曳野市市長公室世界文化遺産推進室**

583-8585 大阪府羽曳野市誉田 4-1-1

TEL : 072-958-1111 (内線 4401) FAX : 072-958-2359

E-mail : sekaibunka@city.fujiidera.lg.jp

**羽曳野市教育員会事務局生涯学習室文化財保護課**

583-8585 大阪府羽曳野市誉田 4-1-1

TEL : 072-958-1111 (内線 4480) FAX : 072-956-7196

E-mail : bunkazai@city.habikino.lg.jp

**藤井寺市政策企画部世界遺産登録推進室**

583-8583 大阪府藤井寺市岡 1-1-1  
TEL : 072-939-1111 (内線 6160) FAX : 072-938-6881  
E-mail : sekaiisan@city.fujiidera.lg.jp

**藤井寺市教育委員会事務局教育部文化財保護課**

583-8583 大阪府藤井寺市岡 1-1-1  
TEL : 072-939-1111 (内線 6810) FAX : 072-938-6881  
E-mail : bunkazai@city.fujiidera.lg.jp

## 7.b 保護のための指定に関する文書、管理計画の写し又は管理体制の解説及び関連諸計画（抜粋）写し

- ・「百舌鳥・古市古墳群」包括的保存管理計画
  - 本冊 [ 付属資料 1.a 参照 ]
  - 分冊 1：陵墓である構成資産の保存管理の現状についての概要 [ 付属資料 1.b 参照 ]
  - 分冊 2：国指定史跡百舌鳥古墳群保存管理計画サマリー [ 付属資料 1.b 参照 ]
  - 分冊 3：国史跡古市古墳群保存管理計画サマリー [ 付属資料 1.b 参照 ]
- ・文化財保護法 [ 付属資料 6.a 参照 ]
- ・国有財産法 [ 付属資料 6.a 参照 ]
- ・宮内庁法 [ 付属資料 6.a 参照 ]
- ・皇室典範 [ 付属資料 6.a 参照 ]

## 7.c 資産関連資料

表 7-2 構成資産の最新の記録

|   | 構成資産の名称              | 最新の記録  | 形態  |
|---|----------------------|--|-----|
| 1 | 反正天皇陵古墳              | 堺市教育委員会、『平成 28 年度国庫補助事業発掘調査報告書』、2017 年           | 印刷物 |
| 2 | 仁徳天皇陵古墳、茶山古墳及び大安寺山古墳 | 2-1 仁徳天皇陵古墳<br>宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第 68 号、2017 年       | 印刷物 |
|   |                      | 2-2 茶山古墳<br>なし                                   |     |
|   |                      | 2-3 大安寺山古墳<br>堺市教育委員会、『堺市文化財調査概要報告』第 54 冊、1996 年 | 印刷物 |
| 3 | 永山古墳                 | 宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第 68 号、2017 年                      | 印刷物 |

|    | 構成資産の名称 | 最新の記録                                  | 形態  |
|----|---------|--|-----|
| 4  | 源右衛門山古墳 | 堺市教育委員会、『平成 15 年度国庫補助事業発掘調査報告書』、2004 年 | 印刷物 |
| 5  | 塚廻古墳    | 堺市教育委員会、『百舌鳥古墳群の調査 3』、2010 年           | 印刷物 |
| 6  | 収塚古墳    | 堺市教育委員会、『百舌鳥古墳群の調査 10』、2016 年          | 印刷物 |
| 7  | 孫太夫山古墳  | 堺市教育委員会、『百舌鳥古墳群の調査 8』、2015 年           | 印刷物 |
| 8  | 亀佐山古墳   | 堺市教育委員会、『百舌鳥古墳群の調査 2』、2009 年           | 印刷物 |
| 9  | 銅亀山古墳   | 堺市教育委員会、『百舌鳥古墳群の調査 8』、2015 年           | 印刷物 |
| 10 | 菰山塚古墳   | 宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第 57 号、2006 年            | 印刷物 |
| 11 | 丸保山古墳   | 堺市教育委員会、『堺の文化財 百舌鳥古墳群』第 7 版、2014 年     | 印刷物 |
| 12 | 長塚古墳    | 堺市教育委員会、『百舌鳥古墳群の調査 4』、2011 年           | 印刷物 |
| 13 | 旗塚古墳    | 堺市教育委員会、『百舌鳥古墳群の調査 4』、2011 年           | 印刷物 |
| 14 | 銭塚古墳    | 大阪府教育委員会、『銭塚古墳』、2009 年                 | 印刷物 |
| 15 | 履中天皇陵古墳 | 宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第 68 号、2017 年            | 印刷物 |
| 16 | 寺山南山古墳  | 堺市教育委員会、『百舌鳥古墳群の調査 6』、2012 年           | 印刷物 |
| 17 | 七観音古墳   | 堺市教育委員会、『百舌鳥古墳群の調査 1』、2008 年           | 印刷物 |
| 18 | いたすけ古墳  | 堺市教育委員会、『堺市文化財調査概要報告』第 94 冊、2001 年     | 印刷物 |
| 19 | 善右エ門山古墳 | 堺市教育委員会、『百舌鳥古墳群の調査 6』、2012 年           | 印刷物 |
| 20 | 御廟山古墳   | 宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第 63 号、2012 年            | 印刷物 |
| 21 | ニサンザイ古墳 | 宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第 68 号、2017 年            | 印刷物 |
| 22 | 津堂城山古墳  | 宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第 68 号、2017 年            | 印刷物 |

|    | 構成資産の名称               | 最新の記録   | 形態  |
|----|-----------------------|---|-----|
| 23 | 仲哀天皇陵古墳               | 宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第68号、2017年                            | 印刷物 |
| 24 | 鉢塚古墳                  | 藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』XXXI、2016年                 | 印刷物 |
| 25 | 允恭天皇陵古墳               | 藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』XXXI、2016年                 | 印刷物 |
| 26 | 仲姫命陵古墳                | 宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第57号、2006年                            | 印刷物 |
| 27 | 鍋塚古墳                  | 藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』XXXII、2017年                | 印刷物 |
| 28 | 助太山古墳                 | 大阪府教育委員会、『土師の里遺跡』、1999年                             | 印刷物 |
| 29 | 中山塚古墳                 | 藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』X、1995年                    | 印刷物 |
| 30 | 八島塚古墳                 | なし  |     |
| 31 | 古室山古墳                 | 藤井寺市教育委員会、『古室山・大鳥塚古墳』、2017年                         | 印刷物 |
| 32 | 大鳥塚古墳                 | 藤井寺市教育委員会、『古室山・大鳥塚古墳』、2017年                         | 印刷物 |
| 33 | 応神天皇陵古墳、誉田丸山古墳及び二ツ塚古墳 | 33-1 応神天皇陵古墳<br>羽曳野市教育委員会、『古市遺跡群』XXXIX、2018年        | 印刷物 |
|    |                       | 33-2 誉田丸山古墳<br>宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第55号、2014年             | 印刷物 |
|    |                       | 33-3 二ツ塚古墳<br>羽曳野市教育委員会、『羽曳野市内遺跡調査報告書－平成6年度－』、2002年 | 印刷物 |
| 34 | 東馬塚古墳                 | 羽曳野市教育委員会、『古市遺跡群』XXXIX、2018年                        | 印刷物 |
| 35 | 栗塚古墳                  | 羽曳野市教育委員会、『古市遺跡群』XXXVI、2015年                        | 印刷物 |
| 36 | 東山古墳                  | 藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』XXXII、2017年                | 印刷物 |
| 37 | はごみ山古墳                | 藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』XIII、1999年                 | 印刷物 |
| 38 | 墓山古墳                  | 羽曳野市教育委員会、『羽曳野市内遺跡調査報告書－平成5年度－』、2003年               | 印刷物 |
| 39 | 野中古墳                  | 大阪大学、『河内野中古墳と「倭の五王」』、2014年                          | 印刷物 |
| 40 | 向墓山古墳                 | 宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第65号、2014年                            | 印刷物 |

|    | 構成資産の名称 | 最新の記録                                      | 形態  |
|----|---------|--|-----|
| 41 | 西馬塚古墳   | 羽曳野市教育委員会、『羽曳野市内遺跡調査報告書 - 平成 14 年度』、2005 年 | 印刷物 |
| 42 | 浄元寺山古墳  | 藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』X VII、2002 年      | 印刷物 |
| 43 | 青山古墳    | 藤井寺市教育委員会、『藤井寺市発掘調査概要』第 16 号、2015 年        | 印刷物 |
| 44 | 峯ヶ塚古墳   | 羽曳野市教育委員会、『古市遺跡群』X X X VII、2016 年          | 印刷物 |
| 45 | 白鳥陵古墳   | 羽曳野市教育委員会、『古市遺跡群』X X X III、2012 年          | 印刷物 |

## 7.d 資料の管理機関とその所在地

|           |          |                   |
|-----------|----------|-------------------|
| 宮内庁書陵部    | 100-8111 | 東京都千代田区千代田 1-1    |
| 大阪府教育庁    | 540-8570 | 大阪府大阪市中央区大手町 2 丁目 |
| 堺市文化財課    | 590-0078 | 大阪府堺市堺区南瓦町 3-1    |
| 羽曳野市教育委員会 | 583-8585 | 大阪府羽曳野市誉田 4-1-1   |
| 藤井寺市教育委員会 | 583-8583 | 大阪府藤井寺市岡 1-1-1    |

## 7.e 参考文献一覧

### (i) 資産全体に関する自治体史

大阪府、『大阪府史 第一巻』、1978年  
堺市、『堺市史 続編 第一巻』、1971年  
藤井寺市、『藤井寺市史 第三巻 史料編一』、1986年  
羽曳野市、『羽曳野市史 第3巻 史料編1』、1994年  
羽曳野市、『羽曳野市史 第1巻 本文編1』、1994年  
藤井寺市、『藤井寺市史 第一巻 通史編一』、1997年

### (ii) 各構成資産に関する報告書等（発掘調査等）

#### 構成資産1 反正天皇陵古墳

宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第33号、1982年  
堺市教育委員会、『堺市文化財調査報告』第25集、1986年  
堺市教育委員会、『堺市文化財調査概要報告』第1冊、1990年  
堺市教育委員会、『平成4年度国庫補助事業発掘調査報告』、1993年  
宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第45号、1994年  
堺市教育委員会、『堺市文化財調査概要報告』第57冊、1996年  
宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第49号、1998年  
宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第56号、2005年  
堺市教育委員会、『堺市文化財調査概要報告』第111冊、2006年  
宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第57号、2006年  
宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第58号、2007年  
宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第61号、2010年  
宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第62号、2011年  
宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第63号、2012年  
堺市教育委員会、『平成23年度国庫補助事業発掘調査報告書』、2012年  
堺市教育委員会、『平成28年度国庫補助事業発掘調査報告書』、2017年

#### 構成資産2 仁徳天皇陵古墳、茶山古墳及び大安寺山古墳

##### 構成資産2-1 仁徳天皇陵古墳

宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第25号、1974年  
宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第26号、1975年

宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第30号、1979年  
 宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第31号、1980年  
 宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第32号、1981年  
 宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第33号、1982年  
 宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第34号、1983年  
 宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第35号、1984年  
 宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第36号、1985年  
 宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第41号、1990年  
 宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第44号、1993年  
 堺市教育委員会、『堺市文化財調査概要報告』第54冊、1996年  
 宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第47号、1996年  
 宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第50号、1999年  
 宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第51号、2000年  
 宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第52号、2001年  
 宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第53号、2002年  
 宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第54号、2003年  
 宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第57号、2006年  
 宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第58号、2007年  
 宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第64号、2013年  
 宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第65号、2014年  
 宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第66号、2015年  
 宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第67号、2016年  
 宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第68号、2017年

## 構成資産 2-2 茶山古墳

なし

## 構成資産 2-3 大安寺山古墳

宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第33号、1982年  
 堺市教育委員会、『堺市文化財調査概要報告』第54冊、1996年

## 構成資産 3 永山古墳

堺市教育委員会、『堺市文化財調査報告』第43集、1989年  
 堺市教育委員会、『堺市文化財調査概要報告』第17冊、1991年  
 宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第65号、2014年  
 堺市教育委員会、『堺の文化財 百舌鳥古墳群』第7版、2014年  
 宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第68号、2017年

## 構成資産 4 源右衛門山古墳

宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第28号、1977年  
 宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第29号、1978年  
 堺市教育委員会、『堺市文化財調査概要報告』第54冊、1996年  
 堺市教育委員会、『平成15年度国庫補助事業発掘調査報告書』、2004年

### 構成資産 5 塚廻古墳

堺市教育委員会、『堺市文化財調査概要報告』第54冊、1996年  
堺市教育委員会、『平成16年度国庫補助事業発掘調査報告書』、2005年  
堺市教育委員会、『百舌鳥古墳群の調査3』、2010年

### 構成資産 6 収塚古墳

堺市教育委員会、『堺市文化財調査報告』第43集、1989年  
堺市教育委員会、『堺市文化財調査概要報告』第54冊、1996年  
堺市教育委員会、『堺市文化財調査概要報告』第81冊、1999年  
堺市教育委員会、『平成14年度国庫補助事業発掘調査報告書』、2003年  
堺市教育委員会、『平成15年度国庫補助事業発掘調査報告書』、2004年  
堺市教育委員会、『百舌鳥古墳群の調査1』、2008年  
堺市教育委員会、『百舌鳥古墳群の調査2』、2009年  
堺市教育委員会、『百舌鳥古墳群の調査3』、2010年  
堺市教育委員会、『百舌鳥古墳群の調査10』、2016年

### 構成資産 7 孫太夫山古墳

宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第38号、1987年  
堺市教育委員会、『堺市文化財調査概要報告』第73冊、1998年  
堺市教育委員会、『百舌鳥古墳群の調査1』、2008年  
堺市教育委員会、『百舌鳥古墳群の調査8』、2015年

### 構成資産 8 竜佐山古墳

堺市教育委員会、『百舌鳥古墳群の調査1』、2008年  
堺市教育委員会、『百舌鳥古墳群の調査2』、2009年

**構成資産 9 銅亀山古墳**

堺市教育委員会、『百舌鳥古墳群の調査 8』、2015 年

**構成資産 10 菰山塚古墳**

宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第 57 号、2006 年

**構成資産 11 丸保山古墳**

堺市教育委員会、『堺の文化財 百舌鳥古墳群』第 7 版、2014 年

**構成資産 12 長塚古墳**

堺市教育委員会、『平成 5 年度国庫補助事業発掘調査報告書』、1994 年

堺市教育委員会、『平成 6 年度国庫補助事業発掘調査報告書』、1995 年

堺市教育委員会、『堺市文化財調査概要報告』第 107 冊、2005 年

堺市教育委員会、『平成 16 年度国庫補助事業発掘調査報告書』、2005 年

堺市教育委員会、『平成 17 年度国庫補助事業発掘調査報告書』、2006 年

堺市教育委員会、『平成 18 年度国庫補助事業発掘調査報告書』、2007 年

堺市教育委員会、『百舌鳥古墳群の調査 1』、2008 年

堺市教育委員会、『百舌鳥古墳群の調査 2』、2009 年

堺市教育委員会、『百舌鳥古墳群の調査 4』、2011 年

**構成資産 13 旗塚古墳**

堺市教育委員会、『堺市文化財調査概要報告』第 39 冊、1988 年

堺市教育委員会、『百舌鳥古墳群の調査 1』、2008 年

堺市教育委員会、『百舌鳥古墳群の調査4』、2011年

#### 構成資産 14 銭塚古墳

堺市教育委員会、『堺市文化財調査概要報告』第64冊、1997年

大阪府教育委員会、『銭塚古墳』、2009年

#### 構成資産 15 履中天皇陵古墳

宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第27号、1976年

宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第34号、1983年

宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第43号、1992年

宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第44号、1993年

宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第46号、1995年

堺市教育委員会、『堺市文化財調査概要報告』第54冊、1996年

宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第48号、1997年

宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第49号、1998年

堺市教育委員会、『平成12年度国庫補助事業発掘調査報告書』、2001年

堺市教育委員会、『堺市文化財調査概要報告』第100冊、2003年

宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第54号、2003年

堺市教育委員会、『平成14年度国庫補助事業発掘調査報告書』、2003年

堺市教育委員会、『平成15年度国庫補助事業発掘調査報告書』、2004年

堺市教育委員会、『平成16年度国庫補助事業発掘調査報告書』、2005年

堺市教育委員会、『平成17年度国庫補助事業発掘調査報告書』、2006年

堺市教育委員会、『堺市文化財調査概要報告』第112冊、2007年

宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第58号、2007年

堺市教育委員会、『百舌鳥古墳群の調査2』、2009年

宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第60号、2009年

宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第61号、2010年

堺市教育委員会、『平成21年度国庫補助事業発掘調査報告書Ⅰ』、2010年

堺市教育委員会、『平成22年度国庫補助事業発掘調査報告書』、2011年

宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第64号、2013年

堺市教育委員会、『平成26年度国庫補助事業発掘調査報告書』、2015年

宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第 68 号、2017 年

#### 構成資産 16 寺山南山古墳

堺市教育委員会、『平成 13 年度国庫補助事業発掘調査報告書』、2002 年

堺市教育委員会、『百舌鳥古墳群の調査 3』、2010 年

堺市教育委員会、『百舌鳥古墳群の調査 6』、2012 年

#### 構成資産 17 七観音古墳

堺市教育委員会、『百舌鳥古墳群の調査 1』、2008 年

#### 構成資産 18 いたすけ古墳

堺市教育委員会、『堺市文化財調査報告』第 2 集、1974 年

堺市教育委員会、『文化財調査概要報告』第 10 冊、1990 年

堺市教育委員会、『平成 2 年度国庫補助事業発掘調査報告書』、1991 年

堺市教育委員会、『堺市文化財調査概要報告』第 54 冊、1996 年

堺市教育委員会、『堺市文化財調査概要報告』第 64 冊、1997 年

堺市教育委員会、『堺市文化財調査概要報告』第 94 冊、2001 年

#### 構成資産 19 善右工門山古墳

堺市教育委員会、『堺市文化財調査報告』第 43 集、1989 年

堺市教育委員会、『堺市文化財調査概要報告』第 54 冊、1996 年

堺市教育委員会、『平成 16 年度国庫補助事業発掘調査報告書』、2005 年

堺市教育委員会、『百舌鳥古墳群の調査 6』、2012 年

#### 構成資産 20 御廟山古墳

堺市教育委員会、『堺市文化財調査概要報告』第 44 冊、1994 年

堺市教育委員会、『堺市文化財調査概要報告』第54冊、1996年  
堺市教育委員会、『堺市文化財調査概要報告』第64冊、1997年  
堺市教育委員会、『堺市文化財調査概要報告』第86冊、2000年  
宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第61号 陵墓篇、2010年  
堺市教育委員会、『百舌鳥古墳群の調査5』、2011年  
宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第63号、2012年

### 構成資産 21 ニサンザイ古墳

堺市教育委員会、『ニサンザイ古墳一重堀及び二重堀範囲確認調査概要』、1978年  
堺市教育委員会、『堺市文化財調査概要報告』第42冊、1994年  
堺市教育委員会、『堺市文化財調査概要報告』第54冊、1996年  
堺市教育委員会、『堺市文化財調査概要報告』第81冊、1999年  
堺市教育委員会、『堺市文化財調査概要報告』第86冊、2000年  
堺市教育委員会、『平成12年度国庫補助事業発掘調査報告書』、2001年  
堺市教育委員会、『堺市文化財調査概要報告』第100冊、2003年  
堺市教育委員会、『堺市文化財調査概要報告』第112冊、2007年  
堺市教育委員会、『ニサンザイ古墳発掘調査 現地見学会資料 ニサンザイ古墳の調査』、2012年  
宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第65号、2014年  
堺市教育委員会、『平成25年度国庫補助事業発掘調査報告書』、2014年  
宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第67号、2016年  
堺市教育委員会、『平成27年度国庫補助事業発掘調査報告書』、2016年  
堺市教育委員会、『平成28年度国庫補助事業発掘調査報告書』、2017年  
宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第68号、2017年

### 構成資産 22 津堂城山古墳

大阪府教育委員会、『林遺跡発掘調査概要』Ⅳ、1982年  
大阪府教育委員会、『津堂城山古墳発掘調査概要』、1984年  
大阪府教育委員会、『津堂城山古墳発掘調査概要』、1985年  
大阪府教育委員会、『はさみ山遺跡発掘調査概要』、1985年  
大阪府教育委員会、『津堂城山古墳地区』、1985年  
藤井寺市教育委員会、『藤井寺市文化財保護事業年報』昭和57・58・59年度、1987年  
藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』Ⅱ、1987年  
藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』Ⅳ、1989年  
藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』Ⅴ、1990年  
藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』Ⅵ、1991年  
藤井寺市教育委員会、『新版 古市古墳群』、1993年  
藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』ⅩⅧ、2003年  
宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第60号、2009年  
藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』ⅩⅩⅥ、2011年  
藤井寺市教育委員会、『津堂城山古墳』、2013年  
宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第68号、2017年

### 構成資産 23 仲哀天皇陵古墳

宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第26号、1974年

宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第 28 号、1976 年  
 大阪府教育委員会、『仲哀陵古墳発掘調査概要』、1984 年  
 宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第 36 号、1985 年  
 藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』Ⅱ、1987 年  
 藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』Ⅲ、1988 年  
 宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第 40 号、1989 年  
 藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』Ⅴ、1990 年  
 藤井寺市教育委員会、『新版 古市古墳群』、1993 年  
 藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』Ⅷ、1993 年  
 宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第 46 号、1994 年  
 宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第 49 号、1997 年  
 宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第 50 号、1998 年  
 藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』XⅣ、1999 年  
 宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第 52 号、2000 年  
 宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第 54 号、2002 年  
 宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第 58 号、2007 年  
 宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第 59 号、2008 年  
 宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第 65 号、2014 年  
 藤井寺市教育委員会、『藤井寺市発掘調査概要』第 14 号、2014 年  
 藤井寺市教育委員会、『仲哀天皇陵古墳』、2014 年  
 宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第 67 号、2016 年  
 宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第 68 号、2017 年

#### 構成資産 24 鉢塚古墳

藤井寺市教育委員会、『藤井寺市文化財保護事業年報』昭和 54・55・56 年度、1987 年  
 藤井寺市教育委員会、『新版 古市古墳群』、1993 年  
 藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』XⅡ、1997 年  
 藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』XⅩⅩⅠ、2016 年

#### 構成資産 25 允恭天皇陵古墳

大阪府教育委員会、『国府遺跡発掘調査概要』Ⅷ、1978 年  
 大阪府教育委員会、『国府遺跡発掘調査概要』Ⅸ、1979 年  
 宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第 30 号、1979 年  
 大阪府教育委員会、『国府遺跡発掘調査概要』Ⅹ、1980 年  
 大阪府教育委員会、『国府遺跡発掘調査概要』ⅩⅠ、1981 年  
 大阪府教育委員会、『允恭天皇陵古墳外堤の調査—国府遺跡 80-3 地区—』、1981 年  
 大阪府教育委員会、『国府遺跡発掘調査概要』ⅩⅡ、1982 年  
 大阪府教育委員会、『国府遺跡発掘調査概要』ⅩⅢ、1983 年  
 大阪府教育委員会、『国府遺跡発掘調査概要』ⅩⅤ、1985 年  
 藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』Ⅱ、1987 年  
 藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』Ⅲ、1988 年  
 藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』Ⅳ、1989 年  
 宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第 41 号、1990 年  
 藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』Ⅴ、1990 年

藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』X I、1996年  
藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』X II、1997年  
藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』X III、1998年  
宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第51号、2000年  
宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第52号、2001年  
宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第55号、2003年  
藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』X VIII、2003年  
宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第56号、2004年  
藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』X X VIII、2013年  
藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』X X X I、2016年

#### 構成資産 26 仲姫命陵古墳

大阪府教育委員会、『国府遺跡発掘調査概要』VIII、1978年  
宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第31号、1980年  
大阪府教育委員会、『土師の里遺跡発掘調査概要』II、1980年  
宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第32号、1981年  
大阪府教育委員会、『土師の里遺跡発掘調査概要』III、1981年  
大阪府教育委員会、『土師の里遺跡発掘調査概要』IV、1982年  
宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第35号、1984年  
大阪府教育委員会、『土師の里遺跡発掘調査概要』X II、1985年  
大阪府教育委員会、『国府遺跡発掘調査概要 - 国府台地北半上遺跡群の調査 -』、1986年  
藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』II、1987年  
藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』III、1988年  
藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』IV、1989年  
藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』V、1990年  
宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第44号、1993年  
藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』VIII、1993年  
藤井寺市教育委員会、『新版 古市古墳群』、1993年  
藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』IX、1994年  
藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』X IV、1999年  
藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』X VI、2004年  
宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第57号、2006年

#### 構成資産 27 銅塚古墳

藤井寺市教育委員会、『新版 古市古墳群』、1993年  
藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』X X X I、2016年  
藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』X X X II、2017年

#### 構成資産 28 助太山古墳

大阪府教育委員会、『土師ノ里遺跡発掘調査概要』X II、1985年  
大阪府教育委員会、『土師の里遺跡 盾塚・珠金塚・鞍塚古墳他発掘調査概要』I、1990年  
藤井寺市教育委員会、『新版 古市古墳群』、1993年  
大阪府教育委員会、『土師の里遺跡』、1999年

**構成資産 29 中山塚古墳**

藤井寺市教育委員会、『新版 古市古墳群』、1993 年  
藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』X、1995 年

**構成資産 30 八島塚古墳**

なし

**構成資産 31 古室山古墳**

大阪府教育委員会、『国府遺跡発掘調査概要 - 国府台地北半上遺跡群の調査 -』、1986 年  
大阪府教育委員会、『はさみ山、土師の里遺跡他発掘調査概要・昭和 61 年度』、1987 年  
藤井寺市教育委員会、『藤井寺市文化財保護事業年報』昭和 57・58・59 年度、1987 年  
藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』II、1987 年  
藤井寺市教育委員会、『新版 古市古墳群』、1993 年  
藤井寺市教育委員会、『古室山・大鳥塚古墳』、2017 年

**構成資産 32 大鳥塚古墳**

藤井寺市教育委員会、『藤井寺市文化財保護事業年報』昭和 57・58・59 年度、1987 年  
藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』III、1988 年  
藤井寺市教育委員会、『新版 古市古墳群』、1993 年  
藤井寺市教育委員会、『古室山・大鳥塚古墳』、2017 年

**構成資産 33 応神天皇陵古墳、誉田丸山古墳及び二ツ塚古墳****構成資産 33-1 応神天皇陵古墳**

宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第 25 号、1974 年  
宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第 31 号、1980 年  
大阪府教育委員会、『節・香・仙』第 31 号、1980 年

大阪府教育委員会、『応神陵古墳外堤発掘調査概要』、1981年  
宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第33号、1982年  
宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第35号、1984年  
宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第37号、1986年  
大阪府教育委員会、『大水川改修にともなう発掘調査概要』V、1988年  
大阪府教育委員会、『大水川改修にともなう発掘調査概要』VI、1989年  
大阪府教育委員会、『大水川改修にともなう発掘調査概要』VII、1991年  
羽曳野市教育委員会、『古市遺跡群』XII、1991年  
大阪府教育委員会、『大水川改修にともなう発掘調査概要』IX、1992年  
藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』VII、1992年  
藤井寺市教育委員会、『新版 古市古墳群』、1993年  
羽曳野市教育委員会、『古市遺跡群』XVI、1995年  
宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第48号、1997年  
藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』XIV、1999年  
大阪府教育委員会、『大水川改修にともなう発掘調査概要』X、1999年  
宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第52号、2001年  
宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第53号、2002年  
宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第55号、2004年  
宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第56号、2005年  
羽曳野市教育委員会、『古市遺跡群』XXIX、2008年  
羽曳野市教育委員会、『古市遺跡群』XXX、2009年  
宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第60号、2009年  
宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第62号、2011年  
新納 泉、「誉田御廟山古墳の設計原理」『日本考古学』39号、2015年  
羽曳野市教育委員会、『古市遺跡群』XXXIV、2013年  
羽曳野市教育委員会、『古市遺跡群』XXXIX、2018年

#### 構成資産 33-2 誉田丸山古墳

宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第31号、1978年  
藤井寺市教育委員会、『新版 古市古墳群』、1993年  
宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第55号、2004年

#### 構成資産 33-3 二ツ塚古墳

藤井寺市教育委員会、『新版 古市古墳群』、1993年  
羽曳野市教育委員会、『羽曳野市内遺跡調査報告書－平成6年度－』、2002年

#### 構成資産 34 東馬塚古墳

羽曳野市教育委員会、『茶山遺跡発掘調査報告書』、1979年  
藤井寺市教育委員会、『新版 古市古墳群』、1993年  
宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第61号、2010年  
羽曳野市教育委員会、『古市遺跡群』XXXIX、2018年

#### 構成資産 35 栗塚古墳

羽曳野市教育委員会、『古市遺跡群』X、1989年

藤井寺市教育委員会、『新版 古市古墳群』、1993年  
 羽曳野市教育委員会、『羽曳野市内遺跡調査報告書－平成20年度－』、2011年  
 羽曳野市教育委員会、『古市遺跡群』X X X VI、2015年

### 構成資産 36 東山古墳

藤井寺市教育委員会、『新版 古市古墳群』、1993年  
 藤井寺市教育委員会、『東山古墳発掘調査現地説明会資料』、2014年  
 藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』X X X、2015年  
 藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』X X X II、2017年

### 構成資産 37 はさみ山古墳

藤井寺市教育委員会、『藤井寺市文化財保護事業年報』昭和54・55・56年度、1987年  
 藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』IV、1989年  
 藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』V、1990年  
 藤井寺市教育委員会、『新版 古市古墳群』、1993年  
 藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』X、1995年  
 藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』X III、1999年

### 構成資産 38 墓山古墳

大阪府教育委員会、『はさみ山遺跡発掘調査概要』III、1977年  
 大阪府教育委員会、『はさみ山遺跡発掘調査概要』、1981年  
 大阪府教育委員会、『はさみ山遺跡発掘調査概要』、1983年  
 大阪府教育委員会、『はさみ山遺跡発掘調査概要』、1985年  
 大阪府教育委員会、『はさみ山遺跡発掘調査概要』、1986年  
 藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』III、1988年  
 藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』VII、1992年  
 藤井寺市教育委員会、『新版 古市古墳群』、1993年  
 藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』X II、1997年  
 藤井寺市教育委員会、『西墓山古墳』、1997年  
 藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』X III、1998年  
 羽曳野市教育委員会、『羽曳野市内遺跡調査報告書－平成9年度－』、2001年  
 藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』X VI、2001年  
 羽曳野市教育委員会、『羽曳野市内遺跡調査報告書－平成5年度－』、2003年

### 構成資産 39 野中古墳

大阪大学、『河内野中古墳の研究』、1976年  
 藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』II、1987年  
 藤井寺市教育委員会、『新版 古市古墳群』、1993年  
 藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』VI、1991年

藤井寺市教育委員会、『西墓山古墳』、1997年  
大阪大学、『河内野中古墳と「倭の五王」』、2014年  
藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』X X IX、2014年

#### 構成資産 40 向墓山古墳

羽曳野市教育委員会、『羽曳野市内遺跡調査報告書 - 平成元年度』、1990年  
羽曳野市教育委員会、『古市遺跡群』X III、1992年  
藤井寺市教育委員会、『新版 古市古墳群』、1993年  
羽曳野市教育委員会、『古市遺跡群』X V、1994年  
宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第55号、2004年  
宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第58号、2007年  
宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第64号、2013年  
宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第65号、2014年

#### 構成資産 41 西馬塚古墳

羽曳野市教育委員会、『古市遺跡群』X II、1991年  
羽曳野市教育委員会、『古市遺跡群』X III、1992年  
羽曳野市教育委員会、『古市遺跡群』X V、1994年  
羽曳野市教育委員会、『羽曳野市内遺跡調査報告書 - 平成14年度』、2005年

#### 構成資産 42 浄元寺山古墳

大阪府教育委員会、『はさみ山遺跡発掘調査概要』IX、1982年  
藤井寺市教育委員会、『藤井寺市文化財保護事業年報』昭和54・55・56年度、1987年  
藤井寺市教育委員会、『藤井寺市文化財保護事業年報』昭和60・61・62年度、1987年

藤井寺市教育委員会、『新版 古市古墳群』、1993 年  
藤井寺市教育委員会、『西墓山古墳』、1997 年  
藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』XVII、2002 年

#### 構成資産 43 青山古墳

大阪府教育委員会、『青山遺跡第 2 回現地説明会資料』、1978 年  
藤井寺市教育委員会、『新版 古市古墳群』、1993 年  
藤井寺市教育委員会、『石川流域遺跡群発掘調査報告』VIII、1993 年  
藤井寺市教育委員会、『藤井寺市発掘調査概要』第 16 号、2015 年

#### 構成資産 44 峯ヶ塚古墳

羽曳野市教育委員会、『史跡峯ヶ塚古墳範囲確認調査報告書』、1988 年  
羽曳野市教育委員会、『史跡峯ヶ塚古墳予備調査報告』、1990 年  
羽曳野市教育委員会、『史跡峯ヶ塚古墳 平成 2 年度発掘調査概要』1991 年  
羽曳野市教育委員会、『史跡古市古墳群 峯ヶ塚古墳後円部発掘調査報告書』、2002 年  
羽曳野市教育委員会、『羽曳野市内遺跡調査報告書－平成 5 年度－』、2003 年  
羽曳野市教育委員会、『羽曳野市内遺跡調査報告書－平成 13 年度－』、2004 年  
羽曳野市教育委員会、『古市遺跡群』X XIX、2008 年

羽曳野市教育委員会、『古市遺跡群』X X X I、2010年  
羽曳野市教育委員会、『古市遺跡群』X X X III、2012年  
羽曳野市教育委員会、『古市遺跡群』X X X VI、2015年  
羽曳野市教育委員会、『古市遺跡群』X X X VII、2016年

#### 構成資産 45 白鳥陵古墳

宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第26号、1975年  
羽曳野市教育委員会、『古市古墳群発掘調査報告書』、1979年  
羽曳野市教育委員会、『古市遺跡群』II、1980年  
宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第33号、1982年  
宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第34号、1983年  
羽曳野市教育委員会、『古市遺跡群』VI、1985年  
羽曳野市教育委員会、『古市遺跡群』X、1990年  
羽曳野市教育委員会、『古市遺跡群』X II、1991年  
羽曳野市教育委員会、『古市遺跡群』X IV、1993年  
藤井寺市教育委員会、『新版 古市古墳群』、1993年  
羽曳野市教育委員会、『古市遺跡群』X V、1994年  
羽曳野市教育委員会、『古市遺跡群』X VI、1995年  
羽曳野市教育委員会、『古市遺跡群』X X I、2000年  
羽曳野市教育委員会、『羽曳野市内遺跡調査報告書－平成8年度－』、2000年  
宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第53号、2002年  
羽曳野市教育委員会、『古市遺跡群』X X III、2002年  
宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第54号、2003年  
羽曳野市教育委員会、『羽曳野市内遺跡調査報告書－平成12年度－』、2003年  
宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第55号、2004年  
羽曳野市教育委員会、『羽曳野市内遺跡調査報告書－平成16年度－』、2007年  
宮内庁書陵部、『書陵部紀要』第62号、2011年  
羽曳野市教育委員会、『古市遺跡群』X X X III、2012年

#### (iii) 保存管理計画書

堺市教育委員会、『国指定史跡百舌鳥古墳群保存管理計画』、2015年  
羽曳野市教育委員会・藤井寺市教育委員会、『国史跡古市古墳群保存管理計画』、2014年

#### (iv) 百舌鳥・古市古墳群に関する図録・写真集

堺市博物館、『埴輪と鉄器具が語る 巨大古墳とその周辺』、1982年  
大阪府立近つ飛鳥博物館、『仁徳陵古墳－築造の時代－』、1996年  
堺市博物館、『大王墓の時代－百舌鳥古墳群・よみがえる五世紀－』、1996年  
堺市博物館、『堺発掘物語－古墳と遺跡から見た堺の歴史－』、2001年

堺市博物館、『百舌鳥古墳群と黒姫山古墳』、2005年  
大阪府立近つ飛鳥博物館、『応神大王の時代－河内政権の幕開け－』、2006年  
大阪府立近つ飛鳥博物館、『百舌鳥・古市古墳群展－巨大古墳の時代－』、2009年  
堺市博物館、『仁徳陵古墳築造－百舌鳥・古市の古墳群からさぐる－』、2009年  
堺市博物館、『百舌鳥古墳群の陵墓古写真集』、2009年  
堺市博物館、『百舌鳥古墳群－その出土品からさぐる－』、2010年  
堺市博物館、『陵墓古写真集II』、2011年  
大阪府立近つ飛鳥博物館、『百舌鳥・古市古墳群出現前夜』、2013年  
堺市、『百舌鳥古墳群測量図集成』、2015年  
羽曳野市・藤井寺市、『古市古墳群測量図集成』、2015年  
堺市、『ハンドブック堺の文化財 百舌鳥古墳群』、2017年

## (v) 国内における百舌鳥・古市古墳群に関する研究書

(全体)

白石太一郎、『古墳とヤマト政権』(文芸春秋)、1999年  
白石太一郎、『古墳と古墳群の研究』(塙書店)、2000年  
田中晋作、『百舌鳥・古市古墳群の研究』(学生社)、2001年  
堀田啓一、『日本古代の陵墓』(吉川弘文館)、2001年  
藤田和尊、『古墳時代の王権と軍事』(学生社)、2006年  
白石太一郎、『考古学からみた倭国』(青木書店)、2009年  
白石太一郎、『古墳と古墳時代の文化』(塙書店)、2011年  
一瀬和夫、『大王墓と前方後円墳』(吉川弘文館)、2005年  
白石太一郎(編)、『近畿地方における大型古墳群の基礎的研究』(六一書房)、2008年  
五十嵐敬喜ほか、『古墳文化の煌めき 百舌鳥・古市古墳群を世界遺産に』(ブックエンド)、2013年

(百舌鳥)

一瀬和夫、『古墳時代のシンボル 仁徳陵古墳』(新泉社)、2009年  
堺市、『百舌鳥野の幕開け－大王墓築造開始の謎に迫る－』、2011年  
堺市、『徹底分析・仁徳陵古墳－巨大前方後円墳の実像に迫る－』、2012年  
堺市、『漆黒の武具・白銀の武器－百舌鳥古墳群と5世紀の動乱－』、2013年  
堺市、『巨大古墳あらわる－履中天皇陵古墳を考える－』、2015年  
堺市、『新たな百舌鳥古墳群像をめぐって』、2016年  
堺市、『検証！ 河内政権論』、2017年

(古市)

古市古墳群研究会、『古市古墳群とその周辺』、1985年  
藤井寺市教育委員会、『修羅とその周辺』(藤井寺の遺跡ガイドブックNo.5)、1992年  
藤井寺市教育委員会、『新版 古市古墳群』(藤井寺の遺跡ガイドブックNo.6)、1993年  
藤井寺市教育委員会、『倭の五王の時代－巨大古墳の謎にせまる－』(藤井寺の遺跡ガイドブックNo.7)、  
1996年  
藤井寺市教育委員会、『古市古墳群とその時代－王権の構造と社会の変化－』(藤井寺の遺跡ガイドブックNo.11)、2000年  
藤井寺市教育委員会、『津堂城山古墳－巨大な古墳の謎にせまる－』(藤井寺の遺跡ガイドブックNo.12)、2002年

- 藤井寺市教育委員会、『古市古墳群の終焉を考える』（藤井寺の遺跡ガイドブックNo.13）、2004年  
藤井寺市教育委員会、『終末期古墳と初期寺院の造営を考える－古市古墳群終焉後の藤井寺とその周辺－』（藤井寺の遺跡ガイドブックNo.14）、2006年  
藤井寺市教育委員会、『巨大古墳の時代をめぐって－修羅と水鳥形埴輪の重要文化財指定記念－』（藤井寺の遺跡ガイドブックNo.15）、2008年

## (vi) 歴史資料

(海外)

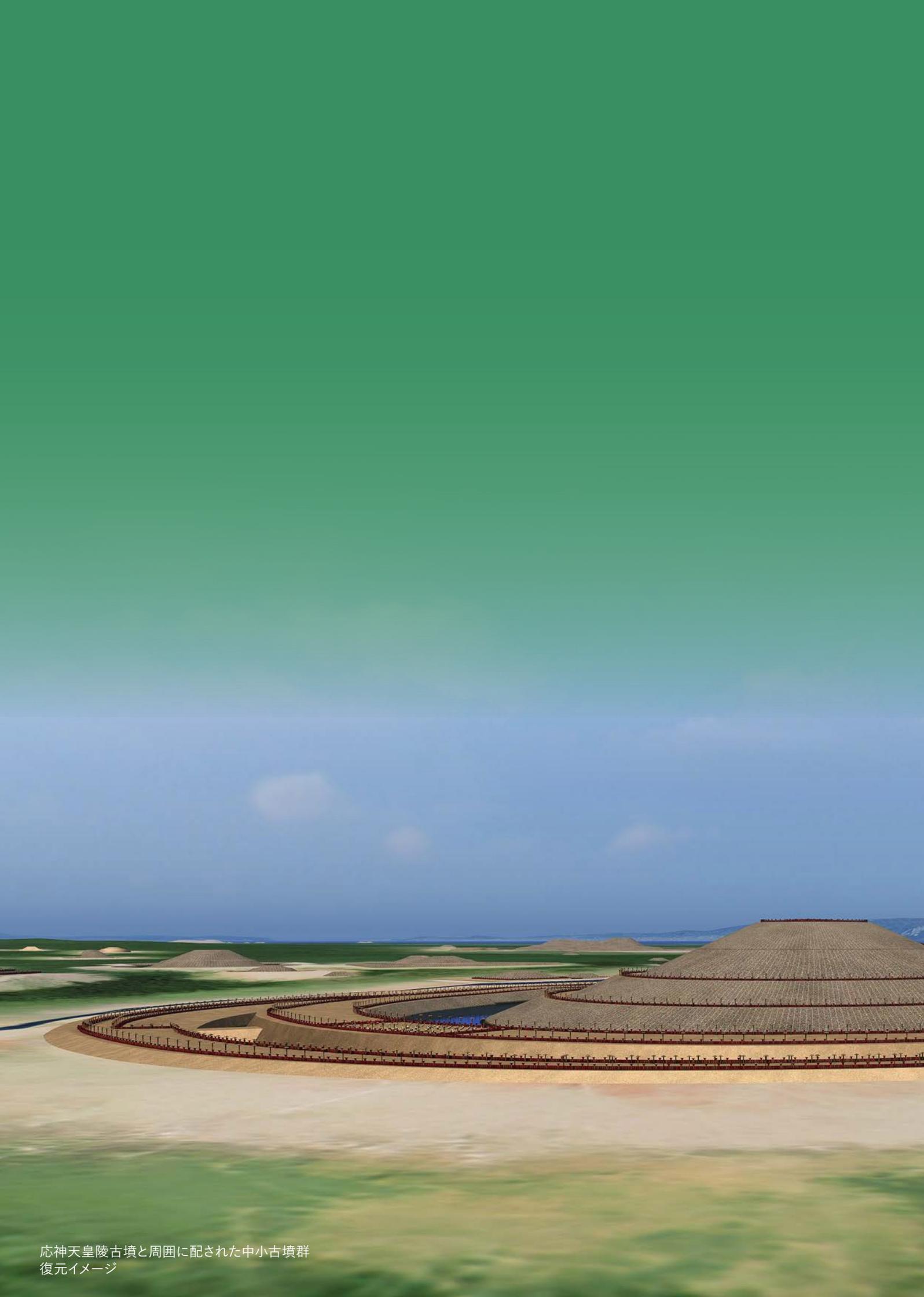
『宋書』

(国内)

『古事記』

『日本書紀』

『延喜式』



応神天皇陵古墳と周囲に配された中小古墳群  
復元イメージ

# 第 8 章

## 連絡先

- 8.a 推薦書作成者連絡先
- 8.b 管理組織 / 官庁
- 8.c その他の組織（地方公共団体等）  
の名称と連絡先
- 8.d 公式 Web サイト





## 8. 連絡先

### 8.a 推薦書作成者連絡先

#### 文化庁文化財部記念物課

住 所：〒 100-8959 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 2 号  
T E L：03-5253-4111（内線 2877）、F A X：03-6734-3822  
E-mail：w-isan@mext.go.jp

### 8.b 地方行政組織

#### 大阪府府民文化部魅力づくり推進課

住 所：〒 559-8555 大阪府大阪市住之江区南港北 1 丁目 14 番 16 号大阪府庁咲洲庁舎  
T E L：06-6210-9304、F A X：06-6210-9316  
E-mail：miryokusuishin@sbox.pref.osaka.lg.jp

### 8.c その他の地方機関

#### 大阪府教育庁文化財保護課

住 所：〒 559-8555 大阪府大阪市住之江区南港北 1 丁目 14 番 16 号大阪府庁咲洲庁舎  
T E L：06-6210-9902、F A X：06-6210-9903  
E-mail：bunkazaihogo@sbox.pref.osaka.lg.jp

**堺市文化観光局世界文化遺産推進室**

住 所：〒590-0078 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号  
T E L：072-228-7014、F A X：072-228-7251  
E-mail：sei@city.sakai.lg.jp

**堺市文化観光局文化部文化財課**

住 所：〒590-0078 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号  
T E L：072-228-7198、F A X：072-228-7228  
E-mail：bunzai@city.sakai.lg.jp

**羽曳野市市長公室世界文化遺産推進室**

住 所：〒583-8585 大阪府羽曳野市誉田4丁目1番1号  
T E L：072-958-1111（内線4400）、F A X：072-958-2359  
E-mail：sekaibunka@city.habikino.lg.jp

**羽曳野市教育委員会事務局生涯学習室文化財保護課**

住 所：〒583-8585 大阪府羽曳野市誉田4丁目1番1号  
T E L：072-958-1111（内線4480）、F A X：072-956-7196  
E-mail：bunkazai@city.habikino.lg.jp

**藤井寺市政策企画部世界遺産登録推進室**

住 所：〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号  
T E L：072-939-1111（内線6160）、F A X：072-952-9501  
E-mail：sekaiisan@city.fujiidera.lg.jp

**藤井寺市教育委員会事務局教育部文化財保護課**

住 所：〒 583-8583 大阪府藤井寺市岡 1 丁目 1 番 1 号

T E L：072-939-1111（内線 6810）、F A X：072-938-6881

E-mail: bunkazai@city.fujiidera.lg.jp

## 8.d 公式のウェブ・アドレス

**百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議**

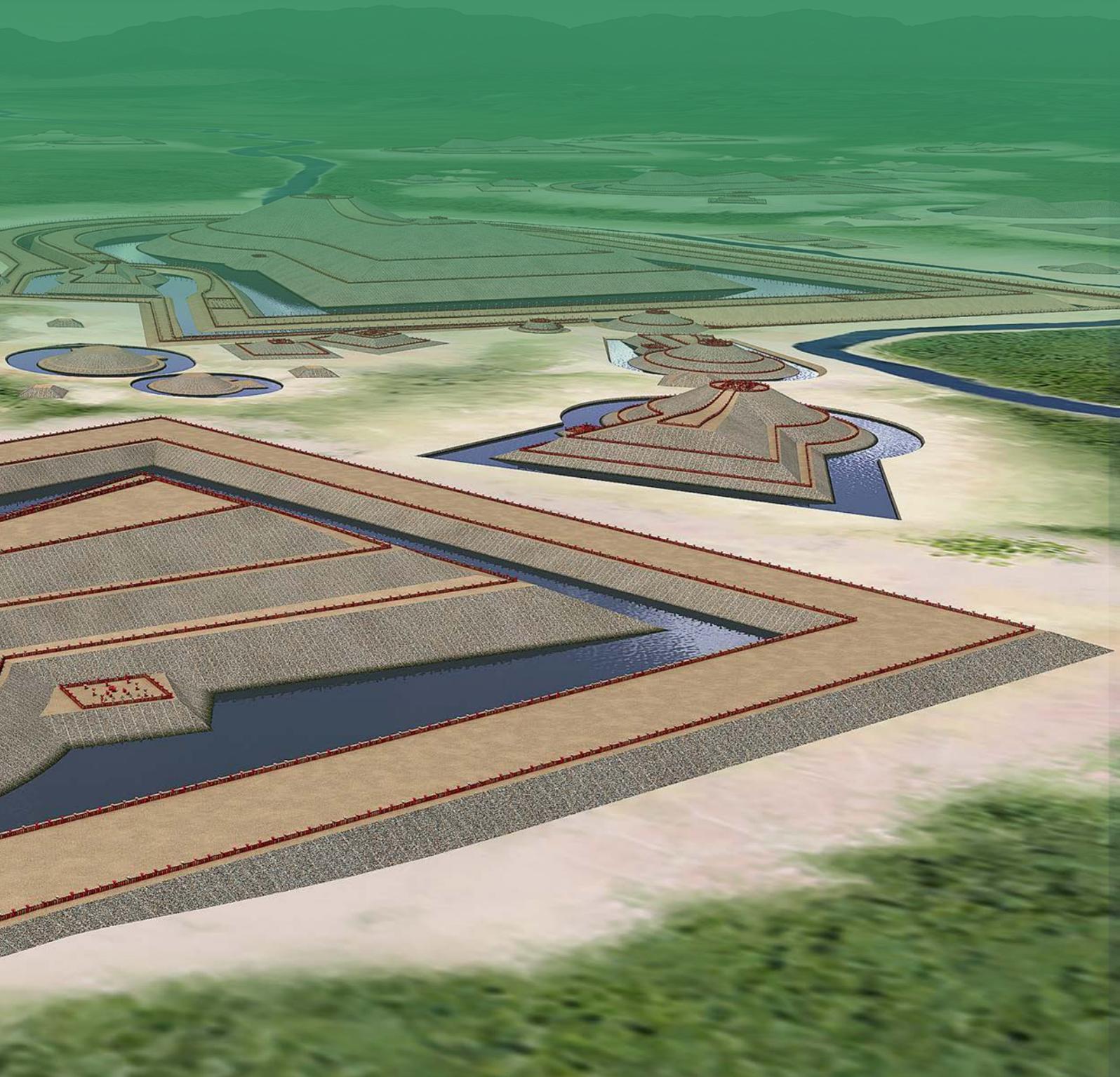
<http://www.mozu-furuichi.jp/jp/>



百舌鳥・古市古墳群 古墳時代の復元イメージ

# 第9章

## 締約国代表者署名





# 9. 締約国代表者氏名

宮田 亮平 

宮田 亮平

長官

文化庁

2018年1月

日本政府を代表して署名する。